愛媛県越智郡上島町

弓削島庄総合調査報告書

2020年12月

愛媛県越智郡上島町教育委員会

1　弓削島全景（南西から）

2　上島諸島と魚島群島（北西から）

巻頭図版２

１　弓削島全景（北西から）

２　弓削島全景（南東から）

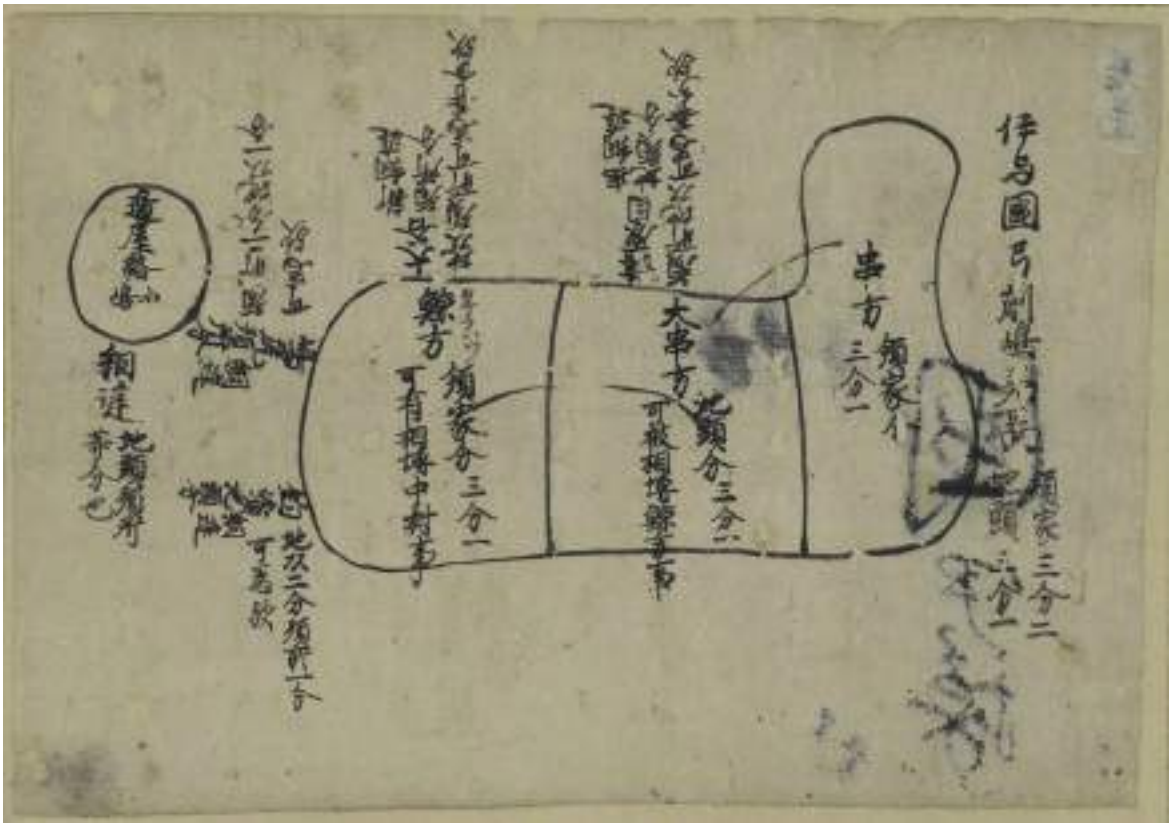

1　領家・地頭相分絵図（「東寺百合文書」と函153）（京都府立京都学・歴彩館 東寺百合文書ＷＥＢから）

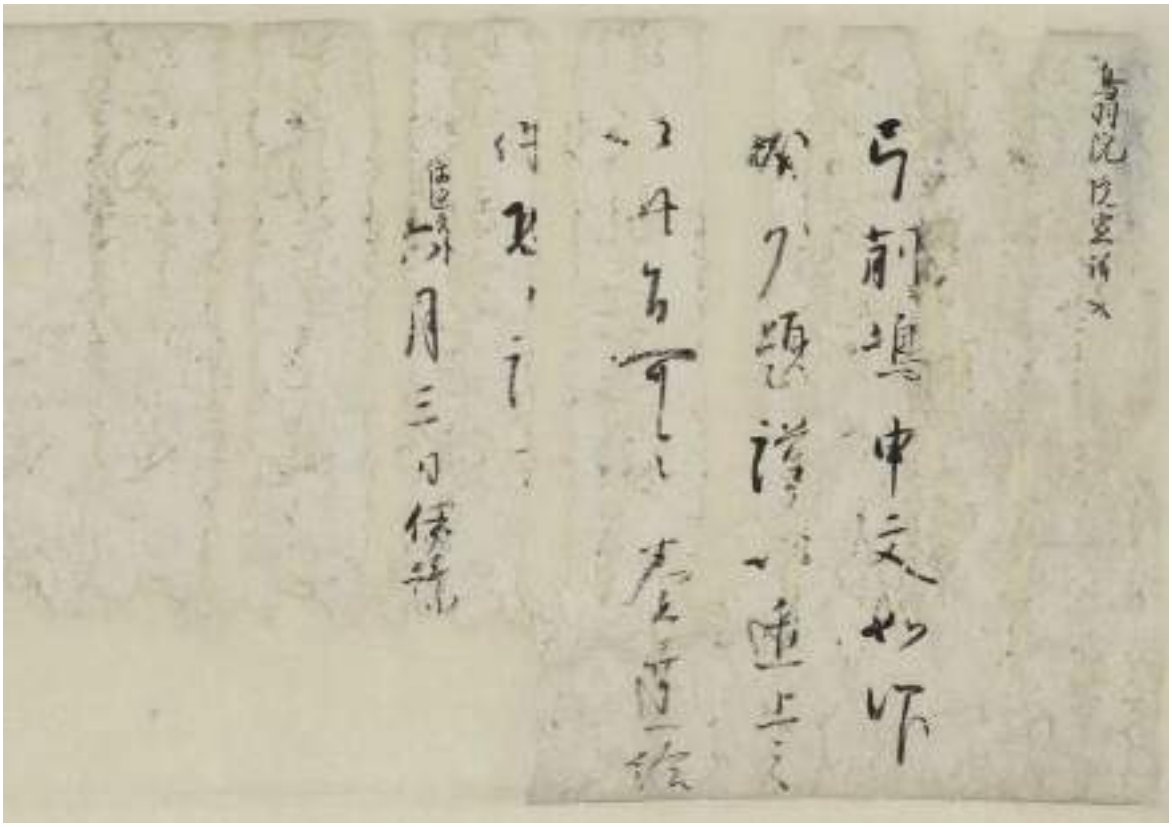

2　藤原忠隆請文（「東寺文書」　無号之部３）（京都府立京都学・歴彩館 東寺百合文書ＷＥＢから）

巻頭図版４

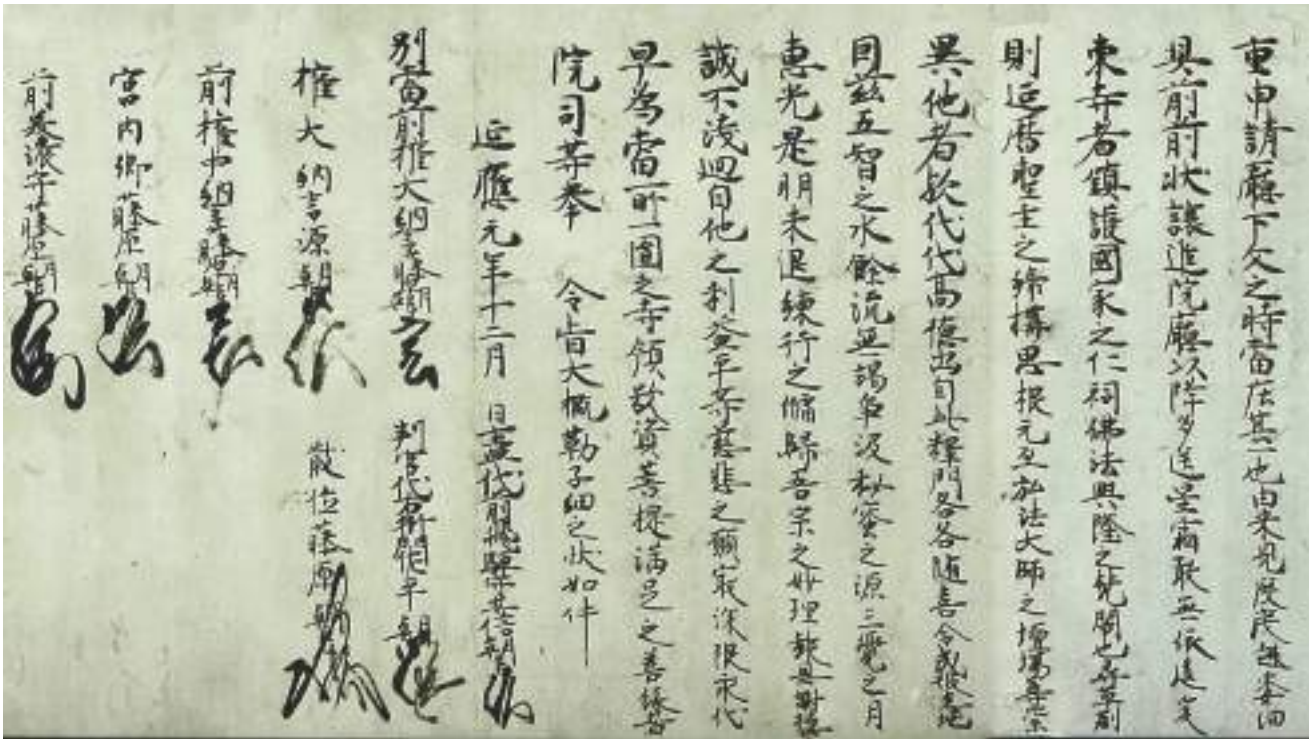

１　宣陽門院寄進状（「東寺文書」楽乙１）（東寺宝物館蔵）

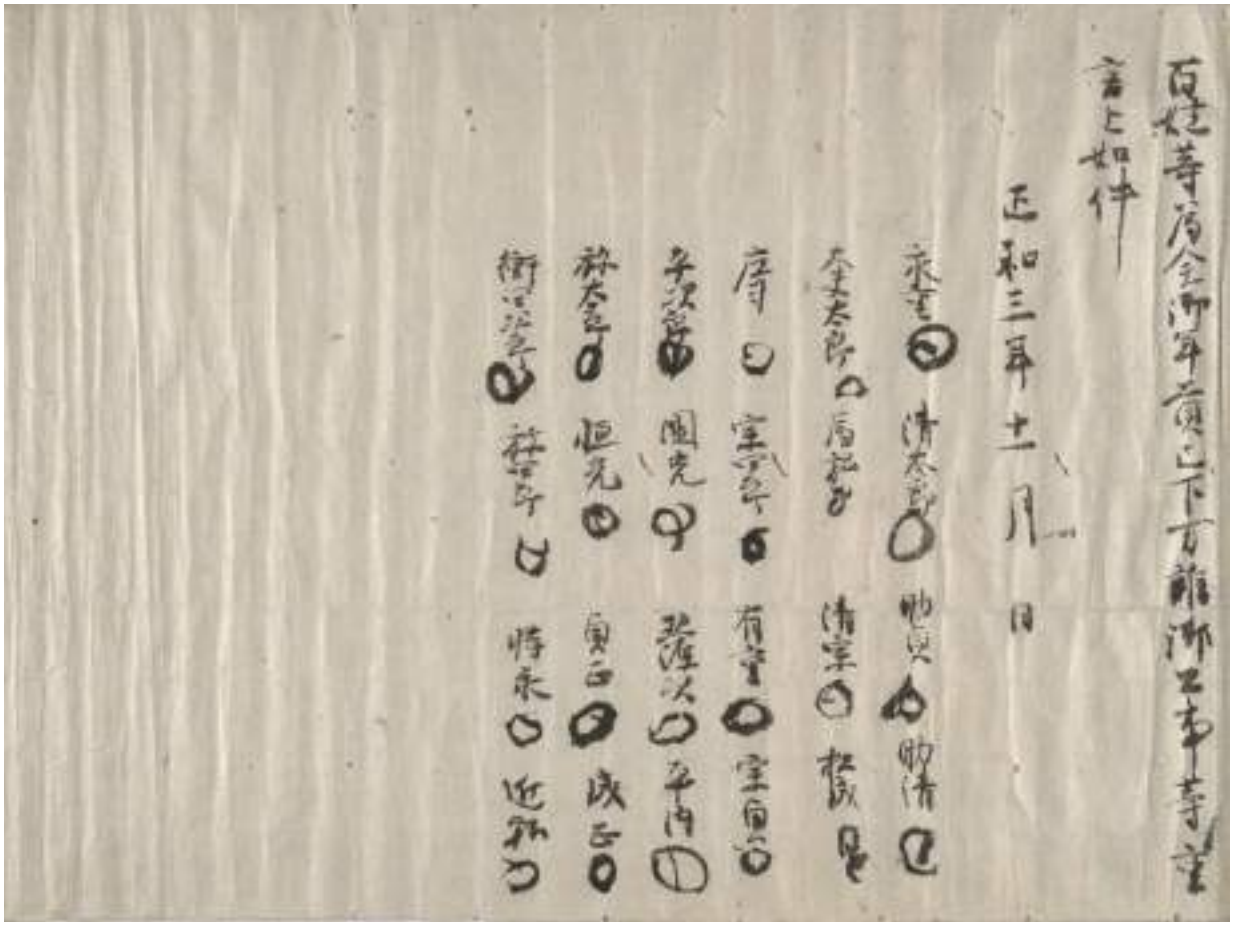

２　領家方百姓等重申状（「東寺百合文書」京函31）（京都府立京都学・歴彩館 東寺百合文書ＷＥＢから）

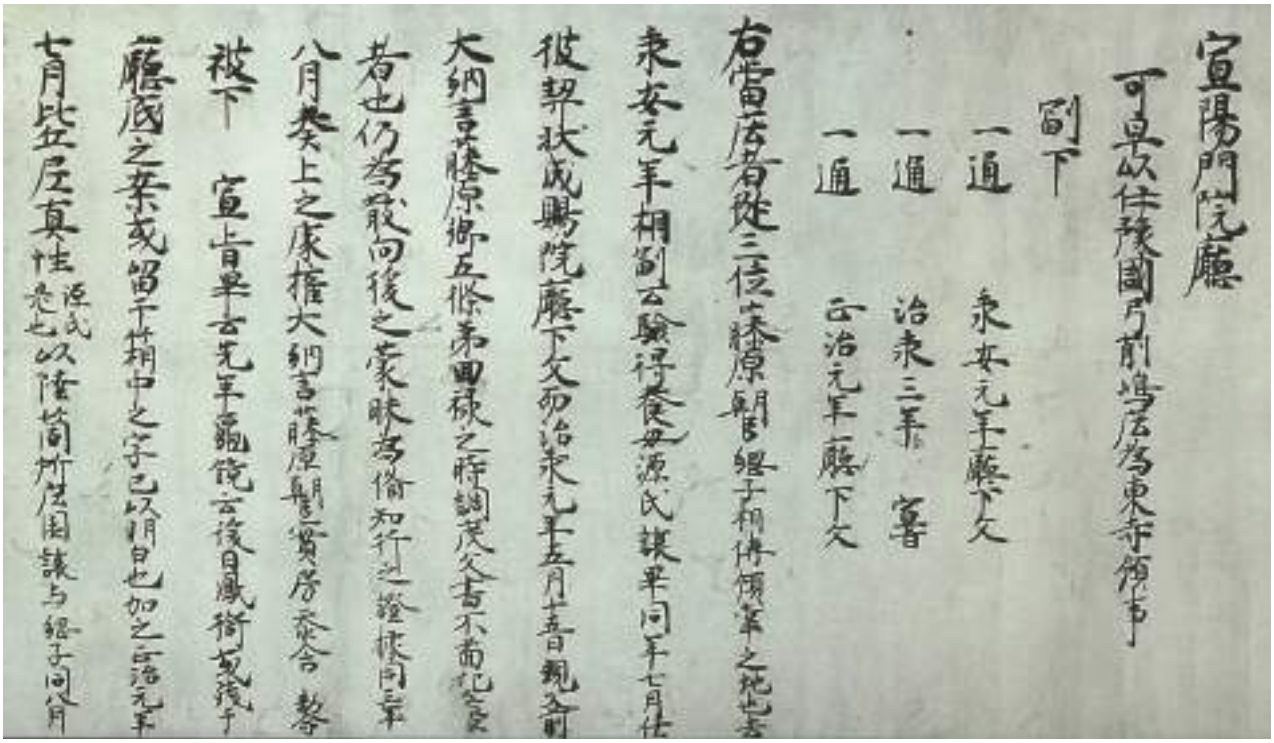

宣陽門院廳

可早以仕豫國弓前鳴居為東寺領事

副下

一通　永安元年廳下文

一通　治永三年　宣旨

一通　正治元年廳下文

右當居者從三位藤原朝臣經子相傳領掌之地也去永安元年相副云驗得養母源氏讓畢同年七月任彼契狀成賜院廳下文而治永元年五月十五日親父前大納言藤原卿五條弟四祿之時調度父書不當記之者也仍為散向後之蒙昧為備知行之證據同年八月奏上之康權大納言藤原朝臣實房奏合　勅被下　宣旨畢云先年龜鏡云後日鳳銜或殘于廳底之案或留于箱中之字已以明白也加之正治元年七月比丘尼真性源氏是也以陸簡所居園讓与經子同八月

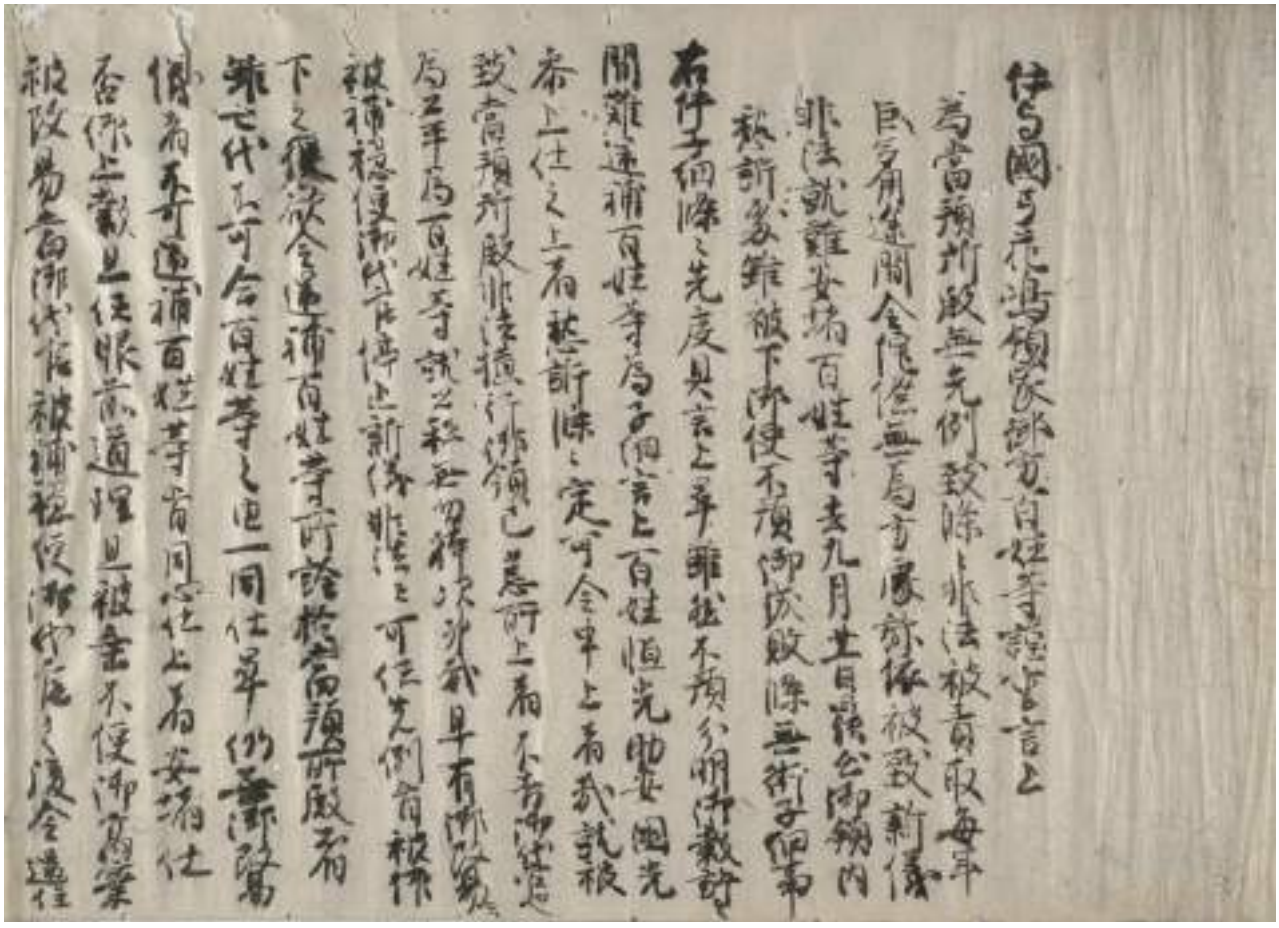

仕与國弓花鳴領家御方百姓等謹言上

為當預所殿無先例致條々非法被責取每年巨多用途間令侘傺無為方處訴依被致新儀非法就難安堵百姓等去九月廿日嚴公御領內愁訴多雖被下御使不預御成敗條無術子細事

右仕子細條々先度具言上畢雖然不預分明御裁許間難逆補百姓等為子細言上百姓恒光助安國光希上仕之上者愁訴條々定可令申上者哉就被致當預所殿非法擅行御領已惡所上者不吝御仕宜為二年為百姓等就之私無勿稱次沙哉早有御改易被補穩便御代官停止新儀非法之可任先例者被仰下之後欲令逆補百姓等所詮於當預所殿者雖亡代不可令百姓等之迫一同仕畢仍無御改易儀者不可逆補百姓等者同心仕上者安堵仕否御上數且任眼前道理且被金不便御高案被改易當御代官被補穩便御代官之後令遣任

巻頭図版６

▼東泉寺

1　東泉寺遠景（北西から）

2　東泉寺と鯨池（西から）

１　東泉寺境内発掘調査地　トレンチ完掘状況（北から）

２　東泉寺　凝灰岩製層塔（南から）

３　東泉寺　凝灰岩製層塔・五輪塔（北から）

巻頭図版８

1　鯨池上の畑　板碑（東から）

2　東泉寺　木造薬師三尊立像（三尊の比率は現状と異なる）

１　東泉寺薬師堂（南東から）

２　東泉寺薬師堂（南から）

３　東泉寺薬師堂（北西から）

▼大田林発掘調査地

1　大田林発掘調査地遠景（北から）

▼大田林発掘調査地

2　大田林発掘調査地遠景（北西から）

1　大田林発掘調査地　３トレンチ浜床断ち割り状況（北西から）

2　大田林発掘調査地　４トレンチ浜床断ち割り状況（北西から）

巻頭図版12

▼高浜八幡神社

1　高浜八幡神社遠景（南東から）

▼高浜八幡神社

2　高浜八幡神社遠景（北西から）

1　高浜八幡神社境内発掘調査地　浜床検出状況（南から）

2　高浜八幡神社境内発掘調査地　浜床断ち割り状況（南西から）

巻頭図版14

1　高浜八幡神社本殿の御簾の前に安置された木造師子狛犬

2　高浜八幡神社　木造師子狛犬

▼京ノ小島

1　高浜八幡神社と京ノ小島（南西から）

2　高浜八幡神社境内と城山跡（とみ山）（北西から）

▼願成寺

1　願成寺遠景（北西から）

2　願成寺近景（西から）

1　願成寺境内発掘調査地　トレンチ南壁土層（北から）

2　願成寺　集合墓（南西から）

巻頭図版18

▼城山跡（とみ山）

1　伊勢山から望む城山跡（とみ山）

2　著神社近景（南西から）

1　弓削島上空から望む上島諸島

2　石灰山（石山）と古法皇山（南から）

巻頭図版20

1　自性寺近景（南東から）

2　潮音寺近景（西から）

▼弓削神社

1　弓削神社遠景（南東から）

2　弓削神社境内（南東から）

巻頭図版22

1　弓削神社境内発掘調査地　トレンチ完掘状況（東から）

2　弓削神社　木造師子狛犬

▼定光寺

1　定光寺遠景（南西から）

▼定光寺

2　定光寺遠景（南東から）

巻頭図版24

1　定光寺境内発掘調査地　１・２トレンチ完掘状況（南西から）

1　定光寺　木造阿弥陀如来坐像

2　定光寺　木造阿弥陀如来坐像と三十三観音像

巻頭図版26

1　定光寺観音堂（西北西から）

2　定光寺観音堂と山門（北西から）

1　狩尾地区と立石山（南から）

2　大谷地区近景（南西から）

▼島尻海岸発掘調査地

1　島尻海岸遠景（東から）

2　島尻海岸発掘調査地　発掘調査風景（西から）

1　島尻海岸発掘調査地　２トレンチ浜床断ち割り状況（北西から）

2　島屋宮跡（北から）

巻頭図版30

1　百貫島遠景（南西から）

▼高井神島　▼百貫島　　▼豊島

2　福山市内海町横島から望む百貫島

1　百貫島近景（北西から）

▽百貫島　　▼弓削島

2　福山市内海町横島から望む弓削島と百貫島

巻頭図版32

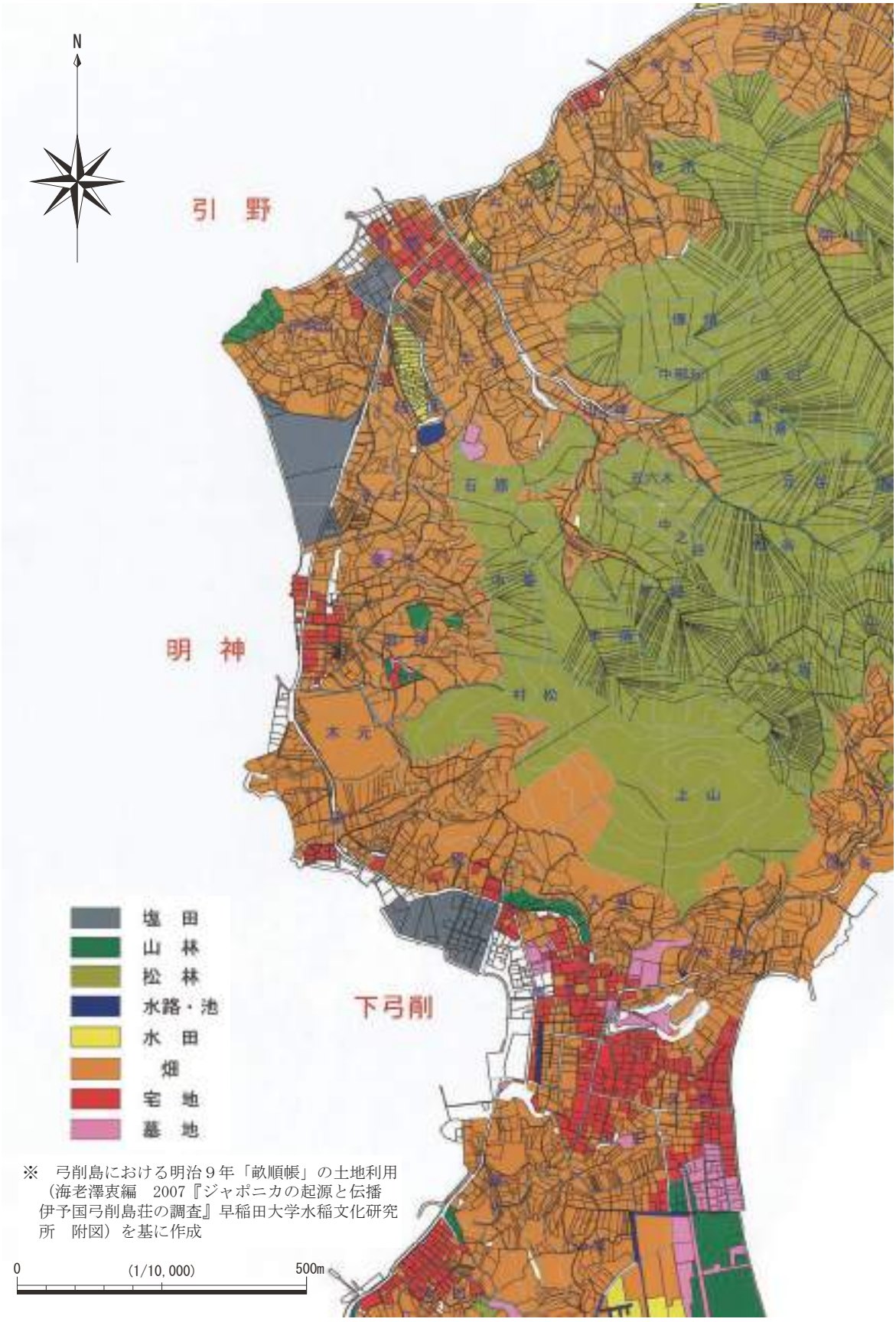

1　明治９年の「畝順帳」における土地利用（S＝1/10,000）

愛媛県越智郡上島町

弓削島庄総合調査報告書

2020年12月

愛媛県越智郡上島町教育委員会

序　　文

上島町は、愛媛県の北東部、広島県との県境に位置し、瀬戸内海のほぼ中央に浮かぶ上島諸島および魚島群島で構成されています。瀬戸内海国立公園区域内にあり、穏やかな海と多島美からなる景観が町の大きな魅力です。その魅力を求めて、国内外から多くの人々がこの地を訪れています。

日本最大の内海「瀬戸内海」はThe Inland Sea の翻訳語であり、このことはよく知られています。その瀬戸内海が沿岸部を含めて一つのまとまりのある地域として認識され始めたのは、明治時代になってからのことです。19世紀中頃、幕末の開国以来、海外から多くの人々が日本を訪れ、瀬戸内海の景観は称賛され、その魅力は海外に発信されました。このことは、日本人の瀬戸内海に対する認識に多大なる影響を与えました。

上島町にある弓削島は、中世の塩の庄園として知られています。伊予国弓削島庄は、塩の生産を特徴とする庄園であったことから、戦後には多くの研究者の学問の対象となり、瀬戸内海を代表する製塩地として注目されることとなりました。そして、平成27年10月に行われた弓削島庄の記録が多く残る国宝「東寺百合文書」の「世界の記憶（ユネスコ記憶遺産）」への登録は、この地域に生きた先人の貴重な歴史を再認識させてくれました。

このような機運もあり、平成28年度に上島町は、文化庁および愛媛県教育委員会のご指導とご助言を賜りながら、弓削島庄総合調査事業を開始いたしました。これは、弓削島全域およびその周辺地域を調査対象とした７つの分野で構成される総合調査事業であり、地域に遺された庄園時代の記憶（歴史文化資源）を収集・記録・保存することを事業の大きな目的としました。本報告書は、平成28年度から令和２年度まで実施した瀬戸内海の島嶼にあった中世庄園を対象とした調査の成果を報告するものです。学際的な総合調査を実施することによって、私たちは、塩の庄園を理解し復元するために必要な多くの基礎資料を得ることができました。

この調査で得られた弓削島庄関連の歴史文化資源を貴重な歴史文化遺産として保存・活用することが、次の私たちの重要な課題になります。そして、本報告書が文化財保護に対する理解を深め、教育並びに学術研究、郷土史研究の基礎資料として広く活用されることを切に願っています。

最後になりましたが、本調査事業を実施するにあたり、懇切なるご指導とご助言を賜りました諸先生方、そして、多大なるご理解とご協力を賜りました関係機関および地元住民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和２年12月

愛媛県上島町教育委員会
教育長　髙　橋　典　子

序　　文

庄園遺跡というのは、遺跡としては地味な部類に入るといえるでしょう。古代の古墳のように巨大な土盛があるわけでもなければ、近世の城郭遺跡のように立派な石垣や建造物があるわけでもありません。そのせいか、国史跡として指定されている遺跡の数も、大阪府の日根庄遺跡など数か所に過ぎないようです。しかし、いうまでもないことながら、そのことが遺跡としての重要性を減じているわけではありません。それどころか、庄園遺跡は、古墳や城郭など他の遺跡とは異なる大きな特色を持っています。それは、人々の生活やそれを支える生産にかかわる遺跡であるという点です。とりわけ弓削島庄の場合、瀬戸内海の島庄園であることもあって、塩業にかかわる部分が大きいという特色があります。

そのような生活や生産にかかわる歴史遺産は、長い時間の経過の中で地中に埋もれたり、記録が失われたりして姿が見えにくくなっています。そのような場合は、ひとつひとつ丁寧に発掘をしたり、記録を探し出してそれを読み込んだりして姿が見えるようにする必要があります。

私たち調査委員会では、文献資料・歴史地理部門、埋蔵文化財・石造物部門、美術工芸品・建造物部門、民俗部門の４部門を中心にして、５年間にわたってそのような作業を続け、それぞれの分野で多くの成果を得ることができました。これらの成果は、全国の庄園遺跡に関心を持つ人々の研究に役立つとともに、地域の人々が弓削島庄についての理解を深めるうえで大きく寄与するものと信じています。また、この報告書をふまえて、上島町において庄園関連遺跡の整備が図られることを期待したいと思います。

現在上島町では、町内の島々が橋によって結び合わされ、多くの人々が島めぐりのサイクリングに訪れています。近い将来、これらの人々が瀬戸内の風をあびながら、自転車で弓削島庄遺跡を訪ね歩く姿が見られるのを楽しみにしたいと思います。

なお、私たちは、調査を進める途中、石造物分野の責任者を務めていただいていた児島公尊氏を失いました。本報告書を御霊前に捧げるとともに、御冥福をお祈りしたいと思います。

令和２年12月

弓削島庄総合調査事業指導委員会
委員長　山　内　　譲

例　　言

1．本書は、上島町教育委員会が平成25年度から国庫補助事業として実施している上島町内遺跡発掘調査等事業のうち、平成28年度から令和２年度にかけて実施した弓削島庄総合調査事業の報告書である。

2．本調査は、弓削島庄に関連する塩浜跡および社寺を主な対象として埋蔵文化財調査を行った。また、文献資料調査、歴史地理調査、石造物調査、美術工芸品調査、建造物調査、民俗調査の分野においては、弓削島内の社寺および各地区で調査を実施した。なお、石造物調査および美術工芸品調査については、上島町内各地区（生名地区、岩城地区、魚島地区）の一部も調査対象地に加えた。

3．上島町教育委員会を調査主体とし、事務局を設置した。事務局の体制は第１章に示した。

4．各調査分野における調査体制は第１章に示した。また、本文における執筆担当者については、それぞれの文末に執筆者名を記した。

5．各調査分野の報告で使用している地図については、以下の地図を基に作成した。
株式会社乙媛印刷社作成「上島町防災マップ基図」（図２－２）
国土地理院発行１：200,000地勢図「岡山及丸亀」「広島」（図６－31）
電子地形図25000（国土地理院）（図３－１、図５－23、図６－６）
電子地形図20万「岡山及丸亀」（国土地理院）（図10－１）
弓削町発行（平成３年７月）「弓削町全図」（図５－２～11・13～21）
上島町役場発行「上島町全図」（図３－２）
また、「図３－66　城山跡（とみ山）縄張り図（Ｓ＝１/1,000）」については、日和佐宣正氏（愛媛県教育委員会文化財保護課）作図の縄張り図（地形図原図に国土基本図を使用）を基に作成した。

6．埋蔵文化財調査および歴史地理調査（図５－22）で使用している地形測量図およびトレンチ・調査地位置図の座標は、世界測地系の平面直角座標系第Ⅳ系の数値を記載した。また、トレンチ図および遺構図で使用している方位記号は方眼北を指す。標高は東京湾平均海面に基づく。地形測量図作成に関しては、アジア航測株式会社松山営業所および有限会社村上測量設計に委託した。

７．挿図の縮尺については、各図内に縮尺率やスケールバーで示している。

８．本書で報告する土層の色調は、『新版標準土色帖』（農林水産省農林水産技術会議事務局監修、財団法人日本色彩研究所色票監修）に依拠した。

９．本書で使用する遺物番号は、各遺跡で通し番号を付与した。写真図版中の遺物番号は、各遺跡の実測図の遺物番号と対応する。

10. 本文中に掲載した写真は、上島町役場所蔵資料および執筆担当者、上島町CATV、事務局が撮影したものを使用した。また、高浜八幡神社の木造師子狛犬の写真撮影に関しては、山崎兼慈写真事務所に委託した。

11. 本文中に掲載した以下の写真については、各施設より資料を提供していただいた。
東寺宝物館蔵「宣陽門院寄進状」（巻頭図版４・５－１）
愛媛県歴史文化博物館蔵「今治藩領弓削島絵図」（写真４－１・２）
福岡市博物館蔵「福博惣図」（写真10－１・２）
山口県文書館蔵「長門国正吉郷入江塩浜絵図」（図10－３）
また、第５章末の歴史写真の一部は、町内の住民の方々からご提供いただいた写真を使用した。

12. 東寺百合文書ＷＥＢに掲載されている画像を利用した写真については、キャプションに「京都府立京都学・歴彩館 東寺百合文書ＷＥＢから」と記した。

13. 出土遺物および調査の記録（実測図、写真等）は、上島町教育委員会で保管している。

14. 本書の編集は、弓削島庄総合調査事業指導委員会（山内譲委員長）の監修のもと有馬啓介、曽根大地が行った。

弓削島庄総合調査報告書

目　　次

巻頭図版

序　　文

例　　言

頁

第１章　調査の経緯・体制・経過…… 1

１．調査の経緯と目的…… 1

２．調査の体制…… 1

３．調査の経過…… 8

第２章　弓削島庄の位置……15

１．地理的環境……15

２．歴史的環境……18

第３章　埋蔵文化財調査の成果……23

１．弓削島庄における庄園遺跡の調査……23

２．塩浜の調査……27

３．寺社の調査……66

４．その他の調査…… 105

５．自然科学分析…… 152

６．放射性炭素年代測定…… 162

７．高浜八幡神社で検出された塩田面の自然科学分析…… 169

８．まとめ…… 186

第４章　文献資料調査の成果…… 191

１．弓削島庄の研究史…… 191

２．「東寺百合文書」と弓削島庄…… 198

３．弓削島庄故地に関わる近世以降の文献資料…… 221

４．「東寺百合文書」にみえる弓削島庄の寺社…… 237

第５章　歴史地理調査の成果…… 244
１．久司浦地区…… 244
２．沢津地区…… 251
３．上弓削地区…… 257
４．引野地区…… 264
５．明神地区…… 280
６．下弓削地区…… 286
７．日比地区…… 298
８．太田地区…… 312
９．土生地区…… 318
10. 鎌田地区…… 323
11. 狩尾地区…… 336
12. 大谷地区…… 343
13. 百貫島…… 359

第６章　石造物調査の成果…… 368
１．芸予地域および上島町域における石造物の概要…… 368
２．石塔形式各論…… 370
３．弓削島における石造物の実地調査成果…… 377
４．石材から見た弓削島の中世石造物…… 390
５．弓削島の中世石造物と弓削島庄の展開…… 404
６．弓削島周辺における中央石工の作例について…… 410
７．まとめ…… 415

第７章　美術工芸品調査の成果…… 419
１．概説…… 419
２．絵画…… 421
３．彫刻…… 425
４．工芸品…… 436
５．江戸時代および弓削島周辺の美術工芸品…… 438

第８章　建造物調査の成果…… 447
１．定光寺観音堂…… 447
２．東泉寺薬師堂…… 450
３．まとめ…… 454

第９章　民俗調査の成果…… 455
１．上島諸島の民俗的位置付け…… 455
２．弓削島および佐島の神社と中世的祭祀…… 457

第10章　総括…… 471
１．弓削島庄の歴史的展開…… 471
２．弓削島における歴史的景観の成立…… 474
３．弓削島庄総合調査の成果…… 487

報告書抄録

第１章　調査の経緯・体制・経過

１．調査の経緯と目的

弓削島庄は、伊予国弓削島に所在した庄園である。現在、弓削島庄の故地である弓削島は、愛媛県越智郡上島町に属しており、瀬戸内海の芸予諸島の中で、岩城島、生名島、佐島等とともに上島諸島を構成している。弓削島の南東には、高井神島、魚島等から成る魚島群島が連なる。これらの島々は、瀬戸内海のほぼ中央に位置している。

平成27年10月に弓削島庄の記録が多く残る国宝「東寺百合文書」がユネスコ記憶遺産に登録された。「東寺百合文書」は、日本の中世社会の全体構造を解明する基本史料として質量ともに最も優れた文書史料群であることが評価された。その中には、東寺（教王護国寺）が全国各地に領有した庄園に関する文書も多く含まれている。ユネスコ記憶遺産（Memory of the World）は、日本では平成28年６月から英語の原義に近い「世界の記憶」と呼ばれている。

弓削島庄の記録が多く残る「東寺百合文書」がユネスコ記憶遺産に登録されたことは、郷土の貴重な歴史を再認識する絶好の機会となった。これを受けて、上島町では、「東寺百合文書」に記録されている弓削島庄の実態を明らかにするために、平成28年度から弓削島全域及びその周辺地域を対象とした弓削島庄総合調査事業が実施されることとなった。昭和の高度経済成長以降、瀬戸内海の島嶼部の姿は劇的に変貌してきたが、その一方で中世から継承されてきた地名・地形・景観・遺跡・石造物・社寺・慣行・伝承等も見られる。「東寺百合文書」は、現在京都府立京都学・歴彩館に所蔵されているが、弓削島やその周辺地域には今もなお庄園時代の「記憶」が歴史文化資源として様々な形で遺されている。

これらの歴史文化資源を収集・記録・保存し、中世庄園の具体的な姿を捉えるための基礎資料として活用し、「歴史と文化に彩られたまちづくり」の振興に資することを事業の目的とした。平成28年11月に弓削島庄総合調査事業基本計画を策定し、これを基に総合調査を遂行することとした。事業期間は、平成28年４月１日から令和２年12月28日までである。

（有馬啓介）

２．調査の体制

（１）調査の体制（図１－１）

調査主体は上島町教育委員会であり、教育課生涯学習係内に事務局を設置した。文化庁及び愛媛県教育委員会の指導のもとに調査を実施した。本調査を効率的かつ円滑に進めるため、事業開始とともに学識経験者で構成される弓削島庄総合調査事業指導委員会を設置した。これまで、弓削島庄の歴史は、文献資料を中心に解明されてきた。総合調査は、文献資料に加えて、歴史地理、埋蔵文

化財、石造物、美術工芸品、建造物、民俗の７分野で構成され、これらの調査分野を４部門に大別して調査を実施した。また、埋蔵文化財分野については、上島町内遺跡発掘調査事業指導委員会の協力を得て調査を実施した。調査員は、弓削島庄総合調査事業指導委員会委員をはじめ、専門調査員、調査協力者及び上島町教育委員会職員で構成されている。

指導委員会委員及び石造物分野の調査責任者としてご指導を賜っていた児島公尊氏は、平成29年６月12日にご逝去された。児島氏は芸予地域の石造物調査の先駆者であり、本書のその報告は児島氏の長年の調査を基に実施した成果である。

調査体制は、以下のとおりである（敬称略）。

弓削島庄総合調査事業指導委員会委員

役　職	氏　名	現　職　名　等	専門分野
委　員　長	山内　　譲	元松山大学教授 上島町内遺跡発掘調査事業指導委員会　委員	中世史
副委員長	村上　恭通	愛媛大学アジア古代産業考古学研究センター　センター長 上島町内遺跡発掘調査事業指導委員会　委員長 愛媛県文化財保護審議会　委員	考古学
委　　員	服部　英雄	くまもと文学・歴史館　館長 九州大学比較社会文化研究院　名誉教授	中世史 地名学
委　　員	武田　耕道	愛媛県文化財保護審議会　委員	仏教美術
委　　員	児島　公尊	元愛媛県文化財保護指導員 平成29年６月逝去	地域史 石造物

オブザーバー　文化庁文化財第二課　主任文化財調査官 山下信一郎
　　愛媛県教育委員会文化財保護課　主幹　日和佐宣正

文献資料・歴史地理部門

調査分野	役　職	氏　　名	現　職　名　等
文献資料	委　員　長	山内　　譲	元松山大学教授
	専門調査員	井上　　淳	愛媛県歴史文化博物館　学芸課　課長
	専門調査員	大上　幹広	愛光中学・高等学校　常勤講師
歴史地理	委　　員	服部　英雄	くまもと文学・歴史館　館長
	専門調査員	安田　　豊	下関市教育委員会　文化財保護課　非常勤職員（学芸員）
	専門調査員	本田　佳奈	佐賀県立図書館　郷土資料課　会計年度任用職員
	調査協力者	江藤　千晴	北九州市立総合療育センター西部分所　言語聴覚士

埋蔵文化財・石造物部門

調査分野	役　職	氏　　名	現　職　名　等
埋蔵文化財	副委員長	村上　恭通	愛媛大学アジア古代産業考古学研究センター センター長
	調査協力者	青木　聡志	公益財団法人愛媛県埋蔵文化財センター　調査員
	事　務　局	有馬　啓介	上島町教育委員会　教育課　生涯学習係　主査
	事　務　局	曽根　大地	上島町教育委員会　教育課　生涯学習係　主事
石　造　物	副委員長	村上　恭通	愛媛大学アジア古代産業考古学研究センター センター長
	専門調査員	土居　聡朋	愛媛県美術館　学芸課　課長
	調査協力者	山川　　均	大和郡山市役所　都市計画課　文化財保存活用係 主任
	調査協力者	黒川　信義	伊方町文化財保護審議会　会長
	事　務　局	有馬　啓介	上島町教育委員会　教育課　生涯学習係　主査
	事　務　局	曽根　大地	上島町教育委員会　教育課　生涯学習係　主事

調査協力（埋蔵文化財）　上島町内遺跡発掘調査事業指導委員会委員

委員長　　村上恭通

委　員　　山内　譲

委　員　　柴田昌児（愛媛大学先端研究・学術推進機構　埋蔵文化財調査室　准教授）

委　員　　田中　謙（今治市村上海賊ミュージアム　係長・学芸員）

美術工芸品・建造物部門

調査分野	役　職	氏　　名	現　職　名　等
美術工芸品	委　　員	武田　耕道	愛媛県文化財保護審議会　委員
	専門調査員	長井　　健	愛媛県美術館　学芸課　学芸・普及グループ 専門学芸員・担当係長
	専門調査員	髙嶋　賢二	伊方町町見郷土館　主任学芸員　館長
	調査協力者	伊東　史朗	和歌山県立博物館　館長 京都国立博物館　名誉館員
建　造　物	調査協力者	三浦　正幸	広島大学　名誉教授 愛媛県文化財保護審議会　委員

民俗部門

調査分野	役　職	氏　　名	現　職　名　等
民　　俗	調査協力者	森　　正康	松山東雲短期大学　名誉教授 愛媛県文化財保護審議会　委員

２．調査の体制

事務局の体制（上島町教育委員会）

平成28年度　亀山　和麿（教育長、平成28年11月18日まで）
濱田　和保（教育長、平成28年11月19日から）
田房　良和（生涯学習課　課長）
池本　雅則（生涯学習課　課長補佐）
中西　智恵（生涯学習課　生涯学習係　主査）
有馬　啓介（生涯学習課　生涯学習係　主事・学芸員、調査担当）
児島　公尊（調査・整理作業、愛媛県文化財保護指導員）（故人）
藤川　雅邦（調査・整理作業）（故人）

平成29年度　濱田　和保（教育長）
池本　雅則（生涯学習課　課長）
中西　智恵（生涯学習課　生涯学習係　係長）
有馬　啓介（生涯学習課　生涯学習係　主事・学芸員、調査担当）
藤川　雅邦（調査・整理作業、平成29年６月まで）（故人）
清水　　伸（調査・整理作業、平成29年12月から）（愛媛県文化財保護指導員）

平成30年度　濱田　和保（教育長）
梨木　善彦（教育課　課長）
多田　恵一（教育課　主幹）
中西　智恵（教育課　生涯学習係　係長）
有馬　啓介（教育課　生涯学習係　主査・学芸員、調査担当）
曽根　大地（教育課　生涯学習係　主事補・学芸員、調査担当）
清水　　伸（調査・整理作業、愛媛県文化財保護指導員）
藤原　綾子（調査・整理作業、平成30年６月から）

令和元年度　濱田　和保（教育長、令和元年11月18日まで）
髙橋　典子（教育長、令和元年11月19日から）
梨木　善彦（教育課　課長）
山本　勝幸（教育課　主幹）
中塚　雅士（教育課　生涯学習係　係長）
田房　聡子（教育課　生涯学習係　係長）
有馬　啓介（教育課　生涯学習係　主査・学芸員、調査担当）
曽根　大地（教育課　生涯学習係　主事補・学芸員、調査担当）
清水　　伸（調査・整理作業、愛媛県文化財保護指導員）

藤原　綾子（調査・整理作業）

令和２年度　　髙橋　典子（教育長）
梨木　善彦（教育課　課長）
津國　昌成（教育課　課長補佐）
中塚　雅士（教育課　生涯学習係　係長）
田房　聡子（教育課　生涯学習係　係長）
有馬　啓介（教育課　生涯学習係　主査・学芸員、調査担当）
曽根　大地（教育課　生涯学習係　主事・学芸員、調査担当）
清水　　伸（調査・整理作業、愛媛県文化財保護指導員）
藤原　綾子（調査・整理作業）

（２）調査分野と方法（図１－２）

調査分野

各調査分野の概要は、以下のとおりである。

○　文献資料・歴史地理部門

文 献 資 料 …… 弓削島庄の事績及びその後の変遷を記す古文書・古記録等の調査

歴 史 地 理 …… 弓削島庄を取り巻く地名・地籍・地形・景観・古道等の調査

○　埋蔵文化財・石造物部門

埋蔵文化財 …… 弓削島庄の塩の生産を示す塩浜跡及び城館跡・集落跡・社寺跡等の調査

石　造　物 …… 弓削島庄の信仰を示す層塔・宝篋印塔・五輪塔・板碑等の調査

○　美術工芸品・建造物部門

美術工芸品 …… 弓削島庄に関わる絵画（仏画・近世絵画等）・彫刻（仏像・師子狛犬等）・工芸品（仏具等）等の調査

建　造　物 …… 弓削島庄に関わる社寺建築等の調査

○　民俗部門

民　　俗 …… 弓削島庄の故事に由来する民俗資料・祭礼・信仰・慣行・伝承等の調査

調査の方法

平成28年度第１回弓削島庄総合調査事業指導委員会で事業基本計画を協議した。本調査は、事業基本計画を基に弓削島庄総合調査事業指導委員会委員、専門調査員、調査協力者及び上島町教育委員会職員による詳細調査を中心に実施された。また、文献資料、石造物及び美術工芸品分野については、予備調査を実施し、その後の詳細調査の計画を検討した。

一方、歴史地理及び民俗分野では、弓削島の各地区において地域住民を対象とした聞き取り調査を実施した。さらに、弓削島庄のかつての景観を復元する一つの方法として、風景、生活、行事等

の様子を撮影した古写真を広く町民から募集し、写真情報を共有するために地域住民参加の座談会を開催した。

本調査では、多くの地域住民のご協力をいただいた。地域に密着し、その土地に精通した地域住民が参加することによって、より悉皆的な調査が可能となる。そして、この住民参加型の調査は、地域住民が歴史文化資源の発見、保護及び活用に関わる契機になることが期待される。

（有馬啓介）

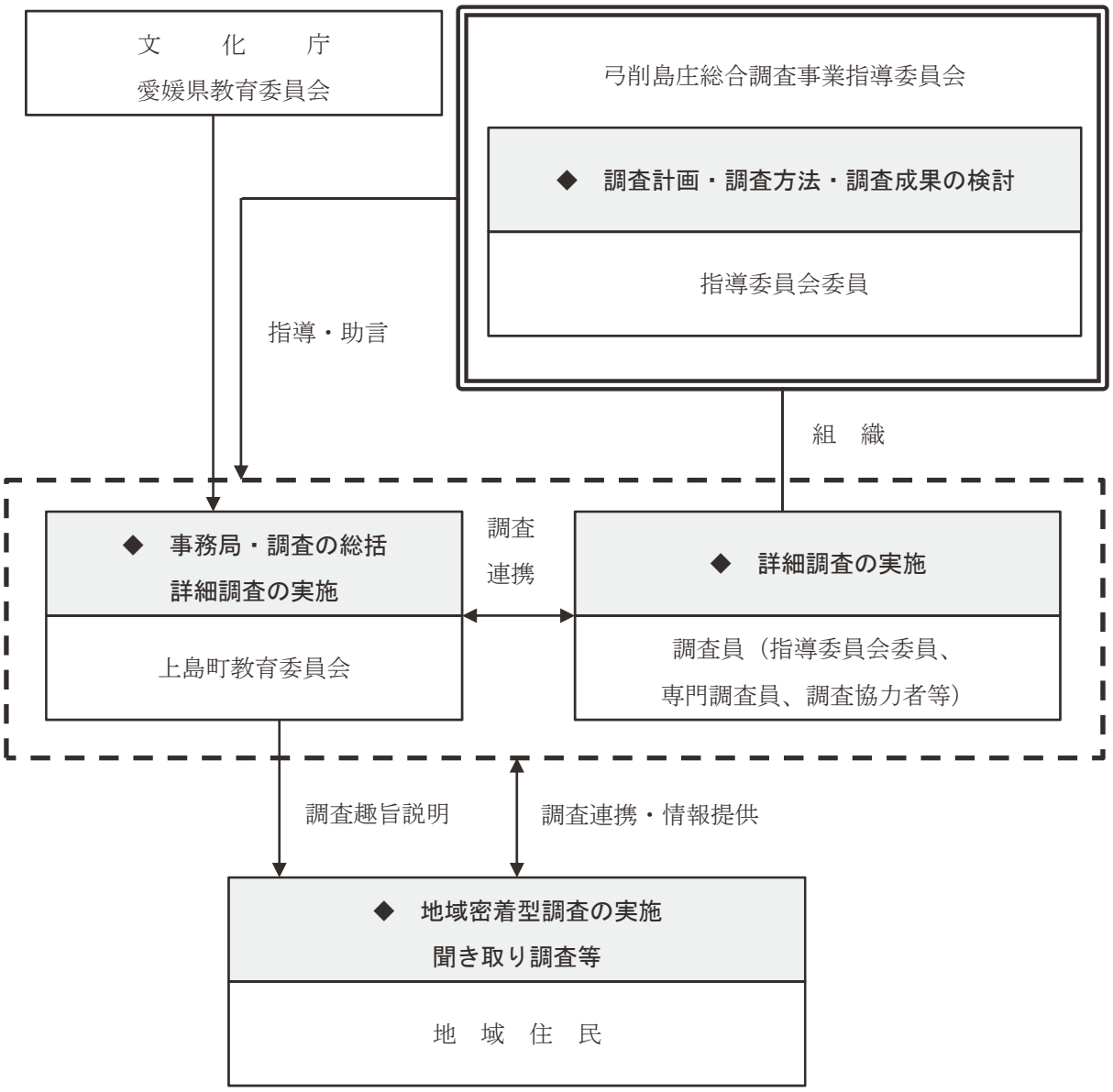

図１－１　弓削島庄総合調査事業の体制

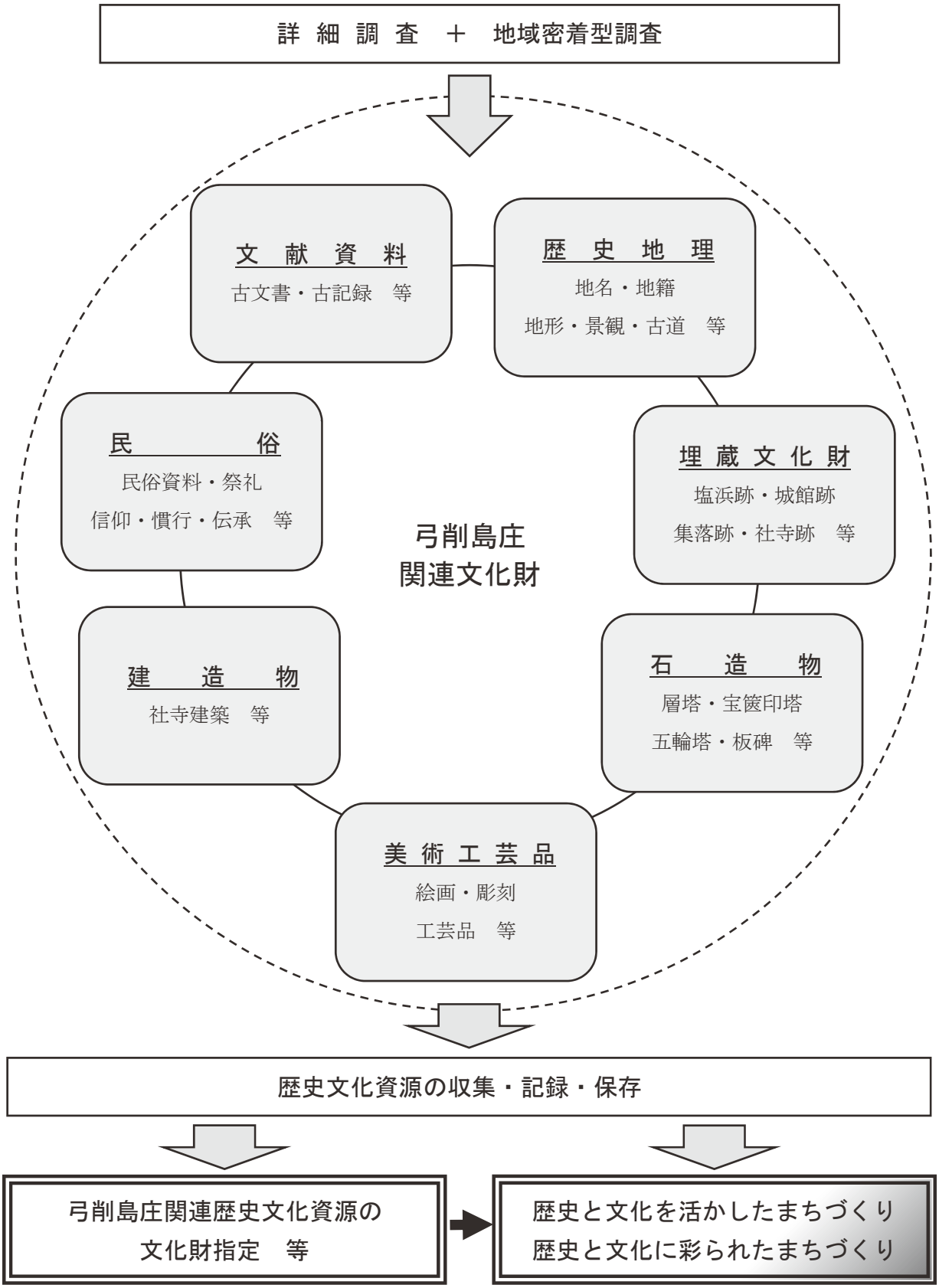

図１－２　弓削島庄総合調査事業の構成

３．調査の経過

（１）平成28年度

平成28年５月９日～10月14日	埋蔵文化財調査（大田林）
平成28年５月12日	美術工芸品予備調査（願成寺、東泉寺、自性寺、潮音寺、惣観寺、定光寺）
平成28年８月17日，18日	文化庁の川畑純文部科学技官による現地指導
平成28年10月４日	弓削島庄総合調査事業指導委員会設置要綱の制定
平成28年11月７日	弓削島庄総合調査事業指導委員会委員（５名）の委嘱
平成28年11月10日	平成28年度第１回弓削島庄総合調査事業指導委員会の開催 ○　委員長及び副委員長の選出、事業趣旨説明、弓削島庄総合調査事業基本計画策定　（写真１－１）
平成28年12月	石造物予備調査（東泉寺、ゆげ島四国第87番札所長尾寺、願成寺、惣観寺、慶雲庵、定光寺）
平成29年１月23日，24日	文献資料予備調査（東泉寺、願成寺、弓削神社、自性寺）
平成29年１月～２月	石造物予備調査（東泉寺、太田地区、潮音寺、自性寺）
平成29年２月25日	平成28年度第２回弓削島庄総合調査事業指導委員会の開催 ○　専門調査員等の調査体制及び平成29年度の調査計画についての協議 平成28年度上島町文化財講座（弓削島庄関連）の開催 ○　「東寺領伊予国弓削島庄の歴史的景観」 講師：服部英雄氏（弓削島庄総合調査事業指導委員会委員） 会場：せとうち交流館 多目的ホール

（２）平成29年度

平成29年５月22日	埋蔵文化財調査（城山跡〈とみ山〉） ○　愛媛県教育委員会文化財保護課の日和佐宣正氏による城館跡の調査指導
平成29年５月23日	美術工芸品調査（自性寺、願成寺）（写真１－２）
平成29年５月31日～６月２日	国指定史跡「骨寺村荘園遺跡」及び関連文化財等視察（岩手県）
平成29年６月12日	平成29年度第１回弓削島庄総合調査事業指導委員会の開催 ○　各調査分野の調査計画及び専門調査員の委嘱についての協議
平成29年６月27日	美術工芸品調査（定光寺、高浜八幡神社）
平成29年７月11日	民俗調査（高浜八幡神社）
平成29年７月17日	美術工芸品調査（高浜八幡神社）

○　和歌山県立博物館の伊東史朗氏による師子狛犬の調査
平成29年８月２日～23日　埋蔵文化財調査（下弓削地区岳の下）
平成29年８月８日～10日　文献資料調査（東泉寺）（写真１－３）
平成29年10月11日　美術工芸品調査（潮音寺、東泉寺）
平成29年10月14日～16日　民俗調査（高浜八幡神社）
○　秋季例大祭における祭儀等の記録
平成29年11月１日～３日　歴史地理調査（狩尾地区、沢津地区、久司浦地区、上弓削地区）
平成29年12月14日　平成29年度第２回弓削島庄総合調査事業指導委員会の開催
○　平成29年度の調査成果及び平成30年度の調査計画についての協議
平成30年２月20日～22日　文献資料調査（自性寺）
平成30年３月12日～14日　歴史地理調査（引野地区、土生地区、太田地区、明神地区）

（３）平成30年度

平成30年４月23日　建造物調査（東泉寺薬師堂、定光寺観音堂）（写真１－４）
平成30年４月26日　文献資料及び歴史地理調査（弓削島関係検地帳）
○　愛媛県立図書館にて「上串村検地帳」「下串村検地帳」（寛永13年作成）、「上弓削村検地帳」「下弓削村検地帳」（元禄２年作成）の写真撮影
平成30年４月～６月　石造物調査（伊勢山、久司浦地区田林、大谷地区、狩尾地区、ゆげ島四国札所、上弓削日切地蔵、定光寺）
平成30年５月10日　歴史地理調査（古法皇山踏査）
平成30年６月12日　平成30年度第１回弓削島庄総合調査事業指導委員会の開催
○　これまでの調査経過、平成30年度の調査計画及び調査報告書の構成についての協議
平成30年６月13日　文献資料調査（弓削神社）
平成30年６月13日，14日　歴史地理調査（引野地区、鎌田地区、日比地区、大谷地区）（写真１－５）
平成30年６月18日　埋蔵文化財調査（東泉寺薬師堂箱入平瓦）
石造物調査（東泉寺宝篋印塔基礎）
平成30年８月６日～９月５日　埋蔵文化財調査（高浜八幡神社）
平成30年８月18日　弓削島庄塩田調査見学会（高浜八幡神社発掘調査地）（写真１－６）
平成30年10月４日，５日　美術工芸品調査（弓削神社、高浜八幡神社）（写真１－７）
○　師子狛犬の調査及び写真撮影

３．調査の経過

平成30年10月11日	美術工芸品調査（弓削島、生名島）
	○　弓削島：ゆげ島四国第87番札所長尾寺、慶雲庵
	○　生名島：正福寺
平成30年10月25日	美術工芸品調査（弓削神社）
	○　師子狛犬の調査及び写真撮影
	民俗調査（弓削神社）（写真１－８）
平成30年11月８日～12月７日	埋蔵文化財調査（弓削神社）
平成30年11月21日	美術工芸品調査（岩城島：祥雲寺、宝蔵寺、円満寺）
平成30年11月24日～26日	石造物調査（岩城島、弓削島、佐島、魚島）（写真１－９）
	○　岩城島：祥雲寺、宝蔵寺、長法寺、浄光寺、円満寺
	○　弓削島：慶雲庵、惣観寺、伊勢山（引野地区）、願成寺、東泉寺及びその周辺（久司浦地区）、定光寺、自性寺、潮音寺、ゆげ島四国札所等
	○　佐島：西方寺
	○　魚島：亀居八幡神社、篠塚公園、篠塚集落周辺の墓地
平成30年12月４日	平成30年度第２回弓削島庄総合調査事業指導委員会の開催
	○　これまでの調査経過、令和元年度の調査計画、調査報告書の構成及び執筆要領についての協議
平成30年12月25日，26日	石造物調査（佐島、弓削島、岩城島）（写真１－10）
	○　佐島：西方寺
	○　岩城島：円満寺、浄光寺、宝蔵寺
	○　弓削島：慶雲庵、惣観寺、伊勢山（引野地区）、願成寺及びその周辺（上弓削地区）、ゆげ島四国第87番札所長尾寺、東泉寺及びその周辺（久司浦地区）、定光寺及びその周辺（土生地区）、自性寺、潮音寺、ゆげ島四国札所等
平成31年１月11日	文化庁にて山下信一郎主任文化財調査官との協議
	○　今後の調査方法及び遺跡の保存・活用方法について
平成31年１月23日，24日	石造物調査（弓削島の石造物所在地）
平成31年２月２日	平成30年度上島町文化財講座（弓削島庄関連）の開催
	○　「獅子狛犬の歴史と高浜八幡神社」
	講師：伊東史朗氏（和歌山県立博物館　館長）
	会場：せとうち交流館 多目的ホール
平成31年２月11日	弓削島庄総合調査事業の打ち合わせ会（写真１－11）
	○　執筆者を対象にした調査報告書の取りまとめ方針等の説明及び意見交換

平成31年２月12日　歴史地理調査（下弓削・藤谷地区）
平成31年２月12日，13日　文献資料調査（自性寺、惣観寺、著神社、大森神社、明神地区）
平成31年２月28日　古写真に関する座談会　会場：せとうち交流館 展示室
平成31年３月23日，24日　埋蔵文化財調査（沢津地区塩浜調査地）

（４）令和元年度

平成31年４月23日　美術工芸品調査（岩城島：太平寺、長法寺、浄光寺）
平成31年４月25日　歴史地理調査（島屋宮）
令和元年５月17日　歴史地理調査（島屋宮）
令和元年５月27日～９月13日　埋蔵文化財調査（大田林）
令和元年５月27日～11月27日　埋蔵文化財調査（島尻海岸）
令和元年６月４日，５日　石造物調査（弓削島の石造物所在地）
令和元年６月17日　美術工芸品調査（魚島：道福寺、亀居八幡神社）
令和元年７月10日，11日　文化庁の山下信一郎主任文化財調査官による現地指導（写真１－12）
令和元年７月10日，11日　文献資料調査（惣観寺）
令和元年７月11日　美術工芸品調査（自性寺）
令和元年７月25日　埋蔵文化財調査　地中レーダー探査（東泉寺、願成寺）
令和元年８月17日，18日　文化庁の近江俊秀主任文化財調査官による現地指導（写真１－13）
令和元年８月18日　文献資料調査（惣観寺）
令和元年８月22日　埋蔵文化財調査　地中レーダー探査（定光寺）
令和元年９月19日　石造物調査（調査協議）
令和元年９月25日～10月25日　埋蔵文化財調査（東泉寺）（写真１－14）
令和元年10月15日，16日　石造物調査（弓削島の石造物所在地）
令和元年10月25日～11月11日　埋蔵文化財調査（願成寺）
令和元年10月30日，31日　石造物調査（岩城島：讃岐屋の丘、宝蔵寺、浄光寺、長法寺）
令和元年11月７日　美術工芸品調査（自性寺、潮音寺、東泉寺）
令和元年11月11日～19日　埋蔵文化財調査（定光寺）
令和元年11月18日　美術工芸品調査（惣観寺、願成寺）
令和元年11月29日～30日　歴史地理調査（百貫島）（写真１－15）
○　聞き取り調査（29日）及び踏査（30日）
令和元年12月３日，４日　石造物調査（弓削島の石造物所在地）
令和２年１月13日　埋蔵文化財調査
○　県立広島大学の鈴木康之教授による出土遺物に関する調

	査指導
令和２年２月13日	美術工芸品調査（弓削神社、著神社、来名戸神社）
令和２年２月13日	令和元年度弓削島庄総合調査事業指導委員会の開催 ○　弓削島庄総合調査報告書の内容及び作成の進捗、令和２年度の弓削島庄関連遺跡の調査等についての協議（写真１－16）

（５）令和２年度

令和２年12月28日	弓削島庄総合調査報告書の刊行

調査、整理作業及び報告書の作成にあたっては、多くの方々、関係諸機関からご指導ご協力を賜りました。ここに記して感謝申し上げます（敬称略）。

調査指導・協力　安部光洋、石丸恵利子、海老澤衷、岡本隆明、黒住耐二、甲元眞之、笹田朋孝、品川愛、鈴木康之、高橋晋也、髙橋傑、谷若倫郎、中川委紀子、新見康子、西浦忠輝、西村暢人、馬赤嬰、北條芳隆、槙林啓介、持永壮志朗、柳本照男、山崎兼慈、山崎純男、伊方町教育委員会、一関市教育委員会、一関市博物館、今治市教育委員会、今治市村上海賊ミュージアム、愛媛県教育委員会、愛媛県スポーツ・文化部、愛媛県東予地方局今治支局農村整備課、愛媛県美術館、愛媛県立図書館、愛媛県歴史文化博物館、愛媛大学アジア古代産業考古学研究センター、愛媛大学法文学部考古学研究室、大阪大学日本史研究室、尾道市役所企画財政部文化振興課、海上保安庁尾道海上保安部、環境省松山自然保護官事務所、京都府立京都学・歴彩館、公益財団法人愛媛県埋蔵文化財センター、国土地理院四国地方測量部、東寺（教王護国寺）宝物館、福岡市博物館、文化庁、骨寺村荘園交流館（若神子亭）、山口県文書館、大和郡山市教育委員会、大和郡山市役所都市計画課、早稲田大学水稲文化研究所

調査協力（地元等）　阿部顕三、石井一行、石田芳枝、今井稔、岩瀬久江、岩瀬通房、浦野京一、戎邦子、戎守、大西昇、大野雪香、大林清孝、岡英捷、岡野英二、長田良子、小澤宏次、越智征夫、尾上守、尾野村敦視、亀島正弘、亀島廸男、亀山和麿、川原啓三郎、菊本洋迪、児玉幸治郎、毎木正博、小林保、佐伯進也、笹田健司、佐野竹子、澤田多加子、白玉健治（故人）、菅原武、鈴木祥文、竹村順治、田中保雄、田房秀夫、田房正壽、出島公司（故人）、豊田喜枝、中村一義、中山脩一、波切睦夫、沼田裕章、能地實、濵田静子（故人）、濱田善仁、濵本和美、原田篤、原田惠慈、東谷加代子、東谷益澄美、平岡伸夫、平山和昭、深水健司、堀田リウ子、前田典子、巻幡良枝、益上淳子、益上昌泰、益田弘文、松浦米親、松田政留、松村智、松村真一、松本重則、松本光弘、丸山俊次、万代平男、宮川阪光、宮崎禪輝、村上拓、村上知貴、村上友美、村上寛仁、村上みちよ、村上貢、村上善重、村上律子、森本惠子、森本雅文、山尾德雄、山崎保彦、山根ヨシエ、山本克己、山本壽美子、横山豊和、和田静章、渡部文雄、渡部扶美子

（有馬啓介）

写真１－１　平成28年度第１回 調査事業指導委員会

写真１－２　美術工芸品調査（自性寺）

写真１－３　文献資料調査（東泉寺）

写真１－４　建造物調査（定光寺）

写真１－５　歴史地理調査（日比地区）

写真１－６　塩田調査見学会（高浜八幡神社）

写真１－７　美術工芸品調査（高浜八幡神社）

写真１－８　民俗調査（弓削神社）

写真１－９　石造物調査（願成寺）

写真１－10　石造物調査（鯨池上の畑）

写真１－11　弓削島庄総合調査事業の打ち合わせ会

写真１－12　文化庁による現地指導（大田林）

写真１－13　文化庁による現地指導（大田林）

写真１－14　埋蔵文化財調査（東泉寺）

写真１－15　歴史地理調査（百貫島）

写真１－16　令和元年度 調査事業指導委員会

第２章　弓削島庄の位置

１．地理的環境

瀬戸内海は本州、九州、四国の三つの島に囲まれた海域であり、紀伊水道、豊後水道、関門海峡により外海に通じている。大小多くの島々から構成される多島海、激しい潮流がみられる瀬戸、内海ならではの穏やかな海など、変化に富んだ豊かな自然は、白砂青松の海と形容され、温暖で過ごしやすい気候とが相まって、これまで人々の営みにより様々な歴史と文化が積み重ねられてきた。

現在の瀬戸内海の海域は、第四紀更新世前期（約70万年前）から更新世後期のウルム氷期（約７万～１万年前）頃の海面の低下によって、草木が繁茂する広々とした草原地帯であった。ウルム氷期が終わり完新世（約１万年前以降）になると、気温の上昇による氷解が進み、海面の上昇に伴って、これら陸地が海面下に没したことにより、現在のような風景がみられる瀬戸内海ができあがった。

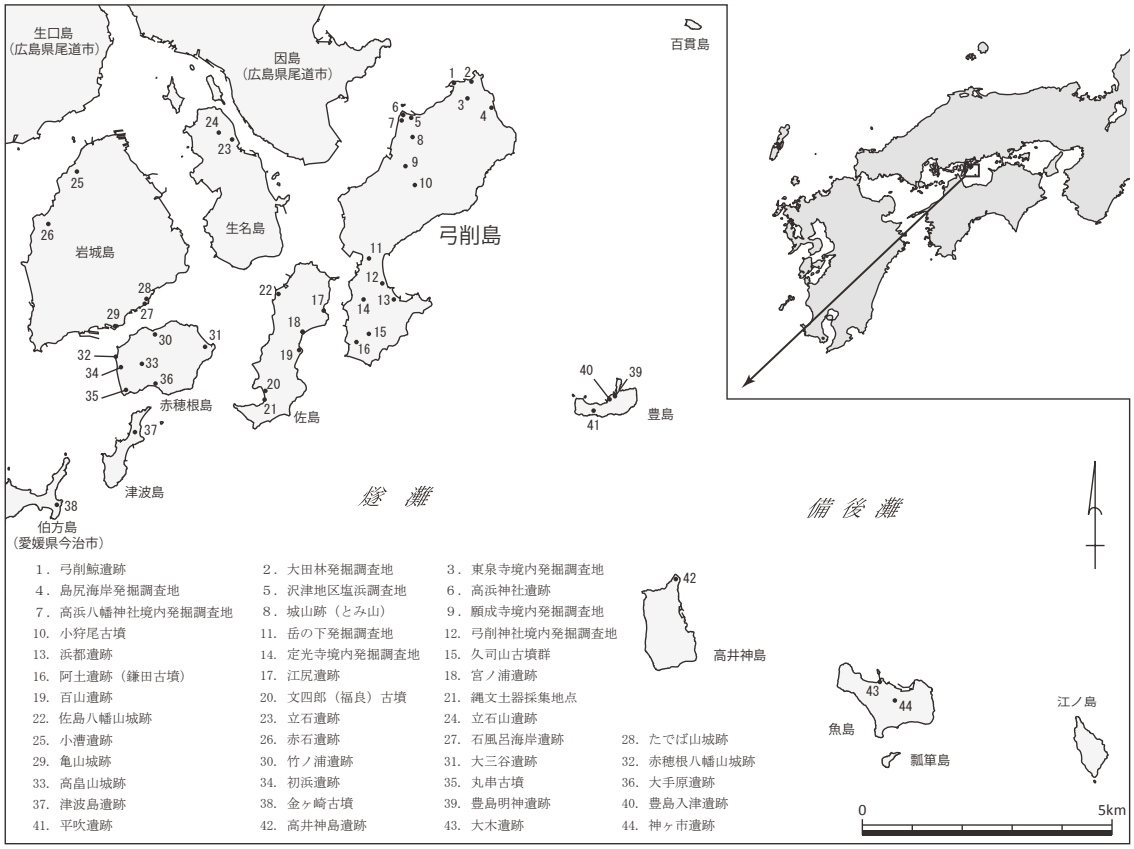

図２－１　弓削島の位置と周辺の遺跡

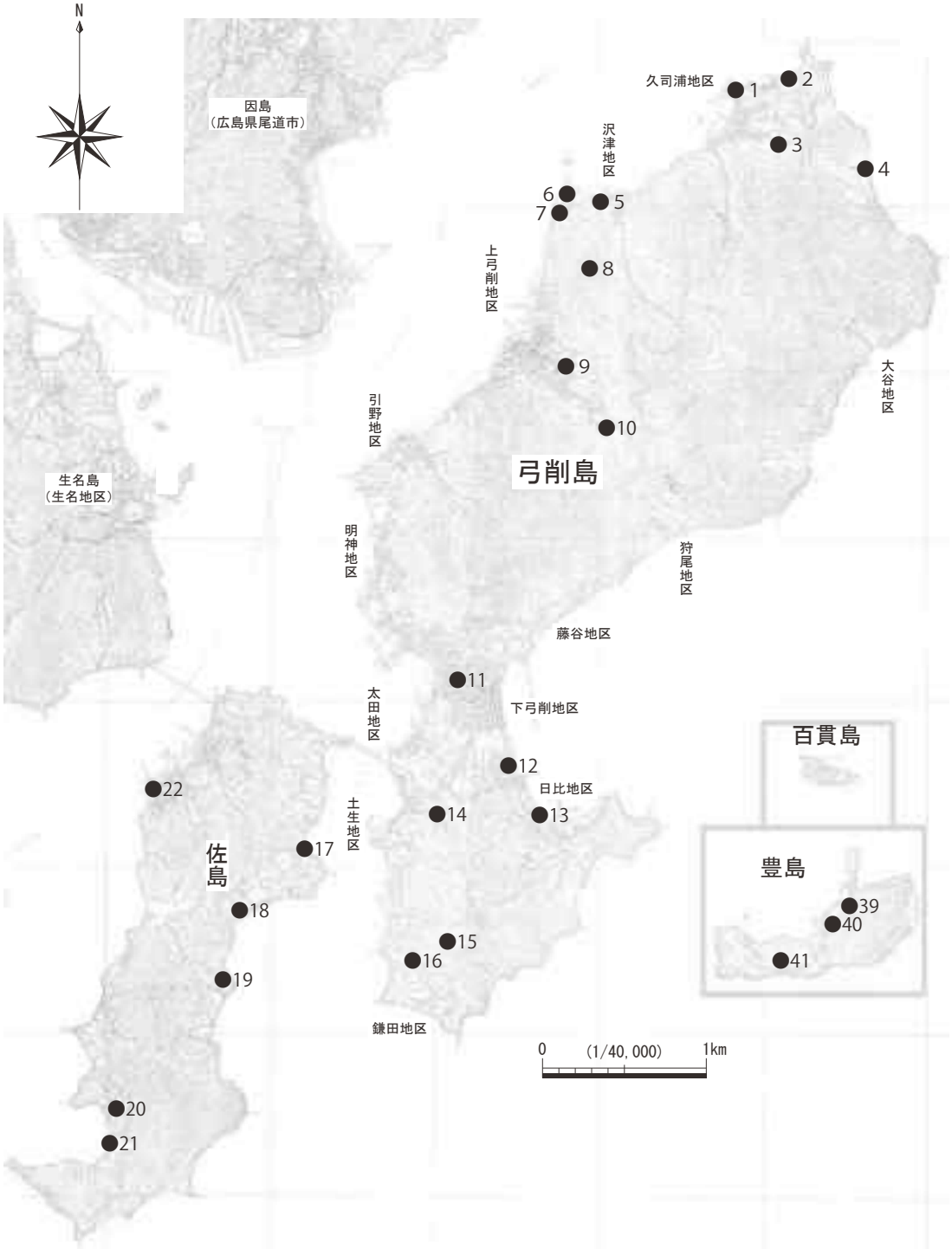

1	弓削鯨遺跡	2	大田林発掘調査地	3	東泉寺境内発掘調査地
4	島尻海岸発掘調査地	5	沢津地区塩浜調査地	6	高浜神社遺跡
7	高浜八幡神社境内発掘調査地	8	城山跡（とみ山）	9	願成寺境内発掘調査地
10	小狩尾古墳	11	岳の下発掘調査地	12	弓削神社境内発掘調査地
13	浜都遺跡	14	定光寺境内発掘調査地	15	久司山古墳群
16	阿土遺跡（鎌田古墳）	17	江尻遺跡	18	宮ノ浦遺跡
19	百山遺跡	20	文四郎（福良）古墳	21	縄文土器採集地点
22	佐島八幡山城跡				
39	豊島明神遺跡	40	豊島入津遺跡	41	平吹遺跡

図２－２　上島町弓削地区全図（S＝1/40,000）

瀬戸内海は多くの島嶼群で構成されており、これら島々のうち、芸予諸島の一部である越智諸島・上島諸島・魚島群島、松山市北西の海に位置する忽那諸島が愛媛県に属している。広島県（安芸）と愛媛県（伊予）の間に位置している芸予諸島は、瀬戸内海の中でも特に島が密集している海域であることから、典型的な多島海を望むことができる。しかし、その島の密度は、複雑で非常に速い潮の流れを生み、古くから海上交通の難所とされてきた。現在、これら島々は西瀬戸自動車道（しまなみ海道）によって架橋され、四国地方と中国地方とを結んでいる。西瀬戸自動車道の広島県側の起点となる西瀬戸尾道ICから１つ目の橋を渡ると広島県尾道市向島に入ることができ、さらに進めば因島・生口島と広島県尾道市に属する島々が続く。これら島々の南東部に愛媛県越智郡上島町に属する上島諸島及び魚島群島が位置している。

上島町は、上島諸島と魚島群島合わせて大小25の島々で構成され、瀬戸内海のほぼ中央に位置している。平成16年10月１日に、弓削町・生名村・岩城村・魚島村の４つの町村が合併し、現在の上島町となった。周囲は瀬戸内海国立公園区域に囲まれた風光明媚な瀬戸内の景勝拠点地で、白砂青松の海岸が広がっている。広島県と愛媛県との県境にあり、尾道市因島と生名島の間は海上わずか300メートル隔てられているにすぎないため、生活圏は広島県に属している。弓削島及び佐島は弓削大橋、佐島及び生名島は生名橋によってそれぞれ架橋されており、上島町の島々を一直線に結んでいる（ゆめしま海道）。橋からは、瀬戸内海の多島海を望むことができるほか、南方には西日本最高峰である石鎚山をはじめとする四国山地、北方には弓削瀬戸の景観が広がる。2021年度には、生名島と岩城島が岩城橋によって架橋される予定であり、これによってゆめしま海道は完成する。

上島町の気候は瀬戸内海式気候に属している。平均気温は15～16℃程で、夏の季節風は四国山地に、冬の季節風は中国山地にそれぞれ遮られるため大気が乾燥し、夏季冬季共に降雨が少なく、また、降雪もほとんど見られない。年間降雨量は1,000～1,100㎜前後で、愛媛県全体でみると、多照寡雨の地域である。

瀬戸内海に浮かぶ島々は、地質学的に西南日本内帯の領家帯に属する。上島諸島の島々は新期領家花崗岩類が分布し、魚島群島では、花崗閃緑岩が主に分布する。弓削島の北東部では変成岩がみられ、また島中央部の石灰山では石灰岩が露出している。石灰山では、文政３年（1820）に石灰岩が発見されたのを契機に、昭和47年の閉山まで石灰業が盛んに行われた。

本報告の中心となる弓削島庄は、上島町弓削地区の弓削島にあたる。弓削地区は上島諸島の東側に位置し、弓削島、佐島、豊島、百貫島の４島から構成される。総面積は11.8㎢で、内訳は弓削島8.68㎢、佐島2.67㎢、豊島0.42㎢、百貫島0.03㎢となっている。

弓削島は、町内で最も人口が多い島であり、上島町弓削総合庁舎や、平成16年にオープンした上島町弓削離島体験滞在交流施設「せとうち交流館」、上島町ケーブルテレビ本局などがあり、町の中心を担う。島は南北方向に細長く湾曲し、弓状を呈する。弓削島の三山は、標高325.0m、古法皇山は279.1mと高くそびえ、共に島のランドマークをなしている。平均傾斜度が15度から20度の急峻な山地は、ほとんどが山林で占められている。居住域となっているのは島の限られた平地であり、下弓削地区から時計周りに、明神地区、引野地区、上弓削地区、沢津地区、久司浦地区、大谷

地区、狩尾地区、藤谷地区、日比地区、鎌田地区、土生地区、太田地区となる。土生地区には、国指定重要文化財の定光寺観音堂が存在する。弓削島の庄園時代末期にあたる寛正４年（1463）の建立であり、弓削島庄における人々の信仰生活を考える上で重要である。境内は、本報告における埋蔵文化財分野の調査対象地にもなっている。また、下弓削地区の東海岸には県指定名勝である法王ヶ原がある。燧灘を望む海岸に沿って松原が広がり、文字通り瀬戸内海を代表する白砂青松の海岸である。夏期には海水浴客でにぎわう。

佐島は、弓削島の南西に位置し、南北方向に細い形を呈する。島の南にある標高119.6ｍの横峰山を最高峰とし、島全体が丘陵で構成される。居住域となっているのは、海岸沿いのわずかな平地であり、西海岸では本浦地区や粟手地区、東海岸では江尻地区がその中心となっている。

豊島は弓削島から南東に約４kmの地点にあり、弓削島と魚島群島のほぼ中間に位置している。東西約1.3km、南北約0.7kmと東西に細長い形をしている。島の中央北部に豊島港があり、１日に往復４回定期便が発着する。宿泊施設が建てられているが、定住者はいないため、無住の島となっている。

百貫島は弓削島から北東約４kmの位置にあり、東西約0.3km、南北約0.13km、標高70ｍの小島である。百貫島に発着する定期便等はないため、通常は島に上陸することはできない。明治27年（1894）に灯台が設置されており、現在は尾道海上保安部が管理している。昭和25年や昭和30年の国勢調査では、灯台職員などを含めて人口５人を数えたが、昭和37年の灯台の自動化により無人島となった。

２．歴史的環境

旧石器時代の遺物は、町内では弓削島、生名島、佐島、津波島でナイフ形石器等が採集されている。いずれもサヌカイト製であり、芸予諸島では産出されていない石材であることから、備讃瀬戸との交易や交流が想定される。また、津波島の南西に位置する愛媛県今治市伯方島の金ヶ崎遺跡は芸予諸島の旧石器時代の遺跡として中心的な存在であり、サヌカイト製を中心とした多くのナイフ形石器の他に、他地域から搬入された頁岩やチャートなどの石材も認められている。金ヶ崎遺跡と津波島でみられる石器は酷似していることから、両遺跡の有機的な関係が指摘されている〔愛媛県1986〕。金ヶ崎遺跡が位置する金ヶ崎丘陵と津波島の瀬戸では、漁網などにナウマンゾウの臼歯やオオツノジカの角などの多量の化石がかかることで知られている他、魚島の周辺海域においても、漁業による網の引き上げの際にナウマンゾウの化石骨が海底から引き上げられている。

上島町では、明確な縄文時代の遺跡は発見されていないが、弓削地区豊島において、後述する豊島明神遺跡から縄文時代後期のものとみられる鉢の口縁部などが出土している。また生名島の稲浦地区で発見された縄文時代早期の押型文土器や、岩城島の小漕遺跡、長江遺跡、船越遺跡で縄文時代後期を中心とした土器が多量に出土しているが、これらは農作業用井戸や池の掘削中などの工事中に偶然発見されたもので遺構などは確認されていない。これらの遺跡については、今後試掘調査

等を行うことによって、上島諸島における縄文時代の自然環境や生活基盤などの詳細を把握することができるものと思われる。

弥生時代の遺跡は、上島町においては生名島の立石山遺跡や岩城島の積善山遺跡などの高地性集落が存在する。これらの遺跡からは弥生時代中期後葉の凹線文土器が出土している。立石山遺跡は標高138.6m、積善山遺跡は標高369.6mの山頂付近に営まれており、居住域というよりも海上交通のランドマークとして機能していた可能性がある。また、積善山中腹の標高70～80mに位置している空久保遺跡では、弥生時代中期中葉の土器に加え、多量のサヌカイト製の石器や剥片が採集されている。高地性集落とは異なった性質を持つ農業や狩猟を生業とする「山住みの集落」の研究が進められており〔柴田2006〕、空久保遺跡はその性格に近い。先述した岩城島の小漕遺跡付近からはサヌカイト製の石包丁が採集されている。同地区では現在も水田がみられ、面積が限られる島嶼部において弥生時代より連綿と水田耕作が行われていたことを表す資料として貴重である。

古墳時代の遺跡は、弓削島の南部にある久司山古墳群が代表的である。久司山は下弓削地区以南では最高峰となる標高142.2mの山で燧灘を一望することができる。古墳群は５基からなり、全て横穴式石室で構成されている。４号墳以外は墳丘や石室は半壊状態となっており、４号墳も墳丘の土砂が流出して石室の天井石が露出している。古墳群が造営された時期は古墳時代後期とみられている。２号墳及び４号墳は、上島町指定文化財に指定されている。同じく横穴式石室を主体とする古墳として、上弓削地区の小狩尾古墳がある。弓削瀬戸と広島県因島を一望できる丘陵上にある。墳丘は開墾時に削平されており、副葬品などは不明である。こちらも町指定文化財に指定されている。弓削島以外では、佐島南西部の福良で、花崗岩で築かれた箱式石棺墓が工事中に発見されている。その中から、頭蓋骨や骨盤などの人骨と、長さ１mの鉄刀一振りが取り出されている。人骨については、上島町教育委員会と愛媛大学法文学部考古学研究室が上島町内の文化財を再整理する過程において、頭蓋骨から抽出したコラーゲンを試料とした年代測定が行われ、３～４世紀にかけての年代を得ることができた〔今治市村上水軍博物館編2014〕。また、形質人類学的調査から、成人男性であるということが判明している〔田中2014〕。魚島の大木遺跡では、製塩土器や土師器の他、小型の銅鏡、滑石製有孔円板、手づくね土器、鉄鋌などが出土している。魚島が燧灘の中央に浮かぶ魚島群島の中心となる島で、周囲の島からは隔絶された位置にあることなどから、海上交通の航海安全を祈願した祭祀遺跡とみられている。同じく祭祀関連としては、上島町教育委員会と愛媛大学法文学部考古学研究室とが共同で調査を行った豊島明神遺跡が存在する。被熱した花崗岩を含む円礫や亜角礫などを積み上げた集石遺構が検出されており、共伴した土師器や脚台式製塩土器から古墳時代前期のものとみられている。

現在、継続的に調査が行われている遺跡として、佐島に所在する宮ノ浦遺跡がある。宮ノ浦遺跡は先述の豊島明神遺跡と同様に、愛媛大学法文学部考古学研究室と上島町教育委員会とが共同で調査を行っている遺跡である。平成23年度より調査が開始し、令和元年度で第９次の調査となった。遺跡は上島町弓削佐島2232番地外に所在し、島の東海岸にある宮ノ浦海岸に立地している。浜堤上に設定された調査区からは、古墳時代前期の製塩土器とともに、製塩炉などの製塩活動に関連する

とみられる遺構が発見されており、古墳時代前期を主体とする製塩遺跡であることが判明した。また、粘性が強く保水性の高い粘質土が貼りつけられた浜床状の遺構が確認されており、大潮時の満潮よりも高いレベルに立地していることから、中世の揚浜式塩田とみられる。また、鞴羽口の先端部片などの鍛冶関連遺物が出土していることから、製塩活動とともに、付近では鉄器の生産が行われていたことが想定され、宮ノ浦遺跡は複合的な生産遺跡としての性格を有していることが明らかとなった。古墳時代後期に関しては、古墳時代前期と比較して、遺物は少量に留まっており、小規模ながら製塩活動が続けられたものと捉えられる。また、古墳時代以前の遺物も確認することができ、縄文時代前期の轟式土器とみられる破片が出土している〔福永2016〕。弥生時代の遺物では、中期中葉頃の伊予東部から芸予諸島にかけてみられる在地土器に加え、弥生時代中期前葉から中葉頃の遠隔地から搬入されたとみられる土器なども出土している〔持永2016〕。これらの遺物や遺構の存在から、宮ノ浦遺跡は縄文時代より連綿と生活が営まれてきた遺跡であることが確認できた。宮ノ浦遺跡は、本報告における弓削島でみられる中世製塩遺跡の前段階となる、古墳時代に営まれた製塩遺跡であり、上島諸島で行われた生産活動の歴史を考えるうえで貴重な遺跡である。

弓削島の名前が史料上に初めて現れるのは、「東寺文書」（無号之部）の保延元年（1135）の記録である。「東寺百合文書」は平成27年10月に世界の記憶（ユネスコ記憶遺産）に登録されており、弓削島に関連する記録は約400通にのぼる。東寺（教王護国寺）は、平安京遷都後の延暦年間に鎮護国家を目的として創建され、国家の庇護の下に建設・運営された寺院である。

「弓削御庄」として登場するのは久安６年（1150）であり（セ函１。以下「東寺百合文書」については、函名と京都府立総合資料館（現在の京都府立京都学・歴彩館）によって付された文書番号を記す）、実質的な立庄は保延元年から久安６年の間である。弓削島庄の最初の領有者は治承３年（1179）の官宣旨によると源氏尼真性という女性であり、承安元年（1171）に源氏尼から建礼門院（平徳子）の乳母である従三位藤原綱子に譲渡された（こ函９）。その後、後白河上皇の皇女宣陽門院に伝領され、延応元年（1239）に東寺に寄進されたことによって東寺領弓削島庄が成立した。弓削島庄は、大和国平野殿庄・安芸国新勅旨田・若狭国太良庄・摂津国垂水庄・尾張国大成庄・丹波国大山庄と同じく東寺再建をになう供僧供料庄園であった。

弓削島庄は、「東寺百合文書」をはじめとした関係資料の豊富さにより、文献資料を中心としてこれまで細部にわたって研究が行われてきた。東寺に年貢として納めていたもののなかに、米や麦のほか、鯛・蛎・荒布などの海産物に加えて、これらの品目とは比較にならないほどの多量の塩を納めていたという特徴があることから、中世史研究者の清水三男氏は弓削島庄を「塩の荘園」と呼んだ〔清水1975〕。塩づくりについては、古代では先述の佐島の宮ノ浦遺跡にみられるように、製塩土器による塩生産が行われたが、中世においては、塩田法がとられたとみられ、庄内の百姓は塩浜とそれに付属する塩山を保有して製塩活動を行い、平百姓の中から選ばれた梶取（かんどり）と呼ばれる者が、年貢物の海上輸送にあたった。梶取については、やがては同じ人物が何度も梶取役をつとめていることから、専業化したことが指摘されている〔山内1985〕。

承久の乱後には、東国武士が西国の各地において新補地頭として現れるようになるが、弓削島庄

においても東寺に寄進されることとなった延応元年（1239）には地頭の小宮氏の名が現れている（と函３）。永仁４年（1296）には小宮氏は地頭職を没収されたため（マ函10）、新たに鎌倉幕府将軍久明親王の母房子という女性を地頭職としている。乾元２年（1303）に成立した下地中分において作成された絵図からは、領家側が三分の二、地頭側が三分の一に分割されていることを読み取ることができる（と函153、巻頭図版３－１）。この絵図は、弓削島の特徴的な地形が簡略的に表現されており、当時の地名などが記載されている他、大谷や島尻といった現在にもみられる地名が残されていることが確認できる貴重な資料である。

鎌倉時代末期には、東寺の庄官である弁房承誉（べんぼうじょうよ）と呼ばれる在地勢力によって非法非礼が行われ、百姓は逃散によって抵抗をみせている。南北朝時代には、東国御家人である小早川氏の庶家衆の一つである小泉氏や、能島村上氏による侵略を受けるなどして、年貢未進の状況が生じることになり、弓削島庄の名は寛政４年（1463）の記録を最後としてみられなくなる。弓削島にある国指定重要文化財「定光寺観音堂」が建立されたのはこの年であり、庄園時代末期における島民の信仰対象であったといえる。

今治藩政の記録を集めた『国府叢書』の延宝５年（1677）「当時運上銀之覚」によると、弓削島は「塩千二百四十八俵」、津倉浜（大島）は「塩弐百俵」とあるように、近世に入ってもなお弓削島は今治藩随一の塩の生産地であったことがわかる。江戸時代中期頃になると新たに開発された入浜式塩田により、生産地は大島や伯方島などの島嶼部に移り、江戸時代後半になると瀬戸内海の沿岸地域に集中するようになった。弓削島では、文政年間に堤浜（現在の弓削中央公民館周辺）において入浜式塩田が造成されたが、明治44年（1911）に行われた第一次塩田整理事業によって、島にある塩田は廃止されることとなり、長らく続いた弓削島の製塩は終わりを迎えた。

弓削島の周辺における東寺領の庄園としては、広島県尾道市因島の因島庄や愛媛県松山市の味酒郷がある。因島においては三庄町や中庄町など、庄園であった時代に関係すると思われる地名が現在にも残されている。味酒郷は、保元３年（1158）においては、上島町の岩城島・生名島・佐島とともに石清水八幡領であったが、嘉吉２年（1442）に東寺領の庄園となっている。「榊葉集」（『石清水八幡宮史』第２巻）の弘安７年（1284）の記事によると、岩城島と生名島は、石清水八幡宮の庄園として、備前の牛窓・片岡と共に、石清水八幡宮の伶人禄塩237石余を負担していた。岩城島南西部の西部地区には、塩田に関係する浜床と呼ばれる地名が残されており、これら島々も弓削島と同じく塩の庄園であったといえる。

国指定史跡に指定されている庄園遺跡としては、大阪府南部の泉佐野市に位置する日根庄がある。日根庄は鎌倉時代から戦国時代にかけて、現在の泉佐野市域にあった九条家領の庄園である。天福２年（1234）に日根庄が立庄され、宮内庁所蔵の「九条家文書」を中心に当時の様子がわかる「日根野村絵図」や「政基公旅引付」など多数の文書が残されており、絵図にみられる寺社などの建築物やため池、丘陵など、中世の景観が現在まで残されていることが評価され、寺社や城跡など16か所が国指定史跡に指定されている。大阪府泉佐野市の大木地区においては、大阪近郊にありながら農村景観や山林景観が広がり、史跡と融合した歴史的な景観が現在まで維持されていることが

評価され、「日根荘大木の農村景観」として平成25年10月に大阪府では初となる重要文化的景観に選定されている。群馬県太田市を根拠地とした新田一族によって開発が行われた新田庄は、平安時代末期の鳥羽法皇の院政期に成立した庄園であり、中世の寺社や城館、水源など、現在にも多くの庄園遺跡が残され、広範囲にわたって存在する複数の中世遺跡が１つの史跡として、平成12年11月に国指定史跡に指定されている。大分県豊後高田市に所在する田染庄は、その庄園領域の一部である田染庄小崎が国の重要文化的景観に選定されている。庄官の屋敷である尾崎屋敷が置かれた場所であるなど、田染庄の中心地であったことに加え、地形に合わせて造られた水田や伝統的な地割が踏襲された集落など、村落景観が中世から大きく変わらないことが、元禄２年（1689）に描かれたとされる田染庄の村絵図からうかがうことができる。

（曽根大地）

【引用・参考文献】

有馬啓介　2016「上島諸島及び魚島群島における製塩業史」『愛媛県越智郡上島町宮ノ浦遺跡Ⅱ－第１次～第５次発掘調査報告－』愛媛県越智郡上島町教育委員会

有馬啓介　2018「歴史余話　東寺領伊予国弓削島荘の総合調査」『伊予史談』391号、伊予史談会

生名村誌編纂委員会編　2004『生名村誌』生名村

泉佐野市教育委員会　2008『日根荘地域の文化的景観調査報告書（大木・土丸地区）』

一関市教育委員会　2018『国指定史跡　骨寺村荘園遺跡　平成29年度調査概要』

今治市村上水軍博物館編　2014『芸予諸島・海民文化の考古学』平成26年度今治市村上水軍博物館開館10周年記念特別展、今治市村上水軍博物館

岩城村誌編集委員会編　1986『岩城村誌　上巻　古代・中近世編』岩城村

魚島村　2004『魚島村誌　合冊版』

愛媛県史編さん委員会編　1982『愛媛県史　原始・古代Ⅰ』愛媛県

愛媛県史編さん委員会編　1983『愛媛県史　地誌Ⅰ（総論）』愛媛県

愛媛県史編さん委員会編　1984『愛媛県史　古代Ⅱ・中世』愛媛県

愛媛県史編さん委員会編　1986『愛媛県史　資料編　考古』愛媛県

愛媛県史編さん委員会編　1986『愛媛県史　地誌Ⅱ（東予西部）』愛媛県

柴田昌児　2006「中・西部瀬戸内の高地性集落と山住みの集落－特に燧灘～伊予灘・安芸灘沿岸域を中心として－」『古代文化』第58巻Ⅱ号、財団法人古代学協会

清水三男　1975「「塩の荘園」伊予国弓削島」『中世荘園の基礎構造』清水三男著作集第３巻、校倉書房

田中良之　2014「人骨から見えてくる原始古代」『弥生・古墳時代の芸予諸島：環境と人間＜予稿集＞』愛媛大学考古学研究室第14回公開シンポジウム・今治市村上水軍博物館開館10周年記念講演会、愛媛大学法文学部考古学研究室

東寺（教王護国寺）宝物館　1993『東寺とその庄園』

長井數秋　2008「弓削諸島の考古学」『ソーシアル・リサーチ』第33号、ソーシアル・リサーチ研究会

福永将大　2016「縄文土器について」『愛媛県越智郡上島町宮ノ浦遺跡Ⅱ－第１次～第５次発掘調査報告－』愛媛県越智郡上島町教育委員会

持永壮志朗　2016「弥生土器について」『愛媛県越智郡上島町宮ノ浦遺跡Ⅱ－第１次～第５次発掘調査報告－』愛媛県越智郡上島町教育委員会

山内　譲　1985『弓削島荘の歴史』弓削町

弓削町役場　1986『弓削町誌』

第３章　埋蔵文化財調査の成果

１．弓削島庄における庄園遺跡の調査

（１）庄園遺跡の調査

庄園とは、貴族や寺社の大規模な土地所有形態であり、土地の生産物が生ずる場であったことから、当時の社会的・経済的な基盤であった。遺跡を土地に遺された過去の人間活動の痕跡であるとするならば、庄園遺跡は貴族や寺社の大規模な私的所有地に遺された当時の人々の生活・生産・信仰などのあらゆる活動の痕跡であるといえる。「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」（昭和26年文化財保護委員会告示第２号、平成７年３月改正）では、史跡は下記の９つに分類されている。

１　貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
２　都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
３　社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
４　学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
５　医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
６　交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
７　墳墓及び碑
８　旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
９　外国及び外国人に関する遺跡

遺跡の分類を史跡に準じて考えるならば、庄園遺跡はこの分類の多くを内包している。全国各地に約4,000の庄園が存在するが、遺跡としての分類は、調査対象とする庄園の立地、性格、調査目的および調査箇所などによって決定される。弓削島庄総合調査は、主として上記の３および６に該当する遺跡を中心に調査を遂行したが、他の庄園遺跡と同様に弓削島庄についても多様な要素で構成された総体であることはいうまでもない。

庄園遺跡の考古学的な調査の先駆けは、昭和27年の福井市糞置（くそおき）庄遺跡（東大寺領越前国糞置庄）を対象として実施された発掘調査であった〔田辺・梅川1990〕。糞置庄遺跡とその近くにある福井市道守（ちもり）庄遺跡（東大寺領越前国道守庄）は、いずれも正倉院に開田地図が伝わっており、代表的な東大寺領初期庄園である。その道守庄遺跡では、昭和37年から41年にかけて、文献史学、地理学、考古学、地質学、農学からなる総合調査が実施されている〔大西1968・1986、岩田1990〕。

その後、開発に伴う緊急調査が増加し、昭和40年代半ば以降、主として富山県や石川県などの北陸地方で初期庄園遺跡の発掘調査が行われた。富山県下新川郡上善町じょうべのま遺跡〔入善町史

編さん室編1986・1990〕、同県南砺市高瀬遺跡〔富山県教育委員会1974〕、石川県金沢市・白山市横江庄遺跡（朝原内親王家領横江庄、東大寺領加賀国横江庄）〔松任市教育委員会1983・1996〕の発掘調査では、初期庄園の経営管理施設にあたる庄所（庄家）に相当する遺構が確認されている。

庄園遺跡の調査の進展に伴い、庄園遺跡の中に庄園村落遺跡、あるいは広域水田遺跡という概念が生まれた〔服部1983・甲斐1986〕。それは、昭和30年代後半以降に圃場整備事業に伴う開発が進行したことによって、田地を主体とした庄園遺跡に関する認識が深まったことが関係している。昭和53年10月１日に開催された地方史研究全国大会では、「圃場整備事業に対する宣言」が出され、圃場整備事業によって姿を変える庄園村落遺跡の記録・保存を目的とした調査が各地で行われた。そこでは、庄所（庄家）、政所、居館、集落跡などの地下の遺構のみならず、庄園と有機的に結びつき継承された、現在の集落、水田をはじめとした耕地、水利、地名、寺社、石造物、祭礼、信仰、慣行、伝承なども調査の対象となった。つまり、庄園村落遺跡の調査では、庄園と有機的に結びついたもので構成される空間を遺跡としてとらえ、現在の景観そのものが遺跡であるという認識で記録・保存が行われた。この結果、学際的な庄園遺跡の総合調査が各地で実施された。宇佐八幡宮領豊後国田染（たしぶ）庄をはじめとした九州の国東半島に分布する庄園、東寺領丹波国大山庄、法隆寺領播磨国鵤（いかるが）庄、高野山領備後国大田庄などの調査はその先駆けである。

今次の弓削島庄の調査は、７分野で構成された総合調査の形態をとっているが、先述の庄園村落遺跡の調査とは若干性格が異なる。他の庄園では当時の生産活動によって形成された景観が水田として遺っているのに対し、現在の弓削島にはかつての製塩の場であった塩浜の景観が見られない。昭和30年代に入ると、瀬戸内海の島々の海岸の多くは道路や放棄地に変わっていった。海に面した集落から少し離れた箇所に護岸を作り、集落と護岸の間は土砂で埋められた。そして、その上に道路が建設された。弓削島でも同様な道路が整備された。中世の弓削島庄の主要な所出物であった塩の生産の場である塩浜の景観を復元するためには、発掘調査による埋蔵文化財の調査が必要であった。

（２）「東寺百合文書」と埋蔵文化財調査（図３－１・２）

弓削島庄総合調査事業における埋蔵文化財調査は、「弓削島庄の塩の生産を示す塩浜跡及び城館跡・集落跡・社寺跡の調査」とし、主として弓削島の海岸部に位置する塩浜の発掘調査を実施した。弓削島における中世の塩浜は、地理的環境および文献資料の研究成果から、その分布を想定することが可能である。弓削島の東海岸は、山が急峻で海に迫っており低地が少ない。一方、西海岸は、狭小ながら低地が点在し、現在はそこに集落が形成されている。「東寺百合文書」の応長元年（1311）の田畠・山林・塩浜以下相分帳は、鎌倉時代末期の弓削島庄の土地の利用状況、所在地および面積をまとめた記録である（と函68・京函29・ヨ函74。以下「東寺百合文書」については、函名と京都府立総合資料館（現在の京都府立京都学・歴彩館）によって付された文書番号のみを記す）。これによって、当時の塩穴と塩山の分布状況がわかる。塩穴は、砂に付着した塩分を海水で洗い流し、より塩分濃度の高い塩水（鹹水（かんすい））をつくるための装置であり、沼井（ぬい）とも呼ばれ、塩浜に

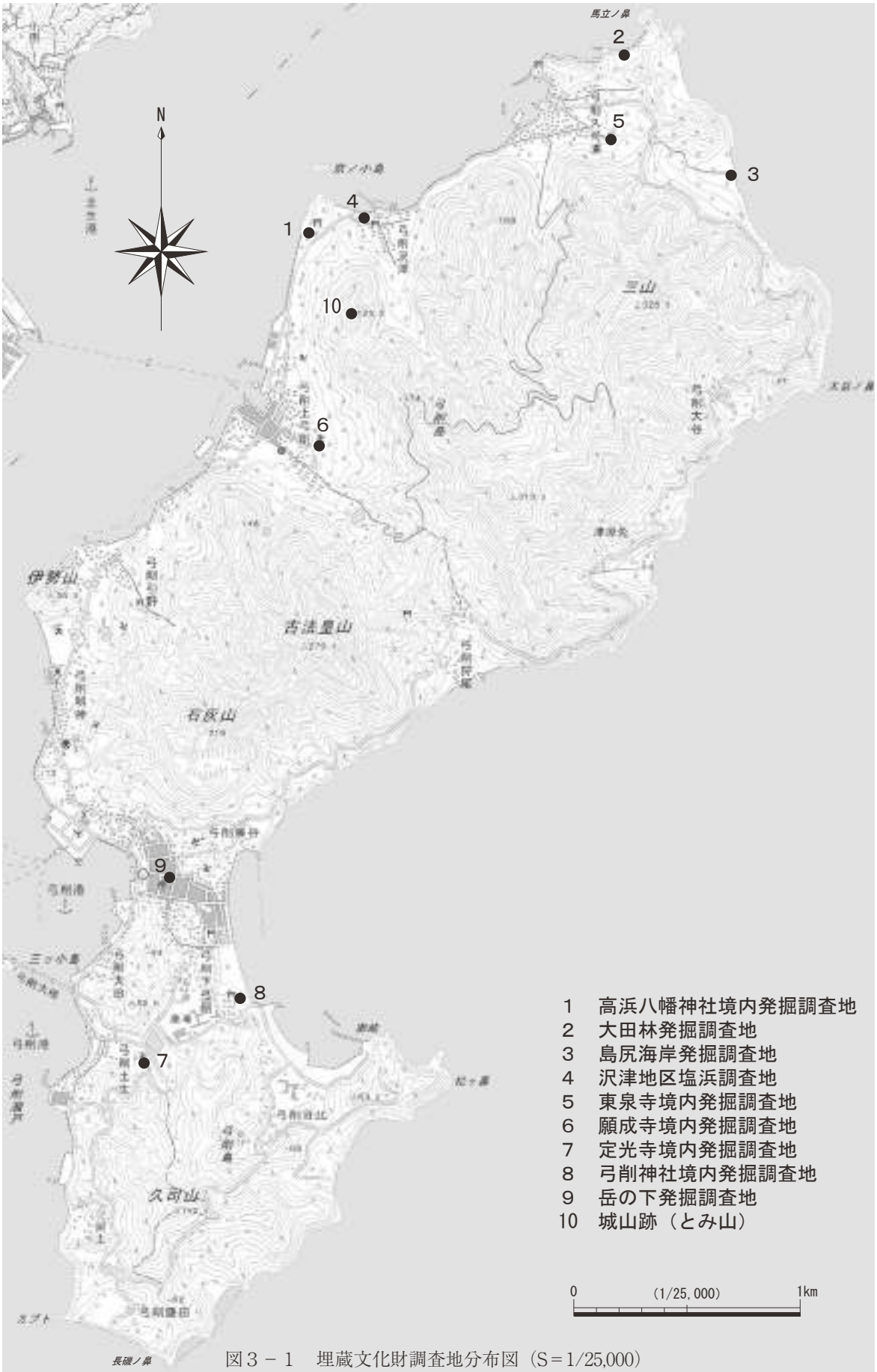

図３－１　埋蔵文化財調査地分布図（S＝1/25,000）

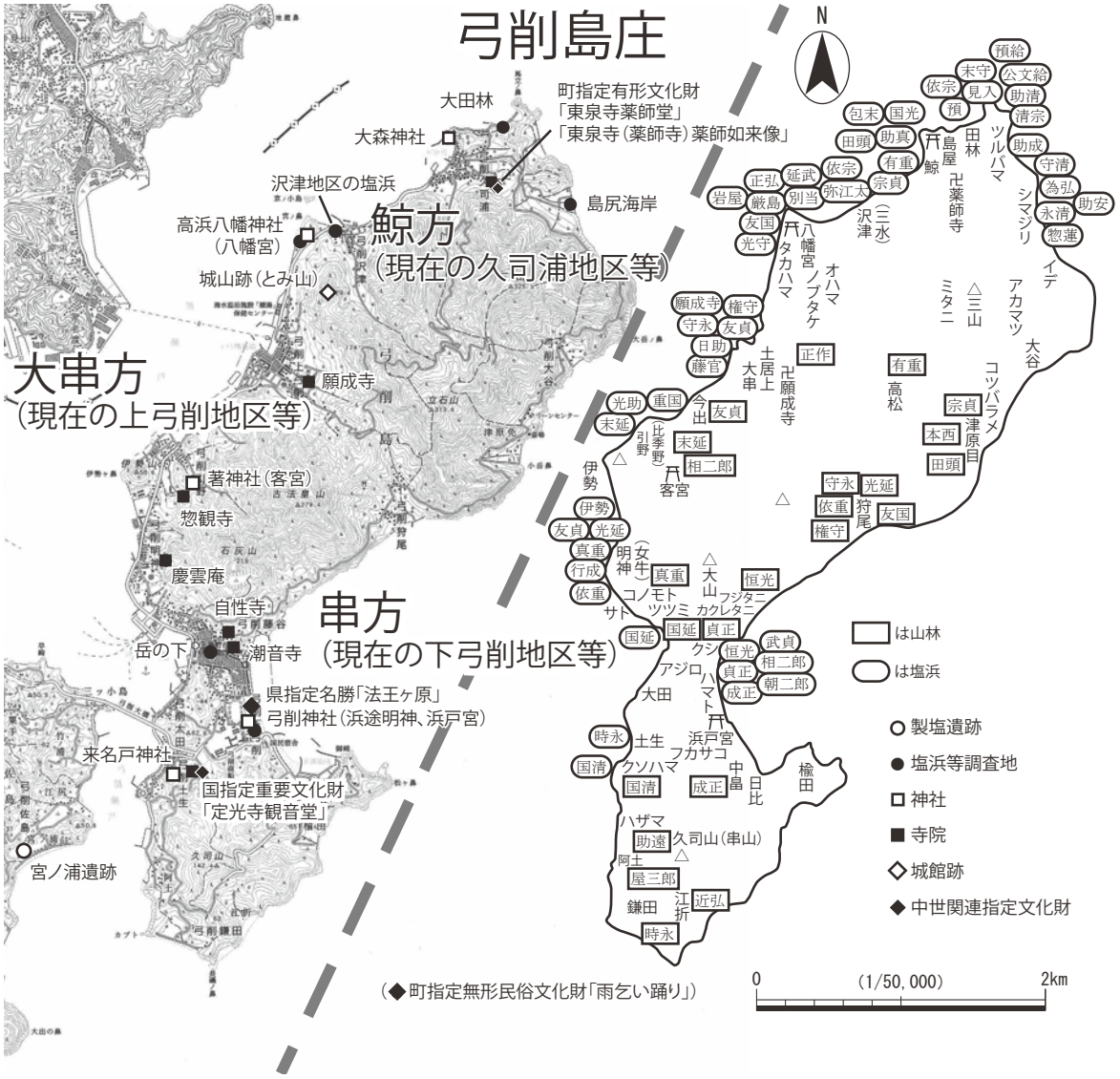

図３－２　弓削島庄関係地図（Ｓ＝1/50,000）（山内1985を基に作成）

付随した。また、製塩では、鹹水を煮沸するために大量の薪を必要とした。その製塩燃料の供給地が塩山である。大局的に見れば、弓削島庄では西海岸の塩浜で製塩が盛んに行われ、その背後の山々から製塩燃料を調達していた。

塩浜の調査では、塩穴の記載のある文献資料を基に発掘調査箇所を選定した。図３－２では、その右半分で山内譲氏によって示された弓削島庄の塩浜（塩穴）と山林（塩山）の分布状況を表している〔山内1985〕。西海岸の低地では、広範囲に塩浜が分布すると考えられる。しかし、現在の弓削島では、低地が乏しいことから海岸部に幹線道路が通り、塩浜があった低地は集落となっていることが多く、発掘調査に適する箇所は限られる。その結果、西海岸では、上弓削地区の高浜八幡神社境内で発掘調査を実施した。

一方、応長元年の相分帳によると、弓削島の北端に位置する田林、鶴浜（釣浜）および島尻の海岸部にも塩穴が分布し、西海岸と同じく製塩が盛んであったと想定される。特に島尻海岸にはハマトコと呼ばれる場所が存在し、その近くには島屋宮跡と伝えられる土盛が見られる。これらのうち田林の東側の大田林および島尻海岸で発掘調査を実施した。中世に塩浜での製塩が盛んに行われていたこの３か所であるが、馬立ノ鼻を挟んで東と西では海岸の現況が異なる。鶴浜および島尻の海岸には大量の礫が堆積しているが、大田林は西海岸の塩浜所在地と同じ砂浜海岸である。島尻海岸より南の東海岸は、塩浜の適地は少ないが、現在の下弓削地区に所在するクシで製塩が行われていたことがわかっている。下弓削地区では、塩浜の調査を目的に弓削神社での発掘調査を行った。

また、「東寺百合文書」には、現在の弓削島に所在する寺社が登場し、これらの寺社についても埋蔵文化財調査の対象とした。寺院跡については、久司浦地区の東泉寺および上弓削地区の願成寺で発掘調査を実施した。東泉寺は、応長元年の相分帳に登場する薬師寺の後身であるとされ、下地中分での地頭方と領家方の配分を記した絵図（と函153）で鯨方と記された弓削島の北部に位置する。下地中分の結果、鯨方は領家分となった。一方、同絵図の中で大串方とされる土地の中心的寺院が願成寺である。大串方は地頭分であり、そこには地頭の居館が置かれていたと推定される。さらに、弓削島の南部の土生地区にある定光寺は、境内に寛正４年（1463）建立の国指定重要文化財の観音堂を有することから、その時代性を鑑みて埋蔵文化財調査の対象に加えた。

（有馬啓介）

２．塩浜の調査

（１）塩浜の形態

弓削島庄は、中世に塩の生産が盛んであり、年貢あるいは商品として大量の塩を京都に送っていた。「東寺百合文書」をはじめとした東寺関係文書にその記録が残り、塩の庄園として知られている。製塩は主として、製塩遺跡である塩浜と製塩の燃料を採取する塩山で成り立っている。ここでは、発掘調査で確認された塩浜の特徴を検討する前提として、他の製塩法を交えて中世に主として見られた塩浜の形態を概観する。

弓削島庄が位置する瀬戸内海沿岸は、古くから日本列島における有数の製塩地であり、近世から近代にかけて操業した十州塩田はよく知られている。十州塩田で生産された塩は、19世紀初めには全国の生産高の90％に及んだ。江戸時代には、防長三白（米、塩、紙）、児島三白（塩、イカナゴ、綿）、讃岐三白（砂糖、塩、綿）と称される特産品が生まれ、その中には塩が含まれていた。

日本列島において、先人は豊富にある海水を原料に塩を作ってきた。海に囲まれた列島は、多雨多湿の気候のため、塩の採取には多くの燃料と労力を必要とした。瀬戸内海沿岸地域は、波が静かで、遠浅の海岸が多い。加えて、潮汐の干満時の潮位差は大きい。また、晴天日数が多く、降水量が少ない地域である。さらに、瀬戸内海は日本最大の内海であり、常に海上交通の大動脈としての役割を担い、多くの人・ものが往来し、文化や経済の発展を支えてきた。製塩法も時代によって変

化してきたが、このような地理的・気候的要因が瀬戸内海沿岸の製塩業を支えてきた。

日本列島における最初の製塩には土器が使用され、その製塩法は土器製塩と呼ばれる。鹹水を煮詰める際に使用される専用の製塩土器が縄文時代後晩期に関東および東北地方の一部の地域で発見されている。弥生時代中期後半になると、備讃瀬戸地域で脚台式製塩土器と呼ばれる製塩土器が出現し、弥生時代中期末（紀元前１世紀末）になると隣接する芸予諸島にも同タイプの製塩土器が移入する〔柴田2012〕。弓削島と弓削瀬戸を隔てて指呼の間にある佐島の宮ノ浦遺跡は、古墳時代前期（３～４世紀）を中心とした製塩遺跡であり、これまでの発掘調査で製塩炉とそれに伴う大量の製塩土器が確認されている〔有馬編2016〕。この遺跡では温暖期の環境指標である「クロスナ層」と製塩操業の高い相関性が明らかとなり、古墳時代製塩の実態解明を一歩前進させた。弓削島でも高浜海岸、土生海岸および浜都遺跡等の海岸部で製塩土器が確認されている。特に浜都遺跡では、芸予諸島での土器製塩の衰退時期に当たる古墳時代終末期から奈良時代のものとされる製塩土器の出土が報告されている〔長井1997・2008〕。また、当事業で発掘調査を実施した岳の下発掘調査地では、古墳時代後期に位置付けられる芸予型製塩土器が出土している。瀬戸内海沿岸部では、弥生時代終末期から古墳時代前期にかけて多くの製塩遺跡が見られるが、古墳時代中期に減少する。しかし、古墳時代後期（６～７世紀）になると香川県の喜兵衛島遺跡や岡山県の阿津走出遺跡などで製塩活動の活発化が見られる。上島町の岩城島にある石風呂海岸遺跡では、古墳時代前期の脚台式製塩土器はほとんど見られないが、古墳時代後期の芸予型製塩土器が多量に採取されており、同様な傾向が見られる〔有馬編2018〕。

土器製塩では、海水を凝縮して塩分濃度の高い鹹水をつくる採鹹の工程と、鹹水を煮沸し塩の結晶を取り出す煎熬の工程がある。さらに、苦汁などの不純物を取り除く焼塩が行われる。この土器製塩の様子は古文書の中で「藻塩焼く」と表現されることがあり、万葉集や風土記などに見られる。土器製塩にはホンダワラなどの海藻が使用されたが、採鹹はつぎの方法が想定されている。ひとつは、海藻を焼き、その灰を海水に入れて鹹水を得る方法である。もうひとつは、海藻を干し、その上から海水を注ぐ方法である。後者については、干した海藻を直接海水に浸すことも考えられる。

やがて、採鹹工程に海藻に代わって砂が使用されるようになった。塩浜による製塩法の誕生である。近藤義郎氏は、早い地域では６世紀末葉から７世紀初頭、一般的には７世紀前葉から中葉にかけて土器製塩が衰退し、７世紀には「原初的塩田（塩浜）」が成立したであろうとしている。また、近藤氏は、天平20年（748）の「太政官符」に「塩山」、宝亀11年（780）の「西大寺資財流記帳」に「塩山」、「塩木山」の記載があることから、奈良時代中葉には原初的塩田（塩浜）が燃料採取の場である塩山・塩木山に伴って成立した可能性が高いとしている。さらに、近藤氏は同時代の前熬用器の塩釜への変化は、採鹹の新しい方法によってもたらされたとしている〔近藤1980〕。

一方、文献での塩浜の文字は、「三代実録」貞観17年（875）12月15日の条に初めて見られる。「庶人伴善男没官墾田陸田山林庄家稲塩浜塩釜等、在諸国、充造京城道橋料」の記載の中に、「塩浜塩釜」がある。また、大治５年（1130）３月13日の「東大寺諸国庄々文書幷絵図等目録事」によ

ると、播磨国赤穂郡にある東大寺領石塩生庄は、貞元５年（正しくは天元３年、980）に塩浜50町９反172歩、塩山60町から成っていたことがわかる。この庄園は、天平勝宝８年（756）に東大寺に勅施入されており、その段階から塩浜と塩山が存在したと推測されている〔渡辺1971〕。

それでは、塩浜はどのように発達したのだろうか。塩浜の前段階として、海藻の代わりに自然の砂浜で塩分が付着した鹹砂（かんしゃ）を集めて、採鹹が行われたことが推定される。これは、潮の干満時の潮位差を利用したもので、塩地と呼ばれている。その後、塩の需要の増大に伴い、採鹹地（鹹砂を採取する場所）に手を加えるようになり、塩浜が形成されたと考えられる。

塩浜は、採鹹地への海水の供給方法で２種類に大別することができる。ひとつは、潮の干満を利用し、採鹹地に海水を自然流入させる入浜式である。もうひとつは、人力で海水を汲みあげて採鹹地に散水する揚浜式である。廣山堯道氏は、８世紀頃の赤穂の採鹹可能な砂浜をＡからＣまでの３種類に分け、その実態を推定している。その中で、Ａ浜は干満潮の中間位にある砂浜、Ｂ浜は満潮面の上にかろうじて砂面が出る砂浜、Ｃ浜は満潮面より高いが、大潮の満潮で海水に浸かるので、まだ田地や畠地となっていない砂浜としている。そして、Ａ・Ｂ浜は広範囲の砂浜から適当な鹹砂を採集し運搬する労働が主となり、Ｂ・Ｃ浜は海水を汲み運搬する労働が主であったとし、前者は入浜系塩田、後者は揚浜系塩田に発展したと述べている〔廣山1983〕。さらに、「塩堤」の記録が見え始める時代であることから、少なくともＢ・Ｃ浜においては浜の所有権、用益権が成立し、Ｃ浜のような塩浜の場合、干満差の少ない日本海側や太平洋側のものを自然揚浜、干満差の大きい瀬戸内海や鹿児島湾などのものを古式汲潮浜と名付けて区別している〔廣山1983・1990〕。９世紀になると、文献に塩浜の文字が見られるようになるが、これは採鹹地に次第に人の手が加わり始めたことを意味していると考えられる。

一方、干潟を塩浜とし、干潮時に鹹砂を集める方法を自然浜（干潟浜）と呼んでいる。干潟は、波浪の影響を受けにくい遠浅の穏やかな入江や湾内で、一般に河川による砂泥の供給によって生まれることが多い。自然浜には、海水の汲み上げや撒潮は伴わない。古式入浜は、自然浜から進歩した製塩法である。その採鹹地は満潮位より低い位置にあり、塩浜の周囲には防潮堤を築き、海面と塩浜は遮断されている。また、堤を横切り塩浜に海水を通すための樋がある。古式入浜が大規模化し、発達したものが近世の入浜式塩田である。なお、鎌倉時代初期の伊勢国の塩浜形態や塩浜作業を伝えるものに僧顕昭の「六百番陳状」がある。「六百番陳状」は、建久４年（1193）に左近衛大将であった藤原良経邸で行われた六百番の難陳歌合に作者の一人として参加した顕昭が判者藤原俊成の下した判詞に対して、異見を述べたものである。その中に、採鹹地として「塩干のかた（潟）」が見られ、史料を分析した渡辺則文氏は、鎌倉時代初期の伊勢国の製塩技術は、採鹹面として自然の干潟を利用する段階のものであったとしている〔渡辺1980〕。これは、「塩干のかた（潟）」での中世の製塩技術を示す貴重な史料である。また、塩浜は採鹹場（地）や塩屋を中心とする煎熬場すべてを含む浜辺の総称であったと渡辺氏は説明している。

それでは、弓削島庄の塩浜の形態はどのようなものであったのだろうか。「東寺百合文書」における塩浜についての記載について触れてみる。

正和２年（1313）の「公田方田畠以下済物等注文」（と函70）には、各名に付属した塩浜の面積が記されている。塩浜の面積は、100歩、150歩、200歩であり、それ以外の記載は見られない。応長元年の相分帳には、塩浜にある塩穴の数が記載されている。

「百姓延永申状」（と函136）には、「友貞名塩釜」、「塩屋荒廃」の記載が見られる。このことから、採鹹地に塩釜や塩屋といった煎熬施設が付随したことがわかる。

弓削島の塩浜の立地についての議論が展開された史料に正応３年（1290）の「百姓等起請文」（と函33）がある。その中には、「当島塩浜高塩ニくつれうせて候」という記載がある。塩浜が高潮によって被害に遭ったということなので、手を加えられた構造物が塩浜に存在した可能性がある。塩浜を製塩場（施設）の総称とした渡辺氏は、「満潮面より高所に建てられていた塩屋等が高塩（潮）で破壊されたという解釈もでき、この記載のみでは、当時の弓削島の塩浜が入浜系塩浜であったか、あるいは揚浜であったか、いずれとも判断しかねる」と述べている。さらに、渡辺氏は近世の安芸・備後・伊予の島嶼の塩浜形態を検討し、その時代にも多くの揚浜が見られることから、中世の弓削島をはじめとした瀬戸内海沿岸では揚浜と入浜系塩浜が併存したと推測している〔渡辺1980〕。また、廣山氏は、正和２年の塩浜の面積の記録から、弓削島の塩浜をかなり人の手が加わったものであったと推定し、正応３年の起請文から「石垣或は土留めをなし、満潮水位より上位に地盤を構成していたように思われる。而も塩穴即ち鹹水受溜壺が地盤に造られていたようであるから、この時代而も斯様な島嶼であるため入浜塩田とは考えられず、汲潮浜の形態であったと思われる」〔廣山1983〕と述べている。

古代や中世の製塩遺跡の調査例は、決して多くない。日本海に面した石川県羽咋市に所在する滝・柴垣製塩遺跡群では、築造年代が８世紀前半とされる揚浜式塩田、鉄釜煎熬炉と土器製塩炉が検出されている〔宇野ほか編1991〕。また、瀬戸内海に面した兵庫県赤穂市に所在する堂山遺跡では、11世紀後半から14世紀前半にかけて操業された揚浜式塩田が確認されている。堂山遺跡の塩浜は、古式汲潮浜が発達した形態である。塩浜は、緩慢な傾斜の砂浜の細かい砂の層が取り除かれ、粗い砂層の硬い地盤に達するまで成形されている。成形後も傾斜があるため、土器、種子類、木屑などの生活廃棄物を含んだ土砂で埋め立てられ、平坦面が造成されている。その埋立層の上に粘りのある黒色粘砂を敷きつめ、この面を塩浜の地盤（浜床）としている。埋立層の直上には、木杭が埋め込まれた防潮堤が築かれている。防潮堤の頂部と満潮位（堂山遺跡付近の昭和49年からの５か年の満潮位の平均）で約30cmの差があり、浜床は満潮位よりも若干高い。なお、塩浜関連遺構として、採鹹土坑（沼井）、曲物が設置された鹹水溜めと考えられる土坑などが確認されている〔赤穂市史編さん専門委員編1981・山本編1995〕。

さらに、茨城県の太平洋に面した那珂郡東海村の村松海岸から同県ひたちなか市の阿字ヶ浦海岸にかけての砂浜に分布する製塩遺跡も中世から近世にかけての例として注目される。発掘調査が行われた東海村の村松白根遺跡、ひたちなか市の長砂渚遺跡、沢田遺跡では、鹹水槽跡や釜屋跡などの多数の製塩遺構が発見されている。村松白根遺跡は中世後半から近世初頭にかけての塩づくりを行っていた集落跡であり、21か所の製塩跡が確認された。この製塩跡は、鹹水槽、釜屋、塩の苦汁

を抜くための施設である居出場で構成されている。これらは、揚浜式製塩に伴うものであり、15世紀後半から16世紀代にかけて大規模な操業が行われ、17世紀前半頃には操業規模が縮小したと考えられている〔芳賀ほか2005・皆川ほか2007〕。

以上の点を踏まえ、弓削島で実施した塩浜の調査成果を詳述し、弓削島庄の塩浜の形態を検討することにする。

（有馬啓介）

（２）高浜八幡神社境内発掘調査地

①遺跡の位置と調査経過（図３－３・４）

高浜八幡神社は、弓削島の北西部の上弓削地区に所在する。境内は上弓削集落と沢津集落の間に位置し、松林に囲まれた高浜八幡神社境内の西には砂浜海岸が形成されている。境内からは弓削瀬戸を隔てて因島が見える。高浜八幡神社社殿の北にある宮ノ山の北の海上には京ノ小島が浮かぶ。この小島には、弘法大師が願文と経文を１字ずつ小石に書いて、それを埋めたという伝承があり、経ノ小島とも呼ばれている。

高浜八幡神社は、「東寺百合文書」にある文治４年（1188）の検田目録（と函１）や応長元年の相分帳に見られる「八幡宮」の後身と考えられ、その歴史は古い（第４章第４節参照）。元文２年（1737）の大火で重要書類が焼失したため、創建の年代は明らかでないが、延久５年（1073）に宇佐八幡宮から勧請したと伝えられている。高浜八幡神社は、明治４年（1871）に郷社指定を受けている。

応長元年の相分帳によると、「タカハマ」には光守・友國といった百姓が塩穴を所有していた。「タカハマ」とは、旧小字名で濱之上から宮之上にかけての海岸であり、現在の上弓削集落から高浜八幡神社にかけての海岸に当たる。また、３冊ある相分帳の各冊には、除塩浜穴として「岩屋　同穴二十四」、「嚴嶋　同穴二十」の記述がある。高浜八幡神社境内には厳島社が祀られており、庄園時代にもこの付近に所在したと考えられる。さらに、「三水」（のちの沢津）にも、別當・弥江太・延武・依宗・正弘といった百姓が塩穴を所有しており、高浜八幡神社周辺は西海岸有数の塩浜所在地であったことが推測される。高浜八幡神社境内では、平成25年８月に愛媛大学法文学部考古学研究室とともに試掘調査を実施しており、塩浜の整地層（浜床）と思われる硬化層を確認している。その整地層の平面的な広がりと構造、構築年代等を確認するために試掘トレンチを拡張するかたちで発掘調査を実施した。

発掘調査は、平成25年８月に実施した試掘調査の成果を基に、神輿庫の南の境内地内で実施した。平成30年８月６日に測量用の基準点を設置し、現地での作業を開始した。現在の護岸から陸地側へ約40m離れた地点に、平成25年に掘削したトレンチを拡張して新たなトレンチを設定した。東西方向に２m、南北方向に３mの幅のトレンチであり、地表から約80cmの深さから塩浜の浜床と考えられる黒褐色の硬化面を検出した。８月18日には、弓削島庄塩田調査見学会と題して、高浜八幡神社境内で確認された塩浜の浜床を一般に公開した。その後、浜床と考えられる硬化層の断ち割

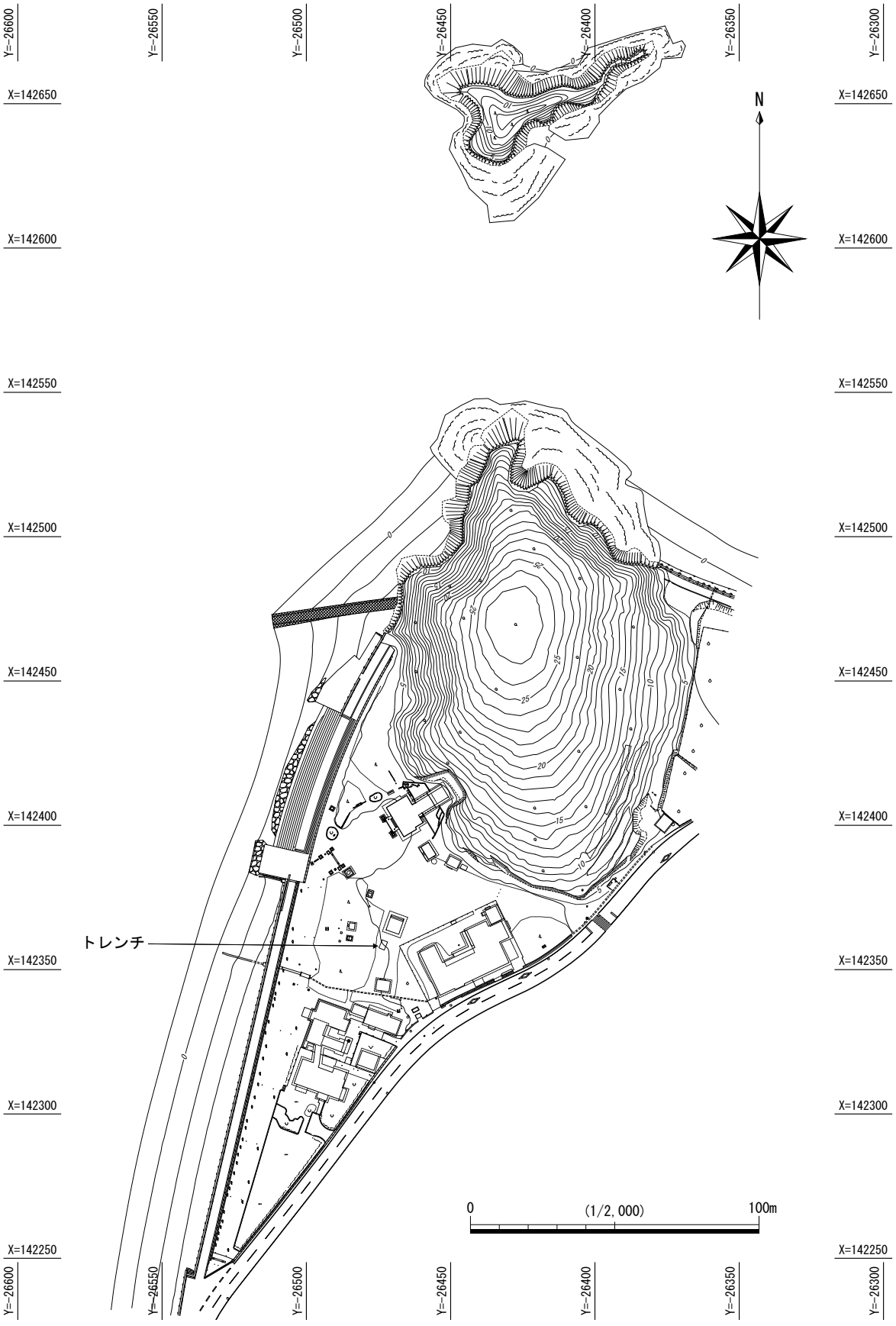

図３－３　高浜八幡神社境内発掘調査地地形測量図（S＝1/2,000）

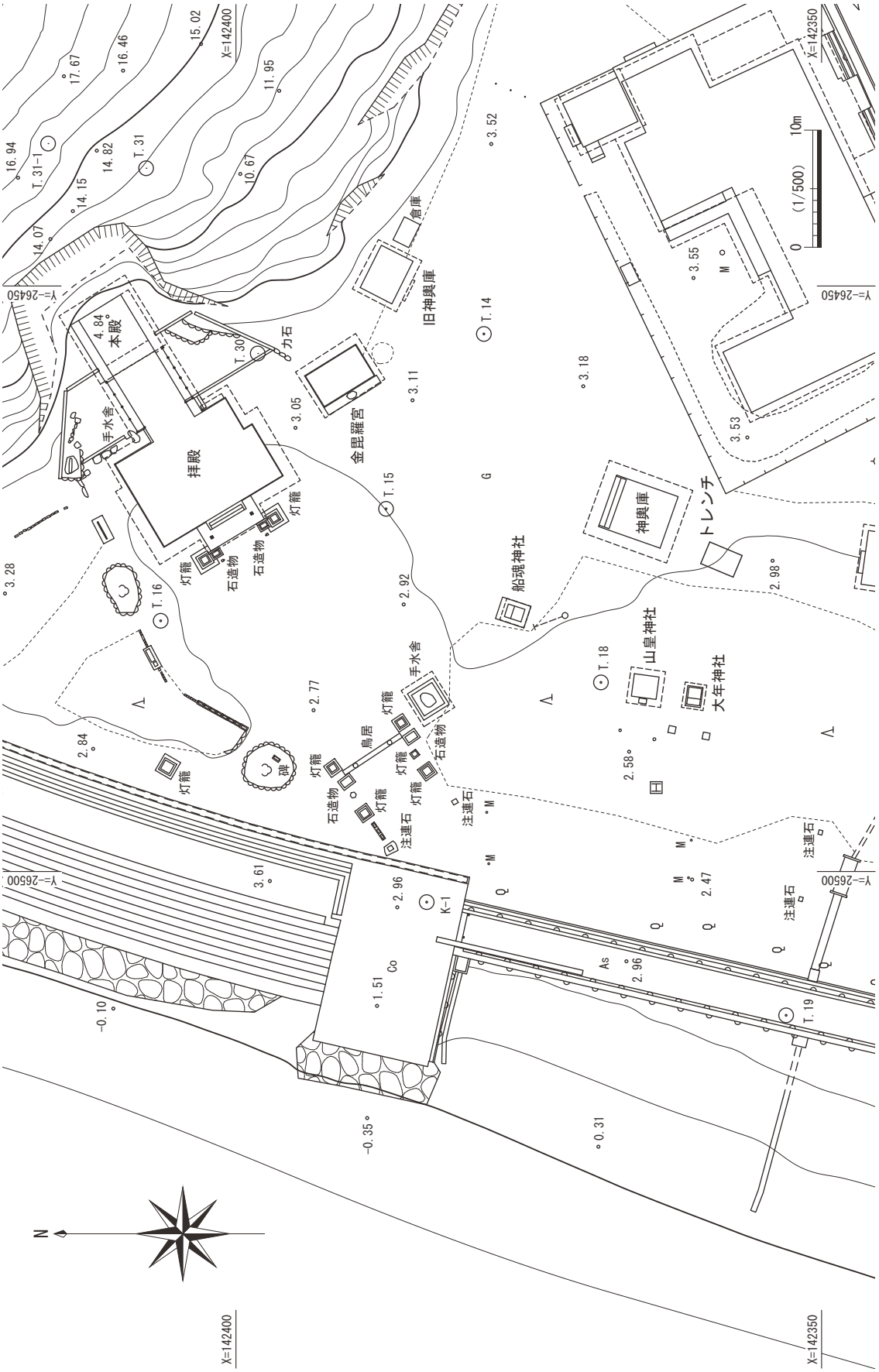

図３－４　高浜八幡神社境内発掘調査地トレンチ位置図（S＝1/500）

り作業と測量・図面作成作業を進めた。９月５日にトレンチの埋め戻し作業を行い、現地での作業を終了した。

（有馬啓介）

②調査の成果（図３－５・６）

調査では、最初に平成25年の試掘トレンチの埋め戻し土を掘り起こし、浜床と思われる硬化面を確認した。その後、１m四方の試掘トレンチを拡張し、東西方向に２m、南北方向に３mの幅の調査区とした。トレンチの長軸は、真北から22.73度ほど東にずれている。

硬化面は、地表から約80cmの深さで検出されたが、その上位は浜堤堆積物や造成土など（１～17層）に覆われている。７層は、にぶい黄褐色を呈する中粒砂層であるが、細礫や中礫を多く含むことから、波の営力による堆積が想定される。また、トレンチ南壁では、その下の９層、11層および16層が東へ傾斜しながら堆積することを観察できる。現在、高浜八幡神社の東には隣接して高齢者介護サービス施設がある。以前、その施設の建物は弓削幼稚園、さらに遡れば、高浜保育所として利用されていた。高浜保育所が新築移転されるまで、この場所は窪地であったとのことである。これらのことから調査区の西に浜堤が存在したと考えられる。９層は、灰黄褐色を呈する細粒砂層であり、腐植による有機物を多く含み土壌化した、いわゆるクロスナ層である。

硬化面は、トレンチの北東側から南西側にかけて検出された。北側では黒褐色を呈する細粒砂で構築された土手状の高まり（19層）を確認した。19層は、極粗粒砂と細礫を少量含む黒褐色を呈する細粒砂層（18層）に覆われている。20層である硬化層は、厚さ３cm程度のほぼ水平に堆積した層である。硬化層は黒褐色を呈する細粒砂層であり、層中に水平方向の縞模様が見られる。検出後の断ち割りには鑿を使用しなければならないほど、非常に硬質であった。トレンチの北西側と南東側では、硬化面を確認することができなかった。硬化層を切るように13層、14層および15層が堆積しており、その部分は滅失した可能性がある。硬化層では、土壌薄片観察によって砂と泥が密に混在して層状に側方へ連続して積層する人為性を窺わせる特徴的な堆積状況が確認された。また、硬化層の微細堆積相は、壁状構造をなし、水流による移動・堆積などで生じる葉理が認められない。さらに、硬化層は砂と泥が混在し、淘汰が非常に不良な粒度組成を示した（本章第７節参照）。図３-５の写真については、愛媛大学の笹田朋孝氏が作成した３Dデータを利用した。

今回の調査では、土壌の硬度を測定するために、土壌硬度計（山中式標準型）を使用した。平らに削られた土壌断面に垂直に土壌硬度計のコーン（円錐部）を圧入するとコーンの圧入深とこれに対応する土壌の反力（バネの縮み）の双方が変数として同時に計測され、これらから硬度の理論値（kg/㎠）が算定される。測定では、同一箇所（層位）で３回の計測を行い、その平均値を求めた。19層では、硬度指数33.0mm、理論値84.70kg/㎠を得た。また、20層では、２か所でそれぞれ３回の計測を行った。１か所目は、硬度指数35.0mm、理論値176.05kg/㎠と測定された。また、２か所目は、硬度指数36.5mm、理論値347.70kg/㎠と測定された。さらに、トレンチ北西端の15層でも測定を行い、硬度指数25.0mm、理論値13.97kg/㎠を得た。硬度指数が30mmを超えると、その土

壌では根の伸長はほぼ不可能とされており、親指で押しても指跡がつかない。

周辺の環境や応長元年の相分帳からタカハマに塩穴が存在した事実、そして、土壌薄片観察および硬度測定などの成果から、20層とした硬化層は人為的に作成された塩浜の浜床であると考えられる。そこで、浜床面と潮位の高低差を確認するために、令和２年５月９日に高浜八幡神社の西の砂浜で潮位を測定した。当日は大潮であり、弓削港の高潮時刻である０時８分前後に計測を行った。その時刻での潮位は、標高2.062mであった。一方、浜床上面の標高は、約2.28mである。潮位は、気候の変動に大きく影響される。ヨーロッパでは、９世紀から13世紀にかけて比較的温暖な気候が続いたとされ、その時代を中世温暖期と呼んでいる。気温の上昇によって海面が上昇し、ダンケルク海進と名付けられた。しかし、中世温暖期が現代のように世界的に温暖化したことは証明できていない〔日本気象学会地球環境問題委員会編2014〕。浜床直上の18層もしくは19層で海洋性の貝（不明貝類）、浜床層である20層で炭化材（アカガシ亜属）、浜床の下のクロスナ層である22層から炭化材（マツ属複維管束亜属）および海洋性の貝（マガキ？）が採取され、これらについて加速器質量分析法（AMS法）による放射性炭素年代測定を行った。その結果、18層もしくは19層の海洋性の貝（不明貝類）で12世紀前半から13世紀後半、20層の炭化材（アカガシ亜属）で８世紀後半から10世紀後半、22層の炭化材（マツ属複維管束亜属）で９世紀末から11世紀前半、22層の海洋性の貝で９世紀前半から10世紀末の年代値を得た（本章第７節参照）。浜床層の下にあるクロスナ層（22層）からは、高台の高い土師器の椀や底部に回転糸切り痕が見られる土師器の皿・杯が出土している。さらに、応長元年の相分帳から14世紀初頭には「タカハマ」に塩浜が存在したことを踏まえると、浜床層は11世紀代から13世紀代までの間に形成された可能性がある。浜床層の年代とその標高から揚浜式塩田の浜床と推測する。また、土手状の高まり（19層）は、文献に見られる「塩堤」である可能性がある。

浜床面の検出後に、トレンチ壁面沿いで土層の断ち割りを行った。北壁および東壁で確認された浜床層（20層）の直下で、極粗粒砂と細礫を含む明黄褐色中粒砂層（21層）を検出した。これは浜堤堆積物でなく、人為的に造成された浜床の基盤層であると考えられる。なお、この21層からは、イノシシの下顎骨が出土している。

遺物は少なく小片が多いが、浜床の基盤層（21層）、その下のクロスナ層（22層）および浜堤堆積層（23層）から土師器や須恵器の出土が見られる。

（有馬啓介）

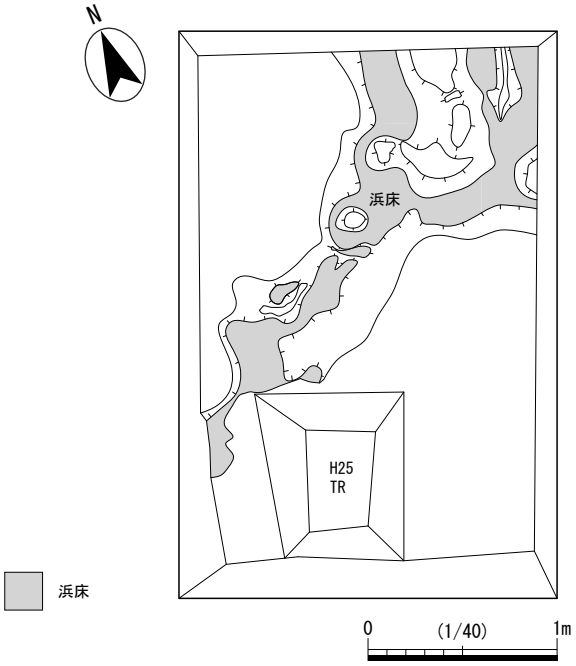

図３－５　高浜八幡神社境内発掘調査地トレンチ浜床検出図（S＝1/40）

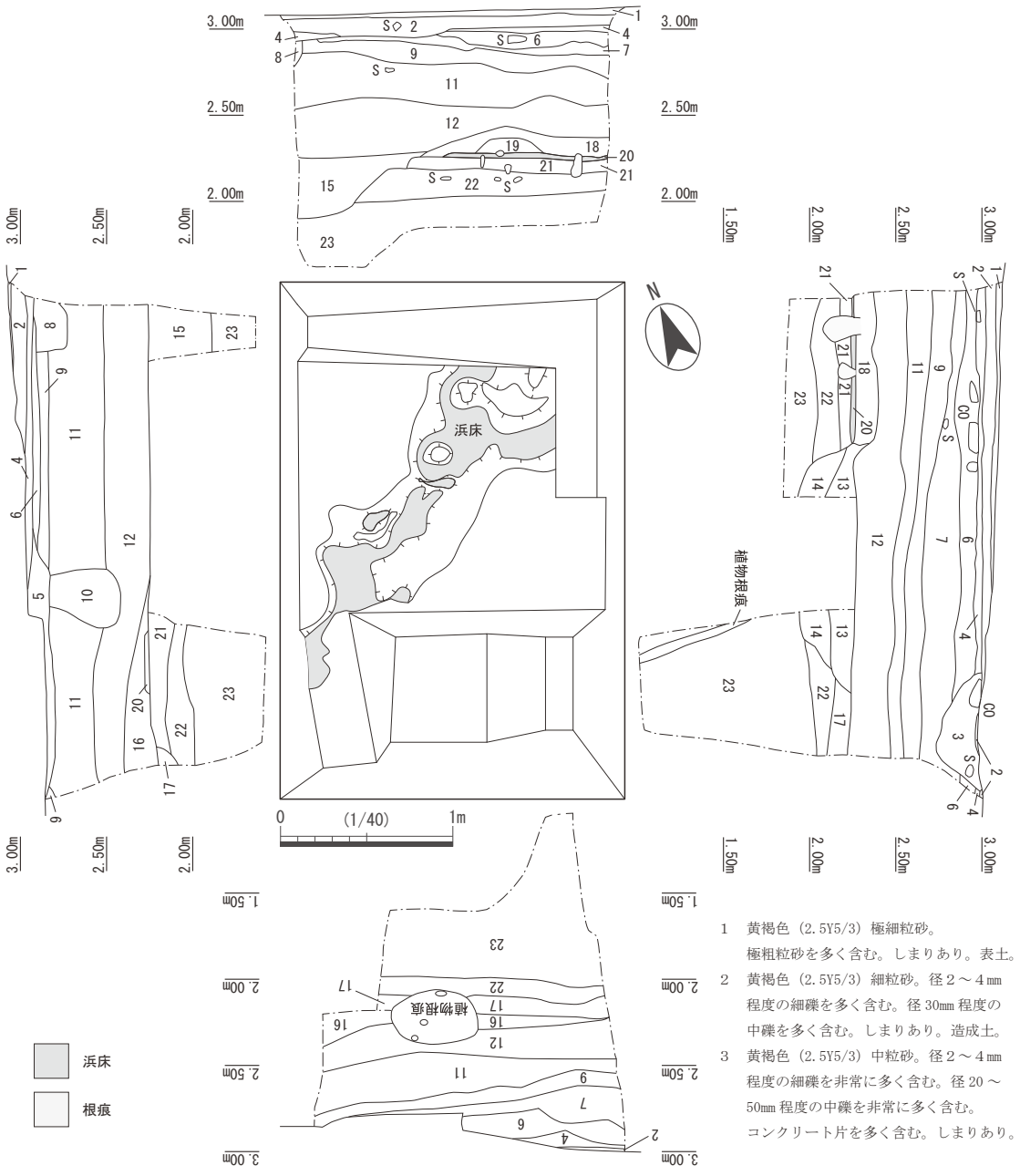

1　黄褐色（2.5Y5/3）極細粒砂。
極粗粒砂を多く含む。しまりあり。表土。
2　黄褐色（2.5Y5/3）細粒砂。径２～４㎜
程度の細礫を多く含む。径30㎜程度の
中礫を多く含む。しまりあり。造成土。
3　黄褐色（2.5Y5/3）中粒砂。径２～４㎜
程度の細礫を非常に多く含む。径20～
50㎜程度の中礫を非常に多く含む。
コンクリート片を多く含む。しまりあり。

4　暗灰黄色（2.5Y4/2）中粒砂。径２～４㎜程度の細礫を含む。しまりあり。旧表土。
5　オリーブ褐色（2.5Y4/3）粗粒砂。径２～４㎜程度の細礫を含む。
しまりあり。水道管埋土。
6　黄褐色（2.5Y5/3）粗粒砂。径２～４㎜程度の細礫を非常に多く含む。
径10～30㎜程度の中礫を多く含む。コンクリート片を含む。しまりあり。
7　にぶい黄橙色（10YR7/4）中粒砂。径２～４㎜程度の細礫を非常に多く含む。
径10～30㎜程度の中礫を多く含む。しまりなし。
8　にぶい黄色（2.5Y6/4）中粒砂。径２～４㎜程度の細礫を多く含む。しまりあり。
9　灰黄褐色（10YR4/2）細粒砂。しまりあり。クロスナ層。
10　オリーブ褐色（2.5Y4/3）中粒砂。径２～４㎜程度の細礫を多く含む。
径10㎜程度の中礫を少量含む。しまりあり。
11　黄褐色（2.5Y5/3）細粒砂。しまりあり。
12　オリーブ褐色（2.5Y4/3）中粒砂。極粗粒砂と径２～４㎜程度の細礫を多く含む。
13　黄褐色（2.5Y5/3）中粒砂。極粗粒砂を含む。しまりあり。
14　灰黄褐色（10YR5/2）中粒砂。極粗粒砂を含む。しまりあり。
15　暗灰黄色（2.5Y4/2）中粒砂。径２㎜程度の細礫を多く含む。しまりあり。
16　オリーブ褐色（2.5Y4/3）中粒砂。極粗粒砂を含む。しまりあり。
17　にぶい黄褐色（10YR4/3）中粒砂。極粗粒砂を含む。しまりあり。
18　黒褐色（10YR3/1）細粒砂。極粗粒砂と細礫を少量含む。
しまりあり。塩浜土手崩壊土か。
19　黒褐色（10YR3/1）細粒砂。しまりあり。塩浜土手か。
20　黒褐色（10YR3/1）細粒砂。層中に水平方向の縞模様が見られる。
非常にしまりあり。浜床層。
21　明黄褐色（2.5Y6/6）中粒砂。極粗粒砂と細礫を含む。
しまりあり。浜床の基盤層。
22　灰黄褐色（10YR4/2）中粒砂。径２～４㎜程度の細礫を多く含む。
径50㎜程度の円礫・角礫を含む。しまりあり。クロスナ層。
23　明黄褐色（10YR6/6）中粒砂。径２～４㎜程度の細礫を多く含む。
しまりあり。

図３－６　高浜八幡神社境内発掘調査地トレンチ平面図・土層断面図（S＝1/40）

③出土遺物（図３－７）

１は土師器の鍋である。口縁部は丸くおさまる。浜床の基盤層（21層）から出土した。

２は土師器の小皿である。底部外面の切り離し痕は回転糸切り痕であり、板状圧痕もみられる。３は土師器の杯である。底部外面の切り離し痕は回転糸切り痕である。４・５は土師器の椀の高台であり、高台はいずれもハの字状に外方へ開く。５は高台の高さが1.8cmと大きく、端部は尖り気味である。６は須恵器の杯である。底部の切り離しは回転ヘラ切りとみられる。２～６は浜床下のクロスナ層（22層）から出土した。

７は土師器の小皿である。器壁が６mm程度あり、分厚い。浜床下の浜堤堆積層（23層）から出土した。

（青木聡志）

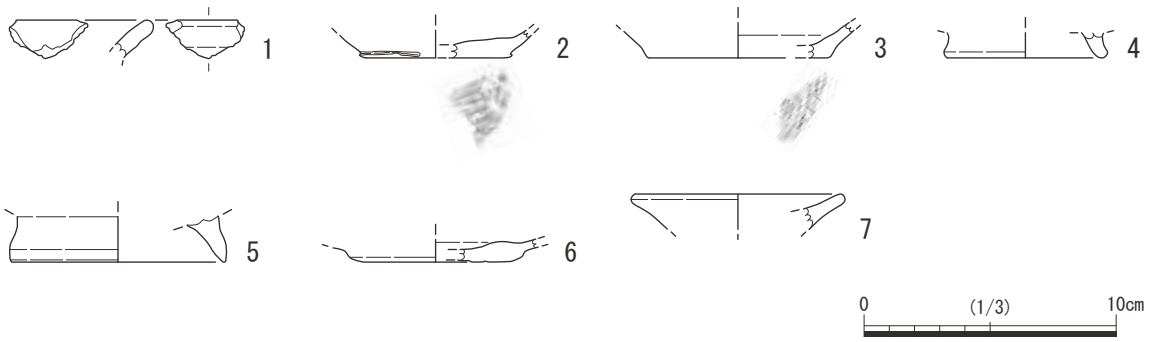

図３－７　高浜八幡神社境内発掘調査地出土土器実測図（S＝1/3）

（３）大田林発掘調査地

①遺跡の位置と調査経過（図３－８・９）

大田林発掘調査地は、弓削島の北端の久司浦地区に所在する。応長元年の相分帳によると、弓削島北端の「タナハシ（田林）」、「ツリハマ（鶴浜）」、「シマシリ（島尻）」には多くの塩穴が分布していたことがわかる。旧小字名の田林は、久司浦集落の東に位置する火山から西に延びる尾根およびその北側にある。小尾根によって平地が東西に分かれており、西側を小田林、東側を大田林と呼んでいる。大田林の海岸から突き出た馬立ノ鼻は弓削島で最北端の岬である。大田林からは、因島や向島といった島々を見渡すことができる。

文治５年（1189）の検注にあたって作成された「作畠検注取帳案」（よ函４）によると、「タナハシ」に下司名である末久名があり、百姓の依正・末久がそれぞれ180歩の畠地を下作していたことがわかる。一方、応長元年の相分帳には、「タナハシ」に３冊の合計で360歩の公文給が除田を認められている。また、同相分帳から、「タナハシ」には預・江三郎・見入・依宗・末守といった百姓が塩穴を所有したことが確認できる。さらに公文給・預給の塩穴も見られる。山が迫る狭い平地だが、このように畠地だけでなく、田地や塩浜が所在したことがわかる。

このように田林は弓削島での塩浜調査の有力候補地であるが、小田林は現在住宅地となっているため、必然的に畑地が広がる大田林が発掘調査候補地となった。地権者の承諾を得た後、平成27年６月18日に護岸に面した畑地にて検土杖を用いての簡易ボーリングを行った。その結果、地表下約0.9ｍで硬化面とその広がりを確認することができた。硬化面は塩浜の浜床面である可能性があるため、塩浜遺構を確認することを目的に試掘調査を実施することとした。平成27年度から翌年度にかけて試掘調査を実施したが、埋蔵文化財包蔵地の詳細分布調査と並行して実施したため、細切れ的な調査となった。平成27年度は、６月、７月、11月、12月に掘削作業を行った。また、平成28年度は、６月に掘削作業を行い、10月12日および14日にトレンチの埋め戻し作業を行った。試掘調査では、２か所でトレンチを設定し、地表下約0.9ｍで浜床とみられる硬化面が確認された。その硬化層は粘土と砂の互層から成ることが分かったが、湧水のため詳細な構造を把握することができなかった。硬化面の上からは、白磁の椀Ⅳ類や和泉型瓦器椀が出土した。試掘調査の結果を基に、令和元年度に弓削島庄総合調査事業として発掘調査を実施することとした。なお、令和元年度の調査では、硬化層の詳細な構造およびその広がりを確認することを目的とした。

調査期間は令和元年５月27日から９月13日までとしたが、現地での作業は６月下旬から開始した。発掘調査は、試掘調査と同じ畑地で実施した。発掘調査を実施するに当たって、調査箇所は瀬戸内海国立公園の特別地域内であるため、形状変更の許可申請を行った。また、試掘調査で確認した浜床の検出面が深く、掘削が海岸保全区域内における制限行為に該当するため、制限行為の許可申請を行った。

６月21日に草木等の伐採を行い、同月25日にトータルステーションを使用して３か所にトレンチを設定した。各トレンチについては、その軸が海岸線と直交するように設定した。すなわち、１トレンチの南西端（西壁）と２トレンチの北東端（東壁）を結んだ軸を基本としてトレンチを設定した。この軸は、真北から15.02度ほど西にずれている。調査では、１トレンチの南西端の座標値をＸ座標でＸ＝143154.284、Ｙ座標でＹ＝−25079.001とし、２トレンチの北東端の座標値をＸ座標でＸ＝143160.079、Ｙ座標でＹ＝−25080.556とした。この２点間の距離は、6.00ｍである。また、１トレンチおよび２トレンチを試掘調査と同一箇所に設定した。３トレンチについては、２トレンチと同一軸上に設定した。掘削作業は７月４日から行った。その後、８月12日に２トレンチの東に４トレンチを設定した。さらに、１～４トレンチで検出された硬化面の範囲を確認するために、８月26日に４トレンチの北東に５トレンチを設定した。その後、掘削作業と測量・図面作成作業を進め、２～４トレンチでは浜床（硬化層）の断ち割り作業を行い、その断面構造を観察した。そのほかに、浜床（硬化層）を検出した４トレンチでは、土層の転写（堆積層の薄膜断面採取）作業を行った。９月13日にトレンチの埋め戻し作業が完了し、現地での作業を終了した。

発掘調査期間中の７月11日に文化庁文化財第二課の山下信一郎主任文化財調査官による現地指導が行われた。さらに、８月17日に近江俊秀主任文化財調査官による現地指導が行われ、これまでの塩浜の調査成果と今後の調査予定を説明した。

（有馬啓介）

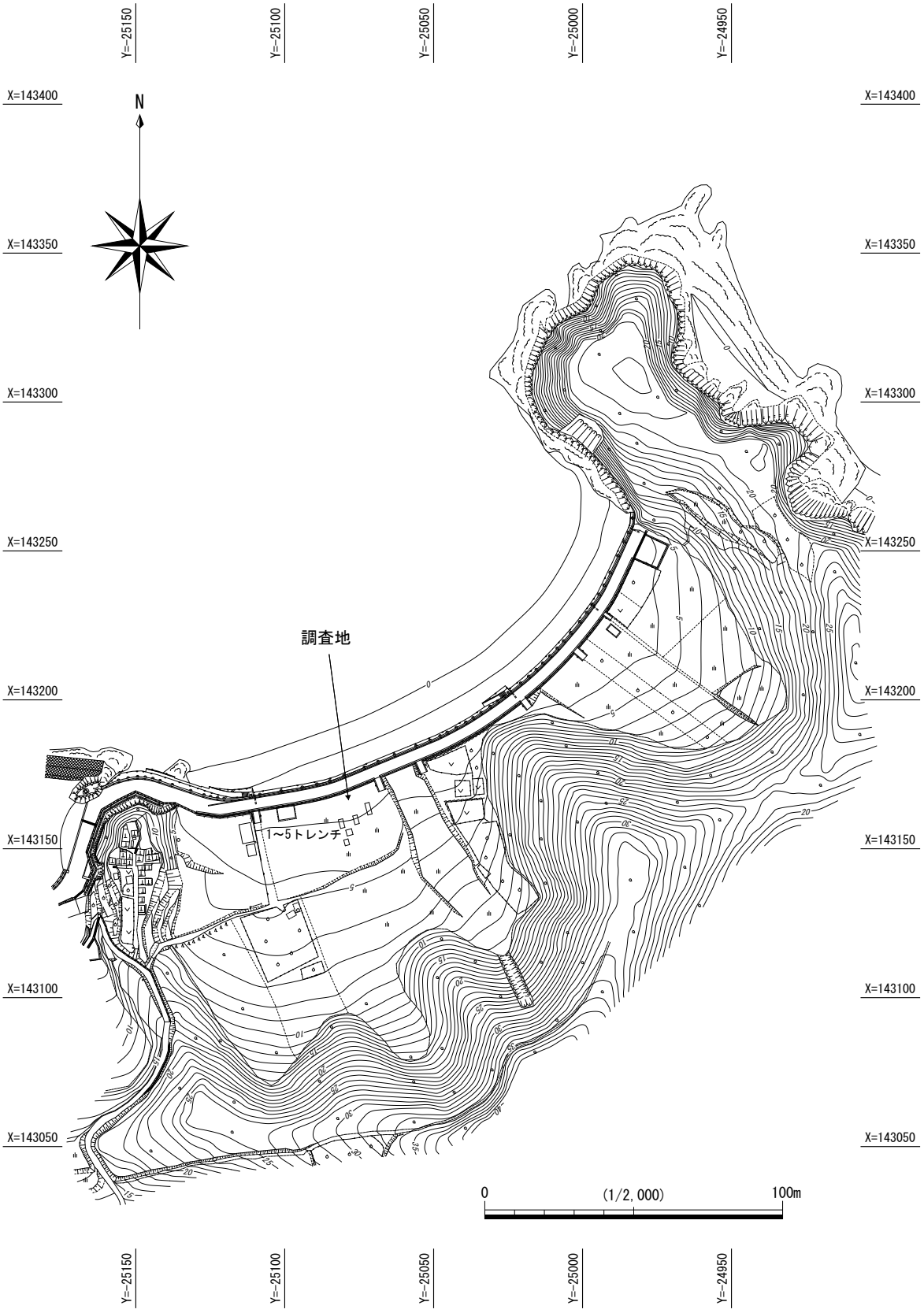

図３－８　大田林発掘調査地地形測量図（S＝1/2,000）

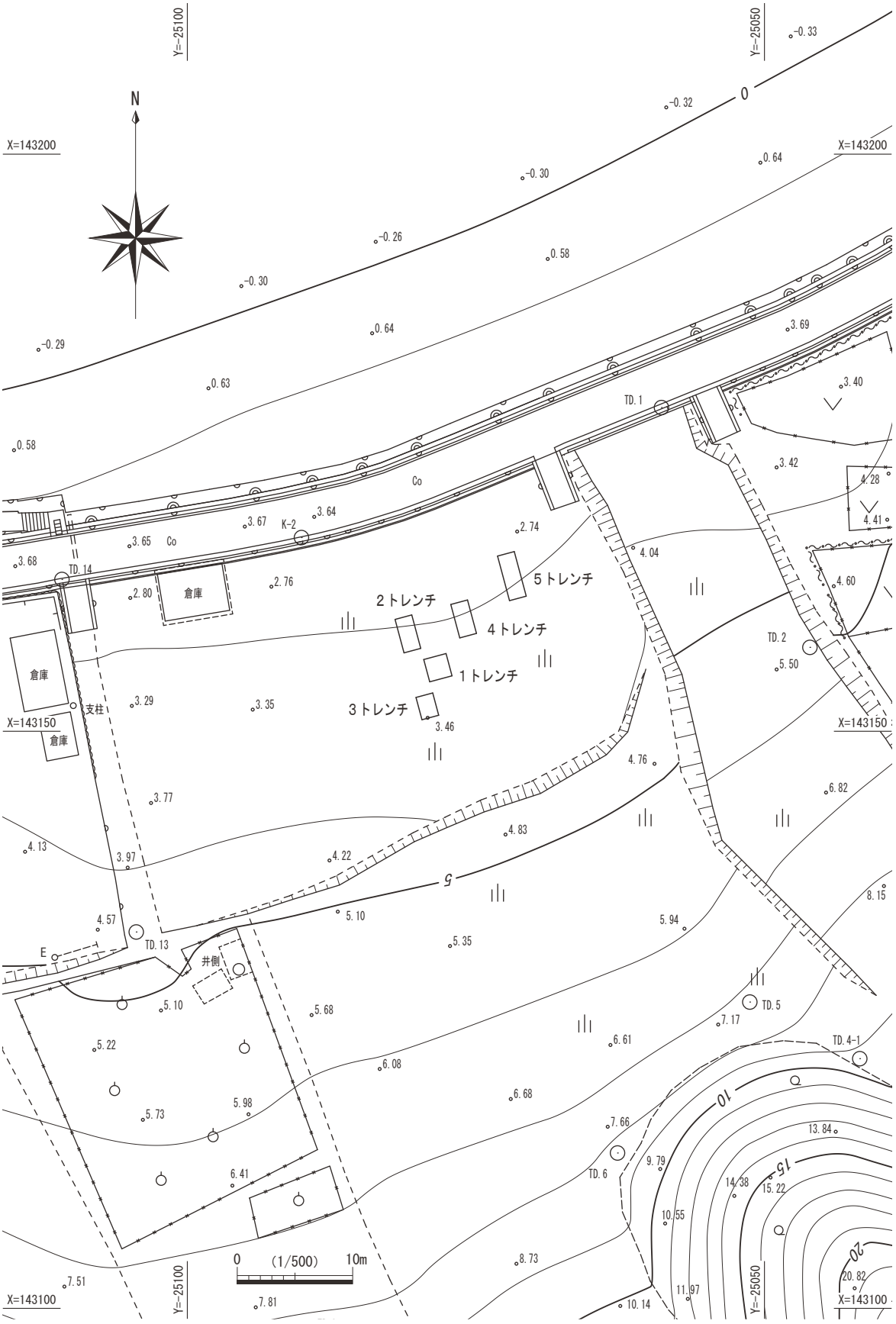

図３－９　大田林発掘調査地トレンチ位置図（S＝1/500）

②調査の成果

１トレンチ（図３－10）

１トレンチは南北２ｍ、東西２ｍの正方形である。１トレンチの北端から護岸までの距離は約17ｍである。南壁に平成27・28年度の試掘調査による崩落土層（１層）、北壁には暗渠埋土層（５～７層）が見られる。表土である灰黄褐色中粒砂層（３層）の下には、オリーブ褐色中粒砂層（４

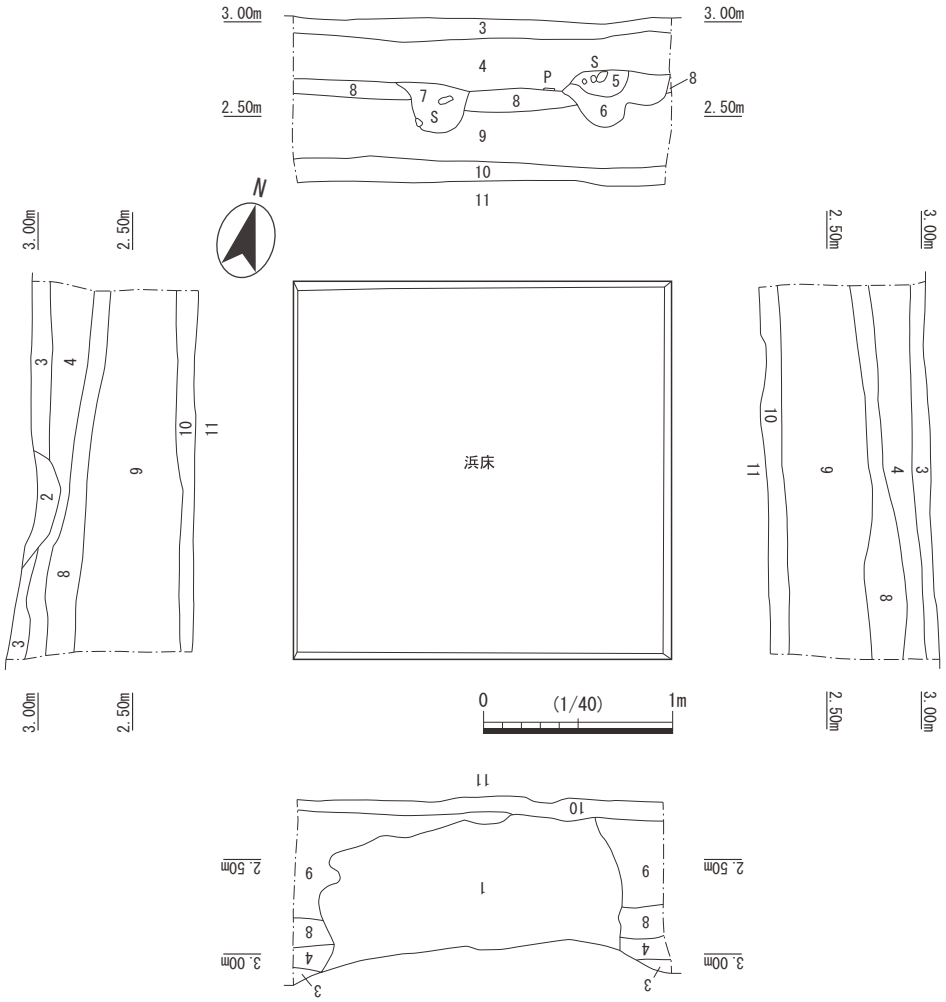

1　撹乱。平成 27・28 年度の試掘調査による崩壊土層。
2　黒褐色（10YR3/2）中粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を含む。しまりなし。
3　灰黄褐色（10YR4/2）中粒砂。しまりなし。表土。
4　オリーブ褐色（2.5Y4/3）中粒砂。しまりあり。
5　黄褐色（2.5Y5/3）中粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を含む。径 50㎜程度の円礫を含む。しまりなし。暗渠。
6　暗灰黄色（2.5Y4/2）粗粒砂。極粗粒砂を含む。しまりあり。暗渠。
7　オリーブ褐色（2.5Y4/3）中粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を含む。径 50㎜～ 100㎜程度の亜円礫・円礫を含む。
しまりなし。暗渠。
8　暗灰黄色（2.5Y4/2）中粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を多く含む。しまりあり。旧表土。
9　オリーブ褐色（2.5Y4/3）中粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を多く含む。下部は還元のため暗灰黄色（2.5Y4/2）を呈する。
マンガンの沈着が見られる。しまりあり。水田作土層か。
10　暗灰黄色（2.5Y5/2）細粒砂～中粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を含む。マンガンの沈着が見られる。しまりあり。
11　灰黄褐色（10YR4/2）中粒砂。粗粒砂を若干含む。暗灰黄色（2.5Y5/2）中粒砂が層状に入る。上面にマンガンの沈着が見られる。
非常にしまりあり。浜床層。

図３－10　大田林発掘調査地１トレンチ平面図・土層断面図（S＝1/40）

層）が堆積している。その下には、旧表土である粗粒砂～極粗粒砂を多く含む暗灰黄色中粒砂層（８層）が見られる。旧表土層（８層）の下には、粗粒砂～極粗粒砂を多く含むオリーブ褐色中粒砂層（９層）を確認できる。この層の下部は暗灰黄色を呈しており、水田耕作に伴う還元層であると考えられ、マンガンの沈着が観察される。水田作土層と考えられる９層は、南壁では約50cmの厚さで堆積している。水田作土層（９層）の下には、厚さ10cm程度の粗粒砂～極粗粒砂を含む暗灰黄色細粒砂～中粒砂層（10層）が堆積し、マンガンの沈着が見られる。

10層の下では硬化層（11層）を確認した。平成27・28年度の試掘調査時には湧水を排水する水中ポンプを設置するために、この硬化層の一部を深く掘り下げた。令和元年度の調査では、他のトレンチで硬化層の断ち割りを行ったため、１トレンチでは硬化層を確認した段階で掘削を停止した。硬化層は粗粒砂を若干含む灰黄褐色中粒砂層であり、上面にはマンガンの沈着が見られる。２～４トレンチでは、硬化層に暗灰黄色中粒砂が層状に入る状況が確認されている。しまりが非常に強く、塩浜の浜床層であると考えられる。浜床面の標高は約2.1～2.2mであり、北に向かって若干低く傾斜している。

１トレンチでは、９層以下で試料を採取して、植物珪酸体分析を行った。採取試料の粒度組成は、非常に砂質であった。そのため、検出された植物珪酸体の保存状態は良くなかったが、９層から採取した試料番号１と２では、僅かではあるが機動細胞珪酸体とみられる栽培種のイネ属が確認された。さらに、試料２からは、樹木起源の植物珪酸体としてマツ科が検出された。分析結果から、試料番号１と２より上位の層が堆積した時代には稲作といった人間活動の展開があり、マツ科の検出からトレンチ付近の地表環境の安定化と、それに伴う付近の樹木化が想定されている（本章第５節参照）。

遺物については、平成27・28年度の試掘調査時に残土からではあるが、土師器皿を確認した。また、壁面清掃中に折れ釘や鍛冶滓が出土している。

２トレンチ（図３－11）

２トレンチは１トレンチの北西に位置し、南北３m、東西1.5mの長方形である。２トレンチの北端から護岸までの距離は約13mである。東壁に平成27・28年度の試掘調査による崩落土層（２・３層）が見られ、トレンチ中央付近には試掘調査による窪みが残る。

表土である灰黄褐色中粒砂層（１層）の下には、オリーブ褐色中粒砂層（５層）が堆積している。１トレンチと同じく、トレンチ南側の５層の下には、旧表土である粗粒砂～極粗粒砂を多く含む暗灰黄色中粒砂層（７層）が見られる。旧表土の下の８層は、中粒砂～極粗粒砂を少量含む暗灰黄色細粒砂層であり、他の土層に比べて粒子が細かい。７層と８層の下には、水田作土層と考えられる９層が見られる。９層は粗粒砂～極粗粒砂を多く含むオリーブ褐色中粒砂層であり、１トレンチで確認された水田作土層と同様に層の下部には水田耕作に伴う還元層とマンガンの沈着が観察される。南壁で確認できる９層の厚さは、約30～40cmである。トレンチ南側では、９層の下に厚さ10cm程度の粗粒砂～極粗粒砂を含む暗灰黄色細粒砂～中粒砂層（10層）が堆積し、マンガンの沈

着が認められる。

10層の下に硬化層（11層）を確認した。トレンチ東壁沿いに南北幅１ｍ、東西幅0.4ｍのサブ

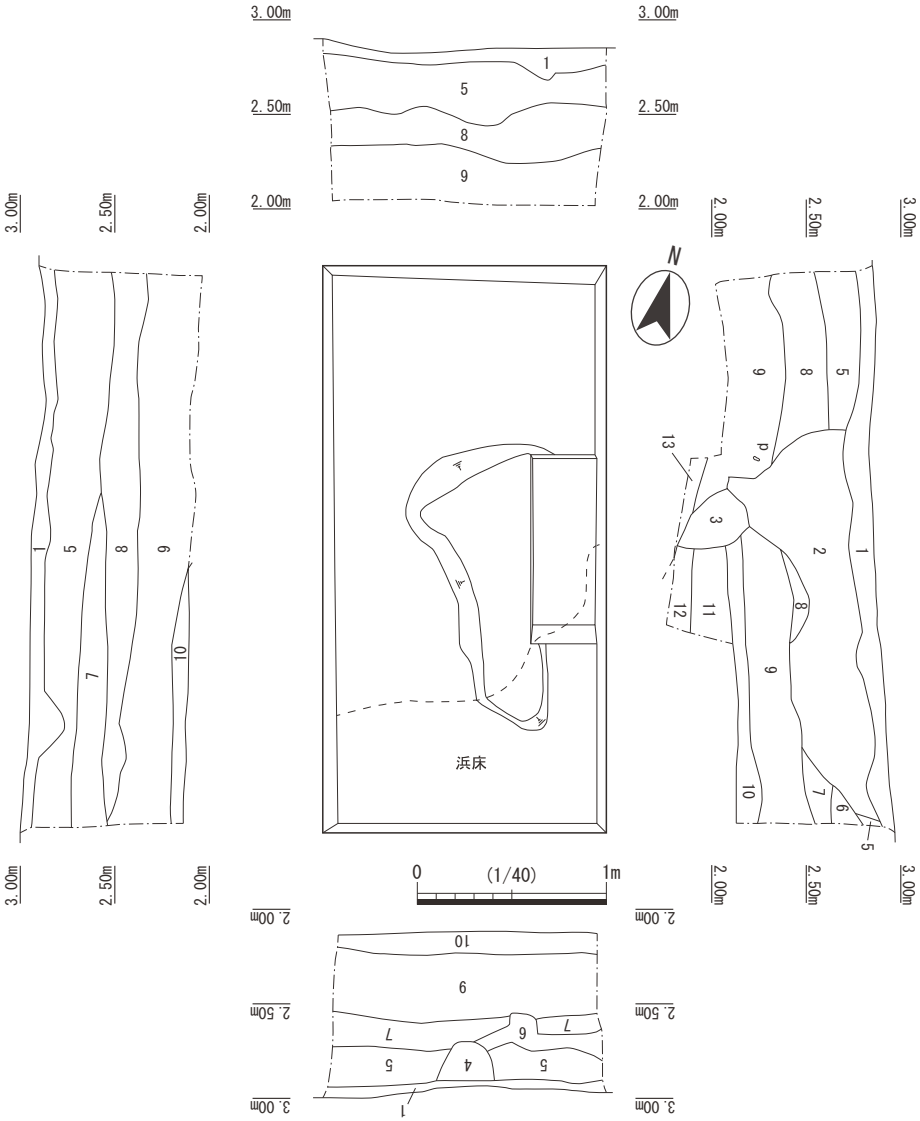

1　灰黄褐色（10YR4/2）中粒砂。しまりなし。表土。
2　撹乱。平成 27・28 年度の試掘調査による崩壊土層。
3　暗オリーブ褐色（2.5Y3/3）粗粒砂～極粗粒砂。マンガン・鉄分の沈着が見られる。しまりあり。
　平成 27・28 年度の試掘調査による浜床層の崩壊土層か。
4　オリーブ褐色（2.5Y4/3）中粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を含む。しまりなし。暗渠。
5　オリーブ褐色（2.5Y4/3）中粒砂。しまりあり。
6　黄褐色（2.5Y5/3）細粒砂。極粗粒砂を少量含む。しまりあり。
7　暗灰黄色（2.5Y4/2）中粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を多く含む。しまりあり。旧表土。
8　暗灰黄色（2.5Y5/2）細粒砂。中粒砂～極粗粒砂を少量含む。しまりあり。
9　オリーブ褐色（2.5Y4/3）中粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を多く含む。下部は還元のため暗灰黄色（2.5Y4/2）を呈する。
　マンガンの沈着が見られる。しまりあり。水田作土層か。
10　暗灰黄色（2.5Y5/2）細粒砂～中粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を含む。マンガンの沈着が見られる。しまりあり。
11　灰黄褐色（10YR4/2）中粒砂。粗粒砂を若干含む。暗灰黄色（2.5Y5/2）中粒砂が層状に入る。
　上面にマンガンの沈着が見られる。非常にしまりあり。浜床層。
12　オリーブ褐色（2.5Y4/3）粗粒砂。極粗粒砂を多く含む。しまりあり。
13　黄褐色（2.5Y5/3）粗粒砂～極粗粒砂。しまりあり。

図３－11　大田林発掘調査地２トレンチ平面図・土層断面図（S＝1/40）

トレンチを設定し、トレンチの一部を深掘りした。硬化層は粗粒砂を若干含む灰黄褐色中粒砂層であり、上面にはマンガンの沈着が見られる。この硬化層の厚さは20cmほどであり、壁面の観察では硬化層に暗灰黄色中粒砂が層状に入る状況が確認された。しまりが非常に強く、塩浜の浜床層であると考えられる。浜床面の標高は、約2.1mである。サブトレンチ東壁の北側では、浜床層は見られない。サブトレンチ東壁で確認できる最下層である黄褐色粗粒砂～極粗粒砂層（13層）は、南に向かって低く堆積している。13層等で構成される浜堤の頂部が２トレンチの北に存在することが推定される。

９層（水田作土層か）および11層（浜床層）では炭化材が採取されており、これらについて加速器質量分析法（AMS法）による放射性炭素年代測定を行った。その結果、９層の炭化材で15世紀前半、11層の炭化材で11世紀前半から12世紀中頃の年代値を得た。前者については、樹皮が残存しない炭化材であったため、年代値の評価にあたっては古木効果の影響も考慮する必要がある（本章第５・６節参照）。

遺物は、９層から土師器の小皿、和泉型瓦器椀・皿が出土し、10層から白磁の椀Ⅳ類が出土している。また、11層直上および11層（浜床層）から和泉型瓦器椀などが出土している。さらに、７層（旧表土）から鏃などの鉄製品が確認された。なお、これらは平成27・28年度の試掘調査時の出土遺物を含んでいる。

３トレンチ（図３－12）

３トレンチは１トレンチの南西に位置し、南北２m、東西1.5mの長方形である。３トレンチの北端から護岸までの距離は約20mである。設定した５つのトレンチのうち最も海岸から離れたトレンチである。

北壁および南壁には、暗渠埋土層（２層）が見られる。表土である灰黄褐色中粒砂層（１層）の下には、オリーブ褐色中粒砂層（３層）が堆積している。その下には、旧表土である粗粒砂～極粗粒砂を多く含む暗灰黄色中粒砂層（４層）が見られる。旧表土層（４層）の下には、一部に粗粒砂～極粗粒砂を多く含む暗灰黄色中粒砂層（５層）を挟んで、粗粒砂～極粗粒砂を多く含むオリーブ褐色中粒砂層（６層）を確認できる。この層の下部は暗灰黄色を呈しており、１トレンチの９層および２トレンチの９層と同じく、水田耕作に伴う還元層であると考えられ、マンガンの沈着が見られる。水田作土層と考えられる６層は、約40～50cmの厚さで堆積している。水田作土層（６層）の下には、厚さ約10～30cmの粗粒砂～極粗粒砂を含む暗灰黄色細粒砂～中粒砂層（７層）が堆積し、マンガンの沈着が見られる。さらに、その下で硬化層（８層）を確認した。硬化層は粗粒砂を若干含む灰黄褐色中粒砂層であり、上面にはマンガンの沈着が見られる。硬化面検出後にトレンチの南東端に南北幅55cm、東西幅55cmのサブトレンチを設定し、トレンチの一部を深掘りした。この硬化層の厚さは20cmほどであり、壁面の観察では硬化層に暗灰黄色中粒砂が層状に入る状況が確認された。しまりが非常に強く、塩浜の浜床層であると考えられる。浜床面は、標高が約2.2mであり、水平に近い。浜床層（８層）の下には、極粗粒砂を多く含むオリーブ褐色粗粒砂層（９

層）が確認された。

６層（水田作土層か）では炭化材が採取されており、これについて加速器質量分析法（AMS法）による放射性炭素年代測定を行った。その結果、この炭化材で17世紀後半から19世紀初頭およ

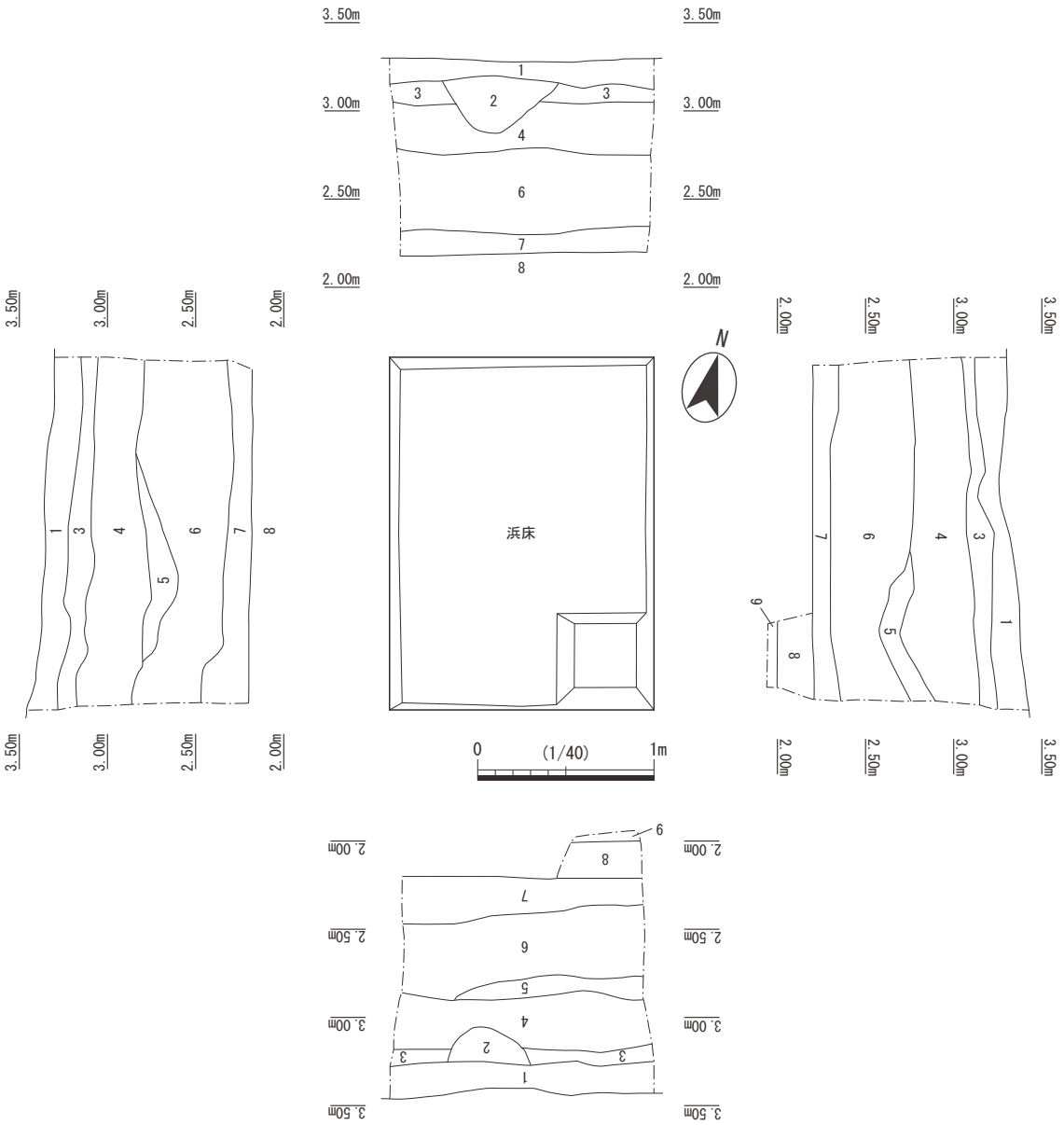

1　灰黄褐色（10YR4/2）中粒砂。しまりなし。表土。
2　にぶい黄褐色（10YR4/3）中粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を含む。しまりなし。暗渠。
3　オリーブ褐色（2.5Y4/3）中粒砂。しまりあり。
4　暗灰黄色（2.5Y4/2）中粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を多く含む。しまりあり。旧表土。
5　暗灰黄色（2.5Y5/2）中粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を多く含む。しまりあり。
6　オリーブ褐色（2.5Y4/3）中粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を多く含む。下部は還元のため暗灰黄色（2.5Y4/2）を呈する。マンガンの沈着が見られる。しまりあり。水田作土層か。
7　暗灰黄色（2.5Y5/2）細粒砂～中粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を含む。マンガンの沈着が見られる。しまりあり。
8　灰黄褐色（10YR4/2）中粒砂。粗粒砂を若干含む。暗灰黄色（2.5Y5/2）中粒砂が層状に入る。上面にマンガンの沈着が見られる。非常にしまりあり。浜床層。
9　オリーブ褐色（2.5Y4/3）粗粒砂。極粗粒砂を多く含む。しまりあり。

図３－12　大田林発掘調査地３トレンチ平面図・土層断面図（S＝1/40）

び20世紀前半から中頃の年代値を得た（本章第６節参照）。

遺物は、７層から土師器の小皿が出土し、８層（浜床層）から白磁の椀Ⅴ類が出土している。

４トレンチ（図３－13）

４トレンチは１トレンチの北東に位置し、南北３ｍ、東西1.5ｍの長方形である。４トレンチの北端から護岸までの距離は約13ｍである。

表土である灰黄褐色中粒砂層（１層）の下には、オリーブ褐色中粒砂層（２層）が堆積している。その下には、旧表土である粗粒砂～極粗粒砂を多く含む暗灰黄色中粒砂層（３層）が見られる。旧表土層（３層）の下には、粗粒砂～極粗粒砂を多く含むオリーブ褐色中粒砂層（４層）を確認できる。この層の下部は暗灰黄色を呈しており、１～３トレンチで確認された水田耕作に伴う還元層であると考えられ、マンガンの沈着が見られる。水田作土層と考えられる４層は、南壁では約40cmの厚さで堆積している。水田作土層（４層）の下には、厚さ５cm程度の粗粒砂～極粗粒砂を含む暗灰黄色細粒砂～中粒砂層（７層）が堆積し、マンガンの沈着が見られる。トレンチの北端では、この７層を切るように暗渠が横断している（暗渠埋土層：５・６層）。暗渠埋土には、径100～150mm程度の角礫が含まれる。

暗渠が横断するトレンチ北端以外は、７層の下に硬化層（８層）が見られる。硬化層は粗粒砂を若干含む灰黄褐色中粒砂層であり、上面にはマンガンの沈着が見られる。硬化層およびその下の堆積状況を確認するために、トレンチ東壁沿いに南北幅３ｍ、東西幅0.5ｍのサブトレンチを設定し、トレンチの一部を深掘りした。この硬化層の厚さは15cmほどであり、壁面の観察では硬化層に暗灰黄色中粒砂が層状に入る状況が確認された。しまりが非常に強く、塩浜の浜床層であると考えられる。浜床面の標高は、約2.1ｍである。また、浜床層の北側ではマンガンの貫入が見られる。これは、上層でも見られる水田耕作に伴うマンガンの酸化沈殿であると考えられる。

８層の下には、極粗粒砂を多く含むオリーブ褐色粗粒砂層（９層）が堆積し、その下には暗灰黄色シルト～粗粒砂層（10層）が見られる。さらに、その下には中粒砂～極粗粒砂を含む灰黄色シルト層（11層）を確認できる。このように、下層になるほど粒径が小さくなる傾向にある。２トレンチの調査では、塩浜が形成される時期にトレンチの北側に浜堤の頂部が存在した可能性を指摘しており、海岸からの距離は２トレンチと４トレンチでは同じであることから、４トレンチの北側にも塩浜が形成される時期の浜堤の頂部が存在した可能性がある。そして、４トレンチの10・11層はシルトを多く含んでおり、浜床層より下層は浜堤の後背地堆積層の可能性がある。

８層（浜床層）および11層では炭化材が採取されており、これらについて加速器質量分析法（AMS法）による放射性炭素年代測定を行った。８層では、２地点で炭化材が採取されており、いずれからも13世紀代の年代値を得た。また、11層の炭化材で11世紀前半から12世紀中頃の年代値を得た（本章第６節参照）。

遺物は、３層から土師器の小皿が出土している。

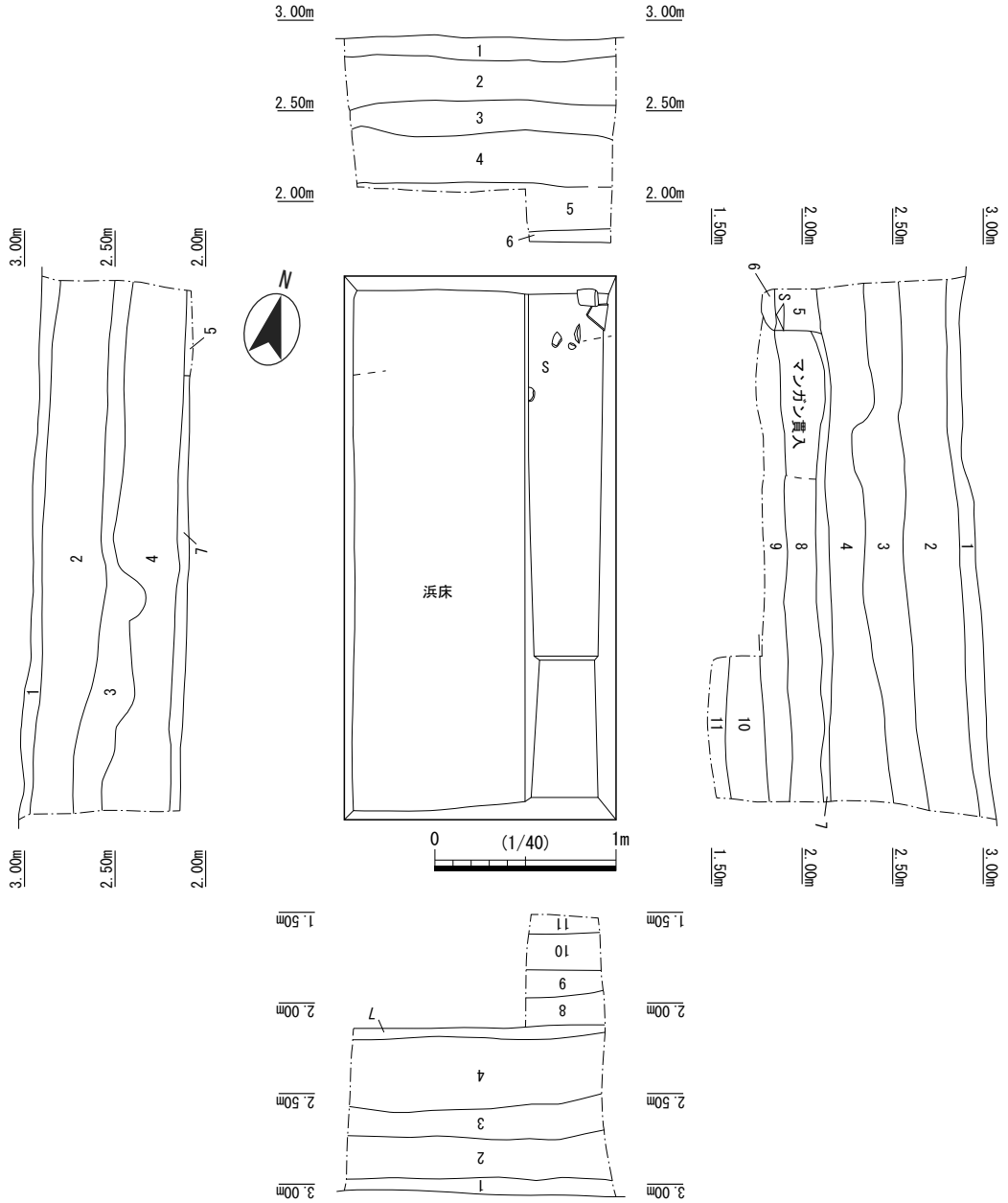

1　灰黄褐色（10YR4/2）中粒砂。しまりなし。表土。
2　オリーブ褐色（2.5Y4/3）中粒砂。しまりあり。
3　暗灰黄色（2.5Y4/2）中粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を多く含む。しまりあり。旧表土。
4　オリーブ褐色（2.5Y4/3）中粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を多く含む。下部は還元のため暗灰黄色（2.5Y4/2）を呈する。
　マンガンの沈着が見られる。しまりあり。水田作土層か。
5　暗褐色（10YR3/3）粗粒砂～極粗粒砂。マンガンの沈着が見られる。径 100 ～ 150㎜ 程度の角礫を含む。しまりあり。暗渠か。
6　黒褐色（10YR2/3）粗粒砂。極粗粒砂を少量含む。マンガンの沈着が見られる。しまりあり。暗渠か。
7　暗灰黄色（2.5Y5/2）細粒砂～中粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を含む。マンガンの沈着が見られる。しまりあり。
8　灰黄褐色（10YR4/2）中粒砂。粗粒砂を若干含む。暗灰黄色（2.5Y5/2）中粒砂が層状に入る。
　上面にマンガンの沈着が見られる。北側にマンガンの貫入が見られる。非常にしまりあり。浜床層。
9　オリーブ褐色（2.5Y4/3）粗粒砂。極粗粒砂を多く含む。下部にマンガンの沈着が見られる。しまりあり。
10　暗灰黄色（2.5Y5/2）シルト～粗粒砂。マンガンの沈着が多く見られる。径 50 ～ 100㎜ 程度の円礫を含む。
　しまりが弱い。
11　灰黄色（2.5Y6/2）シルト。中粒砂～極粗粒砂を含む。しまりあり。

図３－13　大田林発掘調査地４トレンチ平面図・土層断面図（S＝1/40）

５トレンチ（図３－14）

５トレンチは４トレンチの北東に位置し、南北4.0m、東西1.5mの長方形である。４トレンチの北端から護岸までの距離は約11mである。

表土である灰黄褐色中粒砂層（１層）の下には、オリーブ褐色中粒砂層（２層）が堆積している。その下には、トレンチ南西側に旧表土である粗粒砂～極粗粒砂を多く含む暗灰黄色中粒砂層（４層）が見られる。また、トレンチの北側には、極粗粒砂を多く含む黄褐色粗粒砂層（５層）が見られる。２層、４層および５層の下に堆積する７層は、粗粒砂～極粗粒砂を含む黄褐色中粒砂層であり、他の層に比べて淘汰のよい砂層である。５トレンチでは、４トレンチで確認された浜床面と同じ高さまで掘削を行ったが、硬化面を確認することができなかった。そのため、トレンチ南東端に南北幅90cm、東西幅60cmのサブトレンチを設定し、トレンチの一部を深掘りした。４トレンチの浜床層と同じ高さには細・中礫を多く含むオリーブ褐色中粒砂～粗粒砂層（８層）が堆積し、その下部にはマンガンの沈着が見られた。８層からは、12世紀中頃から後半の時期に比定される龍泉窯系青磁の椀Ⅰ類および同安窯系青磁の皿Ⅰ類が出土している。また、８層からは亀山焼の壺の肩部も出土している。８層の下は、３つの層（９～11層）に分層することができるが、粒径からいずれも浜堤堆積層と考えられる。10層からは、11世紀後半から12世紀前半の時期に比定される白磁の皿Ⅴ類が出土している。なお、標高約1.5mの深さまで掘り下げたが、１～４トレンチで確認された浜床層に相当する硬化層は検出されなかった。

浜床について

浜床面と潮位の高低差を確認するために、令和２年５月９日に大田林の海岸で潮位を測定した。当日は大潮であり、弓削港の高潮時刻である０時８分前後に計測を行った。その時刻での潮位は標高2.033mであった。一方、１～４トレンチで検出された浜床面の標高は、約2.1～2.2mである。各トレンチで検出された浜床面の標高差は僅少であることから、同一時期に形成され、使用された浜床であると考えられる。また、４トレンチの調査成果から、浜堤の後背地に形成された揚浜式塩田である可能性が高い。

２トレンチおよび３トレンチの浜床層では遺物の出土がみられる。２トレンチでは13世紀以降の所産と考えられる和泉型瓦器椀、３トレンチでは11世紀後半から12世紀前半の時期に比定される白磁の椀Ⅴ類が出土している。また、２トレンチの浜床層（11層）の直上からは吉備型土師器の椀や和泉型瓦器椀、10層からは白磁の椀Ⅳ類が出土している。さらに、加速器質量分析法（AMS法）による放射性炭素年代測定では、２トレンチの浜床層（11層）出土の炭化材で11世紀前半から12世紀中頃、４トレンチの浜床層（８層）出土の炭化材で13世紀代、同じく４トレンチの11層の炭化材で11世紀前半から12世紀中頃の年代値を得ている。発掘調査の成果と応長元年の相分帳の記述から、大田林発掘調査地の塩浜の浜床は、13世紀代までに形成された可能性が高い。さらに、浜床層およびその上層ではマンガンの沈着が見られることから、寛永13年（1636）の「上串村検地帳」にも記されているように近世以降は水田耕作が行われ、浜床層はその性質から水田の鋤床層としての

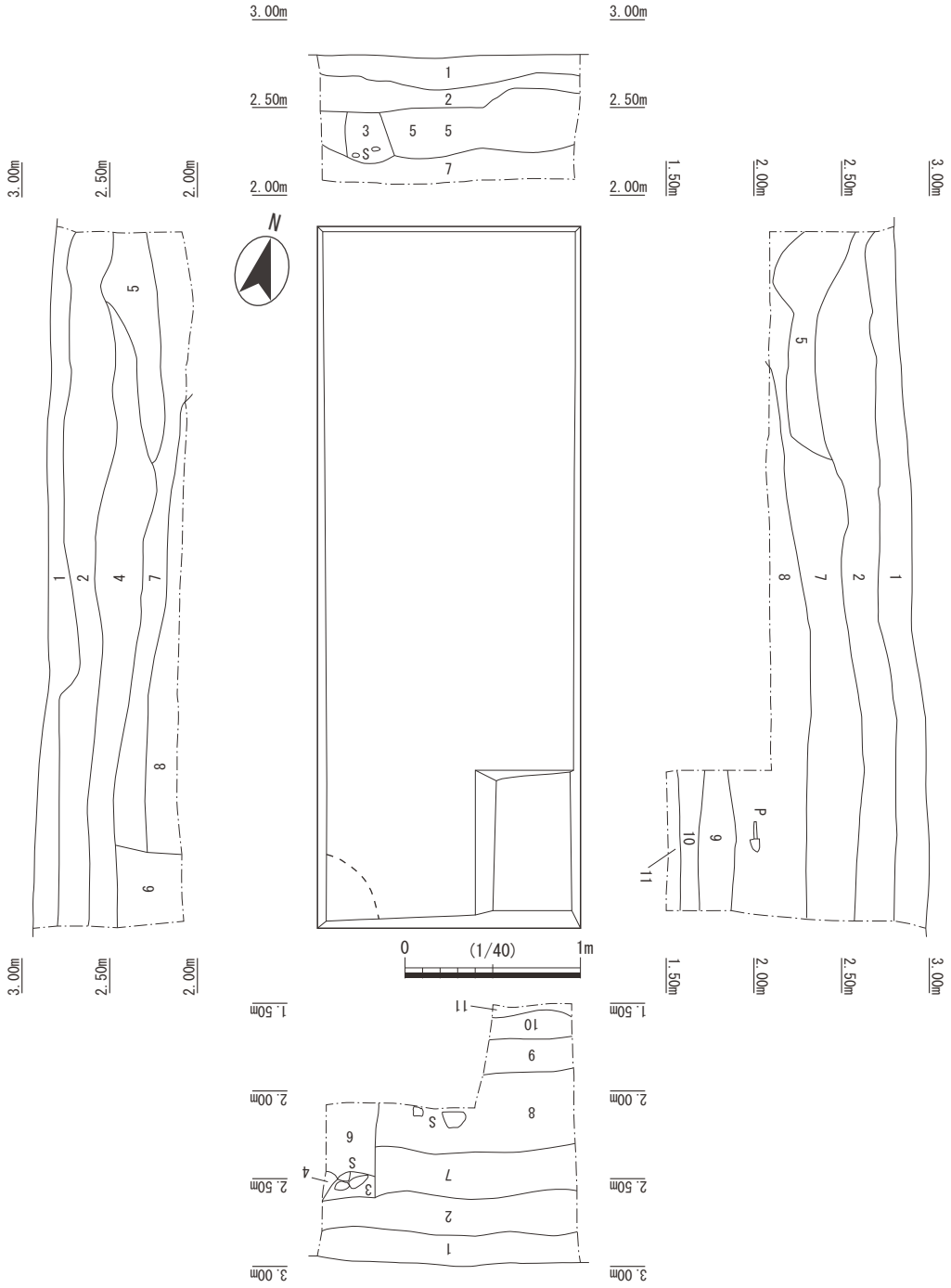

1　灰黄褐色（10YR4/2）中粒砂。しまりなし。表土。
2　オリーブ褐色（2.5Y4/3）中粒砂。しまりあり。
3　にぶい黄色（2.5Y6/3）中粒砂～極粗粒砂。径 50㎜程度の円礫と径 100㎜程度の角礫を含む。しまりなし。暗渠。
4　暗灰黄色（2.5Y4/2）中粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を多く含む。しまりあり。旧表土。
5　黄褐色（2.5Y5/3）粗粒砂。極粗粒砂を多く含む。しまりあり。
6　黄褐色（2.5Y5/3）粗粒砂～極粗粒砂。しまりなし。遺構埋土か。
7　黄褐色（2.5Y5/3）中粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を含む。しまりあり。
8　オリーブ褐色（2.5Y4/3）中粒砂～粗粒砂。径２～５㎜程度の細・中礫を多く含む。下部にマンガンの沈着が見られる。しまりあり。
9　オリーブ褐色（2.5Y4/3）粗粒砂（極粗粒砂を含む）と黄褐色（2.5Y5/3）粗粒砂の斑土。マンガンの沈着が多く見られる。しまりあり。
10　灰黄色（2.5Y6/2）粗粒砂～極粗粒砂。径５～ 10㎝程度の角礫を多く含む。しまりあり。
11　灰黄色（2.5Y6/2）中粒砂。粗粒砂を含む。しまりあり。

図３－14　大田林発掘調査地５トレンチ平面図・土層断面図（S＝1/40）

役割を果たしたと推測される。

（有馬啓介）

③出土遺物

土師器・吉備型土師器・瓦器・白磁・青磁・亀山焼（図３－15）

１・２は１トレンチから出土した。１・２は土師器の皿であり、１は小皿である。底部の切り離し痕は回転糸切り痕である。いずれも残土から出土した。

３～10は２トレンチから出土した。３は土師器の小皿である。底部の切り離し痕は不明である。４は吉備型土師器の椀の口縁部である。口縁端部は若干肥厚している。５～７は和泉型瓦器椀の口縁部である。口縁部の上半にはヨコナデが施され、内面にはヘラミガキがみられる。５には内面にタールが付着している。５～７は13世紀以降のものと考えられる。８は和泉型瓦器皿である。口縁中程が肥厚し、ヨコナデが施されることで端部に向かって細くなっている。９は瓦器の椀の底部である。黒色土器Ｂ類椀の底部の可能性も考えられる。高台は貼付け輪高台であり、比較的丁寧なナデによって貼り付けられている。10は白磁の椀Ⅳ類である。口縁部は肉厚の玉縁であり、内外面ともに全面に厚い釉が掛けられている。内外面ともに貫入がみられる。時期は11世紀後半～12世紀前

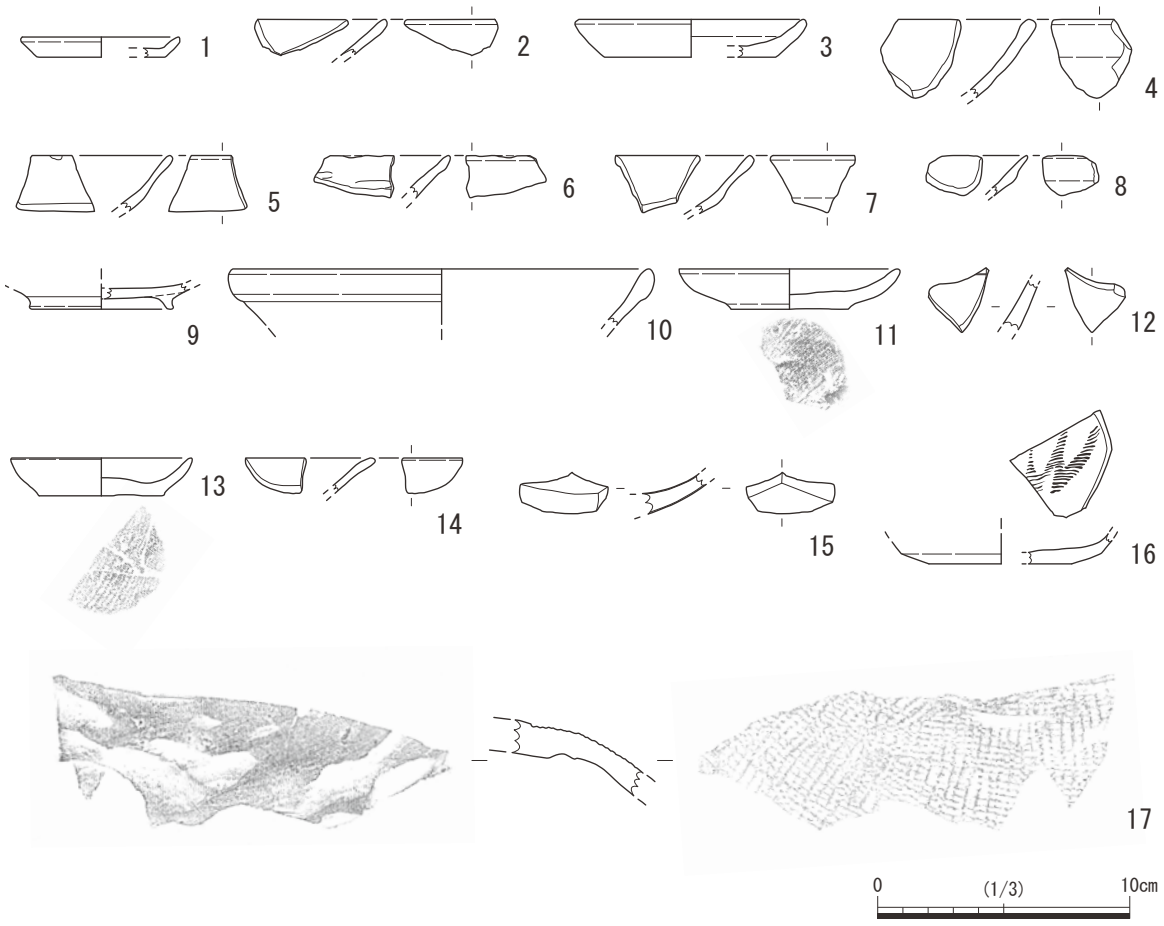

図３－15　大田林発掘調査地出土土器実測図（S＝1/3）

半に比定される〔山本2000〕。３・７～９は９層、10は10層、４・６は11層直上（10層下部）、５は11層から出土した。

11・12は３トレンチから出土した。11は土師器の小皿である。口縁部は内湾気味に開く。底部外面の切り離し痕は静止糸切り痕である。内面と外面の一部に黒色化がみられ、灯明皿の可能性も想定される。12は白磁の椀Ⅴ類である。口縁部内面には沈線が一条みられる。内外面ともに釉が厚く掛けられている。時期は11世紀後半～12世紀前半である。11は７層、12は８層から出土した。

13は４トレンチから出土した。13は土師器の小皿である。底部外面の切り離し痕は静止糸切り痕である。３層から出土した。

14～17は５トレンチから出土した。14は白磁の皿Ⅴ類である。口縁部はわずかに外反し、内外面ともに全面に施釉されている。時期は11世紀後半～12世紀前半に比定される。15は龍泉窯系青磁の椀Ⅰ類である。内外面ともに文様はみられない。時期は12世紀中頃～後半に位置付けられる。16は同安窯系青磁の皿Ⅰ類である。見込みには劃花文が施され、ジグザグ状の櫛点描文がみられる。底部内面と体部外面には施釉され、底部内面には釉が厚く掛かっている。底部外面は露胎しており、全面施釉されたのち、底部外面の釉が掻きとられている。時期は12世紀中頃～後半に位置付けられる。17は亀山焼の壺の肩部である。外面には格子目タタキがみられ、内面にはナデと当て具痕が観察される。14は10層、15～17は８層から出土した。

（青木聡志）

鉄器・鍛冶関連遺物（図３－16）

鉄器が７点、鉄滓が１点出土した。鉄器には釘、鏃、棒状鉄製品がある。18は折れ釘であり、足を欠損している。現存長5.2cm、最大幅1.4cm、頭部長1.5cm、厚み４mmを測る。足が薄く、また反りをもつことから船釘の破片と考えられる。19は頭部を欠損する釘である。現存長5.3cm、最大幅７mmである。20は幅５～６mmの角柱状鉄棒を素材とした鏃であり、全長5.4cm、両脚部の長さはそれぞれ2.3cm、2.1cmを測る。21～24は幅４～5.5mmの角柱状鉄棒を素材とした鉄製品の破片であり、旧状は不明である。21は直線的で現存長2.5cmであり、22～24は湾曲しており、現存長はそれぞれ2.4cm、3.8cm、3.1cmである。後者は20と同様の鏃の可能性がある。

25は鍛冶滓であり、縦5.7cm、横5.6cm、重量26.3gを測る。形態上は椀型滓であるが、全体的にポーラスで、大きさに比して軽量である。ガラス状の溶解物と灰が融合しており、鍛冶の操業後、炉内温度が高い状況下で生成した可能性がある。

18、24、25は１トレンチの壁面清掃中に出土し、19、20～23は２トレンチ７層から出土した。

（村上恭通）

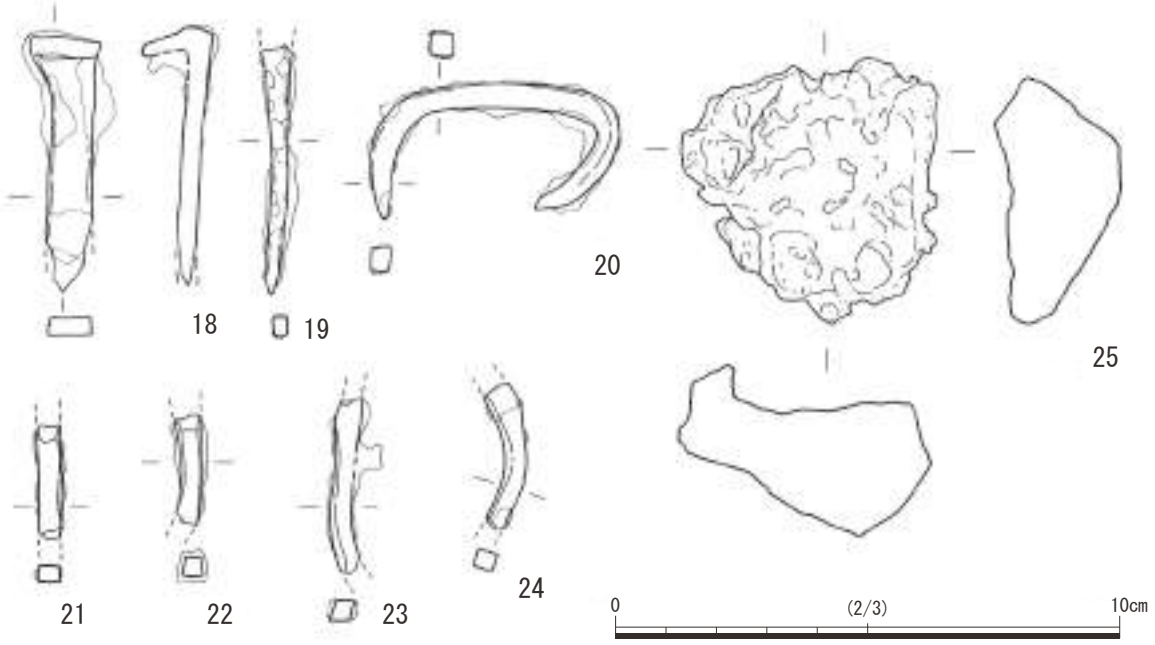

図３－16　大田林発掘調査地出土鉄器・鍛冶関連遺物実測図（S＝2/3）

（４）島尻海岸発掘調査地

①遺跡の位置と調査経過（図３－17）

島尻海岸発掘調査地は、弓削島の北端の久司浦地区に所在する。弓削島最高峰の三山（標高325.0m）から派生する尾根によって田林、鶴浜、島尻の海岸が分けられている。田林の谷が北に開けているのに対し、鶴浜および島尻の谷は東に開けている。東に開けた谷のうち、馬立ノ鼻に近く、北側に位置する谷が鶴浜であり、南側に位置する谷が島尻である。鶴浜は小尾根によってさらに２つの谷に分かれ、北の谷をコツルバマ、南の谷をオオツルバマと呼んでいる。島尻の谷は、田林や鶴浜の谷と比べると広い。

応長元年の相分帳によると、「シマシリ（島尻）」には為弘・永清・惣蓮・助安といった百姓が塩穴を所有していた。島尻海岸には製塩に由来すると考えられるハマトコと呼ばれる地名が存在することもあり、中世にはここに塩浜が分布していたことを容易に想像できる。先述のとおり、弓削島北端の「タナハシ」、「ツリハマ」、「シマシリ」は、久司浦・沢津・高浜の海岸と同様に弓削島有数の塩浜分布地であった。島尻海岸から少し登った所に小さな祠が祀られた土盛がある。これは、大森神社の前身であり、相分帳で「島屋」あるいは「島屋宮」と記された島屋宮跡である可能性がある。現在、この場所は荒廃しているが、大森神社の所有地となっている。

島尻海岸よりも南の東海岸は急峻な地形が続く。しかし、文治５年の作畠検注取帳案からもわかるように大谷、津原免、狩尾は、庄園時代の畠地分布の中心地であった。

島尻海岸から北東方向に４kmほど離れた海上には百貫島がある。「東寺百合文書」の領家・地頭相分絵図（と函153）で辺屋路小島とされている小島が現在の百貫島である。中世の鶴浜および

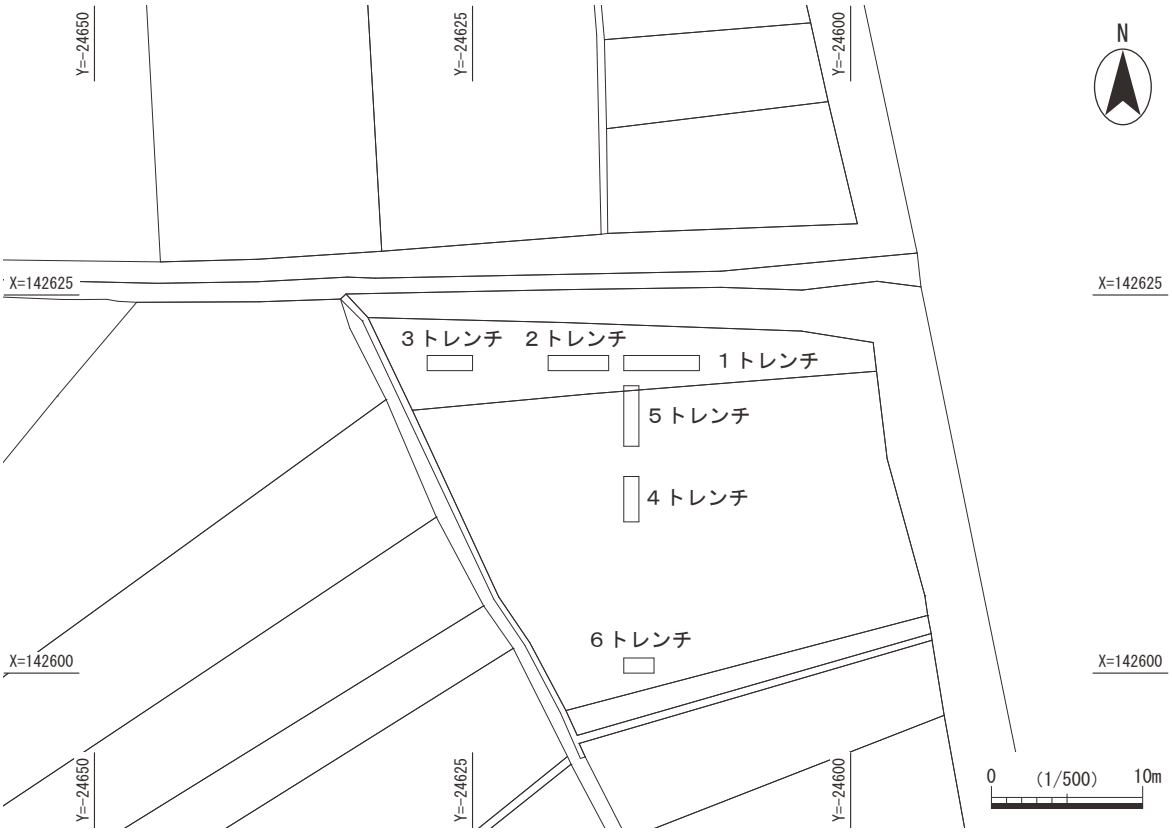

図３－17　島尻海岸発掘調査地トレンチ位置図（S＝1/500）

島尻の海岸から百貫島にかけての海域は、漁業が盛んであり、網庭（網場）も下地中分の対象とされた。

現在の島尻には、畑地が見られるものの、集落はない。しかし、文書の記載から中世には塩業、さらには漁業、農業を営む集落が存在した可能性が考えられる。そして、ハマトコの地名が残り、その近くに島屋宮跡の候補地があることから、島尻海岸で塩浜の発掘調査を実施することとした。

発掘調査箇所は、島尻海岸の護岸に隣接する平地であり、調査前は樹木が繁茂していた。北には隣接して島尻海岸に注ぐ小河川が見られる。樹木が繁茂する前は、畑地として利用されていた。

令和元年５月27日から発掘調査予定地での樹木伐採作業を行い、５月30日に測量用の基準点を設置した。６月11日に１トレンチを設定し、掘削作業を開始した。トレンチを順次設定し、１トレンチを含めた６か所にトレンチを設定した。発掘調査箇所は、東西方向に同一軸をもつ３つのトレンチ（１～３トレンチ）と南北方向に同一の軸をもつ３つのトレンチ（４～６トレンチ）からなる。各トレンチでは塩浜の浜床とみられる硬化面まで掘削を行った。浜床と考えられる硬化層を確認した２トレンチでは、トレンチ南半分の断ち割り作業を行い、下層の確認を行った。また、２トレンチでは、愛媛大学の槙林啓介氏の協力を得て土層の転写（堆積層の薄膜断面採取）作業を行った。その後、掘削作業と測量・図面作成作業を進めたが、島尻海岸の発掘調査に並行して大田林や寺社での発掘調査を実施したため、調査期間が長引いた。11月27日にトレンチの埋め戻し作業が完了し、現地での作業を終了した。

なお、発掘調査期間中の７月10日に文化庁文化財第二課の山下信一郎主任文化財調査官による現地指導が行われ、８月17日に近江俊秀主任文化財調査官による現地指導が行われた。

（有馬啓介）

②調査の成果

１トレンチ（図３－18）

１トレンチの南西端の座標値をＸ座標でＸ＝142,620.000、Ｙ座標でＹ＝－24,615.000とし、南東端の座標値をＸ座標でＸ＝142,620.000、Ｙ座標でＹ＝－24,610.000とした。１トレンチは、この両端を結んだ軸を基準として、北側に１ｍの幅をもつ調査範囲とした。その平面形は南北１ｍ、東西５ｍの長方形である。１トレンチの東端から護岸までの距離は約15mである。

１トレンチでは、約10cmの厚さの中粒砂を少量含む黒褐色細粒砂の表土層（１層）の下に、粗粒砂～極粗粒砂を含むオリーブ褐色細粒砂層（２層）が堆積している。しかし、３層以下は、トレンチの東半部と西半部では様相が大きく異なる。東半部では、地表から約20～25cmの深さで中粒砂～極粗粒砂を含む黄灰色細粒砂層（３層）を検出した。非常に硬く、しまりの強い層であり、塩浜の浜床層であると考えられる。この硬化層の表面は凹凸があり、水平でない。地表に近いため、後世の何らかの作用により崩壊が進行している。浜床面の標高は、約2.9mである。一方、西半部では、東半部と同程度掘り下げたが、浜床面は検出されていない。

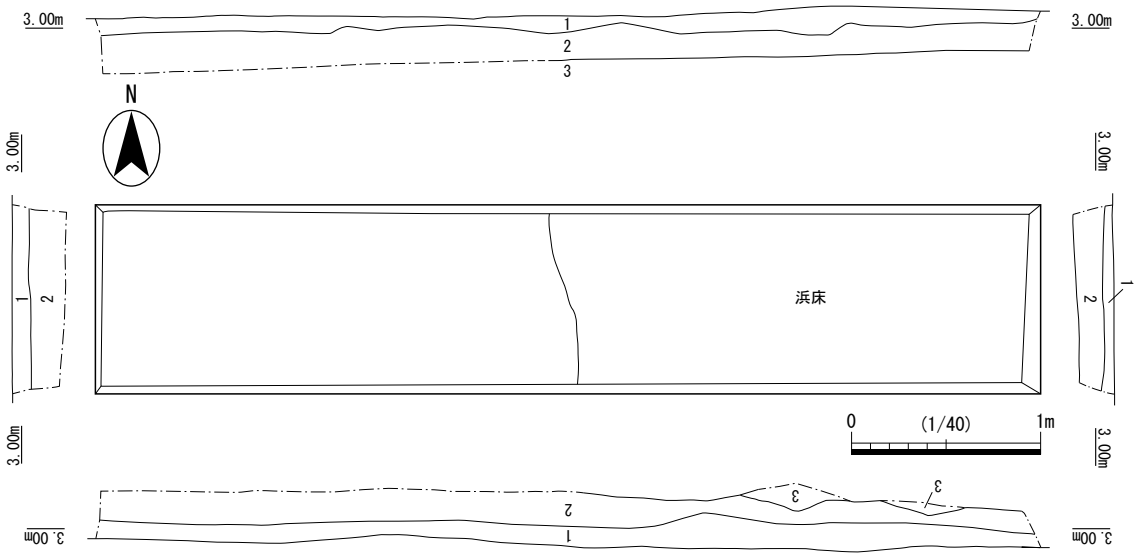

1　黒褐色（10YR3/1）細粒砂。中粒砂を少量含む。根を非常に多く含む。しまりあり。腐植土。表土。
2　オリーブ褐色（2.5Y4/3）細粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を含む。しまりあり。
3　黄灰色（2.5Y4/1）細粒砂。中粒砂～極粗粒砂を含む。非常にしまりあり。浜床層。

図３－18　島尻海岸発掘調査地１トレンチ平面図・土層断面図（S＝1/40）

２トレンチ（図３－19）

２トレンチの南西端の座標値をＸ座標でＸ＝142,620.000、Ｙ座標でＹ＝－24,620.000とし、南東端の座標値をＸ座標でＸ＝142,620.000、Ｙ座標でＹ＝－24,616.000とした。２トレンチは、この両端を結んだ軸を基準として、北側に１ｍの幅をもつ調査範囲とした。その平面形は南北１ｍ、東西４ｍの長方形である。

２トレンチでは、１トレンチと同様に表土（１層）の下に、粗粒砂～極粗粒砂を含むオリーブ褐色細粒砂層（２層）が堆積している。その下には旧表土と考えられる黒褐色を呈する細粒砂～極粗粒砂層（３・４層）が見られる。この旧表土を掘削すると、トレンチの西側では中粒砂～極粗粒砂を含む黄灰色細粒砂層（９層）が検出された。非常に硬質であり、１トレンチで検出された硬化層と同じ層相であったことから、塩浜の浜床層であると判断した。浜床面の標高は約2.85ｍであり、１トレンチの浜床面の高さに近い。しかし、トレンチの東側では浜床面が検出されなかったことから、トレンチ南壁沿いで土層の断ち割りを行った。サブトレンチの幅は0.5ｍとし、さらに４つの硬化層（15・19・20・22層）を確認した。15層は９層と同じ層相であり、トレンチの西側に見られ、上面の標高は約2.7ｍである。19層は中粒砂～極粗粒砂を含む黒褐色細粒砂層であり、黄灰色シルト（中粒砂～極粗粒砂を含む）が層状に入る。本層はトレンチの中央から西側に見られ、上面の標高は約2.7ｍであり、厚さは最大で約20cmである。20層は中粒砂～極粗粒砂を含む黄灰色細粒砂層であり、径５mm程度の中礫を含む。本層はトレンチの中央部に見られ、上面の標高は約2.5～2.6ｍである。22層は、中粒砂～極粗粒砂を含む黒褐色細粒砂層である。本層はトレンチ全体にほぼ水平に堆積しており、上面の標高は約2.45ｍであり、厚さは約５cmである。

硬化層である９層および22層では炭化材が採取されており、これらについて加速器質量分析法（AMS法）による放射性炭素年代測定を行った。その結果、９層の炭化材で15世紀初頭から15世紀末および17世紀初頭、22層の炭化材で13世紀末から14世紀末の年代値を得た（本章第６節参照）。２トレンチで確認された５つの硬化層は塩浜の浜床層の可能性が高く、その年代幅から中世の長い間、この地で塩浜経営が行われていたと考えられる。また、９層から22層にかけては土層の累重が顕著であり、浜堤堆積物が多く見られる。浜堤のどの場所を利用して、塩浜が形成されたのかを検討する必要がある。なお、２トレンチの東端では、標高約2.0ｍの深さまで掘削を行った。24・25層では中礫や大礫が見られ、25層についてはシルト質であった。中世以前に浜堤の後背地に堆積した層である可能性がある。

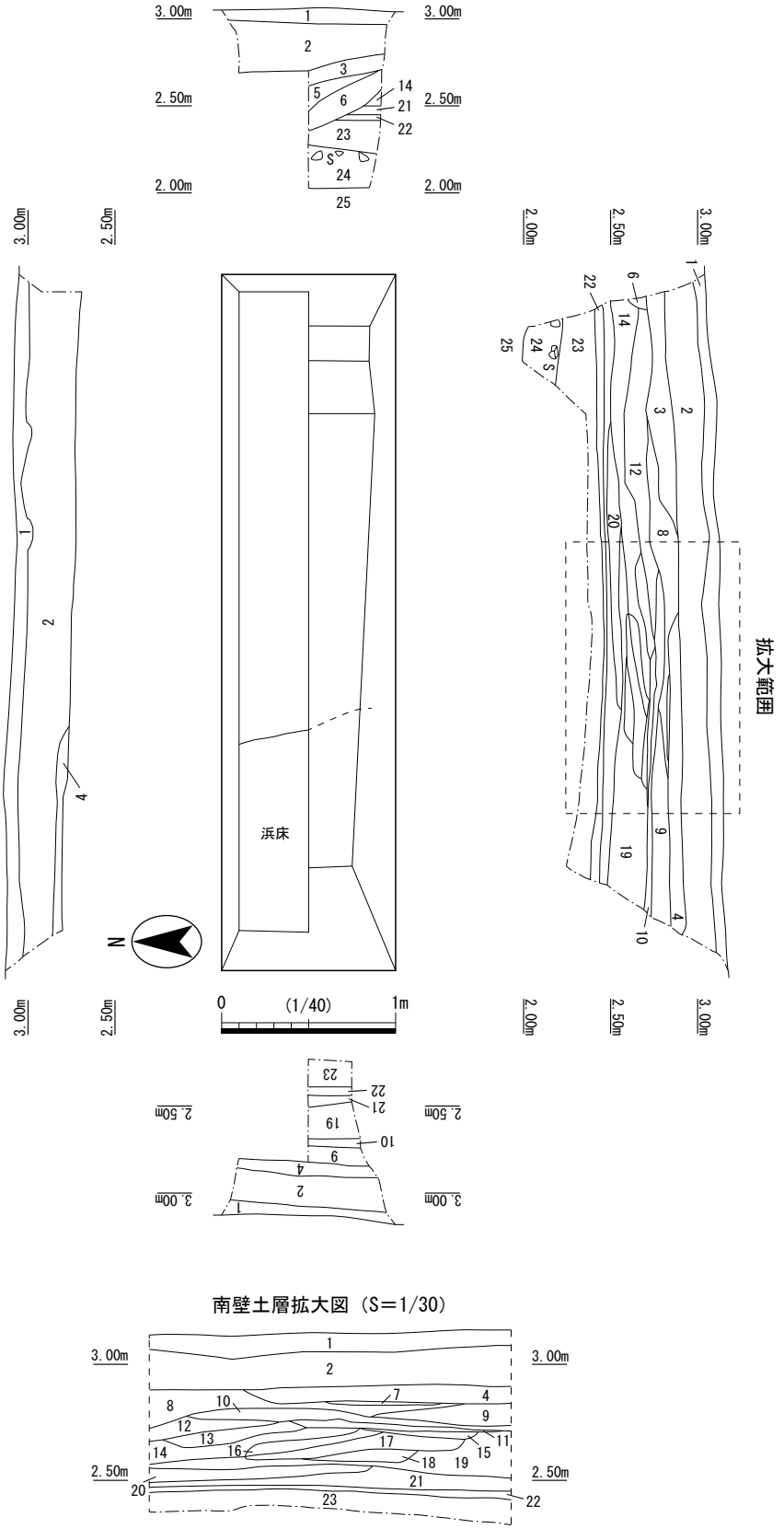

図３－19　島尻海岸発掘調査地２トレンチ平面図・土層断面図（S＝1/40）

前頁の図３-19の土層所見

1　黒褐色（10YR3/1）細粒砂。中粒砂を少量含む。根を非常に多く含む。しまりあり。腐植土。表土。
2　オリーブ褐色（2.5Y4/3）細粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を含む。しまりあり。
3　黒褐色（10YR3/1）細粒砂～極粗粒砂。径２～15㎜程度の細・中礫を非常に多く含む。しまりあり。旧表土。
4　黒褐色（10YR3/1）細粒砂～極粗粒砂。しまりあり。旧表土。
5　暗灰黄色（2.5Y5/2）細粒砂～極粗粒砂。径２～４㎜程度の細礫を多く含む。径15㎜程度の円礫を少量含む。
　黄褐色（2.5Y５/4）粘土が斑入する。しまりあり。
6　黒褐色（10YR3/1）細粒砂～極粗粒砂。径２～15㎜程度の細・中礫を多く含む。黄褐色（2.5Y５/４）粘土が斑入する。しまりあり。
7　黒褐色（10YR3/1）細粒砂～極粗粒砂。中粒砂～粗粒砂を多く含む。しまりあり。
8　暗灰黄色（2.5Y4/2）細粒砂。径２～15㎜程度の細・中礫を非常に多く含む。径20～35㎜程度の中礫を僅かに含む。しまりあり。
9　黄灰色（2.5Y4/1）細粒砂。中粒砂～極粗粒砂を含む。非常にしまりあり。硬化層。浜床層。
10　暗灰黄色（2.5Y4/2）細粒砂～極粗粒砂。しまりあり。
11　黒褐色（2.5Y3/2）細粒砂～極粗粒砂。しまりあり。
12　暗灰黄色（2.5Y4/2）細粒砂～粗粒砂。径２～15㎜程度の細・中礫を非常に多く含む。しまりあり。
13　黒褐色（2.5Y3/2）細粒砂～極粗粒砂。径２～15㎜程度の細・中礫を非常に多く含む。しまりあり。
14　黄灰色（2.5Y4/1）細粒砂～極粗粒砂。径２～15㎜程度の細・中礫を非常に多く含む。しまりあり。
15　黄灰色（2.5Y4/1）細粒砂。中粒砂～極粗粒砂を含む。非常にしまりあり。硬化層。浜床層。
16　灰色（5Y4/1）細粒砂～極粗粒砂。径２～15㎜程度の細・中礫を非常に多く含む。しまりあり。
17　暗灰黄色（2.5Y4/2）細粒砂～極粗粒砂。径２～10㎜程度の細・中礫を非常に多く含む。しまりあり。
18　黄灰色（2.5Y4/1）細粒砂～極粗粒砂。径２～10㎜程度の細・中礫を多く含む。しまりあり。
19　黒褐色（2.5Y3/1）細粒砂。中粒砂～極粗粒砂を含む。黄灰色（2.5Y4/1）シルト（中粒砂～極粗粒砂を含む）が層状に入る。
　非常にしまりあり。硬化層。浜床層。
20　黄灰色（2.5Y4/1）細粒砂。中粒砂～極粗粒砂を含む。径５㎜程度の中礫を含む。非常にしまりあり。硬化層。浜床層。
21　暗灰黄色（2.5Y4/2）細粒砂～極粗粒砂。径２～20㎜程度の細・中礫を非常に多く含む。しまりあり。
22　黒褐色（2.5Y3/2）細粒砂。中粒砂～極粗粒砂を含む。非常にしまりあり。硬化層。浜床層。
23　灰黄褐色（10YR4/2）細粒砂～極粗粒砂。しまりあり。
24　黄灰色（2.5Y4/1）細粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を含む。径50～100㎜程度の円礫・角礫を多く含む。しまりあり。
25　黒褐色（2.5Y3/2）細粒砂。シルト～極粗粒砂を含む。径50～100㎜程度の円礫を含む。しまりあり。

３トレンチ（図３－20）

３トレンチの南西端の座標値をＸ座標でＸ＝142,620.000、Ｙ座標でＹ＝－24,628.000とし、南東端の座標値をＸ座標でＸ＝142,620.000、Ｙ座標でＹ＝－24,625.000とした。３トレンチは、この両端を結んだ軸を基準として、北側に１ｍの幅をもつ調査範囲とした。その平面形は南北１ｍ、東西３ｍの長方形である。１層は調査範囲を決定するために掘削した試掘坑の埋土である。表土（２層）の下に、粗粒砂～極粗粒砂を含むオリーブ褐色細粒砂層（３層）が堆積している。その下には旧表土と考えられる黒褐色を呈する細粒砂～極粗粒砂層（６層）が見られる。この旧表土（６層）を掘削すると、トレンチの東側で中粒砂～極粗粒砂を含む黄灰色細粒砂層（９層）を検出した。非常に硬質であり、１トレンチおよび２トレンチで検出された硬化層と同じ層相であったことから塩浜の浜床層であると考えられる。浜床面の標高は約2.85ｍであり、１トレンチおよび２トレンチの最上層の浜床面の高さに近い。しかし、トレンチの南西側では浜床面が検出されず、黒褐色細粒砂～極粗粒砂層（７・８層）が堆積していた。この黒褐色砂層を掘削したところ、その下から浜床と思われる硬化層を検出した。この検出された硬化層の上面と６層の掘削後に検出された浜床面とは約20cmの高低差があり、土層の断ち割りによる詳細な観察を行っていないため、これらが同一時期の浜床層か否かは不明であり、検討を要する。

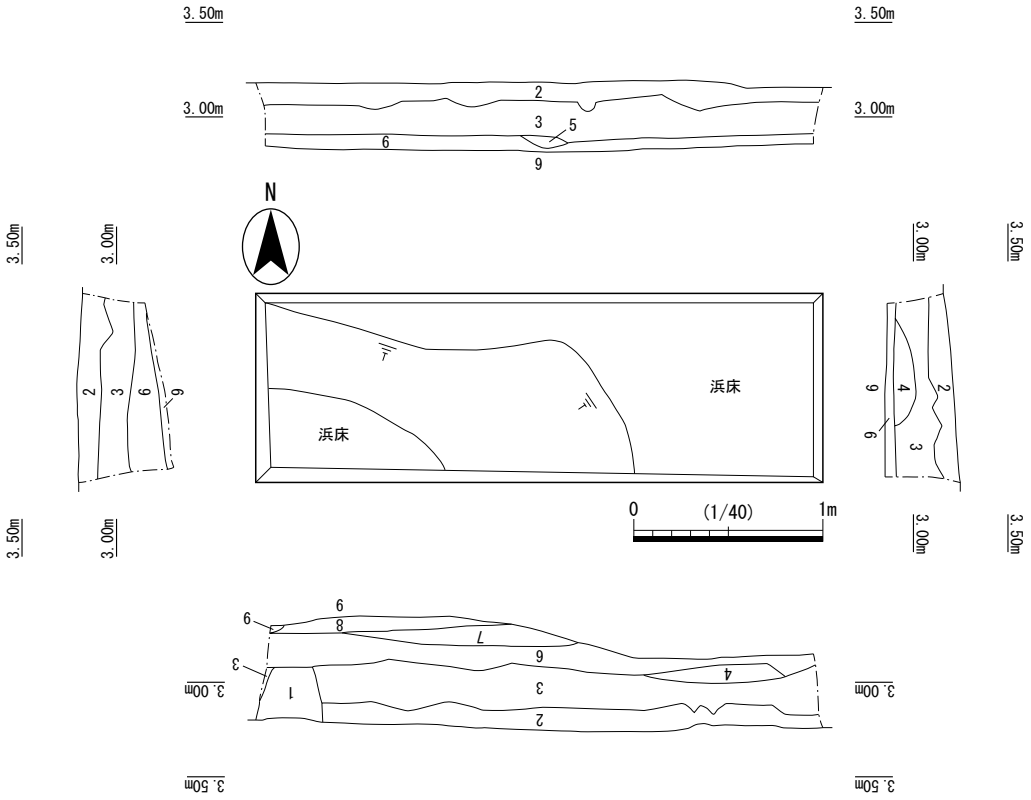

1　黒褐色（10YR3/1）細粒砂～中粒砂。にぶい黄色（2.5Y6/3）細粒砂 ～中粒砂が斑入する。しまりあり。試掘坑。
2　黒褐色（10YR3/1）細粒砂。中粒砂を少量含む。根を非常に多く含む。しまりあり。腐植土。表土。
3　オリーブ褐色（2.5Y4/3）細粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を含む。しまりあり。
4　にぶい黄褐色（10YR5/3）中粒砂。径 10 ～ 15㎜程度の中礫を少量含む。しまりあり。
5　暗灰黄色（2.5Y4/2）細粒砂。しまりあり。
6　黒褐色（10YR3/1）細粒砂～極粗粒砂。しまりあり。旧表土。
7　黒褐色（10YR3/1）細粒砂～極粗粒砂。暗灰黄色（2.5Y4/2）細粒砂～極粗粒砂が斑入する。しまりあり。
8　黒褐色（2.5Y3/2）細粒砂～極粗粒砂。しまりあり。
9　黄灰色（2.5Y4/1）細粒砂。中粒砂～極粗粒砂を含む。非常にしまりあり。浜床層。

図３－20　島尻海岸発掘調査地３トレンチ平面図・土層断面図（S＝1/40）

４トレンチ（図３－21）

４トレンチの南西端の座標値をＸ座標でＸ＝142,610.000、Ｙ座標でＹ＝－24,615.000とし、北西端の座標値をＸ座標でＸ＝142,613.000、Ｙ座標でＹ＝－24,615.000とした。４トレンチは、この両端を結んだ軸を基準として、東側に１ｍの幅をもつ調査範囲とした。その平面形は南北３ｍ、東西１ｍの長方形である。表土（１層）の下に、粗粒砂～極粗粒砂を含むオリーブ褐色細粒砂層（２層）が堆積している。その下には旧表土と考えられる黒褐色を呈する細粒砂～極粗粒砂層（３層）が見られる。旧表土層（３層）は径２～15mm程度の細・中礫を非常に多く含む。この旧表土層（３層）の下では、トレンチの全域で中粒砂～極粗粒砂を含む黒褐色細粒砂層（４層）を検出した。この硬化層は、塩浜の浜床層であると考えられる。浜床面の標高は約2.9～3.0ｍであり、北に向かって若干低く傾斜している。

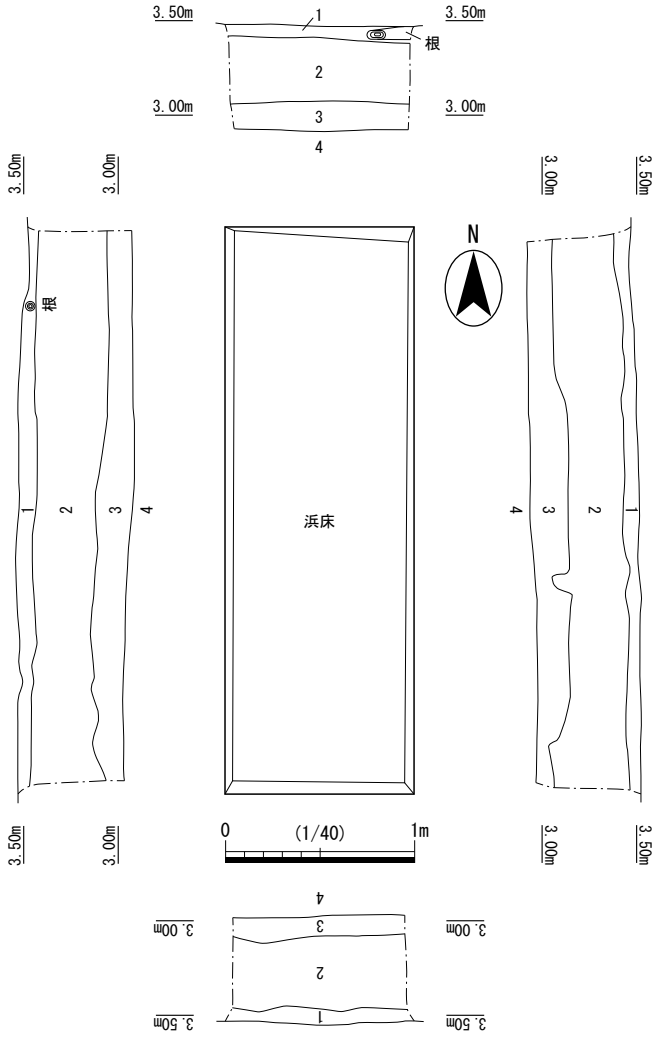

1　黒褐色（10YR3/1）細粒砂。中粒砂を少量含む。根を非常に多く含む。しまりあり。腐植土。表土。
2　オリーブ褐色（2.5Y4/3）細粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を含む。根を多く含む。しまりあり。
3　黒褐色（10YR3/1）細粒砂～極粗粒砂。径２～15mm 程度の細・中礫を非常に多く含む。根を多く含む。しまりあり。旧表土。
4　黒褐色（2.5Y3/1）細粒砂。中粒砂～極粗粒砂を含む。非常にしまりあり。硬化層。浜床層。

図３－21　島尻海岸発掘調査地４トレンチ平面図・土層断面図（S＝1/40）

５トレンチ（図３－22）

５トレンチの南西端の座標値をＸ座標でＸ＝142,615.000、Ｙ座標でＹ＝－24,615.000とし、北西端の座標値をＸ座標でＸ＝142,619.000、Ｙ座標でＹ＝－24,615.000とした。５トレンチは、この両端を結んだ軸を基準として、東側に１ｍの幅をもつ調査範囲とした。その平面形は南北４ｍ、東西１ｍの長方形である。１層から４層までは４トレンチと同じ層序であり、３層は旧表土と考えられる。４層は、しまりの強い硬化層であり、塩浜の浜床層であると考えられる。その浜床層は、トレンチの北端では確認されなかった。硬化層を切るように２層および３層が堆積しており、硬化層は

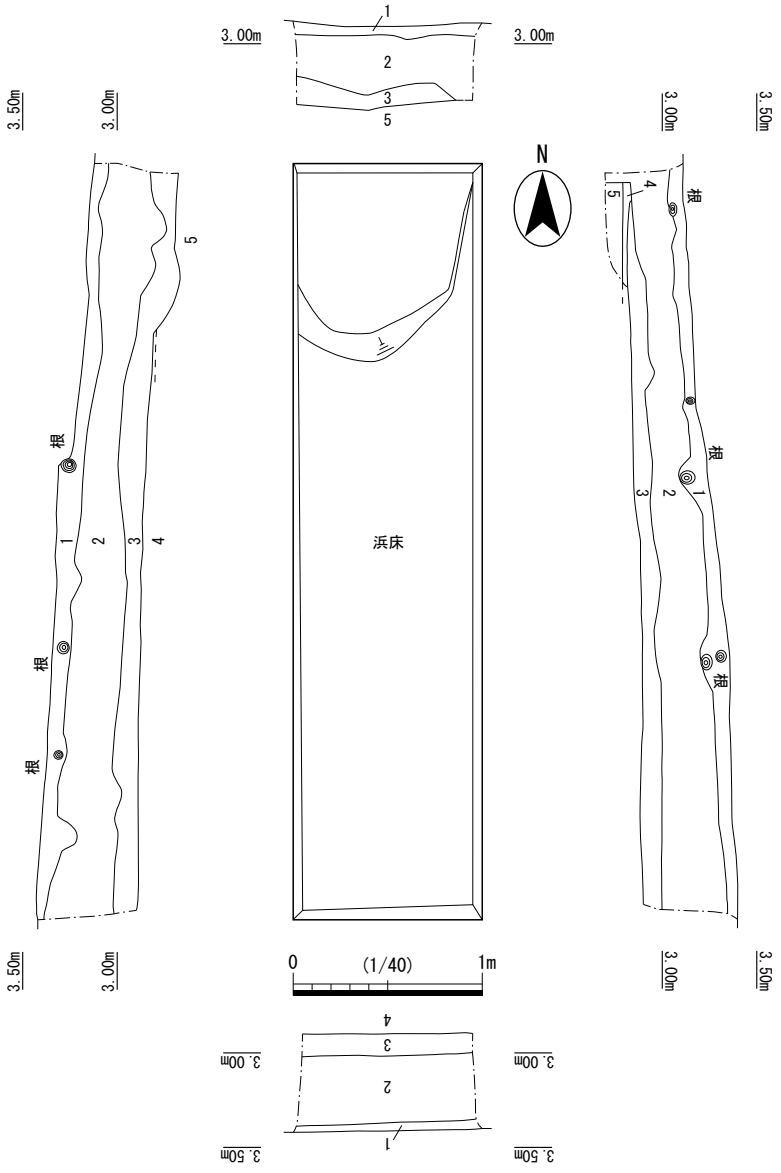

1　黒褐色（10YR3/1）細粒砂。中粒砂を少量含む。根を非常に多く含む。しまりあり。腐植土。表土。
2　オリーブ褐色（2.5Y4/3）細粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を含む。根を多く含む。しまりあり。
3　黒褐色（10YR3/1）細粒砂～極粗粒砂。径２～15㎜程度の細・中礫を非常に多く含む。北西側に硬化土片を含む。根を多く含む。しまりあり。旧表土。
4　黒褐色（2.5Y3/1）細粒砂。中粒砂～極粗粒砂を含む。非常にしまりあり。浜床層。
5　黄褐色（2.5Y5/3）細粒砂～極粗粒砂。細礫を多く含む。しまりあり。

図３－22　島尻海岸発掘調査地５トレンチ平面図・土層断面図（S＝1/40）

滅失している。トレンチの北端では、４層の下に黄褐色細粒砂～極粗粒砂層（５層）が見られる。なお、浜床面の標高は約2.8～2.9mであり、北に向かって若干低く傾斜している。

６トレンチ（図３－23）

６トレンチの南西端の座標値をＸ座標でＸ＝142,600.000、Ｙ座標でＹ＝－24,615.000とし、北西端の座標値をＸ座標でＸ＝142,601.000、Ｙ座標でＹ＝－24,615.000とした。６トレンチは、この両端を結んだ軸を基準として、東側に２ｍの幅をもつ調査範囲とした。その平面形は南北１ｍ、東西２ｍの長方形である。表土（１層）の下に、２～６層の堆積が見られる。６層の下で中粒砂～極粗粒砂を含む黒褐色細粒砂層（７層）を検出した。７層は、しまりの強い硬化層であり、東に向かって低く傾斜しているが、１～５トレンチでも確認された塩浜の浜床層であると考えられる。浜床層直上の６層の西側には浜床層の残骸と思われる硬化土片が見られ、浜床層は後世の撹乱を受けていると推定される。そのため、浜床面は水平でない。トレンチ西側の浜床面の標高は、約2.9～3.0mである。

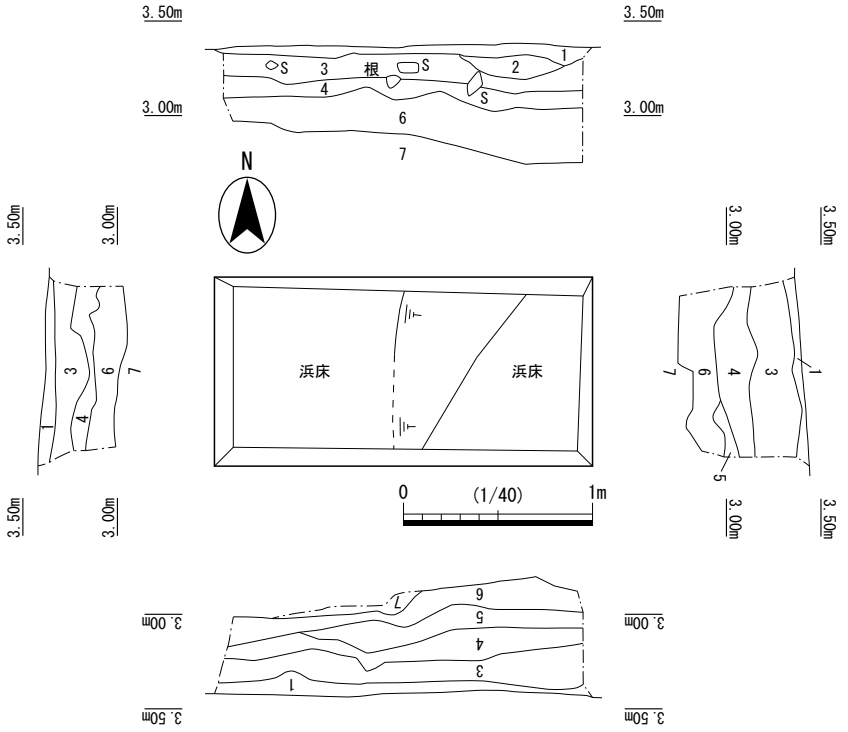

1　黒褐色（10YR3/1）中粒砂。根を非常に多く含む。しまりあり。腐植土。表土。
2　暗灰黄色（2.5Y5/2）細粒砂～極粗粒砂。しまりあり。
3　オリーブ褐色（2.5Y4/3）細粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を含む。径 100 ～ 150㎜ 程度の角礫を含む。しまりあり。
4　オリーブ褐色（2.5Y4/3）細粒砂～極粗粒砂。しまりあり。
5　黄褐色（2.5Y5/3）細粒砂～極粗粒砂。しまりあり。
6　黒褐色（10YR3/1）細粒砂～極粗粒砂（径５㎜ ～ 10㎜ 程度の中礫を多く含む）とオリーブ褐色（2.5Y4/3）細粒砂～極粗粒砂（細礫を多く含む）の斑土。西側に硬化土片を含む。しまりあり。
7　黒褐色（2.5Y3/1）細粒砂。中粒砂～極粗粒砂を含む。非常にしまりあり。浜床層。

図３－23　島尻海岸発掘調査地６トレンチ平面図・土層断面図（S＝1/40）

浜床について

浜床面と潮位の高低差を確認するために、令和２年５月９日に島尻海岸で潮位を測定した。当日は大潮であり、弓削港の高潮時刻である０時８分前後に計測を行った。その時刻での潮位は標高2.318mであった。一方、１・３～６トレンチで検出された浜床面の標高は約2.8～3.0mである。また、２トレンチで検出された浜床層のうち、最上層である９層上面の標高は約2.85mであり、最下層である22層上面の標高は約2.45mである。１・３～６トレンチで検出された浜床面および２トレンチで検出された最上層の浜床面の標高差は僅少であることから、同一時期に形成され、使用された浜床であると考えられる。浜床の年代を確定することができる遺物の出土は確認できていないが、２トレンチ９層出土の炭化材の放射性炭素年代測定結果から、この浜床は15世紀以降に形成された可能性が高いと判断できる。また、２トレンチ22層出土の炭化材の放射性炭素年代測定結果から、今回の島尻海岸の調査で検出された最も古い時代の浜床は、13世紀末から14世紀末以降に形成された可能性が高いと判断できる。島尻海岸で検出された浜床は、その年代と標高から揚浜式塩田の浜床である可能性が高い。さらに、最上層の浜床層について、全てのトレンチで土壌硬度計（山中式標準型）による硬度測定を行い、硬度指数33.0～37.0mm、理論値84.70～516.97kg/㎠を得た。

（有馬啓介）

③出土遺物（図３－24）

１は須恵器の脚部であり、器種は不明である。脚部の端部は外方へ張り出している。３トレンチの６層から出土した。２は和泉型瓦器椀の口縁部である。口縁端部は欠けている。ヘラミガキは確認できない。13世紀以降のものと想定される。５トレンチの２層から出土した。３は土師器の鍋の体部である。全体的に摩滅している。６トレンチの３層から出土した。

（青木聡志）

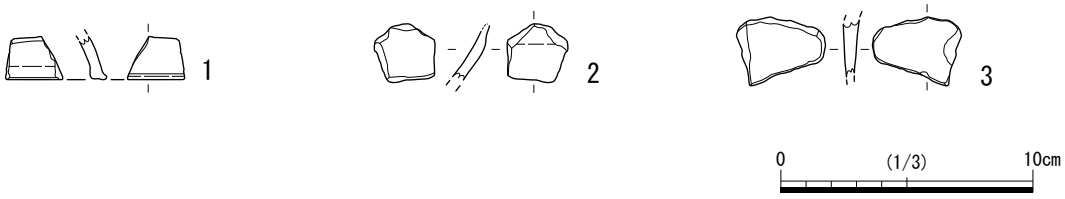

図３－24　島尻海岸発掘調査地出土土器実測図（S＝1/3）

（５）沢津地区塩浜調査地

①遺跡の位置と調査経過（図３－25）

沢津地区は、弓削島の西海岸にあり、久司浦地区と上弓削地区の間に位置する。背後には三山や立石山といった山々が連なり、それらから派生する尾根に囲まれた北に開けた谷に集落がある。また、沢津集落の南、上弓削地区との境界には中世城館跡とされる、とみ山（城山跡）がある。

「東寺百合文書」の中で、沢津は「三水」と表記され、多くの塩穴が所在していた。応長元年の相分帳では、塩穴を所有する百姓として、別當・弥江太・延武・依宗・正弘の名を確認することができる。弓削瀬戸に面した海岸には県道が通り、その南に沢津集落がある。県道付近および集落北端の下には、海岸と平行して浜堤が形成されている。塩浜はこの浜堤上に所在したと考えられる。

沢津地区の塩浜の調査は、上島町弓削沢津53番地の浜堤上にある民家の主屋の床下で実施した。島内の古民家の床下ではサツマイモを貯蔵する穴（イモツボ）が散見される。この調査では、民家の管理者の協力を得て、この貯蔵穴の壁面に見られる塩浜の浜床の可能性の高い土層の観察を行い、記録を取った。

この民家の床下にある貯蔵穴は、土壁によって２室に区切られている。平成31年３月23日と24日に比較的残りのよい貯蔵穴の南側で調査を行った。崩落防止のために壁面には硬化処理がされており、全体的に白色を呈していた。そのため、手鍬と移植ゴテを使用して貯蔵穴の壁面を削り、土層の写真撮影を行った。その後、貯蔵穴の平面図および土層図（南壁の柱状図）を作成した。

（有馬啓介）

図３－25　沢津地区塩浜調査地位置図（S＝1/500）

②調査の成果（図３－26）

調査を行った沢津地区の民家の床下にある貯蔵穴の大きさは、南北幅約2.46m、東西約2.43mであり、円形にちかい。深さは、深い場所で１mほどある。調査は貯蔵穴の南側で行い、壁面を削り、その観察を行った。

上部には、建物建築に伴う造成土（整地土、盛土）層（１～５層）が見られ、その下に厚さ約25～28cmの硬化層（６層）を確認した。硬化層は、黒色シルトと黒褐色シルトの互層であり、粗粒砂を多く含む。しまりが非常に強い。この硬化層は細かな層状をなしており、泥質堆積物が人為的に多く混ぜられており、塩浜の浜床層と考えられる。この浜床層（６層）は、貯蔵穴の壁面の一部では後世の撹乱を受けているが、ほぼ水平に堆積していることが観察される。浜床層（６層）の下の７層は、にぶい黄褐色シルト層であり、粗粒砂を多く含む。７層は、しまりが非常に強く、浜床の基盤層と考えられる。その下の８層も同質の層であり、浜床の基盤層の可能性がある。７・８層の下には、浜堤堆積層と考えられるにぶい黄褐色中粒砂層（９・10層）が見られる。これらは人為的に固められた層でないため、貯蔵穴壁面での崩落が目立つ。

先述のように、令和２年５月９日の大潮の高潮時刻に高浜八幡神社の西の砂浜で潮位を測定しており、潮位は標高2.062mであった。一方、沢津地区で確認された浜床層上面の標高は約2.43mであり、浜床層下面の標高は約2.15mであった。貯蔵穴からは塩浜に関連のある遺物は採集されていなく、現時点での時代の特定は難しい。しかし、確認された浜床層は、その標高から高浜八幡神社の塩浜と同じく揚浜式塩田の整地層と推定される。

（有馬啓介）

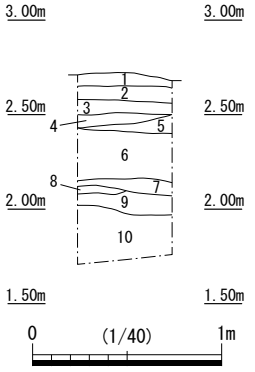

1　灰黄褐色（10YR4/2）シルト。径１～２㎜程度の極粗粒砂を多く含む。しまりあり。造成土。
2　にぶい黄褐色（10YR4/3）シルト。径２～４㎜程度の細礫を多く含む。しまりあり。造成土。
3　にぶい黄褐色（10YR4/3）シルト。径２～４㎜程度の細礫を多く含む。
　灰黄褐色（10YR4/2）粘土が斑入する。しまりあり。造成土。
4　灰黄褐色（10YR4/2）粘土。径１～２㎜程度の極粗粒砂を少量含む。しまりあり。造成土。
5　黒褐色（10YR3/1）シルト。径２～４㎜程度の細礫を非常に多く含む。
　径４～10㎜程度の中礫を多く含む。しまりあり。造成土。
6　黒色（10YR2/1）シルトと黒褐色（10YR/3/2）シルトの互層。粗粒砂を多く含む。非常にしまりあり。浜床層。
7　にぶい黄褐色（10YR5/4）シルト。粗粒砂を多く含む。非常にしまりあり。浜床基盤層。
8　にぶい黄橙色（10YR6/4）シルト。粗粒砂を多く含む。非常にしまりあり。浜床基盤層か。
9　にぶい黄褐色（10YR5/4）中粒砂。粗粒砂を非常に多く含む。しまりあり。
10　にぶい黄褐色（10YR5/4）中粒砂。径２～５㎜程度の細礫及び中礫を非常に多く含む。
　しまりあり。

図３－26　沢津地区塩浜調査地土層断面図（S＝1/40）

３．寺社の調査

（１）東泉寺境内発掘調査地

①遺跡の位置と調査経過（図３－27）

東泉寺は、弓削島の北端の久司浦地区に所在する臨済宗東福寺派の寺院である。境内は久司浦集落の東の高台に位置し、眼前には弓削瀬戸が広がり、その奥には因島の美可崎城跡がある。東泉寺の背後の山々は比較的急峻であり、南には三山がそびえる。三山から派生し、鶴浜と島尻を分ける尾根の鞍部はデンジュウ（伝十）と呼ばれ、東泉寺からこの場所を通って島尻海岸に行くことができる。

東泉寺の北には鯨池があり、現在は南半分が埋め立てられて公園となっているが、水田耕作が行われていた頃は、灌漑用のため池として利用されていた。鯨池の東側には田頭屋敷と呼ばれる土地があり、そこには田頭井戸と伝えられる古井戸と坐像板碑が見られる。また、東泉寺の北東にある山は、城山、火山といわれている。このように東泉寺周辺には中世の石造物や伝承が比較的多く残っている。

現在、東泉寺は臨済宗東福寺派の寺院であるが、応長元年の相分帳に見られる薬師寺はその前身であると考えられている（第４章第４節参照）。久司浦地区は、14世紀初頭に作成された領家・地頭相分絵図（と函153）では鯨方と表記されている。鯨方は領家分とされ、薬師寺は鯨方の中心的な寺院であった。境内にある薬師堂は、文明12年（1480）と建築年代が古い仏堂であり、瀬戸内海地方の室町時代の建築文化を示す重要な遺構である（第８章参照）。平成31年１月に町指定有形文化財（建造物）に指定された。

発掘調査は、東泉寺本堂の西の境内地内で実施した。令和元年７月25日に指導委員会の村上恭通副委員長とともに地中レーダー探査を行った。その結果を基に、同年９月25日に境内に上がる石段と本堂の間に東西方向に２ｍ、南北方向に１ｍ幅のトレンチを１か所設定し、同日に掘削作業を開始した。その後、掘削作業と測量・図面作成作業を進め、10月25日にトレンチの埋め戻し作業が完了し、現地での作業を終了した。

なお、発掘調査箇所の東泉寺境内から参道を100ｍほど下りた場所には寺屋敷と呼ばれる場所があり、造立時期が14世紀初頭と推定される凝灰岩製層塔と五輪塔の残欠が出土している（第６章参照）。寺域を示す貴重な遺物であり、現在の境内地の範囲外における関連遺構の存在も期待される。

（有馬啓介）

②調査の成果（図３－28～31）

調査ではトレンチの南西端の座標値をＸ座標でＸ＝142,770.000、Ｙ座標でＹ＝－25,153.000とし、南東端の座標値をＸ座標でＸ＝142,770.000、Ｙ座標でＹ＝－25,151.000とした。トレンチは、この両端を結んだ軸を基準として、北側に１ｍの幅をもつ調査範囲とした。トレンチは南北１ｍ、

図３－27　東泉寺境内発掘調査地トレンチ位置図（S＝1/500）

東西２ｍの長方形である。

僅か２㎡の調査区であったが、複数の遺構面を確認し、多量の遺物が出土した。遺物の出土層位を把握し、調査を効率的に進めるために、各層に土層番号を付与するとともに、基本層序を組み立てた。なお、土層番号をアラビア数字（１～34）とし、基本層序番号をローマ数字の大文字（Ⅰ～Ⅹ）とした。

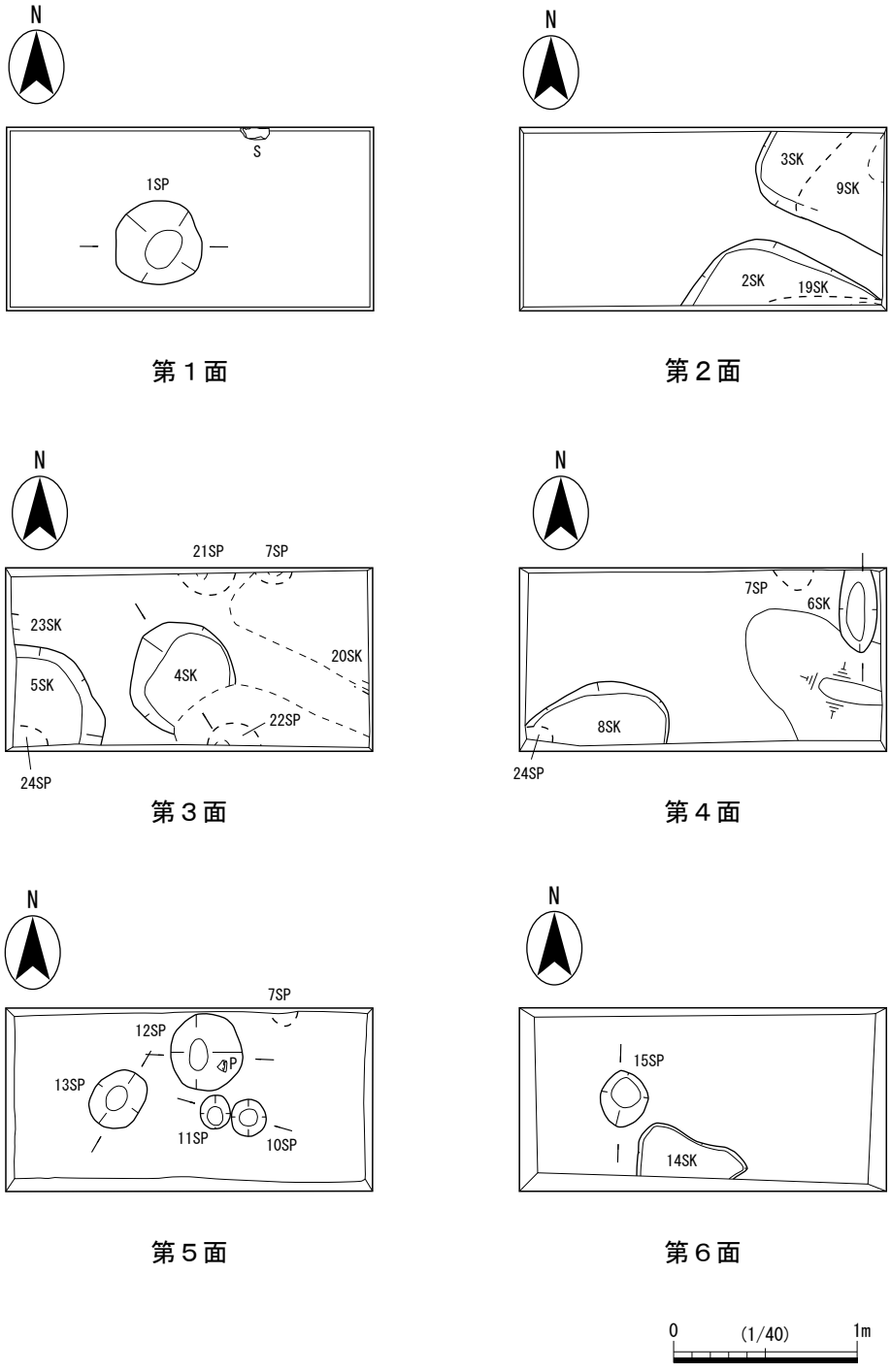

図３－28　東泉寺境内発掘調査地トレンチ第１～６面平面図（S＝1/40）

Ⅰ層は黄褐色細粒砂～中粒砂からなる表土層（１層）であり、表面には芝が張られている。Ⅰ層の掘削後にピット状の遺構（１ＳＰ）が検出されたことから、その検出面を第１面とした。

Ⅱ層はⅡa・Ⅱb・Ⅱc層で構成され、それぞれが２・４・５層に対応する。２層は黄褐色細粒砂～極粗粒砂層、４層は黄褐色中粒砂～極粗粒砂層である。東壁および南壁には、19ＳＫが見られた。19ＳＫは４層を掘り込んでいる。５層は、炭化物を少量含むオリーブ褐色細粒砂～極粗粒砂層である。Ⅱ層の掘削後に２ＳＫおよび３ＳＫが検出されたことから、その検出面を第２面とした。また、北壁および東壁では９ＳＫが確認された。９ＳＫは、３ＳＫを切っている。２ＳＫと３ＳＫは、ともに隅丸方形の平面形を呈する土坑であるが、その性格は不明である。両土坑の上面からは中世末から近世にかけての所産である備前焼のすり鉢が出土している。３ＳＫからは亀山焼、土師器の小皿、吉備型土師器の可能性のある土師器の椀、瓦質土器の鍋が出土しているが、遺構掘削時に誤ってその下の遺物包含層を掘削した可能性があり、これらの遺物から遺構の年代を特定するこ

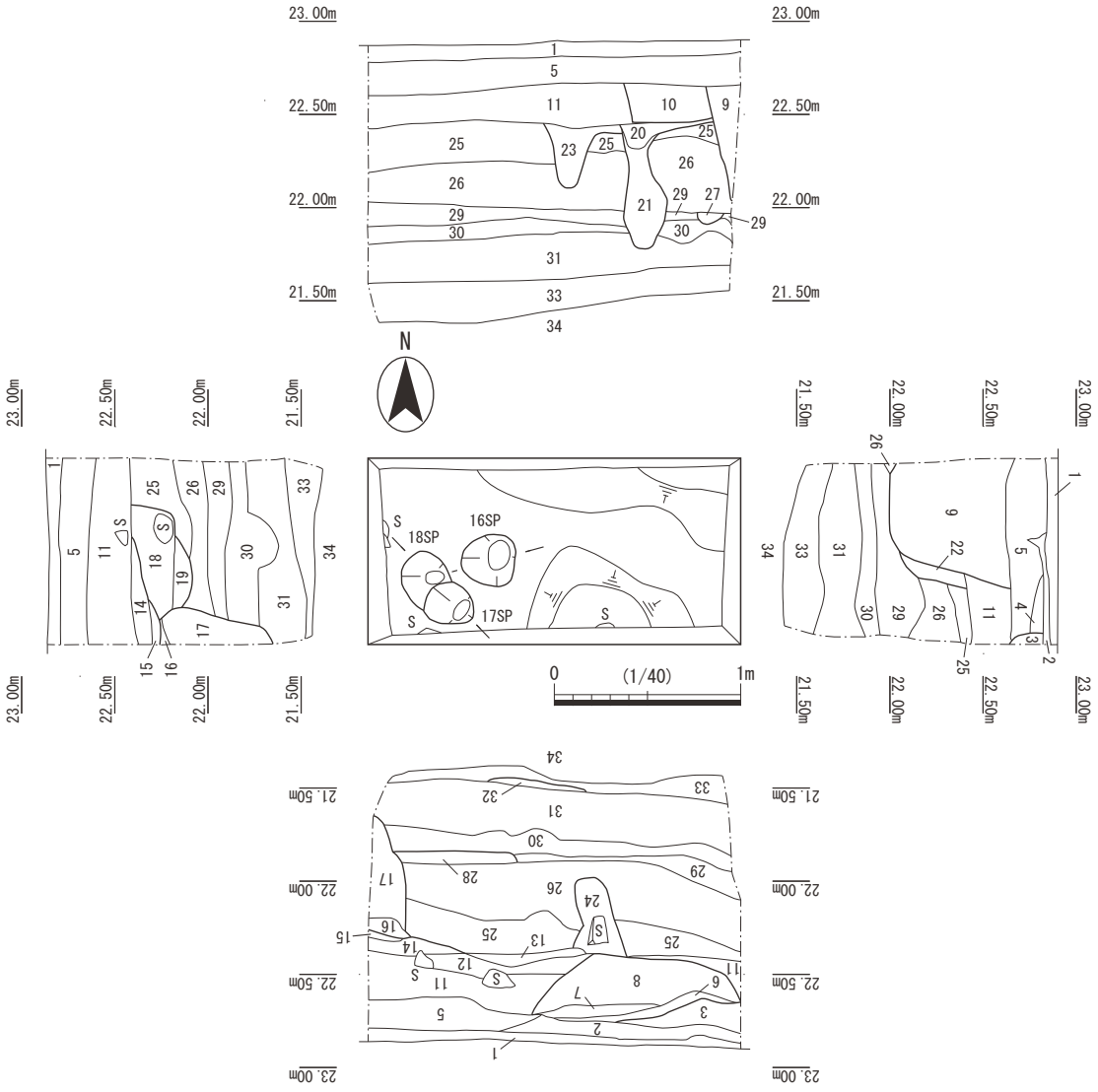

図３－29　東泉寺境内発掘調査地トレンチ第７面平面図・土層断面図（S＝1/40）

前頁の図３-29の土層所見

1　黄褐色（2.5Y5/4）細粒砂～中粒砂。しまりあり。上面に芝あり。表土。Ⅰ層。
2　黄褐色（2.5Y5/4）細粒砂～極粗粒砂。しまりあり。Ⅱa 層。
3　黄褐色（2.5Y5/3）細粒砂～極粗粒砂。しまりあり。19SK 埋土。
4　黄褐色（2.5Y5/4）中粒砂～極粗粒砂。しまりあり。Ⅱb 層。
5　オリーブ褐色（2.5Y4/3）細粒砂～極粗粒砂。炭化物を少量含む。しまりあり。Ⅱc 層。
6　にぶい黄橙色（10YR6/4）細粒砂～極粗粒砂。しまりあり。２SK 埋土。
7　黄褐色（2.5Y5/3）細粒砂～極粗粒砂。しまりあり。２SK 埋土。
8　にぶい黄褐色（10YR5/3）細粒砂～極粗粒砂。炭化物を少量含む。しまりあり。２SK 埋土。
9　オリーブ褐色（2.5Y4/3）細粒砂～粗粒砂。明黄褐色（10YR6/6）細粒砂～粗粒砂が斑入する。炭化物を含む。しまりあり。９SK 埋土。
10. にぶい黄褐色（10YR5/3）細粒砂～極粗粒砂。炭化物を少量含む。しまりあり。３SK 埋土。
11　オリーブ褐色（2.5Y4/3）細粒砂～極粗粒砂。明黄褐色（10YR6/6）細粒砂～粗粒砂が斑入する。径 50 ～ 100㎜程度の角礫を少量含む。
炭化物を少量含む。しまりあり。Ⅲa 層。
12　オリーブ褐色（2.5Y4/3）細粒砂～極粗粒砂。明黄褐色（10YR6/6）細粒砂～粗粒砂が斑入する。しまりあり。Ⅲb 層。
13　黒褐色（2.5Y3/2）細粒砂～極粗粒砂と明黄褐色（10Y6/6）細粒砂～粗粒砂の斑土。しまりあり。Ⅲc 層。
14　オリーブ褐色（2.5Y4/3）細粒砂～粗粒砂。極細粒砂を少量含む。炭化物を少量含む。しまりあり。５SK 埋土。
15　にぶい黄褐色（10YR5/4）細粒砂。粗粒砂～極粗粒砂を含む。しまりあり。５SK 埋土。
16　黄褐色（2.5Y5/3）細粒砂～粗粒砂。しまりあり。24SP 埋土。
17　黒褐色（2.5Y3/2）極細粒砂～中粒砂。オリーブ褐色（2.5Y4/4）細粒砂～極粗粒砂が斑入する。焼土片を少量含む。しまりあり。24SP 埋土。
18　にぶい黄褐色（10YR5/4）細粒砂～粗粒砂。径 150㎜程度の円礫を含む。しまりあり。23SK 埋土。
19　黄褐色（10YR5/6）中粒砂～極粗粒砂。しまりあり。23SK 埋土。
20　明黄褐色（10YR6/6）細粒砂～粗粒砂とオリーブ褐色（2.5YR4/3）細粒砂～極粗粒砂の斑土。炭化物を少量含む。しまりあり。７SP 埋土。
21　オリーブ褐色（2.5Y4/3）細粒砂～極粗粒砂。明黄褐色（10YR6/6）細粒砂～粗粒砂が斑入する。
下部に黒褐色（10YR3/1）シルト（中粒砂～極粗粒砂を含む）の柱痕跡が見られる。しまりあり。７SP 埋土。
22　黒褐色（2.5Y3/2）細粒砂～中粒砂。しまりあり。20SK 埋土。
23　オリーブ褐色（2.5Y4/3）細粒砂～極粗粒砂。明黄褐色（10YR6/6）細粒砂～粗粒砂が斑入する。しまりあり。21SP 埋土。
24　黒褐色（2.5Y3/2）細粒砂～極粗粒砂。径 150㎜程度の角礫を含む。焼土片を少量含む。炭化物を少量含む。しまりあり。22SP 埋土。
25　黒褐色（2.5Y3/2）細粒砂～極粗粒砂。明黄褐色（10YR6/6）細粒砂～粗粒砂が斑入する。焼土片を多量に含む。炭化物を多量に含む。
しまりあり。Ⅳ層。
26　暗オリーブ褐色（2.5Y3/3）細粒砂～極粗粒砂。焼土片を僅かに含む。炭化物を少量含む。しまりあり。Ⅴ層。
27　灰黄褐色（10YR4/2）粗粒砂～極粗粒砂。黒褐色（10YR3/2）細粒砂～極粗粒砂が斑入する。しまりあり。６SK 埋土。
28　黒褐色（2.5Y3/2）細粒砂～極粗粒砂。オリーブ褐色（2.5Y4/4）細粒砂～極粗粒砂が斑入する。しまりあり。８SK 埋土。
29　黒褐色（2.5Y3/2）細粒砂～極粗粒砂。炭化物を少量含む。非常にしまりあり。Ⅵ層。
30　黒褐色（2.5Y3/2）細粒砂～極粗粒砂とオリーブ褐色（2.5Y4/4）細粒砂～極粗粒砂の斑土。炭化物を少量含む。しまりあり。Ⅶ層。
31　黒褐色（10YR3/1）シルト～細粒砂。中粒砂～極粗粒砂を含む。明黄褐色（10YR6/6）細粒砂～粗粒砂が斑入する。焼土片を少量含む。
炭化物を多量に含む。しまりあり。Ⅷ層。
32　黒褐色（2.5Y3/2）シルト～細粒砂。中粒砂～極粗粒砂を含む。しまりあり。14SK 埋土。
33　黒褐色（10YR3/1）極細粒砂～極粗粒砂とにぶい黄橙色（10YR6/4）細粒砂～極粗粒砂の斑土。炭化物を少量含む。しまりあり。Ⅸ層。
34　にぶい黄橙色（10YR6/4）細粒砂～極粗粒砂。しまりあり。地山。Ⅹ層。

とはできない。また、９ＳＫの底面からは平瓦が出土している。Ⅱ層（５層）や２ＳＫからは折れ釘などの鉄器の出土もみられる。

Ⅲ層はⅢa・Ⅲb・Ⅲc層で構成され、それぞれが11・12・13層に対応する。11層は明黄褐色細粒砂～粗粒砂が斑入するオリーブ褐色細粒砂～極粗粒砂層であり、径50～100mm程度の角礫と炭化物を少量含む。本層からは丸瓦、折れ釘が出土している。12層は、明黄褐色細粒砂～粗粒砂が斑入するオリーブ褐色細粒砂～極粗粒砂層である。13層は、黒褐色細粒砂～極粗粒砂と明黄褐色細粒砂～粗粒砂の斑土層である。Ⅲ層の掘削後に４ＳＫおよび５ＳＫが検出されたことから、その検出面を第３面とした。４ＳＫと５ＳＫはともに平面形が円形であり、断面形は浅い皿状を呈する。４ＳＫからは土師器の小皿、５ＳＫからは吉備型土師器の可能性が高い土師器の椀が出土している。また、北壁では７・21ＳＰ、東壁では20ＳＫ、南壁では22ＳＰ、南壁および西壁では24ＳＰ、西壁では23ＳＫが確認された。７ＳＰについては、深さは約0.7mであり、上端の平面形を確認するこ

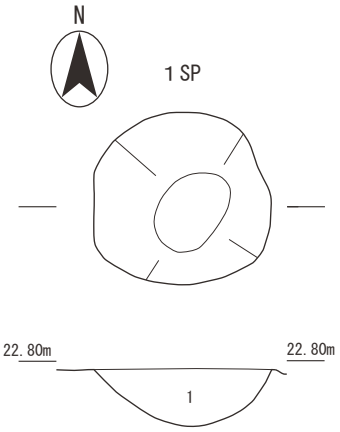

1　にぶい黄褐色（10YR5/4）中粒砂～粗粒砂。径２～８㎜程度の細・中礫を少量含む。しまりややあり。１SP埋土。

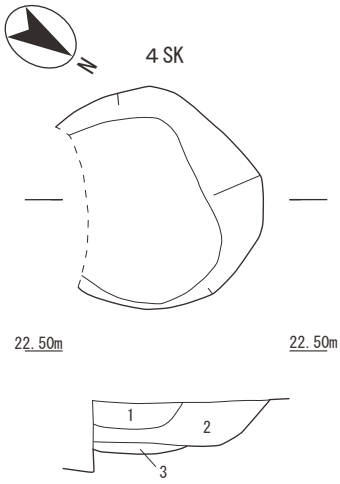

1　褐色（10YR4/4）中粒砂～極粗粒砂。黄褐色（10YR5/6）中粒砂が斑入する。しまりあり。４SK埋土。
2　灰黄褐色（10YR4/2）中粒砂～粗粒砂。黄褐色（10YR5/6）中粒砂が斑入する。しまりあり。４SK埋土。
3　褐色（10YR4/4）中粒砂～極粗粒砂。黄褐色（10YR5/6）中粒砂が斑入する。しまりあり。４SK埋土。

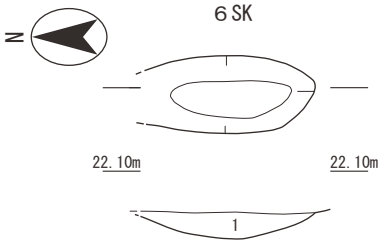

1　灰黄褐色（10YR4/2）粗粒砂～極粗粒砂。黒褐色（10YR3/2）細粒砂～極粗粒砂が斑入する。しまりあり。６SK埋土。

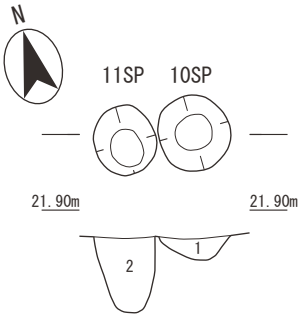

1　灰黄褐色（10YR4/2）細粒砂～極粗粒砂とにぶい黄褐色（10YR4/3）細粒砂～極粗粒砂の斑土。黄褐色（10YR5/6）細粒砂が斑入する。しまりあり。10SP埋土。
2　灰黄褐色（10YR4/2）細粒砂～極粗粒砂とにぶい黄褐色（10YR4/3）細粒砂～極粗粒砂の斑土。黄褐色（10YR5/6）細粒砂が斑入する。しまりあり。11SP埋土。

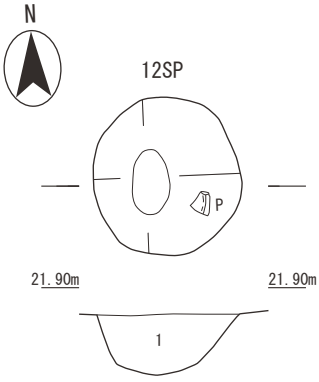

1　灰黄褐色（10YR4/2）細粒砂～極粗粒砂とにぶい黄褐色（10YR4/3）細粒砂～極粗粒砂の斑土。黄褐色（10YR5/6）細粒砂が斑入する。しまりあり。12SP埋土。

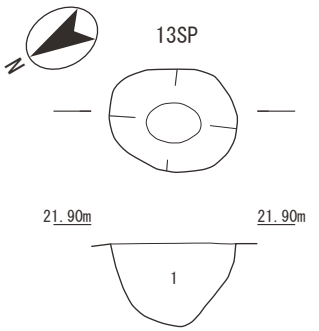

1　灰黄褐色（10YR4/2）細粒砂～極粗粒砂とにぶい黄褐色（10YR4/3）細粒砂～極粗粒砂の斑土。黄褐色（10YR5/6）細粒砂が斑入する。しまりあり。13SP埋土。

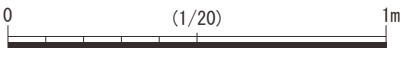

図３－30　東泉寺境内発掘調査地遺構平面図・断面図（１）（S＝1/20）

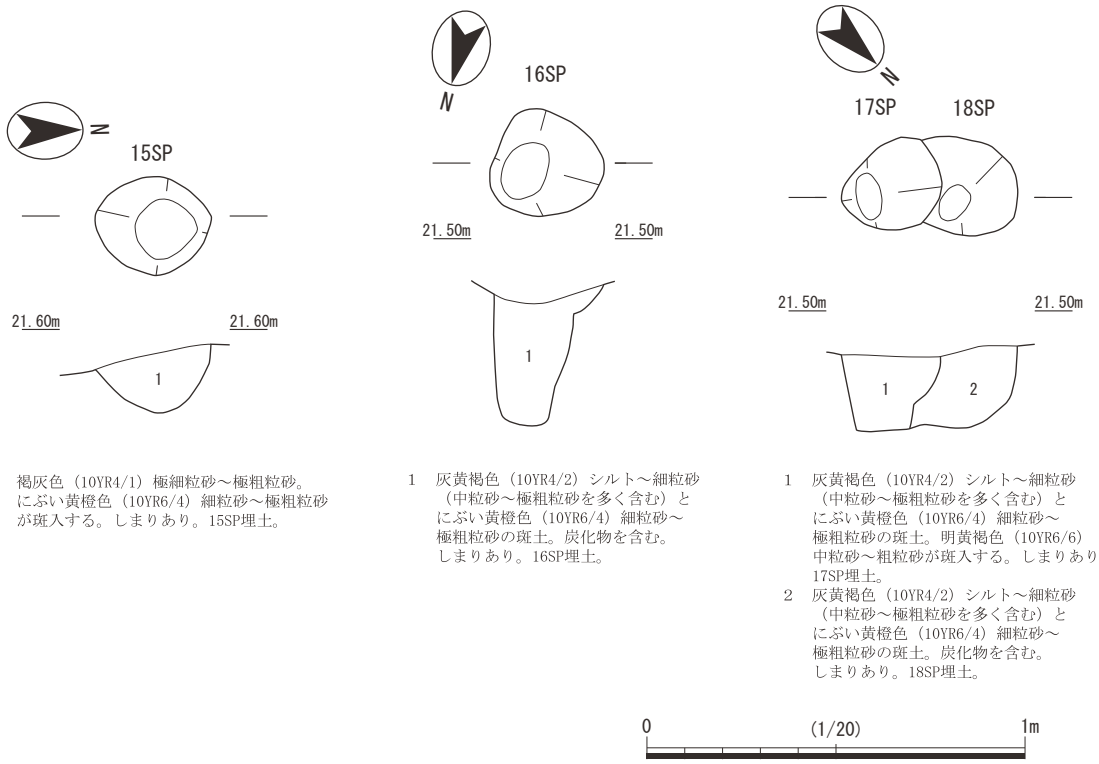

1　褐灰色（10YR4/1）極細粒砂～極粗粒砂。にぶい黄橙色（10YR6/4）細粒砂～極粗粒砂が斑入する。しまりあり。15SP埋土。

1　灰黄褐色（10YR4/2）シルト～細粒砂（中粒砂～極粗粒砂を多く含む）とにぶい黄橙色（10YR6/4）細粒砂～極粗粒砂の斑土。炭化物を含む。しまりあり。16SP埋土。

1　灰黄褐色（10YR4/2）シルト～細粒砂（中粒砂～極粗粒砂を多く含む）とにぶい黄橙色（10YR6/4）細粒砂～極粗粒砂の斑土。明黄褐色（10YR6/6）中粒砂～粗粒砂が斑入する。しまりあり。17SP埋土。
2　灰黄褐色（10YR4/2）シルト～細粒砂（中粒砂～極粗粒砂を多く含む）とにぶい黄橙色（10YR6/4）細粒砂～極粗粒砂の斑土。炭化物を含む。しまりあり。18SP埋土。

図３－31　東泉寺境内発掘調査地遺構平面図・断面図（２）（S＝1/20）

とができなかったが、埋土の下部に柱痕跡が見られた。

Ⅳ層は25層に対応する。Ⅳ層から下は主に土色が黒褐色を呈する層が堆積している。25層は、明黄褐色細粒砂～粗粒砂が斑入する黒褐色細粒砂～極粗粒砂層であり、焼土片や炭化物を多量に含む。25層からは土師器の小皿や瓦質土器の鍋が出土している。

Ⅴ層は26層に対応する。26層は暗オリーブ褐色細粒砂～極粗粒砂層であり、焼土片を僅かに含み、炭化物を少量含む。本層は、西に向かって低く傾斜しながら堆積し、他の層と比較して厚みがある。手づくね土師器の皿、土師器の小皿、吉備型土師器の椀、折れ釘が出土している。Ⅴ層の掘削後に６ＳＫおよび８ＳＫが検出されたことから、その検出面を第４面とした。いずれの遺構も断面形は皿状で浅い。８ＳＫからは手づくね土師器の皿が出土している。また、トレンチ南東側には、土手状の高まりが見られる。

Ⅵ層は29層に対応する。29層は、黒褐色細粒砂～極粗粒砂層であり、西に向かって厚みを減じている。また、炭化物を少量含み、しまりが非常に強い。本層からは手づくね土師器の皿、土師器の小皿・杯、吉備型土師器の可能性のある椀、和泉型瓦器椀、土師器の鍋が出土している。Ⅵ層の掘削後に10～13ＳＰが検出されたことから、その検出面を第５面とした。11ＳＰからは灯明皿として使用された可能性のある手づくね土師器の皿、12ＳＰからは手づくね土師器の皿、土師器の小皿、土師器の鍋、13世紀代に比定される東播系須恵器のこね鉢が出土している。また、13ＳＰからは手

づくね土師器の皿、須恵器のこね鉢が出土している。

Ⅶ層は30層に対応する。30層は黒褐色細粒砂～極粗粒砂とオリーブ褐色細粒砂～極粗粒砂の斑土層であり、炭化物を少量含む。本層からは手づくね土師器の皿、和泉型瓦器椀が出土している。

Ⅷ層は31層に対応する。31層は黒褐色シルト～細粒砂層であり、中粒砂～極粗粒砂を含み、明黄褐色細粒砂～粗粒砂が斑入する。また、焼土片を少量含み、炭化物を多量に含む。今回確認された土層の中で最も黒味を帯びており、厚く堆積している。本層からは手づくね土師器の皿、土師器の小皿・杯、吉備型土師器である可能性が高い椀、和泉型瓦器椀、土師器の鍋、瓦質土器の鍋、東播系須恵器こね鉢、亀山焼の壺または甕、白磁四耳壺、移動式かまどが出土している。トレンチの中という狭小な範囲からではあるが、手づくね土師器の皿をはじめ、遺物の出土量は多い。これらの遺物の時期は、概ね12世紀代から13世紀代に比定される。Ⅷ層の掘削後に14ＳＫおよび15ＳＰが検出されたことから、その検出面を第６面とした。

Ⅸ層は33層に対応する。33層は黒褐色極細粒砂～極粗粒砂とにぶい黄橙色細粒砂～極粗粒砂の斑土層であり、炭化物を少量含む。本層からは土師器の小皿、和泉型瓦器椀、常滑焼の体部片が出土した。Ⅸ層の掘削後に16～18ＳＰが検出されたことから、その検出面を第７面とした。16ＳＰは深く掘り込まれており、遺構検出面からの深さは約38cmである。18ＳＰは17ＳＰに切られる。16ＳＰからは移動式かまど、17・18ＳＰからは土師器の小皿が出土した。

Ｘ層は34層に対応する。にぶい黄橙色細粒砂～極粗粒砂層であり、土層の一部を深掘りしたが遺物は確認されなかった。Ｘ層は地山と考えられる。

17・18ＳＰ、31層および33層では炭化材が採取されており、これらについて加速器質量分析法（AMS法）による放射性炭素年代測定を行った。その結果、17・18ＳＰおよび31層の炭化材で11世紀中頃から13世紀前半、33層の炭化材で10世紀後半から11世紀前半の年代値を得た（本章第６節参照）。

最後に、出土遺物や採取された炭化材の放射性炭素年代測定の結果から、遺跡の年代と性格を推定したい。Ⅳ層からは15世紀後半から16世紀前半頃に比定される瓦質土器の鍋や底部外面に回転ヘラ切り痕と回転糸切り痕が見られる土師器の小皿が出土していることから、中世後期の土層と推定する。Ⅱ・Ⅲ層からの出土遺物は少ない。しかし、Ⅳ層より下の層を中世の所産と考えるならば、Ⅱ・Ⅲ層は近世以降に形成された土層とみなすことができる。

Ⅴ層からは手づくね土器の皿とともに、吉備型土師器の椀が出土しており、草戸Ⅰ期後半、すなわち14世紀初頭頃に比定される〔鈴木1996〕。また、Ⅵ層からは吉備型土師器の可能性が高い椀が出土しており、草戸Ⅱ期前半頃（14世紀前半）に位置付けられる。同じくⅥ層からは和泉型瓦器椀が出土しており、和泉Ⅲ－２～３期頃（13世紀前半～後半）に位置付けられる〔橋本2009〕。これらの土器の時期は、13世紀前半から14世紀前半に比定される。さらに、Ⅵ層の基盤となる第５面で検出された12ＳＰからは13世紀代に比定される東播系須恵器のこね鉢が出土している。これらのことから、Ⅴ層の時期は14世紀代初頭以降、Ⅵ層の時期は13世紀前半以降と推定される。なお、Ⅶ層からも和泉Ⅲ－２～３期頃に位置付けられる和泉型瓦器椀が出土している。

Ⅷ層からは多量の手づくね土師器の皿が出土している。その中には、二次的被熱によって口縁部が黒色化したものなどが多く見られ、これらは灯明皿と使用されたと考えられる。また、吉備型土師器の可能性の高い底部に高台を付した椀が見られ、時期は13世紀代に比定できる。Ⅷ層からは他に和泉型瓦器椀の口縁部片や底部片が出土しており、これらは和泉Ⅱ－３～Ⅲ－２期に位置付けられ、時期は12世紀中頃から13世紀前半に比定される。さらに、13世紀代の所産であると考えられる瓦質土器の鍋、12世紀代に比定される東播系須恵器こね鉢、12世紀後半から13世紀頃に比定される白磁四耳壺が確認されている。31層の炭化材の放射性炭素年代測定で11世紀中頃から13世紀前半の年代値を得ており、出土遺物の時期との乖離はない。出土遺物の年代観からすると、Ⅵ～Ⅷ層の時期差は大きくないと考える。さらに、手づくね土師器の皿をはじめとした多量の遺物の出土は、この場所に庄園時代の鯨方の中心的寺院であった薬師寺が所在したことを示すものとみられる。

Ⅸ層はⅧ層と比べると遺物の出土量が少ないものの、底部外面に回転ヘラ切り痕と回転糸切り痕が見られる土師器の小皿とともに和泉型瓦器椀、常滑焼の体部片が出土している。和泉型瓦器椀は、Ⅱ－３～Ⅲ－１期に位置付けられ、時期は12世紀中頃から後半に比定される。広島県福山市の草戸千軒町遺跡では、鎌倉時代には生産地の近い備前焼よりも常滑焼の方が圧倒的に多く出土している。東泉寺出土の常滑焼も当時の流通を考えるうえで興味深い遺物である。なお、先述のように、放射性炭素年代測定によって、Ⅸ層の基盤となる第７面で検出された17・18ＳＰの炭化材で11世紀中頃から13世紀前半、33層の炭化材で10世紀後半から11世紀前半の年代値を得ている。これらの結果から、Ⅸ層は、弓削島庄の成立段階である12世紀中頃から13世紀にかけての時期に形成された可能性がある。

（有馬啓介）

③出土遺物

遺構出土遺物（図３－32）

１は備前焼のすり鉢の底部である。内面には乳白色の自然釉がかかっている。時期は中世末～近世に比定される。２は亀山焼の壺か甕の体部片である。外面には格子目タタキが施され、内面には当て具痕がみられる。焼成は堅緻であり、時期は13～14世紀頃に位置付けられる。３は土師器の小皿である。底部の切り離しは回転ヘラ切りとみられる。４は土師器の椀である。外面には一部指頭圧痕がみられる。胎土の特徴から、吉備型土師器の可能性も考えられる。５は瓦質土器の鍋である。口縁端部にはナデが施され、若干上方に拡張されている。内面には横方向に丁寧なハケメが施され、外面には指頭圧痕と粗い縦方向のハケメがみられる。６は土師器の小皿である。底部の切り離しは回転ヘラ切りである。７は土師器の椀である。胎土から吉備型土師器とみられる。８は手づくね土師器の皿である。口縁部内面にはナデが施され、外面上半にはナデ、下半には指頭圧痕がみられる。深い器形をなしている。

９は手づくね土師器の皿である。口縁部内面と外面上半にはナデが施され、外面下半には指頭圧痕が確認される。内外面とも一部黒色化しており、灯明皿の可能性も考えられる。10・11は手づく

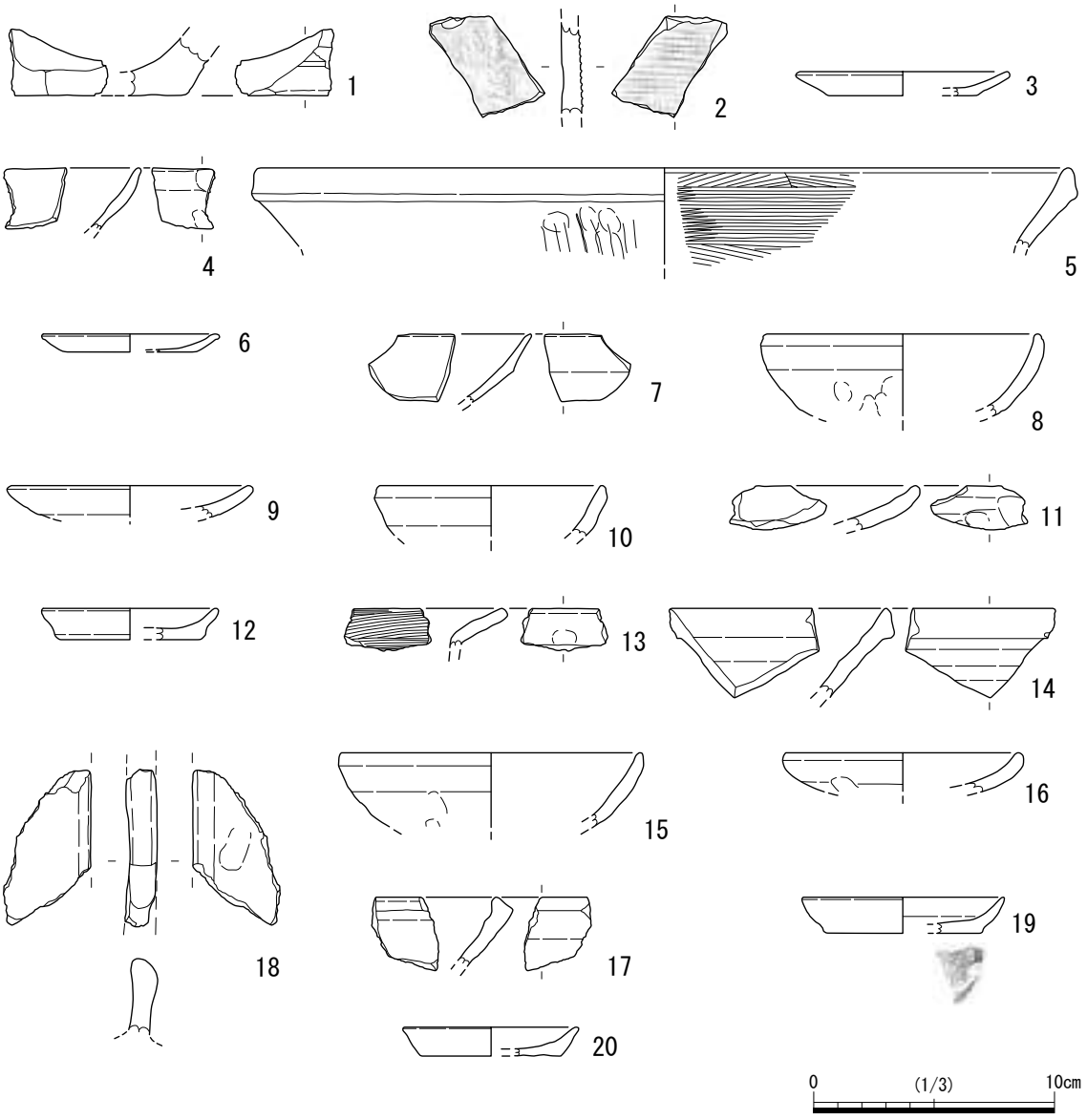

図３－32　東泉寺境内発掘調査地遺構出土遺物実測図（S＝1/3）

ね土師器の皿である。口縁部内面と外面上半にはナデがみられ、外面には指頭圧痕がみられる。12は土師器の小皿である。底部の切り離し痕は不明である。13は土師器の鍋であり、薄手である。内面には横方向のハケメが施されている。14は東播系須恵器のこね鉢である。口縁端部は下半へ少し拡張している。時期は13世紀代に比定される。15・16は手づくね土師器の皿である。15は深い器形であり、16は浅い器形をなしている。いずれも口縁部内面と外面上半にはナデが施され、下半には指頭圧痕がみられる。17は須恵器のこね鉢である。口縁端部は上方へ拡張されている。18は土製品であり、移動式かまどの庇部である。内外面ともナデが施され、外面の一部には指頭圧痕がみられる。庇部の上半は肥厚している。19は土師器の小皿である。底部外面には回転糸切り痕がみられる。

20は土師器の小皿である。底部の切り離し痕は回転ヘラ切り痕である。

１は２・３ＳＫの直上、２～５は３ＳＫから出土した。ただし、３～５については下の遺物包含層から出土した可能性がある。また、６は４ＳＫ、７は５ＳＫ、８は８ＳＫ、９は11ＳＰ、10～14は12ＳＰ、15～17は13ＳＰ、18は16ＳＰ、19は17・18ＳＰから出土した。20は壁面清掃時に出土した。

Ⅳ層出土遺物（図３－33）

21・22は土師器の小皿である。21の底部外面には回転ヘラ切り痕と板状圧痕がみられる。22の底部の切り離し痕は回転糸切り痕であり、外面には工具による一条の圏線がみられる。口縁端部が一部黒色化しており、灯明皿の可能性が考えられる。

23は瓦質土器の鍋である。口縁端部にはナデが施され、若干上方に拡張されている。内面には横方向のハケメが施されている。時期は15世紀後半～16世紀前半頃と考えられる。

Ⅴ層出土遺物（図３－34）

24・25は手づくね土師器の皿である。口縁部内面と外面上半にはナデが施され、外面下半には指頭圧痕がみられる。24は器高が低く、25は器高が高い。26は土師器の小皿である。底部の切り離し痕は不明である。27は吉備型土師器の椀である。草戸Ⅰ期後半頃のものであり、14世紀初頭頃に比定される〔鈴木1996〕。

Ⅵ層出土遺物（図３－35）

28～30は手づくね土師器の皿である。いずれも口縁部内面と外面上半にナデが施され、外面下半には指頭圧痕がみられる。28は内外面とも一部黒色化している箇所がみられ、灯明皿の可能性が考えられる。30は外面が一部赤く変色しているが、焼成時に赤く変色したと考えられる。31～33は土師器の小皿である。いずれも底部の切り離し痕は回転糸切り痕である。34は土師器の杯である。底部の切り離し痕は回転糸切り痕である。35は土師器の椀であり、胎土や調整から吉備型土師器の可能性が考えられる。草戸千軒の椀Ａに該当すると考えられ、Ⅱ期前半に位置付けられると想定される。

36・37は和泉型瓦器椀の口縁部である。内面にヘラミガキが施されている。和泉Ⅲ－２～３期頃に位置付けられる〔橋本2009〕。38は和泉型瓦器椀の底部である。見込みには平行線暗文がみられる。底部には低い輪高台が貼り付けられている。和泉Ⅲ－３期頃に比定される。

39は土師器の鍋の口縁部である。口縁端部は丸くおさまっている。

Ⅶ層出土遺物（図３－36）

40～44は手づくね土師器の皿である。いずれも口縁部内面と外面上半にナデが施され、下半には指頭圧痕が認められる。44は深い器形をなしており、口縁部は上方へつまみ上げられている。42は外面が赤色化しており、焼成時によるものとみられる。

45・46は和泉型瓦器椀の口縁部である。内面にはヘラミガキが施され、外面には指頭圧痕がみられる。和泉Ⅲ－２期頃に位置付けられる〔橋本2009〕。47は和泉型瓦器椀の底部である。見込みには平行線暗文がみられる。底部には低い粗雑な輪高台が貼り付けられており、和泉Ⅲ－２～３期頃とみられる。

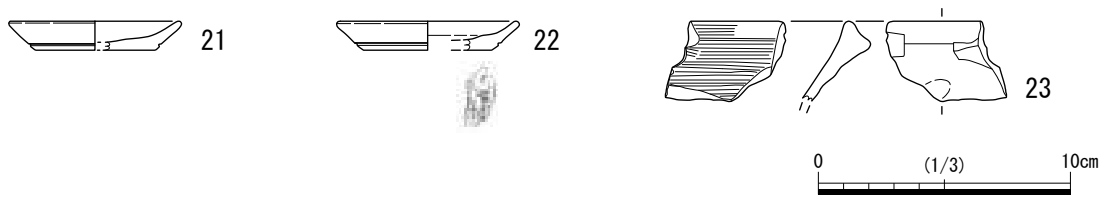

図３－33　東泉寺境内発掘調査地Ⅳ層出土遺物実測図（S＝1/3）

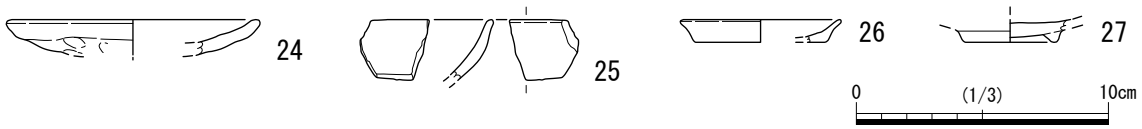

図３－34　東泉寺境内発掘調査地Ⅴ層出土遺物実測図（S＝1/3）

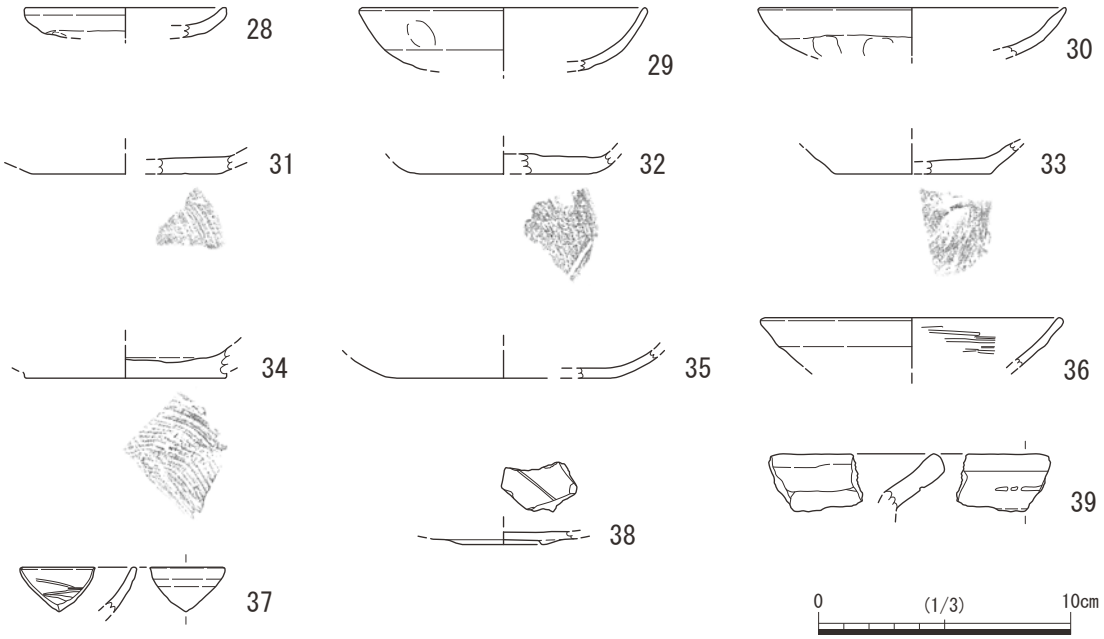

図３－35　東泉寺境内発掘調査地Ⅵ層出土遺物実測図（S＝1/3）

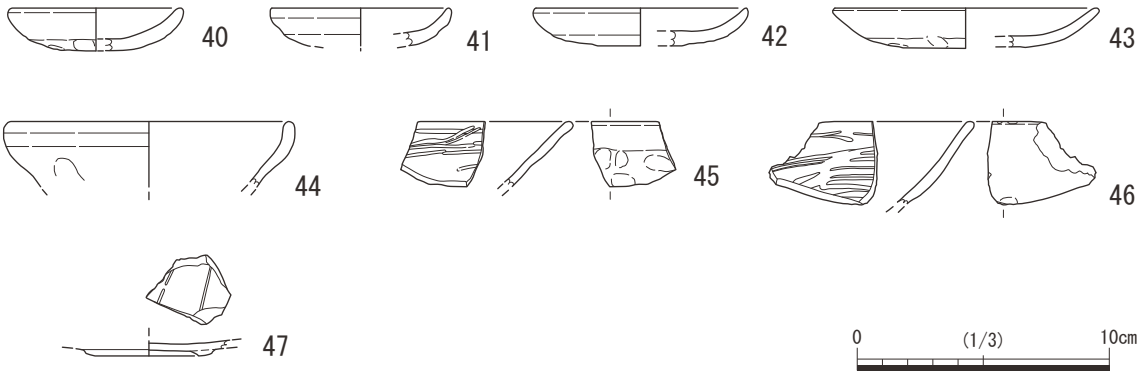

図３－36　東泉寺境内発掘調査地Ⅶ層出土遺物実測図（S＝1/3）

Ⅷ層出土遺物（図３－37～39）

48～118は手づくね土師器の皿である。88～115は深い器形をなしており、杯の形を呈しているものもみられる。いずれも口縁部内面と外面上半にナデが施され、外面下半には指頭圧痕がみられる。いずれも器壁は５mm程度と分厚いが、105は器壁がほかのものよりやや薄い。口縁部は丸みを帯びながら外方へ開き、端部が丸くおさまるものが多いが、中には口縁端部が上方へつまみ上げられているものや若干外反するものもみられる。口縁端部が上方へつまみ上げられているものは、端部外面にナデによる平滑な面がみられる。48・51・56～58・61・63・68・72～74・82・86・87・95・98・112・116・117は口縁部内面もしくは外面に一部赤色化がみられ、焼成時によるものと想定される。54・78・84・90・113・118は口縁部が二次的被熱により、一部もしくは全面黒色化しており、灯明皿である可能性が考えられる。このうち、54には内面にタールのような付着物がみられ、かつ全面黒色化していることから、灯明皿である可能性が極めて高い。80は二次的被熱による黒色化がみられないが、外面に油じみによると考えられる痕跡が認められ、灯明皿としての使用が考えられる。

119～122は土師器の小皿である。いずれも底部の切り離し痕は回転糸切り痕である。123・124は土師器の杯である。123は口縁部であり、回転ナデ調整が施され、口縁部は若干外反する。124は底部であり、底部の切り離し痕は静止糸切り痕とみられる。125は土師器の椀の底部であり、胎土から吉備型土師器の可能性が高い。吉備型土師器椀であるならば、13世紀に比定される。

126～129は和泉型瓦器椀の口縁部である。126は口縁部内面、外面ともにヘラミガキが施され、内面には縦方向のヘラミガキも認められる。127～129は内面にヘラミガキが施され、128と129には縦方向のヘラミガキが確認できる。127の外面には明瞭な指頭圧痕がみられる。128は口縁端部が欠けている。126は和泉Ⅱ－３～Ⅲ－１期、127～129は和泉Ⅲ－１～２期頃に位置付けられる〔橋本2009〕。130は和泉型瓦器椀の底部である。見込みには暗文ヘラミガキがみられる。底部には断面形が三角形の低い輪高台が貼り付けられている。和泉Ⅲ－１～２期頃と考えられる。

131～138は土師器の鍋の口縁部である。131～137は口縁部の外反が強く、その中でも134は頸部の屈曲が強い。136は口縁端部が若干上方へつまみあげられており、137は口縁部が外方へ開いたのち、口縁部上半が下方へ湾曲する。135は口唇部が丸みを帯びるが、それ以外は口唇部に平坦な面がみられる。131～135、137には、内面に横方向の細かいハケメがみられ、131～133・137の外面には、内面よりも粗いハケメが縦方向に施されている。135には指頭圧痕が外面にみられる。138は口縁部の外反が弱く、口縁端部は丸くおさまる。体部内面の下方には横方向に粗いハケメが施され、外面には指頭圧痕がみられる。139は瓦質土器の鍋である。口縁部は受け口状を呈しており、口唇部には平坦な面がみられる。口縁部内面には横方向のハケメが施され、受け口にはナデが施されている。13世紀代の所産であるとみられる。

140は東播系須恵器こね鉢の口縁部である。口縁端部は上方へ拡張されている。時期は12世紀代のものと考えられる。141は亀山焼の壺か甕の体部片である。外面には格子目タタキが認められる。

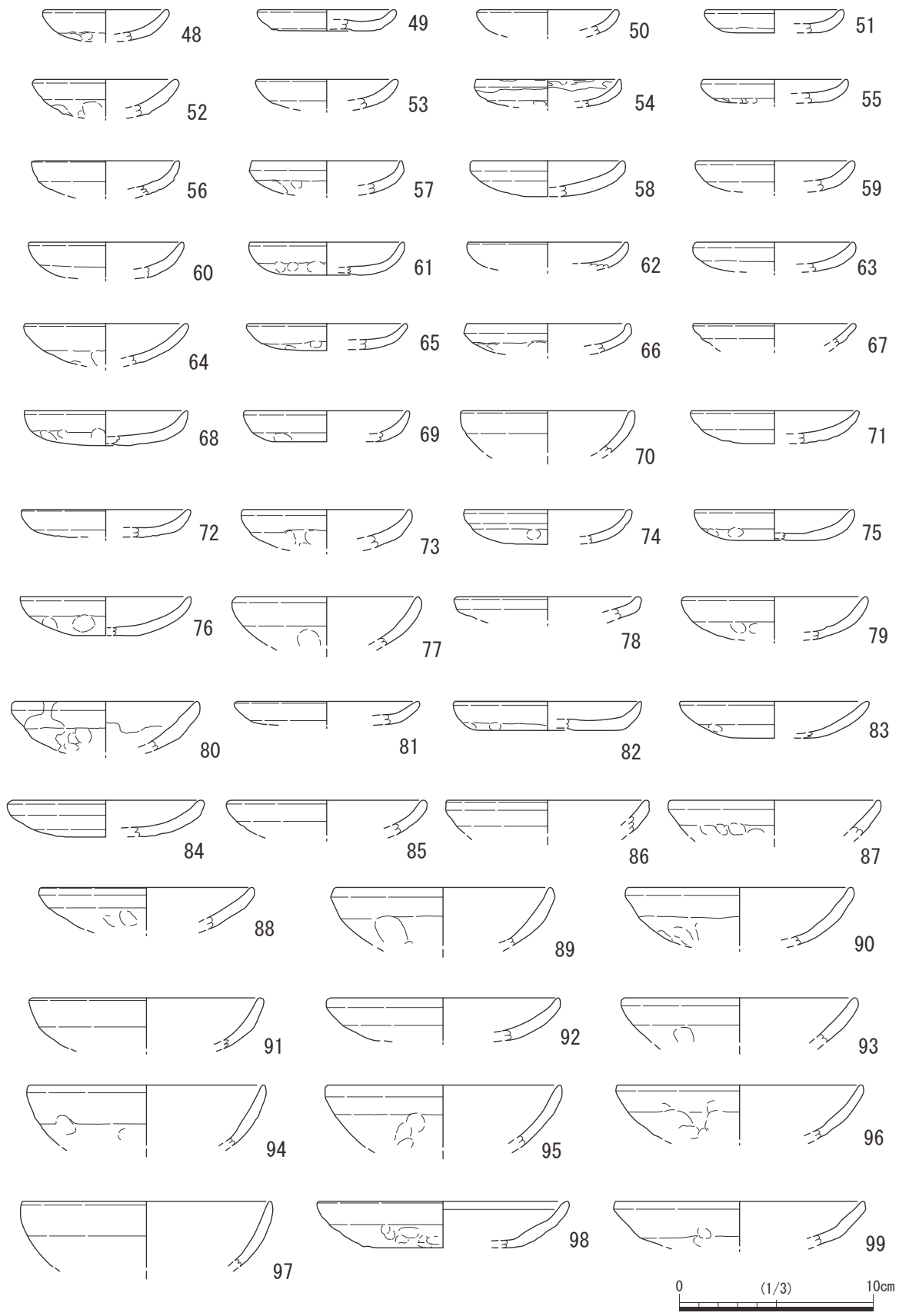

図３－37　東泉寺境内発掘調査地Ⅷ層出土遺物実測図（１）（S＝1/3）

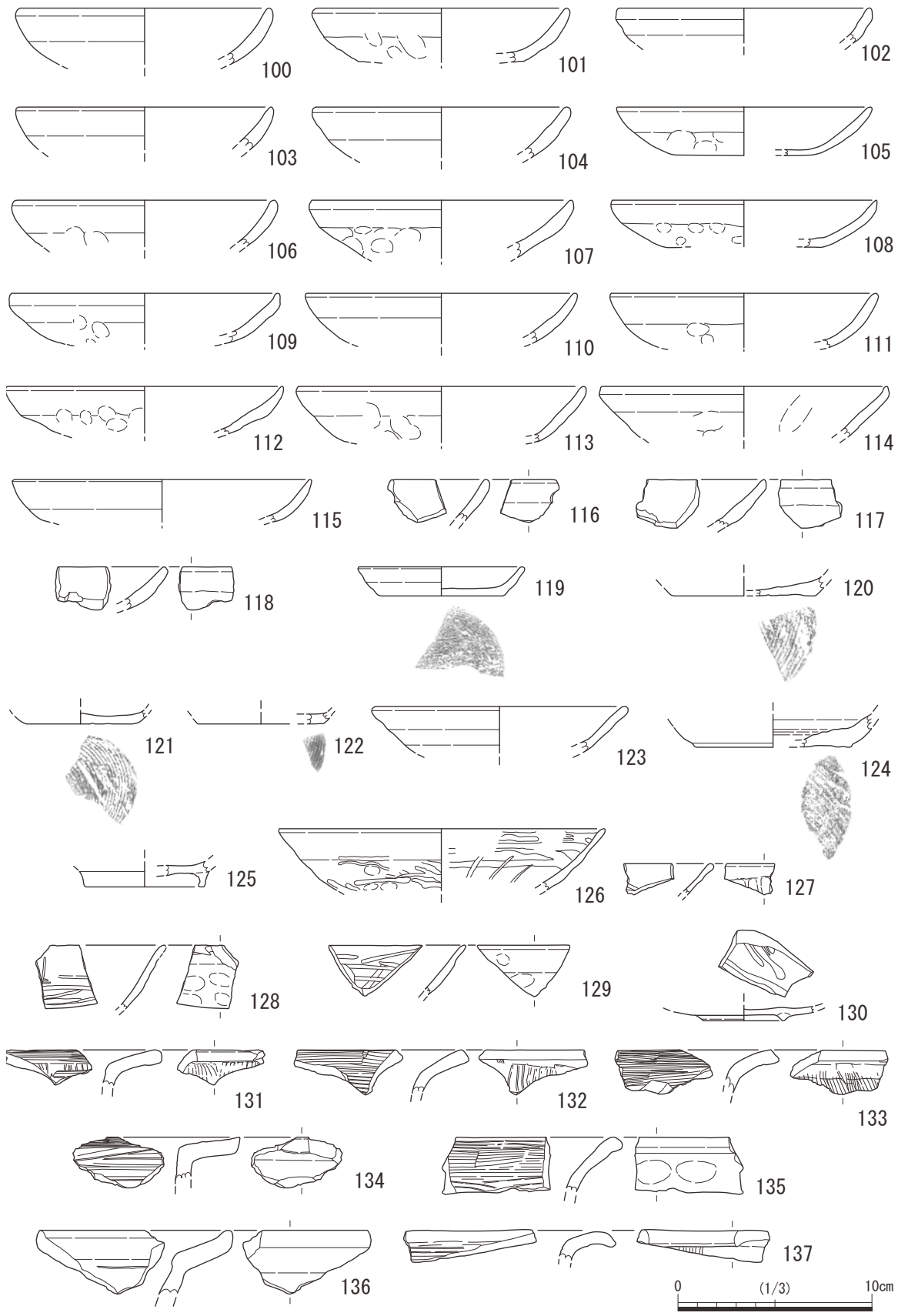

図３－38　東泉寺境内発掘調査地Ⅷ層出土遺物実測図（２）（S＝1/3）

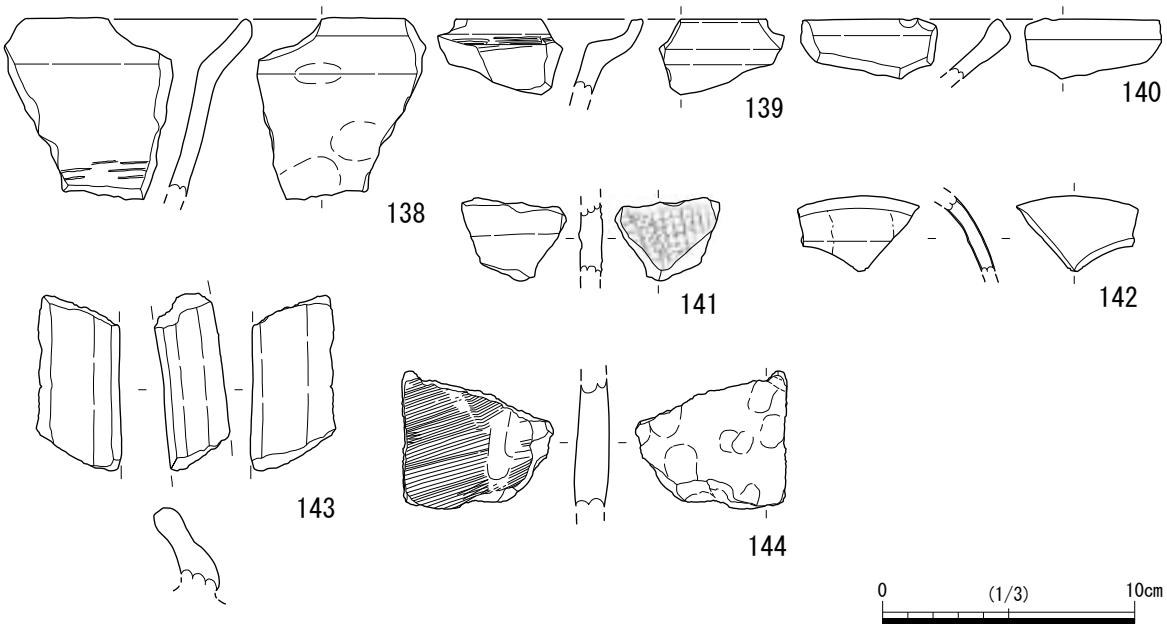

図３－39　東泉寺境内発掘調査地Ⅷ層出土遺物実測図（３）（S＝1/3）

142は白磁四耳壺の肩部である。外面は全面施釉されており、一部釉が下方へ垂れている。内面は破片中央部に釉が掛かっており、両端は露胎している。時期は12世紀後半～13世紀頃に比定される。

143・144は土製品である。143は移動式かまどの庇部である。口縁部は内側に傾き、内外面ともに強いナデが施され、口縁部上半と下半がともに肥厚している。144は移動式かまどの体部である。内面には横方向に細かいハケメが施され、一部縦方向のナデによりハケメが消されている。外面には指頭圧痕とナデが認められる。

Ⅸ層出土遺物（図３－40）

145～148は土師器の小皿である。底部外面の切り離し痕は、145が回転ヘラ切り痕であり、147・148は回転糸切り痕である。146の底部の切り離し痕は不明である。

149・150は和泉型瓦器椀の口縁部である。口縁部内面にはヘラミガキがみられ、下半には縦方向のヘラミガキが確認できる。一方、外面にはヘラミガキが認められず、149には指頭圧痕がみられる。和泉Ⅱ－３～Ⅲ－１期に位置付けられる〔橋本2009〕。151は和泉型瓦器椀の底部であり、見込みにはヘラミガキが施され、平行線暗文と想定される。底部には輪高台が貼り付けられており、あまり形骸化は認められない。時期は和泉Ⅱ－３～Ⅲ－１期に位置付けられる。

152は常滑焼の体部であり、胎土が粗い。内面にはナデと指頭圧痕が認められ、凹凸がみられる。外面には自然釉がかかり、体部片上半にはタタキによるスタンプの押印文が施されている。

（青木聡志）

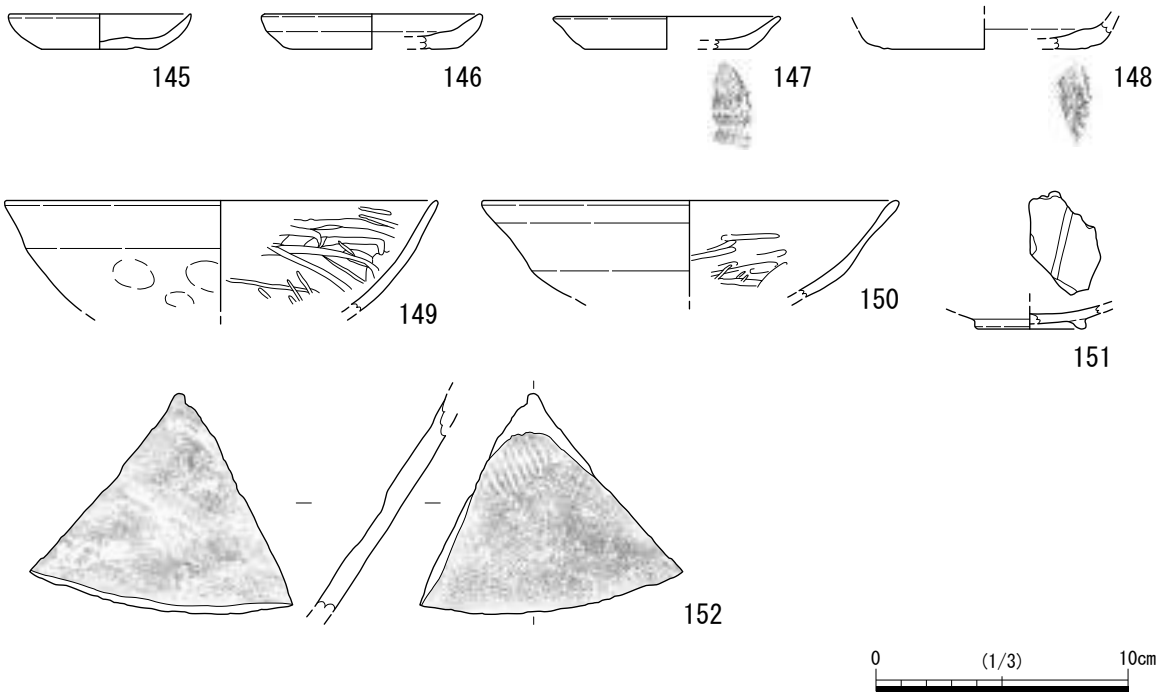

図３－40　東泉寺境内発掘調査地Ⅸ層出土遺物実測図（S＝1/3）

瓦（図３－41）

153は丸瓦である。Ⅲ層（11層）より出土した。凸面にはミガキが施され、凹面はコビキＢ痕を消すように施された横方向のナデ調整が認められる。側縁には二段の面取りが施されている。燻し瓦であり、色調は灰色で、断口は灰黄色を呈する。胎土に砂粒を多く含んでいる。厚みは1.7cmを測る。

154は平瓦である。９ＳＫの底面より出土した。凹面は細かい線状痕が観察でき、丁寧にナデが施され面となっている。凸面は、表面が剥落しているため、砂粒の付着が目立つ。凹凸面とも灰白色を呈しており、胎土に砂粒を多く含んでいる。焼成が堅緻である。厚みは1.6cmを測る。

なお、東泉寺には薬師堂の建築年代（文明12年）を示す箆書銘のある平瓦が保存されている（写真３-185）。

（曽根大地）

鉄器（図３－42）

鉄器が７点出土し、完形の折れ釘１点、折れ釘の頭部片１点、足部の破片５点である。155は完形の折れ釘であり、全長2.5cm、最大幅8.0mm、厚さ4.0mmである。頭部の長さは8.0mmであり、折れは２mm程度と短い。頭部から端部にかけて直線的に幅を狭め、薄くなっている。156は155と同形態の折れ釘であり、頭部を欠いており、現存長3.2cm、最大幅8.0mm、厚さ5.0mmである。157は155、156に比べて大型の折れ釘頭部片であり、現存長2.8cm、最大幅1.2cm、厚さ9.0mmを測る。

頭部の長さは1.2cmであり、折れ部の先端は欠損している。158～161は足部の破片である。158は現存長2.8cm、幅7.0mmであり、端部が湾曲するものと思われる。159は足部の途中で屈曲しており、先端部を残している。現存長2.6cm、幅5.0mmを測る。160、161は158、159よりも大型の釘の破片であり、それぞれ現存長が4.6cm、4.2cm、最大幅8.5mm、1.3cmを測る。

155、159はⅡ層（５層）、156～158はⅤ層（26層）、160は２ＳＫ、161はⅢ層（11層）から出土した。

（村上恭通）

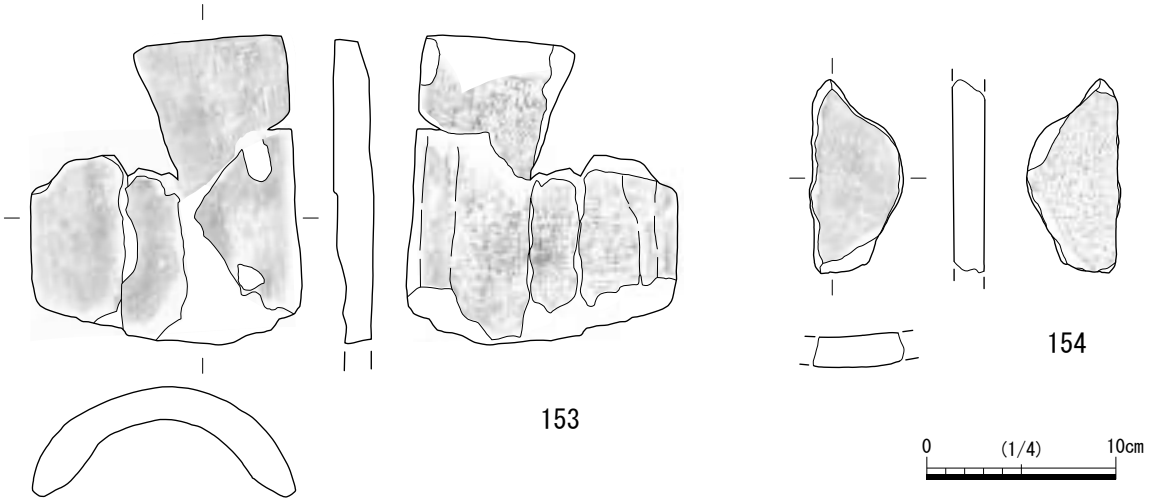

図３－41　東泉寺境内発掘調査地出土瓦実測図（S＝1/4）

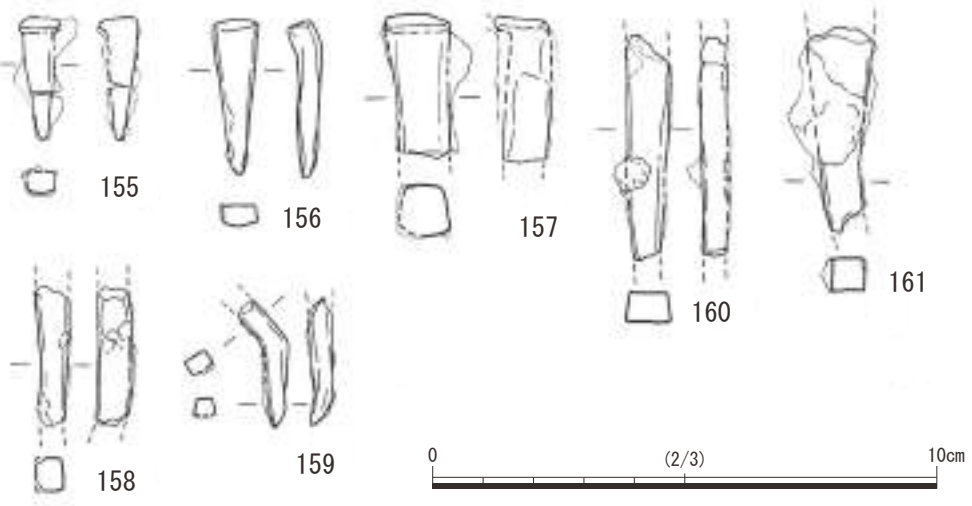

図３－42　東泉寺境内発掘調査地出土鉄器実測図（S＝2/3）

（２）願成寺境内発掘調査地

①遺跡の位置と調査経過（図３－43）

願成寺は、弓削島の北西部の上弓削地区に所在する真言宗醍醐派の寺院である。境内は上弓削集落の東の高台に位置し、眼下には弓削瀬戸が広がり、その奥には広島県尾道市の因島がある。上弓削集落は、立石山と古法皇山から派生した尾根の間に形成された集落であり、現在の弓削島では下弓削集落の次に大きな集落である。昭和40年代に公営住宅が設置されるまでは集落の南の大櫛田に弓削島最大の田地を有していた。

願成寺の初見は応長元年の相分帳であり、寺院名も今日まで変わることがなかった（第４章第４節参照）。願成寺は、現在弓削島にある唯一の真言宗寺院である。庄園時代の上弓削地区は大串方と呼ばれ、14世紀初頭に行われた下地中分では地頭分とされた。願成寺は、大串方の中心寺院であった。また、大乗坊、長楽寺、長寛寺の名が近隣の地名に残り、願成寺の末寺であったと考えられている〔弓削町役場1986〕。

江戸時代の元禄期から宝永期にかけての時代に発生したとされる上弓削の大火によって、願成寺も焼失したが、庄屋の田頭浄貞の努力によって再建された。田頭浄貞は久司浦生まれであったが、大火後に上弓削に移り住み、その復興に努めた。田頭浄貞は、とみ山の麓を崩して浄貞新開を造ったことでも知られている。さらに、上弓削港を新しく造り、その港の近くに築いた庄屋屋敷は参勤交代の際の今治藩の本陣となり、現在もその名残が見られる。

発掘調査は、願成寺本堂・庫裏の西の境内地内で実施した。令和元年７月25日に指導委員会の村上恭通副委員長とともに地中レーダー探査を行った。その結果を基に、同年10月25日に本堂・庫裏と鐘楼の間に東西方向に２ｍ、南北方向に１ｍの幅のトレンチを設定し、同日に掘削作業を開始した。表土を掘削中にトレンチの東側で水道管を確認したため、範囲を狭くして掘削作業と測量・図面作成作業を進めた。11月８日にトレンチの埋め戻し作業、11月11日に器材の撤収作業を行い、現地での作業を終了した。

（有馬啓介）

図３－43　願成寺境内発掘調査地トレンチ位置図（S＝1/500）

②調査の成果（図３－44～46）

調査では、トレンチの南西端の座標値をＸ座標でＸ＝141,409.000、Ｙ座標でＹ＝－26,440.000とし、南東端の座標値をＸ座標でＸ＝141,409.000、Ｙ座標でＹ＝－26,438.000とした。トレンチは、この両端を結んだ軸を基準として、北側に１ｍの幅をもつ調査範囲とした。トレンチは南北１ｍ、東西２ｍの長方形である。

１層は黄褐色細粒砂～粗粒砂層であり、上面には芝が張られている。１層の掘削後に、ピット状の遺構（１ＳＰ）が検出されたことから、その検出面を第１面とした。第１面の東側では水道管が埋設されていたため、１層掘削後はトレンチの西側（東西幅1.2ｍの範囲）でのみ掘削作業を継続した。２層は、にぶい黄色細粒砂～極粗粒砂が斑入するオリーブ褐色細粒砂～極粗粒砂層であり、炭化物を少量含む。２層掘削後に、２ＳＫおよび３ＳＫが検出されたことから、その検出面を第２面とした。遺構の一部がトレンチの外にあるため、これらの全容は分からないが、いずれも平面が円形の土坑である。２ＳＫの長軸長は70cmを超え、３ＳＫの長軸長は60cmを超える。２ＳＫの下部では、根が西から東に伸びている。２ＳＫからは土師器の小皿が出土している。５～７層は撹乱層であり、トレンチの西端に見られる。２層の下には８層が堆積しており、西へ向かって厚さを増しながら堆積している。８層は浅黄色粗粒砂～極粗粒砂が斑入するにぶい黄色中粒砂～極粗粒砂層であり、その層からは土師器の杯が出土している。北壁と西壁では８層の下に、にぶい黄褐色細粒砂～極粗粒砂層（９層）が見られる。

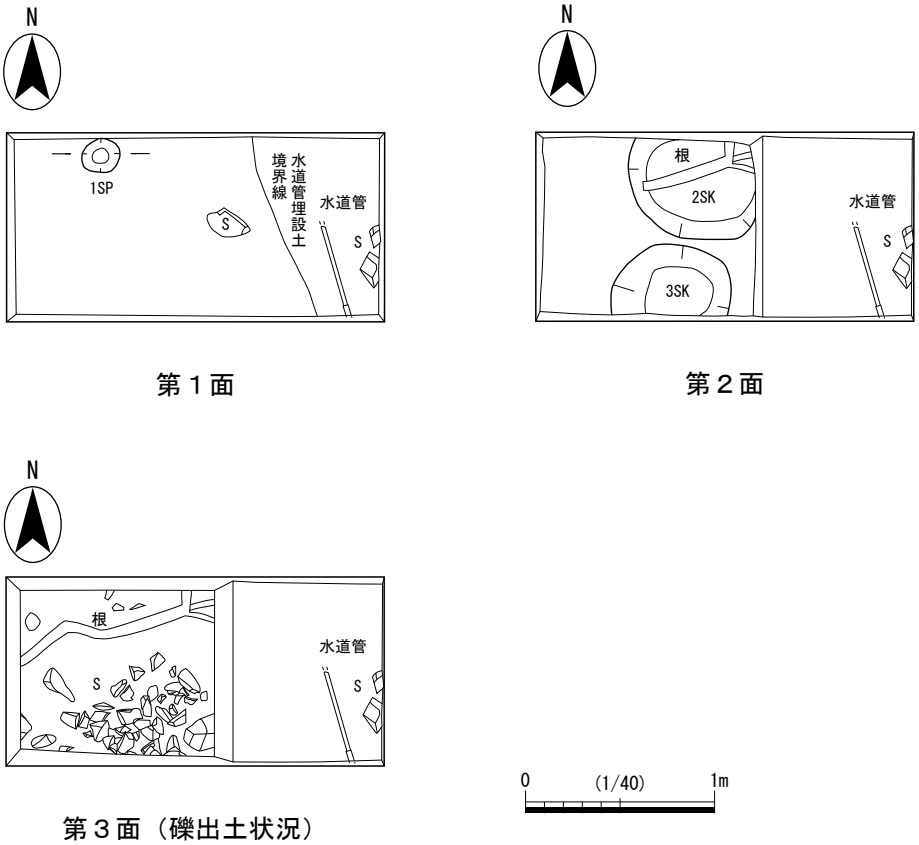

図３－44　願成寺発掘調査地トレンチ第１～３面平面図（S＝1/40）

８層および９層の下には、角礫を多く含む10層を確認することができる。10層検出面を第３面とした。10層は明黄褐色細粒砂～中粒砂が斑入する黄褐色中粒砂～極粗粒砂層であり、径100～200mm程度の角礫を多く含む。本層は南壁では約30～40cmの厚さで堆積しているが、北壁では一部に10層を確認できる状況である。本層は、南西に向かって低く堆積している。10層の下には、西に向かって低く傾斜した11層および12層を確認できる。11層は径100～150mm程度の円礫を含む褐色中粒砂～粗粒砂層であり、12層は径50～80mm程度の円礫を少量含む暗灰黄色細粒砂～中粒砂層

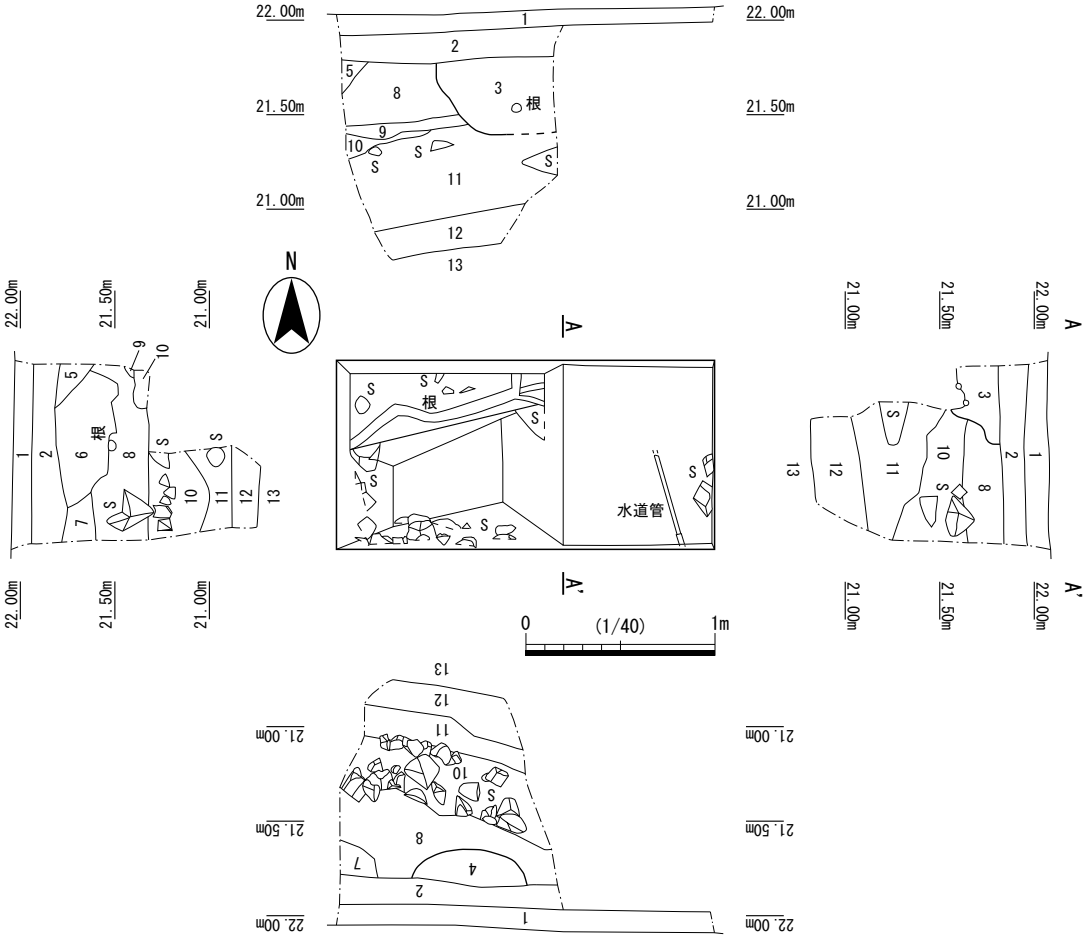

1　黄褐色（2.5Y5/4）細粒砂～粗粒砂。非常にしまりあり。上面に芝あり。表土。
2　オリーブ褐色（2.5Y4/4）細粒砂～極粗粒砂。にぶい黄色（2.5Y6/4）細粒砂～極粗粒砂が斑入する。炭化物を少量含む。
非常にしまりあり。
3　黄褐色（2.5Y5/4）中粒砂～極粗粒砂。径 30 ～ 80㎜ 程度の角礫を含む。炭化物を少量含む。しまりあり。２SK。
4　黄褐色（2.5Y5/4）中粒砂～極粗粒砂。にぶい黄橙色（10YR6/4）細粒砂～粗粒砂が斑入する。
焼土を少量含む。しまりあり。３SK。
5　にぶい黄色（2.5Y6/4）中粒砂～極粗粒砂。径 20 ～ 30㎜ 程度の角礫を少量含む。しまりあり。撹乱。
6　オリーブ褐色（2.5Y4/4）細粒砂～粗粒砂。径 10 ～ 20㎜ 程度の角礫を含む。炭化物を少量含む。しまりあり。撹乱。
7　黄褐色（2.5Y5/4）中粒砂～粗粒砂。灰黄褐色（10YR5/2）細粒砂が斑入する。径 20 ～ 30㎜ 程度の角礫を含む。しまりあり。撹乱。
8　にぶい黄色（2.5Y6/4）中粒砂～極粗粒砂。浅黄色（2.5Y7/4）粗粒砂～極粗粒砂が斑入する。しまりなし。
9　にぶい黄褐色（10YR5/4）細粒砂～極粗粒砂。しまりあり。
10　黄褐色（2.5Y5/4）中粒砂～極粗粒砂。明黄褐色（10YR6/6）細粒砂～中粒砂が斑入する。径 100 ～ 200㎜ 程度の角礫を多く含む。しまりあり。
11　褐色（10YR4/4）中粒砂～粗粒砂。径 100 ～ 150㎜ 程度の円礫を含む。しまりあり。
12　暗灰黄色（2.5Y4/2）細粒砂～中粒砂。径 50 ～ 80㎜ 程度の円礫を少量含む。しまりあり。
13　黄褐色（2.5Y5/3）細粒砂～中粒砂。径 100 ～ 200㎜ 程度の角礫を含む。しまりあり。地山。

図３－45　願成寺境内発掘調査地トレンチ第４面平面図・土層断面図（S＝1/40）

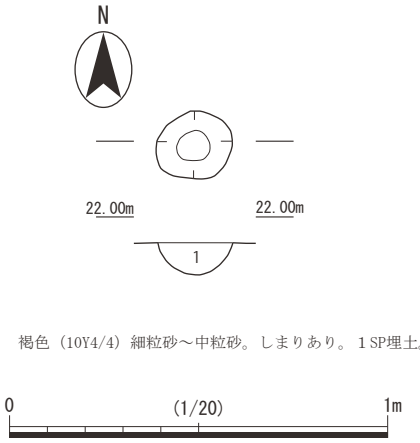

図３－46　願成寺境内発掘調査地１SP平面図・断面図（S＝1/20）

である。11層および12層からは丸瓦や平瓦が出土しているが、瓦当のあるものは見られない。これらの中にはコビキＡ痕が見られる中世瓦も含まれる。

12層からは土師器の杯の底部が出土している。そのうち１点は高台の形状が柱状を呈しており、底部外面には回転ヘラ切り痕が見られる。また、12層では炭化材が採取されており、これについて加速器質量分析法（AMS法）による放射性炭素年代測定を行った。その結果、12層の炭化材で13世紀末から14世紀末の年代値を得た（本章第６節参照）。12層の下の13層は地山であり、径100～200mm程度の角礫を含む黄褐色細粒砂～中粒砂層である。13層の検出面を第４面とした。10～12層は、願成寺境内における造成土層と考えられる。

（有馬啓介）

③出土遺物

土師器（図３－47）

１は土師器の小皿である。底部外面の切り離し痕は回転糸切り痕である。２ＳＫから出土した。２は土師器の杯である。底部外面の切り離し痕は不明である。８層から出土した。３は土師器の杯の底部である。底部外面の切り離し痕は不明である。４は土師器の杯か皿の底部である。高台の形状が柱状を呈している。見込みの中央部は凹み、底部内面は摩耗している。高台は端部が若干外へ張り出しており、底部の切り離しは回転ヘラ切りである。３・４は12層から出土した。

（青木聡志）

瓦（図３－48・49）

平瓦は10点出土し、５～10が11層、13～16が12層から出土した。

５は凸面には横方向のケズリを残し、頭部周辺ではその上に縦方向のハケメ調整が施されている。凹面にはコビキＡ痕を残し、丁寧なナデ調整によりその痕跡が浅くなっている。色調は凹面お

よび断口が黄灰色、凸面が灰黄色である。0.5～1.2cm程度の礫と細かい砂粒を含み、焼成は堅緻である。幅19.8cm、厚み1.9cmを測る。６の凸面は表面が剝落しているため調整は不明である。凹面および側縁はナデ調整が施されている。色調は燻しにより凸面が灰黄色、凹面が灰色を呈する。細かい砂粒が多量に含まれる。厚みは1.6cmを測る。７は凹凸面ともにミガキ調整が施されている。両面ともにコビキＡ痕が観察でき、凸面は丁寧にナデ調整されているため、その痕跡が半ば朦朧としている。側縁は丁寧にナデ調整がされて面をなしている。色調は凹凸面と断口ともに灰色を呈し、堅緻な焼成である。胎土に0.5cm程度の礫と砂粒を少量含む。厚みは1.2cmを測る。８は凹凸面ともに横方向のミガキ調整が施されている。凹面にはコビキＢの痕跡が観察できるが、ナデ調整によりその痕跡は朦朧としている。側縁はナデ調整により明瞭な面をなしている。色調は灰色を呈し、0.3～0.8cm大の礫を多く含む。厚みは1.7cmを測る。９は凹凸面ともに横位のミガキ調整が施されている。凹面にはコビキＢ痕が観察できる。色調は凸面が灰白色、凹面および断口が灰色を呈する。砂粒を多く含み、厚さは2.1cmを測る。10は凹凸面ともにナデが施されている。色調は凹凸面ともに黄灰色、断口が褐灰色を呈する。細かい砂粒をわずかに含む。厚さは2.4cmを測る。13は凸面が縦方向のミガキを残し、凹面はナデによる調整が施される。色調は、凸面および断口が明黄褐色、凹面がにぶい黄色を呈する。細かい砂粒がわずかに含まれる。厚みは2.0cmを測る。14は凸面が縦方向のミガキ、凹面が横方向のミガキを残す。側縁面は平坦となっており、ナデ調整が認められる。色調は凹凸面と断口ともに灰色を呈し、胎土にわずかに砂粒を含む。厚みは1.2cmを測る。15は凹凸面ともに縦方向のナデ調整が施される。側縁は丁寧なナデ調整が施される。色調は全体的に灰色を呈し、細かい砂粒を多く含む。焼成は堅緻である。厚みは1.8cmを測る。16は両面ともにナデによる調整が施されており、凹面で観察できるコビキＡ痕は調整により朦朧としている。色調は全体的に灰色を呈し、砂粒を多く含む。厚みは1.4cmを測る。

丸瓦は２点（11・12）出土しており、いずれも12層から出土している。

11は丸瓦の玉縁片であり、色調は全体的ににぶい黄橙色を呈する。細かい砂粒が多く含まれる。焼きが甘い。厚みは2.5cmを測る。12は凸面に縦方向のミガキが施されており、凹面はナデにより調整され、一部布目痕が観察できる。側縁は丁寧にナデ調整され、２段の面取りが認められる。色調は灰色であり、胎土には細かい砂粒をわずかに含む。厚みは1.1cmを測る。

（曽根大地）

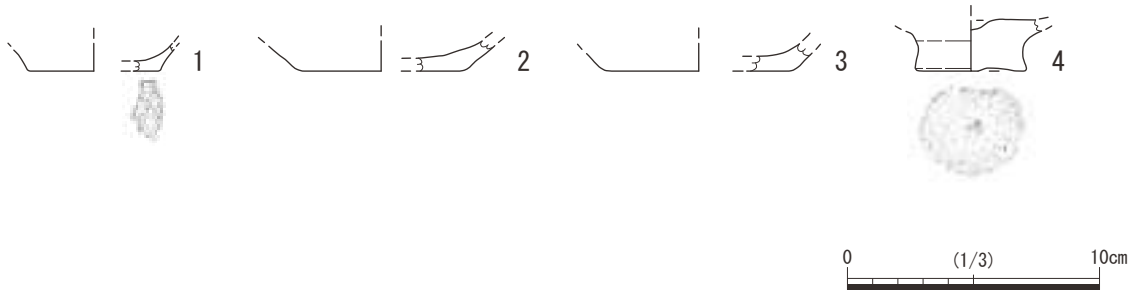

図３－47　願成寺境内発掘調査地出土土器実測図（S＝1/3）

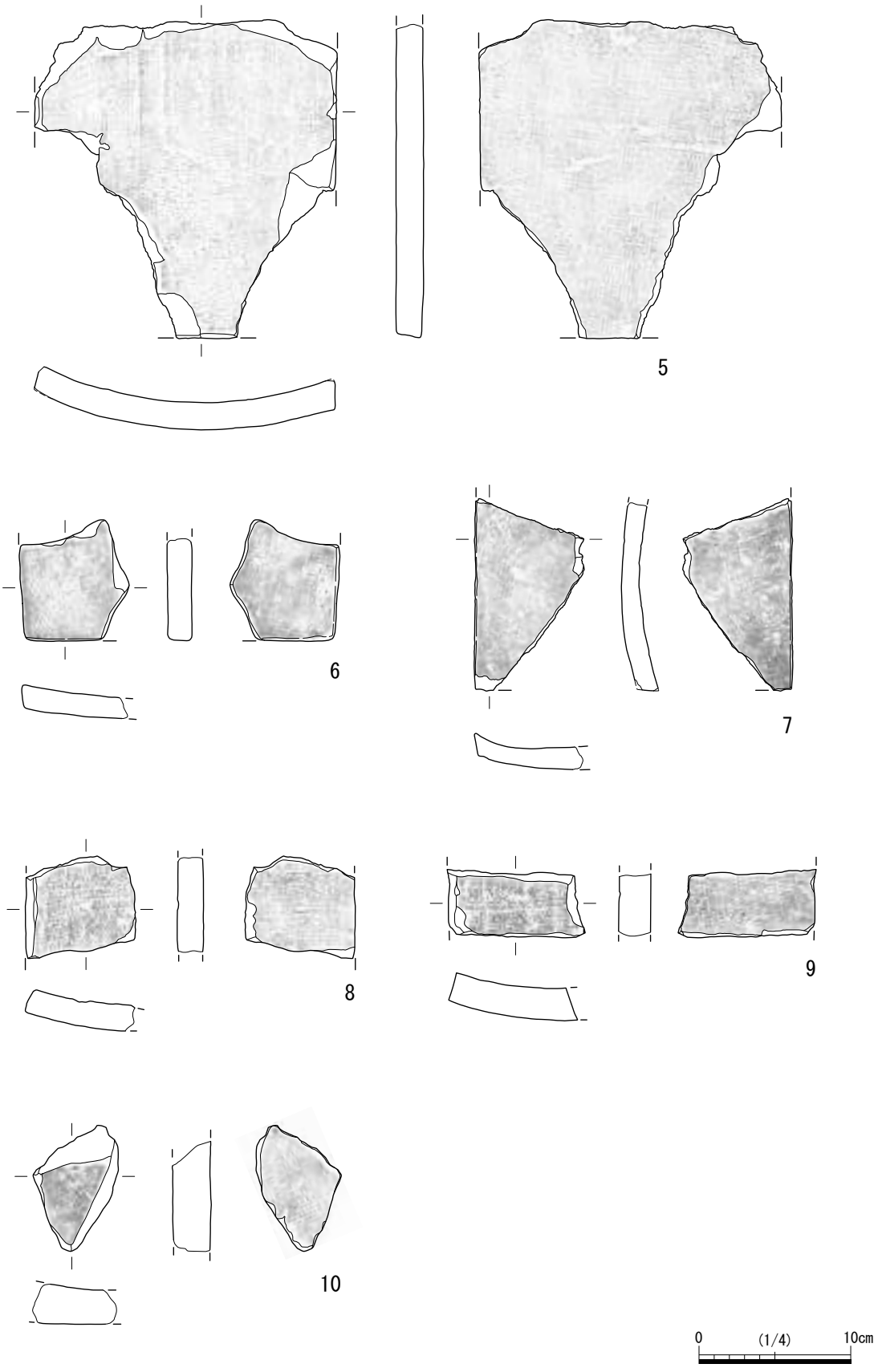

図３－48　願成寺境内発掘調査地出土瓦実測図（１）（S＝1/4）

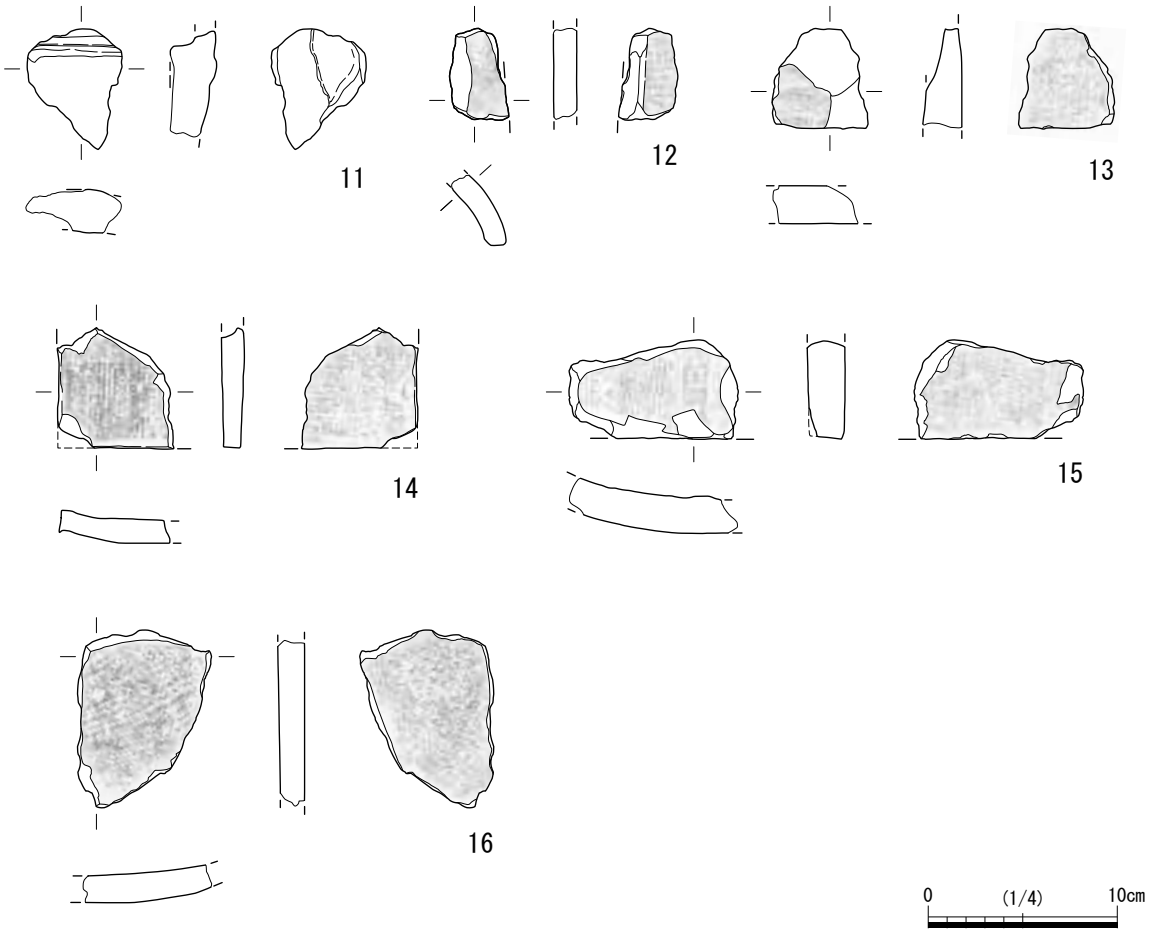

図３－49　願成寺境内発掘調査地出土瓦実測図（２）（S＝1/4）

（３）定光寺境内発掘調査地

①遺跡の位置と調査経過（図３－50）

定光寺は、弓削島の南西部の土生地区に所在する臨済宗東福寺派の寺院である。境内は土生集落の東の高台に位置し、その北東には国立弓削商船高等専門学校の校地、さらに奥には法王ヶ原の松林が広がる。法王ヶ原には弓削神社が鎮座している。定光寺の西には弓削瀬戸を隔てて佐島がある。定光寺境内の南には、愛媛県指定天然記念物の聖松と呼ばれる名木があったが、松くい虫の被害を受けて昭和53年に伐採された。その幹の一部は弓削総合庁舎の玄関近くに展示され、跡地は聖松公園となっている。

昭和52年に国の重要文化財に指定された定光寺境内にある観音堂では、昭和55年の解体修理の際、屋根野地板に「寛正四年八月三日」の墨書が確認された。さらに、室町時代中期の建築様式であることから、観音堂は寛正４年（1463）の建立と推定されている（第８章参照）。その年に東寺の雑掌が備後国因島庄とともに弓削島庄の回復を幕府に訴えていることが「東寺百合文書」に記されている（む函53）。これを最後に弓削島庄は、史料上から姿を消す。観音堂が建立されて間もな

図３－50　定光寺境内発掘調査地トレンチ位置図（S＝1/500）

く、弓削島庄も解体したと考えられている。東寺関係文書に定光寺についての記録はないが、境内に庄園時代末期の建造物が遺るというその重要性を鑑みて、発掘調査を実施することとした。

発掘調査は、定光寺本堂および観音堂周辺で実施した。令和元年８月22日に指導委員会の村上恭通副委員長とともに山門を入って左側の境内地内で地中レーダー探査を行った。その結果を基に、同年11月11日に観音堂の西（本堂の南）に２本のトレンチ（１トレンチ：２×１m、２トレンチ：２m×1.5m）を設定し、同日に掘削作業を開始した。観音堂の西での調査では、２本のトレンチを観音堂の建物の軸と平行になるように設定した。すなわち、観音堂の前には山門から本堂に向かう石畳があり、その石畳の東側の縁をトレンチ設定の基準とした。また、久司山（標高142.2m）から北に延びる尾根の末端に位置する定光寺境内地の造成状況を確認するために、観音堂の東の傾斜変換点付近に東西方向に2.5m、南北方向に0.5mの幅の３トレンチを設定し、11月14日から掘削作業を開始した。１・２トレンチと同様に観音堂の軸と平行となるように３トレンチを設定した。その後、掘削作業と測量・図面作成作業を進め、11月18日にトレンチの埋め戻し作業を行い、翌19日に現地での作業を終了した。

（有馬啓介）

②調査の成果

１トレンチ（図３－51）

調査では、１トレンチを軸が観音堂の前の石畳と平行するように設定し、トレンチ南東端を石畳の東側の縁から西へ３mの距離にある箇所とした。トレンチは南北２m、東西１mの長方形である。トレンチの長軸は、真北から16.03度ほど東にずれている。

１層は、径２～４mm程度の細礫を非常に多く含むオリーブ褐色粗粒砂～極粗粒砂層である。この層は境内の整地土層であり、トレンチ南端のみに見られる。２層は表土であり、明黄褐色中粒砂～極粗粒砂層の表面を暗灰黄色細粒砂～中粒砂が覆っている。２層からは陶磁器や丸瓦などが出土している。

定光寺は花崗岩からなる丘陵上に位置し、参道には花崗岩の岩盤が露出している。３～５層は、その花崗岩の岩盤の窪みにある堆積土層または整地土層である。３層は極粗粒砂を多く含み、下部に径30mm程度の円礫を少量含む暗灰黄色細粒砂～粗粒砂層である。４層は黄褐色シルト層であり、西壁にのみ見られる。５層は径２～４mm程度の細礫を多く含む黒褐色粗粒砂～極粗粒砂層であり、北壁と東壁に見られる。７層の花崗岩の岩盤の上には、花崗岩の風化層である６層が堆積している。６層は、径２～８mm程度の細・中礫を非常に多く含む明黄褐色粗粒砂層である。花崗岩の岩盤に見られる窪みは、風化によるものと思われる。

２トレンチ（図３－52～54）

調査では、２トレンチを１トレンチと同様に軸が観音堂の前の石畳と平行するように設定し、トレンチ南東端を石畳の東側の縁から西へ7.5mの距離にある箇所とした。トレンチは南北２m、東西1.5mの長方形である。トレンチの長軸は、真北から16.03度ほど東にずれている。

１層は表土であり、明黄褐色中粒砂～極粗粒砂層の表面を暗灰黄色細粒砂～中粒砂が覆っている。１層の掘削後に、ピット状の遺構（１ＳＰ）が検出されたことから、その検出面を第１面とした。１ＳＰの２層からは15世紀後半から16世紀初頭頃に位置付けられる瓦質土器の鍋が出土した。１層（表土層）の下に見られる２層は、径２～４mm程度の細礫を非常に多く含む暗灰黄色中粒砂～極粗粒砂層であり、根を非常に多く含んでいる。２層は、西へ向かって厚さを増しながら堆積している。

２層の下に堆積する３層は、にぶい黄色中粒砂～極粗粒砂層であり、南壁および西壁で見られる。同じく２層の下に堆積する４層は、明黄褐色極細粒砂～中粒砂層であり、北壁および西壁で見られる。５層はトレンチの西側に位置する２ＳＰの埋土であり、にぶい黄褐色細粒砂～極粗粒砂層である。２ＳＰは、長軸長約42cm、短軸長約40cm、遺構検出面からの深さ約10cmであり、断面形はＵ字形である。２ＳＰは８層である花崗岩の岩盤を掘削して形成された柱穴跡であると考えられる。

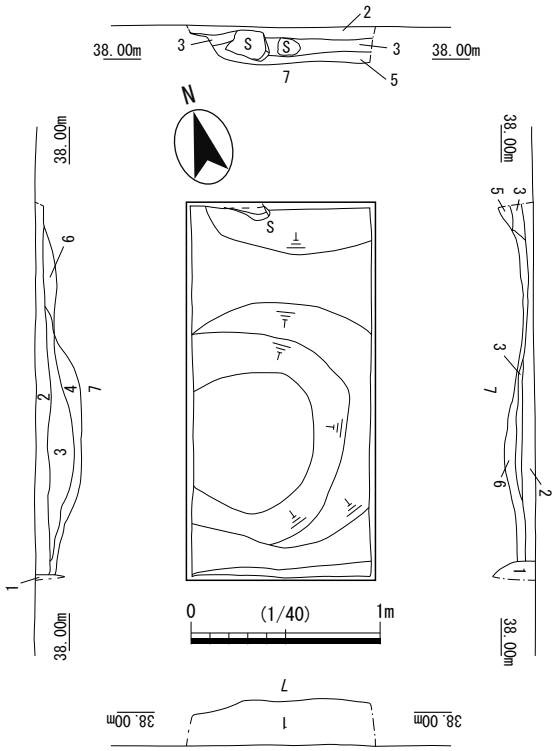

1　オリーブ褐色（2.5Y4/3）粗粒砂～極粗粒砂。径２～４㎜程度の細礫を非常に多く含む。しまりなし。
2　明黄褐色（10YR6/6）中粒砂～極粗粒砂。表面に暗灰黄色（2.5Y4/2）細粒砂～中粒砂が堆積する。しまりあり。表土。
3　暗灰黄色（2.5Y4/2）細粒砂～粗粒砂。極粗粒砂を多く含む。下部に径30㎜程度の円礫を少量含む。
　北壁に大・巨礫を含む。細根を多く含む。しまりあり。
4　黄褐色（2.5Y5/3）シルト。しまりあり。
5　黒褐色（2.5Y3/2）粗粒砂～極粗粒砂。径２～４㎜程度の細礫を多く含む。しまりなし。
6　明黄褐色（10YR6/6）粗粒砂。径２～８㎜程度の細・中礫を非常に多く含む。しまりあり。花崗岩の風化層。
7　花崗岩の岩盤。

図３－51　定光寺境内発掘調査地１トレンチ平面図・土層断面図（S＝1/40）

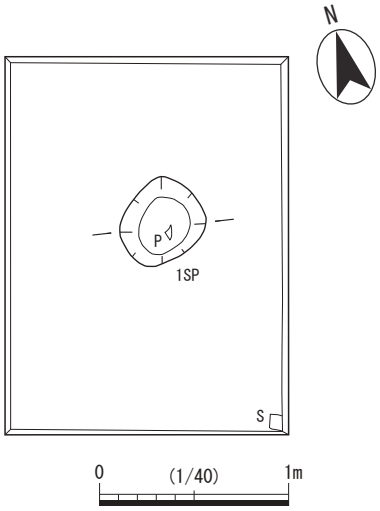

図３－52　定光寺境内発掘調査地２トレンチ第１面平面図（S＝1/40）

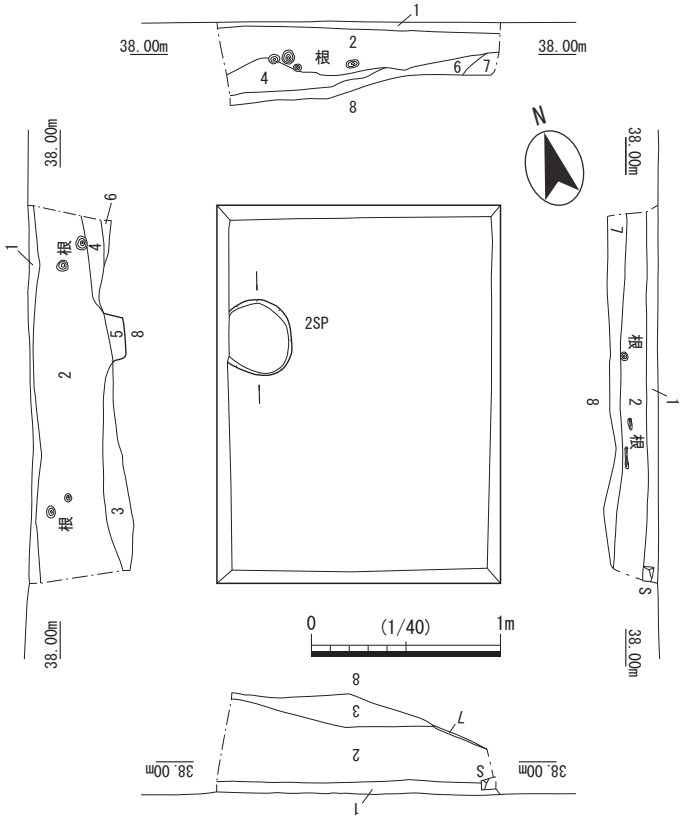

1　明黄褐色（10YR6/6）中粒砂～極粗粒砂。表面に暗灰黄色（2.5Y4/2）細粒砂～中粒砂が堆積する。しまりあり。表土。
2　暗灰黄色（2.5Y5/2）中粒砂～極粗粒砂。径２～４㎜程度の細礫を非常に多く含む。根を非常に多く含む。しまりあり。
3　にぶい黄色（2.5Y6/3）中粒砂～極粗粒砂。しまりあり。
4　明黄褐色（2.5Y7/6）極細粒砂～中粒砂。しまりあり。
5　にぶい黄褐色（10YR5/4）細粒砂～極粗粒砂。しまりあり。２SP 埋土。
6　にぶい黄橙色（10YR7/4）中粒砂～極粗粒砂。しまりあり。花崗岩の風化層。
7　明黄褐色（10YR6/6）粗粒砂。径２～８㎜程度の細・中礫を非常に多く含む。しまりあり。花崗岩の風化層。
8　花崗岩の岩盤。

図３－53　定光寺境内発掘調査地２トレンチ第２面平面図・土層断面図（S＝1/40）

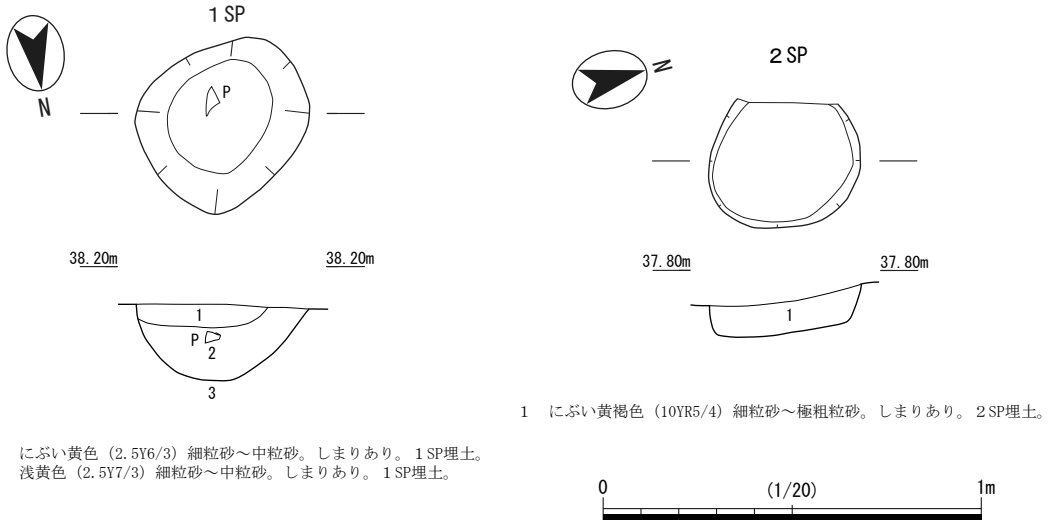

図３－54　定光寺境内発掘調査地遺構平面図・断面図（S＝1/20）

８層の花崗岩の岩盤の上には、花崗岩の風化層である６層および７層が堆積している。６層はにぶい黄橙色中粒砂～極粗粒砂層であり、北壁および西壁で確認できる。また、７層は径２～８mm程度の細・中礫を非常に多く含む明黄褐色粗粒砂層であり、北壁、東壁および南壁で確認できる。トレンチ内に見られる花崗岩の岩盤は、南西に向かって高度を下げており、付近の現況地形とも整合する。花崗岩の岩盤検出面を第２面とした。

なお、花崗岩の岩盤直上から折れ釘が出土している。

３トレンチ（図３－55）

調査では、３トレンチを軸が観音堂の前の石畳と直交するように設定し、トレンチ北西端を石畳の東側の縁から東へ10.5mの距離にある箇所とした。トレンチは南北0.5m、東西2.5mの長方形である。トレンチの長軸は、真北から73.97度ほど西にずれている。

１層は表土であり、径５mm程度の炭化物を少量含む暗灰黄色細粒砂～粗粒砂層（腐植土層）である。その下には、黄褐色中粒砂～極粗粒砂層（２層）および浅黄色細粒砂～極粗粒砂層（３層）が堆積する。いずれも径５～10mm程度の炭化物を少量含む。トレンチ南西端の標高は、現況で38.47mであり、標高37.89mで花崗岩の岩盤（４層）を確認した。トレンチ南東端の花崗岩の岩盤の検出面の高さは37.43mである。花崗岩の岩盤は現況地形と同じく東に向かって高度を下げており、付近の現況地形とも整合する。定光寺境内地の整備や削平に伴う整地土層や造成土層は確認されなかった。

なお、表土から丸瓦、３層から土師器の小皿および時期が15世紀後半から16世紀に比定される瓦質土器の内耳鍋が出土している。

（有馬啓介）

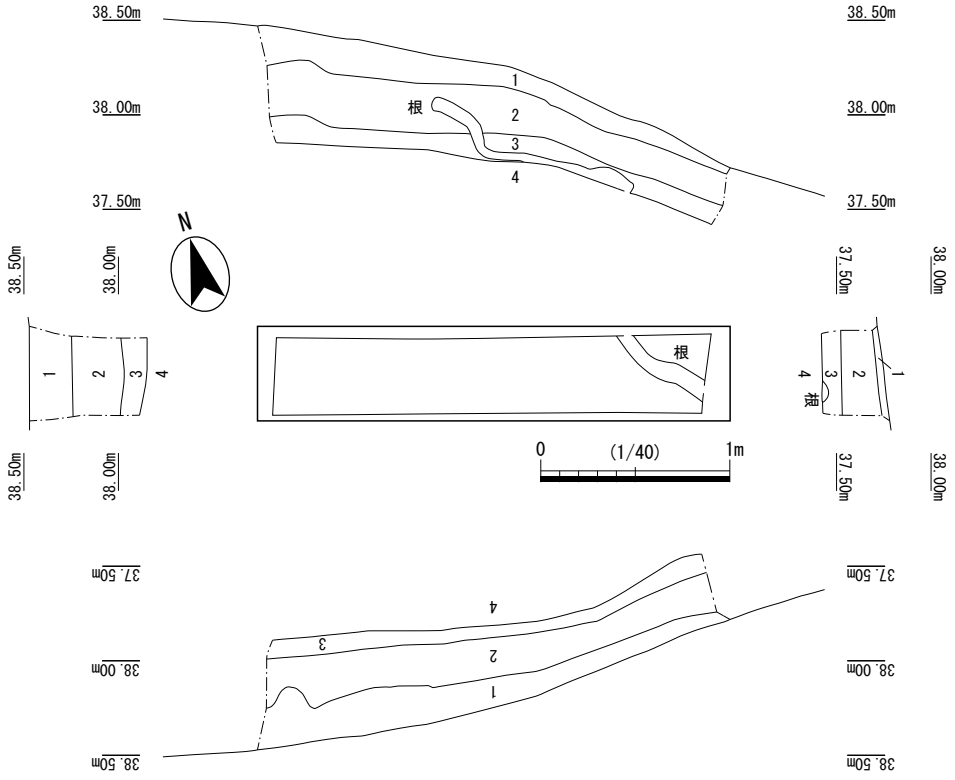

1　暗灰黄色（2.5Y4/2）細粒砂～粗粒砂。径５㎜程度の炭化物を少量含む。しまり弱い。腐植土。表土。
2　黄褐色（2.5Y5/4）中粒砂～極粗粒砂。径５～ 10㎜程度の炭化物を少量含む。しまりあり。
3　浅黄色（2.5Y7/4）細粒砂～極粗粒砂。径５～ 10㎜程度の炭化物を少量含む。しまりあり。
4　花崗岩の岩盤。

図３－55　定光寺境内発掘調査地３トレンチ平面図・土層断面図（S＝1/40）

③出土遺物

土師器・瓦質土器（図３－56）

１は瓦質土器の鍋の体部である。内面には細かいハケメが横方向に施されている。外面には内面よりも粗いハケメが施され、指頭圧痕もみられる。時期は15世紀後半～16世紀初頭頃に位置付けられる。２トレンチの１ＳＰ２層から出土した。２は土師器の小皿である。底部の切り離し痕は不明である。２トレンチの２層から出土した。

３～６は土師器の小皿である。５の底部の切り離し痕は静止糸切り痕とみられる。３・４の底部の切り離し痕は不明である。７は瓦質土器の内耳鍋の体部である。内面には、欠けているが輪状の突起が貼り付けられている。内耳部分にはナデが施され、凹凸がみられる。外面には縦方向のハケメが施され、指頭圧痕もみられる。時期は15世紀後半～16世紀に比定される。３～７は３トレンチの３層から出土した。

（青木聡志）

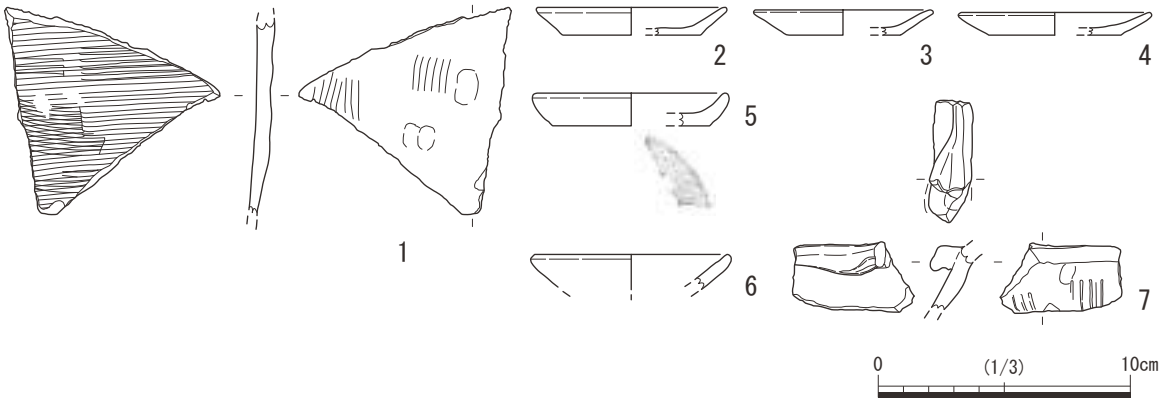

図３－56　定光寺境内発掘調査地出土土器実測図（S＝1/3）

瓦（図３－57）

８は丸瓦である。１トレンチの表土（２層）より出土した。凸面はナデ調整と見られる斜め方向の細かい線状痕を残す。凹面にはコビキＢ痕を残し、その痕跡はナナメ方向のケズリとその後のナデによってわずかに確認できる程度である。側縁面は丁寧に面取りが行われている。色調は燻しにより凸面が黒褐色および黄灰色、凹面が灰黄色を呈し、断口は黒褐色である。胎土に細かい砂粒を含み、焼きが甘い。厚みは2.5cmを測る。

（曽根大地）

鉄器（図３－58）

９は２トレンチの岩盤直上より出土した折れ釘の頭部片である。現存長2.5cm、最大幅1.5cm、頭部現存長1.2cm、厚み４mmを測る。

（村上恭通）

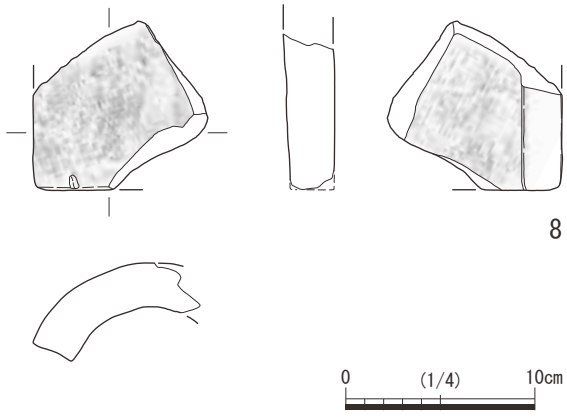

図３－57　定光寺境内発掘調査地
出土瓦実測図（S＝1/4）

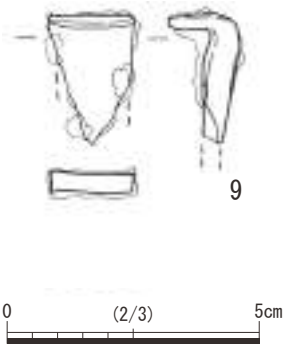

図３－58　定光寺境内発掘調査地
出土鉄器実測図（S＝2/3）

（４）弓削神社境内発掘調査地

①遺跡の位置と調査経過（図３－59・60）

弓削神社は、弓削島の南部の下弓削地区に所在する。境内は下弓削集落の南東に位置し、その東には燧灘が広がる。弓削神社境内の松林は法王ヶ原と呼ばれ、昭和28年に愛媛県の名勝に指定された。弓削神社境内の西には、国立弓削商船高等専門学校の校地が隣接する。校地の南西には深坂池があり、校地が拡張されるまでは弓削神社周辺にまとまった田地があったことを物語っている。

弓削神社の前身は、「東寺百合文書」の文治５年（1189）に行われた畠地の検注結果をまとめた作畠麦検注取帳目録（ヨ函２）に見られる「浜途明神」、応長元年の相分帳に見られる「浜戸宮」と推定されている。現在も弓削神社周辺は浜都と呼ばれている（第４章第４節参照）。その後、法皇宮、弓削宮を経て、現在の神社名となった。弓削神社は、庄内の有力神社として神祇信仰の中心的役割を果たしていたと考えられている。また、弓削神社の周辺は、弓削島で最も広い低地であり、海に面している地理的条件から中世の塩浜が存在した可能性がある。そのため、弓削神社および中世の製塩の実態を考古学的に解明するために発掘調査を実施した。

発掘調査は、弓削神社社殿の南東の境内地内で実施した。調査箇所は瀬戸内海国立公園の特別地域内であり、愛媛県指定名勝「法王ヶ原」内であるため、形状（現状）変更の許可申請を行い、許可後の平成30年11月８日に調査に着手した。東西方向に７ｍ、南北方向に２ｍの幅のトレンチを設定し、11月20日に遺物の出土および遺構の状況に注意しながら重機による掘削を行った。表土の下には円礫が厚く堆積し、トレンチ壁面が崩落する危険性があるため、重機による掘削を中止し、人力による深掘りおよび壁面掘削作業を行った。地表から約２ｍの深さまで掘削したが、遺構は確認されず、礫の堆積が続いた。測量・図面作成作業後の12月７日に重機による埋め戻し作業を行い、現地での作業を終了した。

（有馬啓介）

②調査の成果（図３－61）

弓削神社社殿の南には隣接して社務所や倉庫があり、その東側の松林内にトレンチを設定した。トレンチの南西端の座標値をＸ座標でＸ＝138,990.000、Ｙ座標でＹ＝－26,800.000とし、それを基準とした。その座標値から北方向へ２ｍの距離の点を北西端、東方向へ７ｍの距離の点を南東端とした長方形のトレンチを設定し、重機による表土掘削を行った。しかし、地表から、表土、整地土、旧表土が堆積しており、その下は円礫が厚く堆積していた。トレンチ壁面が崩落する可能性があるため、重機による掘削を中止した。そのため、調査範囲を東西方向に2.4m、南北方向に２ｍの幅のトレンチとし、それ以上の拡張は行わず、土層を記録するために人力による壁面掘削を行った。また、下層の堆積を確認するために、トレンチの中央部分の深掘り作業を行った。

地表下約30cmから50cmの深さまでは、表土、整地土、旧表土等が堆積している。13層は旧表土であり、その下の14層の下部にはガラス片が含まれていた。そのため、１層から14層までは、近現代の土層であることがわかる。15層以下は円礫を主体とした堆積が見られる。15層は、10～20mm

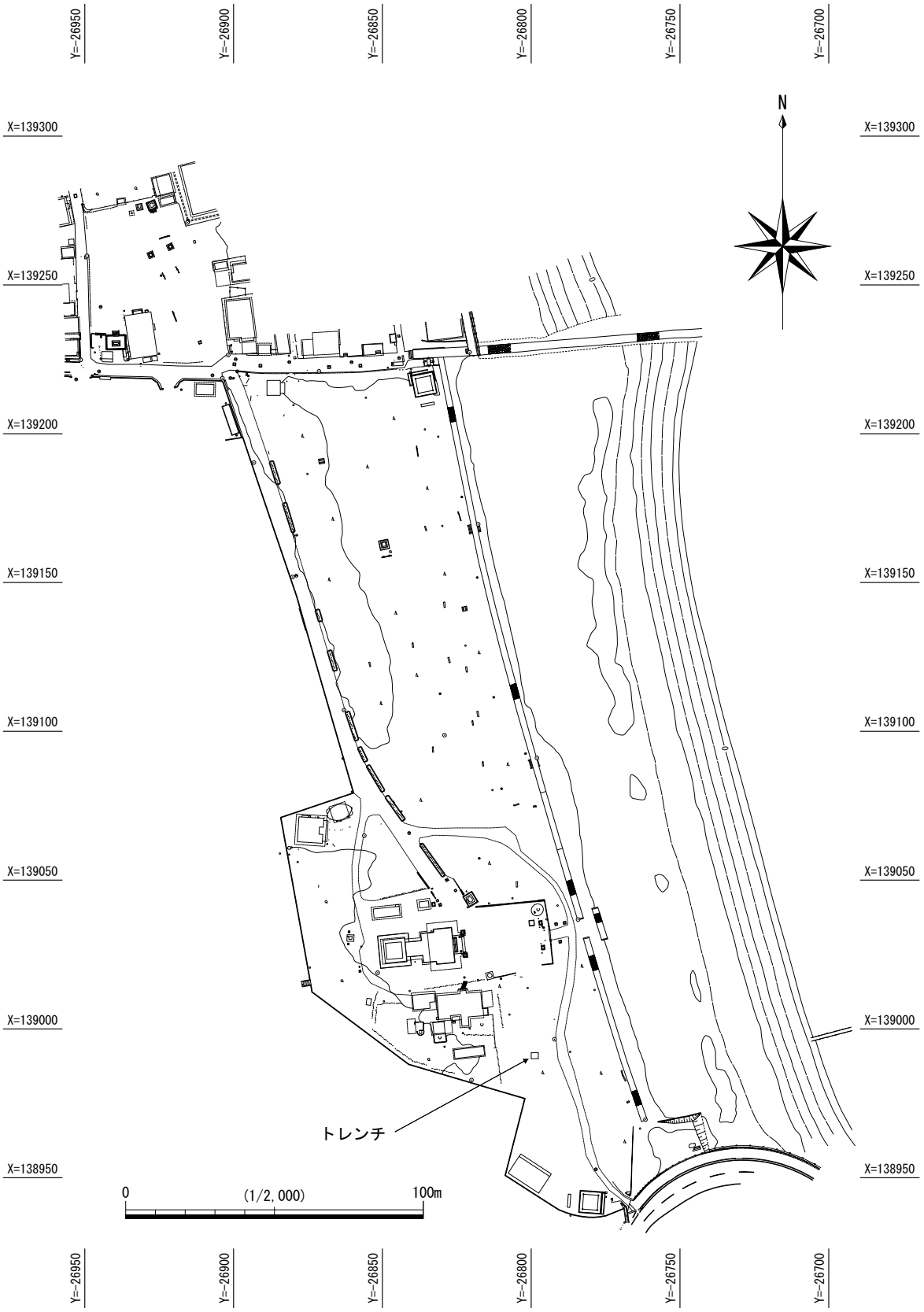

図３－59　弓削神社境内発掘調査地地形測量図（S＝1/2,000）

図３－60　弓削神社境内発掘調査地トレンチ位置図（S＝1/500）

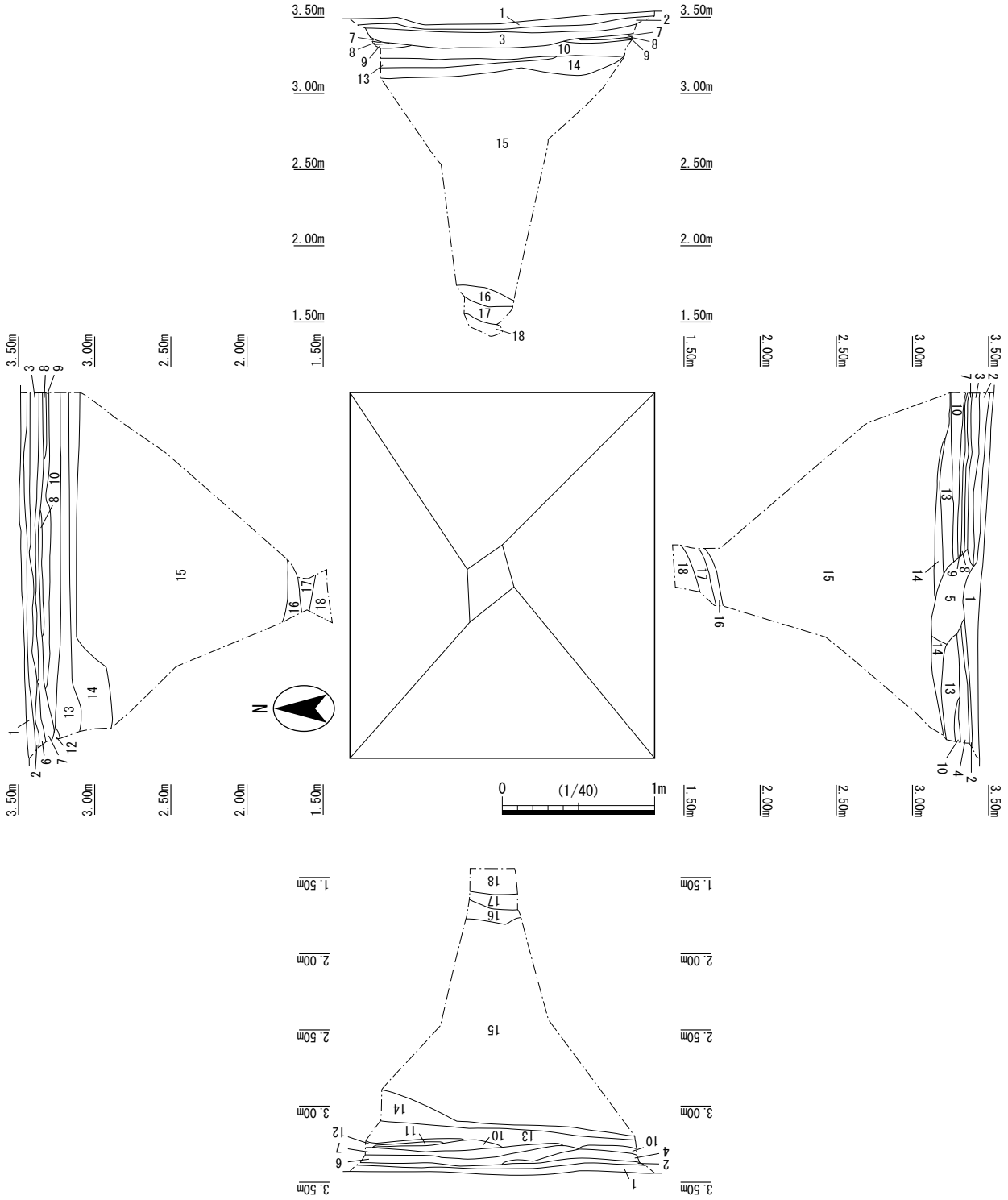

図３－61　弓削神社境内発掘調査地トレンチ平面図・土層断面図（S＝1/40）

前頁の図３-61の土層所見

1　にぶい黄褐色（10YR5/3）中粒砂。しまりなし。表土。
2　にぶい黄褐色（10YR4/3）細粒砂。中粒砂を多く含む。しまりあり。表土。
3　黄褐色（2.5Y5/4）細粒砂。細礫を多く含む。しまりあり。水道管埋設時の造成土。
4　にぶい黄褐色（10YR4/3）中粒砂。径４～ 10㎜程度の中礫を多く含む。しまりなし。
5　にぶい黄橙色（10YR6/4）中粒砂。極粗粒砂を非常に多く含む。径 30㎜程度の中礫を含む。しまりあり。
6　にぶい黄橙色（10YR6/4）中粒砂。粗粒砂を多く含む。しまりあり。整地層。
7　にぶい黄色（2.5Y6/4）細粒砂。極粗粒砂を非常に多く含む。しまりあり。整地層。
8　にぶい黄橙色（10YR6/4）細粒砂。極粗粒砂～細礫を非常に多く含む。しまりあり。整地層。
9　灰白色（N8/）極粗粒砂。径２～ 10㎜程度の細・中礫を非常に多く含む。石灰岩か。しまりあり。整地層。
10　にぶい黄橙色（10YR7/4）シルト。粗粒砂を多く含む。径 40 ～ 50㎜程度の角礫を非常に多く含む。しまりあり。整地層。
11　灰黄褐色（10YR5/2）中粒砂。粗粒砂を多く含む。しまりあり。
12　灰黄褐色（10YR6/2）中粒砂。粗粒砂を多く含む。径５～ 10㎜程度の中礫を多く含む。しまりあり。
13　灰白色（10YR7/1）粗粒砂。径 10 ～ 30㎜程度の中礫（円礫）を非常に多く含む。しまりあり。旧表土か。
14　褐灰色（10YR4/1）中粒砂。径４～ 10㎜程度の中礫を非常に多く含む。根を非常に多く含む。
　層の下部にガラス片を含む。炭化物を若干含む。しまりなし。
15　径 10 ～ 20㎜程度の円礫からなる層と径 30 ～ 50㎜程度の円礫からなる層の互層。
16　にぶい黄橙色（10YR6/4）中粒砂。径 10 ～ 20㎜程度の円礫を非常に多く含む。
17　径５～ 15㎜程度の円礫からなる層。
18　にぶい黄橙色（10YR7/4）中粒砂。径５～ 30㎜程度の円礫を非常に多く含む。

程度の円礫からなる層と径30～50mm程度の円礫からなる層の互層である。また、17層は、径５～15mm程度の円礫からなる層である。一方、16層および18層は円礫を非常に多く含む中粒砂を主体とした層である。このような礫を主体とした組成は、波の営力によって細かな砂や泥が洗い流された結果である。すなわち、15層以下は海浜堆積物であると考えられる。さらに、調査箇所は沿岸海域土地条件図から浜堤上に位置することがわかる。現在、弓削神社周辺には砂浜が見られるが、かつては礫浜が広がっていた可能性が高い。応長元年の相分帳からは浜途明神（浜戸宮）のあるハマトに塩穴の所在を読み取れないが、その北に位置するクシには塩穴が存在したことがわかっている。なお、トレンチから東へ30mほど行くと砂浜が広がっているが、平成の時代に養浜工事を行っているため、海岸線は東に移動しており、旧来の形状を留めていない。

調査では、近現代のビニール片、ガラス片以外の遺物を確認することができなかった。

（有馬啓介）

４．その他の調査

（１）岳の下発掘調査地

①遺跡の位置と調査経過（図３－62）

岳の下発掘調査地は弓削島の南部の下弓削地区にあり、上島町弓削下弓削256番地に位置する。弓削島は南北に細長い島であるが、下弓削集落は島がくびれた箇所の低地に発達した集落である。その北には石灰山（石山）、古法皇山といった比較的急峻な山が連なり、南は、なだらかな山容が久司山へと続く。現在の下弓削集落は、弓削島でもっとも大きな集落である。

応長元年の相分帳によると、恒光・貞正・武貞・相二郎・成正・朝二郎といった百姓が「クシ」に塩穴を所有していた。下弓削集落の東側は旧小字名で久司であり、中世には塩浜が所在していたと思われる。しかし、かつての塩浜は、現在は住宅地となっている。下弓削集落の西側は、旧小字名で嵩下（だけのした）（岳の下）であり、弓削瀬戸に面している。この弓削瀬戸に面した弓削港は天然の良港であり、中世にはここで年貢塩や商品塩が船に積み込まれたと思われる。藩政期には、今治藩の海駅として風待ち、潮待ち港となった。また、昭和32年８月に弓削島を訪れた民俗学者の宮本常一は、明治時代の初め頃の下弓削地区には、島を東西に貫く船が通れるほどの幅の水路があったことを古老から聞いている〔宮本1969〕。さらに、下弓削集落には「ワタリ」と呼ばれる地名が残っており、北の潮音寺と南の山王社の間に渡しがあったという伝承がある（第５章第６節参照）。

図３－62　岳の下発掘調査地トレンチ位置図（S＝1/500）

弓削総合庁舎の北側の駐車場から東に延びた道を100mほど進んだ南側の住宅の裏手が岳の下発掘調査地である。調査箇所は、弓削島が最もくびれた場所に当たり、現在の東西方向のその幅は約400mである。調査箇所から直線距離で東へ250mほど進むと弓削島の東海岸に出る。また、同じように西へ150mほど進むと弓削島の西海岸に出る。

東隣の宅地内で井戸を掘削した際、地下約１mから著しく硬化した面が発見されたという情報があり、浜床の存在が推測された。そこで平成25年８月、この箇所で愛媛大学法文学部考古学研究室が試掘調査を実施した。試掘調査では砂層からまとまった量の吉備型土師器が出土した。この調査成果を基に、庄園時代の交易や生活を遺物から確認するために追加の発掘調査を実施した。

発掘調査箇所は住宅地であり、平成29年８月２日に東西方向に２m、南北方向に１mの幅のトレンチを設定し、現地での調査を開始した。地表下約0.9mの深さまで小型の重機による掘削を行った。地表下約1.2mまでは近現代の造成土の堆積が見られ、周辺住民からの聞き取りでも昭和時代まで土地のかさ上げが行われてきたことを確認した。造成土層よりも下は、細粒砂～粗粒砂が堆積する海砂層が見られた。この層からは庄園時代の吉備型土師器とともに被熱礫が多く出土した。多くの炭化物も検出され、年代測定のサンプルとして採取した。その後、測量・図面作成作業を進め、８月22日にトレンチの埋め戻し作業を行い、翌23日に現地での作業を終了した。

（有馬啓介）

②調査の成果（図３－63）

調査地周辺は建物が密集しており、調査ではトレンチを建物間の空き地に設定した。トレンチは南北１m、東西２mの長方形である。トレンチの南北軸は、真北から6.12度ほど東にずれている。

１層から29層は近現代の造成土層である。28層からはビニール片が出土している。また、トレンチの東壁には平成25年に調査したトレンチの埋め戻し土を確認した。造成土からは芸予型製塩土器、土師器の小皿・鍋、吉備型土師器の椀、移動式かまどの基部などが出土している。

造成土層よりも下の層は、一部に黒褐色粘土層（30層）が見られるが、自然堆積砂層（31～35層）と考えられる。31層は褐色粗粒砂層であり、その下の32層はにぶい黄褐色粗粒砂層、33層は褐色細粒砂～粗粒砂層である。34層および35層からは中世遺物の出土が見られた。34層は灰黄褐色細粒砂～粗粒砂層であり、炭化物を含む。一方、35層は34層と粒度組成がほぼ同じで炭化物も含むが、にぶい黄褐色を呈し、径10cm程度の亜角礫～円礫を多く含む。これらの礫には被熱痕を残すものが多い。なお、標高約1.1m以下にあたる35層からは多量の湧水があったため、標高約0.9mで掘削作業を終えた。

34層と35層からは、古墳時代中期の芸予Ⅳ類に相当する製塩土器の混入を除くと、中世に限定される遺物が出土している。これらの層からは瓦質土器の鍋、東播系須恵器のこね鉢、白磁の皿などが出土している。中でも吉備型土師器が多く見られる。この吉備型土師器の皿、杯、椀は、草戸Ⅰ期後半からⅡ期前半に位置付けられ〔鈴木1996〕、他の遺物も含めて時期は13世紀後半から14世紀前半に比定される。吉備型土師器は、備前・備中・備後の瀬戸内海沿岸部を中心に出土している。

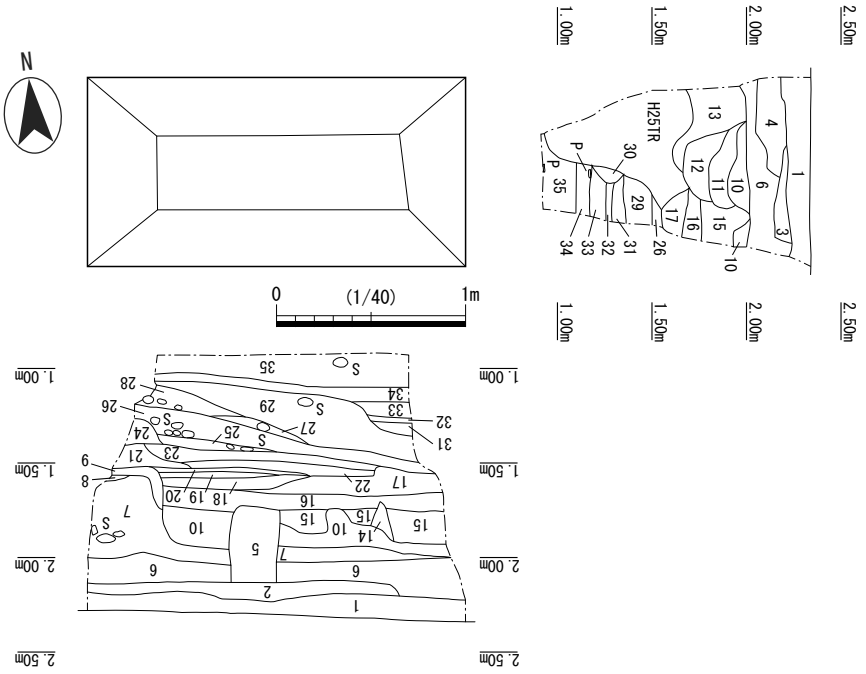

1　黒褐色（10YR3/2）シルト。明黄褐色（10YR7/6）シルトが斑入する。径５㎜程度の中礫を多く含む。しまりあり。表土。
2　明黄褐色（10YR7/6）シルトと明黄褐色（10YR7/6）極粗粒砂～細礫の互層。しまりあり。
3　灰黄褐色（10YR4/2）粗粒砂。しまりなし。
4　黒褐色（10YR3/2）シルト～中粒砂。明黄褐色（10YR7/6）シルトが多く斑入する。しまりあり。
5　黒褐色（2.5Y3/2）シルト。粗粒砂を含む。両端に錆が見られる。しまりあり。
6　黒褐色（10YR3/2）シルト～中粒砂（炭化物を少量含む）と明黄褐色（10YR7/6）極粗粒砂～細礫の互層。しまりあり。
7　明黄褐色（10YR7/6）中粒砂～細礫。径 50 ～ 100㎜程度の円礫・角礫を多く含む。しまりなし。
8　暗灰黄色（2.5Y5/2）シルト。しまりあり。
9　明黄褐色（10YR7/6）粘土。しまりあり。
10　褐灰色（10YR4/1）シルト～粗粒砂。しまりなし。
11　灰黄褐色（10YR4/2）シルト～細礫。しまりあり。
12　褐灰色（10YR4/1）シルト～細礫。しまりあり。
13　褐灰色（10YR4/1）シルト～極粗粒砂。しまりあり。
14　褐灰色（10YR4/1）シルト～極粗粒砂。しまりあり。
15　黒褐色（10YR3/1）シルト～粗粒砂と褐灰色（10YR4/1）シルト～粗粒砂の互層。しまりあり。
16　黒褐色（10YR3/1）シルト。粗粒砂を含む。しまりあり。
17　黄灰色（2.5Y4/1）シルト。粗粒砂を含む。しまりあり。
18　黒褐色（7.5YR3/2）中粒砂。しまりあり。
19　黒褐色（10YR2/3）シルト。しまりあり。
20　黒褐色（10YR2/3）中粒砂。しまりあり。
21　黒褐色（10YR3/2）細粒砂～中粒砂。黒褐色（7.5YR3/2）中粒砂が斑入する。しまりあり。
22　黒褐色（7.5YR3/2）細粒砂。しまりあり。
23　にぶい黄褐色（10YR5/4）細粒砂。しまりあり。
24　黒褐色（10YR3/2）細粒砂～中粒砂。黒色（10YR2/1）シルトが斑入する。しまりあり。
25　黒色（10YR1.7/1）シルト～細粒砂。径 50㎜程度の円礫・亜円礫を含む。炭化物を含む。しまりあり。
26　明黄褐色（10YR7/6）中粒砂～極粗粒砂。径 50㎜程度の円礫・亜円礫を含む。しまりあり。
27　黒色（10YR1.7/1）シルト～細粒砂。径 50㎜程度の円礫・亜円礫を含む。炭化物を含む。しまりあり。
28　暗褐色（7.5YR3/3）中粒砂。径 50㎜程度の円礫・亜円礫を含む。炭化物を含む。しまりあり。
29　にぶい黄褐色（10YR4/3）粗粒砂～細礫。しまりなし。
30　黒褐色（10YR3/1）粘土。しまりあり。
31　褐色（7.5YR4/3）粗粒砂。しまりあり。
32　にぶい黄褐色（10YR5/3）粗粒砂。しまりあり。
33　褐色（7.5YR4/3）細粒砂～粗粒砂。しまりあり。
34　灰黄褐色（10YR4/2）細粒砂～粗粒砂。炭化物を含む。しまりあり。
35　にぶい黄褐色（10YR4/3）細粒砂～粗粒砂。径 100㎜程度の亜角礫～円礫（焼石を含む）を多く含む。炭化物を含む。しまりあり。

図３－63　岳の下発掘調査地トレンチ平面図・土層断面図（S＝1/40）

多量の吉備型土師器の出土は、弓削島庄もその地域経済圏の中に含まれたことを明確に示すものである。また、岳の下発掘調査地では浜床の存在は証明できなかったが、豊富な遺物量からは周辺も含めて庄園時代における集落や港の存在が想定される。なお、35層からは椀型の鍛冶滓が出土している。

34層および35層では炭化材が採取されており、これらについて加速器質量分析法（AMS法）による放射性炭素年代測定を行った。34層では、吉備型土師器（図３－64　17）に付着した炭化材について年代測定を行い、13世紀前半から後半の年代値を得た。また、35層では３点の炭化材について年代測定を行い、それぞれで15世紀末から17世紀中頃、12世紀後半から13世紀中頃、13世紀中頃から後半の年代値を得た。いずれも樹皮が残存しない炭化材であったため、年代値の評価にあたっては古木効果の影響も考慮する必要がある（本章第５節参照）。

（有馬啓介）

③出土遺物（図３－64・65）

自然堆積層（31～35層）出土遺物

１は製塩土器の口縁部である。口縁部はやや内側に傾き、外面には平行タタキがみられ、内面にはナデが施されている。薄手コップ形の芸予Ⅳ類に相当する〔柴田2015〕。

２は吉備型土師器の皿である。口縁部外面の下半には、内側から押し出したのち、丁寧な調整を施さなかったために残ったと考えられる粘土の余りが観察される。時期は草戸Ⅱ期前半に位置付けられる〔鈴木1996〕。３は吉備型土師器の杯か皿である。底部の切り離し痕は回転ヘラ切り痕とみられる。４～22は吉備型土師器の椀である。４～13は口縁部であり、14～22は底部である。口縁部はいずれも内外面ともにナデが施され、体部中程に変化点があり、最も肥厚している。７・10・12は口縁部が一部橙色を呈し、変色しており、重ね焼きによって生じたものと考えられる。底部の高台はいずれも低い貼付け輪高台であり、14～19・21は高台の断面形態が三角形を呈し、20・22は方形もしくは台形である。時期はいずれも草戸Ⅰ期後半～Ⅱ期前半に位置付けられる。

23は瓦質土器の鍋の口縁部であり、内外面ともに一部黒色化している。口縁部は内湾気味に外へ開き、口縁中程から端部にかけて肥厚している。口縁部外面の頸部に近い箇所では、粗いハケメが縦方向に施されている。時期は13世紀後半～14世紀前半に比定される。

24は東播系須恵器のこね鉢の口縁部である。口縁端部にはヨコナデが施され、口縁端部がわずかに上方へ拡張されている。13世紀末～14世紀初頭頃のものと考えられる。

25は白磁の皿Ⅸ類である。内外面ともに施釉され、底部が平底である。時期は13世紀後半～14世紀前半に比定される〔山本2000〕。

３・17・22・25は34層、１・２・４～16・18～21・23・24は35層から出土した。

造成土層（１～29層）出土遺物

26は製塩土器の口縁部である。口縁部の上半は肥厚し、内側に傾く。口縁部外面の上半には平行タタキが施され、下半にはナデがみられる。口縁部内面の上半にはナデが施され、下半には強い指

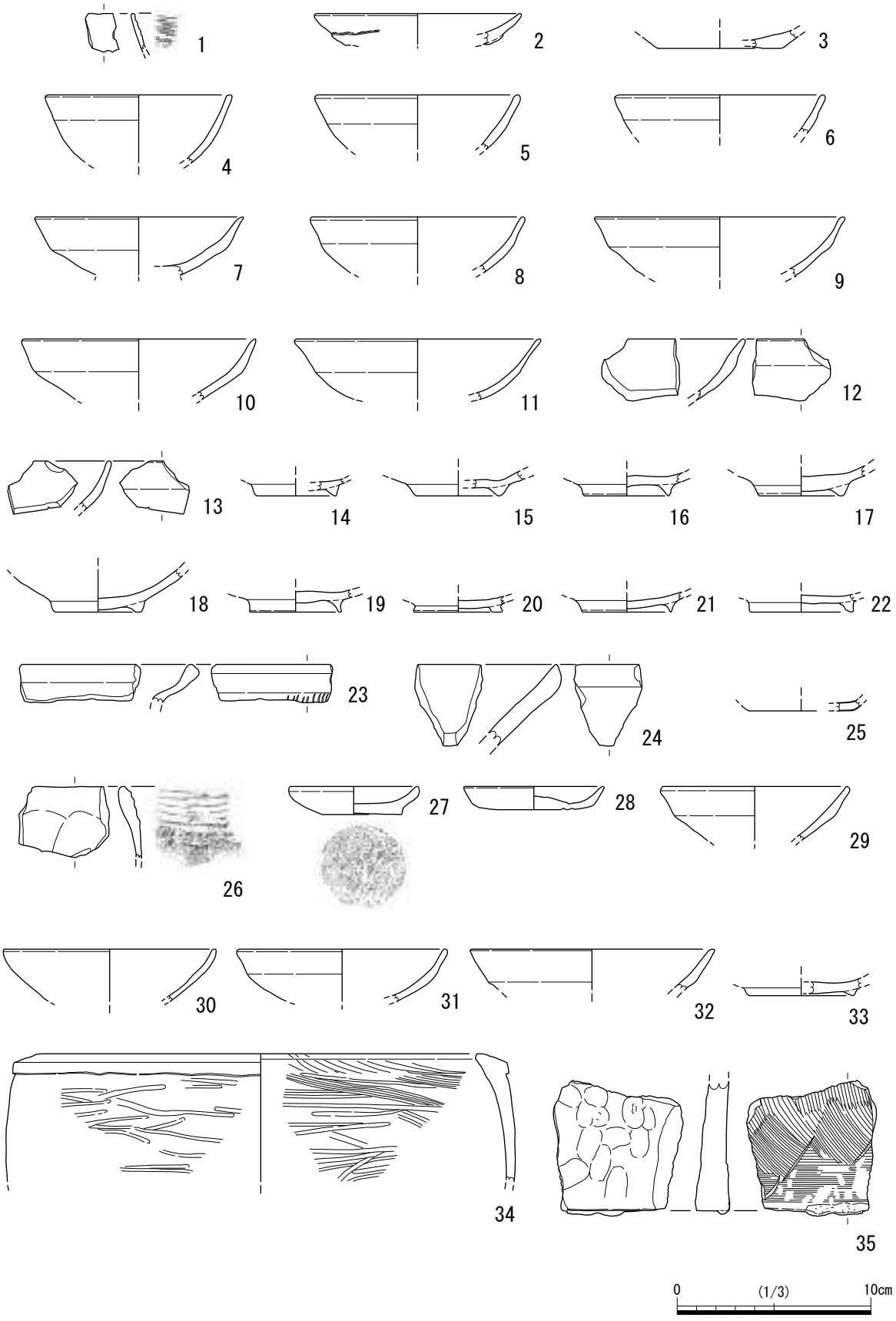

図３－64　岳の下発掘調査地出土土器・土製品実測図（S＝1/3）

頭圧痕がみられる。芸予Ⅴ－１類の芸予型製塩土器であり、時期は６世紀代に比定される〔柴田2015〕。

27・28は土師器の小皿である。28は見込みの周縁部に強いナデが施され、中央部に高まりが生じている。27の底部外面の切り離し痕は静止糸切り痕であり、28は回転ヘラ切り痕である。

29～32は吉備型土師器の椀の口縁部である。口縁部中程が肥厚している。いずれも草戸Ⅰ期後半～Ⅱ期前半に位置付けられ、時期は13世紀後半～14世紀前半頃である〔鈴木1996〕。33は吉備型土師器の椀の底部である。高台は低い貼付け輪高台であり、断面形態は三角形を呈している。草戸Ⅱ期前半と考えられ、時期は14世紀前半に比定される。

34は土師器の鍋である。口縁部は内湾し、口唇部は若干面をもつ。口縁端部外面にはナデが施され、一部平滑な面がみられる。口縁部外面にはナデと横方向のヘラミガキが施されている。口縁部内面の上半にはハケメが斜め方向に施され、一部ヘラミガキがみられる。下半にもヘラミガキがみられ、上半よりも密に施されている。また、内面は一部黒色化している。非常に丁寧な作りである。

35は移動式かまどの基部である。接地面の一部には白色を呈する物質が付着している。外面には下半に横方向の細かいハケメが施され、上半には斜め上から下方向に細かいハケメがみられる。内面にはナデと指頭圧痕がみられる。

（青木聡志）

鍛冶関連遺物

36は地表から約1.3ｍの自然砂層（35層）より検出された椀型の鍛冶滓である。縦5.5cm、幅6.8cm、厚さ3.0cmを測る。重量は92.5gで大きさに比較して重く、また表面に赤錆をふいていることから鉄器鍛造の最終工程で生成した鉄滓と判断される。

（村上恭通）

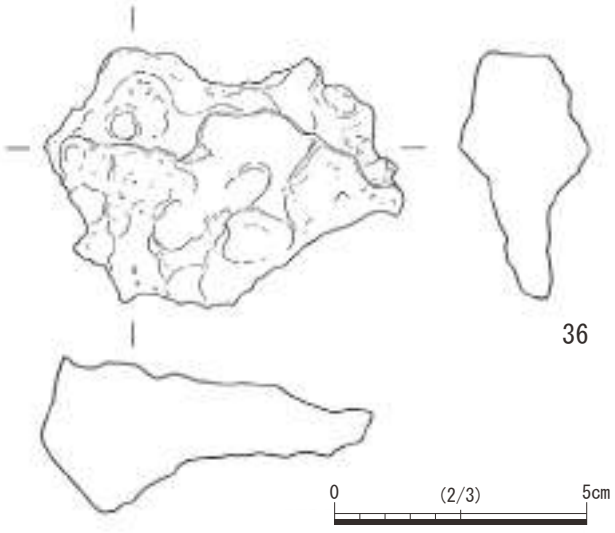

図３－65　岳の下発掘調査地出土鍛冶関連遺物実測図（S＝2/3）

（２）城山跡（とみ山）

①遺跡の位置と調査経過

城山跡（とみ山）は、弓削島の北西部の上弓削地区と沢津地区の境界に位置する。弓削島には、北から三山、立石山、古法皇山、石灰山（石山）といった200mから300m級の山々が連なり、下弓削地区で高度を下げる。とみ山は、立石山（標高313.3m）から北西に延びる尾根の端部に位置する。とみ山の標高は129.2mであり、その北には沢津集落、南には上弓削集落があり、北西には高浜八幡神社がある。南の上弓削集落や北の沢津集落から望むと、とみ山の全容がよくわかる。山頂に立つと弓削瀬戸が眼下に広がり、北には因島の地蔵鼻の先端部に位置する美可崎城跡が見える。城山跡（とみ山）は、上弓削城跡、弓削城山城跡とも呼ばれ、中世城館跡とされている〔愛媛県教育委員会1987・2000〕。

城山跡の調査は、平成29年５月22日に愛媛県教育委員会文化財保護課の日和佐宣正氏の指導のもと、現地にて実施した。主として縄張り図の作成および写真撮影を行った。踏査では、高浜八幡神社側から尾根伝いに山頂へ向かった。20分ほどで主郭の北にある堀切（切岸）に到着した。

（有馬啓介）

②調査の成果（図３－66）

主郭の長軸の長さは約30m、短軸の長さは約15mである。主郭の北・東・南側には堀切（切岸）が見られ、特に北と南の斜面は急峻に削られている。当初、北の堀切の北側には隣接して土塁が設けられていると思われたが、山城の防御や地形等を考慮すると自然地形の可能性が高い。また、主郭の南西斜面および西斜面では石垣を確認した。築城年代は、庄園時代後の戦国時代である可能性がある。弓削島で遺構がもっとも良好に残る中世城館跡であるため、今後の発掘等による詳細な調査が期待される。

（有馬啓介）

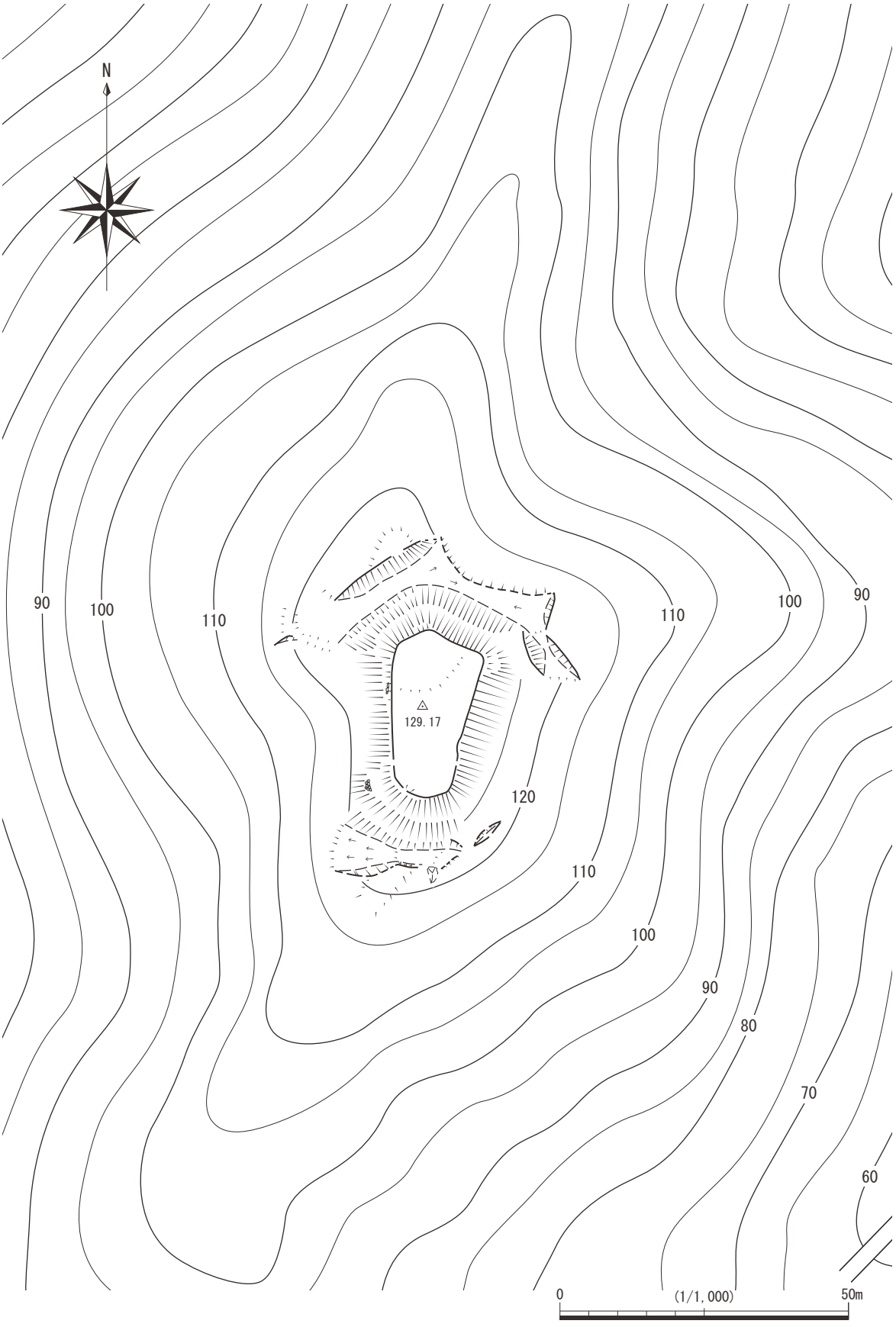

図３－66　城山跡（とみ山）縄張り図（S＝1/1,000）

写真３－１　発掘調査地遠景（南東から）

写真３－２　調査前状況（南から）

写真３－３　H25年度調査トレンチ復元状況（南から）

写真３－４　浜床検出状況（南西から）

写真３－５　浜床検出状況（北から）

写真３－６　浜床検出状況（南から）

写真３－７　北壁土層（南から）

写真３－８　東壁土層（西から）

写真３－９　南壁土層（北から）

写真３－10　西壁土層（東から）

写真３－11　浜床サンプル採取作業風景

写真３－12　浜床断ち割り状況（南西から）

写真３－13　浜床断ち割り状況（南から）

写真３－14　浜床断ち割り状況（西から）

写真３－15　北壁土層（サブトレンチ追加　南から）

写真３－16　北壁浜床断ち割り状況（南から）

写真３－17　東壁土層（サブトレンチ追加　西から）

写真３－18　東壁土層（サブトレンチ追加　西から）

写真３－19　南壁土層（サブトレンチ追加　北から）

写真３－20　浜床断ち割り状況（北東から）

写真３－21　久司浦地区遠景（西から）

写真３－22　上弓削・久司浦地区遠景（西から）

写真３－23　調査前状況（北西から）

写真３－24　大田林海岸近景（西から）

写真３－25　大田林海岸古写真（昭和25年頃）

写真３－26　１トレンチ完掘状況（H27年度　北から）

写真３－27　１トレンチ浜床検出状況（南から）

写真３－28　１トレンチ北壁土層（南から）

写真３－29　１トレンチ東壁土層（西から）

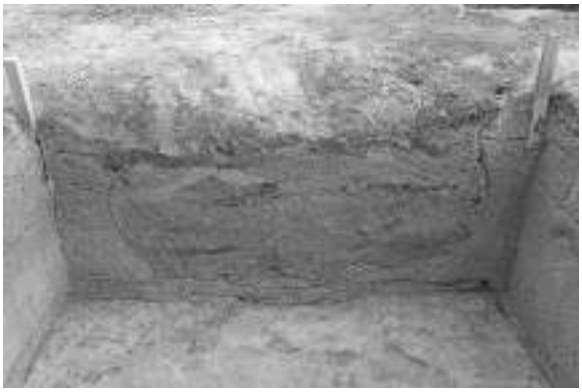

写真３－30　１トレンチ南壁土層（北から）

写真３－31　１トレンチ西壁土層（東から）

写真３－32　２トレンチ東壁土層（H27年度　西から）

写真３－33　２トレンチ浜床検出状況（西から）

写真３－34　２トレンチ北壁土層（南から）

写真３－35　２トレンチ東壁土層（西から）

写真３－36　２トレンチ浜床断ち割り状況（西から）

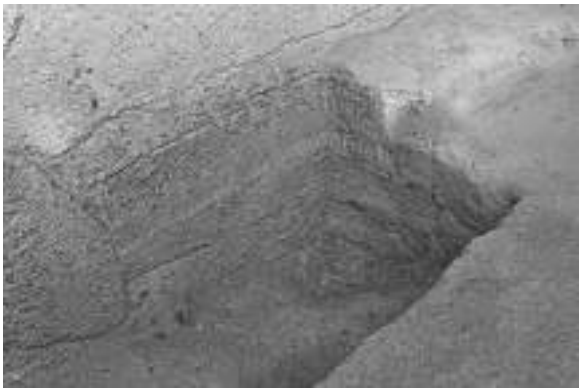

写真３－37　２トレンチ浜床断ち割り状況（北西から）

写真３－38　２トレンチ南壁土層（北から）

写真３－39　２トレンチ西壁土層（東から）

写真３－40　３トレンチ浜床検出状況（西から）

写真３－41　３トレンチ浜床検出状況（北から）

写真３－42　３トレンチ浜床検出状況（北から）

写真３－43　３トレンチ北壁土層（南から）

写真３－44　３トレンチ東壁土層（西から）

写真３－45　３トレンチ南壁土層（北から）

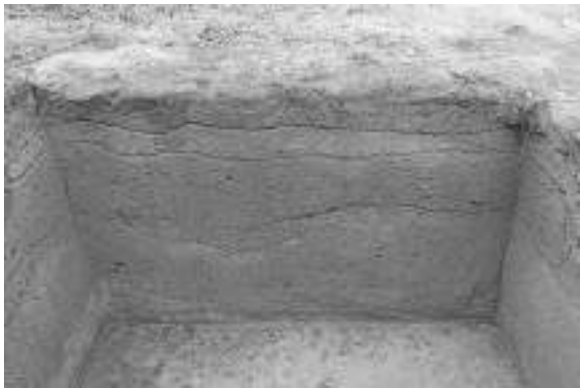

写真３－46　３トレンチ西壁土層（東から）

写真３－47　３トレンチ浜床断ち割り状況（北西から）

写真３－48　３トレンチ浜床断ち割り状況（北西から）

写真３－49　４トレンチ浜床検出状況（西から）

写真３－50　４トレンチ浜床検出状況（南から）

写真３－51　４トレンチ浜床検出状況（北から）

写真３－52　４トレンチ浜床断ち割り状況（北から）

写真３－53　４トレンチ北壁土層（南から）

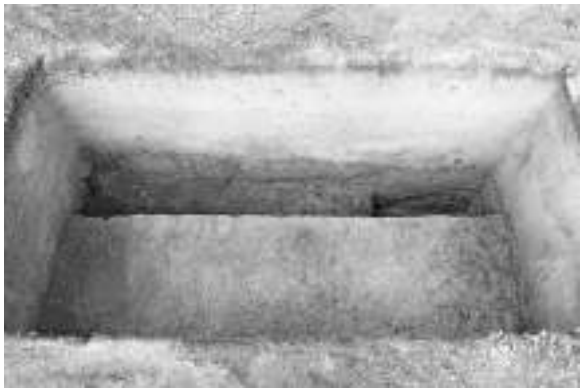

写真３－54　４トレンチ東壁土層（西から）

写真３－55　４トレンチ南壁土層（北から）

写真３－56　４トレンチ西壁土層（東から）

写真３－57　４トレンチ浜床断ち割り状況（西から）

写真３－58　４トレンチ浜床断ち割り状況（西から）

写真３－59　４トレンチ東壁土層転写作業風景

写真3－60　４トレンチ土層転写資料

写真３－61　５トレンチ完掘状況（北から）

写真３－62　５トレンチ北壁土層（南から）

写真３－63　５トレンチ東壁土層（西から）

写真３－64　５トレンチ断ち割り状況（北西から）

写真３－65　５トレンチ亀山焼出土状況（北から）

写真３－66　５トレンチ南壁土層（北から）

写真３－67　第５トレンチ西壁土層（東から）

写真３－68　発掘調査地近景（北西から）

写真３－69　発掘調査地俯瞰（南が上）

写真３－70　島尻海岸俯瞰（南から）

写真３－71　島尻海岸現況（北から）

写真３－72　調査前状況（北東から）

写真３－73　１トレンチ浜床検出状況（南から）

写真３－74　１トレンチ浜床検出状況（西から）

写真３－75　１トレンチ浜床検出状況（東から）

写真３－76　１トレンチ東壁土層（西から）

写真３－77　１トレンチ南壁土層（北から）

写真３－78　２トレンチ浜床検出状況（東から）

写真３－79　２トレンチ南壁土層（北から）

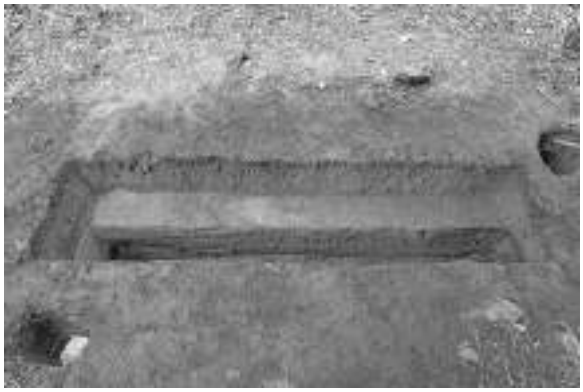

写真３－80　２トレンチ北壁土層（南から）

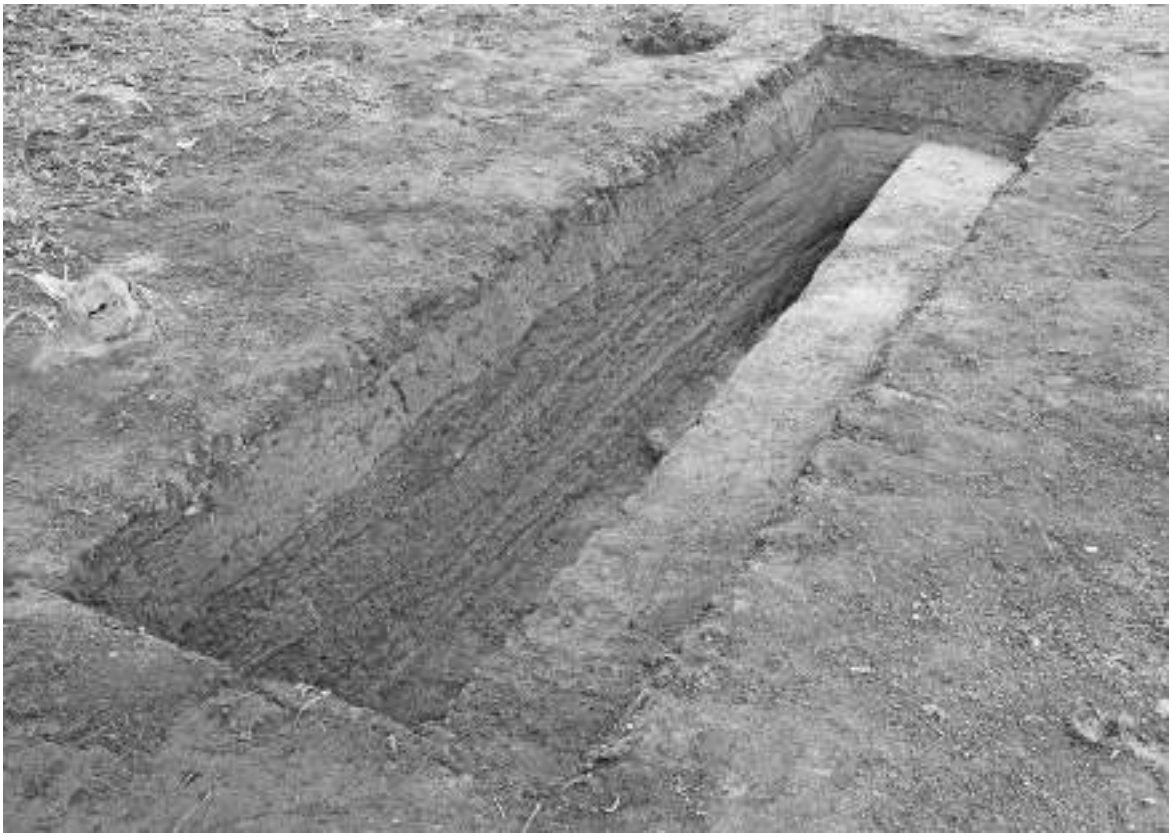

写真３－81　２トレンチ南壁土層（北東から）

写真３－82　２トレンチ浜床断ち割り状況（北から）

写真３－83　２トレンチ浜床断ち割り状況（北西から）

写真３－84　２トレンチ南壁浜床層接写（北から）

写真３－85　２トレンチ南壁土層転写作業風景

写真３－86　２トレンチ西壁土層（東から）

写真３－87　２トレンチ東壁土層（西から）

写真３－88　３トレンチ浜床検出状況（東から）

写真３－89　３トレンチ完掘状況（東から）

写真３－90　３トレンチ北壁土層（南から）

写真３－91　３トレンチ東壁土層（西から）

写真３－92　３トレンチ南壁土層（北から）

写真３－93　３トレンチ西壁土層（東から）

写真３－94　４トレンチ浜床検出状況（北から）

写真３－95　４トレンチ北壁土層（南から）

写真３－96　４トレンチ東壁土層（西から）

写真３－97　４トレンチ南壁土層（北から）

写真３－98　４トレンチ西壁土層（東から）

写真３－99　５トレンチ東壁土層（西から）

写真３－100　５トレンチ西壁土層（東から）

写真３－101　５トレンチ浜床検出状況（北から）

写真３－102　５トレンチ北壁土層（南から）

写真３－103　５トレンチ南壁土層（北から）

写真３－104　６トレンチ浜床検出状況（西から）

写真３－105　６トレンチ北壁土層（南から）

写真３－106　６トレンチ東壁土層（西から）

写真３－107　６トレンチ南壁土層（北から）

写真３－108　６トレンチ西壁土層（東から）

写真３－109　１・２・４・５トレンチ近景（北から）

写真３－110　４・５・６トレンチ近景（北から）

写真３－111　発掘調査地近景（北西から）

沢津地区塩浜調査地

写真３－112　沢津地区俯瞰（西から）

写真３－113　調査地近景（北東から）

写真３－114　調査作業風景（北東から）

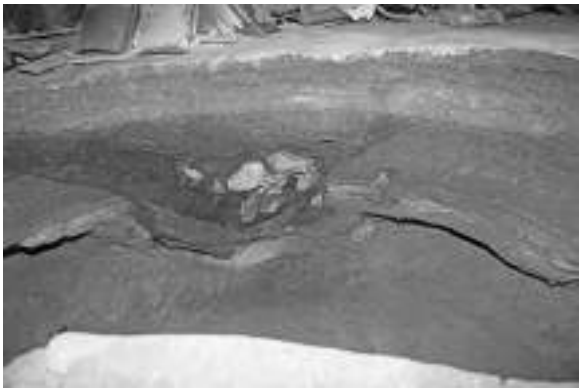

写真３－115　貯蔵穴南壁土層（北から）

写真３－116　貯蔵穴南壁浜床層接写（北から）

東泉寺境内発掘調査地

写真３－117　調査前状況（北から）

写真３－118　レーダー探査風景

写真３－119　第１面完掘状況（南から）

写真３－120　第２面完掘状況（南から）

写真３－121　第３面完掘状況（南から）

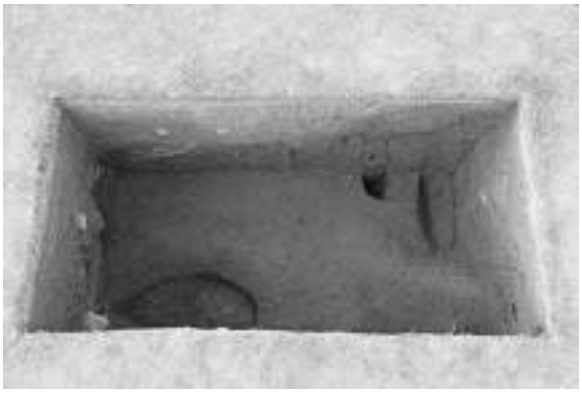

写真３－122　第４面完掘状況（南から）

写真３－123　第５面完掘状況（南から）

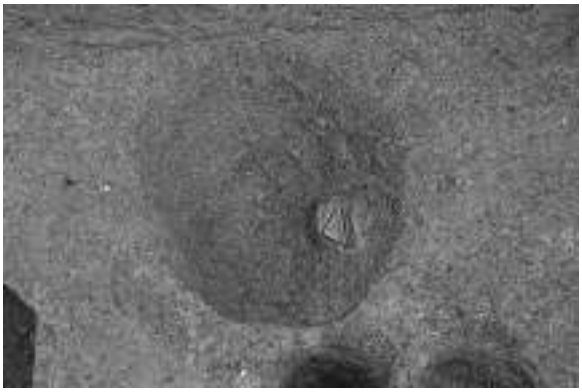

写真３－124　12SP東播系須恵器出土状況（南から）

写真３－125　第６面完掘状況（南から）

写真３－126　第７面完掘状況（東から）

写真３－127　第７面完掘状況（南から）

写真３－128　16～18SP完掘状況（北から）

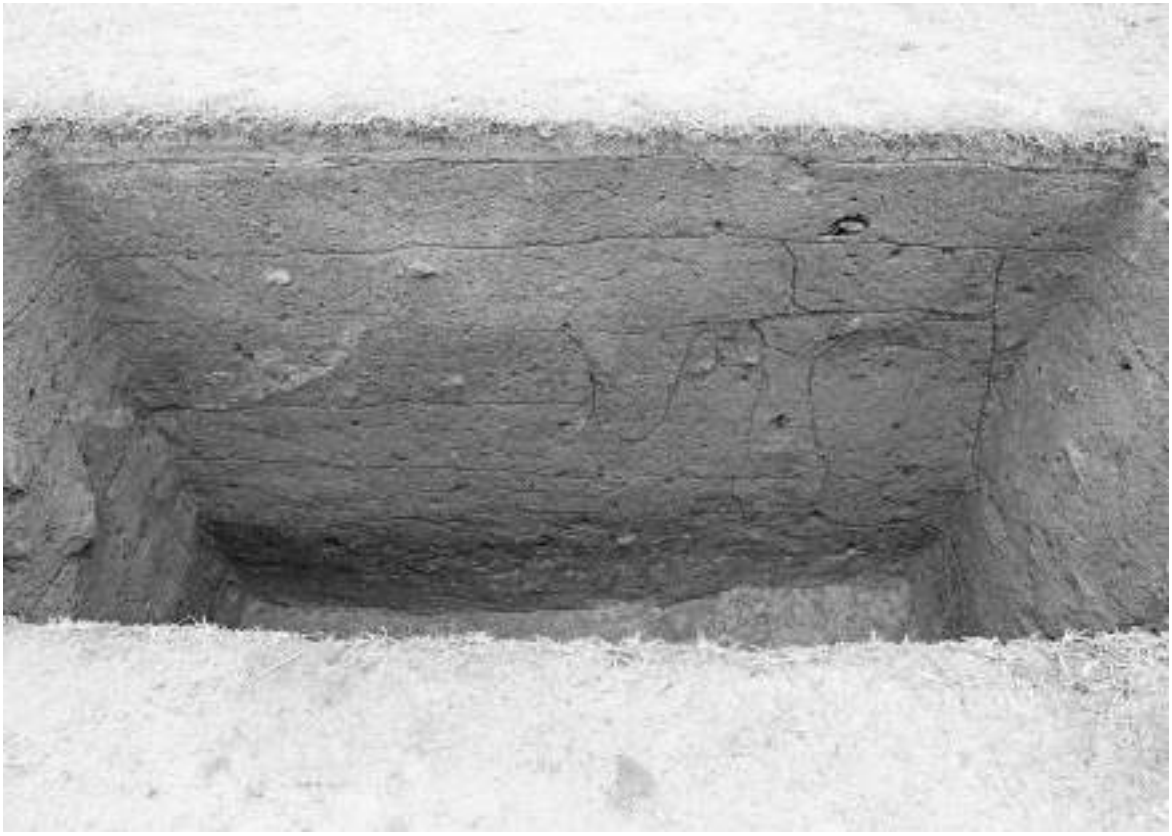

写真３－129　北壁土層（南から）

写真３－130　東壁土層（西から）

写真３－131　南壁土層（北から）

写真３－132　西壁土層（東から）

写真３－133　発掘調査地近景（西から）

写真３－134　調査前状況（北西から）

写真３－135　第２面完掘状況（南から）

写真３－136　第３面礫検出状況（北から）

写真３－137　第３面礫検出状況（西から）

写真３－138　礫層完掘状況（北から）

写真３－139　12層土師器出土状況（東から）

写真３－140　北壁土層（南から）

写真３－141　東壁土層（西から）

写真３－142　南壁土層（北から）

写真３－143　西壁土層（東から）

写真３－144　地山面検出状況（西から）

写真３－145　発掘調査地近景（西から）

写真３－146　調査前状況（北西から）

写真３－147　１トレンチ完掘状況（北から）

写真３－148　１トレンチ完掘状況（東から）

写真３－149　１トレンチ完掘状況（西から）

写真３－150　２トレンチ完掘状況（南から）

写真３－151　２トレンチ完掘状況（西から）

写真３－152　２トレンチ北壁土層（南から）

写真３－153　２トレンチ西壁土層（東から）

写真３－154　１・２トレンチ近景（北東から）

写真３－155　３トレンチ完掘状況（東から）

写真３－156　３トレンチ完掘状況（南から）

写真３－157　３トレンチ近景（北東から）

写真３－158　調査前状況（西から）

写真３－159　重機掘削状況（南西から）

写真３－160　中礫層検出状況（東から）

写真３－161　北壁土層（南から）

写真３－162　東壁土層（西から）

写真３－163　南壁土層（北から）

写真３－164　西壁土層（東から）

写真３－165　トレンチ完掘状況（東から）

写真３－166　調査前状況（南から）

写真３－167　重機掘削状況（東から）

写真３－168　南壁土層（北から）

写真３－169　掘削作業風景（北東から）

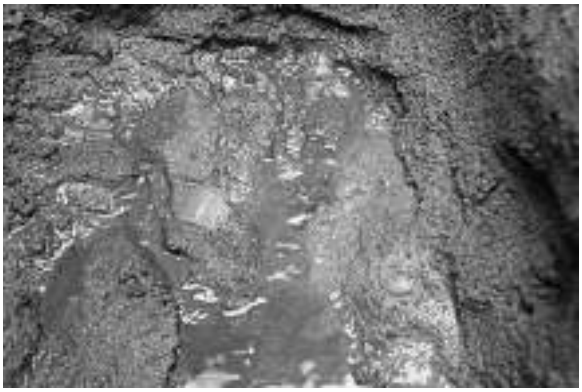

写真３－170　35層吉備型土師器出土状況（西から）

写真３－171　南・東壁土層（北西から）

写真３－172　東壁土層（西から）

写真３－173　34・35層吉備型土師器出土状況（西から）

写真３－174　焼石検出状況（北西から）

写真３－175　城山跡（とみ山）遠景（南西から）

写真３－176　城山跡（とみ山）遠景（北西から）

写真３－177　主郭（南から）

写真３－178　北側堀切（南西から）

写真３－179　南側堀切（北から）

写真３－180　主郭西斜面石垣（北から）

写真３－181　主郭南西斜面石垣（西から）

写真３－182　主郭南西斜面石垣（北から）

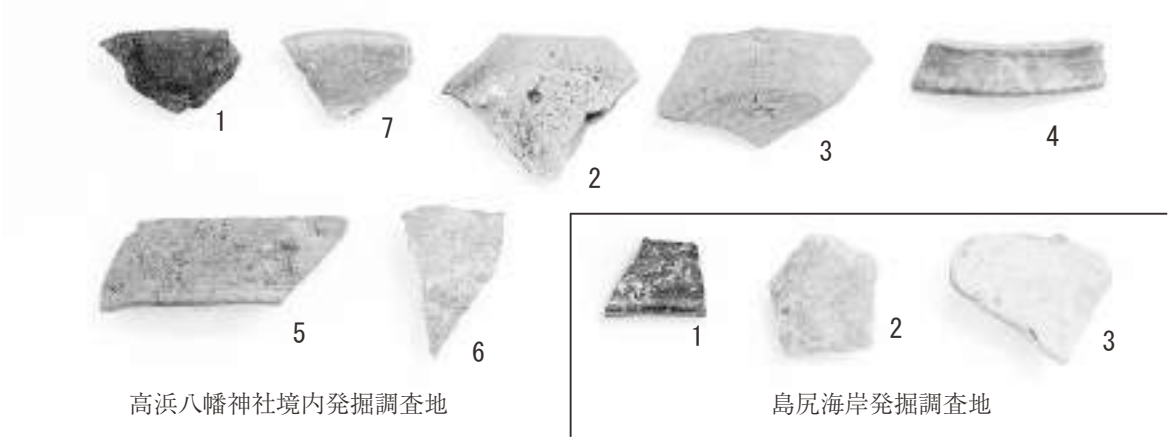

写真３－183　高浜八幡神社境内発掘調査地・島尻海岸発掘調査地出土土師器・須恵器・瓦器

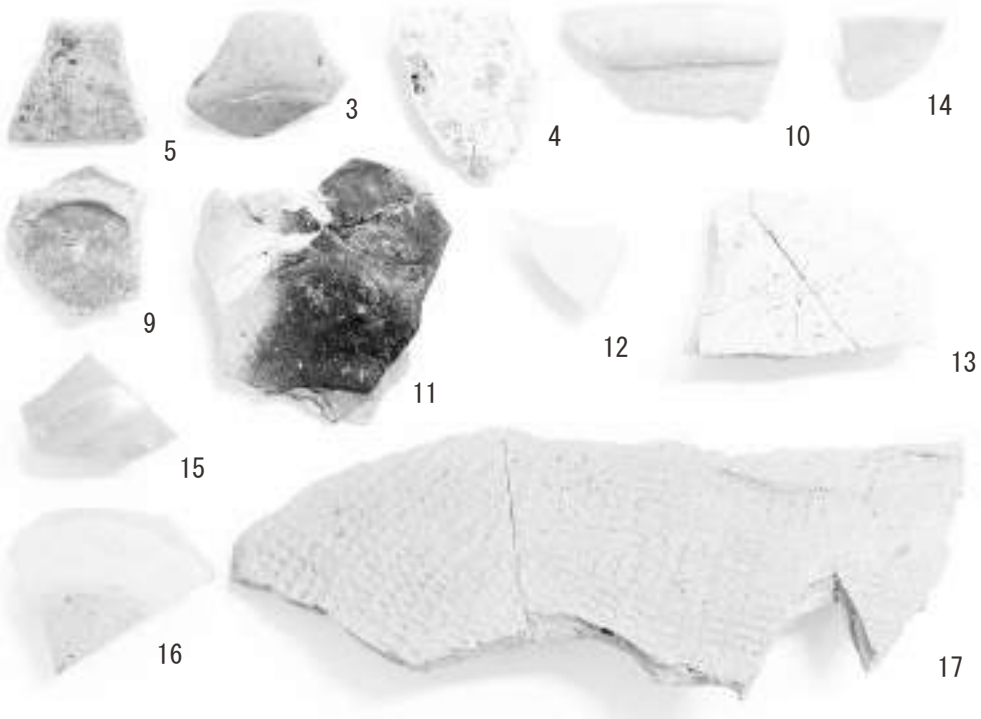

写真３－184　大田林発掘調査地出土土師器・吉備型土師器・瓦器・白磁・青磁・亀山焼

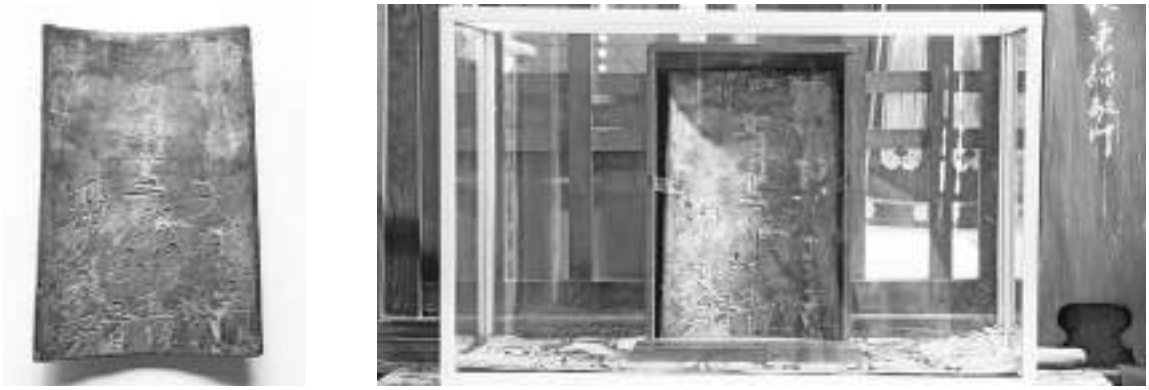

写真３－185　東泉寺薬師堂平瓦（箱入瓦）

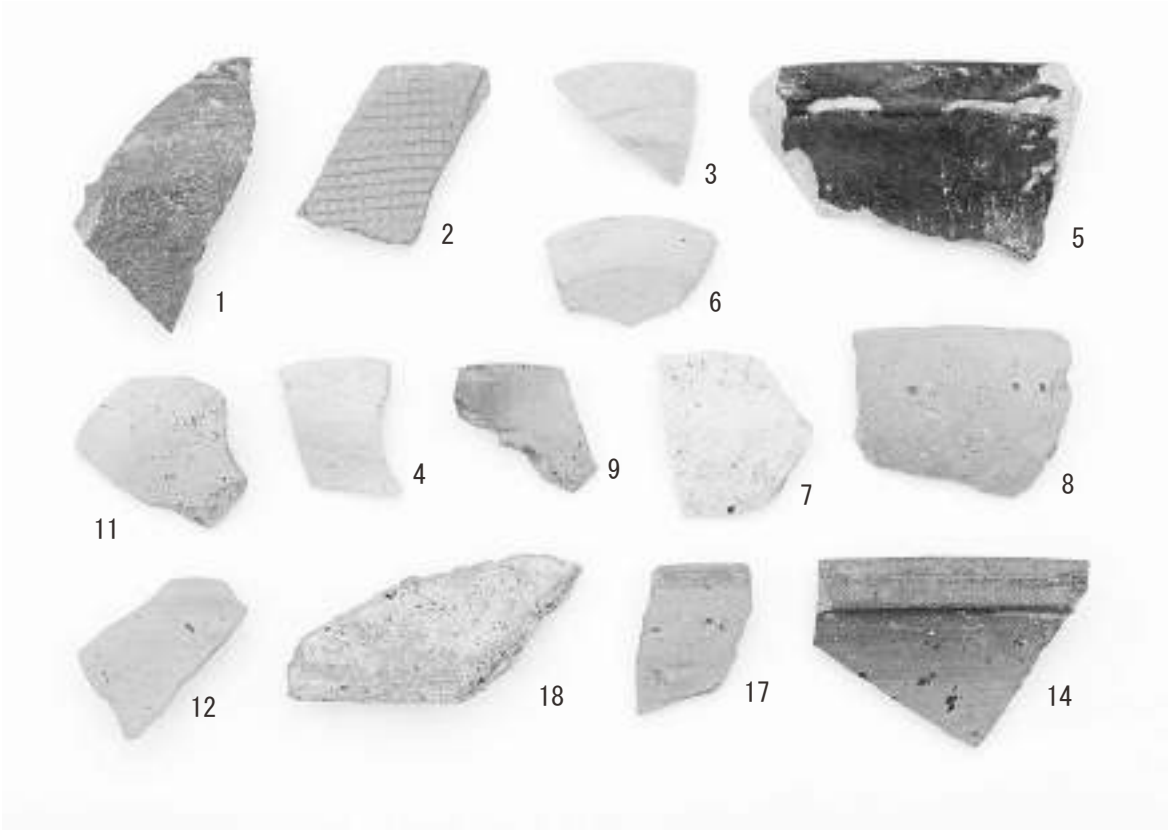

写真３－186　東泉寺境内発掘調査地遺構出土土師器・東播系須恵器・瓦質土器・亀山焼・備前焼・土製品

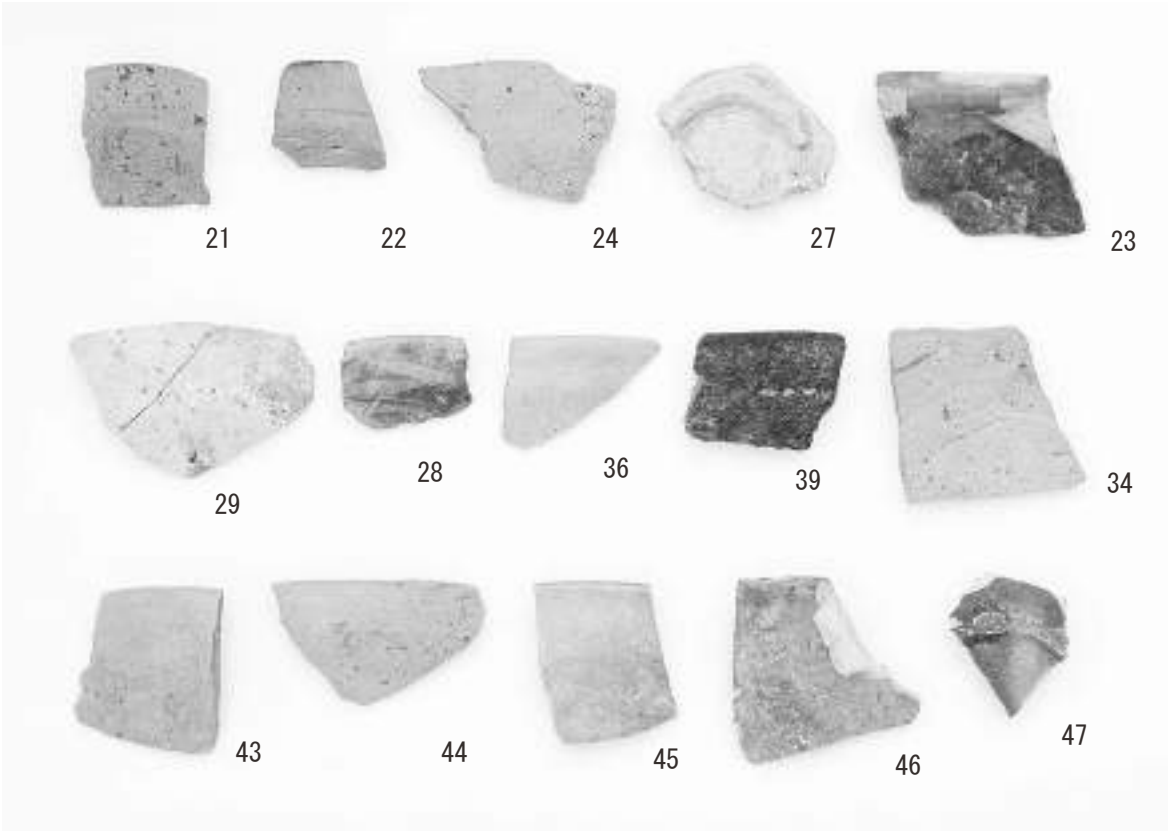

写真３－187　東泉寺境内発掘調査地Ⅳ～Ⅶ層出土土師器・吉備型土師器・瓦器・瓦質土器

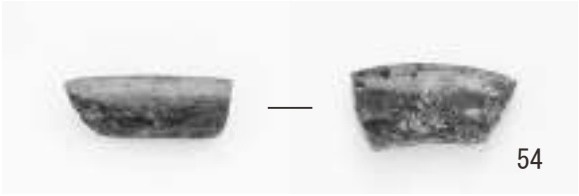

写真３－188　東泉寺境内発掘調査地Ⅷ層出土土師器

写真３－189　東泉寺境内発掘調査地Ⅷ層出土土師器

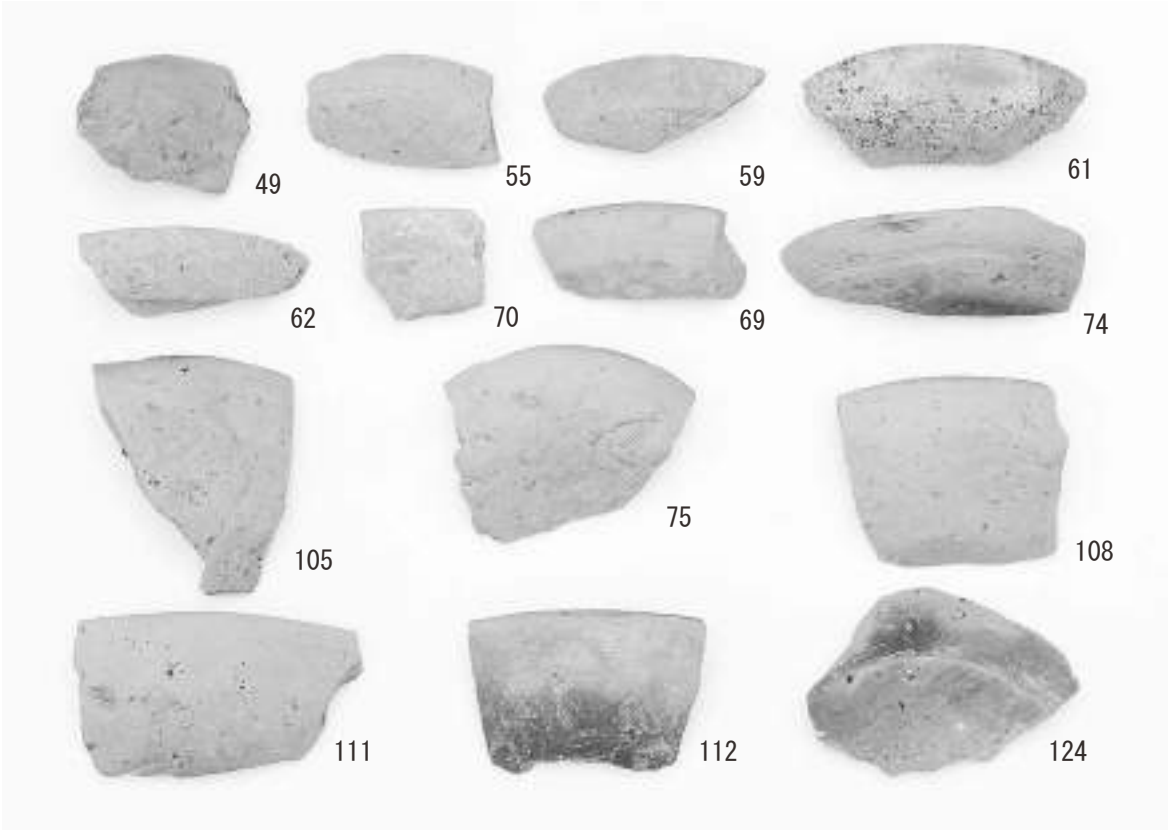

写真３－190　東泉寺境内発掘調査地Ⅷ層出土土師器

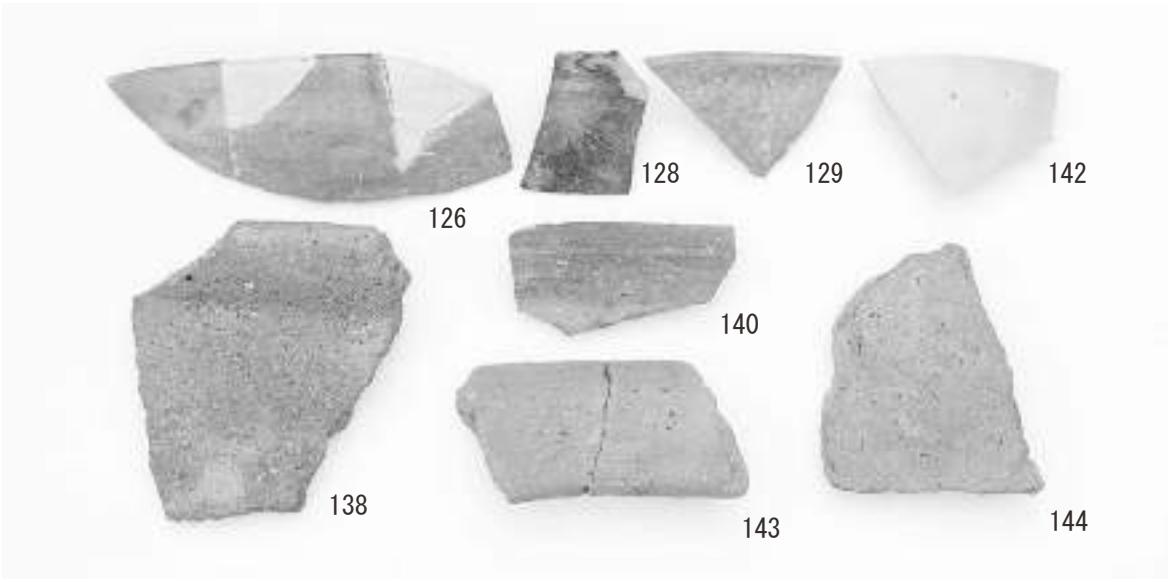

写真３－191　東泉寺境内発掘調査地Ⅷ層出土土師器・東播系須恵器・瓦器・白磁・土製品

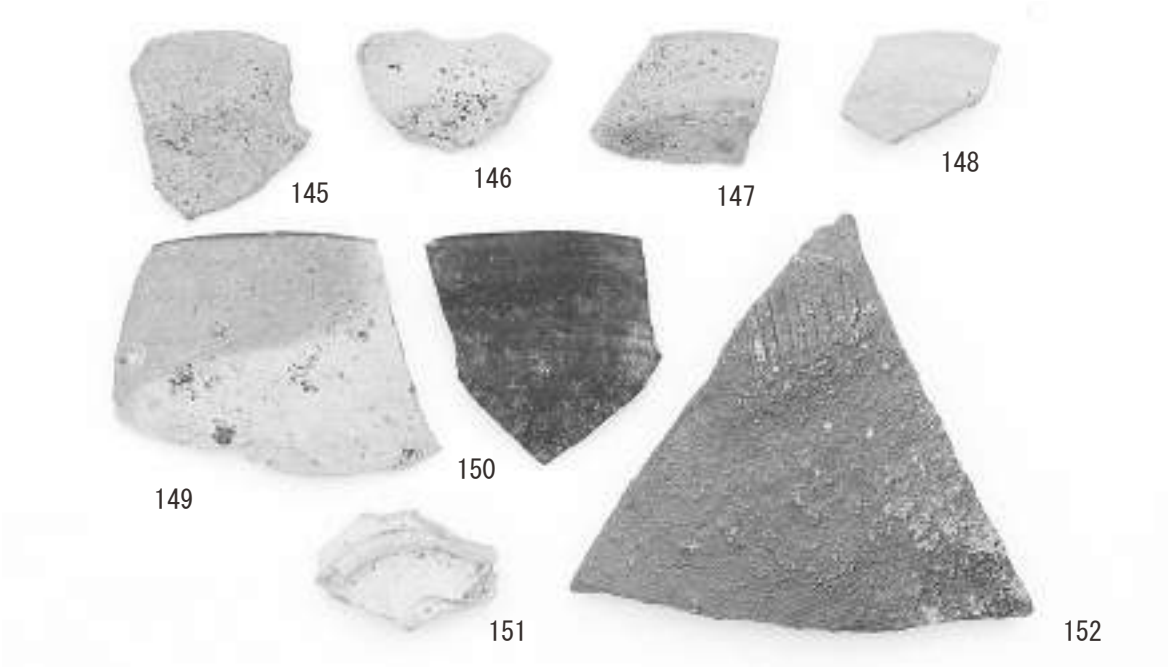

写真３－192　東泉寺境内発掘調査地Ⅸ層出土土師器・瓦器・常滑焼

写真３－193　東泉寺境内発掘調査地Ⅲ層出土丸瓦

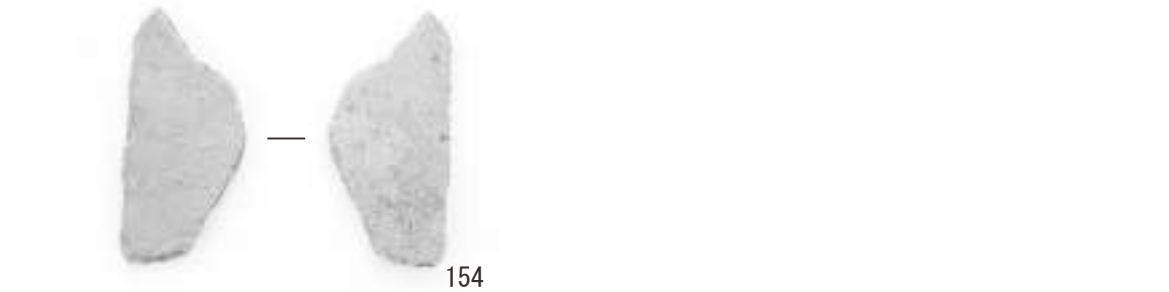

写真３－194　東泉寺境内発掘調査地９SK出土平瓦

写真３－195　願成寺境内発掘調査地出土土師器

写真３－196　願成寺境内発掘調査地12層出土土師器

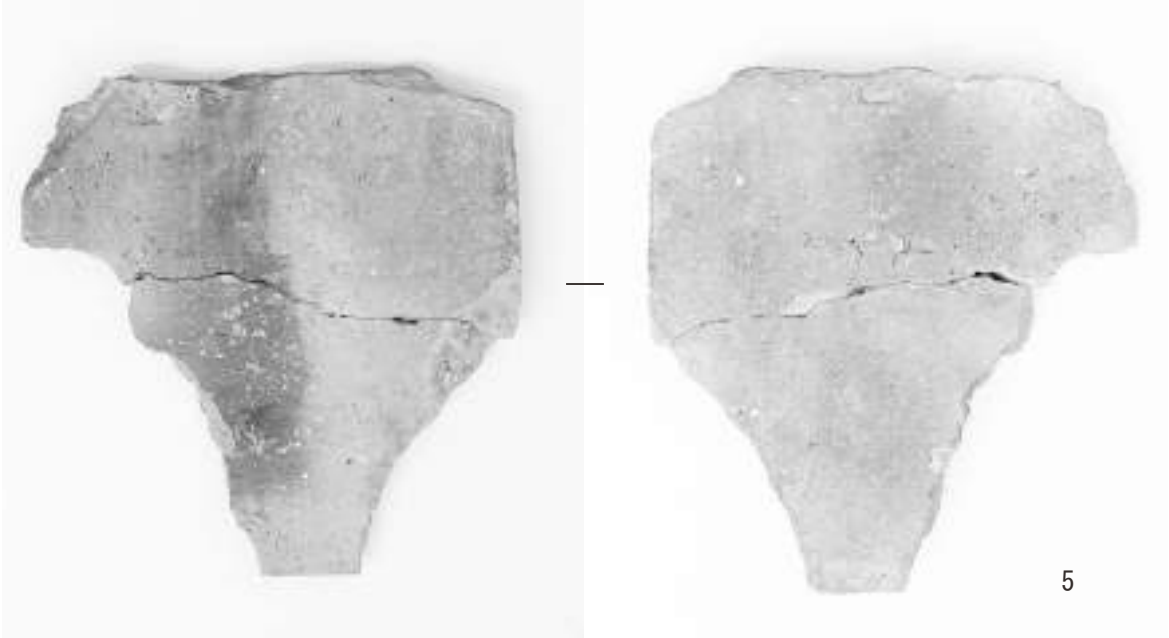

写真３－197　願成寺境内発掘調査地11層出土平瓦

写真３－198　願成寺境内発掘調査地11層出土平瓦

写真３－199　願成寺境内発掘調査地11層出土平瓦

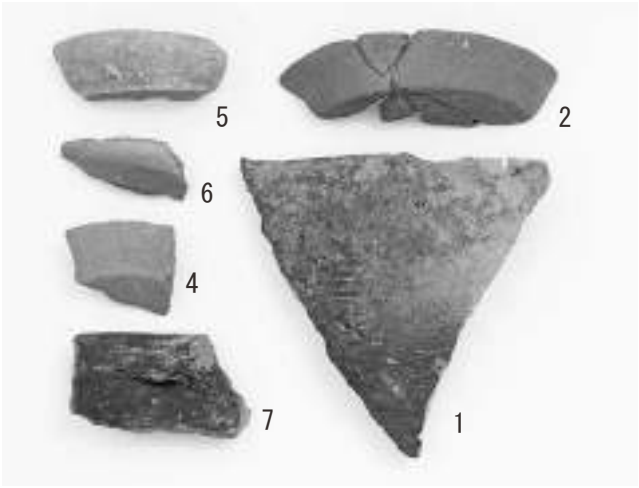

写真３－200　定光寺境内発掘調査地出土土師器・瓦質土器

写真３－201　定光寺境内発掘調査地出土丸瓦

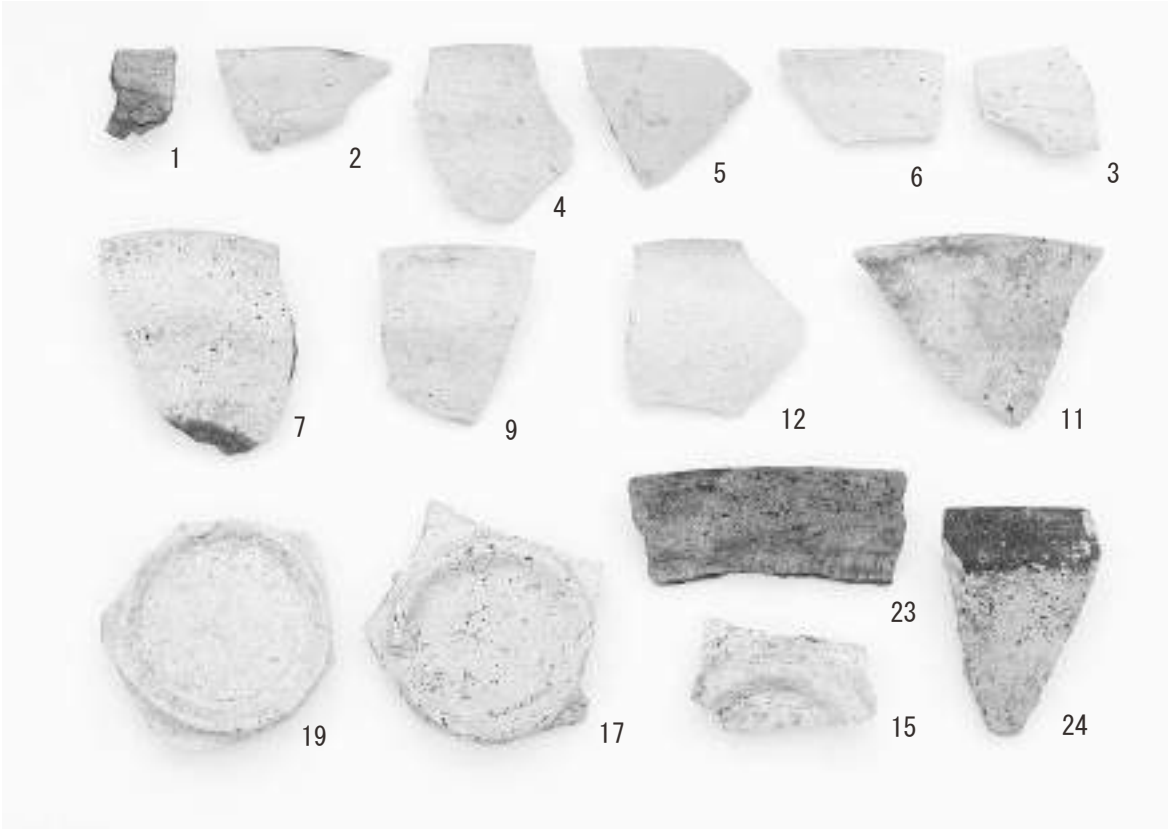

写真３－202　岳の下発掘調査地34・35層出土製塩土器・吉備型土師器・東播系須恵器・瓦質土器

写真３－203　岳の下発掘調査地造成土層出土製塩土器・土師器・吉備型土師器・移動式かまど

写真３－204　大田林発掘調査地出土鉄器・鍛冶関連遺物

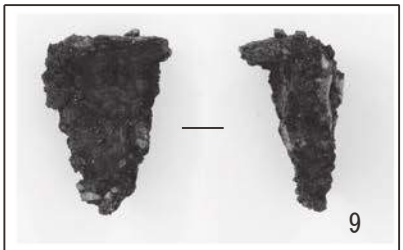

写真３－205　定光寺境内発掘調査地出土鉄器

写真３－206　東泉寺境内発掘調査地出土鉄器

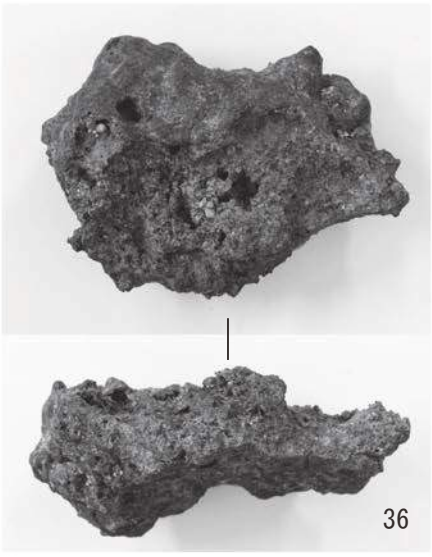

写真３－207　岳の下発掘調査地出土鍛冶関連遺物

５．自然科学分析

パリノ・サーヴェイ株式会社

（１）はじめに

大田林地区と岳の下地区で採取された試料について放射性炭素年代測定と植物珪酸体分析を行った。

（２）試料

①放射性炭素年代測定

年代測定は、大田林地区と岳の下地区で採取された試料で実施している。岳の下地区では、発掘調査時に出土した炭化物（炭化材）４点、大田林地区では、試掘調査時に出土した炭化物（炭化材）１点の測定を行った。

なお、岳の下地区の炭化材試料のうち、木炭サンプル１と２の２点は、炭化材片が混じる堆積物試料として採取されていたことから、肉眼観察により炭化材の抽出を行っている。

今回の測定試料の木炭サンプル１、２については、堆積物試料中より複数の炭化材が抽出されたことから、肉眼および実体顕微鏡などによる観察を行い、木炭サンプル１が広葉樹（散孔材；２年輪）の炭化材片、木炭サンプル２がアカガシ亜属（１年輪）の炭化材片を選択している。また、木炭サンプル４は２片のうち大型の炭化材片（クヌギ節；３年輪）、木炭サンプル５は針葉樹の炭化材（１年輪）を供している。さらに、大田林地区の２トレンチ９層の木炭サンプルは、２片のうち広葉樹の炭化材片（コナラ節；10年輪）を供している。以上の試料の詳細は一覧として表３－１に、試料の外観を写真３－208に示したので参照されたい。

表３－１　分析試料一覧

調査地区	地点･層位	試料名称	性状	観察所見			
				樹皮	形状	年輪数	樹種（分類群）
岳の下	35層	木炭サンプル１	炭化材	無	ミカン割	２年	広葉樹（散孔材）
岳の下	35層	木炭サンプル２	炭化材	無	ミカン割	１年	アカガシ亜属
岳の下	35層	木炭サンプル４	炭化材	無	柾目状	３年	クヌギ節
岳の下	34層	木炭サンプル５土器付着	炭化材	無	板目状	１年	針葉樹
大田林	２トレンチ ９層	木炭サンプル	炭化材	無	ミカン割	10年	コナラ節

②植物珪酸体分析

本分析は、大田林地区のみで行っている。試料採取地点は、１トレンチ南壁面である。図３－67に試料採取位置を示す。トレンチ壁面では、シルトを多く含む砂を主体する堆積物が累重しており、いくつかの単層に区分される。地表下１m前後に位置するトレンチ底部付近には、マンガンの沈着した層準が認められる。

分析試料は、トレンチ壁面の下半部において、堆積物試料５点（試料番号１～５）が採取されており、上位から下位に向かって１から５の試料番号が付けられている。これらの分析試料は、層厚60cmの範囲で採取されている。試料番号１～５は、断面写真によると、すべて塊状の層相をな

①　試料採取位置（その 1）

②　試料採取位置（その 2）

図３－67　大田林地区の植物珪酸体分析試料の採取位置

す。試料番号５は、マンガン沈着層準の直下から採取されており、シルト混じりの細粒砂である。試料番号４は、マンガン沈着層準であり、シルト混じりの細粒砂～中粒砂である。試料番号３は、シルト混じりの細粒砂～中粒砂である。試料番号２と１はシルトを多く含む細粒砂～中粒砂からなる。なお、試料番号１の上位には、耕作土と思われる暗褐色の泥質砂が45cm程度累重する。

（３）分析方法

①放射性炭素年代測定

炭化材試料表面の土砂や付着物などをメスやピンセット、超音波洗浄などにより物理的に除去する。次に塩酸（HCl）や水酸化ナトリウム（NaOH）を用いて、試料内部の汚染物質を化学的に除去する（酸－アルカリ－酸（AAA）処理）。その後超純水で中性になるまで洗浄し、乾燥させる。なお、アルカリ処理は、0.001M～１Mまで濃度を上げ、試料の状況をみながら処理を進める。１Mの水酸化ナトリウムで処理が可能であった場合はAAAと記す。一方、試料が脆弱で１Mの水酸化ナトリウムでは試料が損耗し、十分な炭素が得られないと判断された場合は、薄い濃度の水酸化ナトリウムの状態で処理を終える。その場合はAaAと記す。なお、今回の分析試料のうち、岳の下地区の木炭サンプル４点はいずれも微細片で脆弱であったため、アルカリ濃度を通常の1/10～1/100程度で処理を行っている。各試料のアルカリ処理時の濃度は表３－２に記したので参照されたい。

上記した処理後の試料の燃焼、二酸化炭素の精製、グラファイト化（鉄を触媒とし水素で還元する）はElementar社のvario ISOTOPE cube とIonplus社のAge3を連結した自動化装置を用いる。処理後のグラファイト・鉄粉混合試料をNEC社製のハンドプレス機を用いて内径１mmの孔にプレスし、測定試料とする。

測定はタンデム加速器をベースとした^{14}C-AMS専用装置を用いて、^{14}Cの計数、^{13}C濃度（^{13}C/^{12}C）、^{14}C濃度（^{14}C/^{12}C）を測定する。AMS測定時に、米国国立標準局（NIST）から提供される標準試料（HOX-Ⅱ）、国際原子力機関から提供される標準試料（IAEA-C6等）、バックグラウンド試料（IAEA-C1）の測定も行う。

δ^{13}Cは試料炭素の^{13}C濃度（^{13}C/^{12}C）を測定し、基準試料からのずれを千分偏差（‰）で表したものである。放射性炭素の半減期はLIBBYの半減期5,568年を使用する。また、測定年代は1950年を基点とした年代（BP）であり、誤差は標準偏差（One Sigma;68%）に相当する年代である。測定年代の表示方法は、国際学会での勧告に従う〔Stuiver & Polach,1977〕。また、暦年較正用に一桁目まで表した値も記す。

なお、暦年較正とは、大気中の^{14}C濃度が一定で半減期が5,568年として算出された年代値に対し、過去の宇宙線強度や地球磁場の変動による大気中の^{14}C濃度の変動、及び半減期の違い（^{14}Cの半減期5,730±40年）を較正することである。暦年較正は、OxCal4.3.2〔Bronk,2009〕を使用し、１年単位まで表された同位体効果の補正を行った年代値および北半球の大気中炭素に由来する較正曲線（Intcal13；Reimer et al.,2013）を用いる。暦年較正結果は１σ・２σ（１σは統計的に真の値が

68.2%の確率で存在する範囲、２σは真の値が95.4%の確率で存在する範囲）の値を示す。

②植物珪酸体分析

各試料について過酸化水素水・塩酸処理、沈定法、重液分離法（ポリタングステン酸ナトリウム，比重2.5）の順に物理・化学処理を行い、植物珪酸体を分離・濃集する。これをカバーガラス上に滴下・乾燥させる。乾燥後、プリュウラックスで封入してプレパラートを作製する。400倍の光学顕微鏡下で全面を走査し、その間に出現するイネ科葉部（葉身と葉鞘）の葉部短細胞に由来した植物珪酸体（以下、短細胞珪酸体と呼ぶ）および葉身機動細胞に由来した植物珪酸体（以下、機動細胞珪酸体と呼ぶ）を、近藤（2010）の分類を参考に同定し、計数する。

分析の際には、分析試料の乾燥重量、プレパラート作成に用いた分析残渣量を正確に計量し、乾土１ｇあたりの植物珪酸体含量（同定した数を乾土１ｇあたりの個数に換算）を求める。

結果は、検出された植物珪酸体の分類群と植物珪酸体含量の一覧表で示す。その際、100個/g未満は「<100」で表示する。各分類群の含量は10の位で丸め（100単位にする）、合計は各分類群の丸めない数字を合計した後に丸めている。

（４）結果

①放射性炭素年代測定

結果を表３－２、図３－68に示す。炭化材試料の同位体補正を行った年代値（補正年代）は、岳の下地区の木炭サンプル１が310±20BP、同木炭サンプル２が835±20BP、同木炭サンプル４が

表３－２　放射性炭素年代測定および暦年較正の結果

試料名	処理方法	補正年代（BP）	δ13C（‰）	補正年代（暦年較正用）（BP）	暦年較正結果			測定番号
岳の下地区 発掘調査 木炭サンプル1	AaA (0.1M)	310±20	−28.61 ±0.37	309±20	σ	1522AD （50.3%） 1575AD 1585AD （ 3.0%） 1590AD 1625AD （14.9%） 1643AD	429 （50.3%） 375calBP 365 （ 3.0%） 360calBP 325 （14.9%） 308calBP	YU-7112
					2σ	1497AD （ 1.8%） 1505AD 1512AD （71.3%） 1601AD 1616AD （22.4%） 1647AD	453 （ 1.8%） 445calBP 438 （71.3%） 350calBP 334 （22.4%） 304calBP	
岳の下地区 発掘調査 木炭サンプル2	AaA (0.1M)	835±20	−26.94 ±0.46	836±22	σ	1170AD （ 2.8%） 1173AD 1182AD （58.7%） 1225AD 1235AD （ 6.7%） 1242AD	781 （ 2.8%） 778calBP 768 （58.7%） 726calBP 716 （ 6.7%） 709calBP	YU-7113
					2σ	1165AD （95.4%） 1255AD	786 （95.4%） 696calBP	
岳の下地区 発掘調査 木炭サンプル4	AaA (0.01M)	740±20	−26.27 ±0.40	740±20	σ	1265AD （68.2%） 1280AD	686 （68.2%） 671calBP	YU-7114
					2σ	1252AD （95.4%） 1289AD	699 （95.4%） 661calBP	
岳の下地区 発掘調査 木炭サンプル5 土器付着	AaA (0.1M)	770±20	−27.07 ±0.40	771±20	σ	1246AD （68.2%） 1274AD	704 （68.2%） 676calBP	YU-7115
					2σ	1223AD （95.4%） 1277AD	728 （95.4%） 674calBP	
大田林地区 試掘調査 木炭サンプル	AAA	500±20	−25.66 ±0.28	502±20	σ	1415AD （68.2%） 1435AD	535 （68.2%） 516calBP	YU-7323
					2σ	1409AD （95.4%） 1440AD	541 （95.4%） 510calBP	

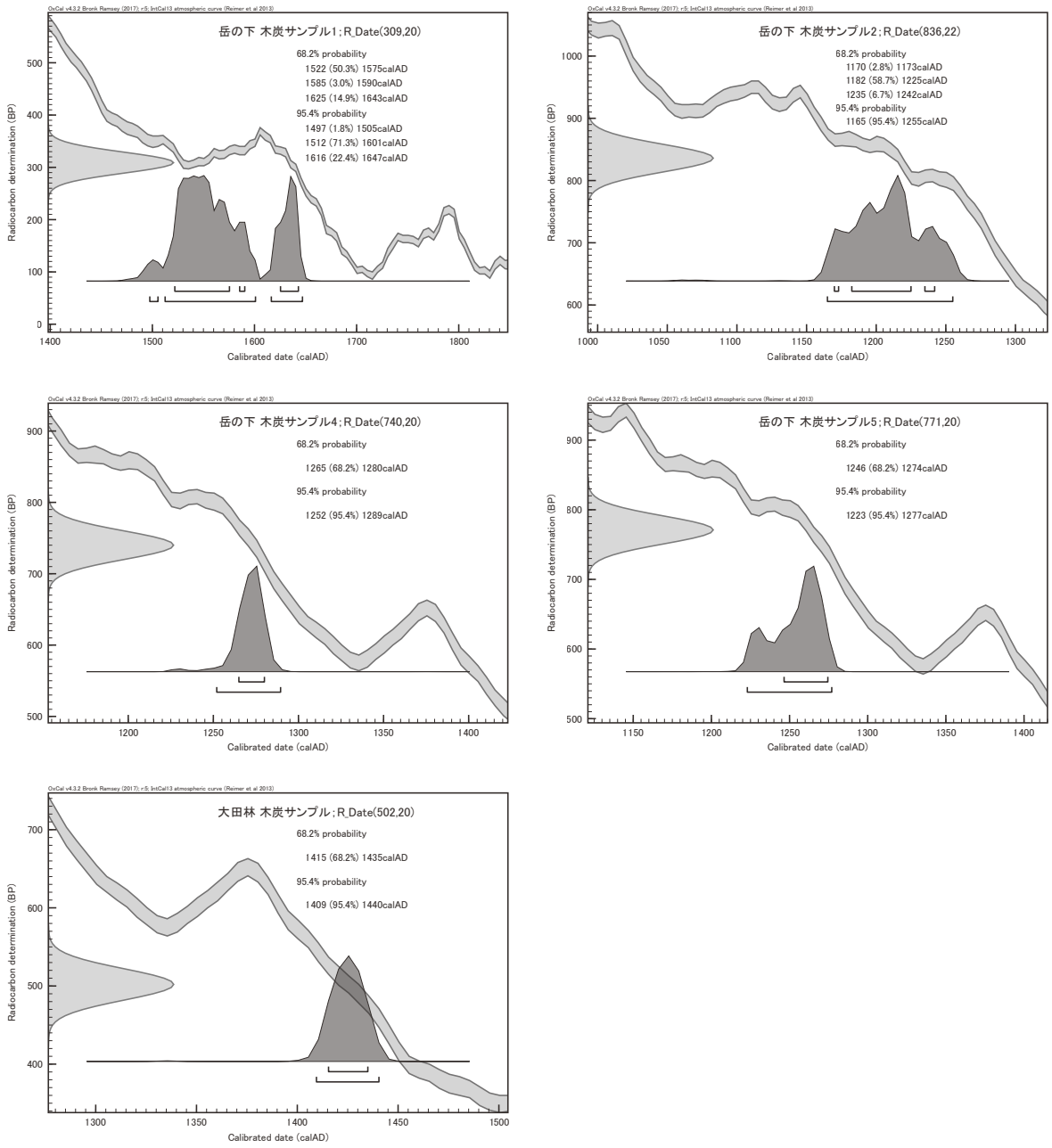

図３－68　暦年較正結果

740±20BP、同木炭サンプル５が770±20BP、大田林地区の２トレンチ９層の木炭サンプルが500±20BPである（表３－２）。

また、暦年較正結果（２σ暦年代範囲）は、岳の下地区の木炭サンプル１がcalAD 1497 － calAD 1647、同木炭サンプル２がcalAD 1165 － calAD 1255、同木炭サンプル４がcalAD 1252 － calAD 1289、同木炭サンプル５がcalAD 1223 － calAD 1277、大田林地区の２トレンチ９層の木炭サンプルがcalAD 1409 － calAD 1440を示す（表３－２、図３－68）。

②植物珪酸体分析

今回の試料は砂質であったことから、植物珪酸体の含有が極めて少ないことが予想されたため、上記の処理作業を進める前に、簡易的に試料を水に溶いて植物珪酸体の含有状態を確認した。いずれの試料も、含有が認められない、あるいは極めてわずかに見られたに過ぎなかった。そのため、通常の処理工程では検鏡しない、植物珪酸体を分離した残渣（植物珪酸体よりも重い部分）についても検鏡を試みた。

表３－３　植物珪酸体含量

（個/g）

分　類　群	1	2	3	4	5
イネ科葉部短細胞珪酸体					
タケ亜科	－	－	－	<100	－
不明	－	<100	－	<100	－
イネ科葉身機動細胞珪酸体					
イネ属	<100	<100	－	－	－
ススキ属	－	<100	－	<100	－
不明	<100	<100	－	<100	<100
合　計					
イネ科葉部短細胞珪酸体	0	<100	0	<100	0
イネ科葉身機動細胞珪酸体	<100	<100	0	<100	<100
植物珪酸体含量	<100	<100	0	<100	<100
イネ科起源（その他)					
棒状珪酸体	＊	＊	＊	＊	－
毛細胞起源	＊	－	－	＊	－
樹木起源					
マツ科	－	＊	－	－	－
クスノキ科	－	－	－	－	＊
その他					
珪藻殻片	－	＊	－	－	－
海綿骨針	－	＊	－	＊	－

含量は、10の位で丸めている(100単位にする)
合計は各分類群の丸めない数字を合計した後に丸めている
<100：100個/g未満
－：未検出,＊：含有

上述のような分析処理を行った結果を表３－３と写真３－209に示す。各試料からは、植物珪酸体が検出されない（試料番号３）、あるいは検出されても産出が極めて悪い（試料番号１，２，４，５）。検出された植物珪酸体の保存状態は、概して悪い。

なお、試料番号１と２では栽培植物であるイネ属が産出し、いずれも機動細胞珪酸体が見られる。またタケ亜科やススキ属などがわずかあるいは稀に認められる。この他に、イネ科起源（棒状珪酸体や毛細胞起源）も検出される。

この他、樹木起源として、試料番号２でマツ科、試料番号５でクスノキ科が検出される。さらに、植物珪酸体以外に珪藻殻片や海綿骨針も稀に認められる。

（５）考察

①放射性炭素年代測定

岳の下地区の木炭サンプルは、いずれも中世とされる砂層から出土した炭化材とされている。上記した暦年較正結果（２σ）では、木炭サンプル２，４，５が12～13世紀、木炭サンプル１が15世紀末～17世紀中頃に相当し、大きく２時期の暦年代範囲を示す（図３－69）。この結果は、試料の採取層位（位置）などの履歴の違いを反映している可能性もある。ただし、炭化材試料の観察では、表３－１に示すように、いずれも樹皮が残存しない炭化材であった。そのため、炭化材より得られた年代値の評価にあたっては、古木効果の影響も考慮する必要がある。一方、大田林地区の炭化材は、今回の結果をふまえると15世紀代の資料と推定されるが、岳の下地区の炭化材試料と同様に古木効果の影響を考慮する必要がある。

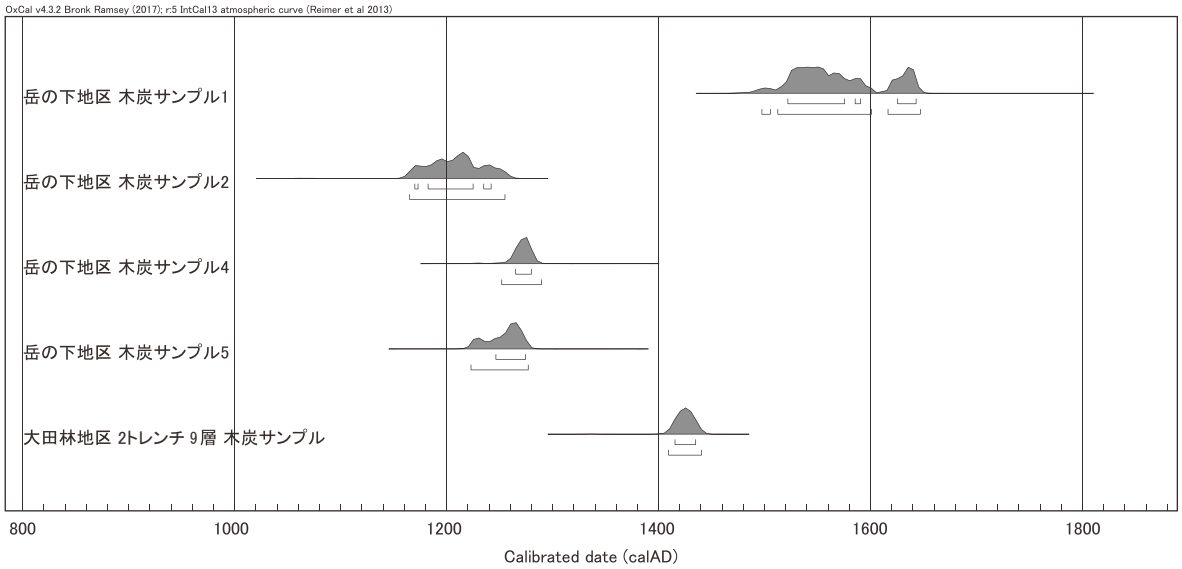

図３－69　暦年代値マルチプロット図

②植物珪酸体分析

１）試掘トレンチの立地環境

予察的な空中写真判読を試みたところ、試掘トレンチは、現海岸線背後に沿って延びる低地部分に位置しており、さらにわずかに高まりをなす地形の形成が認識される。また、試掘範囲では、潟湖などの存在が示唆される凹地地形が確認できない。試掘トレンチでは、試料が採取された層準より下位の深掘断面において、層状をなす礫質砂と砂層が互層状に累重する状況が断面写真から確認できる。また、試掘トレンチ断面の写真観察によると、掘削限界深度から表土までの堆積層には、砂丘砂と思われる淘汰の良い、比較的細粒の砂層の挟在が認められない。

以上をふまえると、試掘トレンチは、砂州や浜堤などの砂質堆積物の高まり（砂堆）上に立地すると考えられる。

ところで、試掘トレンチの後背には、空中写真判読によると、崖状の地形が海岸線に沿って連続する微地形が読みとれる。地形判読などから、この崖の上面は、後背の山地斜面が土砂流出してきた扇状地性（沖積錐）の堆積物からなる地形面とみられる。崖については、現海岸線の位置をふまえると、海食によって形成された可能性が考えられる。また、海食によって崖が形成される段階には、試掘トレンチが位置する低地部の埋没が進行していなかったと判断される。よって、試掘トレンチ付近では、波浪によって扇状地性の地形面の末端が侵食され、その後に低地が砂質堆積物で埋積されるような地形発達史があったと推定される。このような地形発達史については、高海水準期が存在する完新世中期以降の海面変動とも関係すると推測される。

２）古植生と土地利用

上述のように、今回の試料は粒度組成が非常に砂質であり、植物珪酸体がほとんど検出されなかった。このような試料の粒度組成と植物珪酸体の産状は、砂質海岸地形において高まりをなす試

掘トレンチ周辺の微地形とも極めて調和的である。分析結果では、湿潤な場所に生育するヨシ属が認められない。保存状態が不良のため詳細な同定に至らなかったものの、地形をふまえると、分析層準の時期にイネ科草本としては、周囲にササ類などのタケ亜科、開けた乾燥地を好むススキ属が分布していたとみられる。

なお、試料採取層準の上部にあたる試料番号１と２では、下位に比べ泥を多く含んでおり、本試料の形成時期に海側からの直接的な砂の供給が弱まったと推定される。この試料番号１と２の上位には、塊状無層理の暗褐色泥砂層が累重する。断面写真での層相の把握から、この暗褐色泥質砂層は、耕作土などの人為的擾乱堆積物の可能性がある。このような堆積層の層相をふまえると、試料番号１と２およびその上位の層準では、海浜部での土砂の埋積が穏やかになり、その場所において人間活動が行いやすくなり、その活動として耕作地の開発がなされたと推測される。この段階に相当する試料番号１と２では、僅かではあるが栽培種のイネ属が産出する。この分析結果から、試料番号１と２より上位の時期には、試掘トレンチやその付近で稲作が行われたと推測される。

上述のように試掘トレンチの陸側後背には、扇状地性の地形面末端部分に、波食によって形成されたと推測される崖が存在する。このような地形から、崖下付近に位置する試掘トレンチ付近は、陸側後背の山地斜面から涵養され、伏流した地下水が湧出する場所であると考えられる。試掘トレンチの断面写真でも、湧水が多い状況がうかがえる。予察的な地形の検討ではあるが、試掘トレンチ付近では、地下水位が高く、水稲栽培の可能であった領域が存在していたと推測される。

なお、試料番号２からは、樹木珪酸体としてマツ科の産出にも注意される。このようなマツ科の産出も、トレンチ付近の地表環境の安定化と、これに伴う付近の樹林化と関連した海岸植生としてのマツの生育と関係している可能性がある。

（田中義文・馬場健司・千葉博俊・高橋　敦・桒原繁和・辻　康男）

【引用・参考文献】

Bronk R. C., 2009, Bayesian analysis of radiocarbon dates. Radiocarbon ,51, 337-360.

近藤錬三,2010,プラント・オパール図譜.北海道大学出版会,387p.

Reimer, P. J., Bard, E., Bayliss, A., Beck, J. W., Blackwell, P. G., Bronk Ramsey, C., Grootes, P. M., Guilderson, T. P., Haflidason, H., Hajdas, I., Hatté, C., Heaton, T. J., Hoffmann, D. L., Hogg, A. G., Hughen, K. A., Kaiser, K. F., Kromer, B., Manning, S. W., Niu, M., Reimer, R. W., Richards, D. A., Scott, E. M., Southon, J. R., Staff, R. A., Turney, C. S. M., and van der Plicht, J., 2013, IntCal13 and Marine13 Radiocarbon Age Calibration Curves 0-50,000 Years cal BP. Radiocarbon, 55, 1869–1887.

Stuiver M. & Polach A.H., 1977, Radiocarbon 1977 Discussion Reporting of 14C Data. Radiocarbon,19, 355-363.

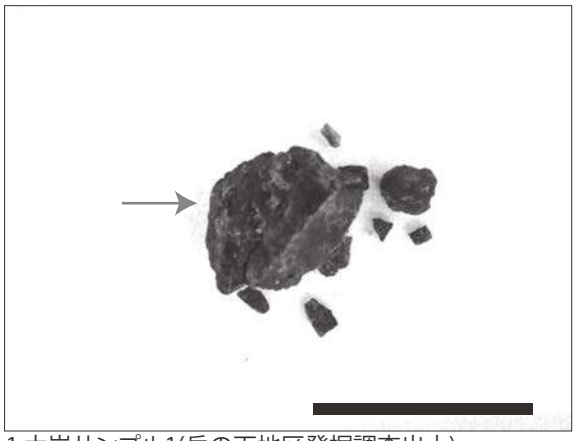

1.木炭サンプル1(岳の下地区発掘調査出土)

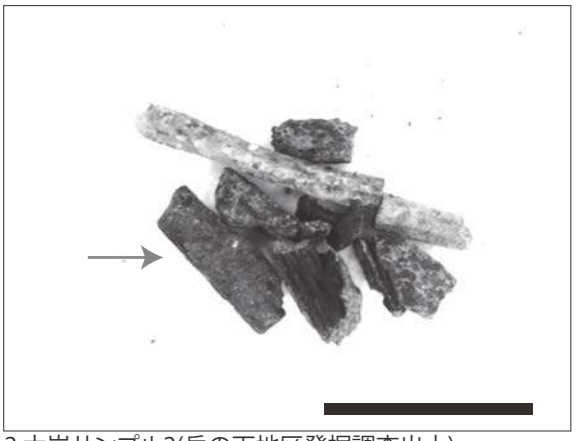

2.木炭サンプル2(岳の下地区発掘調査出土)

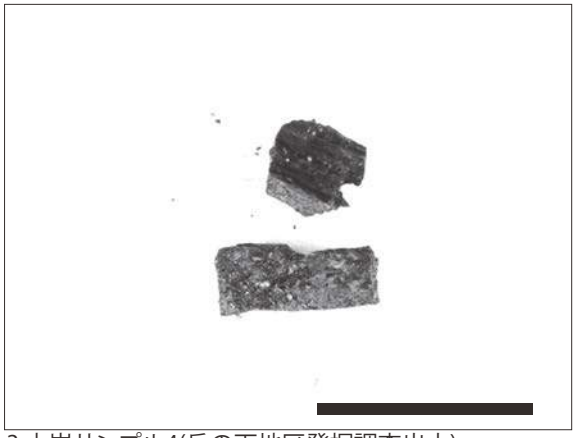

3.木炭サンプル4(岳の下地区発掘調査出土)

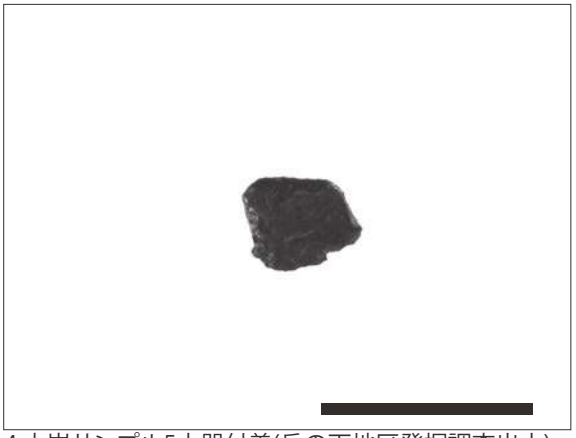

4.木炭サンプル5土器付着(岳の下地区発掘調査出土)

5.木炭サンプル(大田林地区試掘調査出土)

＊岳の下地区 木炭サンプル1,2は矢印で示した炭化材片を
放射性炭素年代測定に使用。
＊各写真中のバーは1cmを示す。

写真３－208　分析試料外観

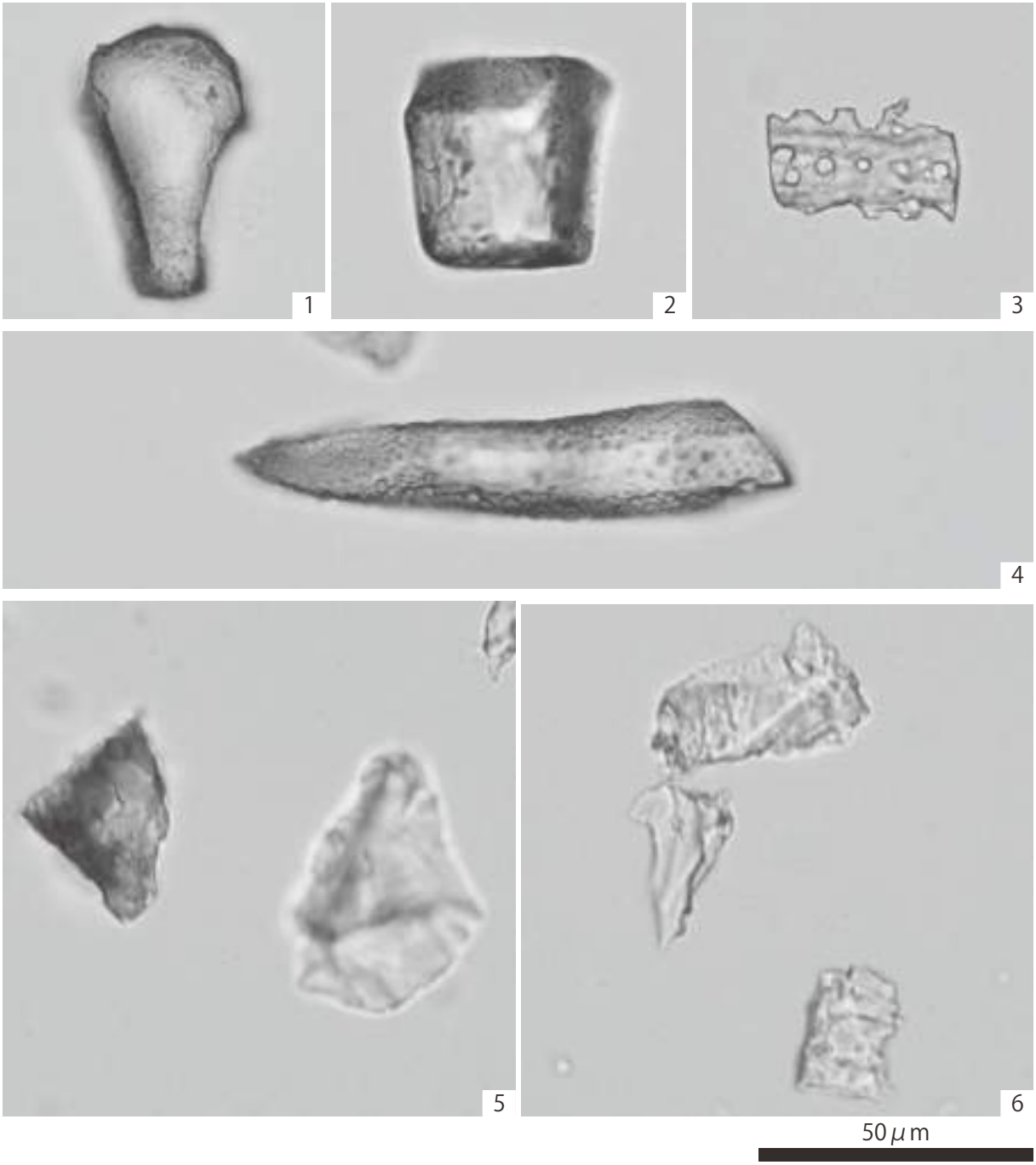

1. イネ属機動細胞珪酸体(試料番号1)　2. ススキ属機動細胞珪酸体(試料番号2)
3. マツ科葉部珪酸体(試料番号2)　4. クスノキ科葉部珪酸体(試料番号5)
5. 状況(鉱物粒子が散在)(試料番号3)　6. 状況(鉱物粒子が散在)(試料番号4)

写真３－209　植物珪酸体

６．放射性炭素年代測定

株式会社パレオ・ラボ

（１）はじめに

弓削島内の発掘調査地点である島尻海岸、東泉寺、願成寺、大田林地区より採取された試料について、加速器質量分析法（AMS法）による放射性炭素年代測定を行った。

（２）試料と方法

測定試料の情報、調製データは表３－４のとおりである。また、写真３－210に年代測定試料を示す。

① 試料 No.1 島尻海岸：9 層（浜床層）

② 試料 No.2 島尻海岸：22 層（浜床層）

③ 試料 No.3 東泉寺（33 層）

④ 試料 No.4 東泉寺（17・18SP）

⑤ 試料 No.5 東泉寺（31 層）

⑥ 試料 No.6 願成寺（12 層）

⑦ 試料 No.1 大田林地区：11 層（浜床層）

⑧ 試料 No.2 大田林地区：6 層（水田作土層か）

⑨ 試料 No.3 大田林地区：8 層（浜床層）

⑩ 試料 No.4 大田林地区：8 層（浜床層）

⑪ 試料 No.5 大田林地区：11 層（シルト層）

写真３－210 年代測定試料

表３－４　測定試料および処理

測定番号	遺跡データ	試料データ	前処理
PLD-40047	遺跡名：島尻海岸 調査区：2トレンチ 層位：9層（浜床層） 遺物No.0020 試料No.1	種類：炭化材 試料の性状：最終形成年輪以外 部位不明 状態：dry	超音波洗浄 酸・アルカリ・酸洗浄（塩酸：1.2 mol/L,水酸化ナトリウム：0.01 mol/L,塩酸：1.2 mol/L） セメンタイト化
PLD-40048	遺跡名：島尻海岸 調査区：2トレンチ 層位：22層（浜床層） 遺物No.0023 試料No.2	種類：炭化材 試料の性状：最終形成年輪以外 部位不明 状態：dry	超音波洗浄 酸・アルカリ・酸洗浄（塩酸：1.2 mol/L,水酸化ナトリウム：0.01 mol/L,塩酸：1.2 mol/L）
PLD-40049	遺跡名：東泉寺 調査区：1トレンチ 層位：33層 遺物No.0073 試料No.3	種類：炭化材 試料の性状：最終形成年輪以外 部位不明 状態：dry	超音波洗浄 酸・アルカリ・酸洗浄（塩酸：1.2 mol/L,水酸化ナトリウム：0.01 mol/L,塩酸：1.2 mol/L）
PLD-40050	遺跡名：東泉寺 調査区：1トレンチ 遺構：17・18SP 遺物No.0074 試料No.4	種類：炭化材 試料の性状：最終形成年輪以外 部位不明 状態：dry	超音波洗浄 酸・アルカリ・酸洗浄（塩酸：1.2 mol/L,水酸化ナトリウム：0.01 mol/L,塩酸：1.2 mol/L）
PLD-40051	遺跡名：東泉寺 調査区：1トレンチ 層位：31層 遺物No.0080 試料No.5	種類：炭化材 試料の性状：最終形成年輪以外 部位不明 状態：dry	超音波洗浄 酸・アルカリ・酸洗浄（塩酸：1.2 mol/L,水酸化ナトリウム：0.01 mol/L,塩酸：1.2 mol/L）
PLD-40052	遺跡名：願成寺 調査区：1トレンチ 層位：12層 遺物No.0022 試料No.6	種類：炭化材 試料の性状：最終形成年輪以外 部位不明 状態：dry	超音波洗浄 酸・アルカリ・酸洗浄（塩酸：1.2 mol/L,水酸化ナトリウム：0.01 mol/L,塩酸：1.2 mol/L）
PLD-40053	遺跡名：大田林地区 調査区：2レンチ 層位：11層（浜床層） 遺物No.0053 試料No.1	種類：炭化材 試料の性状：最終形成年輪以外　部位不明 状態：dry	超音波洗浄 有機溶剤処理：アセトン 酸・アルカリ・酸洗浄（塩酸：1.2 mol/L,水酸化ナトリウム：0.1 mol/L,塩酸：1.2 mol/L）
PLD-40054	遺跡名：大田林地区 調査区：3トレンチ 層位：6層（水田作土層か） 遺物No.0056 試料No.2	種類：炭化材 試料の性状：最終形成年輪以外　部位不明 状態：dry	超音波洗浄 有機溶剤処理：アセトン 酸・アルカリ・酸洗浄（塩酸：1.2 mol/L,水酸化ナトリウム：0.1 mol/L,塩酸：1.2 mol/L）
PLD-40055	遺跡名：大田林地区 調査区：4トレンチ 層位：8層（浜床層） 遺物No.0038 試料No.3	種類：炭化材 試料の性状：最終形成年輪以外　部位不明 状態：dry	超音波洗浄 有機溶剤処理：アセトン 酸・アルカリ・酸洗浄（塩酸：1.2 mol/L,水酸化ナトリウム：0.1 mol/L,塩酸：1.2 mol/L）
PLD-40056	遺跡名：大田林地区 調査区：4トレンチ 層位：8層（浜床層） 遺物No.0052 試料No.4	種類：炭化材 試料の性状：最終形成年輪以外　部位不明 状態：dry	超音波洗浄 有機溶剤処理：アセトン 酸・アルカリ・酸洗浄（塩酸：1.2 mol/L,水酸化ナトリウム：0.1 mol/L,塩酸：1.2 mol/L）
PLD-40057	遺跡名：大田林地区 調査区：4トレンチ 層位：11層（シルト層） 遺物No.0054 試料No.5	種類：炭化材 試料の性状：最終形成年輪以外　部位不明 状態：wet	超音波洗浄 有機溶剤処理：アセトン 酸・アルカリ・酸洗浄（塩酸：1.2 mol/L,水酸化ナトリウム：0.1 mol/L,塩酸：1.2 mol/L）

試料は調製後、加速器質量分析計（パレオ・ラボ、コンパクトAMS：NEC製 1.5SDH）を用いて測定した。得られた^{14}C濃度について同位体分別効果の補正を行った後、^{14}C年代、暦年代を算出した。

（３）結果

表３－５に、同位体分別効果の補正に用いる炭素同位体比（δ^{13}C）、同位体分別効果の補正を行って暦年較正に用いた年代値と較正によって得られた年代範囲、慣用に従って年代値と誤差を丸めて表示した^{14}C年代、暦年較正結果を、図３－70に暦年較正結果をそれぞれ示す。暦年較正に用いた年代値は下１桁を丸めていない値であり、今後暦年較正曲線が更新された際にこの年代値を用いて暦年較正を行うために記載した。

表３－５　放射性炭素年代測定および暦年較正の結果

測定番号	δ^{13}C（‰）	暦年較正用年代（yrBP±1σ）	^{14}C 年代（yrBP±1σ）	^{14}C年代を暦年代に較正した年代範囲	
				1σ暦年代範囲	2σ暦年代範囲
PLD-40047 試料No.1 遺物No.0020	−36.56±0.64	459±38	460±40	1419-1454 cal AD （68.2%）	1405-1491 cal AD （94.3%） 1603-1610 cal AD （ 1.1%）
PLD-40048 試料No.2 遺物No.0023	−25.75±0.29	622±19	620±20	1300-1320 cal AD （28.4%） 1350-1369 cal AD （26.2%） 1381-1391 cal AD （13.6%）	1293-1329 cal AD （37.6%） 1341-1397 cal AD （57.8%）
PLD-40049 試料No.3 遺物No.0073	−25.84±0.24	1046±19	1045±20	991-1016 cal AD （68.2%）	974-1024 cal AD （95.4%）
PLD-40050 試料No.4 遺物No.0074	−26.78±0.25	867±19	865±20	1164-1206 cal AD （68.2%）	1056-1076 cal AD （ 4.1%） 1153-1220 cal AD （91.3%）
PLD-40051 試料No.5 遺物No.0080	−26.21±0.28	862±19	860±20	1166-1208 cal AD （68.2%）	1058-1074 cal AD （ 1.8%） 1153-1224 cal AD （93.6%）
PLD-40052 試料No.6 遺物No.0022	−25.34±0.26	627±19	625±20	1299-1317 cal AD （27.7%） 1353-1371 cal AD （25.3%） 1379-1390 cal AD （15.2%）	1291-1328 cal AD （37.9%） 1342-1395 cal AD （57.5%）
PLD-40053 試料No.1 遺物No.0053	−28.79±0.31	961±19	960±20	1026-1046 cal AD （27.1%） 1093-1121 cal AD （34.1%） 1141-1147 cal AD （ 7.0%）	1021-1054 cal AD （33.4%） 1079-1154 cal AD （62.0%）
PLD-40054 試料No.2 遺物No.0056	−26.16±0.28	177±18	175±20	Post-bomb NH2 2013: 1668-1681 cal AD （14.6%） 1738-1755 cal AD （15.7%） 1762-1781 cal AD （21.2%） 1797-1802 cal AD （ 5.0%） 1937-1948 cal AD （10.6%） 1951-1952 cal AD （ 1.1%）	Post-bomb NH2 2013: 1665-1685 cal AD （17.8%） 1731-1785 cal AD （47.1%） 1795-1808 cal AD （ 9.5%） 1927-1954 cal AD （21.0%）
PLD-40055 試料No.3 遺物No.0038	−26.10±0.28	796±19	795±20	1224-1258 cal AD （68.2%）	1215-1270 cal AD （95.4%）
PLD-40056 試料No.4 遺物No.0052	−26.61±0.31	793±20	795±20	1224-1236 cal AD （24.8%） 1241-1261 cal AD （43.4%）	1216-1271 cal AD （95.4%）
PLD-400571 試料No.5 遺物No.0054	−27.64±0.25	954±19	955±20	1030-1046 cal AD （20.9%） 1091-1121 cal AD （38.1%） 1140-1148 cal AD （ 9.2%）	1022-1058 cal AD （28.7%） 1076-1155 cal AD （66.7%）

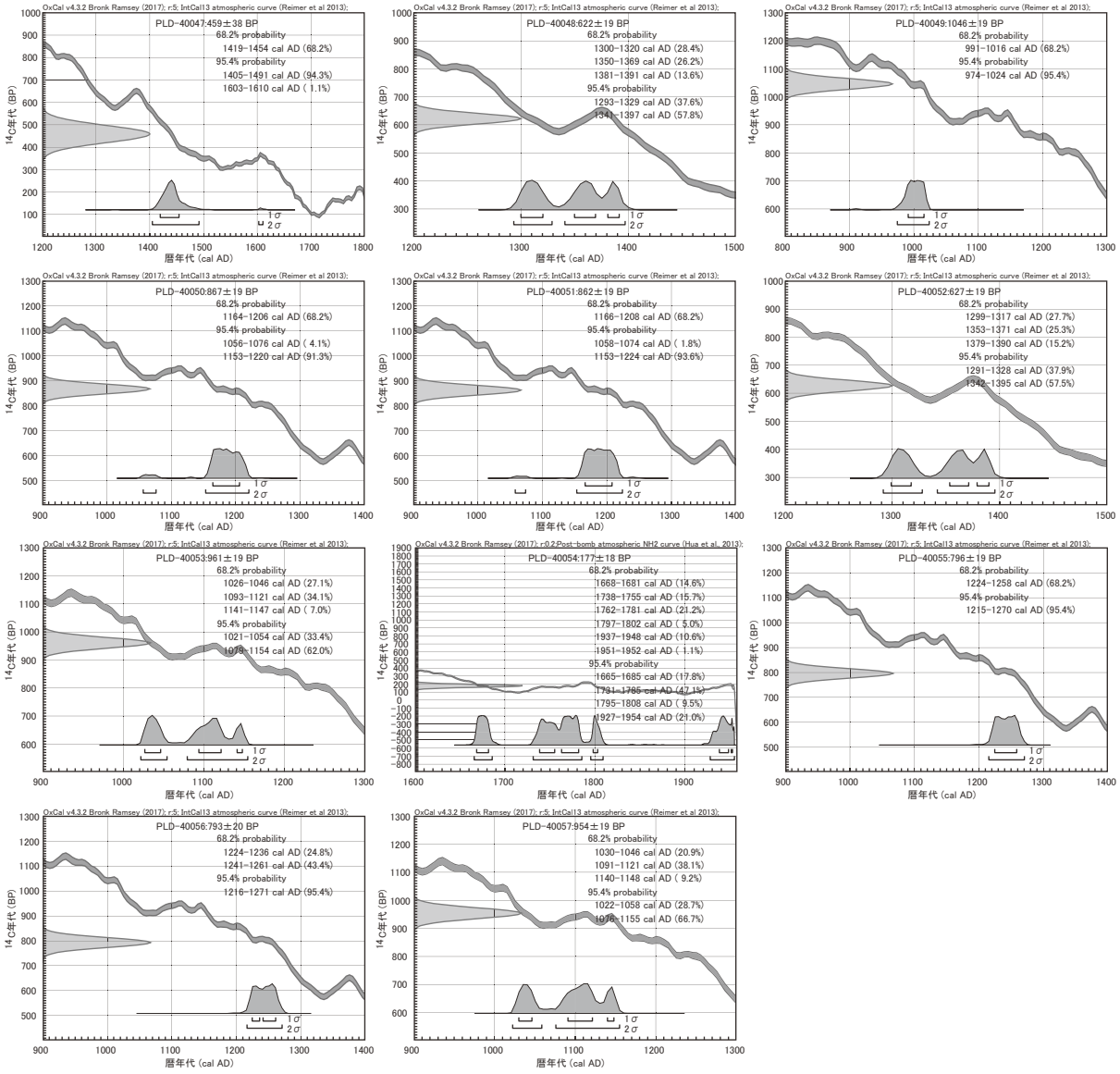

図３－70　暦年較正結果

^{14}C年代はAD1950年を基点にして何年前かを示した年代である。^{14}C年代（yrBP）の算出には、^{14}Cの半減期としてLibbyの半減期5568年を使用した。また、付記した^{14}C年代誤差（±1σ）は、測定の統計誤差、標準偏差等に基づいて算出され、試料の^{14}C年代がその^{14}C年代誤差内に入る確率が68.2%であることを示す。

なお、暦年較正の詳細は以下のとおりである。

暦年較正とは、大気中の^{14}C濃度が一定で半減期が5568年として算出された^{14}C年代に対し、過去の宇宙線強度や地球磁場の変動による大気中の^{14}C濃度の変動、および半減期の違い（^{14}Cの半減期5730±40年）を較正して、より実際の年代値に近いものを算出することである。

^{14}C年代の暦年較正にはOxCal4.3（較正曲線データ：IntCal13、暦年較正結果が1950年以降にのびる試料についてはPost-bomb atmospheric NH2）を使用した。なお、１σ暦年代範囲は、OxCalの確率法を使用して算出された^{14}C年代誤差に相当する68.2％信頼限界の暦年代範囲であり、同様に２σ暦年代範囲は95.4％信頼限界の暦年代範囲である。カッコ内の百分率の値は、その範囲内に暦年代が入る確率を意味する。グラフ中の縦軸上の曲線は^{14}C年代の確率分布を示し、二重曲線は暦年較正曲線を示す。

（４）考察

①島尻海岸、東泉寺、願成寺

図３－71に、今回の測定結果のマルチプロット図を示す。２σの暦年較正年代は、島尻海岸の２トレンチの９層（浜床層）の試料No.1（PLD-40047）が15世紀初頭～末および17世紀初頭、22層（浜床層）の試料No.2（PLD-40048）が13世紀末～14世紀末である。東泉寺の１トレンチでは、33層の試料No.3（PLD-40049）が10世紀後半～11世紀前半、17・18SPの試料No.4（PLD-40050）が11世紀中頃～13世紀前半、31層の試料No.5（PLD-40051）が11世紀中頃～13世紀前半である。願成寺の１トレンチ12層の試料No.6（PLD-40052）が、13世紀末～14世紀末である。

②大田林地区

図３－72に今回の測定結果のマルチプロット図、図３－73に唯一17世紀以降の暦年較正年代を示した３トレンチ６層（水田作土層か）の試料No.2（PLD-40054）を除いた４試料のマルチプロット図を示す。

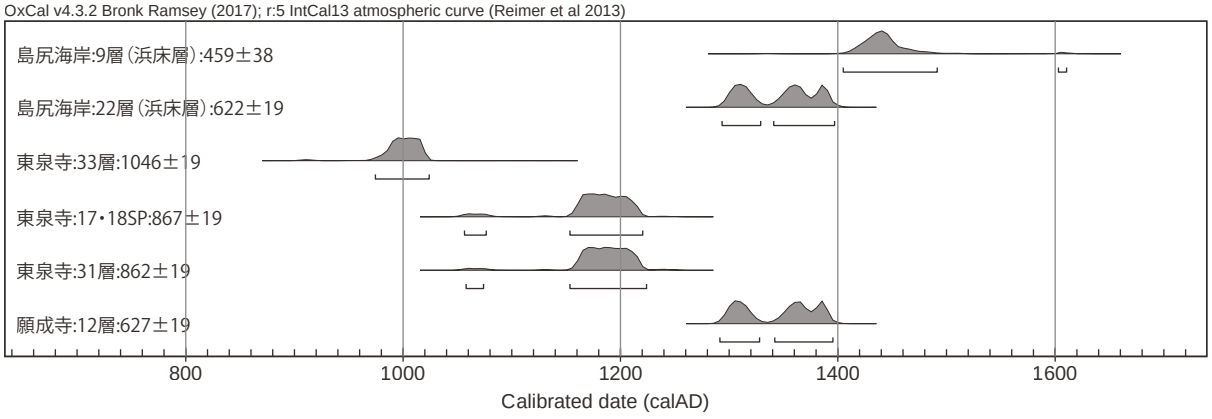

図３－71　暦年代値マルチプロット図（１）

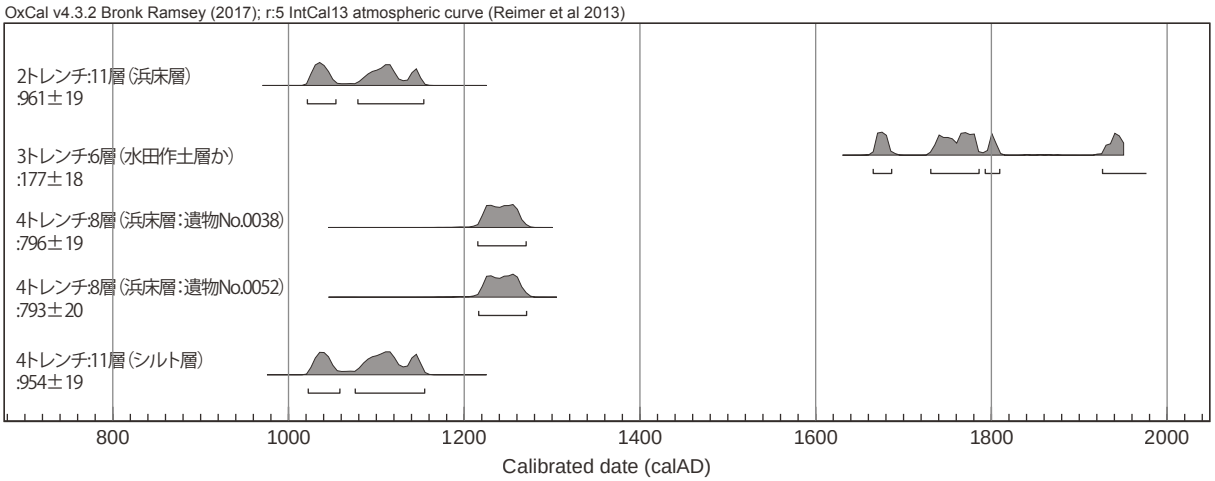

図３－72　暦年代値マルチプロット図（２）

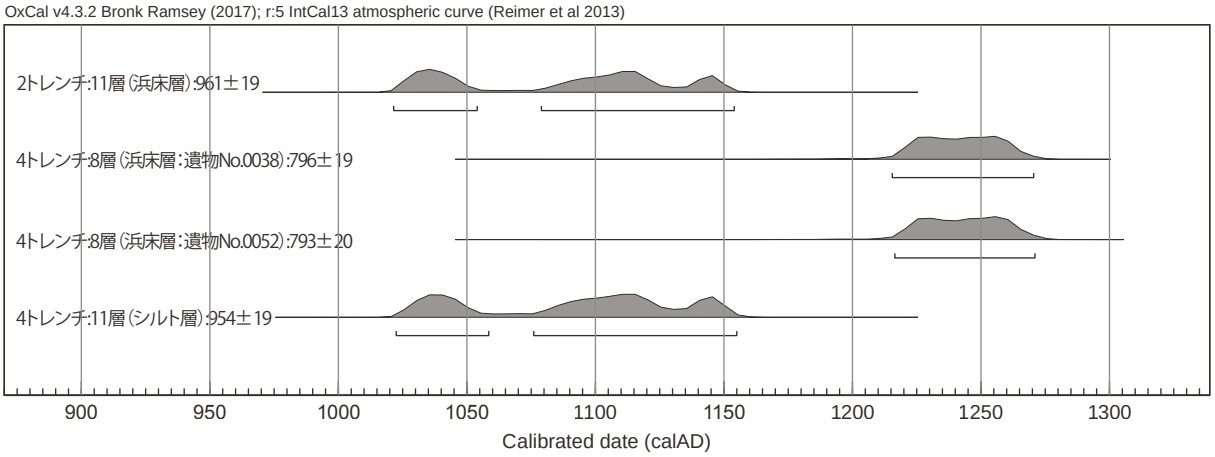

図３－73　暦年代値マルチプロット図（３）

２σの暦年較正年代は、２トレンチの11層（浜床層）の遺物No.0053（試料No.1：PLD-40053）が11世紀前半～12世紀中頃、３トレンチ６層（水田作土層か）の遺物No.0056（試料No.2：PLD-40054）が17世紀後半～19世紀初頭および20世紀前半～中頃、４トレンチの８層（浜床層）の遺物No.0038（試料No.3：PLD-40055）と遺物No.0052（試料No.4：PLD-40056）が13世紀代、４トレンチの11層（シルト層）の遺物No.0054（試料No.5：PLD-40057）が11世紀前半～12世紀中頃である。

パレオ・ラボAMS年代測定グループ

（伊藤　茂・佐藤正教・廣田正史・山形秀樹・Zaur Lomtatidze・辻　康男）

【引用・参考文献】

Bronk Ramsey, C. (2009) Bayesian Analysis of Radiocarbon dates. Radiocarbon, 51(1), 337-360.

Hua, Q., Barbetti, M. and Rakowski, A.Z. (2013) Atmospheric Radiocarbon for the Period 1950–2010. Radiocarbon, 55(4), 1-14.

中村俊夫（2000）放射性炭素年代測定法の基礎．日本先史時代の^{14}C年代編集委員会編「日本先史時代の^{14}C年代」：3-20, 日本第四紀学会.

大森貴之・山﨑孔平・椛澤貴行・板橋・悠、尾嵜大真・米田穣（2017）微量試料の高精度放射性炭素年代測定．「第20回AMSシンポジウム」：55, 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　核燃料・バックエンド研究開発部門　東濃地科学センター.

Reimer, P.J., Bard, E., Bayliss, A., Beck, J.W., Blackwell, P.G., Bronk Ramsey, C., Buck, C.E., Cheng, H., Edwards, R.L., Friedrich, M., Grootes, P.M., Guilderson, T.P., Haflidason, H., Hajdas, I., Hatte, C., Heaton, T.J., Hoffmann, D.L., Hogg, A.G., Hughen, K.A., Kaiser, K.F., Kromer, B., Manning, S.W., Niu, M., Reimer, R.W., Richards, D.A., Scott, E.M., Southon, J.R., Staff, R.A., Turney, C.S.M. and van der Plicht, J.(2013) IntCal13 and Marine13 Radiocarbon Age Calibration Curves 0–50,000 Years cal BP. Radiocarbon, 55(4), 1869-1887.

７．高浜八幡神社で検出された塩田面の自然科学分析

株式会社パレオ・ラボ

（１）はじめに

愛媛県越智郡上島町弓削上弓削に所在する高浜八幡神社境内の発掘調査では、塩田面（浜床）と考えられる固結した砂層からなる硬化面が検出された。この硬化面の構築年代および形成過程と砂層の固結要因の検討ために、加速器質量分析法（AMS法）による放射性炭素年代測定、不撹乱堆積物試料の土壌薄片観察、蛍光X線分析とX線回折分析を行った。

（２）放射性炭素年代測定

①試料と方法

測定試料の情報、調製データは表３－６のとおりである。また、試料写真を写真３－211に示す。

試料を、下位から層位順に整理すると、以下のようになる。塩田面である浜床層の基盤に相当する22層の浜床下層のクロスナ層からは、遺物No.0019（炭化材：マツ属複維管束亜属）と遺物No.0029（海洋性の貝：マガキ？）が採取された。塩田面の浜床層の20層からは、遺物No.0018（炭化材：アカガシ亜属）、浜床直上の塩浜土手の崩落土？の18層もしくは塩浜土手構築層の19層からは、遺物No.0010（海洋性の貝：不明貝類）が採取された。

試料は調製後、加速器質量分析計（パレオ・ラボ、コンパクトAMS：NEC製 1.5SDH）を用いて測定した。得られた^{14}C濃度について同位体分別効果の補正を行った後、^{14}C年代、暦年代を算出した。

表３－６　測定試料および処理

測定番号	遺跡データ	試料データ	前処理
PLD-37800	遺構：浜床の下のクロスナ層 層位：22層 遺物No.0019 備考：H300829	種類：炭化材（マツ属複維管束亜属） 試料の性状：最終形成年輪以外　部位不明 状態：dry	超音波洗浄 有機溶剤処理：アセトン 酸・アルカリ・酸洗浄（塩酸：1.2N,水酸化ナトリウム：1.0N,塩酸：1.2N）
PLD-37801	遺構：浜床 層位：20層 遺物No.0018 備考：H300829	種類：炭化材（コナラ属アカガシ亜属） 試料の性状：最終形成年輪以外　部位不明 状態：dry	超音波洗浄 有機溶剤処理：アセトン 酸・アルカリ・酸洗浄（塩酸：1.2N,水酸化ナトリウム：1.0N,塩酸：1.2N）
PLD-37802	遺構：浜床の下のクロスナ層 層位：22層 遺物No.0029 備考：H300831	種類：貝（海洋性）（イボタガキ科マガキ?） 状態：dry	超音波洗浄 酸エッチング（塩酸：1.2N)
PLD-37803	遺構：浜床直上 層位：18層または19層 遺物No.0010 備考：H300816	種類：貝（海洋性）（貝類（不明貝類） 状態：dry	超音波洗浄 酸エッチング（塩酸：1.2N)

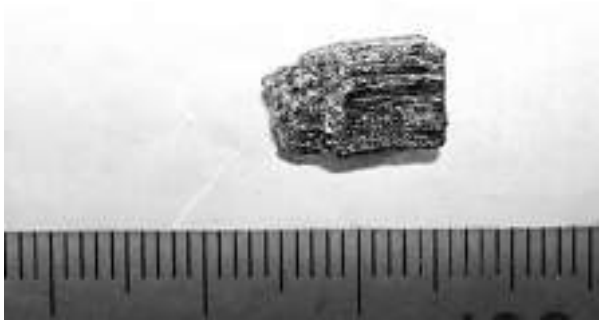

① 20 層：0018

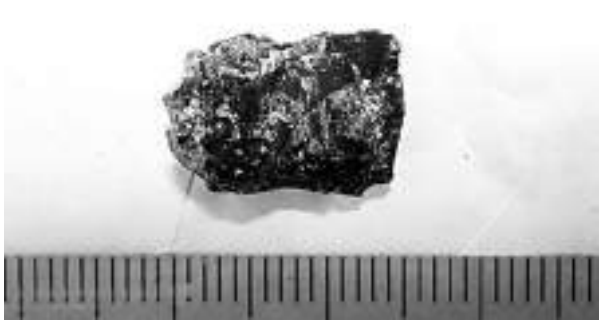

② 22 層：0019

③ 18 層または 19 層：0010

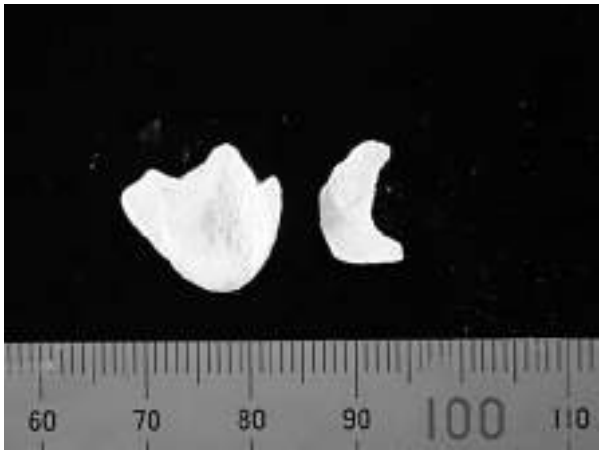

④ 18 層または 19 層：0010

⑤ 22 層：0029

⑥ 22 層：0029

写真３－211　年代試料外観

②結果

表３－７に、同位体分別効果の補正に用いる炭素同位体比（$\delta^{13}C$）、同位体分別効果の補正を行って暦年較正に用いた年代値と較正によって得られた年代範囲、慣用に従って年代値と誤差を丸

表３－７　放射性炭素年代測定および暦年較正の結果

測定番号	δ13C (‰)	暦年較正用年代 (yrBP±1σ)	14C 年代 (yrBP±1σ)	14C年代を暦年代に較正した年代範囲	
				1σ暦年代範囲	2σ暦年代範囲
PLD-37800 遺物No.0019	-27.16±0.23	1085±20	1085±20	901-921 cal AD (23.7%) 961-991 cal AD (44.5%)	895- 929 cal AD (29.6%) 940-1014 cal AD (65.8%)
PLD-37801 遺物No.0018	-25.77±0.24	1139±19	1140±20	886-902 cal AD (19.0%) 920-962 cal AD (49.2%)	778-790 cal AD (2.5%) 827-841 cal AD (1.6%) 865-977 cal AD (91.3%)
PLD-37802 遺物No.0029	-0.04±0.27	1490±19	1490±20	Marine13: 881-964 cal AD (68.2%)	Marine13: 830-990 cal AD (95.4%)
PLD-37803 遺物No.0010	0.60±0.26	1221±18	1220±20	Marine13: 1165-1230 cal AD (68.2%)	Marine13: 1121-1264 cal AD (95.4%)

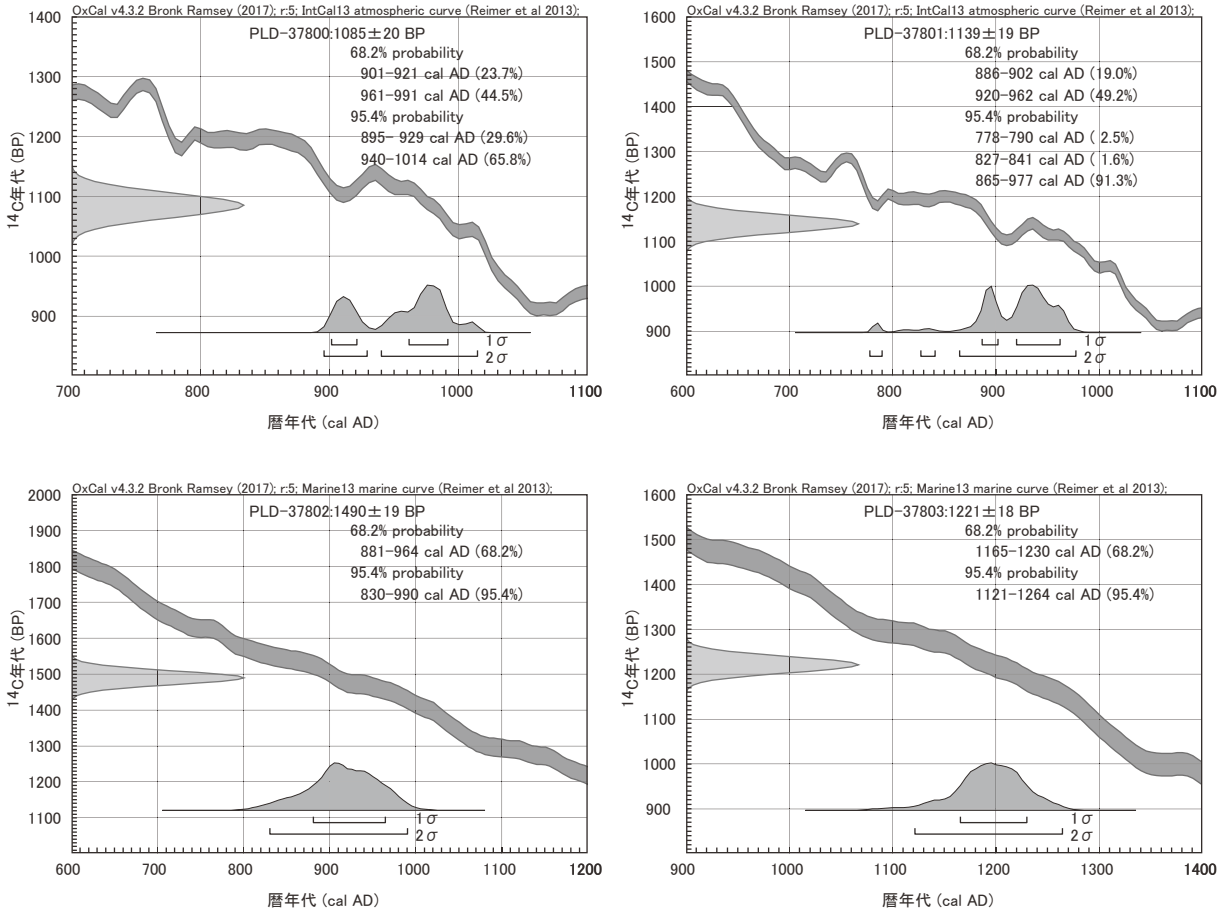

図３－74　暦年較正結果

めて表示した^{14}C年代、暦年較正結果を、図３－74に暦年較正結果をそれぞれ示す。暦年較正に用いた年代値は下１桁を丸めていない値であり、今後暦年較正曲線が更新された際にこの年代値を用いて暦年較正を行うために記載した。

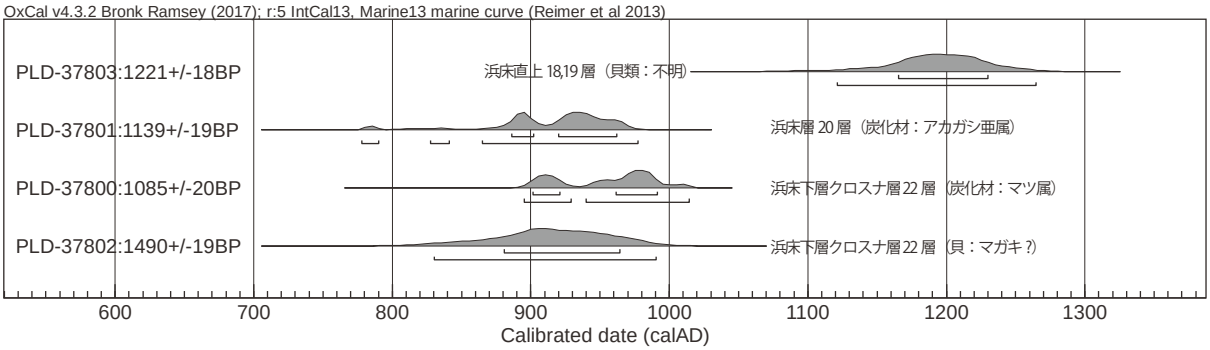

図３－75　暦年代値マルチプロット図

^{14}C年代はAD1950年を基点にして何年前かを示した年代である。^{14}C年代（yrBP）の算出には、^{14}Cの半減期としてLibbyの半減期5568年を使用した。また、付記した^{14}C年代誤差（±1σ）は、測定の統計誤差、標準偏差等に基づいて算出され、試料の^{14}C年代がその^{14}C年代誤差内に入る確率が68.2%であることを示す。

なお、暦年較正の詳細は以下のとおりである。

暦年較正とは、大気中の^{14}C濃度が一定で半減期が5568年として算出された^{14}C年代に対し、過去の宇宙線強度や地球磁場の変動による大気中の^{14}C濃度の変動、および半減期の違い（^{14}Cの半減期5730±40年）を較正して、より実際の年代値に近いものを算出することである。

^{14}C年代の暦年較正にはOxCal4.3（較正曲線データ：IntCal13、海洋性試料についてはMarine13）を使用した。なお、１σ暦年代範囲は、OxCalの確率法を使用して算出された^{14}C年代誤差に相当する68.2%信頼限界の暦年代範囲であり、同様に２σ暦年代範囲は95.4%信頼限界の暦年代範囲である。カッコ内の百分率の値は、その範囲内に暦年代が入る確率を意味する。グラフ中の縦軸上の曲線は^{14}C年代の確率分布を示し、二重曲線は暦年較正曲線を示す。

③考察

海洋性試料の^{14}C年代は、海域ごとにリザーバー効果が異なるため海域差が生じる。したがって、より確かな年代を求めるためには、試料が生息していた海域における補正値（ΔR）を用いて海域差を補正する必要がある。今回は、Marine13の暦年代較正曲線をそのまま用いた。

各試料の２σ暦年代範囲を下位から層位順に記載すると、浜床下層のクロスナ層の22層の２点は、遺物No.0019（マツ属複維管束亜属：PLD-37800）が895-1014 cal AD、遺物No.0029（マガキ？：PLD-37802）が830-990 cal ADである。浜床層の20層の遺物No.0018（アカガシ亜属：PLD-37801）は、778-977 cal ADである。浜床直上の18層もしくは19層の遺物No.0010（不明貝類：PLD-37803）は、1121-1264 cal ADである。上記の年代値を示したマルチプロット図を図３－75に示す。

炭化材の年代値では、浜床下層の22層と浜床層の20層の暦年代の一部が層位的に逆転しており、浜床下層の22層で９世紀末～11世紀前半、浜床層の20層で８世紀後半～10世紀後半の暦年代範囲で

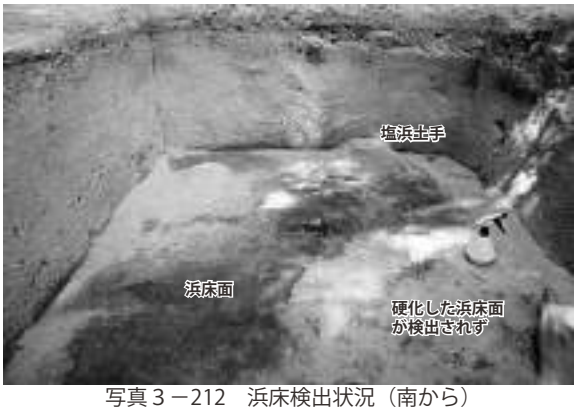

写真３－212　浜床検出状況（南から）

写真３－213　調査区壁面堆積状況（西壁）

写真３－214　調査区壁面堆積状況（北壁と東壁）

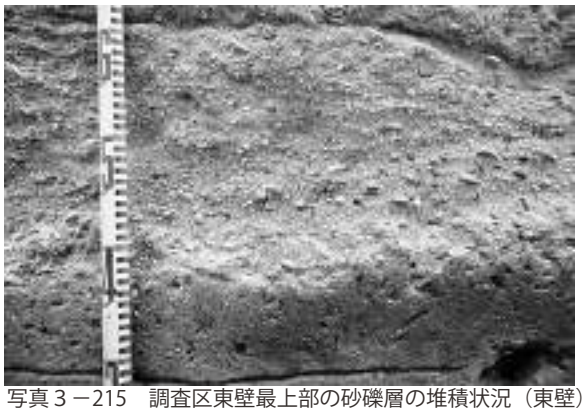
写真３－215　調査区東壁最上部の砂礫層の堆積状況（東壁）

写真３－216　浜床直上の被覆堆積状況（西壁）

写真３－217　先行試掘トレンチの位置（南から）

写真３－218　先行試掘トレンチ北壁堆積状況

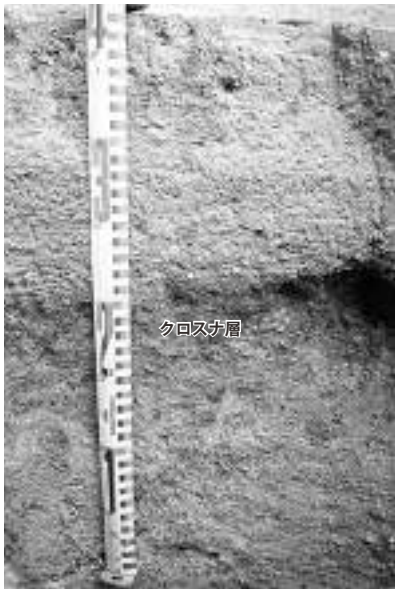

写真３－219　先行試掘トレンチ北壁堆積状況

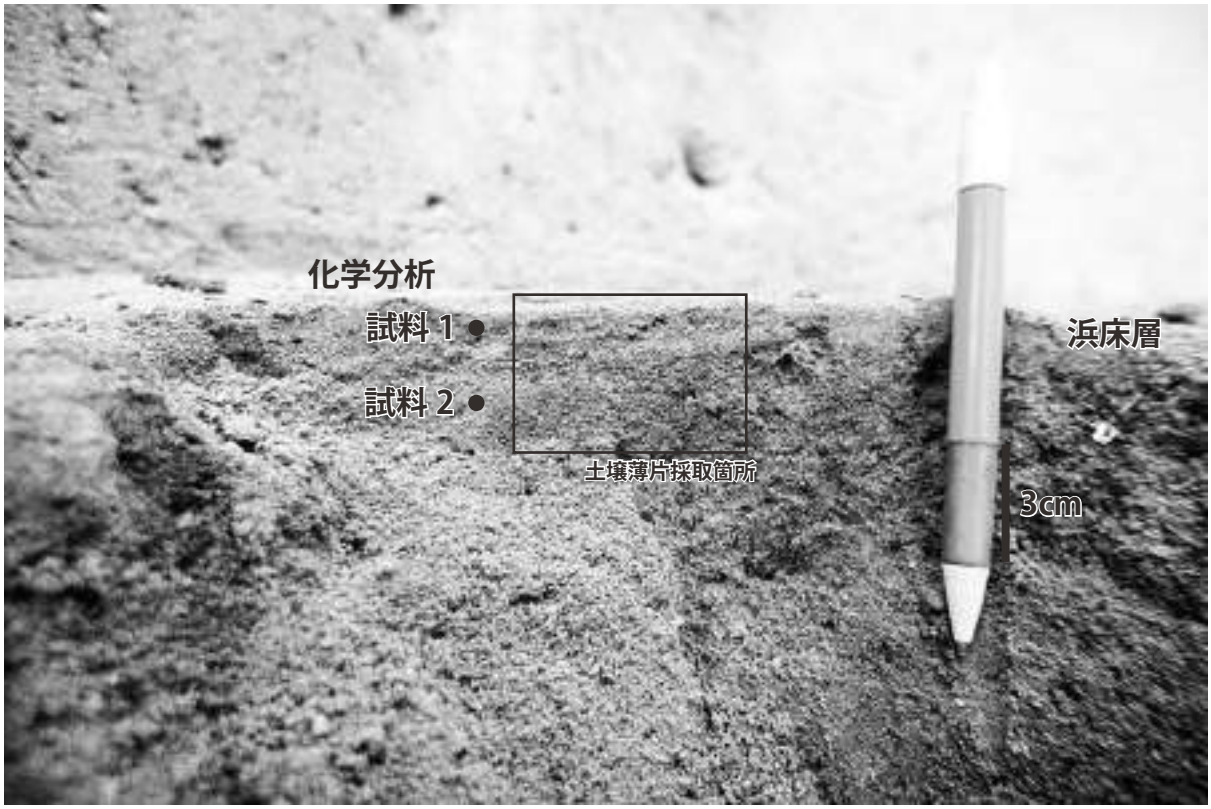

写真３－220　浜床層の堆積状況（試掘トレンチ北壁）

写真３－221　浜床層の接写（試掘トレンチ北壁）

ある。また、浜床下層の22層のマガキ？は、９世紀前半～10世紀末の暦年代であった。浜床直上の18層もしくは19層の不明貝類は、12世紀前半～13世紀後半の暦年代であり、浜床層およびその下層と層位的に矛盾のない測定結果が得られた。

以上の年代測定結果から、塩田面と考えられる浜床層は、浜床層とその下層の年代値にもとづくと８世紀後半～11世紀前半以降に形成されたと推定される。さらに、浜床直上の年代値をふまえると、浜床層は12世紀前半～13世紀後半以前に形成された可能性が高いと判断される。

パレオ・ラボAMS年代測定グループ

（伊藤　茂・佐藤正教・廣田正史・山形秀樹・Zaur Lomtatidze・辻　康男）

（３）土壌薄片観察

①試料と方法

［分析試料］

高浜八幡神社は、弓削島の西海岸に形成された浜堤上に位置する。試料採取地点の堆積状況を写真３－212～221に示す。検出された浜床は、塩浜土手と考えられる畦状の遺構を伴う（写真３－212）。また、浜床の検出面の東半部では硬化面が認められず、しまりのない砂層が堆積する。浜床の基盤層は、細礫混じりの粗粒砂～極粗粒砂からなる浜堤堆積物で構成される。浜床の約15cm下位には、腐植を多く含む土壌化した砂層（クロスナ層）が、浜堤堆積物の礫質砂層に挟在する（写真３－218、219）。浜床は、基盤層と同様の粒度組成を示す浜堤堆積物に被覆される（写真３－213、214、216）。この浜堤堆積物は、陸側である東方に向かって傾斜して堆積している（写真３－214）。このような浜堤堆積物の傾斜や周辺の地形および古い空中写真の判読から、浜堤と陸側後背の山地斜面との間には、堤間湿地のような地形的に低い凹地が存在したと推定される。

浜堤堆積物については、最上部が土壌化している（写真３－214、215）。相対的に低い調査区の東壁では、粗粒の中礫（16～32mm）以細の礫を多く含む極粗粒砂～細礫が、土壌化した浜堤堆積物の表層を覆って堆積する（写真３－214、215）。この砂礫層は、波の営力で堆積したと考えられるが、下位の浜堤堆積物と粒度組成が大きく異なっており、着目される。

土壌薄片試料は、先行試掘トレンチの北壁で採取した（写真３－217）。試料採取位置と浜床を構成する堆積層（浜床層）の堆積状況を写真３－220・221に示す。

［分析方法］

土壌薄片の作成は、まず試料を80℃で１日間乾燥した後、樹脂（ペトロポキシおよびシアノボンド）で固化を行い、片面の研磨を実施した。次に、スーパーセメダインを用いて研磨面をスライドガラスに接着する。その後、厚さ70μm程度になるまで反対側の面を研磨し、カナダバルサムによりカバーグラスを接着した。なお、土壌薄片による層相や構造記載については、久馬・八木訳監修（1989）の「土壌薄片記載ハンドブック」を参照した。

②結果

土壌薄片画像を図３－76、顕微鏡画像を図３－77～79（写真１～24）に示す。

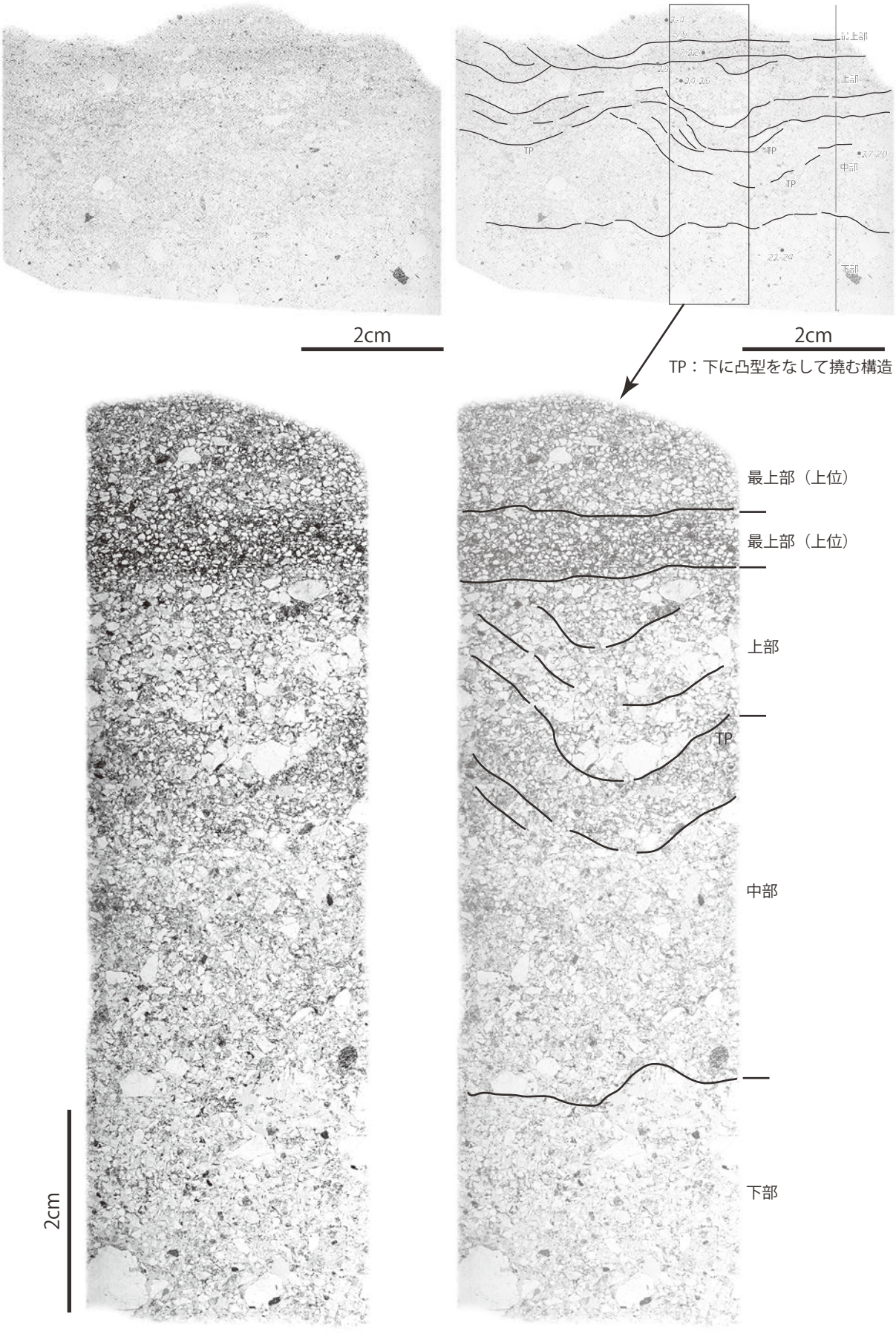

図３－76　土壌薄片画像

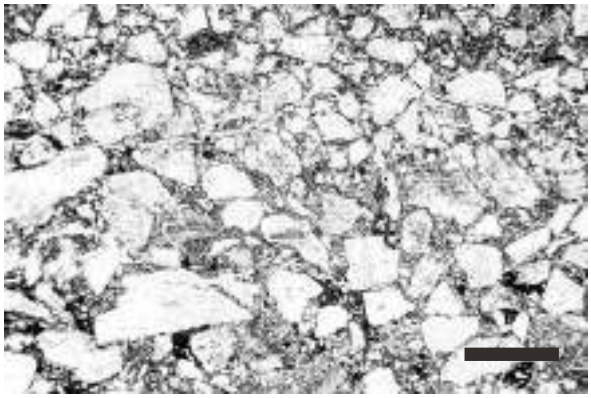

写真 1　最上部（上位）：PPL

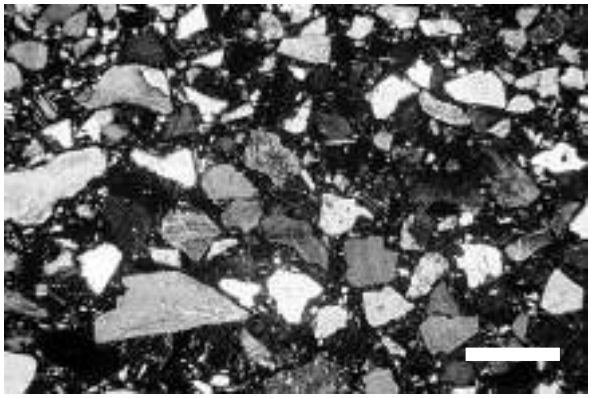

写真 2　（写真 1 の XPL）

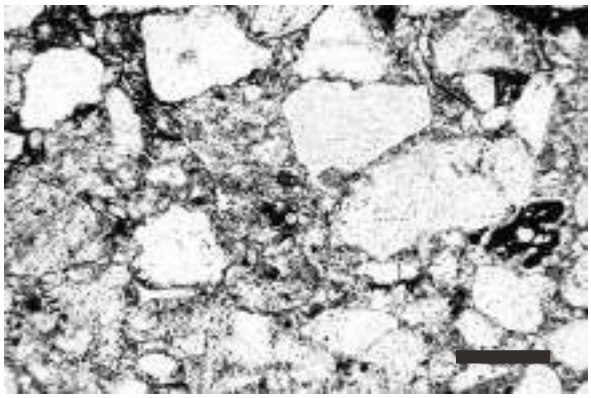

写真 3　最上部（上位）：PPL

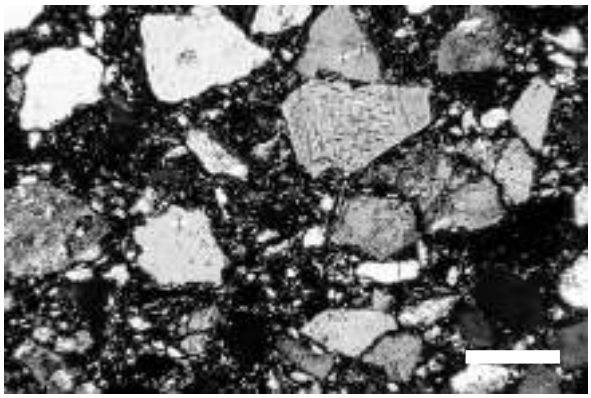

写真 4　（写真 3 の XPL）

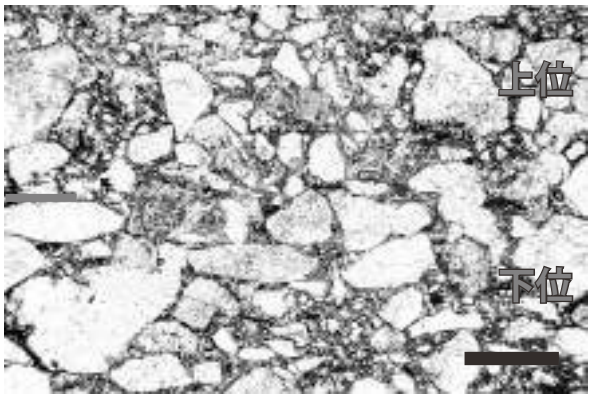

写真 5　最上部（上位）と（下位）の層界：PPL

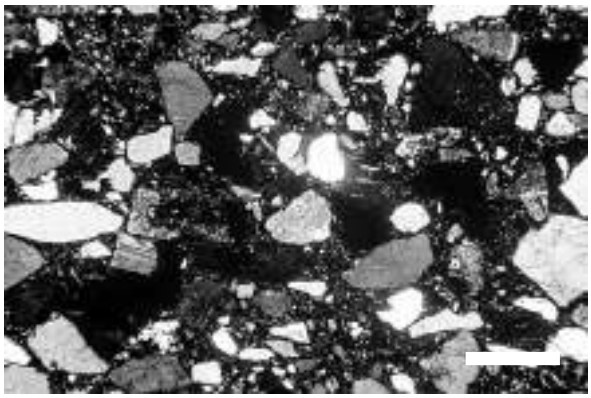

写真 6　（写真 5 の XPL）

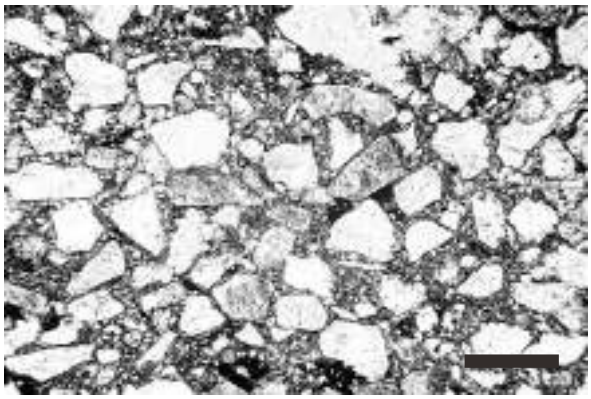

写真 7　最上部（下位）：PPL

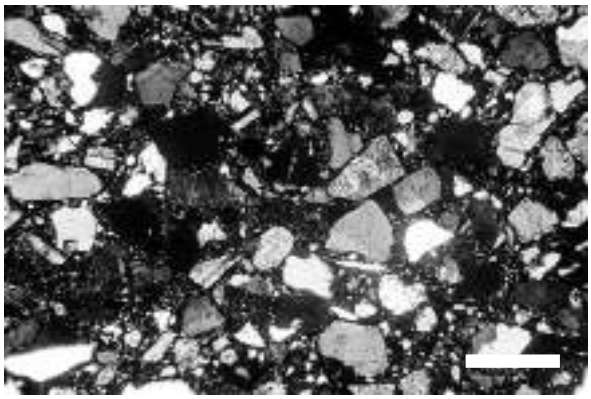

写真 8　（写真 7 の XPL）

PPL：下方ポーラー　XPL：直交ポーラー　スケール : 写真 1,3 が 0.2mm, それ以外は 0.5mm

図３－77　顕微鏡画像（その1）

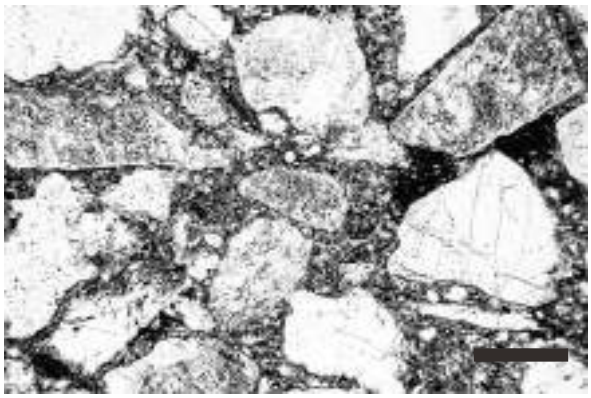
写真 9　最上部（下位）：PPL

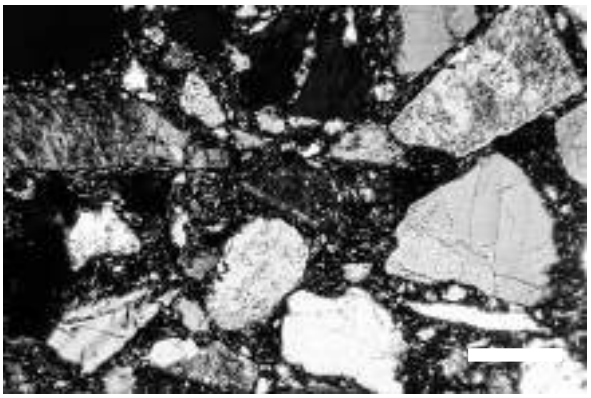
写真 10　（写真 9 の XPL）

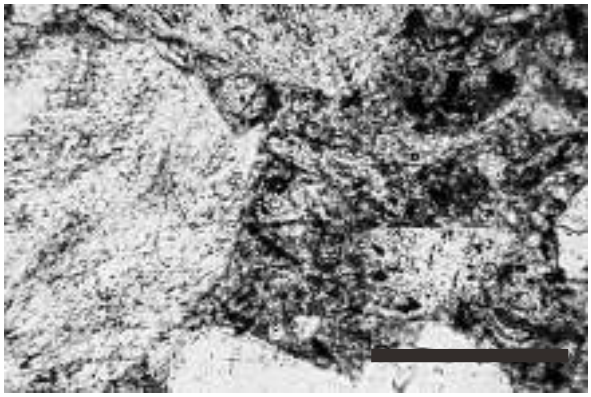
写真 11　最上部（下位）：PPL

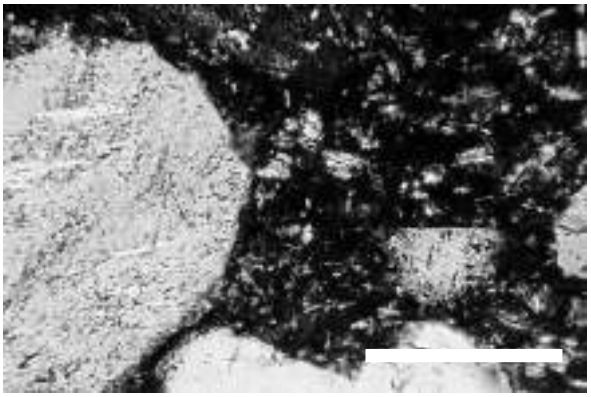
写真 12　（写真 11 の XPL）

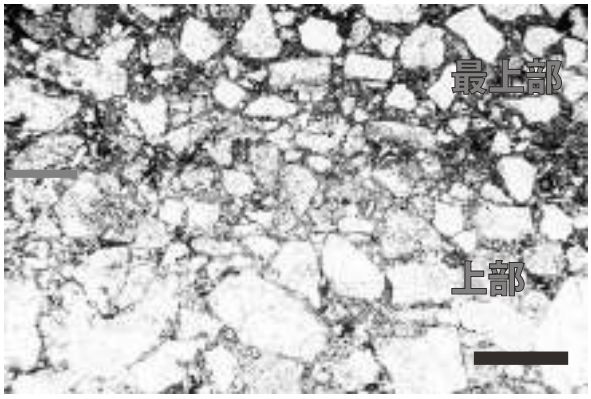

写真 13　最上部（下位）と上部との層界：PPL

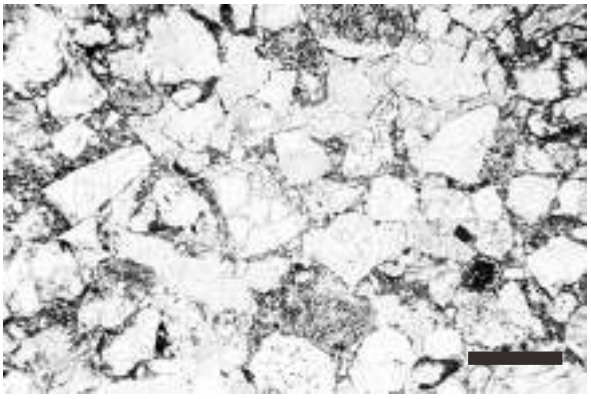
写真 14　上部：PPL

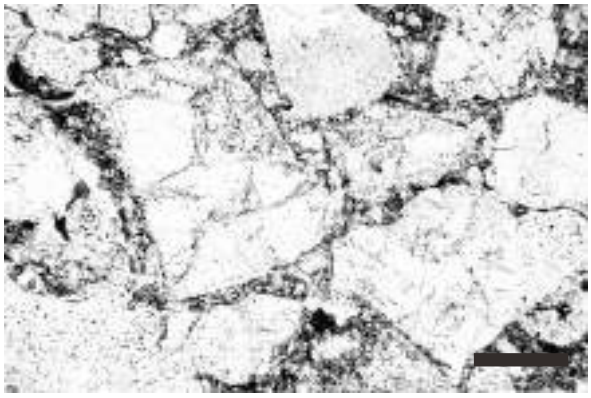
写真 15　上部：PPL

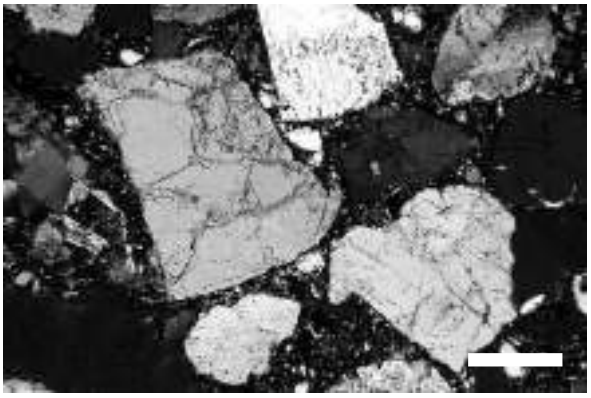
写真 16　（写真 15 の XPL）

PPL：下方ポーラー　XPL：直交ポーラー　スケール：写真 13,14 が 0.5mm, 写真 11,12 が 0.1mm, それ以外が 0.2mm

図３－78　顕微鏡画像（その2）

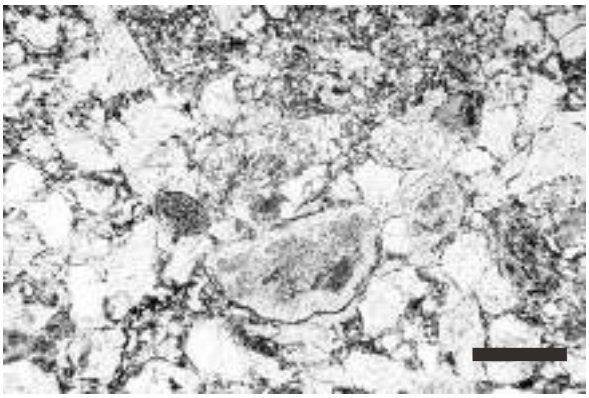

写真 17　中部（下位）：PPL

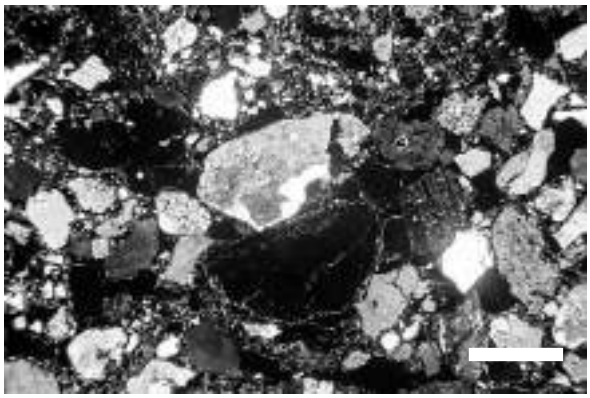

写真 18　（写真 17 の XPL）

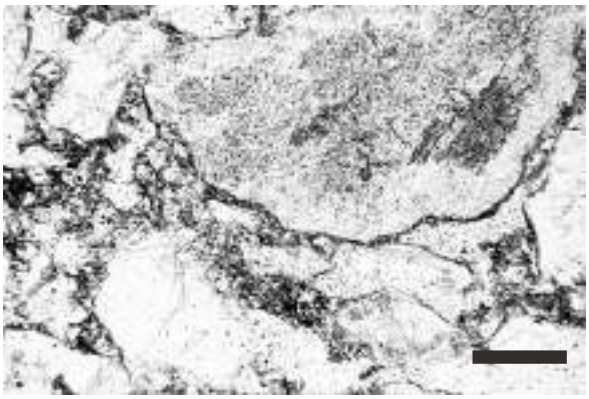

写真 19　中部：PPL

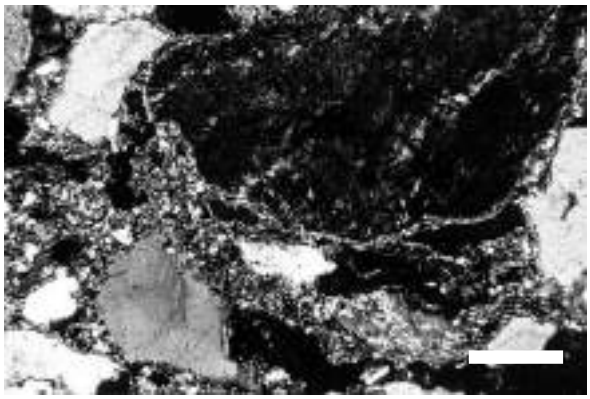

写真 20　（写真 19 の XPL）

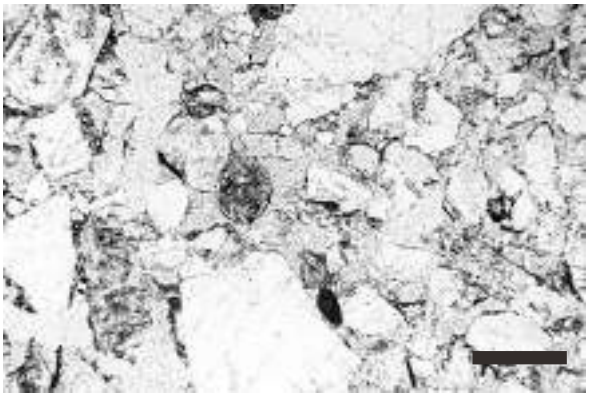

写真 21　下部：PPL

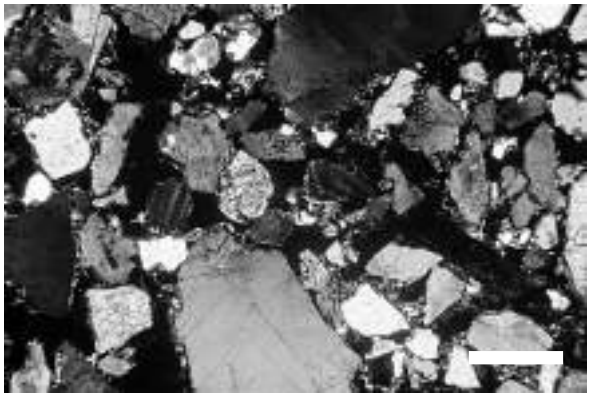

写真 22　（写真 21 の XPL）

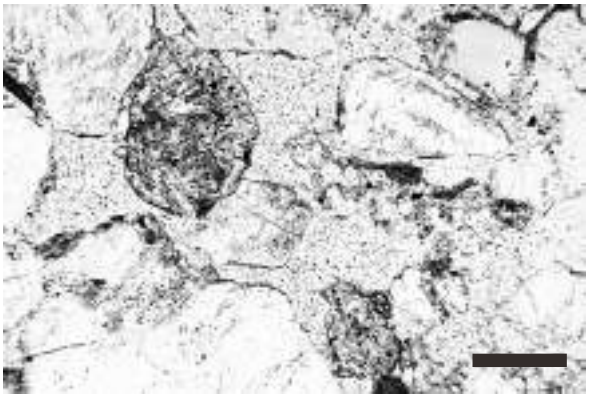

写真 23　下部：PPL

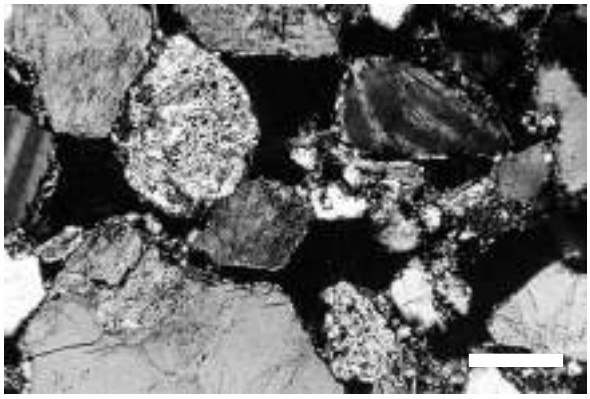

写真 24　（写真 22 の XPL）

PPL：下方ポーラー　XPL：直交ポーラー　スケール : 写真 17,18,21,22 が 0.5mm, それ以外が 0.2mm

図３－79　顕微鏡画像（その3）

土壌薄片による層相（微細堆積相）観察により、土壌薄片の観察層準は、最上部、上部、中部、下部に層序区分された。また、最上部は、上位と下位に細分された。以下では、土壌薄片観察の結果について、この層序区分にもとづき記載する。

・最上部

最上部は、固結した浜床の構成層に相当する。本層準は、細粒砂～粗粒砂（1/8～1mm）を主体とする砂粒子（粗粒質物質）間にシルトと粘土（細粒質物質）が密に充填される（図３－77、78の写真１、３、７、９）。微細構造は壁状なし、砂と泥が非常によく混在した微細堆積相を示す。細粒質物質の複屈折ファブリックについては、干渉色を欠く未分化ないし、円状ないし偏重な微細な小斑点が分布する点斑状である（図３－77、78の写真２、４、８、10）。なお、未分化の複屈折ファブリックは、腐植や三二酸化物に覆われ、干渉色を欠くことによって生成される。

最上部は上位と下位に細分される。上位と下位では、微細堆積相が明瞭に異なる。このうち、下位では、上位に比べ砂粒子が互いに接するように密に充填される特徴がある（図３－77の写真５、６）。また、砂粒子間の空隙を包埋する細粒質物質の色調は、上位に比べ暗褐色の程度が強い（図３－78の写真11、12）。また、下位の砂粒子は、長軸が水平方向に配向するものが比較的多く含まれる（図３－77の写真７）。これに対し、上位では、砂粒子の長軸の水平方向の配向度が極めて弱く、さらに相対的に砂粒子間の間隔も大きい（図３－76、および図３－77の写真３（上位）と図３－78の写真９（下位）を比較参照）。このような最上部は、側方方向に層状に連続的に累重する。

・上部

上部は、最上部に比べ、砂粒子が非常に多く含まれる。本層準では、砂粒子が非常に密に充填され、空隙が極めて少ない（図３－78の写真13）。また、含まれる砂の粒径も大きくなり、細礫（2～4mm）を含む粗粒砂～極粗粒砂（1/2～2mm）で構成される（図３－78の写真14）。砂粒子間のわずかな空隙には、細粒質物質が充填されるが、隙間をなす孔隙も存在するようになる（図３－78の写真15、16）。微細構造は、壁状を基本とする。細粒質物質の複屈折ファブリックは、干渉色を欠く未分化ないし点斑状である（図３－78の写真16）。また、上部と中部の境界付近から中部の上位付近では、下に凸型をなす撓んだ構造が形成される（図３－76）。

・中部

構成層は、上部と同様に細礫を含む粗粒砂～極粗粒砂で構成される。ただし、本層準では、砂粒子間の充填が上部に比べ、かなり粗である（図３－76、および図３－78の写真14（上部）と図３－79の写真17（中部）を比較参照）。層準内では、砂粒子間において孔隙が目立つ。孔隙は、不定形のバグ孔隙である。微細構造は、壁状を基本とする。細粒質物質の複屈折ファブリックは、点斑状が目立つ（図３－79の写真17、18）。また、中部には、上位の層準で認められなかった粒子包囲縞状の複屈折ファブリックが存在する（図３－79の写真18）。層内には、微細な炭質物がわずかに含まれる。

・下部

構成層は、細粒の中礫（4～8mm）を含む極粗粒砂混じりの細礫の砂粒子からなる。砂粒子間の

空隙には、細粒質物質がほとんど充填されない（図３－79の写真21～23）。細粒質物質の複屈折ファブリックは、発達度弱の粒子包囲縞状である（図３－79の写真24）。微細構造は、単粒構造と被覆粒子構造である。

③考察

土壌薄片観察により、浜床では、砂と泥が密に混在して層状に側方へ連続して積層するという特徴的な堆積状況が確認できる。調査地点は、波の営力により砂礫が打ち上げられて地形が形成される浜堤の頂部から陸側への傾斜変換点付近に位置している。浜堤は、周囲の低地に比べて微高地をなしており、高潮や洪水などの際にも、海水や汽水および淡水の冠水の影響を受けないと考えられる。したがって、調査地点は、長期間にわたり、地表に泥が供給され、堆積するような状況ではなかったと判断される。このような地形・地質的状況をふまえると、調査地点は、波および風による堆積営力が支配的であったと考えられる。

さらに、浜床層の微細堆積相は、壁状構造をなし、水流による移動・堆積などで生じる葉理が認められない。また、浜床層は砂と泥が混在し、淘汰が非常に不良な粒度組成を示す。このような粒度組成は、氾濫原などの低地において洪水時などの水流で通常生じる掃流や浮流では形成されない。浜床層で認められるような淘汰不良の粒度組成は、重力流や斜面堆積物などで形成される場合がある。しかし、近傍の地形からみて、調査地点では、このような堆積営力は発生しないと判断できる。

一般的な地質学的理解としては、その地点の堆積営力で想定されないような粒度組成の混在がある場合、堆積層がなんらかの擾乱や変形を受けた可能性が強く疑われる。今回、土壌薄片観察を行った浜床層は、砂と泥が非常に混在した微細堆積相で特徴づけられる。そして発掘調査の結果、浜床は一時期の地表面であったとみられる。

以上の点をふまえると、浜床層では、なんらかの強い地表の撹乱営力が作用した可能性が高いと考えられる。現地での層相および土壌薄片の観察によると、浜床層およびその基盤層では、土壌化の程度が極めて弱い。また、発掘調査と地域史の研究成果からは、浜床が揚浜系の塩田面として構築された可能性が高いと捉えられる。よって、浜床層で作用した地表撹乱営力は、人為的作用と解釈できる。

なお、浜床層のような泥を多く含む堆積物は、大気下において乾燥した状態で強い地表撹乱作用が及ぶと、偽礫（ブロック土）が多数生じるのが普通である。しかし、浜床層には偽礫がまったく含まれない。一方で、泥を多く含む堆積物であっても、水分が多く含まれる湿潤状態で擾乱を受けた場合には、水和によって粒子間結合力が弱まるため、偽礫が生じにくく、さらに流動性も高まるため、孔隙が充填されやすい。このような擾乱堆積物の人為的営力下での形成例としては、水底下において液相状態の堆積物が強く撹拌された、代かきされた水田土壌が挙げられ、浜床層と同様に壁状の微細構造が形成される〔斉藤1971〕。

今回の土壌薄片観察にもとづくと、浜床層は、砂と泥が水でほぼ完全に飽和した状態が形成され、それらの堆積物が側方へ薄く流し込まれながら形成された可能性が指摘できる。また、泥が混

在するものの、最上部よりもしまりの悪い上部と中部は、塩田面構築時の整地層と考えられる。中部で認められる粒子包囲縞状の複屈折ファブリックについては、シルトと粘土の泥分（細粒質物質）の下方移動によって形成されたと考えられる。

この上部と中部では、下へ凸型をなす特徴的に撓む構造が観察される。これは、踏み込みや整地時、浜床面形成時の、何らかの地表への圧密によって生じた構造の可能性がある。

下部については、ほぼ砂粒子からなる単粒構造が形成されており、浜堤堆積物と解釈される。人為および自然の土壌化の影響を受けない浜堤堆積物は、下部と同様の単粒構造をなす砂礫からなるという特徴が、宮ノ浦遺跡の土壌薄片観察においても確認される。

なお、浜床層とその下位の整地層に含まれる泥分は、化学分析結果にもとづくと、陸側の山地斜面などに存在する花崗岩の風化堆積物であった可能性が高い。浜床層は固結した砂層からなり、硬化面を形成している。一般に、たたき土（三和土土）のような堆積物を固結させる場合には、消石灰（炭酸カルシウム）やにがり（塩化マグネシウム）、さらに稲藁などの植物片（藁切）などを混合させる〔小林・村尾2018〕。ただし、化学分析および土壌薄片観察によると、上記の堆積物の固化に作用するような無機物や有機物は含まれていない。よって、浜床層の固結については、水で飽和した砂と泥がよく混合された構成物が層整地土上に層状に敷かれ、その後の脱水によって固結したと、現段階においては想定される。しかし、固結については、塩田操業時の何らかの続成作用によっても顕著化する可能性が考えられる。浜床層の固結要因については、さらに検討を進めたい。

（辻　康男）

（４）蛍光X線分析・X線回折分析

①試料と方法

［分析試料］

固結している浜床と、固結していない浜床直下の２か所の砂層について、蛍光X線分析とX線回折分析を行った。メノウ乳鉢でよく粉砕して、分析試料とした。試料採取位置は、土壌薄片の報告の写真３－220を参照頂きたい。

［蛍光X線分析］

蛍光X線分析は、マイラーフィルムを張った試料ホルダに、粉末試料を入れて、測定した。分析装置はエスアイアイ・ナノテクノロジー株式会社製エネルギー分散型蛍光X線分析計SEA1200VXを使用した。

装置は、X線管が最大50kV、1000μAのロジウム（Rh）ターゲット、X線照射径が８mmまたは１mm、X線検出器はSDD検出器（Vortex）である。この装置は、複数の一次フィルタが内蔵されており、適宜選択、挿入することでS/N比の改善が図れる。検出可能元素はナトリウム（Na）～ウラン（U）であるが、軽元素の感度は蛍光X線分析装置の性質上、若干低く、特に定量分析におけるナトリウムの精度は低い。

測定条件は、管電圧・一次フィルタの組み合わせが15kV（一次フィルタ無し・Cl測定用）・

50kV（一次フィルタPb測定用・Cd測定用）の４条件で、測定時間は各条件500～1000s、管電流自動設定、照射径８mm、試料室内雰囲気真空に設定した。定量分析は、酸化物の形で算出し、ノンスタンダードFP法による半定量分析を行った。

［X線回折分析］

X線回折分析は、粉末試料をアルミニウム試料板に充填して、測定した。分析装置は、株式会社リガク製X線回折装置MiniFlex600を使用した。装置は、X線管が銅（Cu）ターゲット、検出器が一次元半導体検出器（D/teX Ultra）を使用している。測定条件は、40kV、15mA、入射ソーラスリット2.5°、入射高さ制限スリット10.0mm、発散スリット1.250°、散乱スリット8.0mm、受光ソーラスリット2.5°、受光スリット13.0mm(Open)、Kβフィルタに Ni0.03mm、走査速度2.0°/min、ステップ幅0.02°、走査範囲3～65°、蛍光X線軽減モードに設定し、回転試料台で試料を回転させつつ測定した。

②結果

［蛍光X線分析］

表３－８に、蛍光X線分析の半定量分析結果を示す。ナトリウム（Na_2O）、マグネシウム（MgO）、アルミニウム（Al_2O_3）、ケイ素（SiO_2）、リン（P_2O_5）、塩素（Cl）、カリウム（K_2O）、カルシウム（CaO）、チタン（TiO_2）、マンガン（MnO）、鉄（Fe_2O_3）、亜鉛（ZnO）、ルビジウム（Rb_2O）、ストロンチウム（SrO）、イットリウム（Y_2O_3）、ジルコニウム（ZrO_2）、バリウム（BaO）が検出された。

表３－８　蛍光X線半定量分析結果（mass%）

	Na_2O	MgO	Al_2O_3	SiO_2	P_2O_5	Cl	K_2O	CaO	TiO_2	MnO	Fe_2O_3	ZnO	Rb_2O	SrO	Y_2O_3	ZrO_2	BaO
浜床	2.58	0.42	15.25	73.11	0.64	0.02	3.88	1.74	0.12	0.16	1.96	0.01	0.02	0.02	0.01	0.03	0.03
浜床直下	2.53	0.24	16.15	72.89	0.41	—	4.10	1.56	0.10	0.07	1.85	—	0.02	0.02	—	0.02	0.04

［X線回折分析］

X線回折分析により得られた回折パターンを図３－80に、検出された鉱物を表３－９に示す。石英（Quartz）、斜長石類（図では曹長石Albite）、正長石（Orthoclase）と一致するピークが検出された。

表３－９　検出鉱物

	石英	斜長石	正長石
浜床	◎	○	○
浜床直下	◎	○	○

◎：よく一致するピークを検出
○：ほぼ一致するピークを検出

③考察

浜床と浜床直下では、X線回折分析で石英と長石類が検出され、蛍光X線分析で二酸化ケイ素が（SiO_2）が多く検出された。これらの分析結果から、浜床と浜床直下の双方の砂層試料は、弓削島の基盤をなす花崗岩由来とみられる。

なお、固結している浜床と、固結していない浜床直下の砂層を測定、比較しているが、蛍光X線

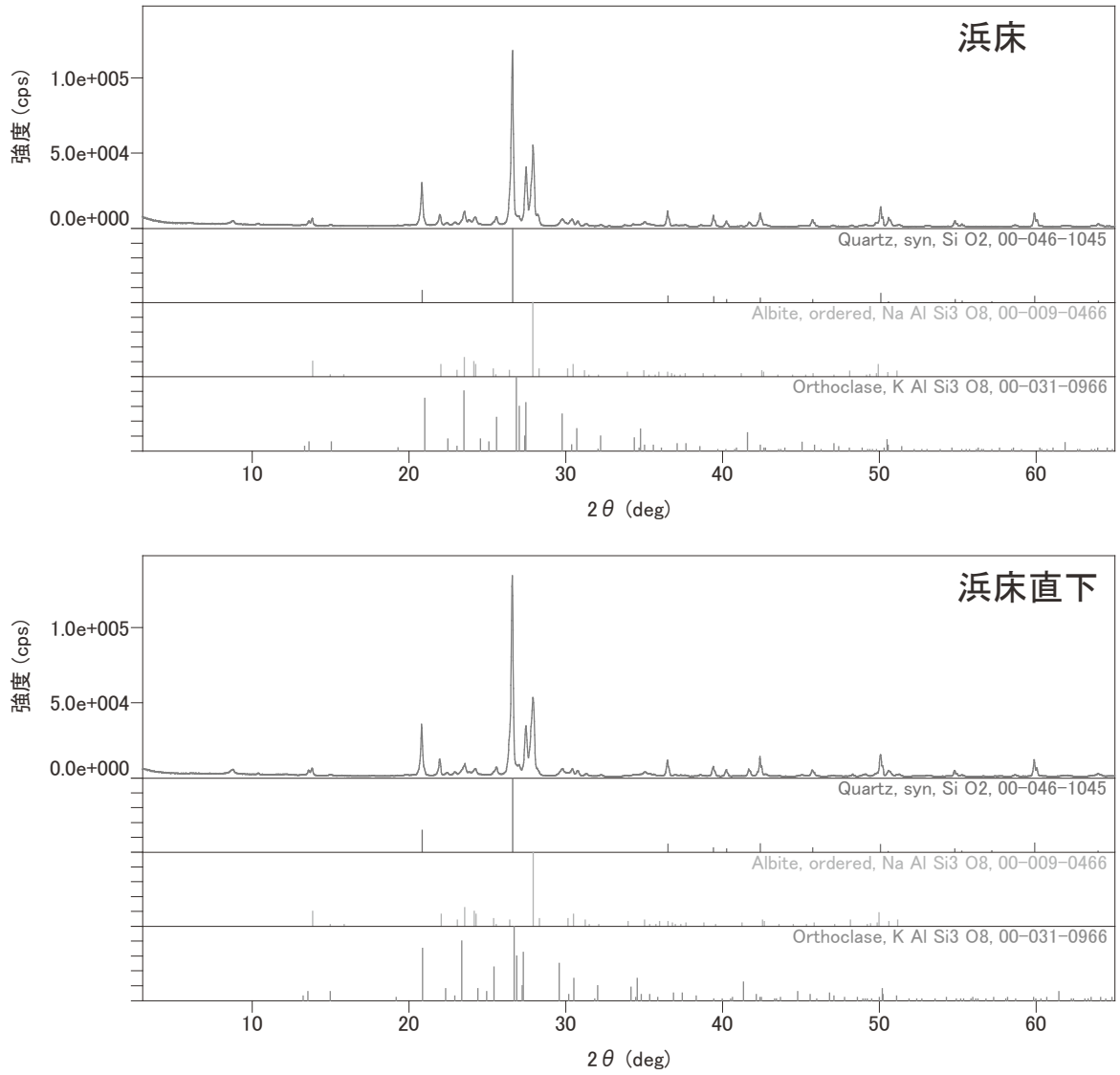

図３－80　X線回折分析結果

分析の化学組成はよく似た値で、X線回折パターンもほぼ一致しており、浜床と浜床直下に化学組成上の差異はほとんど認められなかった。また、固結の要因として、炭酸カルシウムなどの存在が想定されていたが、予想に反してカルシウムの含有量は少なく、方解石も検出されなかった。

（竹原弘展）

【引用・参考文献】

Bronk Ramsey, C. (2009) Bayesian Analysis of Radiocarbon dates. Radiocarbon, 51(1), 337-360.

小林澄夫・村尾かずこ（2018）絵でつづる塗り壁が生まれた風景　左官仕事のフォークロア．135p，農文協.

原田仁平（2015）材料分析における粉末X線回折法　MiniFlexの利用．211p，リガク.

久馬一剛・八木久義訳監修（1989）土壌薄片記載ハンドブック．176p，博友社.

中井　泉編（2005）蛍光X線分析の実際．242p，朝倉書店.

中村俊夫（2000）放射性炭素年代測定法の基礎．日本先史時代の^{14}C年代編集委員会編「日本先史時代の^{14}C年代」：3-20，日本第四紀学会.

Reimer, P.J., Bard, E., Bayliss, A., Beck, J.W., Blackwell, P.G., Bronk Ramsey, C., Buck, C.E., Cheng, H., Edwards, R.L., Friedrich, M., Grootes, P.M., Guilderson, T.P., Haflidason, H., Hajdas, I., Hatte, C., Heaton, T.J., Hoffmann, D.L., Hogg, A.G., Hughen, K.A., Kaiser, K.F., Kromer, B., Manning, S.W., Niu, M., Reimer, R.W., Richards, D.A., Scott, E.M., Southon, J.R., Staff, R.A., Turney, C.S.M., and van der Plicht, J.(2013) IntCal13 and Marine13 Radiocarbon Age Calibration Curves 0–50,000 Years cal BP. Radiocarbon, 55(4), 1869-1887.

リガク編（2010）X線回折ハンドブック．243p，リガク.

斉藤万之助（1971）水田土壌の凝集性．土木試験所報告，56，1-49.

８．まとめ

弓削島庄総合調査の埋蔵文化財班は庄園時代の塩田跡と寺院跡の存在を明らかにするために調査を実施した。具体的には「東寺百合文書」に百姓名などの塩穴が見られる高浜八幡神社、大田林地区、島尻地区、そして寺名が見られる東泉寺（薬師寺）、願成寺の敷地内を発掘した。また文書への記載はないものの、境内に庄園時代末期の建造物を遺す定光寺もその重要性を鑑み調査対象とした。塩浜を確認する目的で調査した大田林と島尻海岸を除くと、各調査地のトレンチの面積が狭小であったにもかかわらず、浜床、寺院ともに多くの情報を得ることができた。本章の最後に塩田跡と寺院とに分けてその成果をまとめてみたい。

（１）塩浜の調査

①調査の前提

弓削島の浜床、すなわち塩田跡については、今回の発掘に先行して開始した上島町弓削佐島にある宮ノ浦遺跡を契機として調査に対する関心を抱くこととなった。佐島は東寺と同じ京都にある石清水八幡宮領庄園であった。平成23年８月に調査に着手した宮ノ浦遺跡では、その上層で古代末期から中世にかけての造成面、石組遺構、そして被熱痕跡を各所で発見し、製塩を含めた海の生産施設の存在が想定できつつあった。佐島での発掘成果を受けて、対岸の弓削島でも古代・中世の遺跡に対する発掘調査の必要性を感ずるようになり、遺物の散布や遺構に関する聞き取り調査を行った。その結果、今回発掘調査を実施した高浜八幡神社については、「東寺百合文書」にも登場する地名でもとより高い関心を寄せていたが、参道・境内で植栽をするために深掘りするとツルハシの刃も立たないような硬化面が存在することを宮司である亀山和麿氏（元上島町教育委員会教育長）に教示をいただき、平成25年８月の試掘にいたった。

また下弓削岳の下では、住宅密集地における宅地内（弓削下弓削260番地）で、井戸掘削の際に地下約１mで硬化層に遭遇し、工事が難航したという情報を得た。この地点の周辺については、今回の調査担当者である有馬啓介氏が民俗学者、宮本常一氏の言葉を引用して、島の東西に貫く水路があったことに触れているが（本章第４節参照）、今一度、やや長い引用となるが宮本氏の著述をみてみよう。「弓削島という島は、もと二つの島であったという。いまも下弓削の部落の中に細い溝が西海岸から東海岸まで通じているが、古老の話では、明治の初め頃にはそこを船が通れるほどの広さであったという。さらにその以前は、もっと広いものであった。この水路にそっても塩田があった」〔宮本1969〕。宮本氏がこのように述べた根拠を十分には検証できなかったものの、最後の「この水路にそっても塩田があった」という一文を井戸掘削の際に発見された硬化面と関連付け、山内譲氏の研究で示されたクシ（現在の下弓削集落の東側）に存在した塩浜に合致する可能性を想定し〔山内1985〕、隣地（弓削下弓削256番地）の試掘調査の許可を得て、高浜八幡神社の試掘調査とほぼ同時期に実施したのである。

②塩浜の調査成果

塩浜の調査は上記のように試掘を経た高浜八幡神社と大田林地区、島尻地区で行った。いずれも上弓削の北地域にある。高浜八幡神社では、試掘時の所見と同じく、地表下約80cmで浜床と考えられる硬化層が検出された。13層、14層を埋土とする溝状遺構や自然の営為によって部分的に滅失してはいるものの、一定の面積で硬化層である20層を確認した。本層に対する土壌学的な分析結果には浜床の構造が「砂と泥が密に混在して層状に側方に連続して積層する」と表現されている（本章第７節参照）。これは発掘時の所見にも通じており、細粒砂混じりのグライ化した灰色粘土がわずかな深度の違いで色を微妙に変えるため、面を深く削りすぎると年輪状の断口が観察された。分析結果を併せて考えれば、ペースト状の粘土が水平に塗り重ねられて浜床が造成されたのであろう。浜床の下の21層は浜床層と同様、水平な整地層であり、その土は「山地斜面などに存在する花崗岩の風化土であった可能性」（本章第７節参照）が考えられている。21層は22層上面を水平に整えたのちに造成されているが、この22層が土壌化した砂層、すなわちクロスナ層である点が重要である。このクロスナ層は佐島宮ノ浦遺跡Ⅱ区でも古代末期～中世前葉の遺物・遺構を含む層としてすでに認識されている〔有馬・持永編2018〕。クロスナ層は環境指標であるだけでなく、年代決定上の鍵層でもあるので、両遺跡は本層の年代を共有していると考えられる。宮ノ浦遺跡Ⅱ区のクロスナ層から大型の木炭がサンプリングされ、その放射性炭素測定年代は972-1024calAD（MYN7-Ⅱ-5-35）、1014-1152calAD（MYN7-Ⅱ-5-40）を示し、10世紀後葉から12世紀中葉の年代を示している。一方、高浜八幡神社のクロスナ層（22層）からサンプリングされた木炭の放射性測定年代は895-1014calAD（PLD-37800）、830-990calAD（PLD-37802）と９世紀前葉から11世紀前葉の年代を示しており、両遺跡のクロスナ層は10世紀後葉から11世紀前葉の年代は共有していることとなる。高浜八幡神社では整地層からクロスナ層にかけての出土土器は６点しかなく、しかも全て小片である。人工遺物に依って年代を決定することが困難であるため、放射性炭素測定年代を参考に浜床の年代を想定するしかない。そうするとクロスナ層（22層）上面の削平、花崗岩風化土（21層）による造成、浜床（20層）の造成は一連の土木作業であるため、11世紀前葉以降、あるいは宮ノ浦遺跡のクロスナ層に関する現状での新相を示す年代である12世紀中葉あたりまでには浜床が造営されたと想定しておきたい。

大田林地区では５つのトレンチのうち４つのトレンチ（１～４トレンチ）で、島尻地区では６か所設定したトレンチ全てで浜床を検出した。トレンチ壁面あるいは断ち割りによる壁面を観察した結果、浜床の断面には色調の異なる中粒砂が互層をなしており、この点では高浜八幡神社の浜床と同じである。ただし積層状況という点では大田林、島尻両地区のほうが粗いと判断した。またこの両遺跡の浜床層の直下には基盤層は造成されていなかった。大田林地区の２トレンチの浜床層（11層）、４トレンチの浜床層（８層）から、それぞれ１点、２点の木炭がサンプリングされ、放射性炭素測定年代は２トレンチが11世紀前半～12世紀中頃、４トレンチが13世紀代を示した。浜床層およびその上下の層での土器の出土も少なく、遺物から年代を絞り込むことも困難である。２トレンチで唯一、和泉型瓦器椀の口縁部小片が出土し、それが13世紀以降と判断される程度であった。島

尻地区では、２トレンチで間層をはさんだ上下２層の浜床層が検出され、それぞれからサンプリングされた木炭によって上層の浜床層（９層）が15世紀初頭～末および17世紀初頭、下層浜床層（22層）が13世紀末～14世紀末という放射性炭素測定年代であった。浜床層およびその上下層での土器の出土がなく、その年代は上記の年代を目安として考えておきたい。

以上のことから高浜八幡神社、大田林地区、島尻地区（下層）の浜床は、12世紀前後から14世紀末までの範囲に収まることとなり、弓削島庄時代における塩田の作業面であると判断できよう。それぞれ「東寺百合文書」にある「タカハマ」、「タナハシ」、「シマシリ」の塩浜に相当する塩田に比定できる。いずれの浜床も現在の汀線から一定の距離をもって位置し、その標高は現在の大潮時の潮位よりも高い位置にあることから、入浜式塩田の条件である干満の差を利用した海水の引き込みはできない。また、入浜式塩田であればその痕跡を遺すはずの海水引き込み用の溝も全く観察されない。したがっていずれの浜床も揚浜式塩田にともなうものであったと考えられる。弓削島庄時代にあっては、この浜床の表面に砂を撒き（撒砂）、そこに汲んだ海水が撒かれるという光景を想像できるのである。

なお沢津地区の民家床下にある貯蔵穴壁面で確認された浜床も、その構造と標高から上記の例に類する。これは「タカハマ」周辺に密集した塩浜の一つと考えられる。発掘では確認できなかったが、下弓削・岳の下地区で聞き取った硬化面も浜床の可能性は排除できない。発掘調査はその隣地で実施し、吉備型土師器の共伴もみた。上述した浜床の諸例がそうであるように、生産遺構は土器などの人工遺物を伴うことが少ない。その点からすれば、岳の下発掘調査地は鍛冶が組み込まれた生活跡であり、それが塩田と至近の位置にあったことを想定しておきたい。この様態は岳の下地区に、島の東海岸と西海岸とを繋ぐ、いわば運河が存在したことから生じたと推測される。弓削島の地勢とそれに応じた塩田経営の形態の対応性を考えるうえでも岳の下の所見は重要である。土地所有者のみならず、井戸掘削や水道埋設を担った工事関係者は浜床と推測される地下の硬化面に関して多くの情報をもっている。聞き取り調査、そしてできればそれに基づく試掘を実施して、弓削島庄の塩田の所在と形態を明らかにする必要があろう。

（２）寺院の調査

発掘調査は久司浦地区の東泉寺、上弓削地区の願成寺、そして土生地区の定光寺で行った。

東泉寺では７つの遺構面を確認し、各面において土坑やピットを検出した。１×２ｍという狭い範囲の調査であったため、それらの有機的な関係については明らかにし得なかったものの、構造物を復元できるような遺構が東泉寺の地下に眠っていることが容易に想定できる。土器を主体とした遺物の出土量は豊富であり、包含層が累重していることも判明した。とくにⅧ層（31層）では京都系土師器の皿を中心に和泉型瓦器椀、東播系須恵器こね鉢、白磁四耳壺片が出土した。その時期はおおむね12世紀～13世紀である。さらに地山直上のⅨ層（33層）でもわずかな量の土器が出土した。本層から採集された木炭サンプルの放射性炭素測定年代は10世紀後半～11世紀前半（PLD-40049）を示している。この年代はあくまでも参考資料であるが、この寺域における造営活動の開

始を検討するうえで重要な情報である。

願成寺では１×２mの狭い調査区のなかで、３つの遺構面を検出した。出土土器は少なく時期の決定が困難であるが、地山直上の12層から出土したコビキＡ痕を遺し、灰色を呈し砂粒を多く含む硬質の平瓦は中世後半まで下るものではないと判断する。本層よりサンプリングされた木炭から放射性測定年代を求めたところ13世紀末～14世紀末の値が得られた。出土遺物から想定される年代と大きな齟齬はない。

定光寺では３つのトレンチを設定して発掘したが、いずれも岩盤までの堆積が薄いことが判明した。出土遺物も少量であり、そのなかで２トレンチのピットや３トレンチ３層より出土した瓦質土器は15世紀後半～16世紀の年代が与えられる。観音堂は寛正４年（1463）の建立と推定されており（第８章参照）、その年代と合致している。この時期以降、弓削島庄が史料上から姿を消すことを考慮すると、庄園時代末期の寺院として重要な遺跡といえる。

（３）結　語

以上のように、今回の発掘調査によって弓削島庄に関連する塩浜の存在と構造ならびに寺院に遺された遺構・遺物を明らかにすることができた。平成27年（2015）10月10日、「東寺百合文書」はユネスコの世界記憶遺産に登録された。弓削島庄の記憶は、この「東寺百合文書」のみならず、現在の弓削島の地下にも克明に刻まれていることを認識することができた。文書に記された塩浜に関する地名は今回の調査対象以外にも存在する。今後もそれらに対する現状把握など悉皆的な調査を継続する必要がある。また岳の下地区の調査契機となった町内の工事に関する情報収集も塩浜の調査として重要な手段であり、着手が望まれる。また石造物に関する報告（第６章第５節）で土居聡朋氏が示したように、近世文書に記録された集落の所在地と中世後期の集落との対応関係についても手がかりを得ることができた。現地を確認し、現状変更が生ずるようであれば、試掘により遺構を確認するなどの対応も今後必要となるであろう。

（村上恭通）

【引用・参考文献】

※　第５～７節に関しては、各節末に引用・参考文献を示した。

赤穂市史編さん専門委員編　1981『赤穂市史　第１巻』赤穂市

網野善彦　1980「伊予国弓削島荘」『日本塩業大系　原始・古代・中世（稿）』日本専売公社

有馬啓介編　2016『愛媛県越智郡上島町宮ノ浦遺跡Ⅱ－第１次～第５次発掘調査報告－』愛媛県越智郡上島町教育委員会

有馬啓介編　2018『上島町内遺跡詳細分布調査報告書Ⅰ－平成25～27年度上島町内遺跡発掘調査等事業報告書－』愛媛県越智郡上島町教育委員会

有馬啓介・持永壮志朗編　2018『愛媛県越智郡上島町宮ノ浦遺跡Ⅲ－第６次・第７次発掘調査報告－』愛媛県越智郡上島町教育委員会

岩田武志　1990「道守荘遺跡」『福井市史　資料編１（考古）』福井市

宇野隆夫・前川　要編　1991『能登滝・柴垣製塩遺跡群－古代揚浜式塩田・鉄釜炉・土器製塩炉の調査－』富山大学考古学研究報告　第５冊、富山大学人文学部考古学研究室・石川考古学研究会

8．まとめ

宇野隆夫　2001『荘園の考古学（シリーズ 日本史の中の考古学）』青木書店

海老澤衷編　2007『ジャポニカの起源と伝播　伊予国弓削島荘の調査』早稲田大学水稲文化研究所

愛媛県教育委員会　1987『愛媛県中世城館跡分布調査報告書』

愛媛県教育委員会　2000『愛媛県埋蔵文化財包蔵地一覧表』

愛媛県史編さん委員会編　1986『愛媛県史　地誌Ⅱ（東予西部）』愛媛県

大西青二　1968「東大寺領道守庄遺跡調査概報－その経過を中心にして－」『日本歴史』第244号、吉川弘文館

大西青二　1986「道守荘遺跡」『福井県史　資料編13（考古）』福井県

甲斐忠彦　1986「Ⅲ　荘園村落遺跡の調査と保存」『豊後国田染荘の調査Ⅰ』大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館

近藤義郎　1980「塩浜と塩釜の出現－土器製塩の衰退－」『日本塩業大系　原始・古代・中世（稿）』日本専売公社

坂詰秀一　1985「荘園の考古学－その回顧と展望－」『月刊　考古学ジャーナル』１月号　№241、ニュー・サイエンス社

柴田昌児　2012「瀬戸内海における製塩考古学の現状と課題」『中国の塩業考古学を学ぶ－佐島・宮ノ浦遺跡がつなぐ山東と愛媛－』愛媛大学東アジア古代鉄文化研究センター

柴田昌児　2015「瀬戸内海における製塩考古学の現状と課題」『東アジア塩業考古学の提唱』愛媛大学東アジア古代鉄文化研究センター

鈴木康之　1996「第Ⅲ章 遺物　１ 土器類」『草戸千軒町遺跡発掘調査報告Ⅴ－中世瀬戸内の集落遺跡－』広島県教育委員会

田辺昭三・梅川光隆　1990「糞置遺跡」『福井市史　資料編１（考古）』福井市

富山県教育委員会　1974『富山県埋蔵文化財調査報告書Ⅲ（井波町高瀬遺跡・入善町じょうべのま遺跡発掘調査報告書）』

長井數秋　1997「芸予諸島の製塩土器」『古代学研究』139号、古代学研究会

長井數秋　2008「弓削諸島の考古学」『ソーシアル・リサーチ』第33号、ソーシアル・リサーチ研究会

長井數秋　2013「遺跡分布図から見る芸予諸島の考古学」『ふたな』第16号、愛媛考古学研究所

日本気象学会地球環境問題委員会編　2014『地球温暖化－そのメカニズムと不確実性－』朝倉書店

入善町史編さん室編　1986『入善町史　資料編１（自然・考古）』入善町

入善町史編さん室編　1990『入善町史　通史編』入善町

芳賀友博・寺内久永　2005『村松白根遺跡１』茨城県教育財団文化財調査報告　第250集、財団法人茨城県教育財団

橋本久和　2009「第３章　瓦器椀編年の今日」『中世考古学と地域・流通』真陽社

服部英雄　1983「文化財保護行政上の課題としての中世遺跡ならびに広域水田遺跡」『日本歴史』第427号、吉川弘文館

廣山堯道　1983『日本製塩技術史の研究』雄山閣出版

廣山堯道　1990『塩の日本史』雄山閣出版

文化庁文化財部記念物課　2013『発掘調査のてびき－各種遺跡調査編－』

松任市教育委員会　1983『東大寺領横江庄遺跡』

松任市教育委員会　1996『東大寺領横江庄遺跡Ⅱ』

皆川　修・井上琢哉　2007『村松白根遺跡２』茨城県教育財団文化財調査報告　第284集、財団法人茨城県教育財団

宮本常一　1969『私の日本地図６　瀬戸内海Ⅱ　芸予の海』同友館

村上正祥　1976「塩浜と牛」日本塩業研究会編『日本塩業の研究』第17集、社団法人日本塩工業会

村上正祥　1982「わが国における製塩法の発達　Ⅰ．入浜式塩田の成立まで」『日本海水学会誌』第36巻第１号、日本海水学会

山内　譲　1985『弓削島荘の歴史』弓削町

山本三郎　1995『堂山遺跡－山陽自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書ⅩⅥ－』兵庫県文化財調査報告　第142冊、兵庫県教育委員会

山本信夫　2000『大宰府条坊跡ⅩⅤ－陶磁器分類編－』太宰府市の文化財　第49集、太宰府市教育委員会

弓削町役場　1986『弓削町誌』

渡辺則文　1971『日本塩業史研究』三一書房

渡辺則文　1980「中世の製塩技術」『日本塩業大系　原始・古代・中世（稿）』日本専売公社

第４章　文献資料調査の成果

１．弓削島庄の研究史

（１）戦前の研究

戦前において弓削島庄を取り上げて、「塩の荘園」と呼んだのは、清水三男氏の論文〔清水1937〕である。清水氏は論考のなかで、中世前期における塩の商品としての流通を想定し、塩を生産していた弓削島庄の百姓についても、「彼等の中に富有の者のあつた事を思わせる」とし、年貢の輸送に携わった梶取（かんどり）も「比較的上層に位したもの」と見ている。

後述するように、戦後1970年代までの研究では、弓削島庄が塩を生産する庄園であったこと、すなわち非農業系の庄園であったことから、消極的に評価されたことを踏まえるならば、戦前の清水氏の論考において、上記のような見方がなされていたことは注目される。

この他、戦前の研究では、長山源雄氏が「伊予に於ける荘園の研究（七）」のなかで、院政期から鎌倉後期までの弓削島庄を概観し、東寺領以前の所有構造を論じている〔長山1942〕。

（２）1970年代までの研究－弓削島庄への消極的評価－

戦後の研究でも、弓削島庄が取り上げられたが、1970年代までの研究では、弓削島庄に対して消極的な評価がなされることになる。

渡辺則文氏は、中世の瀬戸内海島嶼部の事例として弓削島庄を取り上げた〔渡辺1952〕。そのなかでは、中世の瀬戸内海で水運の発達によって商品経済が進展した一方で、島嶼部の弓削島庄では有力名主が成長しなかったとして、その要因を「名主層といえども所有する田畠は狭小」だったことに求めている。

安田元久氏は、鎌倉時代の東寺領庄園において、預所が領主化することがあった（庄官的領主）ことに注目した。鎌倉中期には若狭国太良庄で庄官的領主となった定宴が、弓削島庄では領主化しなかったことについて、弓削島庄の農業生産の低さから名主層が成長しなかったことを理由としてあげる。そして、そのために鎌倉末期には「強力な武力をもって荘民に臨み、暴力的に支配権を確立する」庄官が登場したとしている〔安田1955・1959〕。また、安田氏は下地中分を論じるなかでも、弓削島庄を事例のひとつとして取り上げている〔安田1953〕。

中世交通史を専門とした新城常三氏も、水運を論じるなかで弓削島庄の年貢の輸送を事例として取り上げた〔新城1977a〕。弓削島庄では年貢塩が、完全無償で輸送され、船舶も自己調達されたとし、その原因を塩価の低廉さに求めた。そして、梶取の年貢未進を、収奪による貧困を背景としての庄園領主への抵抗と見ている。新城氏は、弓削島庄の庄民の生活にも考察を加えているが、そこでも「島の経済的貧困が在地領主の成長を妨げた主因」とするとともに、庄民の弱さが代官や地頭等による恣意的収奪を可能にしたとしている〔新城1977b〕。

ここまで見てきたように、戦後から1970年代までの研究では、「塩の荘園」である弓削島庄に対して、諸事象の要因がその農業生産力の低さに求められ、消極的な評価がなされたと言える。戦後から1970年代までの上記の論考の特徴として、非農業系の庄園であることによる消極的評価をあげることができる。

1970年代は、民衆闘争史が盛んな時期でもあった。弓削島庄では、院政期に「住民等解」が庄園現地から提出されており、それらを素材として論じられた。川島茂裕氏は、これらの史料の署判者などを検討した〔川島1978〕。島田次郎氏は、弓削島庄の院政期の「住人等解」から鎌倉時代の「百姓等申状」までを取り上げて、住人集団から庄家共同体への変遷として論じた〔島田1979〕。

（３）東寺領庄園としての研究

弓削島庄を含む東寺領庄園を題材とした論文を1950～60年代に精力的に発表したのが、網野善彦氏である。「西国における二つの東寺領荘園について」〔網野1959〕は、弓削島庄と安芸国新勅旨田を検討したものである。この論考のなかで網野氏は、文永年間から正和年間までの弓削島庄について叙述しているが、供僧が庄園支配に乗り出していくことに触れていることが注目される。弓削島庄においては、建治元年（1275）に東寺供僧が預所の補任権を手にしたことが重視されている。

こうした網野氏の視角は、弓削島庄を含む東寺供僧の供料庄園全体を論じた「東寺供僧供料荘の成立と発展」〔網野1963a〕において、強く打ち出されることになる。東寺供僧を設置した仁和寺菩提院門跡行遍について詳述したうえで、行遍死後に供僧が弓削島庄を含む供料庄園の支配に乗り出していき、供僧直務支配が展開していくという構図が示された。

さらに、「東寺供僧供料荘における年貢収取体系の発展と停滞」〔網野1964〕は、東寺供僧領庄園の年貢収取をデータ化したうえで、その変遷を追ったものであり、弓削島庄についても年貢収取状況が示された。このなかでは、弓削島庄を「供僧供料荘中最大の年貢収入が期待された荘園」としている。

また、網野氏は弓削島庄関係の史料を所収した『日本塩業大系　史料編　古代・中世（一）』の編纂に携わり、このなかでの解題を執筆している。弓削島庄関係史料について、庄園の経営体制の変遷から解説がなされている〔網野1974〕。

（４）弓削島庄研究の転換－『中世東寺と東寺領荘園』－

網野氏の弓削島庄を含む東寺領庄園に関する論文は、1978年に刊行された著書『中世東寺と東寺領荘園』〔網野1978〕にまとめられることになる。同書のなかでは、「Ⅱ東寺領荘園の諸相」の第２章として「伊予国弓削島荘」と題した章が設けられており、『塩業大系』の「解題」〔網野1974〕が第一節「関係文書の伝来について」として、「西国における二つの東寺領荘園について」〔網野1959〕の弓削島庄に関する部分がベースとなったものが第二節「請負代官について」として、弓削島庄の事例も踏まえながら鎌倉・南北朝期の諸問題を論じた「鎌倉・南北朝期の評価について」〔網野1963b〕を付論として加えて、これらがひとつの章として編まれた。

特に「請負代官について」は、著書を編むに当たって加筆されており、鎌倉末期に現れる弓削島庄の代官を取り上げて、1970年代までになされた弓削島庄への消極的評価に鋭い批判を加えている。それまでの研究では、農業生産力の低さゆえに、有力名主が成長できず、その結果として強圧的な代官が登場したと見ていた。かかる見方に対して、網野氏はこうした代官に先進性を見出すとともに、その先進性を支えたのが島民自身であったと評価した。それまでの弓削島庄への消極的評価への網野氏の批判を引用する（以下、引用は『網野善彦著作集第２巻　中世東寺と東寺領荘園』の頁数）。

> 弓削島荘の承誉（鎌倉末期の代官－引用者補注）に見出されるような商人的な性格は、鎌倉末期の時点に立ってみれば、むしろこうした代官の先駆であり、それ自体、先進的な代官のあり方ということもできるのである。そして、最も早く商品となった物質の一、塩を生産する島民自身が、こうした先進性を支えていたとすらいいうるであろう。中世のこの時期の瀬戸内海周縁とその島々は、このような意味で、決して後進的とはいえない、と私（網野善彦氏－引用者補注）は考える。因島・尾道との間に、かなり恒常的な交通があったとみられる弓削島も、もとよりそうであり、在地の領主・代官が生れなかったのは、島民・百姓の力によるとみなければならない。（348頁）

以上のような網野氏の見解は、弓削島庄をめぐる研究史のなかで画期となったものと言える。そして、こうした非農業系の生業を重視する視角は、水田中心史観を批判する「網野史学」のなかでも重要な位置を占めるようになる。

さらに、弓削島庄の代官を「無縁」の人と見ているように、「網野史学」の代表作である『無縁・公界・楽』（平凡社、1978年）に結実するような論点が見られることも注目される。これらの「網野史学」の重要な要素を、網野氏の弓削島庄研究のなかに見出すことができ、「網野史学」へ弓削島庄が与えた影響を考えることも可能である。

網野氏の著書は、「荘園現地の動向と（中略）寺院制度それ自体の変化とを、統一的にとらえ、中世寺院史あるいは寺領荘園史の新たな像をつくり出す」（261頁）ことを目指しており、庄園領主である東寺の動向を踏まえたうえで、東寺領庄園を論じるところに、その特徴を見て取れる。網野氏の一連の研究のなかで、弓削島庄に対してこうした見方が可能になったことも重要であろう。

（５）地域史の視点からの研究

網野氏の研究が登場した後、1976年の院政期を検討した論考〔山内1976a〕を皮切りに、弓削島庄をフィールドとした論考を発表したのが山内譲氏である。山内氏は、県立弓削高等学校に教員として赴任したことから、地域史の視点からの研究を進めた。その後、『愛媛県史』の編纂に携わるなかでも、弓削島庄関係史料を扱った。『愛媛県史』には、それまで知られていなかった弓削島庄関係史料〔山内1982〕が重点的に収録されることにもなる。山内氏は、弓削島庄の通史や概説も執筆している〔山内1985a・2005〕。ここでは、弓削島庄の研究史のうえで重要と思われる山内氏の論考を、少し見ておきたい。

①鎌倉後期

鎌倉後期（・末期）に起きた下地中分や百姓等の逃散などの重要な事象についても、庄園現地の状況を踏まえながら山内氏は論じた。「伊予国弓削島荘の地頭と雑掌」〔山内1976b〕では、地頭小宮氏の活動を踏まえて下地中分を論じて、領家方の雑掌を高く評価した。そして、「伊予国弓削島荘の悪党と農民」〔山内1978a〕では、鎌倉末期の庄官らを取り上げ、特に承誉については、海賊的悪党と呼ぶべきとした。この議論のなかでは、弓削島庄の特殊事情を重視して、その地理的環境を、海賊的悪党を生み出す格好の条件として、積極的に評価していることも注目される。

②水運史・海賊衆

山内氏の弓削島庄関係の論考のなかで特に重要と思われるのが、水運史の史料として弓削島庄関係の史料を取り上げたものである。「南北朝室町期の弓削島庄と水運」〔山内1983a〕は、1981年に刊行された『兵庫北関入船納帳』に見える室町時代の弓削籍船の船頭を取り上げながら、その前提として鎌倉時代の弓削島庄の年貢輸送や塩の流通を論じたものである。これによって、弓削島庄を「水運の拠点」として見ることも可能となり、外部とのつながりを持つ中世の弓削島の姿が示された。「中世後期瀬戸内海の海賊衆と水運」〔山内1987a〕では、室町時代の海賊衆の年貢請負から、海賊衆の水運への関わりが論じられている。海賊衆の動向については、「伊予国弓削島荘の解体」〔山内1977〕でも、南北朝期の小早川氏や室町時代の能島村上氏・因島村上氏が取り上げられている。

（６）1980年代以降の研究

1970年代までにおいて、先に見てきたような網野善彦氏や山内譲氏の重要な研究がなされ、弓削島庄をめぐる研究史は転換を迎えた。そして、それ以降にも様々な視角から弓削島庄は論じられた。

入間田宣夫氏の「逃散の作法」〔入間田1980〕は、一味神水→連署申状・連署起請文→逃散というパターンで中世の逃散が行われたことを明らかにしており、逃散の具体的な事例として、正和年間の弓削島庄の逃散が取り上げられている。

横出洋二氏は、弓削島庄の年貢の輸送に携わった梶取に考察を加えた〔横出1983〕。建治年間以前は、梶取が名主に均等に割り当てられ、輸送ごとに梶取が変更する名主割当輸送であったのが、弘安年間以降になると、特定の梶取が輸送を担うようになることを指摘した。

この後、1999年から2003年にかけて、弓削島庄を主たるフィールドとして論考を発表したのが、畑野順子氏である。院政期の「住人等解」を素材とした論考〔畑野1999〕では、院・院近臣に注目して立庄過程を再検討したうえで、「住人等解」が提出される背景となる伊予国をめぐる政治情勢を探り、百姓名の分析も行った。下地中分（畑野氏の論考では「下地分割」）から正和年間の百姓等逃散までを検討した論考〔畑野2002〕では、下地中分によって成立した東寺の新収取体制に対する庄園現地からの抵抗として、正和年間に「百姓等申状」が提出されたと捉えた。さらに、弘安年間後半から正応年間まで東寺供僧一臈であった厳盛に注目した論考〔畑野2003〕では、正応年間の

幕府への提訴を、東寺供僧が主導した積極的なものとした。弓削島庄をフィールドとしていた畑野氏が、その後の論考では供僧組織も分析していることは、弓削島庄関係史料から、東寺供僧自体を知りうることを示していると言えよう。

（７）近年の研究

2000年代以降にも、弓削島庄を主たる対象とした研究はあまり多くはないが、いくつか見ることもできる。2005年から2007年には、早稲田大学大学院の海老澤衷ゼミによる調査が行われており、現地調査や文献資料の把握において、今後の研究の基盤となるものが提示されたことが重要であろう。

苅米一志氏は、漁業と宗教支配を論じるのに、弓削島庄をフィールドとした〔苅米2005〕。鎌倉時代における漁業の展開は、鎌倉中期以降の地頭の経営・開発に負う部分が大きかったとして、東寺による庄園現地の漁撈得分への注目も、地頭側の動向に追随するものと見た。

早稲田大学大学院の海老澤衷ゼミの調査成果は、『ジャポニカの起源と伝播　伊予国弓削島荘の調査』〔海老澤編2007〕にまとめられた。海老澤ゼミは弓削島庄関係史料を講読するとともに、庄園故地の現地調査を行った。小地名の聞き取りなどによって各地区での現況が調査されるとともに、江戸時代の検地帳や明治時代の地籍図も用いられた。庄園に関係する史料は「伊予国弓削島荘関係史料目録」として、これまで知られていない史料も含めて目録のなかで示され、年次比定も試みられた。

早稲田大学海老澤ゼミの調査にも参加した髙橋傑氏は、鎌倉時代における庄園現地の公文の文書管理を論じるなかで、弓削島庄の正和年間頃に活動した公文寛慶を取り上げた〔髙橋2007〕。弓削島庄を取り上げた髙橋傑氏の論考としては、室町時代の永尊快照の活動を河野氏等との関係から論じたもの〔髙橋2008〕もあり、「室町期荘園制」〔伊藤2010・2014〕からの問題関心によるものとして注目される。

【弓削島庄研究文献一覧】

凡例

(1) この文献一覧には、弓削島庄を主とした著作・論文を収録した。

(2) 配列は発表年の順とした。発表年が同じ場合は、著者名の50音順に配列した。発表年・著者ともに同じ場合は、便宜的に「１　弓削島庄の研究史」で触れた順番に配列し、アルファベットを付した。

(3) 論文が著作に収録されている場合は、論文の後ろに矢印を付し、〔　〕内に著者と刊行年を記した。該当する著作も文献一覧には収録した。

(4) 作成に際しては、京都府立総合資料館歴史資料課編「東寺百合文書関係論文目録」（京都府立総合資料館編『東寺百合文書にみる日本の中世』京都新聞社、1998年）を参照し、山内譲氏からも情報提供を受けた。

(5) 網野善彦氏の著作・論文については、※著作集②などのようにして、当該論考が収録されている『網野善彦著作集』の巻数を記した。

清水三男　1937「「塩の荘園」伊予国弓削島」『歴史学研究』７-５→〔清水1949〕

西岡虎之助　1939「中世に於ける荘民用益地の配合状態」『歴史教育』14-２

1．弓削島庄の研究史

長山源雄　1942「中世に於ける荘園の研究（七）－弓削島荘－」『伊予史談』111

清水三男　1949『中世荘園の基礎構造』高桐書院（史籍刊行会、1956年）、のちに『清水三男著作集　第３巻』（校倉書房、1975年）として刊行

渡辺則文　1950「中世伊予に於ける製塩業について」『伊予史談』124

三浦章夫　1950「東寺領としての弓削島荘」『伊予史談』126

渡辺則文　1952「中世に於ける内海島嶼の生活－伊予国弓削島を中心として－」魚澄惣五郎編『瀬戸内海地域の社会史的研究』柳原書店　→〔渡辺1971〕

安田元久　1953「下地中分論」『史学雑誌』62-１　→〔安田1961〕

安田元久　1955「荘官的領主制の形成」竹内理三編『日本封建制成立の研究』吉川弘文館　→〔安田1976〕

網野善彦　1959「西国における二つの東寺領荘園について」『日本歴史』130　→〔網野1978〕※著作集②

安田元久　1959「定宴・承誉・弁坊・淵信」佐藤進一編『日本人物大系　二』朝倉書店　→〔安田1976〕

川西れい子　1960「鎌倉時代の商業－弓削島荘を中心にみた－」『史窓』17・18

安田元久　1961『地頭及び地頭領主制の研究』山川出版社

網野善彦　1963a「東寺供僧供料荘の成立と発展－鎌倉期の供僧の動きを中心に－」『歴史学研究』281　→〔網野1978〕※著作集②

網野善彦　1963b「鎌倉・南北朝期の評価について」『日本史研究』64　→〔網野1978〕※著作集②

網野善彦　1964「東寺供僧供料荘における年貢収取体系の発展と停滞」『史林』47-３　→〔網野1978〕※著作集②

高重　進　1964「名の形成と村－弓削島庄の過大名を中心として－」『地理科学』３　→〔高重1975〕

渡辺則文　1964「中世塩業の展開」『日本塩業の研究』５　→〔渡辺1971〕

新田英治　1967「「白河本東寺百合文書」所収伊予国弓削島関係史料の紹介」『塩業時報』19-５

北川喜代麿　1970「弓削島地名考」『弓削商船高等専門学校紀要』３

渡辺則文　1971『日本塩業史研究』三一書房

景浦　勉　1973「古代における弓削島荘の変遷」『伊予史談』210・211

網野善彦　1974「解題」日本塩業大系編集委員会編『日本塩業大系　史料編　古代・中世（一）』日本専売公社　→〔網野1978〕※著作集②

福家清司　1974「伊予国弓削島荘における二、三の論点－特に名体制をめぐって－」『史窓』５

高重　進　1975『古代・中世の耕地と村落』大明堂

山内　譲　1976a「伊予国弓削島荘の諸問題」『愛媛県立弓削高等学校研究紀要』１

山内　譲　1976b「伊予国弓削島荘の地頭と雑掌」『ソーシアル・リサーチ』５

安田元久　1976『日本初期封建制の基礎研究』山川出版社

宮崎泰充　1977「弓削島庄－塩を年貢とした小島の荘園－」安田元久編『日本史小百科　荘園』近藤出版社

新城常三　1977a「荘園年貢の海上輸送－東寺領伊予弓削島荘－」『日本歴史』344　→〔新城1994〕

新城常三　1977b「中世瀬戸内島嶼民衆の経済生活－東寺領伊予弓削島荘－」『日本常民文化紀要』３　→〔新城1994〕

山内　譲　1977「伊予国弓削島荘の解体」『ソーシアル・リサーチ』６

網野善彦　1978『中世東寺と東寺領荘園』東京大学出版会　※著作集②

川島茂裕　1978「中世成立期伊予国弓削島庄における住人等解闘争」『史海』25

山内　譲　1978a「伊予国弓削島荘の悪党と農民」『地方史研究』152　→〔山内1998〕

山内　譲　1978b「伊予国弓削島荘の農民闘争」『ソーシアル・リサーチ』７

渡辺則文　1978「瀬戸内海文化とその基盤」西垣晴次編『地方文化の日本史　三　鎌倉武士西へ』文一総合出版

島田次郎　1979「日本中世共同体試論－とくに中世前期の共同体について－」『史潮』新４　→〔島田1986〕

入間田宣夫　1980「逃散の作法」豊田武先生古希記念会編『日本中世の政治と文化』吉川弘文館　→〔入間田1986〕

網野善彦　1981「未進と身代　上・下」『ＵＰ』108・109　→〔網野善彦ほか1983〕※著作集⑧

山内　譲　1982「東寺百合文書「新史料」中に見る伊予国弓削島荘関係文書について」『伊予史談』244
網野善彦ほか　1983『中世の罪と罰』東京大学出版会（講談社、2019）
廣山堯道　1983「弓削島の塩浜」同著『日本製塩技術史の研究』雄山閣
村上　貢　1983「兵庫北関入船納帳に現れた弓削の船舶－梶取から船頭へ－」『弓削商船高等専門学校学芸部海事史研究』8
山内　譲　1983a「南北朝室町期の弓削島庄と水運」地方史研究協議会編『瀬戸内海社会の形成と展開－海と生活－』雄山閣　→〔山内1998〕
山内　譲　1983b「荘園の管理と僧侶」『歴史公論』87
山内　譲　1983c「塩の荘園／弓削島と瀬戸内海の海運」『郷土史展望』３
横出洋二　1983「梶取の庄園・公領制からの独立に関する一考察－伊予国弓削島庄の梶取を例に－」『芸備地方史研究』139
高橋孝行　1984「東寺領弓削島荘の地頭請について－網野善彦氏の所説をめぐって－」『内乱史研究会報』創刊号
桑原秀盈　1985「弓削島荘と伊予諸荘園の成立」『歴史研究』291
段木一行　1985「小宮氏の軌跡－東寺領伊予国弓削島地頭職をめぐって－」『学芸研究紀要（東京都教育委員会）』２　→〔段木1986〕
山内　譲　1985a『弓削島荘の歴史』弓削町
山内　譲　1985b「一味神水・百姓等申状・逃散－鎌倉期弓削島荘の農民－」『「社会科」学研究』９
入間田宣夫　1986『百姓申状と起請文の世界－中世民衆の自立と連帯－』東京大学出版会
島田次郎　1986『日本中世の領主制と村落　下巻』吉川弘文館
段木一行　1986『中世村落構造の研究』吉川弘文館
橋本初子　1986「東寺領庄園と東寺－古文書からみた年貢輸送の実態－」『歴史地理学紀要』28
網野善彦　1987「中世に於ける文書偽造の一事例－伊予国弓削島荘の送文をめぐって－」『瀬戸内海地域史研究』１　→〔網野1996〕※著作集⑭
山内　譲　1987a「中世後期瀬戸内海の海賊衆と水運」『瀬戸内海地域史研究』１　→〔山内1998〕
山内　譲　1987b「問丸と為替－中世流通史の一齣－」『ソーシアル・リサーチ』13
廣山堯道　1990『塩の日本史』雄山閣
東寺宝物館編・発行　1993『東寺とその庄園』
新城常三　1994『中世水運史の研究』塙書房
稲葉靖司　1995「伊予国弓削島荘にみる瀬戸内海水運」『史遊』４
網野善彦　1996『日本中世史料学の課題－系図・偽文書・文書－』弘文堂　※著作集⑭
山内　譲　1998『中世瀬戸内海地域史の研究』法政大学出版局
安藤文昭　1999「復原から見る「塩の荘園」弓削島の実像」『史学論叢』29
畑野順子　1999「伊予国弓削島荘における「住人等解」結合の時代的意味」『内海文化研究紀要』27
畑野順子　2002「鎌倉後期一円領創出としての下地分割－伊予国弓削島庄の事例－」地方史研究協議会編『海と風土－瀬戸内海地域の生活と交流－』雄山閣
畑野順子　2003「鎌倉期東寺供僧の訴訟と法印厳盛」『鎌倉遺文研究』11
苅米一志　2005「荘園社会における生業の展開と宗教支配－伊予国弓削島荘の網庭を素材として－」『史境』51
山内　譲　2005「弓削島荘」網野善彦ほか編『講座日本荘園史10　四国・九州地方の荘園』吉川弘文館
髙橋　傑　2007「鎌倉期公文の文書管理について－弓削島荘を中心に－」『民衆史研究』74
海老澤衷編　2007『ジャポニカの起源と伝播　伊予国弓削島荘の調査』早稲田大学水稲文化研究所
髙橋　傑　2008「東寺領弓削島荘・因島荘の終焉－永尊快照の活動と伊予－」海老澤衷先生の還暦を祝う会編・発行『懸樋抄：海老澤衷先生還暦記念論文集』
村上　貢　2008「鎌倉・室町期の芸予諸島の海運」『岡山商科大学経営研究所報』17

山内　譲　2011「室町期の海賊による荘園請負と唐船警固」川岡勉・古賀信幸編『日本中世の西国社会②　西国おける生産と流通』清文堂出版
有馬啓介　2018「東寺領伊予国弓削島荘の総合調査」『伊予史談』391

（大上幹広）

2．「東寺百合文書」と弓削島庄

（1）弓削島庄関係史料目録

【凡例】

(1) 本目録は、弓削島庄関係の史料の目録である。作成に際しては、海老澤衷編『ジャポニカの起原と伝播　伊予国弓削島荘の調査』（早稲田大学水稲文化研究所、2007年）所収の宮﨑肇・髙橋裕美子「伊予国弓削島荘関係史料目録」（「早稲田目録」と略記する）を参照しながら作成した。

(2) 年月日は文書内に記されていない場合は（　）を付し、確定できない場合は「ヵ」も付した。欠損などによって判読できない場合は□とした。未詳の場合は鎌倉後期、室町時代のように、大まかな時期を記した。

(3) 「東寺百合文書」の史料については、京都府立総合資料館（現在の京都府立京都学・歴彩館）での整理番号（東寺百合文書WEB［http://hyakugo.kyoto.jp/］での整理番号とも対応）を付した。

(4) 刊本に所収されている史料については、刊本での文書番号を付した。確認した刊本は以下の通り。刊本での文書番号は、それぞれの欄に以下のように記した。

①『日本塩業大系　史料編　古代・中世（一）』「伊予国弓削島荘関係史料」
②『日本塩業大系　史料編　古代・中世（一）補遺』
→『塩業大系』の欄に文書番号を記す。補遺編に所収の史料については、文書番号に「補」を付した。
③『愛媛県史　資料編　古代・中世』
→『愛媛県史』の欄に文書番号を記す。
④『平安遺文』（略記：『平』）
⑤『鎌倉遺文』（略記：『鎌』）
⑥『鎌倉遺文　補遺編・東寺文書』（略記：『鎌東』）
⑦「『鎌倉遺文』所収「東寺文書白河本」の校訂」（1）～（10）（『鎌倉遺文研究』1号～10号、1998年～2002年）（略記：「鎌白」）
⑧『南北朝遺文　中国四国編』（略記：『南北』）
→『遺文』の欄に刊本を略記したうえで文書番号を記す。
⑨『大日本古文書　家わけ第十　東寺文書』

⑩『東寺百合文書』（京都府立総合資料館編）

⑪『教王護国寺文書』（赤松俊秀編）

→『大日本古文書』／『東寺百合文書』／『教王護国寺文書』の欄に⑨⑩は函と文書番号を、⑪は『教』と略記したうえで文書番号を記す。

(5)『塩業大系』・『平安遺文』・『鎌倉遺文』が白河本『東寺文書』から所収している場合や、白河本『東寺文書』から所収したものもある場合は、備考欄に『塩』（文書番号）：白河本、『平』（文書番号）：白河本、『鎌』（文書番号）：白河本のように記した。

(6)「東寺文書」については、『東寺文書聚英』での文書番号を備考欄に記した。

(7)「『東寺長者補任』紙背文書」については、宮﨑肇「藤井永観文庫旧蔵「東寺長者補任」紙背文書の紹介」（『鎌倉遺文研究』24号、2009年）での文書番号を〔宮﨑09〕（文書番号）として記した。

(8)①～⑪の刊本に所収されていないが、『若狭国太良荘史料集成』に所収されている史料については、その文書番号を備考欄に記した。

No.	和暦（西暦）	月	日	文書名	史料	『塩業大系』	『愛媛県史』	『遺文』	『大日本古文書』『東寺百合文書』『教王護国寺文書』	備考
1	保延元年（1135）	6	3	藤原忠隆請文	「東寺文書」無号之部 3	1	76	『平』2325	未刊	『平』：白河本
2	保延元年（1135）	9	13	伊予国留守所下文	「東寺百合文書」テ函 3	2	77	『平』2329	未刊	『平』：白河本
3	久安 6 年（1150）	9	16	百姓等解	「東寺百合文書」セ函 1	3	80	『平』2709	未刊	
4	久安 6 年（1150）	11	22	住人等解	「東寺百合文書」セ函 2	4	81	『平』2712	未刊	
5	長寛 2 年（1164）	8	—	下司平助道解	「東寺百合文書」セ函 4	5	90	『平』3305	未刊	
6	長寛 2 年（1164）	12	—	住人等解	「東寺百合文書」セ函 5	6	91	『平』3323	未刊	
7	長寛 3 年（1165）	1	20	伊予国留守所下文	「東寺百合文書」オ函 3	7	92	『平』3327	未刊	
8	永万元年（1165）	4	22	伊予国目代安倍資良請文	「東寺百合文書」こ函 8-1	8	95	『平』3356	未刊	
9	永万元年（1165）	7	19	住人等解	「田中穣氏旧蔵古典籍古文書」	9	94	『平』3361	—	
10	永万 2 年（1166）	7	—	住人等解	「東寺百合文書」こ函 8-2	10	95	『平』3399	未刊	
11	仁安 2 年（1167）	2	25	住人等解	「東寺百合文書」こ函 8-3	11	95	『平』3418	未刊	
12	承安 2 年（1172）	11	—	住人等解	「雨森善四郎氏所蔵文書」乾	12	98	『平』3611	—	
13	治承 3 年（1179）	8	22	官宣旨	「東寺百合文書」こ函 9	13	100	『平』3885	未刊	
14	治承 3 年（1179）	8	22	官宣旨案	「東寺百合文書」コ函 9-2	288 (2)	1377	—	未刊	No.13 の案文
15	文治 4 年（1188）	9	29	文治四年検田目録	「東寺百合文書」と函 1	14	111	『鎌』345	と 2	
16	文治 5 年（1189）	4	—	文治五年桑検注目録	「東寺百合文書」と函	15	112	『鎌』387	と 3	寺外流出
17	文治 5 年（1189）	5	—	文治五年作畠麦検注取帳目録	「東寺百合文書」ヨ函 2	補 3	114	「鎌白」1	未刊	『塩』16・『鎌』393：白河本
18	文治 5 年（1189）	5	—	文治五年作畠検注取帳案	「東寺百合文書」よ函 4	17	113	『鎌』394	よ 4	
19	建久 2 年（1191）	10	—	長講堂所領注文	「島田家文書」	18	117	『鎌』556	—	
20	建仁 3 年（1203）	4	7	沙汰人百姓等解	「東寺百合文書」と函 2	19	120	『鎌』1352	と 4	
21	建仁 3 年（1203）	4	—	伊予国国司庁宣	白河本『東寺文書』五十七	20	121	『鎌』1357	—	
22	—	—	—	宣陽門院所領目録断簡	「島田家文書」	21	152	『鎌』3274	—	前後欠
23	延応元年（1239）	12	—	所当等注文	「東寺百合文書」と函 3	22	153	『鎌東』94	と 5	
24	延応元年（1239）	12	—	宣陽門院寄進状	「東寺文書」楽乙 1	23	151	『鎌』5514	—	『東寺文書聚英』65 号
25	延応元年（1239）	12	—	宣陽門院寄進状案	「東寺百合文書」の函 39-1	287 (1)	1343 (1)	—	未刊	No.24 の案文
26	延応元年（1239）	12	—	宣陽門院寄進状案	「東寺百合文書」コ函 9-1	288 (1)	1377 (1)	—	未刊	No.24 の案文
27	延応元年（1239）	12	—	宣陽門院庁下文案	「東寺百合文書」み函 5	24	150	—	未刊	
28	寛元元年（1243）	4	22	年々運上物所下散用注文	「東寺百合文書」オ函 4	補 4	157	『鎌』補 1307	未刊	

29	建長７年（1255）	6	12	行遍書状	「東寺百合文書」マ函５	25	172	『鎌』7876	未刊	
30	建長７年（1255）	6	12	行遍書状案	「東寺百合文書」さ函１	26	—	—	未刊	No.29 の案文
31	建長７年（1255）	9	10	領家方年貢所当注文案	「東寺百合文書」ヨ函６	補５	173	『鎌』7902	未刊	『塩』27・『鎌』：白河本
32	正嘉２年（1258）	3	23	了縁請文	「東寺百合文書」ヨ函７	28	177	『鎌』8202	未刊	
33	（正嘉２年［1259］ヵ）	9	26	了縁注進状	「東寺百合文書」ト函 202	29	178	『鎌』8284	ト 202	
34	正嘉３年（1259）	2	22	領家地頭和与状	「東寺百合文書」ヒ函８	30	179	『鎌』8350	未刊	
35	正嘉３年（1259）	2	22	領家地頭和与状案	「東寺百合文書」な函 11	31	—	—	未刊	No.34 の案文
36	正元元年（1259）	5	24	六波羅下知状	「東寺百合文書」せ函 「武家御教書并達」2	32	181	『鎌』8379	未刊 未刊	
37	正元元年（1259）	5	24	六波羅下知状案	「東寺百合文書」ミ函８	33	—	—	未刊	No.36 の案文
38	正元元年（1259）	10	18	年貢塩送文案	「東寺百合文書」リ函５	補６	183	『鎌東』139	リ５	
39	正元２年（1260）	1	16	田地所当散用状	「東寺百合文書」な函 10	34	180	『鎌』8461	未刊	
40	正元２年（1260）	6	6	年貢無足分注文	「東寺百合文書」と函４	35	184	『鎌』8506	と６	
41	文応元年（1260）	7	—	東寺供僧書下土代	「東寺百合文書」と函７	36	187	『鎌』8537	と７	No.42 の土代ヵ
42	文応元年（1260）	7	11	東寺供僧下文案	「東寺百合文書」フ函４	37	185	『鎌』8536	未刊	
43	文応元年（1260）	7	—	定喜公用銭請文案	「東寺百合文書」と函６	38	188	『鎌』8538	と８	
44	文応元年（1260）	7	20	定喜公用銭請文案	「東寺百合文書」と函５	39	186	『鎌』8542	と９	
45	弘長２年（1262）	1	9	安芸国新勅旨田年貢米支配状	「教王護国寺文書」	40	189	『鎌』8760	『教』64	
46	文永２年（1265）	7	9	後深草上皇院宣案	「東寺百合文書」ぬ函１	41	194	『鎌』9318	未刊	「慶応義塾大学図書館所蔵文書」に前欠の正本あり（『愛媛県史』）
47	文永２年（1265）	9	9	開田准后法助御教書	「東寺百合文書」ユ函 11	42	—	—	未刊	
48	文永２年（1265）	9	9	開田准后法助御教書	「東寺百合文書」ほ函 11	—	195	『鎌』9349	ほ 20	
49	文永３年（1266）	8	16	領家方年貢大俵塩送進状案	「東寺百合文書」リ函 7-2	補７（2）	198	『鎌東』158	リ７（2）	
50	文永４年（1267）	9	18	領家方年貢大俵塩送進状案	「東寺百合文書」リ函 7-1	補７（1）	198	『鎌東』162	リ７（1）	
51	文永４年（1267）	10	—	運上物用用途支配状	「教王護国寺文書」	43	199	『鎌』9794	『教』73	
52	文永６年（1269）	8	28	領家方年貢大俵中俵塩送文案	「東寺百合文書」リ函 8-1	補８（1）	200	『鎌』補 1609	リ８（1）	
53	文永６年（1269）	11	4	守清請文案	「東寺百合文書」ル函 5-1	補９（1）	202	『鎌』補 1610	未刊	
54	文永６年（1269）	11	30	平宗弘請文案	「東寺百合文書」ル函 5-2	補９（2）	202	『鎌』補 1611	未刊	
55	文永６年（1269）	12	4	藤原忠宗・まさけの家守連署請文案	「東寺百合文書」ル函 5-3	補９（3）	202	『鎌』補 1612	未刊	
56	文永６年（1269）	12	20	領家方年貢大俵中俵塩送文案	「東寺百合文書」リ函 8-2	補８（2）	200	『鎌』補 1614	リ８（2）	
57	文永６年（1269）	12	20	預所分房仕代塩送文案	「東寺百合文書」リ函 8-3	補８（3）	200	『鎌』補 1613	リ８（3）	

58	文永 6 年（1269）	12	20	南郷光守請文案	「東寺百合文書」ル函 5-4	補 9（4）	202	『鎌』補 1615	未刊	
59	文永 6 年（1269）	12	23	公文・預麦代請取状案	「東寺百合文書」ヨ函 11	45	201	『鎌』10554	未刊	
60	文永 7 年（1270）	2	3	領家方年貢米納帳	「東寺百合文書」ル函 5-5	補 9（5）	202	『鎌』補 1616	未刊	
61	文永 7 年（1270）	2	3	年貢米塩手下日記帳	「東寺百合文書」ル函 5-6	補 9（6）	202	『鎌』補 1617	未刊	
62	文永 7 年（1270）	2	8	文永五年年貢麦納帳	「東寺百合文書」と函 9	44	206	『鎌東』172	と 11	
					「東寺百合文書」ヨ函 12	補 10			未刊	
63	文永 7 年（1270）	2	8	文永五年麦未進注文	「東寺百合文書」ヨ函 14	補 11	208	『鎌』10575	未刊	『塩』46・『鎌』：白河本
64	文永 7 年（1270）	2	8	文永六年田地内検帳	「東寺百合文書」ル函 6	補 12	203	『鎌』補 1618	未刊	
65	文永 7 年（1270）	2	8	文永六年田地内目録	「東寺百合文書」ル函 7	補 13	204	『鎌』補 1620	未刊	
66	文永 7 年（1270）	2	8	文永六年所当米徴符	「東寺百合文書」ル函 8	補 14	205	『鎌』補 1619	未刊	
67	文永 7 年（1270）	2	8	文永六年大俵中俵塩未進注文	「東寺百合文書」ヨ函 13	補 15	207	『鎌』10576	未刊	『塩』47・『鎌』：白河本
68	文永 7 年（1270）	8	21	法橋乗実書状	「東寺百合文書」チ函 4	48	210	『鎌』10676	チ 4	
69	文永 9 年（1272）	9	19	某書状案	「東寺百合文書」ヨ函 24	補 16	212	『鎌』11102	未刊	『塩』49・『鎌』：白河本
70	（文永 9 年［1272］ヵ）	9	11	了遍書状	白河本『東寺文書』五十八	70	242	『鎌』12017	—	
71	文永 9 年（1272）	9	27	百姓等申状	「東寺百合文書」と函 12	50	213	『鎌』11105	と 16	
72	（文永 10 年［1273］）	8	11	開田准后法助御教書案	「東寺百合文書」ヨ函 176	51	217	『鎌』11389	未刊	
73	（文永 10 年［1273］）	8	12	聖宴書状案	「東寺百合文書」ヨ函 177	52	218	『鎌』11390	未刊	
74	文永 10 年（1273）	9	23	麦代塩注進状	「東寺百合文書」な函 18	53	219	『鎌』11418	未刊	
75	文永 10 年（1273）	9	23	色々未進注文	「東寺百合文書」エ函 8	補 17	220	『鎌』11419	未刊	『塩』54・『鎌』：白河本
76	文永 10 年（1273）	12	30	東寺供僧年行事文書惣目録	「東寺百合文書」な函 19-2	56	226	『鎌』11512	未刊	
	文永 11 年（1274）	12	30							
77	文永 11 年（1274）	3	上旬	東寺供僧能済注進状案	「東寺百合文書」へ函	57	221	『鎌』11614	へ 6	寺外流出
78	文永 11 年（1274）	7	24	年貢送文	「東寺百合文書」と函 19	58	222	『鎌』11694	と 21	
79	文永 11 年（1274）	7	25	年貢送文	「東寺百合文書」と函 17	59	223	『鎌』11695	と 22	
80	文永 11 年（1274）	—	—	年貢塩支配注文	「東寺百合文書」と函 19-1	61	222	『鎌』11826	と 24	
81	文永 12 年（1275）	3	7	東寺供僧年行事下知状案	「教王護国寺文書」	62	227	『鎌』11843	『教』99	
82	（建治元年［1275］）	3	17	東寺供僧年行事下知状案	「東寺百合文書」し函 209	63	229	『鎌』11852	未刊	早稲田目録は文永 11 年ヵとする
83	（建治元年［1275］ヵ）	3	26	了遍書状	「東寺百合文書」と函 112	64	230	『鎌』11856	未刊	
84	（建治元年［1275］ヵ）	4	4	了遍御教書	「東寺百合文書」と函 114	74	237	『鎌』11866	と 29	
85	（建治元年［1275］）	4	23	東寺供僧年行事下知状土代	「教王護国寺文書」	65	231	『鎌』12322	『教』90	
86	（建治元年［1275］ヵ）	—	—	東寺供僧年行事下知状土代	「教王護国寺文書」	66	232	『鎌』11874	『教』91	
87	建治元年（1275）	4	28	定宴書状	「東寺百合文書」ヨ函 27	67	233	『鎌』11895	未刊	

88	建治元年（1275）	4	28	定宴書状案	「東寺百合文書」は函 13	—	—	—	は 22	No.87 の案文
89	建治元年（1275）	5	6	東寺供僧一臈教親書状案	「東寺百合文書」ヨ函 28	68 69	235 236	『鎌』11901 『鎌』11902	未刊 未刊	『塩』・『鎌』：白河本
90	（建治元年［1275］）	5	20	了遍書状	「東寺百合文書」ヤ函 213	71	239	『鎌』11915	未刊	
91	建治元年（1275）	6	3	開田准后法助御教書	「東寺百合文書」み函 6	72	240	『鎌』11922	未刊	
92	（建治元年［1275］）	6	29	了遍書状	「東寺百合文書」と函 121	73	241	『鎌』11938	と 28	
93	建治元年（1275）	7	8	東寺供僧一臈教親書状案	「東寺百合文書」う函 1	75	244	『鎌』11948	未刊	
94	（建治元年［1275］）	7	20	東寺供僧年行事下知状	「東寺百合文書」さ函 214 「教王護国寺文書」	76	245	『鎌』12419	未刊 『教』92	
95	（建治元年［1275］ヵ）	—	—	東寺供僧年行事下知状	「教王護国寺文書」	77	234	『鎌』11965	『教』93	
96	建治元年（1275）	7	28	東寺供僧連署申状案	「東寺百合文書」と函 18	78	246	『鎌』11974	と 30	
97	建治元年（1275）	10	3	領家方年貢等送文	「教王護国寺文書」	79	247	『鎌』12042	『教』101	
98	（建治元年［1275］ヵ）	—	—	東寺供僧使者申詞案	「東寺百合文書」ヨ函 204	80	248	『鎌』12020	未刊	
99	（建治元年［1275］ヵ）	—	—	宝持院寛智書状包紙	「東寺百合文書」ヰ函 10	—	—	—	未刊	
100	建治２年（1276）	2	17	若狭国太良庄後納米支配注文案	「東寺百合文書」は函 22-24	81	249	『鎌』12221	未刊	
101	（建治２年［1276］ヵ）	閏３	15	乗実書状	「東寺百合文書」せ函 108	82	250	『鎌』12304	未刊	
102	（建治２年［1276］ヵ）	閏３	16	開田准后法助御教書	「東寺百合文書」レ函 323 「東寺文書」無号之部 7	83	251	『鎌』12305	未刊 未刊	
103	（建治２年［1276］ヵ）	閏３	20	東寺供僧臈教親書状案	「東寺百合文書」な函 218	84	252	『鎌』12307	未刊	
104	（建治２年［1276］ヵ）	閏３	21	乗実書状	「東寺百合文書」と函 113	85	253	『鎌』12309	と 31	
105	（建治２年［1276］ヵ）	4	27	東寺供僧一臈教親書状案	「東寺百合文書」と函 21	86	276	『鎌』12719	と 33	端裏書に「建治三」
106	（建治２年［1276］ヵ）	5	14	法印某書状	「東寺百合文書」オ函 233	87	254	『鎌』12342	未刊	
107	建治２年（1276）	6	13	秀増書状	「東寺百合文書」ヨ函 32	88	255	『鎌』12358	未刊	
108	建治２年（1276）	6	25	東寺供僧連署申状案	「教王護国寺文書」	89	256	『鎌』12373	『教』103	
109	（建治２年［1276］）	—	—	東寺供僧連署申状案断簡	「教王護国寺文書」	90	257	『鎌』12375	『教』104	
110	（建治２年［1276］）	6	25	東寺供僧連署申状土代	「東寺百合文書」と函 120	91	258	『鎌』12374	と 34	
111	建治２年（1276）	7	—	麦地子未進注文	「東寺百合文書」と函 20	92	260	『鎌』12435	と 32	
112	建治２年（1276）	9	19	年貢塩等送文	「東寺百合文書」う函 2	93	264	『鎌』12470	未刊	
113	建治２年（1276）	11	28	年貢麦地子未進注文	「東寺百合文書」ヨ函 34	補 18	267	『鎌東』220	未刊	
114	建治２年（1276）	11	28	年貢大俵塩未進注文	「東寺百合文書」ヨ函 35	補 19	268	『鎌』11761	未刊	『塩』55・『鎌』：白河本
115	建治３年（1277）	9	3	領家方年貢色々物送文	「東寺百合文書」ヨ函 37-3	補 20 (3)	277	—	未刊	
116	建治３年（1277）	9	3	領家方年貢色々物送文案	「東寺百合文書」の函 39-6	287 (6)	1343	『鎌』12842	未刊	No.115 の案文
117	建治３年（1277）	9	8	領家方年貢塩送文	「東寺百合文書」ヨ函 37-2	補 20 (2)	277	—	未刊	
118	建治３年（1277）	9	8	領家方年貢塩送文案	「東寺百合文書」の函 39-5	287 (5)	1343	『鎌』12847	未刊	No.117 の案文

119	建治３年（1277）	9	13	領家方年貢塩送文	「東寺百合文書」ヨ函 37-1	補 20 (1)	277	『鎌』12862	未刊	『塩』94・『鎌』：白河本
120	建治３年（1277）	9	13	領家方年貢塩送文案	「東寺百合文書」の函 39-4	287 (4)	1343	—	未刊	No.119 の案文
121	建治３年（1277）	11	12	荒布等送文案	「東寺百合文書」の函 39-5	287 (5)	1343	『鎌』12902	未刊	『塩』95・『鎌』：白河本
122	建治３年（1277）	11	22	塩俵支配状	「東寺百合文書」ヨ函 38	補 21	278	『鎌』12922	未刊	『塩』96・『鎌』：白河本
123	（建治３年［1277］）	—	—	年貢塩覚	「東寺百合文書」う函 3	97	279	『鎌』12923	未刊	
124	（建治３年［1277］）	—	—	文書目録	「東寺百合文書」ル函 277	補 22	216	—	未刊	
125	弘安５年（1282）	1	22	年貢塩支配状	「東寺百合文書」よ函 5	100	286	『鎌』14545	よ 6	年号改竄ヵ（『大日本古文書』）
126	（弘安８年［1285］）	1	30	了遍請文案	「東寺百合文書」ユ函 141	101	243	『鎌』15412	未刊	
127	（弘安８年［1285］）	2	15	房喩書状案	「東寺百合文書」ノ函 380	102	290	『鎌』15433	未刊	
128	弘安８年（1285）	3	—	造伊勢大神宮行事所切符案	「東寺百合文書」な函 27	103	291	『鎌』15496	未刊	
129	弘安９年（1286）	11	25	太良庄年貢米支配状	「東寺百合文書」は函 25	104	298	『鎌』16041 『鎌』16042	未刊	
130	（弘安９年［1286］ヵ）	—	—	役工夫料支配状	「教王護国寺文書」	105	299	『鎌』16043	未刊	
131	（弘安９年［1286］）	—	—	供僧方年貢米支配状	「東寺百合文書」ル函 17	補 23	300	『鎌』 補 1709	未刊	
132	弘安 10 年（1287）	6	15	某奉書案	「東寺百合文書」と函 24	106	306	『鎌』16279	と 37	
133	弘安 10 年（1287）	11	20	年貢塩等送文	「東寺百合文書」と函 25	107	307	『鎌』16397	と 38	
134	（正応２年［1289］）	12	15	平野殿庄預所宗憲申状	「東寺百合文書」京函 150	111	313	『鎌』17232	未刊	
135	正応２年（1289）	—	—	東寺供僧年行事文書目録	「東寺百合文書」な函 33	112	314	『鎌』17244	未刊	
136	正応３年（1290）	1	26	東寺供僧一臈厳盛挙状案	「東寺百合文書」エ函 14	110	315	『鎌東』326	未刊	
137	（正応３年［1290］）	1	26	東寺供僧一臈厳盛挙状案	「東寺百合文書」エ函 14 紙背	—	315	『鎌東』327	未刊	No.136 の紙背／全文を抹消
138	（正応３年［1290］）	2	21	東寺供僧一臈厳盛挙状案	「東寺百合文書」と函 105	108	316	『鎌東』328	と 39	『鎌』16527 は弘安 11 年に比定
139	（正応３年［1290］）	2	21	東寺供僧一臈厳盛挙状案	「東寺百合文書」と函 106	109	317	『鎌』16528	と 40	
140	正応３年（1290）	2	—	安芸国新勅旨田年貢支配状	「教王護国寺文書」	113	319	『鎌』17272	『教』141	
141	（正応３年［1290］ヵ）	9	1	宗遍書状	「東寺百合文書」ヨ函 180 紙背	114 (2)	320	—	未刊	
142	（正応３年［1290］ヵ）	9	2	年行事行誉書状案	「東寺百合文書」ヨ函 180	114 (1)	320	—	未刊	
143	正応３年（1290）	11	—	百姓等起請文	「東寺百合文書」と函 33	115	321	『鎌』17491	と 60	
144	正応３年（1290）	12	11	年貢塩送文	「東寺百合文書」よ函 7	116	322	『鎌』17493	ほ 12	
145	正応４年（1291）	12	11	年貢等送文	「東寺百合文書」ト函 16	補 24	325	『鎌』 補 1763	ト 16	
146	正応５年（1292）	10	14	問丸申詞	「東寺百合文書」と函 36	117	326	『鎌』18031	と 64	
147	正応５年（1292）	11	17	東寺供僧定厳ヵ書状案	「東寺百合文書」な函 39	118	327	『鎌』18047	未刊	
148	正応５年（1292）	12	18	雑掌加治木頼平結解状	「東寺百合文書」と函 37	119	328	『鎌』18070	と 65	

149	正応6年（1293）	2	5	雑掌加治木頼平請文	「東寺百合文書」ト函17	120	330	『鎌』18105	ト17	
150	正応6年（1293）	4	6	年貢塩残支配注文	「東寺百合文書」と函38	121	331	『鎌』18149	と66	
151	永仁元年（1293）	12	2	雑掌加治木頼平替銭請文案	「東寺百合文書」な函42	122	335	『鎌』18418	未刊	
152	（永仁元年［1293）	12	16	東寺供僧定厳書状	「東寺百合文書」ル函252	123	336	『鎌』18422	未刊	
153	（正応6年［1293］ 永仁元年［1293］）	—	—	『正応六年引付』	「東寺百合文書」ヌ函6	補25	329	『鎌東』360	未刊	前欠ヵ
154	永仁2年（1294）	1	4	雑掌加治木頼平書状	「東寺百合文書」と函39	124	338	『鎌』18449	と67	
155	（永仁2年［1294］）	2	1	雑掌加治木頼平書状	「東寺百合文書」チ函223	補1	339	—	チ223	
156	永仁2年（1294）	2	21	年貢塩等注文	「東寺百合文書」ヨ函54	補26	340	『鎌』18488	未刊	『塩』125・『鎌』：白河本
157	永仁2年（1294）	3	18	年貢塩支配状	「東寺百合文書」よ函9	126	341	『鎌』18506	よ14	
158	永仁2年（1294）	4	3	年貢塩支配状	「東寺百合文書」と函40	127	342	『鎌』18518	と70	
159	永仁3年（1295）	1	—	東寺供僧引付断簡	「東寺百合文書」ヌ函6	128	—	『鎌東』360	ヌ6	『塩』：白河本
160	永仁3年（1295）	5	20	雑掌栄実契状案	「東寺文書」無号之部14	補27	344	『鎌東』371	未刊	
161	（永仁3年［1295］）	□	□	加治木頼平契状案	「東寺百合文書」ネ函239	補28	415	—	未刊	上部欠
162	永仁4年（1296）	2	15	年貢塩送進状	「教王護国寺文書」	129	346	『鎌』18990	『教』159	
163	永仁4年（1296）	3	4	年貢塩支配状	「東寺百合文書」と函42	130	347	『鎌』19022	と72	
164	永仁4年（1296）	5	18	関東下知状	「東寺百合文書」マ函10	132	351	『鎌』19070	未刊	
165	永仁4年（1296）	8	13	六波羅施行状	「東寺百合文書」せ函 「武家御教書并達」5	133	352	『鎌』19108	未刊	
166	永仁4年（1296）	8	—	東寺供僧申状土代	『東寺長者補任』紙背文書	134	353	『鎌』19128	—	前欠／〔宮﨑09〕61号
167	永仁4年（1296）	10	—	東寺供僧連署申状案	「東寺百合文書」フ函9	135	354	『鎌』19176	未刊	
168	永仁4年（1296）	12	8	関東御教書	「裏辻公博氏書状文書」	136	355	『鎌』19220	—	前欠
169	永仁4年（1296）	12	20	関東下知状案	白河本『東寺文書』六十四	137	356	『鎌』19226	—	
170	永仁6年（1298）	—	—	『月行事引付』	「東寺百合文書」う函6-2	138	362	『鎌東』 403（2）	未刊	
171	乾元元年（1302）	12	—	東寺供僧方文書目録	「東寺百合文書」ア函38	補32	379	『鎌東』494	未刊	
172	乾元2年（1303）	1	18	領家・地頭和与状	「東寺百合文書」マ函16	139	380	『鎌』21338	未刊	
173	乾元2年（1303）	1	20	東寺供僧一臈祐遍挙状案	「東寺百合文書」ヨ函63-1	141 (1)	381	『鎌』21339	未刊	
174	乾元2年（1303）	2	21	雑掌栄実請文	「東寺百合文書」と函55	142	383	『鎌』21367	と92	
175	乾元2年（1303）	閏4	23	関東下知状	「東寺百合文書」ヒ函28	143	384	『鎌』21520	未刊	
176	乾元2年（1303）	5	18	領家・地頭和与状案	「東寺百合文書」に函5	140	—	『鎌』21539	に6	No.172の案文／「正月」を「五月」とする
177	嘉元元年（1303）	9	18	六波羅施行状	「東寺文書」数11	144	385	『鎌』21653	未刊	『東寺文書聚英』387号
178	（乾元2年［1303］ヵ）	—	—	藤原房子挙状案	「東寺百合文書」ヨ函63-2	141 (2)	381	『鎌』21340	未刊	
179	（嘉元3年［1305］ヵ）	7	24	円詮書状	「東寺百合文書」ヒ函230	—	—	「鎌白」30	未刊	『鎌』9321：白河本、文永2年ヵ
180	（嘉元3年［1305］ヵ）	8	15	雑掌栄実書状	「東寺百合文書」エ函118	145	388	『鎌』22305	未刊	

181	嘉元３年（1305）	—	—	『嘉元三年冬季引付』	「東寺百合文書」ら函 2	146	392	『鎌東』541	未刊	
182	（嘉元４年［1306］ヵ）	8	24	雑掌栄実注進状	「東寺百合文書」ケ函 277	147	395	『鎌』22713	未刊	
183	嘉元４年（1306）	9	—	『嘉元四年秋季引付』	「東寺百合文書」エ函 22 「東寺百合文書」ル函 21	148 208	400	『鎌東』549	未刊 未刊	『鎌』に分割採録（エ函：『鎌』22676／ル函：『鎌』22725）
184	徳治元年（1306）	12	21	『嘉元四年冬季引付』	「東寺百合文書」う函 9	154	404	『鎌東』556	未刊	
185	（嘉元４年［1306］ヵ）	—	—	領家・地頭相分絵図	「東寺百合文書」と函 153	169	401	—	と 93	
186	（嘉元４年［1306］ヵ）	—	—	年貢条々事書	「東寺百合文書」ヒ函 277	補 30	397	『鎌』18424	未刊	『塩』149：白河本
187	徳治２年（1307）	—	—	『徳治二年夏季引付』	「東寺百合文書」な函 55	151	408	『鎌東』574	未刊	
188	徳治２年（1307）	6	19	雑掌栄実注進条々事書	「東寺百合文書」ト函 22	152	407	『鎌』22995	ト 22	
189	徳治２年（1307）	10	29	恵運奉書案	「東寺百合文書」京函 26	153	410	『鎌』23073	未刊	
190	徳治３年（1308）	5	24	東寺供僧下知状土代	「東寺百合文書」京函 27	155	412	『鎌』23265	未刊	
191	（徳治３年［1308］）	6	9	公文寛慶書状写	「教王護国寺文書」	—	—	—	『教』253	
192	徳治３年（1308）	8	25	年貢塩送文	「東寺百合文書」な函 56	156	413	『鎌』23343	未刊	
193	延慶元年（1308）	—	—	『延慶元年冬季条々日記』	「東寺百合文書」し函 11	162	429	『鎌』23497	未刊	
194	徳治３年（1308）	□	□	加治木頼平申状案	「東寺百合文書」ツ函 13	157	414	『鎌』23415	未刊	
195	延慶２年（1309）	10	15	年貢塩等送文	「教王護国寺文書」	163	435	『鎌』23783	『教』227	
196	（延慶２年［1309］ヵ）	2	5	伏見上皇院宣	「東寺百合文書」こ函 104	160	418	『鎌』23416	未刊	
197	（延慶年間ヵ）	9	27	東寺供僧遍禅書状	「東寺百合文書」ほ函 99	158	416	『鎌』23418	ほ 100	
198	（延慶年間ヵ）	—	—	東寺供僧定厳申状土代	『東寺長者補任』紙背文書	159	417	『鎌』23419	—	〔宮﨑 09〕7 号
199	（延慶年間ヵ）	—	—	壱岐前司勘返東寺供僧定厳書状	『東寺長者補任』紙背文書	161	419	『鎌』23417	—	〔宮﨑 09〕49・60 号
200	応長元年（1311）	7	—	田畠・山林・塩浜以下相分帳	「東寺百合文書」と函 68	165	442	『鎌』24384	と 110	
201	応長元年（1311）	7	—	田畠・山林・塩浜以下相分帳	「東寺百合文書」京函 29	166	443	『鎌』24385	未刊	
202	応長元年（1311）	7	—	田畠・山林・塩浜以下相分帳	「東寺百合文書」ヨ函 74	補 34	441	『鎌』24386	未刊	
203	正和２年（1313）	4	24	公文寛慶起請文	「東寺百合文書」ヨ函 77	補 35	446	『鎌』24851	未刊	
204	正和２年（1313）	4	—	公田方田畠以下済物等注文	「東寺百合文書」と函 70	167	447	『鎌』24859	と 112	
205	（正和２年［1313］ヵ）	—	—	年貢等済物注文	「東寺百合文書」ヨ函 205	補 36	449	—	未刊	『愛媛県史』は No.204 の末尾の案文ヵとする
206	正和２年（1313）	4	—	名田方田畠塩以下済物等注文	「東寺百合文書」と函 71	168	448	『鎌』24860	と 113	
207	正和２年（1313）	6	—	領家方百姓等申状案	「東寺百合文書」ル函 23	170	450	『鎌』24910	未刊	
208	正和２年（1313）	7	12	東寺供僧評定事書	「教王護国寺文書」	171	451	『鎌』24923	『教』246	
209	正和２年（1313）	7	22	東寺供僧評定事書	「教王護国寺文書」	172	452	『鎌』24931	『教』247	
210	正和２年（1313）	9	8	東寺供僧下知状案	「東寺百合文書」リ函 34 「東寺百合文書」な函 64-1	173 (1)	454	『鎌』24984	リ 34（1） 未刊	
211	正和２年（1313）	9	8	預所請文案	「東寺百合文書」な函 64-2	173 (2)	454	『鎌』24988	未刊	
212	正和２年（1313）	9	8	東寺供僧下知状案	「東寺百合文書」な函 64-3	173 (3)	454	『鎌』24985	未刊	

213	正和2年（1313）	9	8	東寺供僧下知状案	「東寺百合文書」な函64-4	173(4)	454	『鎌』24986	未刊	
214	正和2年（1313）	9	8	東寺供僧下知状案	「東寺百合文書」な函64-5	173(5)	454	『鎌』24987	未刊	
215	正和2年（1313）	9	8	預所請文案	「東寺百合文書」な函64-6	173(6)	454	『鎌』24989	未刊	
216	正和2年（1313）	12	12	畠・塩浜等注文	「東寺百合文書」と函73	174	455	『鎌』25070	と115	
217	正和3年（1314）	7	21	東寺供僧評定事書	「東寺百合文書」な函69	175	459	『鎌』25182	未刊	
218	正和3年（1314）	9	—	領家方百姓等申状	「東寺百合文書」し函13 「東寺百合文書」さ函7	176	460	『鎌』25238	未刊 未刊	
219	正和3年（1314）	10	15	東寺供僧評定事書	「東寺百合文書」ゑ函22	177	461	『鎌』25263	未刊	
220	正和3年（1314）	11	—	領家方百姓等重申状	「東寺百合文書」京函31	178	462	『鎌』25357	未刊	
221	（正和3年［1314］）	—	—	百姓・預所問注記録	「東寺百合文書」ヨ函203	179	463	『鎌』25364	未刊	
222	正和4年（1315）	9	16	年貢塩支配状	「東寺百合文書」は函59紙背	182	464	『鎌』25618	は89	
223	正和5年（1316）	閏10	14	沙弥蓮願請文	「東寺百合文書」な函71	183	467	『鎌』25986	未刊	
224	正和5年（1316）	閏10	15	文書目録	「東寺百合文書」と函75	184	471	『鎌』25993	と119	
225	正和5年（1316）	閏10	18	沙弥蓮願請文案	「東寺百合文書」な函72-1	185(1)	472	『鎌』25996	未刊	
226	正和5年（1316）	閏10	18	沙弥蓮願請文案	「東寺百合文書」な函72-2	185(2)	472	『鎌』25997	未刊	
227	（文保元年［1317］ヵ）	4	28	沙弥蓮願請文案	「東寺百合文書」フ函191	186	468	『鎌』25998	未刊	
228	（文保元年［1317］ヵ）	4	29	沙汰人道意書状案	「東寺百合文書」マ函121	187	469	『鎌』25999	未刊	
229	（文保元年［1317］）	10	—	東寺供僧廻文案	「東寺百合文書」エ函125	188	477	『鎌』26413	未刊	
230	（文保元年［1317］ヵ）	—	—	護念寺長老某書状	「東寺百合文書」レ函364	補37	470	『鎌』26000	未刊	
231	元応2年（1320）	4	5	後伏見上皇院宣	「東寺百合文書」こ函47	190	485	『鎌』27432	未刊	
232	（元応2年［1320］）	4	6	仁和寺御室寛性書状案	「東寺百合文書」と函115	191	489	『鎌』27434	と121	
233	（元応2年［1320］）	4	6	東寺座主禅助御教書	「東寺百合文書」マ函116	192	487	『鎌』27435	未刊	
234	（元応2年［1320］）	4	6	厳深書状	「東寺百合文書」マ函117	193	488	『鎌』27436	未刊	
235	文応2年（1320）	4	6	東寺供僧遍禅請文案	「東寺百合文書」京函34	194	486	『鎌』27437	未刊	
236	元亨元年（1321）	6	15	網用途支配状	「東寺百合文書」マ函31-1	補38(1)	497	『鎌』27805	未刊	『塩』195：白河本
237	元亨元年（1321）	8	16	年貢塩等支配状	「東寺百合文書」マ函31-2	補38(2)	497	『鎌』27835	未刊	『塩』196：白河本
238	元亨元年（1321）	11	30	年貢塩等支配状	「東寺百合文書」マ函31-3	補38(3)	497	『鎌』27907	未刊	『塩』197：白河本
239	元亨2年（1322）	11	18	年貢塩支配状	「東寺百合文書」マ函31-4	補38(4)	497	『鎌』28232	未刊	
240	元亨3年（1323）	3	30	年貢塩等支配状	「東寺百合文書」マ函31-5	補38(5)	497	『鎌』28366	未刊	

241	元亨３年（1323）	6	4	網用途支配状	「東寺百合文書」マ函 31-6	補 38（6）	497	『鎌』28423	未刊	
242	（元亨３年［1323］ヵ）	—	—	東寺供僧申状土代	「東寺百合文書」ゑ函 26	補 2	498	—	未刊	
243	（元亨３年［1323］ヵ）	—	—	東寺供僧申状案	「東寺百合文書」ル函 274	—	—	—	未刊	後欠／No.242 の案文
244	（元亨３年［1323］ヵ）	—	—	東寺供僧申状案	「東寺文書」無号之部 23	—	—	—	未刊	前欠／No.242 の案文
245	元亨４年（1324）	1	14	承誉書状	「東寺百合文書」シ函 12	206	499	『鎌』28640	未刊	
246	（元亨４年［1324］ヵ）	1	20	承誉書状	「東寺百合文書」な函 207	198	501	『鎌』28644	未刊	
247	元亨４年（1324）	1	—	承誉申状	「東寺百合文書」ハ函 166-1	199	500	『鎌』28650	未刊	
248	（元亨４年［1324］ヵ）	2	13	祐実請文	「東寺百合文書」な函 208	200	502	『鎌』28666	未刊	
249	（元亨４年［1324］ヵ）	2	16	源実心書状	「東寺百合文書」お函 15	201	503	『鎌』28673	未刊	
250	（元亨４年［1324］ヵ）	2	28	承誉書状	「東寺百合文書」ま函 1-9	202	505	『鎌』28684	未刊	
251	元亨４年（1324）	3	—	沙汰人百姓等申状	「東寺百合文書」な函 78	203	506	『鎌』28712	未刊	
252	（元亨４年［1324］）	4	19	源実心書状	「東寺百合文書」エ函 114 「東寺文書」無号之部 166	204	507	『鎌』28730	未刊 未刊	無号之部 166 は追而書で『塩』には未収
253	元亨４年（1324）	9	—	百姓等申状	「東寺百合文書」な函 80	205	510	『鎌』28836	未刊	
254	正中３年（1326）	3	18	太政官牒	「東寺文書」楽乙 4	—	—	—	—	
255	正中３年（1326）	3	18	太政官牒案	「壬生家文書」	—	—	『鎌』29440	—	No.254 の案文
256	（嘉暦元年［1326］ヵ）	10	29	六波羅探題請文	「根岸文書」	207	519	『鎌』29643B	—	
257	（鎌倉後期）	2	27	雑掌栄実注進状	「東寺百合文書」な函 211	164	430	『鎌』補 1881	未刊	
258	（鎌倉後期）	3	5	東寺供僧定厳書状案	「東寺百合文書」な函 213	150	337	『鎌』18423	未刊	早稲田目録は嘉元４年ヵとする
259	（鎌倉後期）	3	10	定宴書状	「東寺百合文書」ヨ函 167	98	280	『鎌』12918	未刊	早稲田目録は建治頃ヵとする
260	（鎌倉後期）	3	20	東寺供僧円仲挙状案	「東寺百合文書」な函 66 紙背	181	—	『鎌』補 1966	未刊	早稲田目録は正和頃ヵとする
261	（鎌倉後期）	9	13	雑掌栄実書状封紙	「東寺百合文書」ム函 107	補 33	389	—	未刊	
262	（鎌倉後期）	7	17	快実書状	「東寺文書」 無号之部 17 紙背 1	補 31（1）	366	—	未刊	早稲田目録は乾元頃ヵとする
263	（鎌倉後期）	8	12	快実書状	「東寺文書」 無号之部 17 紙背 2	補 31（2）	366	—	未刊	早稲田目録は乾元頃ヵとする
264	（鎌倉後期）	11	15	定宴書状	「東寺百合文書」と函 129	99	281	『鎌』11827	と 25	早稲田目録は文永 10 年以前と考えられるとする
265	（鎌倉後期）	11	20	東寺供僧厳盛書状	「東寺百合文書」ヨ函 188	298	318	—	未刊	早稲田目録は弘安８年ヵとする
266	（鎌倉後期）	12	16	宗誉勘返長禅書状	「東寺百合文書」な函 256	209	520	『鎌』29624	未刊	
267	（鎌倉後期）	—	20	六波羅御教書封紙	「東寺百合文書」ヤ函 240	補 41	238	—	未刊	
268	（鎌倉後期）	—	—	百姓延永申状	「東寺百合文書」と函 136	60	224	『鎌』11696	と 23	
269	（鎌倉後期）	—	—	地頭非法条々事書案	「東寺百合文書」ヨ函 206	補 29	350	『鎌』19129	未刊	『塩』131・『鎌』：白河本
270	（鎌倉後期）	—	—	某書状案	「東寺百合文書」は函 163	180	504	『鎌』26937	未刊	

271	（鎌倉後期）	—	—	某書状案	「東寺百合文書」エ函 125 紙背	189	477	『鎌』 26001	未刊	全文抹消／早稲田目録は東寺供僧厳昌書状とする
272	（鎌倉後期）	—	—	所当米并塩注文案	「東寺百合文書」と函 143	210	522	—	と 154	
273	（鎌倉後期）	—	—	某奉書案	「東寺百合文書」ネ函 238	300	1389	—	未刊	早稲田目録は正応頃ヵとする
274	（鎌倉後期）	—	—	文書封紙	「東寺百合文書」と函 147	補 40	516	—	—	
275	（鎌倉後期）	—	—	引塩代銭支配注文	「東寺百合文書」リ函 14-2	補 56	—	『鎌東』 254	リ 14（2）	
276	（鎌倉後期）	—	—	菩提院文書目録	「東寺百合文書」リ函 312	—	182	—	リ 312	
277	（鎌倉後期）	—	—	東寺供僧文書目録	「東寺百合文書」リ函 311	—	296	—	リ 311	
278	（鎌倉後期）	—	—	評定披露条目注文	「東寺百合文書」ル函 263	—	396	—	未刊	
279	（鎌倉後期）	—	—	某書状	「東寺百合文書」ヌ函 14 紙背 3	—	521	—	未刊	
280	建武元年（1334）	11	—	良秀書状	「東寺百合文書」レ函 33	211	566	『南北』 78	未刊	
281	建武 2 年（1335）	—	—	本供僧方本書目録	「東寺百合文書」ア函 45	補 42	583	『南北』 214	未刊	
282	建武 3 年（1336）	12	8	光厳上皇院宣	「東寺文書」書 10	212	612	『南北』 548	—	『東寺文書聚英』 283 号
283	建武 3 年（1336）	12	8	光厳上皇院宣案	「東寺百合文書」ホ函 36-1	213	800	—	未刊	No.282 の案文
284	建武 3 年（1336）	12	8	光厳上皇院宣案	「東寺百合文書」ほ函 36-2	243（1）	—	—	ほ 48	No.282 の案文
285	建武 3 年（1336）	12	8	光厳上皇院宣案	「東寺百合文書」に函 10-1	213	—	—	—	No.282 の案文
286	暦応 3 年（1340）	1	23	祐舜請文	「東寺百合文書」と函 78	214	656	『南北』 926	と 125	
287	暦応 5 年（1342）	3	23	祐舜請文	「東寺百合文書」レ函 37	215	672	『南北』 1158	未刊	
288	康永 2 年（1343）	4	28	室町幕府引付頭人奉書案	「東寺百合文書」ヨ函 87	216	684	『南北』 1252	未刊	
289	康永 2 年（1343）	4	28	室町幕府引付頭人奉書案	「東寺百合文書」ノ函 10	217	—	—	未刊	No.288 と同文の案文
290	康永 2 年（1343）	8	4	伊予国守護細川頼春施行状案	「東寺百合文書」コ函 9-7	288（7）	1377	『南北』 1280	未刊	
291	（康永 2 年［1343］）	—	—	伊予国守護細川頼春施行状封紙	「東寺百合文書」と函 146	218	685	『南北』 1281	と 130	No.290 の原本の封紙
292	康永 2 年（1343）	8	12	伊予国守護代藤原光定渡状案	「東寺百合文書」と函 82	219	686	『南北』 1283	と 131	
293	康永 2 年（1343）	9	25	所信政書状案	「東寺百合文書」と函 83	220	687	『南北』 1295	と 132	
294	康永 2 年（1343）	11	11	丹後書状	「東寺百合文書」と函 84	221	688	『南北』 1304	と 133	
295	康永 2 年（1343）	11	14	某貞秀書状	「東寺百合文書」と函 85	222	689	『南北』 1306	と 134	
296	康永 2 年（1343）	12	19	某貞秀書状	「東寺百合文書」と函 86	223	690	『南北』 1314	と 135	
297	康永 3 年（1344）	2	3	信妙書状	「東寺百合文書」と函 87	224	691	『南北』 1320	と 136	
298	康永 3 年（1344）	2	3	観賀書状	「東寺百合文書」京函 47	225	692	『南北』 1319	未刊	
299	貞和 2 年（1346）	5	9	沙弥道円請文	「東寺百合文書」り函 43	226	706	『南北』 1464	り 62	
300	貞和 2 年（1346）	5	9	沙弥道円請文案	「東寺百合文書」ユ函 33	227	—	—	未刊	No.299 の案文
301	貞和 2 年（1346）	5	9	沙弥道円請文案	「東寺百合文書」ト函 42	228	707	—	ト 42	No.299 の案文
302	貞和 2 年（1346）	5	9	沙弥道円請文案	「東寺百合文書」に函 9-1	245（1）	—	—	に 11	No.299 の案文
303	貞和 4 年（1348）	11	10	鯨方所務職宛行状案	「東寺百合文書」ハ函 79-1	229	733	『南北』 1682	ハ 79（1）	
304	貞和 4 年（1348）	12	6	弘雅請文	「東寺百合文書」よ函 19	230	734	『南北』 1687	よ 24	

305	貞和 4 年（1348）	12	6	定潤請文	「東寺百合文書」め函 14	231	735	『南北』1688	未刊	
306	貞和 5 年（1349）	2	4	室町幕府引頭人奉書案	「東寺百合文書」ほ函 36-3	243 (2)	800	『南北』1698	ほ 48	
307	貞和 5 年（1349）	5	13	金子善喜請文案	「東寺百合文書」コ函 9-8	288 (8)	1377	『南北』1708	未刊	
308	貞和 5 年（1349）	5	13	金子善喜請文案	「東寺百合文書」ネ函 38-1	補 43 (1)	—	—	未刊	No.307 と同文の案文
309	貞和 5 年（1349）	5	13	近藤国崇請文案	「東寺百合文書」コ函 9-9	288 (9)	13777	『南北』1709	未刊	
310	貞和 5 年（1349）	5	13	近藤国崇請文案	「東寺百合文書」ネ函 38-2	補 43 (2)	—	—	未刊	No.309 と同文の案文
311	貞和 5 年（1349）	6	4	室町幕府引付頭人奉書	「東寺百合文書」せ函「武家御教書并達」25	232	741	『南北』1711	未刊	
312	貞和 5 年（1349）	6	4	室町幕府引付頭人奉書案	「東寺百合文書」コ函 9-5	288 (5)	1377	—	未刊	No.311 の案文
313	貞和 5 年（1349）	6	4	室町幕府引付頭人奉書	「東寺百合文書」せ函「武家御教書并達」24	233	740	『南北』1712	未刊	
314	貞和 5 年（1349）	6	4	室町幕府引付頭人奉書案	「東寺百合文書」ノ函 14	234	—	—	未刊	No.313 の案文
315	貞和 5 年（1349）	6	4	室町幕府引付頭人奉書案	「東寺百合文書」ト函 73-3	256 (3)	—	—	ト 73（3）	No.313 の案文
316	貞和 5 年（1349）	9	—	東寺申状案	「東寺百合文書」ヨ函 94	235	745	『南北』1755	未刊	
317	貞和 5 年（1349）	10	—	年貢塩注文	「東寺百合文書」よ函 25-1	236	746	『南北』1760	よ 28（1）	
318	貞和 5 年（1349）	10	—	串方・鯨方両方散用状	「東寺百合文書」よ函 20	237	747	『南北』1762	よ 27	
319	貞和 5 年（1349）	11	—	堯舜申状	「東寺百合文書」ヨ函 96	238	748	『南北』1768	未刊	
320	貞和 5 年（1349）	12	—	串方散用状	「東寺百合文書」よ函 21	239	750	『南北』1778	よ 29	
321	貞和 5 年（1349）	12	—	串方散用状案	「東寺百合文書」よ函 22	240	—	—	よ 30	No.320 の案文
322	貞和 5 年（1349）	12	—	鯨方散用状	「東寺百合文書」よ函 23	241	751	『南北』1779	よ 31	
323	貞和 5 年（1349）	12	—	鯨方散用状案	「東寺百合文書」よ函 24	242	—	—	よ 32	No.322 の案文
324	貞和 5 年（1349）	—	—	鯨方年貢塩納帳	「東寺百合文書」よ函 25-2	236 (2)	—	『南北』1761	よ 28（2）	
325	観応 3 年（1352）	6	—	東寺雑掌光信申状案	「東寺百合文書」ほ函 36-1	243	800	『南北』2303	ほ 48	
326	観応 3 年（1352）	7	4	室町幕府引付頭人奉書	「東寺百合文書」ヒ函 48	244	799	『南北』2305	未刊	
327	観応 3 年（1352）	7	4	室町幕府引付頭人奉書案	「東寺百合文書」に函 9-2	245 (2)	—	—	に 11	No.326 の案文
328	観応 3 年（1352）	7	4	室町幕府引付頭人奉書案	「東寺百合文書」ト函 73-4	256 (4)	—	—	ト 73（4）	No.326 の案文
329	観応 3 年（1352）	7	4	室町幕府引付頭人奉書案	「東寺百合文書」コ函 9-6	288 (6)	1377	—	未刊	No.326 の案文
330	延文元年（1356）	2	8	後光厳天皇綸旨	「東寺文書」書 7	246	829	『南北』2855	—	

331	延文元年（1356）	11	8	後光厳天皇綸旨案	「東寺百合文書」せ函 17-2	249 (2)	—	—	未刊	11月は2月の誤記／No.330の案文
332	延文元年（1356）	11	8	後光厳天皇綸旨案	「東寺百合文書」に函 10-2	—	—	—	—	11月は2月の誤記／No.330の案文
333	延文元年（1356）	2	8	後光厳天皇綸旨案	「東寺百合文書」追加之部 22-1	—	—	—	未刊	No.330の案文
334	延文元年（1356）	2	8	後光厳天皇綸旨案	「東寺百合文書」追加之部 23-1	—	—	—	未刊	No.330の案文
335	延文元年（1356）	9	4	足利義詮御教書案	「東寺百合文書」ほ 38-2	251 (2)	826	『南北』2830	ほ 51	
336	延文元年（1356）	9	4	足利義詮御教書案	「東寺百合文書」ノ函 25-2	252 (2)	—	—	未刊	No.335と同文の案文
337	延文2年（1357）	8	21	足利義詮御判御教書	「東寺百合文書」せ函 「足利将軍家下文」21	247	832	『南北』2923	未刊	
338	延文2年（1357）	8	21	足利義詮御判御教書案	「東寺文書」無号之文部 34	248	—	—	未刊	No.337の案文
339	延文2年（1357）	8	21	足利義詮御判御教書案	「東寺百合文書」せ函 17-1	249 (1)	—	—	未刊	No.337の案文
340	延文2年（1357）	8	21	足利義詮御判御教書案	「東寺百合文書」ほ函 38-1	251 (1)	826	—	ほ 51	No.337の案文
341	延文2年（1357）	8	21	足利義詮御判御教書案	「東寺百合文書」ノ函 25-1	252 (1)	—	—	未刊	No.337の案文
342	延文2年（1357）	8	21	足利義詮御判御教書案	「東寺百合文書」ト函 73-1	256 (1)	—	—	ト 73（1）	No.337の案文
343	延文2年（1357）	8	21	足利義詮御判御教書案	「東寺百合文書」の函 39-2	287 (2)	1343	—	未刊	No.337の案文
344	延文2年（1357）	8	21	足利義詮御判御教書案	「東寺百合文書」コ函 9-3	288 (3)	1377	—	未刊	No.337の案文
345	延文2年（1357）	10	17	二条殿刑部卿局書状	「東寺百合文書」ヤ函 28	—	—	—	未刊	奥に「弓削島代々免判」
346	延文4年（1359）	9	30	『延文四年記』9月30日条	『延文四年記』	250	—	—	—	『続群書類従』29巻下
347	貞治元年（1362）	10	10	仁寶ヵ書状	「東寺百合文書」ノ函 30	—	857	『南北』3175	未刊	
348	（応安元年［1368］）	閏6	17	細川頼之施行状	「東寺百合文書」せ函 「武家御教書并達」94	253	892	『南北』3612	未刊	
349	（応安元年［1368］）	閏6	17	細川頼之施行状案	「東寺百合文書」に函 19	254	—	—	に 18	応安元年を応安四年と誤記／No.348の案文
350	（応安元年［1368］）	閏6	17	細川頼之施行状案	「東寺百合文書」と函 122	255	—	—	と 137	No.348の案文
351	（応安元年［1368］）	閏6	17	細川頼之施行状案	「東寺百合文書」ト函 73-2	256 (2)	—	—	ト 73（2）	No.348の案文
352	応安元年（1368）	閏6	17	細川頼之施行状案	「東寺百合文書」の函 39-3	287 (3)	1343	—	未刊	No.348の案文
353	応安元年（1368）	閏6	17	細川頼之施行状案	「東寺百合文書」コ函 9-4	288 (4)	1377	—	未刊	No.348の案文

354	応安元年（1368）	10	20	年貢送進状	「東寺百合文書」よ函 45-8	257	934	『南北』3662	よ 53（8）	
355	応安元年（1368）	10	20	年貢送進状案	「東寺百合文書」ノ函 51-1	補 44（1）	935	『南北』3893	未刊	No.354 の案文
356	応安 2 年（1369）	3	10	年貢送進状	「東寺百合文書」よ函 45-7	258	934	『南北』3700	よ 53（7）	
357	応安 2 年（1369）	3	10	年貢送進状案	「東寺百合文書」ノ函 51-2	補 44（2）	935	『南北』3893	未刊	No.356 の案文
358	応安 2 年（1369）	11	3	年貢送進状	「東寺百合文書」よ函 45-6	259	934	『南北』3753	よ 53（6）	
359	応安 2 年（1369）	11	3	年貢送進状案	「東寺百合文書」ノ函 51-3	補 44（3）	935	『南北』3893	未刊	No.358 の案文
360	応安 2 年（1369）	12	18	年貢送進状	「東寺百合文書」よ函 45-5	260	934	『南北』3767	よ 53（5）	
361	応安 2 年（1369）	12	18	年貢送進状案	「東寺百合文書」ノ函 51-4	補 44（4）	935	『南北』3893	未刊	No.360 の案文
362	応安 3 年（1370）	7	3	年貢送進状	「東寺百合文書」よ函 45-4	261	934	『南北』3795	よ 53（4）	
363	応安 3 年（1370）	7	3	年貢送進状案	「東寺百合文書」ノ函 51-5	補 44（5）	935	『南北』3893	未刊	No.362 の案文
364	応安 3 年（1370）	11	10	年貢送進状	「東寺百合文書」よ函 45-3	262	934	『南北』3816	よ 53（3）	
365	応安 3 年（1370）	11	10	年貢送進状案	「東寺百合文書」ノ函 51-6	補 44（6）	935	『南北』3893	未刊	No.364 の案文
366	応安 4 年（1371）	3	6	細川頼之書下案	「東寺百合文書」ヨ函 121	263	930	『南北』3848	未刊	
367	応安 4 年（1371）	4	16	年貢送進状	「東寺百合文書」よ函 45-2	264	934	『南北』3861	よ 53（2）	
368	応安 4 年（1371）	4	16	年貢送進状案	「東寺百合文書」ノ函 51-7	補 44（7）	935	『南北』3893	未刊	No.367 の案文
369	応安 4 年（1371）	7	19	年貢送進状	「東寺百合文書」よ函 45-1	265	934	『南北』3877	よ 53（1）	
370	応安 4 年（1371）	7	19	年貢送進状案	「東寺百合文書」ノ函 51-8	補 44（8）	935	『南北』3893	未刊	No.369 の案文
371	応安 4 年（1371）	7	19	小早川宗平請文	「東寺百合文書」つ函 1-9	266	933	『南北』3878	未刊	
372	応安 4 年（1371）	7	—	東寺雑掌頼憲申状土代	「東寺百合文書」と函 88	268	936	『南北』3880	と 138	
373	（応安 4 年［1371］）	9	22	茂宣文書送進状	「東寺百合文書」ト函 201	267	937	『南北』3894	ト 201	
374	（応安 4 年［1371］）	9	22	茂宣文書送進状土代	「東寺百合文書」ノ函 51-2 紙背 2	補 44（10）	935	『南北』3893	未刊	
375	応安 4 年（1371）	—	—	現納年貢銭注文	「東寺百合文書」ノ函 51-2 紙背 1	補 44（9）	935	—	未刊	
376	（応安 5 年［1372］）	—	—	東寺申状土代	「東寺百合文書」と函 137	269	941	『南北』3926	と 139	No.377・378 の土代ヵ
377	応安 5 年（1372）	4	—	東寺申状案	「東寺百合文書」ネ函 50	270	940	『南北』3922	未刊	
378	応安 5 年（1372）	5	—	東寺申状案	「東寺百合文書」ネ函 51	271	943	『南北』3925	未刊	
379	応安 6 年（1373）	1	—	東寺湯結番定文	「教王護国寺文書」	272	949	『南北』3960	『教』517	
380	応安 6 年（1373）	閏10	18	小早川宗平書状	「東寺百合文書」ノ函 416	補 45	952	『南北』4011	未刊	
381	永和 2 年（1376）	8	25	『学衆方引付』	「東寺百合文書」ラ函 19-9	—	—		未刊	
382	康暦元年（1379）	12	—	東寺収納雑物出納目録集	「教王護国寺文書」	273	1019		『教』572	

383	康暦2年（1380）	1	—	東寺湯結番定文	「東寺百合文書」モ函22	補46	1020	『南北』4575	未刊	
384	永徳2年（1382）	1	—	東寺湯結番定文	「教王護国寺文書」	274	1038	『南北』4735	『教』602	
385	永徳4年（1384）	1	—	東寺湯結番定文	「東寺百合文書」タ函34	—	1045	『南北』4841	未刊	
386	至徳3年（1386）	4	13	用途銭送進状	「東寺百合文書」ノ函91	補47	1049	『南北』5004	未刊	
387	至徳3年（1386）	5	19	成身院公厳書状	「東寺百合文書」ト函68	275	1050	『南北』5011	ト68	
388	（至徳3年［1386］）	—	—	太良庄領家方定除分注文	「東寺百合文書」エ函55-3	—	—	—	未刊	『若狭国太良荘史料集成』174（3）号
389	嘉慶2年（1388）	1	—	東寺湯結番定文	「東寺百合文書」モ函29	補48	1063	『南北』5123	未刊	
390	明徳2年（1391）	1	—	東寺湯結番定文	「東寺百合文書」モ函31	補49	1072	『南北』5327	未刊	前欠
391	明徳3年（1392）	1	—	東寺湯結番定文	「東寺百合文書」タ函46	—	1076	『南北』5398	未刊	
392	応永4年（1397）	1	—	東寺湯結番定文	「東寺百合文書」タ函52	—	1101	—	未刊	
393	応永6年（1399）	1	—	東寺湯結番定文	「東寺百合文書」タ函55	—	1116	—	未刊	
394	応永7年（1400）	1	—	東寺湯結番定文	「東寺百合文書」タ函57	—	1121	—	未刊	
395	応永8年（1401）	1	—	東寺湯結番定文	「東寺百合文書」タ函60	—	1130	—	未刊	
396	応永9年（1402）	1	—	東寺湯結番定文	「東寺百合文書」モ函38	補50	1132	—	未刊	前欠
397	応永11年（1404）	5	—	東寺雑掌頼勝申状案	「東寺百合文書」ト函80	281	1142	—	ト80	
398	（応永11年［1404］）	8	13	成身院公厳書状	「東寺百合文書」ト函192	276	1051	—	ト192	『東寺百合文書』は応永9年に比定
399	（応永11年［1404］）	8	16	成身院公厳書状	「東寺百合文書」ト函193	277	1052	—	ト193	『東寺百合文書』は応永9年に比定
400	（応永11年［1404］）	8	18	成身院公厳書状	「東寺百合文書」ト函194	278	1053	—	ト194	『東寺百合文書』は応永9年に比定
401	応永11年（1404）	11	15	某通定書状	「東寺百合文書」ト函81	282	1145	—	ト81	
402	（応永11年［1404］）	12	14	成身院公厳書状	「東寺百合文書」ト函210	279	1054	—	ト210	
403	（応永11年［1404］）	12	15	金蓮院杲淳書状案	「東寺百合文書」ト函212	280	1055	—	ト212	
404	応永11年（1404）	12	15	年貢代銭請取状案	「東寺百合文書」ト函82	補51	1146	—	ト82	
405	応永12年（1405）	1	—	東寺湯結番定文	「東寺百合文書」タ函64	—	1148	—	未刊	
406	応永13年（1406）	1	—	東寺湯結番定文	「東寺百合文書」タ函65	—	1154	—	未刊	
407	応永13年（1406）	—	—	東寺湯結番定文	「東寺百合文書」タ函66	—	1155	—	未刊	
408	応永14年（1407）	1	—	東寺湯結番定文	「東寺百合文書」タ函68	—	1159	—	未刊	
409	応永14年（1407）	3	—	宣陽門院所領目録	「集」（八代恒治氏所蔵）	283	1160	—	—	
410	応永15年（1408）	1	—	東寺湯結番定文	「東寺百合文書」タ函70	—	1164	—	未刊	
411	応永17年（1410）	1	—	東寺湯結番定文	「東寺百合文書」モ函41	補52	1171	—	未刊	
412	応永18年（1411）	1	—	東寺湯結番定文	「東寺百合文書」モ函43	補53	1174	—	未刊	
413	応永20年（1413）	1	—	東寺湯結番定文	「東寺百合文書」タ函80	—	1185	—	未刊	
414	応永20年（1413）	1	—	東寺湯結番定文案	「東寺百合文書」タ函81	—	—	—	未刊	No.413の案文ヵ
415	応永27年（1420）	8	1	河野通定書下案	「東寺百合文書」と函89	284	1207	—	と140	
416	応永27年（1420）	8	1	河野通定書下案	「東寺百合文書」の函39-12	287（12）	1343	—	未刊	No.415と同文の案文
417	（応永27年［1420］～永享2年［1430］）	—	—	西院文庫出納帳	「東寺百合文書」リ函94	補54	1213	—	リ94	
418	文安5年（1448）	—	26	『十八口方評定引付』	「東寺百合文書」ナ函35-5	—	—	—	未刊	『若狭国太良荘史料集成』279号

419	（康正２年［1456］）	5	8	村上治部進書状	「東寺百合文書」に函 219	285	1340	—	に 251	
420	康正２年（1456）	9	16	管領細川勝元書状案	「東寺百合文書」ほ函 66	286	1341	—	ほ 82	
421	康正２年（1456）	9	16	管領細川勝元書状案	「東寺百合文書」の函 39-8	287 (8)	1343	—	未刊	No.420 と同文の案文
422	康正２年（1456）	9	20	堯忠書状案	「東寺百合文書」の函 39-11	287 (11)	1343	—	未刊	
423	康正２年（1456）	9	20	東寺文書出納日記	「東寺百合文書」あ函 43	—	1342	—	未刊	
424	康正２年（1456）	9	21	東寺文書出納日記	「東寺百合文書」さ函 111	—	—	—	未刊	
425	康正２年（1456）	9	21	東寺供僧公文所書下案	「東寺百合文書」の函 39-9	287 (9)	1343	—	未刊	
426	（康正２年［1456］）	9	27	寺崎玄雅書状案	「東寺百合文書」の函 39-10	287 (10)	1343	—	未刊	
427	長録３年（1459）	11	3	『廿一口方評定引付』	「東寺百合文書」天地之部 34-59	—	—	—	未刊	
428	長録３年（1459）	11	10	『廿一口方評定引付』	「東寺百合文書」天地之部 34-60	—	—	—	未刊	
429	長録４年（1460）	9	30	廿一口供僧評定引付抄	「東寺百合文書」く函 23	289	1363	—	未刊	
430	長録４年（1460）	11	9	室町幕府奉行人連署奉書案	「東寺百合文書」ネ函 114-2	290 (2)	1373	—	未刊	
431	寛正２年（1461）	5	9	室町幕府奉行人連署奉書案	「東寺百合文書」ネ函 114-4	290 (4)	1373	—	未刊	
432	寛正２年（1461）	5	16	室町幕府奉行人連署奉書案	「東寺百合文書」ネ函 114-6	290 (6)	1373	—	未刊	
433	寛正３年（1462）	5	17	押領人交名案	「東寺百合文書」よ函 141-3	291 (3)	1379	—	よ 169 (3)	
434	寛正３年（1462）	6	2	公文所法眼浄聡奉書案	「東寺百合文書」よ函 141-1	291 (1)	1379	—	よ 169 (1)	
435	寛正３年（1462）	6	2	公文所法眼浄聡奉書案	「東寺百合文書」に函 228	292	—	—	に 261	No.434 と同文の案文
436	（寛正３年［1462］）	—	—	年貢等注文案	「東寺百合文書」ノ函 321	補 55	1383	—	未刊	
437	（寛正３年［1462］）	—	—	年貢等注文案	「東寺百合文書」よ函 141-2	291 (2)	1379	—	よ 169 (2)	No.436 とほぼ同文の案文
438	寛正４年（1463）	6	23	『廿一口方評定引付』	「東寺百合文書」天地之部 36-53	—	—	—	未刊	
439	寛正４年（1463）	6	23	廿一口方評定引付抄	白河本『東寺文書』百十八	293	1385	—	—	No.438 の抄録
440	寛正４年（1463）	6	24	快照請取状	「東寺百合文書」に函 231	294	1386	—	に 265	
441	寛正４年（1463）	6	—	東寺雑掌申状案	「東寺百合文書」む函 53	295	1387	—	未刊	
442	（室町時代）	5	26	某図書助申状案	「東寺百合文書」に函 287	297	1344	—	に 262	
443	（室町時代）	12	11	河野通春書状	「東寺百合文書」ヤ函 236	299	1445	—	未刊	
444	（年未詳）	2	7	宣聖書状	「東寺百合文書」な函 15 紙背	296	1388	—	未刊	

（２）弓削島庄関係史料と中世社会

弓削島庄は鎌倉時代から室町時代までは、東寺のなかの供僧という僧侶集団の供料に充てるための庄園であった。そのため、東寺関係の史料のなかに弓削島庄に関するものを見ることができる。よって、弓削島庄関係史料の大部分が東寺関係文書である。東寺関係文書の伝来については、上島有氏の『東寺・東寺文書の研究』〔上島1998〕に代表される研究があり、詳細はこれらのなかで論じられている。これらの現在残されている東寺関係文書の大部分を占めるのが「東寺百合文書」である。

弓削島庄に関係する史料は、「（1）弓削島庄関係史料目録」（以下、目録と略記）で示したように、400点以上にのぼる。ここでは、それらを大きく以下の①～⑦の７つに分類して、その概要と特徴を述べたい。以下、典拠史料を示す際には、（　）内に目録での番号を記す。典拠史料が多数あげられる場合は、目録順に３点のみ記した（その他の典拠史料は類推されたい）。

①東寺領以前

弓削島に関する初めての史料は、保延元年（1135）のものであり、鳥羽上皇の院宣を受けて、弓削島の塩浜・田畠からの所当官物の免除および島内への国使不入が認められている（１・２）。弓削島庄は東寺領庄園として知られているが、弓削島庄が東寺領となるのは、鎌倉時代中期の延応元年（1239）のことである。これ以前には庄園領主が変遷しており、現在残されている史料からは、以下のようなことを知ることができる。

院政期の庄園領主としては源氏尼真性という人物が見える。この人物については不明な点が多いが、承安元年（1171）にはこの人物から養女の藤原綱子に弓削島庄が譲渡されている（24）。その後、藤原綱子から後白河上皇に弓削島庄が寄進されている。この段階では、王家領庄園としての性格を有していた。後白河上皇は、集積した庄園を自らが建立した長講堂に寄進しており（長講堂領）、弓削島庄もこうしたなかで長講堂領となっている（19）。弓削島庄が長講堂領庄園であることを記した「宣陽門院所領目録断簡」（22）の作成は、建長３年（1251）正月から建長４年（1252）６月までの間と推定されている〔布谷（白根）2003〕。この後、これらの長講堂領の庄園は、後白河上皇の娘宣陽門院に譲られることになる。そして、宣陽門院が東寺に弓削島庄を寄進した（24）ことにより、弓削島庄は東寺領庄園となる。

②年貢等収取関係

東寺領となって以降、鎌倉時代から室町時代を通じて見ることができるのが、年貢等の収取関係の史料である。庄園現地から東寺に年貢として塩などの弓削島での生産物が送られた際の年貢送文などである（23・31・38等）。これらの史料がまとまって残されている時期については、年貢の収取状況を把握することができる。弓削島庄からの年貢は京都まで海上輸送にもよって運ばれていたため、これらの史料には年貢の海上輸送に携わった梶取を見ることもでき、鎌倉時代の年貢送文からは中世前期の梶取の存在形態を探ることもできる。

こうした年貢収取の前提となる土地の状況を記した史料も残されている。文治４年（1188）から翌年にかけては、田地・畠地・桑などの検注が行われており、この時の目録や取帳が残されている

（15～18）。鎌倉後期には弓削島庄の領家方と地頭方とで下地中分が行われているが、下地中分を実施するため、応長元年（1311）には田畠・山林・塩浜に関する情報が報告されている（200～202）。下地中分実施後の正和２年（1313）にも、領家方については田畠・塩浜およびそこからの済物が報告されている（204）。これらの史料から、中世の弓削島の実状を知ることができる。

③庄園経営関係

東寺領庄園であることから、東寺がどのようにして庄園経営をしようとしていたのかを示す史料も多く残されている。特に鎌倉時代後期からは、東寺供僧が庄園経営に乗り出すとされており、東寺供僧の庄園現地への命令や、その前提となる供僧内部での意思決定の過程を記した史料が残されている。

庄園経営に関する東寺供僧からの命令は、供僧の意向を供僧方の公文が受けて下達されることが多い。その場合、供僧のなかの行事という立場の僧侶が、供僧を代表して供僧方の公文に供僧集団の意向を伝え、それを供僧方公文が庄園現地に伝えている。年ごとの年行事や月ごとの月行事が活動していたことを、史料からは知ることができる。年行事の意向を供僧方公文が奉じた文書を、宮崎肇氏は「年行事下知状」と呼んでおり〔宮崎2011〕、弓削島庄関係史料のなかには、この類の文書を見ることもできる（81・82・85等）。

供僧の集団としての意向が形成される場が、評定（ひょうじょう）と呼ばれる集会・会議であったが、その様子を記した引付と呼ばれる記録も残されるようになる（153・170・181等）。引付には、その時の評定に参加した僧侶とともに評議内容が記されている。こうした記録が残されている時期については、供僧による庄園経営の様相を追うことができ、さらには供僧組織を探ることもできる。

④訴訟関係

庄園経営に当たっては、現地からの年貢収納を確実なものにするため、庄園経営をめぐる様々な問題を解決するべく、各方面への訴訟がなされた。これらの訴訟のなかでやり取りされた史料も残されている。鎌倉後期には庄園現地の地頭に対抗すべく、地頭を相手として訴えを起こしており、この時の史料から庄園現地が抱えていた様々な問題を知ることができる。

この訴訟は、のちには鎌倉幕府の法廷でも争われる。この時の訴訟費用は替銭という方法でも支払われているが、鎌倉時代の替銭の事例は数少なく、替銭の事例としてよく取り上げられるものである（147・152・154）。鎌倉幕府に訴えていた時期は、幕府が積極的に訴訟を受け入れていた時期でもあり、訴人が数多く鎌倉を訪れる様子は、「訴人は雲霞の如く候」と記されている（152）ことでも知られている。

地頭との訴訟は最終的には下地中分で決着する。弓削島庄の下地中分の事例は、下地中分の事例としてよく取り上げられるものでもある。この時の下地中分での地頭方と領家方の配分を記した絵図（185）は、庄園絵図として著名なものである。

鎌倉末期には弓削島庄の預所職をめぐって相論となっているが、この相論は公家訴訟にも持ち込まれ、この時に出された院宣も残されている（198）。この相論に関連する史料は、東寺観智院旧蔵の『東寺長者補任』紙背文書にも見ることができる（195・196）。同じく鎌倉末期には、庄

園現地の百姓等が代官の非法を訴えているが、この訴えは東寺の法廷で争われている。この時には、庄園現地の古老百姓らも上洛して代官と口頭で弁論を交えており、その記録も残されている（221）。

中世社会では権門それぞれが裁判を行っていたが、これら様々な次元での訴訟を弓削島庄関係史料から知ることができる。さらに、鎌倉時代後期は鎌倉幕府・朝廷ともに訴訟改革を進めていた時期に当たり、こうした動きを受けて東寺がどのように訴訟に臨んだのかを探ることも可能であろう。

⑤庄園現地からの上申文書

弓削島庄関係史料の特徴のひとつと言えるのが、中世前期における庄園現地からの上申文書である。これらは大きくは院政期の史料と鎌倉末期の史料に分類される。

院政期には「住人等解」や「百姓等解」という様式の文書が出されている。これらは、国衙からの課役が徴収されることに対して、それらは免除されるべきとして、現地から訴えたものである。弓削島庄関係史料には、「住人等解」と「百姓等解」を合わせて８点見ることができる（３・４・５等）。

鎌倉末期には、「百姓等申状」という様式の文書が出されており、代官の非法が訴えられている（207・218・220）。この時には「百姓等申状」が提出されたうえで、庄園現地の百姓等が逃散を行っている。これらの史料には、一味神水→連署申状・連署起請文→逃散という逃散までの過程がよく示されている。弓削島庄の事例は、中世前期の逃散の事例として、よく取り上げられるものである。

中世前期の庄園のなかでは、弓削島庄は庄園現地からの上申文書がまとまって残されている事例と言うことができるだろう。これらの史料は、民衆闘争史が盛んであった1970年代の研究で用いられているのはもちろんのこと、その後の研究でも様々な視角から取り上げられている。

⑥小早川氏関係史料・村上氏関係史料

南北朝時代以降になると、弓削島には小早川氏や村上諸氏などの現地付近の勢力が進出することになる。弓削島庄関係史料にはこれらの勢力を見ることもでき、南北朝時代～室町時代の動向および存在形態を知ることもできる。また、こうした史料は当該期の政治史を探るうえでも用いられる。

小早川氏は、南北朝時代より弓削島に進出していることが確認され（288）、特に小早川氏庶流の小泉氏については、庄園を「押領」・「濫妨」したとして非難されるようになる（325）。しかし、その後には小泉氏自身が請負代官ともなっている（371）。

戦国時代に芸予諸島で一大勢力となる海賊衆村上氏も、弓削島庄関係史料のなかに見ることができる。村上諸氏のうち、能島村上氏については、一次史料での能島村上氏の初見とされている史料（318）のほか、庄園を押領する勢力としても能島村上氏を見ることができる（433）。また、来島村上氏の一次史料上の初見を弓削島庄関係史料（401）とする見方もある〔山内2011〕。

⑦塩業関係史料

「塩の荘園」として著名な弓削島庄の関係史料のなかには、中世の塩業がどのように営まれていたのか、断片的にではあるが記されているものもある。

鎌倉時代末期の庄園現地の土地に関する情報をまとめた記録（200・201）によると、百姓は塩の生産のため、塩浜に合わせて「山」や「塩穴」も保有していた。山は海水を煮沸させる時の燃料とする薪を供給するためのものである。塩穴は、砂に付着させた塩分を洗い取る時の濾過に使われる沼井（ぬい）の原形と考えられている。塩浜については、鎌倉時代後期に百姓が提出した起請文（143）には、高潮のために塩浜が崩れてしまったことも記されている。

このほか、鎌倉時代には「塩釜」なる施設があったこと（268）や、塩浜では牛の働きが重要視されていたこと（207）などを知ることができる。これらの史料から分かりうることに、考古学の発掘調査や歴史地理の聞き取り調査の成果を加えることで、中世の製塩の実態が見えてくることが期待される。

（３）弓削島庄関係史料の刊行状況

弓削島庄関係史料は、現在刊行されている史料集などによって、利用することができる。以下、弓削島庄関係史料や「東寺百合文書」の2020年６月までの刊行状況を確認しておく。「東寺百合文書」の弓削島庄関係史料については、東寺百合文書WEB（http://hyakugo.kyoto.jp/）の該当文書のページに、東京大学史料編纂所ユニオンカタログへのリンクがあり、東京大学史料編纂所ユニオンカタログで刊本での情報を確認することも可能である。

①「東寺百合文書」

「東寺百合文書」を史料集として初めて刊行したのが、『大日本古文書　家わけ第十　東寺文書之一』である。このなかでは、い函・ろ函・は函・に函（一部）の文書が活字化された。『大日本古文書』では、函ごとに編年順に「東寺百合文書」の史料が所収され、これ以降平仮名の函の順に刊行されている。『大日本古文書』は、東京大学史料編纂所が刊行・編集している古文書集である。『大日本古文書』では、1959年の東寺文書之六までに、を函の途中までが刊行されていた。この後、1967年に「東寺百合文書」を京都府が購入し、京都府立総合資料館での整理が進められている間は、『大日本古文書』での「東寺百合文書」の刊行が中断されていた。その後、京都府立総合資料館での整理が終了して以降、1982年から刊行が再開された。『大日本古文書』では、平仮名の函が順に刊行されており、そ函の途中まで刊行されている。2020年６月までの刊行状況をまとめると、表４－１のようになる。これらの函の弓削島庄関係史料については、『大日本古文書』で利用することができる。

『大日本古文書』では、平仮名の函の順に活字化がされているが、カタカナの函については、2004年から「東寺百合文書」を所蔵する京都府立総合資料館が、『東寺百合文書』の刊行を進めている。京都府立総合資料館では、1967年の「東寺百合文書」購入以来、整理事業が行われ、1976年から1979年にかけては『東寺百合文書目録』が刊行され、目録として把握することが可能となった。京都府立総合資料館編『東寺百合文書』では、『東寺百合文書目録』の順に文書が配列されて

表４－１『大日本古文書　家わけ第十』の刊行状況

発行年月	刊本名	所収されている函名
1925年10月	東寺文書之一	い函・ろ函・は函・に函
1929年10月	東寺文書之二	に函・ほ函・へ函
1933年８月	東寺文書之三	へ函・と函
1939年８月	東寺文書之四	ち函・り函・ぬ函
1953年３月	東寺文書之五	る函
1959年３月	東寺文書之六	を函
1982年３月	東寺文書之七	を函・わ函
1987年３月	東寺文書之八	わ函
1991年３月	東寺文書之九	わ函
1994年３月	東寺文書之十	わ函
1997年３月	東寺文書之十一	よ函
2000年３月	東寺文書之十二	よ函
2003年３月	東寺文書之十三	よ函・た函
2006年３月	東寺文書之十四	た函
2010年３月	東寺文書之十五	れ函
2013年３月	東寺文書之十六	れ函
2016年３月	東寺文書之十七	れ函・そ函

いる。『東寺百合文書』では、カタカナの函が順に刊行されており、ヌ函の途中まで刊行されている。2020年６月までの刊行状況をまとめると、表４－２のようになる。これらの函の弓削島庄関係史料については、『東寺百合文書』で利用することができる。

表４－２『東寺百合文書』の刊行状況

刊行年月	巻数	所収されている函
2004年３月	一	イ函・ロ函一
2005年２月	二	ロ函二
2005年10月	三	ロ函三
2006年10月	四	ロ函四・ハ函一
2007年10月	五	ハ函二
2008年10月	六	ハ函三・ニ函一
2009年10月	七	ニ函二
2010年10月	八	ニ函三・ホ函 ヘ函・ト函一
2011年10月	九	ト函二・チ函一
2012年10月	十	チ函二
2014年10月	十一	チ函三
2016年10月	十二	リ函一
2018年10月	十三	リ函二・ヌ函一

また、「東寺百合文書」以外の東寺関係文書については、「教王護国寺文書」が赤松俊秀編『教王護国寺文書』として、文書10巻と絵図１巻が刊行されており、「東寺文書」は上島有編著『東寺文書聚英』に、ほぼ全文書が写真とともに掲載されている。

②弓削島庄関係史料

「東寺百合文書」などの中から弓削島庄関係史料をまとめた史料集も刊行された。1974年に日本専売公社から刊行された『日本塩業大系　史料編　古代中世（一）』は、弓削島庄関係（および因島庄関係）の史料を収録した史料集である。当時は「東寺百合文書」の原文書を利用できる状況になかったため、大部分を東京大学史料編纂所架蔵の影写本によっているが、厳密な校訂のもとに史料を採録している。この史料集によって、弓削島庄関係史料は格段に利用しやすくなり、これ以降に弓削島庄に関する研究が進められる前提をなした。この後、「東寺百合文書」の整理が進められるなかで、新発見の文書や白河本『東寺文書』の原本の存在が明らかになったことを受けて、それら新出の史料50点余りを収録した『日本塩業大系　史料編　古代中世（一）補遺』も1982年には刊行された。『日本塩業大系　史料編　古代中世（一）』に『日本塩業大系　史料編　古代中世（一）補遺』を併せ

ることで、ほとんどすべての弓削島庄関係史料を通覧することが可能である。

『愛媛県史　資料編　古代・中世』は、古代から戦国時代までの伊予国に関係する古文書を網羅的に収録したもので、1983年に刊行された同書も弓削島庄関係史料を収めている。同書の特徴としては、①『日本塩業大系　史料編　古代中世（一）』が東京大学史料編纂所架蔵の影写本によっているのに対して、京都府立総合資料館の原文書から採録することで、影写本からは気付かない点をいくつか修正していること、②『日本塩業大系　史料編　古代中世（一）』および『日本塩業大系　史料編　古代中世（一）補遺』に収録されていない弓削島庄関係史料を20通収めていること、をあげることができる。

③『平安遺文』・『鎌倉遺文』・『南北朝遺文』

弓削島庄関係史料は平安時代から室町時代までのものがあり、平安時代の古文書を蒐集した『平安遺文』、鎌倉時代の古文書を蒐集した『鎌倉遺文』、南北朝時代の古文書を蒐集した『南北朝遺文』の中国四国編にも、収録されている。『平安遺文』・『鎌倉遺文』はデータベース化もされており、利用に便利である。

『鎌倉遺文』に関しては、同書には未収録の「東寺百合文書」・「東寺文書」が、『鎌倉遺文研究』のなかで「『鎌倉遺文』未収録「東寺百合文書」」として逐次掲載され、これらが『鎌倉遺文補遺編・東寺文書』として刊行されている。これらの史料のなかに弓削島庄に関係するものも見出される。2020年６月までに３巻が刊行され、無年号文書を収める第４巻を残すのみとなっている。『鎌倉遺文　補遺編・東寺文書』では、『鎌倉遺文』から年次比定が改められているものや、人名の傍注が新たに加えられているところなどもある。また、『鎌倉遺文研究』の「『鎌倉遺文』所収「東寺文書白河本」の校訂」には、『鎌倉遺文』所収の白河本『東寺文書』を「東寺百合文書」の原文書と対照校訂したものが掲載されている。

④他の東寺領庄園

弓削島庄以外の東寺領庄園に関係する史料集のなかにも、弓削島庄関係史料を見ることができる場合がある。それらのなかでも重要と思われるのが、『若狭国太良荘史料集成』である。弓削島庄と同じく東寺供僧領庄園であった若狭国太良庄に関係する史料を収録している。それらの史料のなかには、弓削島庄関係史料も含まれており、他の史料集には収録されていない弓削島庄関係史料を見ることもできる。また、『鎌倉遺文　補遺編・東寺文書』と同様に、『鎌倉遺文』等の史料集では付されていない人名の傍注が付されていることもある。2020年６月までに、仁平元年（1151）から弘安11年（1288）までの史料を収めた第１巻が2001年に、正応元年（1288）から正中３年（1326）までの史料を収めた第２巻が2008年に、貞治５年（1366）から応永25年（1418）までの史料を収めた第４巻が2004年に、応永26年（1419）から宝徳２年（1450）までの史料を収めた第５巻が2013年に、それぞれ刊行されている。

（大上幹広）

３．弓削島庄故地に関わる近世以降の文献資料

（１）弓削島における近世村、領主の変遷

弓削島は近世に移行した当初、櫛村と呼ばれる一村として把握されていた。慶安元年（1648）の「伊予国知行高郷村数帳」では「弓削嶋」、元禄13年（1700）の「伊予国村浦記」では「弓削村」とあり、いずれも320石２斗の村高を記しているが、寛永13年（1636）の検地帳では既に「弓削島之内上櫛村」と「弓削島之内下串村」の二冊に分かれている。上櫛村は上弓削村、下串村は下弓削村となり、それぞれに庄屋が置かれており、実質的には江戸時代を通じて弓削島には２つの行政村があったことになる。

近世初頭、伊予を治めていた領主は目まぐるしく変遷しており、弓削島においてもそれを明らかにすることは困難であるが、寛永10年頃の状況を描いていると推定される「寛永伊予国絵図」では、弓削島は「藤堂宮内少輔領」と図示されており、藤堂高虎の養子高吉の所領であったことが確認できる。また、今治の郷土資料「国分叢書」巻32の「今治旧記」には、この藤堂高吉が支配した時代と思われる旧領主名が記されている。そこでは弓削村は「藤堂宮内少輔領」ではなく、「藤堂大学頭領」とされており、実際には藤堂本家である伊勢津藩藤堂高次の所領とされていたことがわかる。この他、「今治旧記」には「上弓削、左衛門太夫支配也」ともあり、藤堂領の以前は福島正則の所領であったとされている。不明な時期は残るものの、弓削島の領主は福島正則、藤堂高虎、藤堂高次を経て、寛永12年（1635）の松平定房の今治入封後は久松松平家の所領として続き、明治維新を迎えたことになる。

（２）上弓削村、下弓削村の生業

上弓削村の庄屋は田頭家、下弓削村の庄屋は村井家及び中村家がつとめたが、これらの庄屋文書は伝わっていない。そこでいくつかの史料を参考にしながら、上弓削村、下弓削村それぞれの生業について記しておきたい。

まず、弓削島の江戸時代前期の概況がつかめる史料として「西海巡見志」がある。寛文７年（1667）に幕府の巡見使河口孫兵衛・藤堂勝兵衛・堀八郎右衛門らが西国19カ国を巡見した際の記録で、海岸部や島嶼部の村浦について、村高・家数・船数・加子役・里程・遠見番所・灯明台・港の形状などが記されている。巡見使は伊予も訪れており、弓削島について次のように記録している。

▲弓削島

一御高札　有

一遠見番所　有

一湊　有　何風にもよし　百石以上船百艘かゝる

一高　千石

一家数　九十軒

一舟数　十五艘　内五艘九十石積ゟ百三十石積まで　十艘猟舟
一加子役　九十人　内六十人役加子
▲百貫島とて弓削島より壱里卯の方ニ有
▲小島とて弓削より壱町未申の方ニあり

「西海巡見志」で注目されるのは、弓削島は100石以上の船が100艘繋げるほどの良港に恵まれているとする記述である。そのため、弓削島は今治藩主が参勤交代する際の寄港地となり、上弓削の港には藩主の滞在用に御茶屋が設けられていたが、その姿は天保期に作成された「今治藩領弓削島絵図」に見ることができる。写真４－１は上弓削の部分写真であるが、集落の北側、海に面して塀を巡らした一際大きな建物として御茶屋が描かれている。また、「西海巡見志」には10艘の漁船に加え、５艘の廻船があったことも記されており、小規模ながら海に関わりのある生業が営まれていたことがわかる。

写真４－１　上弓削の集落（今治藩領弓削島絵図　愛媛県歴史文化博物館蔵）

一方、弓削島の土地については、「伊予八藩土地関係資料」（愛媛県立図書館蔵）に寛永13年（1636）の「上串村検地帳」・「下串村検地帳」、元禄２年（1689）の「上弓削村検地帳」・「下弓削村検地帳」の４冊の検地帳が遺されている。これらの末尾にある合計の記載から計算して、それぞれの土地利用をまとめると以下のようになる。

上弓削村

寛永13年検地

上田	６反２畝19歩
中田	１町５反８畝27歩
下田	８畝11歩
田合計	２町２反９畝27歩
荒田	２畝12歩
上畠	29町６反３畝10歩
中畠	８町９反１畝29歩
下畠	２町９反６畝20歩
下々畠	１町８反５畝１歩
畑合計	43町３反７畝
上山畑	４反５畝14歩

元禄２年検地

上田	２反２畝９歩
中田	６反３畝７歩
下田	４反８畝21歩
下々田	７畝９歩
田合計	１町４反１畝16歩
上畑	１町９反２畝13歩
中畑	８町４反９畝３歩
下畑	26町３反５畝27歩
下々畑	５町５反３畝６歩
下々外畑	９町９反９畝７歩
畑合計	52町２反９畝26歩

中山畑	５町７反６畝25歩
下山畑	１町１反１畝25歩
下々山畑	１町９反８畝７歩
山畑合計	９町３反２畝11歩

下弓削村

寛永13年検地

上田	１町７反４畝７歩
中田	３町４反２畝７歩
下田	６反９畝１歩
田合計	５町８反５畝15歩
荒田	28歩
上畠	18町３反３畝24歩
中畠	10町５反１畝
下畠	５町６反２畝26歩
下々畠	３町６反６畝27歩
畑合計	38町１反４畝17歩
上山畑	１町　３畝28歩
中山畑	７町１反３畝26歩
下山畑	１町５反７畝14歩
下々山畑	５町　４畝25歩
山畑合計	14町８反　３歩

元禄２年検地

上田	７反４畝
中田	７反９畝28歩
下田	６反６畝20歩
下々田	９反６畝８歩
田合計	３町１反６畝26歩
上畑	７町８反２畝１歩
中畑	９町３反５畝20歩
下畑	８町８反
下々畑	10町５反　21歩
下々外畑	13町５反５畝５歩
畑合計	50町　３畝17歩

寛永13年の検地帳では、上串村で田２町２反９畝27歩、畑43町３反７畝、山畑９町３反２畝11歩、下串村で田５町８反５畝15歩、畑38町１反４畝17歩、山畑14町８反３歩あることが確認できる。元禄２年の検地帳になっても、上弓削村で田１町４反１畝16歩、畑52町２反９畝26歩、下弓削村で田３町１反６畝26歩、畑50町３畝17歩と同じような傾向が見え、畑地が島全体に広がる中、池・天水・湧水を利用した水田がわずかに混じる景観であったものと見なせる。なお、これらの検地帳については、『ジャポニカの起源と伝播　伊予国弓削島荘の調査』において全体が翻刻されているほか、髙橋傑氏が「弓削島における景観と生業の変遷」としてその分析結果をまとめているので、参照いただきたい。

ただ一点、検地帳の分析から髙橋氏が、「かつて塩の荘園であった弓削島では、近世初期にはほとんど塩業は行われなくなっていた」としていることは気になるところである。確かに寛永13年の「上串村検地帳」を見ると、いくつかの居屋敷に「塩浜荒、塩御年貢出ル由」の注記があり、一部の塩田が放棄されている様子がうかがえる。とはいえ、それはごく一部であり、むしろ人口増に対

応して、一部の塩田を居屋敷に転用した記述とも解釈できる。果たして塩田を検地帳で把握していたのかどうかも疑問で、元禄２年の検地帳には、塩田の記載が見当たらない。

そこで、弓削島の塩業の実態を捉えるために、新たな史料を紹介したい。越智郡国分村（現今治市）の旧庄屋であった加藤友太郎が明治時代中期に編纂した「国分叢書」である。「国分叢書」には、今治藩に関わる史料が多く採録されており、弓削島に関する記事も散見される。巻32「今治旧記」は、江戸時代の今治藩領の村ごとに石高・田畑の面積・寺社などが記されているが、弓削島については次のような塩浜の記事がある。

（上弓削村）

一塩浜壱町弐反廿九分（歩）　　上弓削
　高拾四石五斗壱升六合　　銀四百四十七匁
　右米弐拾五表弐斗壱升七合　　免ニ〆七ツ四分
一同（塩浜）三反六畝壱歩　高四石三斗弐升壱合　同澤津
　銀百三拾八匁　右之米七俵三斗五升四合　免七ツ三分壱厘七毛
一同（塩浜）八反四畝廿八歩　高拾石壱斗九升弐合　同鯨
　銀三百九匁　右之米拾七俵弐斗六升三合　免ニ〆六ツ九分二リン九毛
右濱銀共免ニ見テ大積也

（下弓削村）

一塩濱弐町壱反弐畝弐歩
　高弐拾五石四斗四升八合
　銀壱貫五匁
　右之米六十俵　免ニシテ九ツ四分三厘一毛
右濱ヲ免ニ見テ大積也

「今治旧記」からは、上弓削村に上弓削・沢津・鯨の３カ所に合計２町４反１畝28歩、下弓削村に２町１反２畝２歩、弓削島全体で４町５反４畝の塩田があったことがわかる。下弓削村の塩田の所在地ははっきりしないが、村内の小集落である土生村と太田村に塩浜の記述があるので、弓削島の西側沿岸部に塩田が展開していたものと思われる。塩浜には藩に納める浜銀が設定されているが、田畑の年貢に比べると断然高くなっている。中世に引き続き、近世においても塩業が弓削島の人々にとって重要な生業の一つであったことは明らかであろう。

また、「今治旧記」には、藩領各村の小物成をまとめて記している部分がある。上弓削村三郎右衛門の鯛網運上２貫580目、上弓削村源助の豊島網代運上516匁などに加え、ここでも両弓削村分として釜屋銀280匁５分、塩832俵（上弓削251俵、下弓削581俵）が記載されている。今治藩領の島方においては、釜屋銀や塩浜銀など銀納する村々が多い中、塩を現物納しているのは、津倉村の120俵を除くと両弓削村しかなく、今治藩において弓削島の塩が特産物として扱われていたことが想像される。

「今治旧記」は、元禄11年（1698）に今治藩領になった宇摩郡の村々が記されていないことから、それ以前の成立と考えられているが、「国分叢書」には、安政２年（1855）の「今治島方代官勘定帳」が巻39に収録されており、幕末期の弓削島における小物成の納入状況がわかる。ここでも寅（安政元年）夏納として、上弓削村で194俵、下弓削村で303俵余りの塩を上納していることが確認できる。合計218匁８分８厘とあるので、幕末になると現物納ではなく、銀納されていたものと考えられる。また、それ以外にも110匁の釜屋銀を両弓削村で上納しており、弓削島において塩業が近世を通じて行われていたことは明らかである。近世初期に開発された入浜式塩田は、瀬戸内の10カ国を中心に築造されていき、そこでつくられた塩は「瀬戸内十州塩」と呼ばれ、近世中後期には全国の製塩高の８割以上を占めるようになる。弓削島の塩業は中世から継続して行われていたものの、瀬戸内沿岸に多くの大規模な塩田が開発されていくに従い、相対的にその地位を低下させていったものと思われる。

先述した「今治島方代官勘定帳」によると、塩業に関わる小物成以外として、上弓削村が鯛網運上645匁、簀船運上20匁、下弓削村が鯵網代120匁、鯵網運上120匁を上納している。その他、下弓削村の中村弘太郎が、個人でも簀船運上200匁、鰯網運上80匁を上納している。幕末期に瀬戸内海を舞台にさまざまな網漁が行われていたほか、獲れた魚を漁師から買い取り、生かしたまま大坂まで運んで売る簀船があったことがうかがえる。漁業以外には、海運業が行われていたものと思われるが、その実態を把握するのは難しい。ただ、安芸忠海（広島県竹原市）の浜胡屋の客船帳には、弓削の廻船が28回にわたり訪れ、鰯・干鰯・油・生姜・あらめ・苫の売買を行っていることが記録されている。これらのことを総合すると、近世における弓削島では塩業のみならず、漁業・海運業など多様な生業が展開していた様相がうかがえる。

（３）東泉寺に遺る文献資料

ここからは、実際に現地に遺る文献資料を紹介する。最初に弓削島の北端、久司浦にある臨済宗東福寺派の寺院である東泉寺を取り上げる。東泉寺の前身は、応長元年（1311）の相分帳（東寺百合文書）に「薬師寺」として登場するもので、その境内には室町時代のものとされる薬師堂が現存している。

今回の調査では、東泉寺に遺る文献資料118点を調査し、目録にした。そのほとんどは歴代住職が収集した典籍であるが、東泉寺に直接関わるものとしては、「年中行事」、「東泉温知録」などが見出せる。そのうち、「年中行事」は、文政９年（1826）に東泉寺10世の金田昭真が当時行われていた寺の宗教行事をまとめたもので、『東泉寺新温知録』において既に史料翻刻が行われ、読み下しや詳細な解説も付けられている。そこで、ここでは東泉寺の近世を通じた歴史的な変遷が記された「東泉温知録」について、その内容を年表にして紹介するとともに、史料翻刻の抜粋を掲載する。

「東泉温知録」は、明治27年（1894）に東泉寺13世の高橋士雲が、寺にあった記録を調査して歴代の住職ごとにまとめた編纂物である。東泉寺には、「大願主／文明十二年庚子五月廿三日／浄泉

房」の箆書銘のある瓦が伝えられており、そのことにより「東泉温知録」は文明12（1480）に寺を再興した浄泉房を開基始祖としているが、実際には貞享４年（1687）に亡くなった法山達を中興開山とする寺の歴史が書き連ねられている。ここでは東泉寺の建物の変遷を中心に年表として示す。

元禄年間（1688～1704）の明細帳

本寺（２間半×５間）、薬師堂２間４面、地蔵堂２間４面の辻堂、荒神社８尺４面、納屋・牛屋（２間×６間）、屋敷（９間×14間）、小藪少し有り、樹木６本（櫁柑２本、榎２本、柿１本、梅１本）、外の林に松木有り、寺内僧侶４人（３人は下人）、牛１匹、本田25歩（平高１斗８合）、本畑６反７畝６歩（平高５石２斗７升９合）、本畑１畝２歩（平高６升４合）、御年貢１石６斗８升１合

享保４年（1719）２月15日

彩色涅槃像（竪９尺、横６尺、紙地、作者不詳）を組頭田邉太郎兵衛が喜捨する

元文３年（1738）

３月、十王堂（１間半４面）を再建する

８月、地蔵菩薩木像１体、閻魔、十王、補處王など13体を補修し安置する

延享元年（1744）

弘法大師木像を田邉太郎兵衛が安置する

宝暦年間（1751～1764）

薬師堂を補修する

金剛の仏舎利一粒ヲ得て薬師像の胸間に、また南海沈宝珠１顆を薬師像の掌中に納める

安永６年（1777）

12月、8世舜山悦が韋駄天像を安置する

享和３年（1803）

６月、９世綿山昭密が東泉寺（７間半×４間）、納屋（３間×２間、草葺）を造営する

嘉永７年（1854）

10世金田昭真が薬師堂を補修、その際に「大願主／文明十二年庚子五月廿三日／浄泉房」の箆書銘がある瓦を発見する

万延元年（1860）

８月、11世桂蔭昭智が土蔵（３間×２間）を新築する

明治２年（1869）

５月６日、荒神社を神仏分離につき解体する

明治６年（1873）

８月、老朽化した納屋（３間×２間）を再建する

明治11年（1878）

４月６日、浄泉房400年諱のため薬師如来開扉式を行う

明治12年（1879）

９月12日、東泉寺明細帳を県長、本山、小本山などに提出する

本堂（２間半×２間半）、庫裡（７間×４間）、土蔵（３間×２間）、納屋（３間×２間）、本尊薬師如来、観音大士、日光菩薩、月光菩薩、十二神将、地蔵大士、境内319坪（169坪寺院敷地、150坪宅地）、境内仏堂十王堂（１間半×１間半）、本尊十王、補處王13体

明治17年（1884）

７月23日、本堂（薬師堂）の柱立を執行、10月ほぼ落成する

明治18年（1885）

３月、土蔵、納屋などを移築する

明治19年（1886）

12月28日、拝堂・釣家・玄関・庫裡が落成する

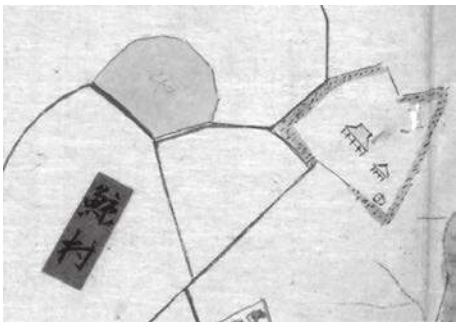

写真４－２　東泉寺（今治藩領弓削島絵図　愛媛県歴史文化博物館蔵）

なお、東泉寺の境内の変遷については、いくつかの図面により追うことができるので補足する。写真４－２は、天保期に作成された「今治藩領弓削島絵図」のうち東泉寺を描いている部分を掲載している。敷地中央の最も大きな建物が享和３年に建てられた庫裡で、そのすぐ右側に少し離れて建つのが薬師堂、右下隅に小さく描かれているのが十王堂である。

写真４－３　佛日山東泉寺往古図面（東泉温知録）方位は東が上

「今治藩弓削島絵図」から少し時代が下った境内を描いた図面が、「東泉温知録」に収録されている写真４－３になる。右端に「佛日山東泉寺往古図面」とあるが、万延元年に新築された３間に２間の土蔵が北西隅に見え、明治２年に神仏分離により解体された荒神社が薬師堂の南脇にあることから、万延元年から明治２年までの境内が描かれているものと判断できる。境内の東側中央に享和３年建築の７間に４間の本堂・庫裡、その南側に２間半四面の薬師堂がある。北西側には享和３年建築の３間に２間の納屋、同じ大きさの土蔵が並ぶ。南西側には元文３年建築の１間半四面の十王堂、その西には六地蔵の石造物が安置されていたものと思われる。敷地の空いているところには菜園がつくられ、南側には藪が広がっていたこともわかる。

写真４－３の境内の姿が大きく変化したのが、明治17年以降である。それは薬師堂を本堂とする配置への変化であり、ある意味で中世の薬師堂を中心とする姿への回帰ともいえよう。東泉寺には、この明治17年の再建工事について、その準備段階から記した「当山再建諸雑記録」が遺ってい

る。ここに薬師堂の移築に関わる記事があるので、意味が不明な部分もあるが、以下に示す。

一十七年旧七月廿、合力十六人ニ而其殿屋根剥
一同廿一日、合力四十四人、大工四人ニ而其殿旧地ゟ新地へ運搬、晩炊村中ゟ出之
一同廿二日、其殿かやけ了而午后ゟ其水盛並ニ柱立、此日合力三拾八人、晩酌呑しむ

明治17年旧７月20日に薬師堂と思われる建物について、旧地より新地への移築に取り掛かっていることが記されている。「東泉温知録」によると、その移築は10月にほぼ終えており、翌18年３月からは土蔵と納屋の移築作業に入っている。そして、明治19年に入り、２月11日に庫裡の建築を始め、12月28日に落成している。

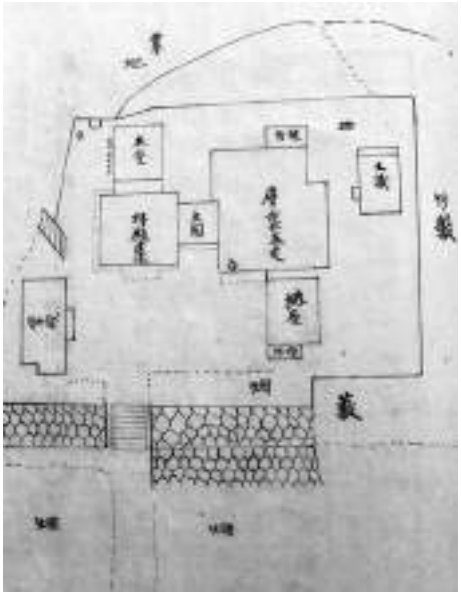

写真４－４　明治時代の東泉寺境内図
（東泉温知録）方位は東が上

この再建工事後の東泉寺の姿は、写真４－４の絵図に描き遺されている。西側に土地が拡張されるのにともない、石垣が新たに築かれるとともに、境内への入口となる石壇が少し北に移動している。敷地の北東に本堂とあるのが、かつての薬師堂で、別の絵図では２間半四面とあるので、境内の南東にあったものをそのまま移築したものと思われる。本堂の前には新たに４間に２間半の拝殿が設けられ、その南に２間四面の玄関を挟んで、３間半に５間半の庫裡が再建されている。庫裡の南の土蔵、西の納屋は、写真４－３にあるものを一部改変して移築されている。そして、北西には新たに学校が建てられている。

このように東泉寺の文献調査からは、室町時代の建築様式をのこす建物として町指定文化財に指定されている薬師堂について、江戸から明治にかけての歴史的な変遷を追うことができた。

（「東泉温知録」の翻刻）

明治廿七年九月調之
東泉温知録　第壹
東泉歴代記事録

（竪帳１）

夫仏日山東泉禅寺往古以来歴代実行実業万端之記事等ヲ集録シ、以テ後来一覧シテ略知ノ弁ヲ供スルヲ肯トス、因テ文体書法ニ拘ラズ累世ノ住僧亦実行実業万端記載シ、以テ未来世へ説示ヲ周通スベシ、然故ヲ温テ新ヲ知ルト誰云フ、此ヲ呼テ東泉温知録ト云也

明治廿七甲午年九月吉祥日

◯東泉寺

◯本尊薬師如来、日光菩薩、月光菩薩、十二神将ハ往昔、四十五代　元明天皇ノ御宇、和銅三庚戌年行基菩薩一刀三礼ノ御製彫ニシテ威徳自在ノ尊像也、行基ハ和州法相宗菅原寺開基、聖武帝ノ帰依僧也、◯庫裡本尊観世音菩薩并地蔵菩薩等安置シ存在セル也

◯当寺創建浄泉法師ノ来暦等不詳、然レ雖文明十二庚子年五月廿三日、金田修補際片瓦ニ以上ノ年号存在セリ、因テ此日ヲ以テス、示寂スト云云也、◯或ハ伝フ往古ハ密宗ニシテ嘉歴年間河野家ヨリ開基、◯或ハ応安年中細川家ヨリ経営、◯或ハ河野家ノ族浄泉法師ト云ヌル人開基云云、◯以上三説申伝候得共何レモ口碑ニ伝来候耳、因テ確乎ノ証據モ之無候也

◯当寺中興開山法山達禅師ハ上弓削田頭三郎右衛門弟慶達房ト云、◯在世記不肖、◯達ハ貞享四年丁卯二月十六日示寂ス、◯文明十二庚子年ヨリ貞享四丁卯年ニ至ル迄凡貳百八年間、事歴等不詳也、蓋シ往古浄泉房以来密宗ニテ達禅師ニ至リ始テ禅ニ帰シ分派始祖ハ下弓削自性寺古林教和尚也、因テ小本寺ト称シ矣、西京伏見街道禅臨済宗東福寺ヲ大本山ト称スル也、因テ往古恵日山後世仏日山東泉禅寺ト称スル者也

◯当寺三世鐵了達禅師生縁等不詳、在世記事等不明也、◯達ハ元禄十三庚辰年六月廿九日化寂ス

◯元禄年中ノ明細帖在リ、因テ其ノ侭此ニ写出シテ曰ク、◯本ノ寺ハ貳間半ニ五間也、◯薬師堂ハ貳間四面也、◯地蔵堂ハ貳間四方也、最モ辻堂也、◯荒神小社ハ八尺四面也、◯納屋并牛屋ハ貳間ニ六間也、◯屋敷ハ九間ニ拾四間也、◯小藪少シ在リ、樹木六本、内櫁柑木弐本、榎木弐本、柿木弐本、梅木弐本、以上ノ外林ニ松木在ル也、◯寺内僧侶四人、内三人ハ下人也、◯牛壱匹也、◯本田貳拾五歩、平高壱斗八合也、◯池ノ下ナリ、◯本畑六反七畝六歩、平高五石貳斗七升九合也、〇本畑壹畝貳歩、平高六升四合也、◯櫁柑木跡也、◯御年貢ハ壱石六斗八升壱合也、以上

◯享保十一年検地帖有リ曰ク、◯上畑四畝拾貳歩也、平高四斗九升四合四勺、百三拾貳坪居屋敷也、◯下畑九畝壱歩、中開地也、◯中畑三畝壱歩、中開地也、◯中畑三畝壱歩、中開地田成也、◯下々畑壱畝三歩、十王堂跡也、◯下畑壱畝拾歩、下開地也、◯中畑壱反壱畝六歩、下開地也、◯中畑四畝八歩、下開地也、◯下畑六畝貳拾三歩、櫁柑壇也、◯下畑貳畝拾六歩、道ノ下也、◯下畑六畝拾貳歩、道ノ下也、◯下畑壹反拾七歩、森開地也、◯下畑壱反貳畝拾五歩、森開地也、◯下畑貳畝拾貳歩、寺ノ上也、◯中田貳拾五歩、田頭池ノ下也、◯合計七反五畝六拾貳歩也、◯

◯当寺四世無外傳禅師、生縁ハ同嶌下弓削也、◯禅師嗣法ハ下弓削自性寺古林智教禅師ヨリ嗣ク、一代耳也、◯傳禅師ハ寛延三庚午年五月十八日化寂ス、◯享保四己亥年二月十五日彩色涅槃像竪九尺横六尺何人ノ筆ナル〆不詳、当寺柦家組頭田邉太郎兵衛喜捨スル者也、紙地紙表具也、◯延享元甲子年弘法大師御木像壱躯ヲ為自哲宗心信士右田邉太郎兵衛安置ス、◯

◯当寺五世法山澤禅師、生縁ハ不詳也、◯元文三戊午年三月十王堂壱宇ヲ再建ス、但壱間半四面

也、◯同年八月地蔵菩薩木像壱躰并閻羅十王泊補處王共拾三躯再修シ安置ス、◯師ハ宝暦三癸酉年十一月十九日化寂ス、◯

◯当寺六世蘭室芳禅師、生縁ハ不詳也、◯前住ハ防州三田尻蘆蕉寺也、後チ隠居致シ夫レヨリ佐嶋村西方寺ヱ住シ其ノ后当山ヱ監住ス、因テ世代トナル者也、◯
東泉寺ハ元禄十三年ヨリ寛保二年ノ頃迄凡四拾年ノ間無住ニ而御座候、其内享保十三年迄ハ右西方蘭室禅師監住兼帯也、引野惣観寺モ同様ノ事也、△引野ハ△上弓削誤也、◯在世ノ記事等又年号等不明也、◯七月廿四日示寂ス、◯

◯当寺七世定室契禅師、生縁ハ伯州也、◯契ハ舜山ノ師匠也、◯宝暦年中薬師堂ヱ修補ヲ加ヱルト云云、◯室契禅師偶金剛ノ仏舎利一粒ヲ得テ尊像ノ胸間ニ納メ南海沈ノ宝珠一顆ヲ以テ尊像ノ掌中ニ置キ奉ル等ノ来歴判然トシテ尊像ノ胸間ニ銘在セリ云云、文明十二庚子ヨリ宝暦九年ニ至テ凡貳百七拾五年トナル者也、◯安永七戊戌年二月十日契禅師化寂ス、◯

◯当寺八世舜山悦和尚、生縁ハ伯州也、◯嗣法ハ下弓削自性寺剛巖恵堅禅師ヨリ嗣ク、但シ嗣法一代限リ也、◯寛政三辛亥年七月十三日悦示寂ス、◯安永六丁酉年十二月日韋駄天尊像ヲ悦安置ス、◯今上皇帝ノ位牌悦世ニ安置シケル、◯

◯当寺九世綿山昭密和尚、生縁ハ越智郡佐嶋村也、◯嗣法ハ下弓削自性寺剛巖恵堅禅師ヨリ嗣ク、此レヨリ法係聯綿シケル、◯享和三癸亥年六月東泉寺壱宇造営シケル、桁行七間半ニ梁行四間也、◯納屋カ三間ニ貳間也、最モ草葺也、◯本堂棟札ニ曰ク、維時享和三癸亥年六月穀旦本願主現住東福第一座綿山昭密、◯奉再建仏日山東泉禅寺壱宇、◯皇基鞏固国土昇平仏日増輝法輪常転、◯当御領主松平壹岐守源朝臣定剛公、◯社寺御奉行大野又左衛門、◯当村庄屋田頭音右衛門、◯当村與頭藤兵衛、多七、◯大工村上職右衛門吉宣、◯小工村上織平、同北浦治平、同三ツ庄半十、◯日雇頭当村角三郎、以上也、◯在世諸道具買入ハ春間皿拾三枚、大平筐入壱ケ、本朱蒔絵付現蓋壱面、本朱模様付本工盃三重台付等、余ハ不詳也、◯文化十一甲戌年七月十五日密化寂シケル、◯
◯山門庶知事欽奉、◯堂頭和尚慈旨請法密蔵司転位於後版副貳道化為衆模範切呈守厥職分　宣嘱、◯寛政八年丙辰十一月望、◯侍衣龍典、◯維那恵亮、◯都寺令偉、◯役者恵戒、◯参暇西堂士哲、◯法密首座、◯東福寺、◯以上ハ大本山ノ職状也

◯当寺十世金田昭真和尚、生縁ハ備後国福山桶屋町鰯屋幸治郎二男也、◯寛政二庚戌年齢八才ニシテ同国鞆津港正法寺探宗和尚ニ因テ得度シ徒弟トナリケル、◯文政三年庚辰三月廿日、茲令慧真蔵司挂塔干山門管視三蔵秘典兼通義学呈守乃職耑嘱、◯侍真師誠、◯塔司西堂師潜、◯慧真蔵司、◯普門寺、◯以上

◯文政三年庚辰九月朔日、山門庶知事欽奉、◯堂頭和尚慈旨請昭真蔵司転位於後版副貳道化為衆模範切呈守厥職分宣嘱、◯侍衣恵応、◯維那士欣、◯都寺令原、◯役者宗収、◯参暇西堂守航、◯昭真首座、◯東福寺、以上、◯

◯文政三年庚辰九月朔日、山門庶知事欽奉、◯堂頭和尚慈旨請昭真後版転位於第一座首一会衆為之綱領所謂表率叢林人天眼目也、固呈守條章開鑿後昆宣嘱、◯役位ハ前状ノ通也　　金田座元　東福寺　　以上、◯　　文政三年庚辰九月朔日ヨリ当寺住職ノ任俠ヲ帯ヒ在世記録等甚多シ、◯嘉永七年癸寅薬師堂修補シケル、其ノ銘并序ハ左ノ通也、

◯当寺醫王殿有片瓦存者彫文明十二年願主浄泉房之十字、蓋想密宗之院也、其先不可知之矣、而宝暦年間定室契首座加修補、文明爾来星霜三百七十有餘載、殆将頽廃余関院事日深雖憂之不堪撐、後強謝院事浪落干江湖三十年然猶恨夙志之不就、嘉永六年壬丑春因事就干旧院閉息寺如今二周白也、於此告諭院主及檀徒以経営之事、同七年癸寅春曳石土搬功不浪施斤斧収声矣、竟不顧陋拙拙為将来記其由爾

銘曰　宝龕靈躯　浄泉夙薫　風霜選謝　剥無苔紋　瑠璃一碧　今古何分　継断起廃　衆檀成勲　夕禅晨誦　永祝聖君　仏日山屏隠野衲金田昭真記

◯萬延元年庚申八月土蔵壱宇新築シケル、三間ニ貳間也、其ノ棟札ニ曰ク　龔上棟土蔵壱宇造営、伏冀皇基鞏固風調雨順五穀豊登萬民楽業山門鎮静火盗潜消私事仏事一統円融矣、豫州弓削嶋仏日山東泉禅寺屏隠金田昭真懇祈誌之、以上、大工当村徳蔵、左官ハ太市、同定市也

◯始祖達磨大師木像一躯ヲ安置シケリ、年号等不詳也

…（中略）…

◯当寺十一世桂蔭智紹和尚、生縁ハ下弓削狩尾村森定兵衛、　　◯自性寺剛岩恵堅和尚ノ徒弟也、安政三丙辰年ノ頃美濃国［某寺]ニ住職致シ居リ候ヲ態々呼戻シ東泉寺ヱ被為致住職候事、[此時分ハ金田鎌倉ヱ再遊乎否]

◯文政五壬午年八月、十王堂壱宇、壱間半四面ヲ再建シケル、最モ十王并補處王共十三躯修補ス、其ノ先由緒等不詳也、◯桂蔭弟子二人在リ、生縁不詳、天保十一年庚子五月廿七日死ス、又九月廿四日死ス、智謙侍者次祖珉上座也、◯

◯嘉永四年辛亥三月当寺過去帳并万灵年諱繰出帖等往古以来ノ分ハ甚破損、因テ貞享二年乙丑ヨリ訂正シ、金田昭真革書之　現住桂蔭智紹ト在リ、◯

◯萬延年中桂蔭上弓削惣観寺ヱ隠居シケリ、◯文久二壬戌年十月十九日化寂ス

…（中略）…

◯当寺十二世無得適和尚、弘化三午十二月十五日誕生、則生縁本ハ小田県ト云、今広島県備後国沼隈郡松永村上之町平民土屋儀兵衛ノ二男、安政三年丁辰四月八日ヨリ同五年戊午ニ至ル迄同県同国同郡後地邑臨済宗勝音寺住職芳隣惟馨和尚ニ因テ得度恵曼ト号シ師事ス、仏典ヲ素読シケル、同年末ヨリ文久二年壬戌六月迄伊予国越智郡上弓削村東泉寺住職金田昭真和尚ヲ師トシ、仏経祖

録且漢籍等講読シ常ニ業ヲ受ク、同年八月ヨリ慶応元乙丑二月迄岡山県下備前国上道郡圓山村臨済宗曹源寺住職義山禅師大和尚ヲ頼ミ祖道修学シケル也、◯同二年丙寅十月伊予国越智郡上弓削村東泉寺へ住職ヲ命ゼラレケリ、◯明治元年辰ヨリ同四年辛未迄西京本山東福寺ニ於テ祖録及漢籍等ヲ渉攬致シケル、◯同十年四月廿五日教導職訓導拝命致サレケル也、◯退位ハ明治廿年十一月廿五日也、在世ノ録事左ノ如シ

…（中略）…

◯明治六壬酉年八月日当寺納屋往古以来ハ草葺ニシテ甚タ素也、既ニ転倒セント欲ス、故ニ納屋壱宇ヲ再建ス、但シ三間ニ貳間也

◯当寺地内ニ荒神小社八尺四面ノ者存在ノ處、明治二巳年神仏混港（淆）取分ニ付同年五月六日解収致ス者也

◯明治十二己卯年九月十二日、東泉寺明細帖ヲ県長、本山、小本寺等へ差出ス、明細ハ如此、◯愛媛県管下伊予国越智郡上弓削村字鯨浦、◯越智郡下弓削村小本寺自性寺末、◯臨済宗東福寺派東泉寺

本尊薬師如来、観音大士、日光菩薩、月光菩薩、十二神将、地蔵大士　◯由緒

一当山儀開基来暦不詳、或ハ伝フ往古密宗ニシテ嘉歴年間河野家ヨリ開基、或ハ応永年中細川家ヨリ経営、或河野家之族浄泉法師ト云ヘル人開基云云、◯浄泉姓氏不詳

◯右三説申伝候得共何レモ口碑ニ伝来候ノミニテ確乎ノ拠証モ無之候故、貞享年間再中興ノ開山法山達禅師ヲ以テ仮ニ始祖ト称シ居候處、嘉永七癸寅年先々住金田代本堂修補之節瓦中ニ於テ文明十二年庚子五月廿三日大願主浄泉房之十八字ヲ鐫セル片瓦ヲ得タリ、此ニ因テ数世ノ惑ヒ一朝ニ発ケ浄泉房開基ト申スル口碑伝来ノ説全ク虚ナラザルヲ知レリ、然レトモ浄泉法師以前開基ノ處浄泉房ニ至リ再興致シ候哉モ不分明ニ候得共右十八字ノ確証候故、是ヨリ浄泉法師ヲ以テ開基始祖ト称シ来リ候也、最モ文明十二年庚子ヨリ貞享四丁卯年再中興法山達禅師示寂ニ至ル迄二百八年ノ間事暦不詳、蓋シ往古浄泉房以来密宗ニテ再中興法山達禅師ニ至リ始テ禅ニ帰シ候哉ト愚按仕候

…（中略）…

一本堂、竪貳間半、横貳間半　一庫裡、竪七間、横四間　一土蔵、竪三間、横貳間　一納屋、竪三間、横貳間

一境内三百拾九坪、内百六十九坪寺院敷地、百五十坪宅地

一境内仏堂壱宇、◯十王堂、竪壱間半、横壱間半、本尊十王、◯補處王十三躯

一由緒、元文三年午三月日、当山五世法山沢首座再建、文政五年八月当山十一世桂蘂智紹再建、其先由緒不詳、◯境外所有地　耕地壱丁四反七畝廿九歩、上弓削村字森ケ内、地価金額貳百三十三円三拾九銭

一山林反別、壱丁壱反六畝廿六歩、上弓削村字森ケ内、地価金額拾七円九拾四銭、◯一宅地六畝廿貳歩、上弓削村字森ケ内、◯地価金額拾二円六拾七銭、◯一田四畝廿壹歩、地価金拾四円三拾八銭、◯田貳畝歩、地価金五円九拾四銭

一檀徒人員四百四拾壱人、◯管轄庁迄貳拾貳里　以上明治十二年九月十一日　愛媛県管下伊予国越智郡上弓削村字森ケ内、◯臨済宗東福寺派東泉寺住職土屋無得

…（中略）…

◯当寺開基浄泉法師四百年遠諱ニ付、今明治十一戊寅年四月六日始ヨリ同十二日了迄薬師如来開扉并説教執行仕度候条宿志本願ニ依テ、同年正月十五日ニ初集会ヲ設ケ左ノ人員ヲ召呼集合シケリ、

…（中略）…

◯同年旧三月二日当村中総掛ニ而小屋掛支度、薬師堂前四間ニ貳間ヲ建設、次ニ本堂前四間ニ壱間半ヲ建設シ、此備ノ竹木筵蓆ハ悉皆土屋無得手本ニ而調置キ、午後三時頃ヨリ男子分三拾人余リニ而漸ク出来候故、其ノ慰労トシテ酒八升余ヲ汲マシム、一統欣喜散会スル也、◯

◯説教并薬師仏開扉届

一当寺開基浄泉法師四百年遠諱ニ付四月六日ヨリ同十二日迄説教并薬師如来開扉執行仕度候条、此段御届申上候也、◯明治十一戊寅年一月十五日無得印◯愛媛県権令岩村高俊殿◯

◯説教并薬師仏開扉届

一当寺開基浄泉法師四百年遠諱ニ付四月六日ヨリ同十二日迄説教并薬師仏開扉執行仕候条、此段御届申上候也、　明治十一戊寅年三月廿三日無得印　宮浦分署詰巡査御中

…（中略）…

◯当寺薬師如来略縁起也、其ノ説人ハ古田増治郎、堀田元治郎也、抑当山ニ安置マシマス薬師如来ハ往昔◯元明天皇ノ御宇和銅三年庚戌ノ歳行基菩薩一刀三礼ノ御製作ニシテ威徳自在ノ尊像ナルヲ以テ伊予国河野家累世ノ帰依仏タリ、就中同家ノ一族得能入道浄泉房ト云ヘル人随喜信向浅カラサリシニ因リ、文明十一年己亥三月不思議ノ霊夢ヲ蒙リ遂ニ興復ノ志願ヲ起シ、同十二年庚子五月廿三日再建成就セリ、之ニ依リテ浄泉房ヲ以テ当山中興ノ開山浄泉法師ト称シ奉ル也、其ヨリ以来貳百七十五年余ノ星霜ヲ経テ宝暦九年当山第七世定室契和尚偶金剛ノ仏舎利一粒ヲ得テ尊像ノ胸間ニ納メ、南海沈ノ宝珠一顆ヲ以テ尊像ノ掌中ニ置キ奉ル等ノ来歴判然トシテ、尊像ノ胸間ニ銘在セリ、実ニ壱千百有余年ノ霜雪ヲ歴テ霊験不可思議ノ尊像ナレバ普ク諸ヲ十万衆生ニ解知ス、庶幾世間無量ノ善男子善女人所求願満乃至菩提ノ仏語空シカラズシテ利益安楽一切有情ノ仏意ヲ識了シ玉ヘト云爾、以上

…（中略）…

◯夫当山建添并再建著手ハ今明治十二己卯年正月日建築上具用材木運搬ヲ始メ、同十七甲申年七月廿三日本堂柱立執行、同年十月ニ至テ十中八九落成ス、同十八乙酉年三月日土蔵并納屋等ノ土地替致シ候、同十九丙戌年二月十二日庫院建築斧斤始、同三月廿三日庫院柱立、同十一月ニ至リ諸般落索ス、然レトモ再建出願ノ文面ハ明治十九丙戌年ト書シ有ルハ出願三四ニ及フ際本堂略落成ヲ奏ス、此ニ因テ庫院斧声ヲ始ムルニ及ヒ共ニ出願スルヲ以ナリ、故ニ其概略ヲ記テ将来ニ告ルノ爾云、◯明治廿年亥正月初二日土屋無得記之

◯臨済宗東泉寺建添并建替ニ付願

一越智郡上弓削村臨済宗東泉寺本堂狭隘ニテ法儀場差支候ニ付、別紙図面之通拝堂・釣家・玄関等建添及庫裏建替致度、尤該費用之儀ハ住職土屋無得貯金之内ヲ寄附シ并檀家ヨリ喜捨金モ有之候、此儀ニ付檀家ヱ対シ勧財ケ間敷儀決而不致候条、猶将来保存之儀ハ年々之寺納物ヲ以永続保存金ニ宛置候間、御聴許被成降度檀家中惣代連署ヲ以此段奉願候、以上

明治十九丙戌年二月廿一日

越智郡上弓削村東泉寺檀家惣代、◯花田彌吉、◯藤井寅六郎、◯中田和三郎、◯右住職土屋無得各々調印之事

越智郡野間郡々長黒川通成殿

◯前書願之趣相違無之、依テ奥書致進達候也、◯明治十九丙戌年三月一日越智郡下弓削村外二ケ村戸長中村晴二郎

◯書面願之趣聞届候条、落成之上ハ更ニ図面相添速ニ可届出事、◯但建築ヲ名トシ勧財等決テ不相成候事　明治十九丙戌年三月廿四日　郡長黒川通成代理　越智野間郡書記森川貞亨印

…（中略）…

◯臨済宗東泉寺建添并建替落成届

◯本村臨済宗東泉寺拝堂・釣家・玄関及庫裏建替之儀、明治十九年二月廿一日附ヲ以出願仕、同年三月廿四日附ヲ以御聴許相成候處、右営繕同年十二月廿八日落成致候条、此段御届仕候也

明治廿年一月四日越智郡上弓削村東泉寺檀家惣代花田彌吉、藤井寅六郎、中田和三郎、右住職土屋無徳　各調印也

◯越智野間郡長二俣今朝松殿

右ノ平面図ハ右ノ届願書ヱ添付シ郡役所ヱ差出シ有ルナリ

右ハ現境内并建物明細ニ記録致セシ者也

…（中略）…

◯当寺在来諸物品ハ左ノ如シ

一墨画達磨像、雪州末流等悦ノ筆也、寄附人伝来年月日不詳　壱幅

二彩色十六善神、元文四年二月西京東福寺塔頭艮岳庵玄南筆也、喜附人伝来不詳也　壱幅

三彩色秋葉大将画像、寄附人伝来不詳也　壱幅

四彩色毘沙門天画像、寄附人伝来不詳也　壱幅

五出山釈迦如来墨画像、寄附人伝来不詳也、信列書、年月不明　壱幅

六日天子彩色画像　壱幅　　七月天子彩色画像　壱幅　八宗派図書　二幅

九布薩本尊書　弐幅　天倪恵謙拝書也　十墨跡、若論此事直須揮剣、雲州学頭亀鶴山永徳寺葦津隆ノ筆、鳳林徳膺喜捨　十一墨画布袋像、天明八年正月吉旦由信筆、寄附人伝来不詳也

十二虚堂録壱巻　十三臨済録壱巻　十四般若理趣分壱巻　十五薬師経壱巻、天保十一年庚子八月日当村兵二郎室庄女納之　十六金剛経三巻　十七楞厳呪壱巻　十八観音懺儀全壱巻、天保四年癸巳当村武吉為梅峯童女菩提喜捨　十九祖英集三巻　二十江湖集二巻　廿一詩韻含英破本壱巻　廿二五言絶句集壱巻　廿三三重韻壱巻　廿四三重韻小本壱巻　廿五碧巌集小本壱巻　廿六地名箋壱

巻　廿七唐詩選破本三巻　廿八詩礎国字壱巻　廿九覆瓿集壱巻　三十過去帖三冊　卅一

一薬師如来壱躰、行基ノ作ト口碑伝来也　二日光菩薩、同様　三月光菩薩、同様　四観音菩薩壱躰　五十二神将　全躰　六圓鏡、薬師尊前　壱面　七唐金誕生仏　壱躰　八鎮守神　弐躰　九弘法大師　壱躰　延享元年当村田辺太郎兵ヱ為自哲宗心信士安置ス　◯

…（中略）…

明治廿七甲午年九月吉祥日

写集之、現住高橋士雲

（４）自性寺に遺る文献資料

自性寺は下弓削村の藤谷にある臨済宗東福寺派の寺院で、江戸時代は弓削島に所在する潮音寺・玉林庵・定光寺・慶雲庵・青林庵・惣観寺・東泉寺、佐島に所在する西方寺を末寺とする小本山に位置づけられていた。

自性寺の由緒については、明治８年（1875）７月に住職の原田恵祥から愛媛県権令の岩村代理に宛てた届書（「願伺届記」１－37）に記されているので、以下に翻刻を掲載する。

禅宗臨済派　　海江山

自性寺

一昔時何宗ト云ヿ不分明、于茲天文二癸巳年開祖福田徳禅師心願ニ依テ再建セラレ、本山東福寺開山勅謚聖一国師ヲ勧請〆開山ト称ス、然ルニ其後諸堂及諸記録等悉ク焼失ニ付開基之由来不詳、于旹享保年中古林教和尚大願心ヲ発シ、当山ハ勿論末派之始祖タリ、開祖福田徳和尚ヨリ現住迄十五世歴然天文二年ヨリ当明治五壬申年迄三百四十年

一本堂　　七間半ニ五間

一庫裏　　六間半ニ六間

右再建ニ付天保十四年卯四月取捌未再建成就不仕、但シ庫裏ハ先規之通再建成就

一池川無之

禅宗臨済派

京都府管轄所伏見　　予州愛媛県大区第

本山　　九一小区越智郡

東福寺末　　下弓削村中本寺

自性寺住職

恵祥

境内　壱反坪ニ而三百坪高壹斗

同所脇基所続壱畝廿一歩、坪ニ而五拾壱坪

高壹斗一升九合

滅罪檀家　　百六十軒

元朱印除地山林等無之

本籍届之事

私義今般第四大区廿小区下弓削村百二拾三番地江本籍相定候間、此段御届奉申上候、以上

明治八年

亥七月　　第四大区廿小区越智郡

下弓削村

自性寺住職

原田恵祥

愛媛県権令岩村代理

今回の調査において、自性寺からは、近世を中心に５箱の古文書が確認できたため、容器ごとに箱番号を付け、文書を１点ずつ中性紙封筒に格納しながら、目録の作成を行った。また、主要な文書の写真撮影もあわせて行った。ここではその目録をすべて掲載するだけの紙幅はないため、箱ごとの概要を記すにとどめたい。

１の箱（58点）は、中興の祖とされる古林智教が住職であった享保８年（1723）から大正12年（1923）までの文書が収められていた。本山東福寺からの通達を記録したもの、自性寺から今治藩の寺社御役所に出した届書、明治初頭の愛媛県から出された布達を記したもの、祠堂金に関わる文書などが含まれている。

２の箱は状物が中心で、枝番も入れると130点になる。内容は雑多であるが、本山東福寺からの書状など、本末関係に関わるものが多い。

３の箱（67点）は、江戸時代後期から明治時代にかけての文書である。安政４年（1857）の本山東福寺の規定書があるほか、嘉永５年（1852）に自性寺を除く島内３カ寺が、東福寺の直接の末寺とするように本山に願い出た一連の争論文書などが含まれている。

４の箱（88点）は明治時代の文書が中心で、庫裏再建に関わるものなどであるが、３の箱にもあった争論の過程を詳細に記録した嘉永５年の「自性寺本末一条応答控」２冊が含まれている。

５の箱（21点）は明治から大正にかけての文書で、領収証類、毒語心経会に関するものが多い。

なお、自性寺には延享２年（1745）と明治14年（1881）の棟札が残されている。前者には、表面に延享２年５月吉辰日という年紀と「海江山自性禅寺造替上梁之願」という主文、裏面に簡単な寺誌が記されている。

（５）弓削神社に遺る棟札

弓削神社には６枚の棟札が伝えられている。それらの年紀と主文は以下のとおりである。

①　延宝５年（1677）８月18日　「法皇宮拝殿上梁合一宇」

なお、本棟札の裏面には、自性寺僧「鋲錐嚢宗甫」によって拝殿再建の由来が記されている。

② 享保13年（1728）８月12日　「奉修補法皇宮御神殿一宇」

③ 享保19年（1734）２月吉辰日　「奉修補法皇宮神殿屋禰」

④ 元文５年（1740）８月吉日　「奉改替造立法皇宮拝殿弐宇」

⑤ 明治26年（1893）８月16日　「奉上棟天御中主神宮営」

⑥ 明治26年（1893）旧８月18日　「奉葺換弓削神社本殿壹宇」

（井上　淳）

４．「東寺百合文書」にみえる弓削島庄の寺社

（１）定光寺

定光寺は、庄園時代には串方と呼ばれていた下弓削地区の街並みの背後の丘陵上に位置する臨済宗東福寺派の寺院である。境内の一角からは、木々を隔てて、下弓削の街並みやその先の港を見下ろすことができる。「東寺百合文書」にみえる寺ではないが、関連が深いので、ここで取り上げることにする。

境内の観音堂は、桁行３間、梁間２間の小堂であるが、一見して古風をとどめていることがわかり、昭和52年には重要文化財に指定された。堂そのものは長く荒れたままに放置されていたが、その後解体修理がなされ、現在は端正な姿をとどめている。解体修理の際、屋根野地板に「寛正四年八月三日」の墨書があることが発見され、建築様式が室町中期のものであることとも相まって、同年が創建の年であると推定されるに至っている（第８章参照）。

堂内には、木造阿弥陀如来坐像が安置されている。像高52.3㎝の小ぶりな像であるが、優美な表情をたたえた“都ぶり”の優品で、平安時代後期の作と推定されている（第７章第３節参照）。寺の創建時に、庄園領主東寺との縁で、京都あたりから移されてきた可能性も考えられよう。また、観音堂とよばれる小堂に阿弥陀如来が安置されているのは異例であるが、かつてこの堂を阿弥陀堂と呼んでいたとの言い伝えもある（『弓削町誌』第８編文化財・文芸・観光）。

ところで、観音堂が創建された寛正４年（1463）という年は、弓削島庄の歴史にとっても重要な年である。それはその年が、同庄のことが東寺関係文書に見える最後の年だからである。南北朝の動乱期になると、庄の現地では、安芸国小早川一族などの海上勢力が進出してきて、次第に年貢収取の実が上がらなくなる。そのころの状況を、東寺からの訴えを受けた、時の管領細川勝元は、「弓削島の事、往古より東寺領の処、近年有名無実の由、その聞こえ候」（ほ函66：数値は京都府立総合資料館（現在の京都府立京都学・歴彩館）によって付された文書番号を示す）と述べている。東寺はなおも、芸予諸島の海賊村上氏に庄園経営を請負わせることによって事態の打開を図ろうとするが、結局それも成功せず、寛正４年の文書（む函53）を最後に弓削島庄は史料上から姿を消すのである。おそらくそれからほどなくして庄園としての実体を失ったのであろう。したがって、定光寺のことは、東寺関係文書の中には見えないが、同寺が解体過程にある庄園の人々の信仰

の拠点の一つとして建立されたことは間違いないであろう。

このほか、門前に並ぶ数基の墓石も島の歴史にとっては貴重なものである。それは、今治藩領時代の宝永５年（1708）に下弓削村土生地区の百姓たちが中心になって起こした年貢減免運動の犠牲者の墓石だからである。

（２）弓削神社

下弓削地区の東海岸は、法王ヶ原とよばれる、美しい松林に囲まれた砂浜海岸になっているが、その松林の一角に弓削神社の社殿がある。境内への入り口を示す鳥居のひとつは、海に向かって立てられていて、神社そのものが海を強く意識した立地といえる。西海岸とは対照的に東海岸にはほとんど島影がなく、鳥居の先には燧灘が広がっている。

弓削神社は現在、饒速日命や孝謙天皇を祭神としているが、かつては道鏡がその中に含まれていた。これ以外にも島内には、道鏡に関する伝承や地名が数多く残されている。これは、道鏡の出身地である河内国弓削と当島の名との類縁から付会されたものであろう。弓削神社の歴史でそれよりも重要なことは、文治５年（1189）に行われた畠地の検注の結果をまとめた作畠麦検注取帳目録（ヨ函２）において２反の除畠（年貢免除の畠地）を認められている浜途明神がその前身ではないかと推測されることである（弓削神社の周辺は現在も浜都と呼ばれている）。もしそうであるとすると、同神社は弓削島庄が東寺領になる以前からの歴史を有していることになる。浜途明神の名は、応長元年（1311）の田畠山林塩浜以下相分帳にも浜戸宮と見え、近隣の大田の地に若干の除田を認められている。同相分帳は、領家と地頭の間で下地中分の交渉が行われた際、各名を三分割するいわゆる坪分中分の案として作成されたもので、「参分一帳」と記されたものが３通残されている（ヨ函74・と函68・京函29）。下地中分は、実際には領域的に三分割することで決着がついたので、この相分帳に示された案は実行に移されることはなかったが、相分帳そのものは、各名の所在地が記された貴重な土地台帳となったのである。これらをみると、浜途明神（浜戸宮）が、鎌倉時代を通じて庄内の有力神社として神祇信仰の中心的役割を果たしていたことが推測される。そのような役割は、庄内において百姓らが結束する必要が生じたときなどに表面化する。

弓削島庄の百姓らは、正和３年（1314）９月に、当時預所あるいは「給主」として庄の現地に君臨していた弁房承誉の非法に対抗するために（さ函７、し函13）、「重代相伝名主職并住宅等」を打ち捨てて逃散の挙に出たが、そのような行動を起こすにあたって百姓らは、「一味神水」を飲むこともあった（な函78）。彼らの申状は、その場所まで明記しているわけではないが、領家方の中心寺院であった浜途明神（浜戸宮）などは、その可能性が最も高いのではないだろうか。浜途明神（浜戸宮）の境内に結集し、一致団結する旨の起請文を書き、それを神前で焼いてその灰を混ぜた神水を飲む百姓らの姿が想像できる。

浜途明神（浜戸宮）は、その後法皇宮とも呼ばれるようになる。南北朝期に入ると、安芸の小早川一族が庄園に進出して「押領」を繰り返すようになるが、貞和５年（1349）、幕府は東寺の要請を受けて「押領」を退けるための使節を現地に派遣した。「東寺百合文書」の中には、使節の受け

入れに要した費用の算用状が残されているが（よ函20など）、それには法皇宮での神楽に要した費用の額が記されている。現地の人々はおそらく、法皇宮で神楽を催して、使節を接待したのであろう。

なお、法皇宮という社名は、先に記した道鏡伝承に由来するものであろうが（道鏡は称徳天皇から法王に任じられたことが知られている）、これをみると、弓削島と道鏡との縁が意識され始めた時期はかなり早く、場合によっては中世前期にまでさかのぼる可能性も考えられる。その法皇宮の呼称はその後も長く続いたようで、弓削神社に残された延宝５年（1677）、享保13年（1728）、元文５年（1740）の棟札にも、法皇宮の名が記されている。

現在の社殿の創建時期は明らかではないが、本殿内に安置された師（獅）子狛犬は、鎌倉期のものとみられている（第７章第３節参照）。

（３）著（ちゃく）神社

著神社は、弓削島の西岸のほぼ中央に位置する引野集落背後の山際に社殿を有している。大山積神を祭神としているから、三島社（現大山祇神社）系の神社である。応長元年の相分帳に客宮と記されている神社の後身である可能性が高い。同帳によると、客宮は、「ヒキノ」において合計120歩の除田を認められている。他の寺社の例をみても、除田や除畠の所在地と寺社の所在地は一致していることが多いから、客宮も「ヒキノ」すなわち引野に所在していたと考えて間違いないであろう。相分帳などに見える鎌倉期の地名は、「三水」→沢津、「女牛」→明神などのように発音が微妙に変化して現在に伝わっている例も少なくないから、「客」が「著」に変化したものと思われる。

著神社の由来については興味深い話が伝えられている。現在も神社の本殿に掲げられている扁額は、江戸末期の弘化４年（1847）に、地元在住の儒者が撰文して掲げたものであるが、そこには以下のようなことが記されている。

・著神社の由来については次のようなことが伝えられている。昔藤原佐理が九州から都に帰る途中、大風が吹いて海上をさまよっているとき、三島明神が夢に出て、神社の額を書いてほしいと告げると風雨がやんだ。驚いた佐理は「日本総鎮守大山積大明神」と書いたところ、無事この里に着くことができた。そこでその所に祠を立てて三島宮を祭った。それを「著」というのは、佐理がここに着いたことにちなんで祭ったからである。
・毎年５月５日に明神村（引野の隣の集落）から「薦蓆」を本社である三島宮に納め、それを神輿の行宮に使用するのが通例であったが、そのしきたりが長らくすたれていたので、村人はそれを復活させ、三島宮に参詣して「薦蓆」を納めた。そのことを記念して額を新造して祠前に掲げた。

能書家として知られる藤原佐理が三島社の額を書いたという話は「大鏡」に記述があってよく知られている。話の筋は先の扁額の記述とほぼ同じであるが、ただし「大鏡」には弓削に着いたという記述はない。そのことは著神社の由来が、「大鏡」の話をふまえて地元で形づくられたことを示

していよう。おそらく、明神・引野地区と三島社のつながりを背景にして、著神社の「著」というやや異例な呼称に関心を持ち、「大鏡」について一定の知識を持っていた島の知識人の関与によって上記のような由来ができあがったものであろう。

それよりも重要なのは、その由来の背景になった明神・引野地区と三島本社との結びつきである。三島社の例大祭の時に「薦蓆」を納めるという習俗がいつからは始まったのかはわからないが、両地区の人々が古くから三島社との結びつきを意識していたことは見逃してはならない点である（地元の人の話によると、「薦蓆」を納める習俗は10年ほど前まで続いていたという）。そのようなことを考慮に入れると、文治５年の作畠麦検注取帳目録において３反の除畠を認められている三島宮の存在が注目される。三島宮は応長元年の相分帳には見えず、かわりにそこには客宮の名が表れる。先の著神社と三島本社との深い縁を考えるならば、文治５年の三島宮のあとを受けたのが応長元年の客宮ではないかというのは、それほど無理な推測とはいえないだろう。

三島宮という呼称がなぜ客宮という呼称に変わったのか、著神社という呼称がいつごろから定着したのか、などについては明らかではないが、現在の著神社が、応長元年の客宮、さらに鎌倉初期の三島宮まで遡りうる可能性は高いといえよう。

（４）願成寺

願成寺は、弓削島西海岸の中央やや北寄りに位置する上弓削集落の背後の高台に所在する、真言宗寺院である。境内からは上弓削集落の街並みが見渡せるが、その先は弓削瀬戸に続く。そして狭い弓削瀬戸を間に挟んだ対岸は、因島（広島県尾道市）である。因島も、建武５年（1338）から寛正５年（1464）ころまで東寺が地頭職を所有していた因島庄の故地である。

願成寺は、現在島内に所在している唯一の真言宗寺院である。鎌倉初期の文治５年の作畠麦検注取帳目録（ヨ函２）にはその名はみえないから、おそらく延応元年（1239）に東寺領になって以降に建立されたものと思われる。現在は真言宗醍醐派であるが、古くは御室派であった。御室仁和寺は、庄園を東寺に寄進するにあたって大きな功績のあった菩提院行遍のいた所であり、東寺領になってからもしばらくの間は庄園の経営に仁和寺僧が関与していたことが知られている。また願成寺は、「東寺百合文書」に記されている寺社名が現在そのまま残っている唯一の例でもある。

願成寺の所在する上弓削地区は、庄園時代には大串方と呼ばれていた所で、現在も「大櫛田」という地名が残っている。文治の検注の際に作成された作畠検注取帳（よ函４）に記された畠地分布をみると、上弓削地区には百姓名よりも下司名であった末久名に属する畠地が多い。末久名は地頭補任後は地頭名になるので、この地は地頭居館のあった所と推測される。土居という通称地名が残っているのもそれと関係があろう。乾元２年（1303）の下地中分の際、大串方が地頭領となったのもそのような歴史的由来によるものと思われる。願成寺はそのような、地頭領としての大串方の中心寺院であった。応長元年の相分帳には、「大串」の地に合計６反の除畠、同じく「大串」に合計18の塩穴を所有していたことが記されている。

願成寺は、江戸時代の元禄～宝永期に火災にあって古い記録などは残っていないが、現在の大師

堂に安置されている木造阿弥陀如来坐像は、像高26.0㎝で、鎌倉期のものとみられている。ただこの古い仏像がいつ頃どのような事情で寺にもたらされたかについては明らかではない。また、寺に伝えられている釈迦十六善神像、不動明王二童子像、弘法大師像の仏画は、室町時代のものとみられている（第７章第２・３節参照）。境内には、中世様式の宝篋印塔２基、宝篋印塔や五輪塔の残欠がいくつか残されている。

（５）高浜八幡神社

高浜八幡神社は、願成寺の所在する上弓削集落から西海岸を800ｍほど北上したところに位置する神社である。そこは沢津集落の外れにあたり、社殿は、海岸に面した松林の中に所在する。この神社は文治４年（1188）の検田目録（と函１）で３反の神免田、同５年の作畠麦検注取帳目録で３反の除畠を認められている八幡宮の後身と考えることができる。とすれば、東寺領になる前から庄に所在していた古社ということになる。応長元年の相分帳では、「三水」（のちの沢津）で合計３反の除田を、「サカリ」（不明）で合計21の塩穴を認められている。現在の社殿は、江戸期以降に再建されたものであるが、本殿内の御簾の前に安置されている木造の師子狛犬は、鎌倉末～南北朝期のものとされている。像高は向かって右の師子像が54.6㎝、左の狛犬像が53.8㎝である（第７章第３節参照）。

なお、現在の高浜八幡神社には厳島社も合祀されているというから、応長元年の相分帳で、「高ハマ」において年貢免除の塩穴合計60を認められている「厳島」は、それにあたるものとみることができよう。

高浜八幡神社の所在する「高ハマ」から「三水」（沢津）にかけての海岸線は、庄内でも有数の塩浜所在地で、応長元年の相分帳によると、宗貞・有重など多くの百姓らがここに塩穴を有していた。平成30年８月に高浜八幡神社境内の一角で行われた発掘調査では、現在の海岸線から約40ｍ離れた地点で、地表から80㎝の深さにおいて、浜床らしき硬化面が検出された（第３章第２節参照）。海水面との高低差から揚浜式塩田の跡と推定されているが、これなどは、前記相分帳に記された塩浜の一部とみることができよう。

（６）東泉寺

東泉寺は、島の北端久司浦集落の背後の高台に位置する臨済宗東福寺派の寺院である。久司浦は、庄園時代には鯨方、鯨浦などとよばれ、乾元２年頃のものと推定される下地中分絵図（と函153）では、領家方に属したところである。東泉寺は、もとは恵日山薬師寺とよばれる真言宗寺院であったが、江戸期に東福寺末の臨済宗寺院に改められたという。島の人たちには今も“お薬師さん”と親しまれている。これらのことから考えて、この寺が、応長元年の相分帳において「クシラ」で合計240歩の除畠を認められている薬師寺の後身であることは間違いないであろう。また、正和３年（1314）９月に、庄内の百姓らが、代官弁房承誉の非法を訴えて提出した申状によると、承誉の又代官と、新たに代官職を得たと称して島に入部してきた備後国の常石八郎が問答を遂げた

という「薬師堂」は、薬師寺のことであろうから（さ函７・し函13）、同寺が、人々が寄り合う、一種の公共の場であったことがわかる。

現在の東泉寺の建物は、本尊を安置する薬師堂の部分（内陣）と外陣とからなるが、前者は、桁行３間、梁間３間の寄棟造りで、創建当初は３間四方の独立した仏堂であったと考えられている。この建物は、室町時代の建築様式をよく残していて、保存状態も良好である（町指定文化財。第８章参照）。それに関連して同寺には、次のような箆書き銘の残る瓦が伝えられている。

大願主
文明十二年庚子五月廿三日
浄泉房

文明12年（1480）はすでに庄園時代ではなくなっているが、この年が再建の時期を示すと考えられよう。また、薬師堂の厨子の中には、本尊薬師如来と脇侍の日光・月光菩薩、それに十二神将が安置されている。薬師如来立像は、像高79.5㎝であるが、鎌倉時代後期のものとみられている（町指定文化財。第７章第３節参照）。

なお、寺から集落におりる参道の途中には「寺屋敷」の地名が残り、参道の改修時に層塔や五輪塔の残欠が見つかっている。あるいは、寺の敷地は現在地からさらに集落のほうに向かって広がっていた可能性が考えられよう。

（７）大森神社

大森神社は、久司浦集落の北のはずれの地に、海に面して社殿を有している。もとは、集落の背後の山を越えた島尻の地に社殿を有していたが、江戸末期に現在地に遷宮されたと伝えられている。島尻のもとの社地には、今も小さな祠が残されている。島尻は、名前のとおり島の北端にあたる海岸部で、隣接する釣浜（鶴浜とも）、「イテ」とともに庄園時代には多くの塩穴が所在していた所である。また、島尻や釣浜は、製塩だけでなく、漁業も盛んにおこなわれていたようで、下地中分絵図には、「網庭」があって、それぞれ中分の対象になっていることが示されている。現在の島尻には民家はなく、わずかの畑地がみられるばかりであるが、そこにはかつて製塩や漁業を営む一定の集落が存在し、その信仰の対象が大森神社だったのではないだろうか。

そして、その大森神社の前身は、相分帳に「島屋」あるいは「島屋宮」と記されている神社であった可能性が高い。その「島屋宮」は、「ツリハマ」において240歩の除田、「島尻」において合計2反の除畠を認められているのが確認されるからである。なお、文治４年の検田目録には、「島主明神」、同５年の作畠麦検注取帳目録には、「島戸主明神」が所在していたことが記されている。両社は同じ神社を指すものと思われるが、それが島屋宮とつながるかどうかは明確ではない。

（８）その他

島内にはそのほかにも、文治の検注目録や応長の相分帳には記されていて、現在その所在が確認

できない寺社がいくつかある。ひとつは文治５年の作畠麦検注取帳目録に除畠を有すると記されている「一宮」と「石屋」である。「一宮」についてはその後を追うことはできないが、「石屋」は、相分帳において、島の東岸の「大ツハラメ」（大津原免）で若干の除畠と、「高ハマ」で塩穴を認められている「岩屋」につながるものと思われる。

もう一つは、相分帳に記されている「若宮」と「伊勢」である。「若宮」は、「タチハナ垣内」において若干の除畠を認められているが、「タチハナ垣内」の位置を確認できないので、その所在地をたどることはできない。「伊勢」は、「女牛」（明神）において若干の塩穴を有していることが記されている。現在明神集落と引野集落の境界に位置する小丘陵が伊勢山と呼ばれているので、そこが遺称地名であろう。

（山内　譲）

【引用・参考文献】

※　第１・２節に関しては、【弓削島庄研究文献一覧】に挙げていない文献のみを示した。

伊藤俊一　2010『室町期荘園制の研究』塙書房

伊藤俊一　2014「室町期荘園制論の課題と展望」『歴史評論』767

伊予史談会　1985『西海巡見志』

上島　有　1998『東寺・東寺文書の研究』思文閣出版

海老澤衷編　2007『ジャポニカの起源と伝播　伊予国弓削島荘の調査』早稲田大学水稲文化研究所

愛媛県歴史文化博物館　2019『特別展図録　瀬戸内ヒストリア－芸予と備讃を中心に－』

布谷（白根）陽子　2003「宣陽門院伝領の一側面－宣陽門院領目録の検討を通じて－」白根陽子　2018『女院領の中世的展開』同成社

宮崎　肇　2011「年行事と案文－中世前期東寺における文書管理－」東寺文書研究会編『東寺文書と中世の諸相』思文閣出版

山内　譲　1985『弓削島荘の歴史』弓削町

弓削町役場　1986『弓削町誌』

弓削町　1990『東泉寺新温知録』

第５章　歴史地理調査の成果

１．久司浦地区

調査概要

実施日：平成29年11月２日（木）

場　所：久司浦集会所

話者（敬称略）

浦野　　京一（昭和22年生、男）
戎　　邦子（昭和22年生、女）
戎　　守（昭和17年生、男）
児玉　幸治郎（昭和８年生、男）
堀田　リウ子（昭和14年生、女）
前田　　典子（昭和21年生、女）
万代　　平男（昭和18年生、男）

写真５－１　聞き取り調査の様子

（１）地名について

海上の地名

- **ボウギ**

久司浦地区最北部にある、「馬立ノ鼻」の更に北部にある海上に頂部のみ出した岩に付けられた名前。「ヨツイワ」の北部にもある。

- **ヨツイワ**

かつて一部を砕いて、大森神社の石（敷石？）に使用したという。四つ岩。

・アカイワ…「ヨツイワ」の南東部にある、海上に頂部のみ出した岩に付けられた名前。
・ヒコイチ…「ヨツイワ」の南西部にある、海上に頂部のみ出した岩に付けられた名前。
・ウシグソ…「ヒコイチ」の南西部にある、海上に頂部のみ出した岩に付けられた名前。
・ナベブタ…「ヒコイチ」の南西部、久司浦地区の内海周辺にある、海上に頂部のみ出した岩に付けられた名前。

海岸の地名

- **イワカゲ**

久司浦集落南西部にある山の北西部の斜面に付けられた地名。

- **コマガハナ**

久司浦地区東部の海に面した、山の突き出た部分に付けられた地名。

● **バンヤ**

「コマガハナ」より南部の谷（迫）に付けられた地名。番屋。

● **ミョウジンビラキ**

「バンヤ」より道を挟んで向かい側に付けられた地名。「東寺百合文書」に出てくる島屋宮があった可能性がある。現在も祠のようなものが残っている。

山間部の地名

● **ヒヤマ**

久司浦地区東部にある二つの低山の内、北部に位置する山を指す。火山。

● **シロヤマ**

久司浦地区東部にある二つの低山の内、南部に位置する山を指す。城山。

● **キタビラ**

久司浦地区東部にある、「コマガハナ」へつながる山の北斜面に付けられた地名。

● **コマガハナノウエ**

久司浦地区東部にある、「コマガハナ」へつながる山の尾根に付けられた地名。

● **タキギヤマ**

久司浦地区東部にある、「コマガハナ」へつながる山の南斜面に付けられた地名。

● **ハネトリ**

久司浦地区の集落の南東部にある東泉寺より更に南東部、「ミヤマ」の北部斜面に付けられた地名。

● **アカハネ**

質のいい土が採れるという。

（２）海について

・「モバ」採りは、クジで参加者を決めており、参加資格を持つ、集落内の海に近い土地の持ち主が参加していた。
・「モバ」はアマモを指し、その他ガラモ（ホンダワラ）もとれたという。
・弓削島において、「マス網」漁は漁師だけでも５～６軒は行っている。
・弓削島の北東に浮かぶ百貫島は現在国有地であり、弓削島間は、手漕ぎボートでは片道およそ１時間で到着したという。
・百貫島は、現在は無人島であるが、かつては島にある燈台で働く人がおり、地元民からは「ヒャッカンジイ」と呼ばれていた。その人が記した昭和20年頃の記録がある。
・燈台守へ生活必需品（食料、水など）や新聞、手紙などを運ぶため、弓削島から百貫島へと、三日に一度の頻度で船が出ていた。
・百貫島には牡蠣が大量に生息しており、当時は漁業組合の許可も必要ではなかったため、昭和40

年頃までは、よく獲りに行っていた。

・久司浦地区の集落の西部から北部にかけての沿岸部にある岩には「ナベブタ」などの名が付けられている。

・久司浦地区の鯨漁港北側の一区画には、戦後使用されていた塩田があったという(写真５－２)。

・島での製塩技術は既に失われており、岡山県から技術者を呼んで作ったという。

・製塩は天気の良い日であれば、いつも行っていたという。

・塩田内に砂を撒いておき、満潮時の、海水と塩田との距離が狭まった頃を見計らって、海水を汲み上げて塩田に撒く。暫くして、海水の染み込んだ砂を集め、乾燥して濃縮した海水（鹹水（かんすい））を塩溜めの壺に溜め、その後、濃縮した海水を煮て塩を精製したという（図５－１）。

・砂を集める場所は「簀（ス）」と呼ばれていた。

・塩作りは一部の人しか行わず、不参加者は塩を貰えなかった。

・塩作りを行わない人達は闇塩（闇市に流通していた塩）を買った。

・塩田は幅２間程の小規模なものであり、現在は残っていない。

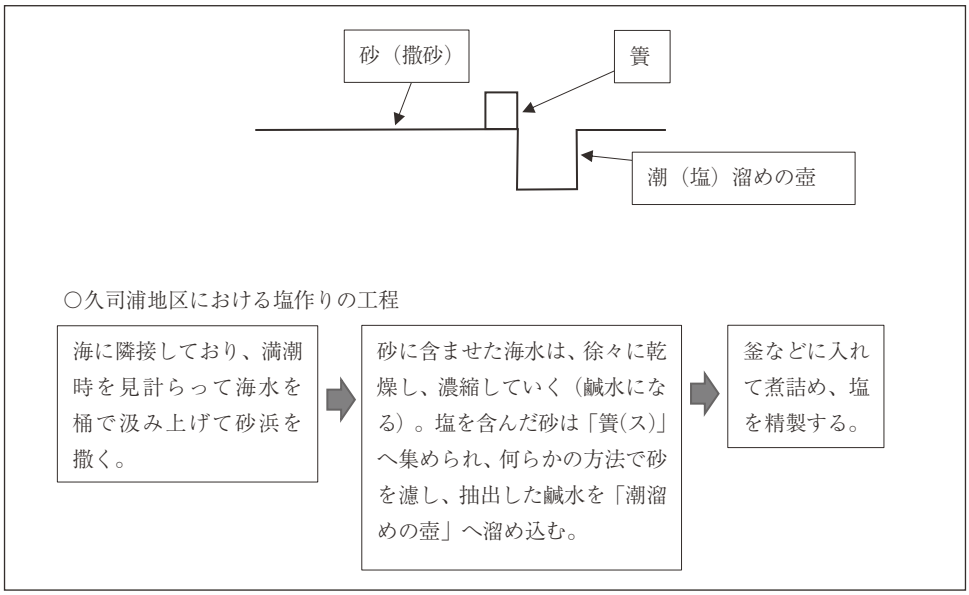

図５－１　塩田構造略図（聞き取り調査を基に作成）

写真５－２　久司浦地区の塩田跡（平成29年11月撮影）

（３）山について

・明治末期～大正にかけて、「オオテイヅキ」から「オオタニ」にかけての地域では、10軒程の家が、牛を放牧していた。牛の頭数は、家によってまちまちであった。
・戦時中から終戦後にかけて、牛を買いに来る人が、県外より船に乗ってやってきていた。島内では、上弓削地区のタゾウさん（タドジイ）が牛を買いに久司浦地区まできていた。
・字「大谷」にあった原っぱの地主は、殆どが久司浦地区の人間であった。なお、一部の場所は沢津地区の人間が地主であった。
・久司浦地区では山番がいるという話は聞いたことはない。
・地区の住民は、雑木（ズイキ）を取りに、専用の鎌を持って山へ入っていた。
・住民は、自分の持ち山へ松葉や雑木を取りにいっていた。雑木は他の所有者の山のものも取っていた。松は金になるため、取られると困るが、雑木はむしろ山が綺麗になるため、土地の所有者に文句を言われることはなかったという。
・山の手入れをしていたため、かつては松茸もよく採れた。売ることはせず、近所の人に配っていたという。
・山で山切りを行い、切った木材は「ソリ（シュラ）」を牛に引かせて集落へおろした。川が曲がりくねって真っ直ぐではないため、川を使って木材をおろすことは出来なかった。
・昭和40年代には、山切りが行われなくなった。
・戦後すぐの頃まで雨乞を行っていた。大森神社の境内でやってそれから「ヒヤマ」に行って火を付ける。雨乞の際には「アーメヲ ターモレ サーマイド」と唱ったという。

（４）里について

・昔、田頭氏は、海を荒らしていた賊を捕まえたものの、その賊が長宗我部氏の家臣であったた

め、自身の子どもを因島（広島県尾道市）の中庄へ逃がしたという伝承がある。
・「ヒヤマ」では海賊への合図として、狼煙を上げていたという。
・かつて集落の情報を家々に触れ回る「ふれ役」という人がいた。
・「出役」という仕事があり、山道の補修や草刈り作業を行っていた。昔は「ミチブシン（道普請）」と呼ばれていた。

（５）生活について

・大森神社北側の道は、昭和41年頃から５年程かけて整備された。
・県道弓削島循環線を整備する際、久司浦地区東部は難所であり、整備する際は苦労したという。
・久司浦地区東部にある東泉寺の六地蔵には、タコの絵を描いて張り付けたら、イボが治るという伝承がある。

（安田　豊）

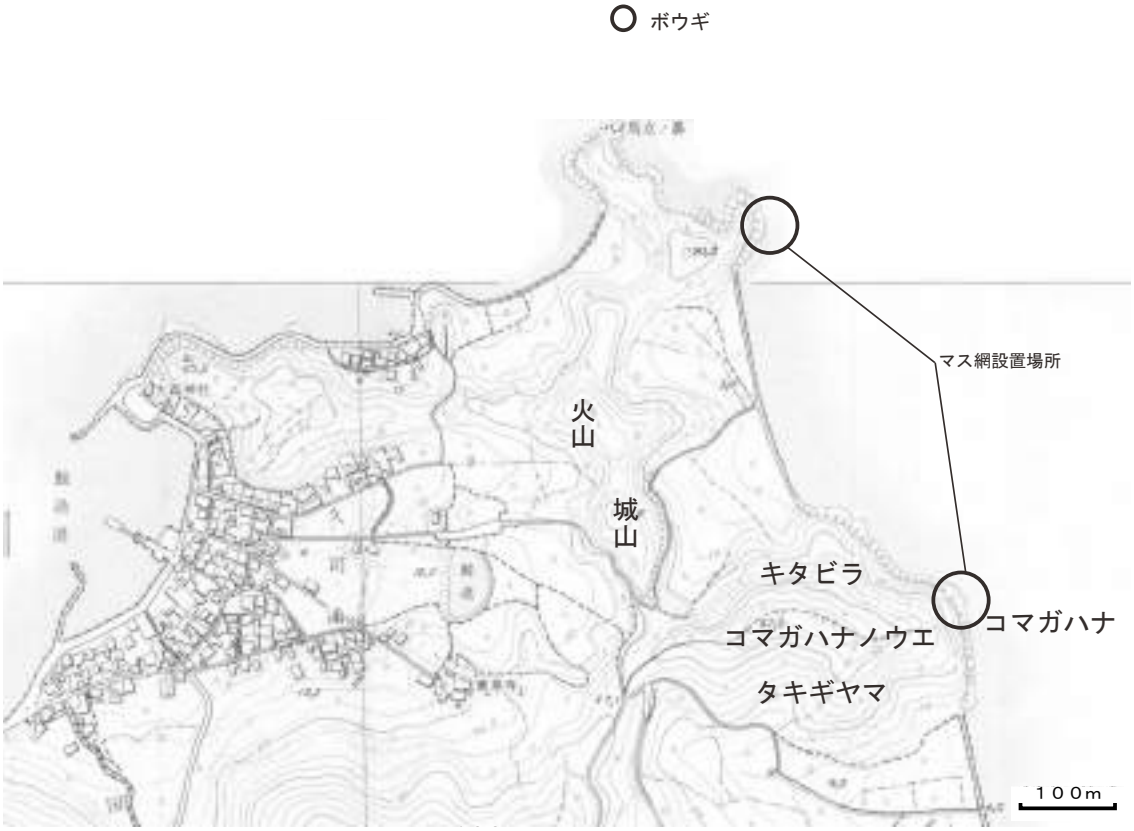

図５－２　弓削島地名等分布図　久司浦地区１

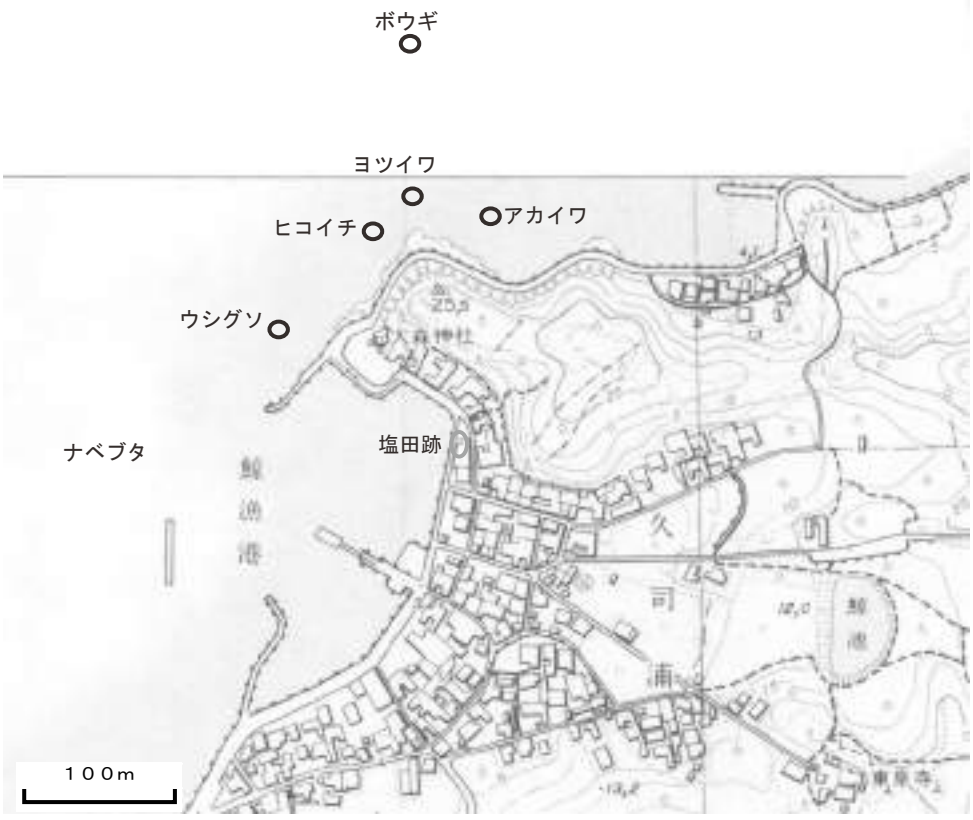

図５－３　弓削島地名等分布図　久司浦地区２

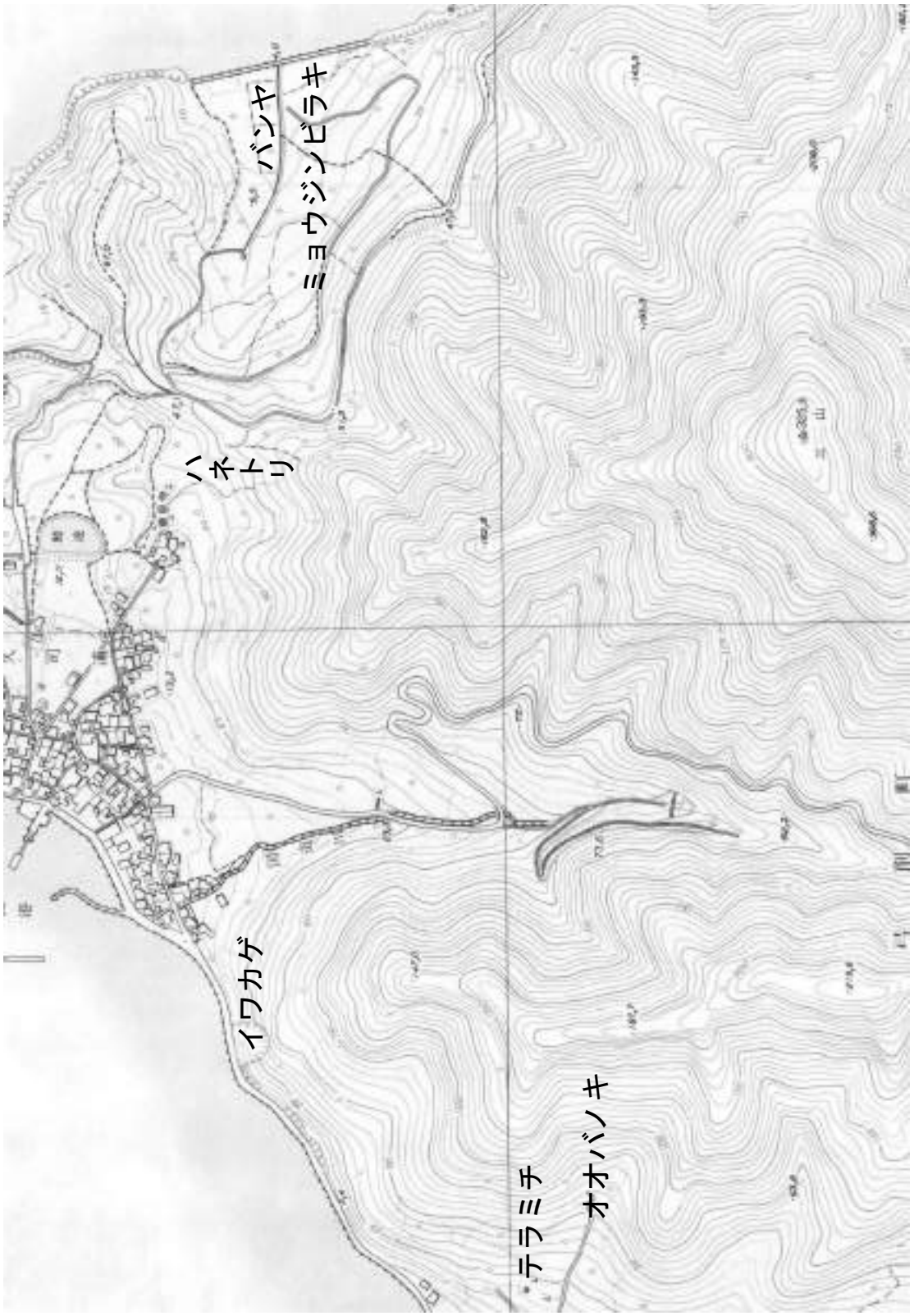

図５－４　弓削島地名等分布図　久司浦地区３

２．沢津地区

調査概要

実施日：平成29年11月２日（木）

場　所：沢津集会所

話者（敬称略）

益上　淳子（大正13年生、女）

益上　昌泰（昭和５年生、男）

宮川　阪光（昭和27年生、男）

写真５－３　聞き取り調査の様子

（１）地名について

海岸の地名

- **ガンモガイワ（ガンモ岩）**

沢津地区と久司浦地区との境界辺りの海上には、「ガンモガ岩」と呼ばれる岩がある。この岩には、大坂城の築城に使用する岩を乗せた船が、沢津地区周辺の海で沈没したという伝承があり、その時一緒に沈んだ築城用の岩が「ガンモガ岩」だという。「ガンモガ岩」には小さな網を仕掛けて漁を行っていた。

- **トミヤマ**

小字「城（ジョウ）」にある「トミヤマ」には、かつて見張り台があったとされている。戦時中は開墾し、芋や麦を植えていた。

- **ハマノウエ**

県道弓削島循環線に面した、上弓削地区との境界付近に付けられた地名。「トミヤマ」の西部にある。浜の上。

山間部の地名

- **イワカゲ**

賽の神が祀られていた。

- **ミカンバタケ**

「ハマノウエ」南西部に付けられた地名。

- **ドウショウガワ**

上弓削地区との境界付近に付けられた地名。「トミヤマ」の南西部にある谷（迫）にある。

- **オバマ**

「トミヤマ」より東部、沢津地区南部の山道に面した場所に付けられた地名。

- **アライダ**

「オバマ」より山道を挟んで南東部の山道に面した場所に付けられた地名。洗多。

- **ジイガヤマ**

「アライダ」より道を挟んで東部に付けられた地名。

- **オオミナミ**

「ジイガヤマ」の東部に付けられた地名。

- **キノキガシラ**

「オオミナミ」の東部に付けられた地名。

- **サンダネ**

「キノキガシラ」南部にある谷（迫）に付けられた地名。

- **フカサコ**

「サンダネ」より南部、山の尾根を挟んで向かい側にある谷（迫）に付けられた地名。

- **テラサコ**

「フカサコ」より南西部、山の尾根を二つ挟んで向かい側にある谷（迫）に付けられた地名。

- **ヒロサコ**

「テラサコ」より東部、山の尾根を二つ挟んで向かい側にある谷（迫）に付けられた地名。

- **ナガタニ**

「ヒロサコ」より東部、山の尾根を挟んで向かい側にある谷（迫）に付けられた地名。

- **タガシラヤマ（タガシラ）**

「ヒロサコ」「ナガタニ」より南部、山道を挟んで向かい側に付けられた地名。

- **ヤナザコ**

「タガシラヤマ（タガシラ）」東部の山の尾根に付けられた地名。

- **アカバネ**

「ヤナザコ」南西部、山道を挟んで向かい側の山の尾根に付けられた地名。

里の地名

- **ヒロイダヤ**

沢津地区東部の海岸部に面した山の北斜面に付けられた地名。

- **テラミチ**

沢津地区東部にある墓地周辺に付けられた地名。

- **オオバノキ**

沢津地区東部の「テラミチ」より更に北部にある、山道の通った場所にある地名。

- **コミナミ**

「テラミチ」より南部に付けられた地名。

- **サンショノキ**

「コミナミ」より南西部、沢津地区集落より延びた山道東部に付けられた地名。

● **ジロウタユウ（ニバンクジ）**

沢津地区集落より伸びた山道西部に付けられた地名。「サンショノキ」より道を挟んで向かい側にある。

● **ホンクジ**

沢津地区集落東部の耕作地に付けられた地名。

（２）海について

・因島内の箱崎地区の漁師が「ソクダ」を買い、「たでる」といってソクダで船底を燃やしていた。昔は木の船を使用していたから、海藻やフジツボが付着しやすく、それを燃やすのに用いていた。
・海岸沿いには「モバ（藻葉）」を干したものを肥料にしていたらしく、特に芋の肥料として適していたという。乾燥する方法は、まず「モバ」を竹に挟み、朝方より砂浜で干し、午後２～３時頃に反転させるという。
・「モバ」は自由に採ることは出来ず、一週間の内、定められた曜日にのみ採ることが許されていた。アカモク類の海藻だったという。
・「モバ」は食べることができ、小さい粒々があり美味という。
・現在は、護岸工事の影響で潮の流れが変わり、砂浜が減り、「モバ」も姿を消したという。
・砂浜は貝が多く、かつては、下弓削地区から「ネコ（一輪車）」に籠を載せて人が来ていた。獲れた貝は佃煮にしていたという。
・宮ノ鼻にある「エンコ岩」には「エンコ（河童）」が出るという伝承が残っており、地区の住民は海から上がる際に「エーンコ、エーンコ、くーるーな」というおまじないを唱えるという。
・沢津地区には、昔は船を持つ人がおり、祭りの時は、「ダンジリ（壇尻）」をよく積んで運んでいた。現在は船の所有者はほとんどいない。
・現在、沢津地区に漁師はおらず、マス網も使用する人もいない。蛸が殆どとれなくなり、蛸壺もあまり見なくなった。
・冬頃、ベラが砂に潜っているため、干潮時を狙ってガンジキで掻いてとる。
・昔は竹薮の竹を切り、炙って曲げた後、「スジ」と呼ばれる糸を取り付け、更に「スジ」に溶かした鉛を錘として取り付けて釣り竿にしていた。
・「宮ノ鼻」の沖にある「京ノ小島」は高浜八幡神社の所有地である。鼻と島との間には、一本道のような浅瀬があり、干潮時には歩いて島まで行くことが出来る。島に人工物はなく、話者が幼少の頃は子どもの遊び場となっていた。
・昔は仕事先へ行くための移動手段として、船が出航していた。土生丸という渡海船があり、島を西廻する便と、東廻する便があった。また、「サンパン」と呼ばれる小さな船を使って、大きな船から人を運ぶ回漕店を梅林という人が営んでいた。なお、昔は「青丸」の会社も船を出していた。

・塩作りは集会所の辺りで行われており、塩田は用いず、こしらえた釜に海水を汲み入れて一晩置き（ある程度水分を蒸発させるため）、翌日そのまま煮るという。煮詰める作業は、朝方から煮始めれば、午後３～４時位には終了する。その後は網でこして、にがりを取り除けば、塩が完成する。

（３）山について

・家で使用する燃料用に「ソクダ」を山に行って取っていた。松は地区全体にあり、10月頃に葉を落とすため、夏の間に下刈りをして、冬になると採集していた。防風林用の意味合いも持つと思われる松が高浜八幡神社の境内に植えられているが、宮司の亀山さんの敷地内であるため、他の者がそこで「ソクダ」を採ることはなかった。
・山の所有者は、山の境界にウバメガシを植えて目印にしていた。ウバメガシは、現地では「バベ」と呼んでいた。「バベ」は硬く、備長炭に加工していた。
・松茸のよく採れる場所は皆秘密にしていた。
・沢津地区の山には黄色いナバが採れた。松茸と同様に、よく採れる秘密の場所を知っている人がいた。
・昔は山切りの人が松を切り出していた。松は建築材として使用した。沢津地区の松は曲がったものはあまりなく、曲がったものは棟木などに使用していた。

（４）里について

・沢津地区の呼び方は、沢津の人は「サワヅ」、島内のそれ以外の地区の人には「ソウヅ」と呼んでいる人もいる。
・田は、昔は大体が高浜八幡神社の土地で行われていた。神社の土地で田畑を作り、その世話をした人たちが親族のみで収穫物を食べていた。
・昔は麦飯が主食となっていた。また、戦時中はアワやキビを植えていた。キビは少し米を混ぜたものを搗いて、餅のようにして食べていた。米は配給制で、上弓削地区にある山田店という場所から人数分貰っていた。米がない時は麦や芋を食べていた。
・沢津地区の南東にある「立石山」は、別名「ダンジリ山」とも言い、「ダンジリ」に使用する木を伐採していたことが由来である。ただし、沢津地区ではあまりこの名では呼ばない。
・「コミナミ」など、地区内の幾つかの場所には「山の神」が祀られており、節分の日には豆を撒くという。
・沢津地区の家は、全て願成寺の檀家であり、高浜八幡神社の氏子である。

（５）生活について

・戦時中は松を建築材として使用することが禁止されており、建築業が立ち行かなくなっていた。また、家の面積が制限されていたため、「軒（尾垂）」を家に付けることが出来なかった。

・米作りができる土地が限られているため、ヒエ、アワ、麦を作った。キビはあまり作らなかった。アワは主に戦時中に育てていた。麦は麦飯にして、キビは少量の米と混ぜて餅にして食べたという。
・戦時中は米を配給で手に入れていたが、枡を用いた計量であったため、米の量が配給ごとに異なっていた。配給者が親指を枡に入れていたり、枡の中の米を立てて量をごまかすなどしている時もあったという。
・服の買えない頃は、ミシンを使って自分で作った。朝鮮半島の米である「釜山米（プサンマイ）」を入れている袋が丈夫であるため、袋を茹でて印字を消して、服（下着）の生地にしていた。
・昔は島内で暮らしていた人同士で結婚していたが、現在は変わっている。
・青年団があり、祭りの日に所属する女性が炊き出しなどを行っていた。その他、夜回りなどを活動として行っていた。

（安田　豊）

図５－５　弓削島地名等分布図　沢津地区

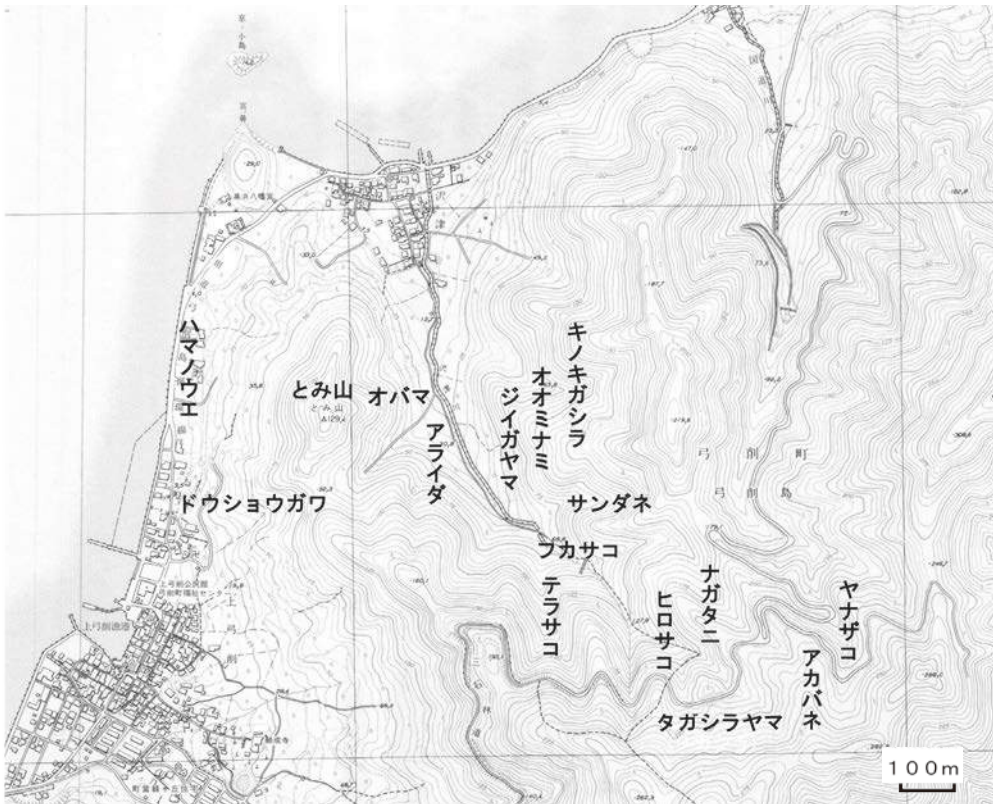

図５－６　弓削島地名等分布図　沢津・狩尾地区山間部

３．上弓削地区

調査概要

実施日：平成29年11月３日（金）

場　所：上島町老人福祉センター

話者（敬称略）

岩瀬　通房（昭和20年生、男）

出島　公司（昭和15年生、男）

豊田　喜枝（大正14年生、女）

松田　政留（昭和10年生、男）

写真５－４　聞き取り調査の様子

（１）地名について

海岸の地名

- **ジョウテイシンガイ**

上弓削地区集落北部の海岸部に付けられた地名。かつては塩田だった。浄貞新開。（写真５－５）

- **ハナワバト**

「ジョウテイシンガイ」南部に付けられた地名。

- **ヒガシノハマ**

上弓削地区集落北部の海岸部、「ジョウテイシンガイ」より南部に付けられた地名。干拓地と思われ、現在は上弓削福祉センターがある。

- **シバイトコ**

「ヒガシノハマ」の南端、現在の上弓削漁港の北端にあった石造りの堤防。

- **ガンギ**

「ヒガシノハマ」より南部、現在の上弓削漁港の東側にある地名。雁木が見られる。

- **オドリバ**

現在の上弓削漁港の南端にある地名。もとは海に面していた。

- **トヨシンガイ**

現在の上弓削漁港の西側に付けられた地名。干拓地と思われる。

- **ナガドテ**

上弓削地区集落南西部の海岸部に付けられた地名。かつては塩田だった。長土手。

- **ナガイケ**

上弓削地区集落南西部、「ナガドテ」より陸側に付けられた地名。かつては「ナガドテ」から導入される海水を入れていた。長池。

山間部の地名

- **イシヒロイ**

「ジョウテンシンガイ」東部にある、上弓削地区の菅氏宅の山側の地域を指す。かつては一軒しか家がなかったという。

- **バンヤ**

「イシヒロイ」より南東部の山の尾根に付けられた地名。

- **バンヤノタニ**

「バンヤ」より南部にある谷（迫）に付けられた地名。

- **セドノウエ**

「ヒガシノハマ」より東部、「バンヤノタニ」より南部にある地名。

- **マルヤマ**

「セドノウエ」南部に付けられた地名。現在も山の手入れがされており、畑作も行われている。丸山。

- **ヤゲン**

上弓削地区集落南部の山に付けられた地名。

- **マヤマイケ**

上弓削地区集落南部の山にあるため池に付けられた地名。そこより集落へ向かい、間山川が流れる。

- **マヤマノタニ**

上弓削地区集落南部の山にあるため池がある谷に付けられた地名。間山の谷。

- **セベットウ**

願成寺南東部にある、立石山の尾根の西端部に付けられた地名。

- **カミノウエ**

願成寺の東部にある、立石山の尾根の一部に付けられた地名。「セベットウ」の北部にある。

- **ハゲヤマ（ヤクニンヤマ）**

「セベットウ」に面した山に付けられた地名。

- **イシヅチ**

「セベットウ」の東部、三石林道の内、大きく東部に曲がった場所に付けられた地名。

- **ガカラサン**

「イシヅチ」より南西部、三石林道の内、大きく西部に曲がった場所に付けられた地名。

- **ウワイケ**

上弓削集落の南東の端部、「ハゲヤマ（ヤクニンヤマ）」の麓にあるため池。そこより集落へ向かい柳川が流れる。

- **サヤントウ（サヤントウゲ）**

「ウワイケ」より東部、三石林道の始点にあたる峠道周辺に付けられた地名。

里の地名

- **ドウショウガワ**

  上弓削地区内の番屋へ行く道を指す地名。土庄川。

- **テラダ**

  「マヤマノタニ」より北部、上弓削地区集落の中心部を流れる柳川に面する場所に付けられた地名。

- **ダイジョウボウ**

  願成寺へと続く寺道の北の丘陵にあった寺の跡地。

- **ホンチ**

  願成寺の北部に存在した土地。本地。

- **シンイケ**

  願成寺の南隣にかつて存在した池。現在は埋め立てられている。

- **イマデ**

  上弓削地区の南西部にある、海岸部の集落を指す。

（２）海について

・戦中から戦後にかけて、皿に海水を入れ、それを天日干しにして塩を作った。
・生名島には流下式塩田があった。
・戦中、学校の運動場を耕すと、塩田の痕跡と思われる黒い土が出土した。
・漁港は農林水産省から補助金を受けている。
・漁業権を持っている人物は地区内にいるが、現在生業として漁業を行っている人物はいない。
・個人で海産物を獲ることはある。周辺の海からはイギス・天草・オゴ・海苔・アサリ・牡蠣・シジミ等が獲れる。
・漁礁は数年に一度の間隔で作られているが、漁師以外の人物に場所を教えることはない。かつてはバスを沈めており、現在はコンクリート製の魚用のアパートを沈めている。

（３）山について

・上弓削地区と沢津地区の間に立つ「とみ山」の頂上には石垣があるという。
・山では松茸がよく採れた。また、松葉や薪を集めて、風呂焚きや炊飯を行っていた。そのため、山は自然と手入れをされた状態となり、綺麗だったという。

写真５－５　上弓削地区の塩田跡（平成29年11月撮影）

（４）里について

・かつて願成寺へと続く寺道には、遊郭があり、昭和32年に売春防止法が制定されるまでは営業していたという。
・因島の家老渡のあたりには、かつて遊郭があった。また近隣の地域では、「オジョロウブネ」と呼ばれる渡し船が運航していた。
・弓削島内では、昔は上弓削・沢津・久司浦地区との間には、現在より交流があった。反面、下弓削地区とはかつてはあまり交流が無かった。
・上弓削地区の住民は、願成寺（真言宗）の門徒が多い。
・「百貫島」は他の場所に比べて海が深い。かつては艪の付いた手漕ぎの船で島まで行っていた。櫂も使用するが、操作が難しい。帆も使うことは出来るが、良い風が吹くとは限らないため、皆、帆を上げて漕いでいた。百貫島の燈台で働いていた人の息子が存命である。
・井戸の隅には「水神さん」を祀っている。
・字「瀬別當」の別當とは、大事な要職の代理人のことをいう。
・「くじ」地名には法則があり、家（里）から最も遠い場所を「づけくじ」、それより家に近い場所を「二番くじ」、最も近い場所を「一番くじ」若しくは「本地」と呼ぶ。但し、上弓削地区では普段は「くじ」地名を呼ぶことはないという。
・地区内には屋号を持つ家もある。今調査では「デジマヤ」「イヅツヤ」「ミヤジ」「アミヤ」「シンガイ」「カンジンマル」「エビスヤ」「ダイクヤ」が確認できた。また、願成寺の墓地の内、古い墓には屋号が刻まれているという。

（５）生活について

・「シバイトコ」には長方丸という渡海船が着き、久司浦地区を経由して因島へ渡り、最終的には広島県の尾道まで行っていた。
・かつて地区には青年団があった。女子青年団もあり、薙刀を教えていたという。
・かつて郵便船があり、その中には専用の部屋があり、郵便物の出し入れをしていた。
・かつて因島の箱崎地区の漁師が松葉を買いに上弓削地区に来ていた。物々交換の時もあった。買いに来る際は船ごと持って来ていた。
・かつて箱崎地区の住民の中には、「家船（やぶね）」と呼ばれる船で生活している人たちもいた。
・地区内の大庄屋の家には、かつて古文書や槍などがあった。
・田地は潮の導入により、良し悪しがあった。寺の所有する田地（寺田）が最適であり、田植えの季節になると寺田に行き、皆で耕した。他の田地は個人が所有している。
・お宮の所有する畑地は小作人に頼んで耕作していた。
・かつては、日立造船の運航する船に便乗して広島県の高等学校に通っていた。但し、船は朝７時出航であり、帰りの便も一度しかなかったという。また、便乗させていただいているお礼として、お盆の時などに煙草などを贈っていたという。
・地区内では牛飼いの家は数える程であり、農家は農繁期にだけ別の場所から牛を借りていた。牛飼いの家は他の家には牛を貸さなかったという。
・馬喰さんが地区に来て牛の売買などを行っていた。
・牛はフンを堆肥にするなどの使用をした。田に入れて鋤くなどの使用はしなかった。
・「ベエノコ（牛の子ども）」を大きくなるまで育て、馬喰さんに売ることはしていた。育てた牛を食べることはなかった。
・地区内の家ではウサギやニワトリを飼い、食べていた。

（安田　豊）

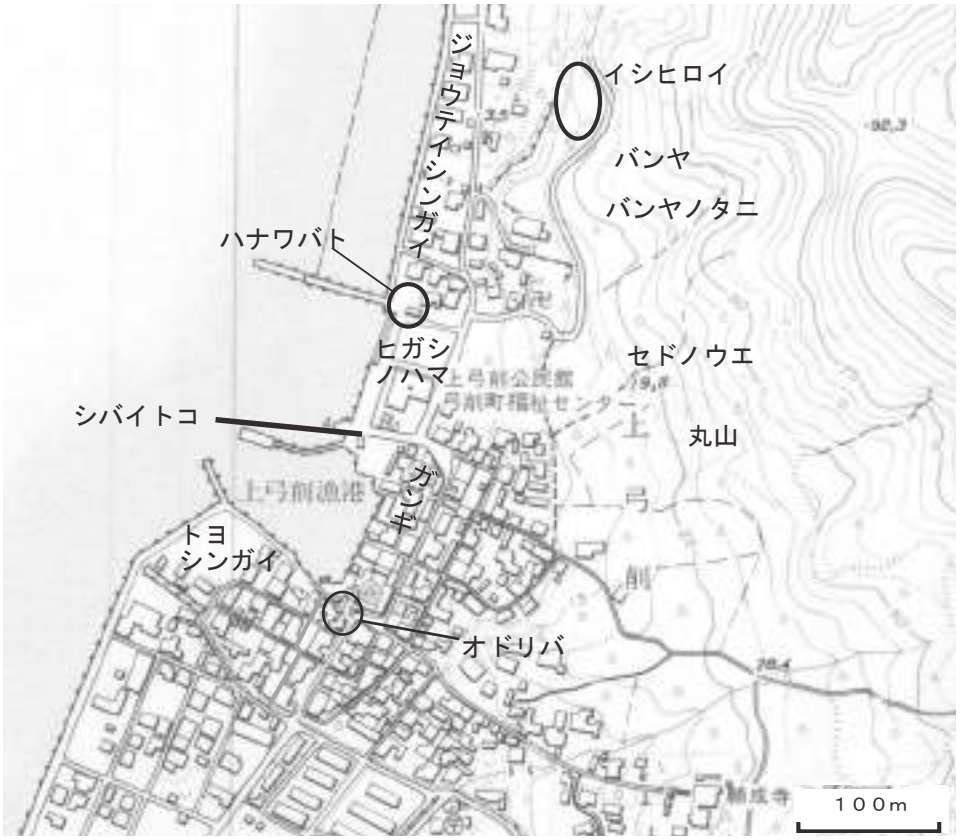

図５－７　弓削島地名等分布図　上弓削地区１

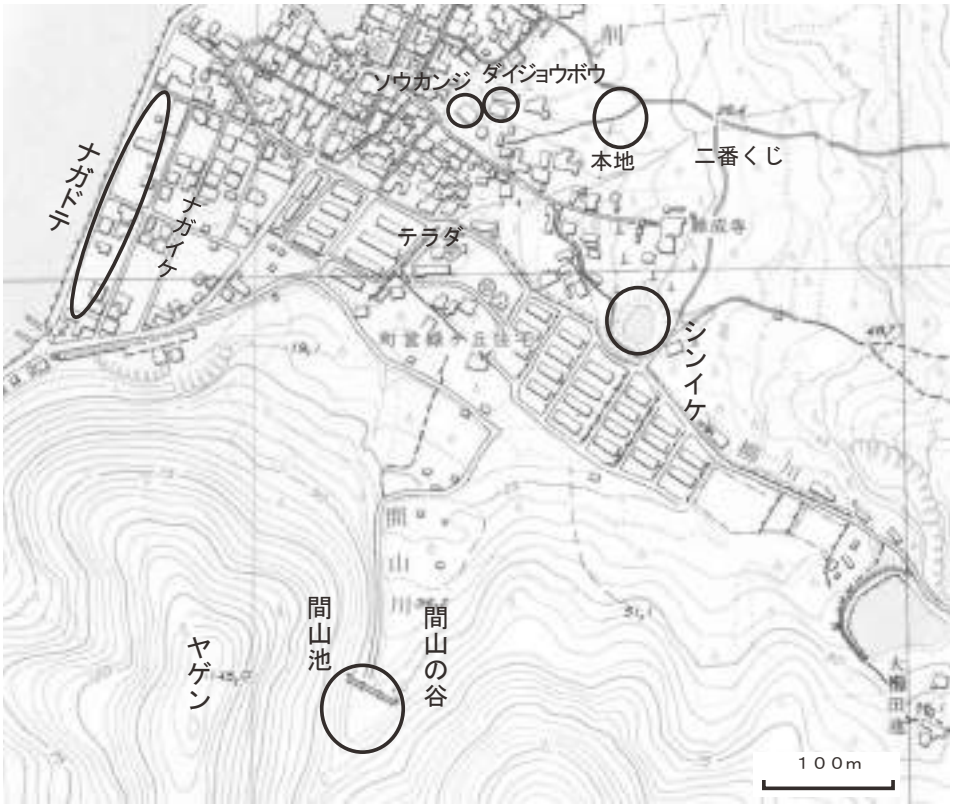

図５－８　弓削島地名等分布図　上弓削地区２

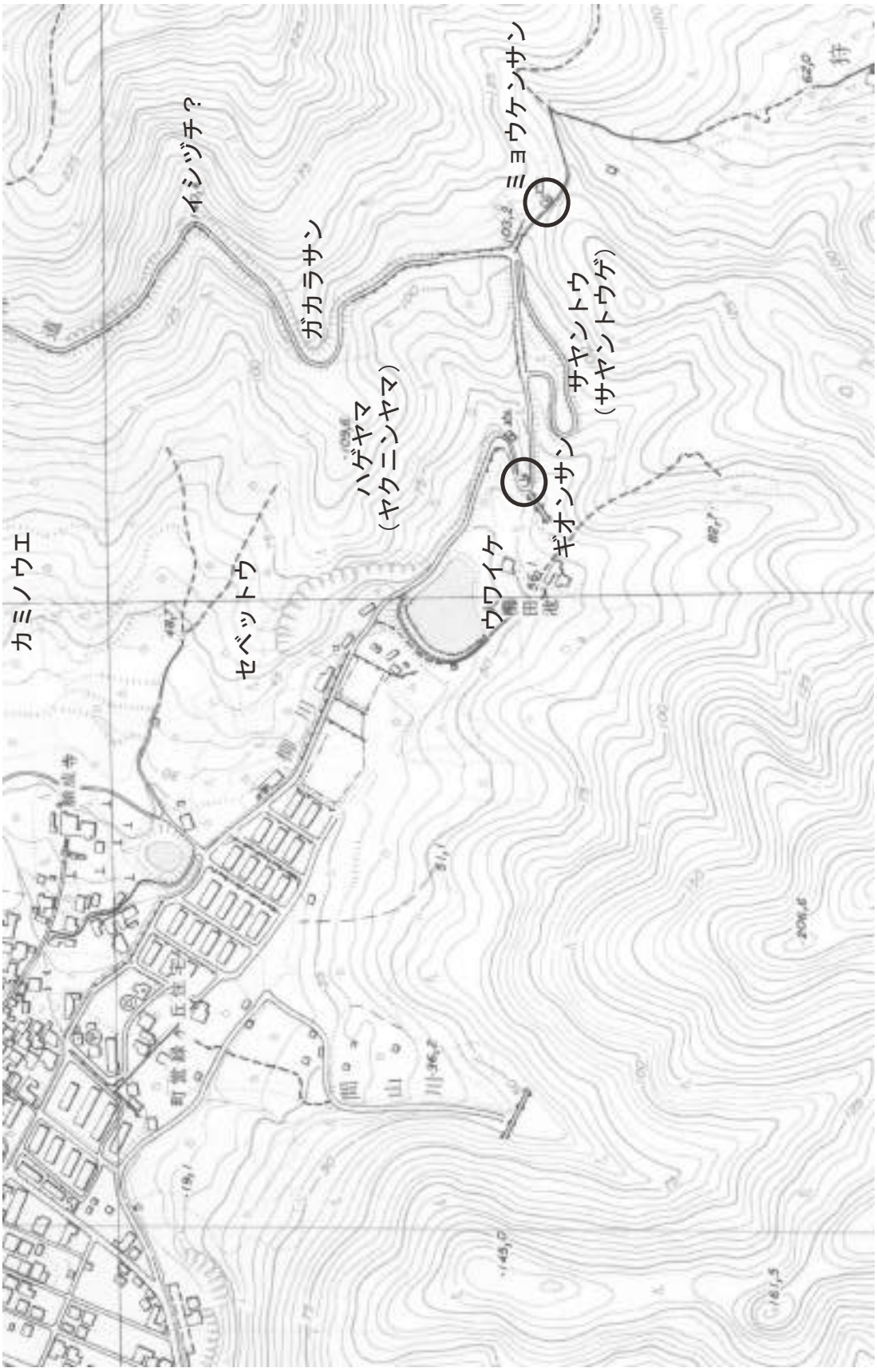

図５－９　弓削島地名等分布図　上弓削地区３

４．引野地区

第１回聞き取り調査

調査概要

実施日：平成30年３月12日（月）

場　所：引野集会所

話者（敬称略）

小澤　　宏次（昭和17年生、男）

越智　　征夫（昭和19年生、男）

毎木　　正博（昭和23年生、男）

佐野　　竹子（昭和５年生、女）

渡部　　文雄（大正15年生、男）

渡部　扶美子（昭和３年生、女）

写真５－６　聞き取り調査の様子

（１）地名について

● **シオハマ（塩浜）**

『下串村検地帳』（寛永13年）に記載がある。話者の方の推定では、「小学校あたりの塩田」である。

● **グンカンイシ（軍艦石）**

「引野のすぐ下」の海にある石。名称の由来は分からないが、岩が２段に重なっており、「上が台形」に近い特徴的な形をしている。岩の上は子どもが２、３人立てる広さがあった。子どもの遊び場で、泳ぎ疲れた時にこの岩の上で一休みすることができた。岩の下では今でも冬場は自由にサザエやナマコが獲れる。

● **イセヤマ（伊勢山）／マンジュウヤマ**

イセヤマは畑として利用されていたが、こどもの遊び場でもあった。「マンジュウヤマ」は、「子どもらが呼びよった」地名でイセヤマの比較的新しい別名である。昭和53年に、弓削小学校が文部省の体力づくり推進校の指定を受け、昭和52年にイセヤマにアスレチックコースを作ったのを機会に、「マンジュウヤマ」という愛称ができたとのことだった。現在もトリムコースが残っている。

● **イシヤマ（石山）**

石灰山。「森久」という会社が石灰を掘削していたと記憶しておられる話者の方が多かった。採掘した石灰は、索道とトロッコを使って引野と明神に石灰を運び、海上輸送していた。

● **テラヤマ（寺山）**

明治９年の『畝順帳』では松林になっており、現在も松の木が一部残っている。話者の記憶で

は戦後山頂まで芋（サツマイモ）畑だったものが、麦やミカン畑に移り変わっていったという。

● **ウヤマ（宇山）**

テラヤマと同様に芋畑から麦・ミカン畑に転作している。現在、利用されることが少なく人が立ち入らなくなったため頂上が「荒れている」という証言があった。

● **フルホウサン（古法皇山）**

「フルホウサンはとれるもんがない」という証言もあったが、実際には集落の日常生活で使用する範囲内での採集活動は行われていたようだ。現在は利用されておらず、昔山に行っていた話者も、「今は全然入れんです。」と言われていた。

● **イノコガワ（亥の子川）**

引野川のこと。２級河川に指定され「結構大きい川」だが、「水が流れていない方が年中通して多いんじゃないかと思う」。そのため農業用水には用いられていない。

● **ヒキノイケ（引野池）／イケ（池）**

引野にある唯一のため池で、農業用水として使用されていたが、現在は一部埋め立てられている。この池とは別に「今でも湧いている」「池」があったという証言もあった。

● **アブロウス**

『下串村検地帳』（寛永13年）に記載がある。「油が取れる」「松葉を採りに行った」と記憶している話者もいた。

● **ミズノモト**

『下串村検地帳』（寛永13年）に記載がある。「ナバが採れる」との証言があった。

● **オオバン**

『下串村検地帳』（寛永13年）に記載がある。話者は「経塚のこと」と説明していた。

● **ベンテンサン（弁天さん）**

弁財天を祀っている祠とその周辺。

（２）海について

引野には漁業に専従している住民はいなかった。「船（を）もっている人はいない。」との証言もあったが、実際には個人の移動手段として小型の船を所有する住民はいたようだ。船に乗って沖で一本釣りをする住人もいるが、趣味の範囲で行っており生計のためではないとのことだった。

毎木：船（を持っている住人）はおりますね。今は少ないけど、前は結構。漁するためじゃなくあっちこっち行くために。

昔は、「艣の渡し」で家老渡まで個人で渡船業を営む住人がいた。艣を使っていたのは60年くらい前までで、その後は機械船に替わったという。艣の船は、潮の満ち引きに関係なく使用できた。進行方向と潮の流れが逆でも進むことができた。その頃の人は艣を使って左右の方向にも自由に移動することもでき、練習すれば、「一回転させる」こともできるようになった。

櫂は「機帆船についている小型の船（ボート）」では使用していたが、引野には機帆船そのもの

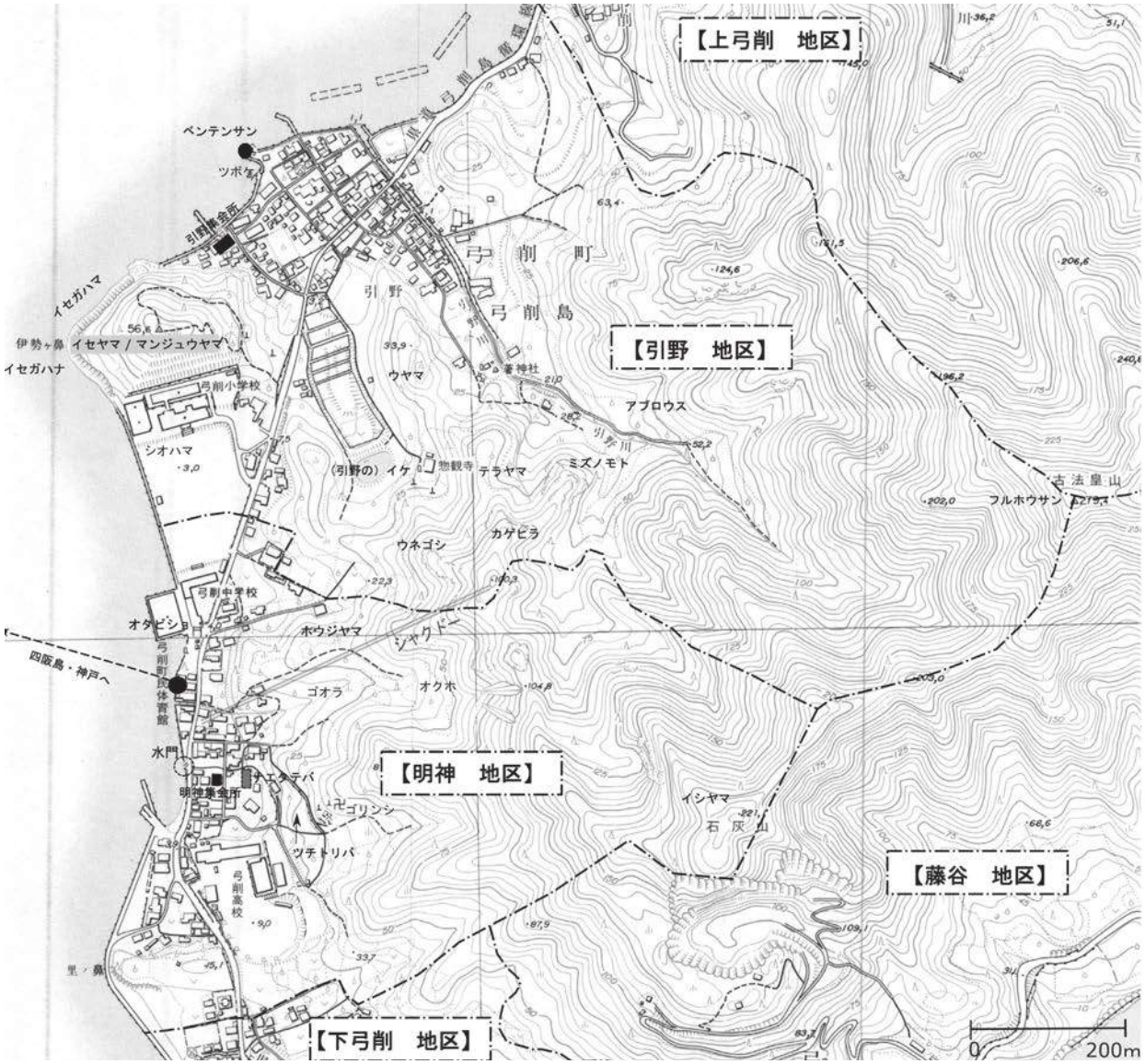

図５－10　引野地区と明神地区の地名

もなく住民はほとんど櫂を使っていなかった。「ハの字かいて」操作するので、櫂の操作は「艪より難しい」との証言もあった。

（3）山と里について

①土地利用

集落に近い山は畑に、谷や集落から遠い山は採集に、イシヤマは採石に利用されていた。本格的な狩猟は行われていなかった。山は民有地だった。燃料として薪を使用していた時代は、山を所有していない住民は山を所有している住民から生活に必要な薪を購入していた。

毎木：山持は自分の山に（薪を）取りに行きよったんじゃないですか。私らは何もないから買う

方ですから。
昔はどこも山の上まで畑だった。弓削中全部そうなんじゃないかな。
私らが高校の時ぐらい（昭和30年代頃）に、みかんで大学に行かしたと役場の人が言っていた。それぐらいみかんの収入が良かった時があった。

②山と海

集落の住民は、決められた「山日」に限り、他人の持山にも自由に入ってソクダを採って持ち帰ることができた。引き潮の時には、他所から漁船が来て、引野の住民からソクダを購入して浜で船底の手入れをしていた。

毎木：引野の方では山日いうのがあった。しょっちゅう山には行けなかった。人の山だから。だから山日いうて月に何回か日を決めていた。
（ソクダは）とんがった棒で両方差して担いで帰る。
さすで物を担ぐみたいに、両方がとんがっているので、ソクダを重ねたら崩れないんです。それを前後ろに積んで運ぶ。
山が荒れてない時、漁船が来てソクダを燃やして底の貝を殺したりしよった。
採ってきたものを（他所の）漁師さんが船を沖から上げてその下でソクダを燃やしていた。

③古法皇山

古法皇山の谷に、採集に出かけた記憶のある話者の方がおられた。

毎木：昔は、ソクダとか花切りに上まであがりよった。仏花かな。松茸なんかも採ったことありますよ。
長芋（自然薯）が採れよったんよ。
お父さんと竹も切りに行きよった。女子（おなご）竹いうて。

④松茸

昔は、引野でもよく松茸が採れていた。松茸が出るところを「アジロ」と呼ぶ。アジロの場所は、「自力で、勘とあれで」わかるものだった。

毎木：それはその人しか知らない。身内には亡くなる前に言うとるかもしれんけど。私が採ったところはだいぶあるんじゃけど。地面が盛り上がって割れ目のとこ採りよったけん。

（４）思い出について

①海の遊び

「先輩が放り投げる」から「バタバタ泳ぐ」、「船をひっくりかえして遊ぶ」というふうに、昔は子ども同士の遊びの中で海を学び、小学校に入る前には艪を使えるようになっていた。

毎木：小まい時、そこ（グンカンイシ）まで行って満潮でも立ってたら顔が出よった。

②山の遊び

小澤：昔，ハゲ山で尻にソクダみたいなものを敷いて、山からダーと滑って遊んだりしよった。

③キジ追い

山で少年団（小学校高学年から中学校までの学童や生徒）が二手に分かれてキジ追いをした。一方のグループが「ワーと行って（追いかけると、キジが）飛んで逃げる方向は分かるので」その方向にもうひとつのグループが行って待ち伏せして、これをキジが疲れるまで繰り返していた。疲れたキジが動けなくなったところで捕まえた。そのキジ肉はどうしたのか話者の記憶も曖昧だったが、肉を分けて食べていたらしかった。

④「ツングリ」（松ぼっくり）

ドンゴロスに集めて売り、「それを少年団の活動費にしよった。」

⑤亥の子の行事

毎木：11月頃じゃったから、菊作っとったり南天作っとったりした家に頭下げてもらいに行って、それを飾ったりしていた。それから家を回ってお金を貰ったり物を貰ったりしていた。行った子どもらは皆で山分けしていた。

⑥松茸

毎木：昔役場の仕事しよって、終わった後、夕方ぐらいに行って２、３個採ってきよった。

小澤：私は中学校が済んで、夕方走って行きよった。それで自分が見つけているところを採りに行きよった。（走っていく理由は、）日が暮れると暗くて怖いけんね。

毎木：小学生が山に遠足に行って、結構子どもらがマッタケ採ってきよった。笠を開いとるやつは誰が見てもわかる。30年前の子どもは山に行きよったろ。

（江藤千晴）

第２回聞き取り調査

調査概要

実施日：平成30年６月13日（水）

場　所：引野西集会所

話者（敬称略）

尾上　守（昭和８年生、男）

写真５－７　聞き取り調査の様子

引野３組について

引野３組は引野地区の小地区である。明治９年の『畝順帳』（地籍図）を見ると、引野３組の浜（伊勢山の北側）と現弓削小学校（伊勢山の南側）の地目は塩田である。これらは近世から存続した可能性が高く、庄園時代の塩田を考察する上で重要な場所である。

（１）地名について（小字ごとに表記）

○参考までに平成19年の早稲田大学地名調査の成果〔海老澤編2007〕を併記する。

○今回新規検出した地名に＊印を付す。

○地名についての説明は（２）～（13）に記載する。

丸山（マルヤマ）

- **トウダ**
- **イマデ**

引野（ヒキノ）

- **ハマ**
- **ヒキノノミナト＊**
- **ツボキ**
- **ツボケ＊**

伊勢山（イセヤマ）

- **マンジュウヤマ**
- **シオトリノミズヒキ＊**

浜の上

- **セイリンノイソ**

  早稲田大学調査報告書の地図では小字伊勢山の領域に地名を記載。

- **ハトヤマ**

  場所不明。マツバ取りの場所。

山之神（ヤマノカミ）

- **ジュウニンヤマ＊**
- **オオタニグチ＊**

お宮の奥、古法皇山の根元。ジュウニンヤマの入り口。

宇山（ウヤマ）

- **タテコウジミチ**
- **亥の子川**
- **テラミチ**
- **オカジョウ**
- **テラバタ**
- **ソウダ**
- **ソウタノハタケ＊**
- **テラヤマ**

早稲田大学調査報告書の地図では小字宇山の領域に地名が書かれているが、報告書本文では小字石原の内となっている。

経塚（キョウヅカ）

- **ミヤタ**
- **テラダ**
- **ナエダ**
- **マエダ**
- **キョウヅカヤマ**
- **オオバン**
- **オオバンゴシ＊**
- **ウネコシ＊**

検地帳記載地名。オオバンゴシと同一場所かもしれないとのこと。未確定だが念のため記載する。

石原（イシハラ）

- **ミズノモト**

五六木（ゴローギ）

- **畑山＊**

場所不明

- **アケビ＊**

  検地帳記載地名。話者尾上氏は聞いたことがあるが場所不明。

- **ジュットヤマ**
- **ウエヤマ**

寛永13年『下串村検地帳』の地名について

引野地区付近と思われる検地帳の地名をお尋ねした。

しょうのたを、かりやとこ、そけ松、うね越（こし）、うへ山、まつさき、前た、神田（じんでん）、田中、大はんノ下、まつは、京塚、こんノかミ、しもがいち、いのこ市、いせがさき、あけび　小引野（おひきの）

尾上さんはほとんど分からないといった様子。これらの地名は明神の方の畑ではという印象を持ったという。90歳（大正生まれ）くらいの人であれば分かるだろうが、自分（昭和８年生まれ）では分からないとのことだった。

・「しょうのたを」・・・お宮の上はソウタノハタケという。丸山の田のことではないか。
・「水ノモト」と「あぶろうす」・・・右が「水ノモト」、川が分かれてこちらが「あぶろうす」。
・「京塚」と「あけび」・・・・聞いたことがあるが場所は分からない。
・「うね越」と「大はんノ下」・・・引野と明神の境の山越えの畑の辺りではないか。その辺りをみなオオバンゴシと言っていた。あの辺りが「うね越」では。そうではないかなと思うだけではっきりとは分からない。公営住宅の裏の池の脇を通る細い道を行き、ちょっと高くなったところを明神へ越える。県道がない時代に明神へ行く道。そこをオオバン、オオバンゴシと言っていた。

（２）海について①　旧塩田施設

明治９年の『畝順帳』（地籍図）を見ると、伊勢山の北側（３組の浜）と南側（現弓削小学校）の地目は塩田となっている。この２か所は近世から存続した塩田の可能性がある。20年後の明治30～32年の迅速図を見ると、北側（３組の浜）は存続し、南側（現弓削小学校）の塩田は消えている。３組の塩田の方が長く経営していたようだ〔松永2002〕。

昭和８年生まれの尾上さんは、かつて集会所周辺にツボケと呼ばれる小さな港があったことを記憶している。一般的に「つぼけ」とは土に掘った貯蔵穴やくぼみのある容器のことを指す（日本国語大事典）。尾上さんは話の中でツボケを「溜池」「くぼみ」と形容された。このことはこの港が周囲の土地よりもくぼんだ形をしていたことを想起させる。前述の明治30～32年迅速図には、３組の海岸線にはかすかに窪みがみられる。これがツボケであろうか。ちなみに早稲田大学の調査ではツボケとほぼ同じ場所を「ツボキ」という地名で聞き取っている。ツボキは「壺置」の転訛で、製

塩の潮水を取るための壺が置かれた場所だったという（海浜に壺を置き干満の差を利用して壺に海水を入れる仕組み）〔海老澤編2007〕。日比地区には小字坪木（ツボキ）があるが元禄２年『下弓削村検地帳』には「ひゝつほけ」の記載がある。ツボキとツボケは同義であろう。

尾上さんはツボケの陸側の畑はかつて塩田だったことを上の世代から聞いている。また、畑（旧塩田）の脇には小さな溝があり、海へ注いでいた。この溝はシオトリノミズヒキと呼んだ。シオトリとはお汐井取りのような海水・塩分を含む砂を取る行為でもあり、大三島の方では新田の排水路を指す（日本方言辞典）。ミズヒキとは川などから引水することや水番を指す（日本国語大辞典）。シオトリノミズヒキとは潮の満ち引きを利用して溝に遡上する潮水を塩田に入れ込む水路として用いられ、塩田が畑へ切り替わった際には排水処理に用いられたのだろうか。詳しくは不明である。

ツボケは護岸工事によって姿を消し、シオトリノミズヒキ（溝）は暗渠となって道路へ姿を変えた。旧塩田の畑も部分的に宅地となった。現在の景観には塩田施設の要素を見出すことができないが、畑の土を深く掘ると塩田特有の黒い土が現れるという。

シオトリノミズヒキと旧塩田（図５－11参照）

図５－11　旧塩田の概略図

写真５－８　旧シオトリノミズヒキ（点線内）

集会所の辺りはシオトリノミズヒキと呼ぶ小さい水路があった。小さいといっても、それなりに幅のある溝。舗装して道路にして車が出入りできるようになった。塩田のシオを取るための水路。そこの田んぼが塩浜だったらしいです。わたしは知らんけど。今、そこの畑から今住宅が立っとるくらいまでは昔は塩浜じゃったらしいです。わたしらが知ってからは畑。もう塩田はつぶれてましたから。今、道になっとるところが水路。梅雨時分、オーバーフローした池の水が流れてきていた。大潮になると井戸がある辺り（県道から３組に入る入り口の角）まで潮が上がってきた。

ツボケと呼ばれた港　（図５－12参照）

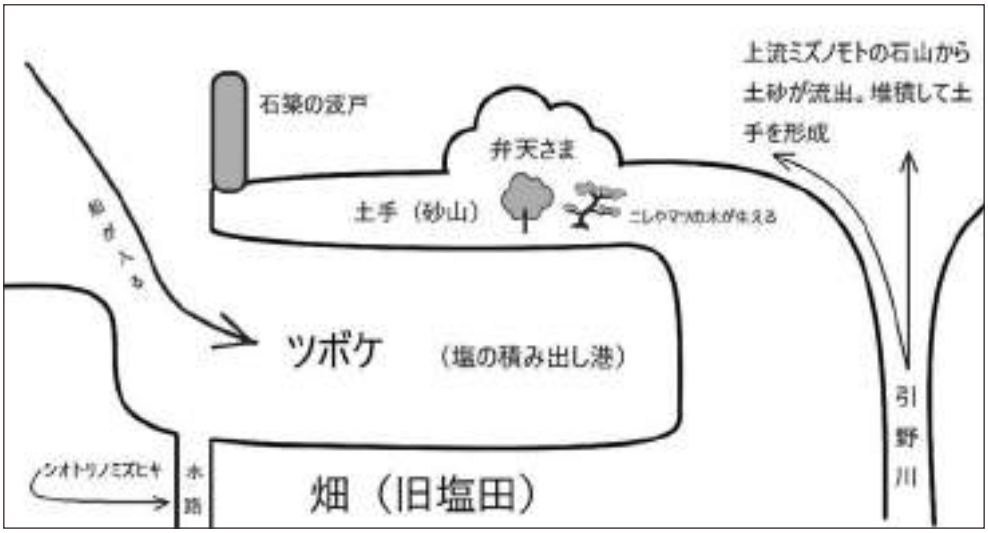

図５－12　ツボケの概略図（尾上氏のスケッチを基に作成）

ここのところ（地図を示し）が、昔溜池のようになっているところ。そこの道から集会所裏側から、毎木さんの住宅があるところ、溜池というか、海の水が来ていました。大きな船が入るようなくぼみがあったです。話を聞くのには、昔はここに塩を積みに船が入って来たっていうことで。わたしらの頃は塩の積荷とかの船は入ってきていません。石灰工場がすぐそこにあるので船の荷役をしていました。子どものころはツボケ、ツボケいうてました。10トンくらいの船は入っていた。10トンというと、昔上村さんが運んでいた肥船くらいの大きさ。

台風のときはくぼみになっているから船を寄せて。石を積んだり砂積んだりするような船が、５・６杯（＝隻）。今じゃったら小さいんじゃろうけど、昔は大きいと思うわね。弓削丸くらい、海上タクシー、あれくらいの大きさの船でしょう。避難していた船はここの船も１杯あったが、大

阪、宮窪、あっちの方の船ではないか。ツボケは風よけに良かったのもあるんですが、塩浜をしとった時に船を繋ぐために作ってあって、（水深が）深かったです。じゃけえ子どもはここで泳ぎよったです。ツボケと畑（旧塩田）の仕切りはなかった。

それを埋めたのがいつだったかな・・・（考えながら）。あれは、台風のときかなんかでべったり浸かってしまって。それで護岸のかさ上げするときに、沖で護岸して、溜池を潰してしもうた。塩田を見たことはない。今でもそこの大きな畑を深く掘ったら塩田の跡の黒い硬い層が出ます。

ツボケと砂浜（図５－12参照）

昔はここは全部砂浜。砂浜があって、その向こうにツボケがあって。砂でこう、こっち側に砂浜、こっち側に砂浜。ここから船が出入りるする穴（＝ツボケ）があって。子どもがここで遊んでました。潮が引いてしまえば乾いていましたけど、ここは。（ツボケの見取り図をかきながら）弁天さんが・・・。ああ、そうじゃ。昔はこっちが切れていて。昔は、波止（はと）言うて、あったんです。砂止めの波止（石積）がね。で、こっちが砂浜。ここがツボケ。

引野川の土砂が堆積した土手（図５－12参照）

昔はミズノモトいうところの上に石切り場があったんです。石山で石取るのに土を山から流してました。昔は山がずったら（崩れたら）石が取れないから土を捨てよった。雨が降るたびに川から土が流れてきて、砂になってここにたまって、砂浜がでけとった、ここ。べったり、砂がね。この川は砂で山になっとった。マツの木生えたり、ニレの木生えたりして、土手がでけてました。昔は砂浜ばっかりじゃったです。ここは。今はこれでけて、砂がこっち流れてしもうて、こっちに砂がなくなった。砂は流れてこんわ、こんなもん作るから、砂が逃げてしまって。今はもうどことも砂がなくなっとる。

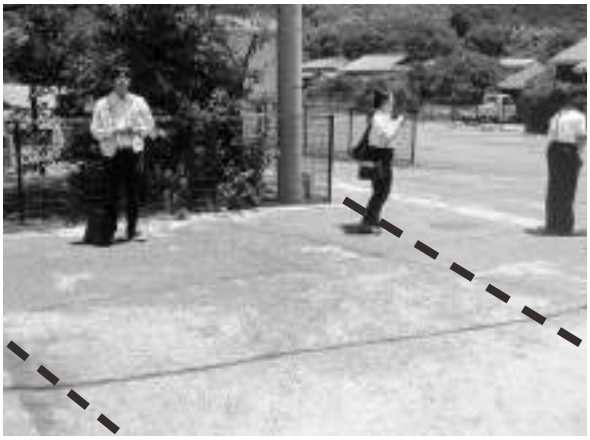

写真５－９　旧ツボケの土手（点線内）

弁天（図５－12参照）

ここ（砂の土手の付け根あたり）は弁天さん。弁財天を祀っています。今でも、宮島さんの因島が花火あげるときにはそこでお祀りします。お坊さんが来て拝んで、お茶飲んで。２、３人がお経をあげます。お坊さんは引野の惣観寺です。昔は子どもが派手に火を焚いたりお接待をしたり、よく集まっていました。今は途絶えている。

（３）海について②　水害、地すべり

昔はガアラ（シオトリノミズヒキのこと）の方がけっこう広くて脇に道がついとったです。潮はここの入り口の井戸まで上がっていった。それがあるから、いつも床下浸水ばかり。そして護岸。ドロ運んで埋めてトキ（何かは不明）をつくって。で、そこへ教員住宅を建てて。昔は普通の人らも２、３軒入っとった。木造住宅を壊して教員住宅。また建て直して、新しい教員住宅。

このあたりは台風が来たら床下浸水が多かった。「潮が来るどー」というときは、道に出ると小さい子どもの腰くらい、大人のスネくらいまでの高さの潮が来た。台風の時は畳を上げるくらいでほかはどうしようもない。この辺り（集会所近辺）はベッタリ浸かった。護岸は２度やりかえた。最初の工事では少し砂浜を残していたが、２度目の工事では（防波堤に）砂浜がもぐりこみ無くなって。昔はだいぶ難儀した。

伊勢山がずることはなかったが、端っこはずる。山留工事をしています。ずれば部落のひとたちが出て除けました。このあいだそこへ上あがるところ、ダケが崩れそうなので町が治してくれて、津波が来た時に逃げるための階段を作ってくれた。団地のところへ上がるように、避難路になっています。こっちの方はお宮（著神社）へ上がるように。２組に分かれて逃げるようになっています。

（４）海について③　漁師

終戦後、手釣りで魚をとり生活する人が１、２人いたが網を持つような専業の漁師はいなかった。

（５）海について④　家老渡（カロウト）へ渡船

・昔は引野から因島まで船が渡っていた。３組のひとが二人船頭さん。一日交代で因島へ、ミサキの弁天島の家老渡へ渡船。手押しの艪。昔は県道として通っていましたから県営だったのでは。免状を持っていた。有料。10分か、風吹いとったら15分で渡った。けっこうあの時分の人、よう（艪を）押していましたものね。
・船の出る時間は決まっていない。必要に応じて出る。カロウトにも船頭さんがいて両方の港に待機。一人でも渡りたい人がいれば出す。人を降ろせば船がカラでも対岸へ戻る。
・雨の日は、カッパを持っていないからワラで編んだ蓑を積んでいました。船頭さんは蓑着て押して行った。客にもかぶらせたがあまり雨の日は渡らなかった。家老渡には土生丸（はぶまる）という尾道行の船が着く。それへ乗る人がいれば朝早うでも船を出していた。ここの地区の船頭さんが亡くなった後、安井さんがやるようになった。安井さんは「しんどいから」ということで機械船。もう一人の船頭さんも止め安井さんが一人で毎日やっていました。
・尾道から終便で家老渡に土生丸が着くと、連絡してこっちから船が迎えに行ったり、向こう（家老渡）の船頭さんが連れて来たり。朝の５時くらいに一便が出るので朝早く押して行ってましたね。

（６）海について⑤　港：出兵の見送り場所

３組では出征して７人が戦死。父は年だったので行っていません。見送り場所は下弓削の梅林回漕店のところ。そこまでみんな学校から旗を持って見送りをした。回漕店というのは大きな船につける小さい船を扱う店。護岸へ子どもが二列も三列も行列して見送り。護岸は荷を揚げられるような幅広の階段。小さい船に兵隊さんを乗せて、艪押して、沖の大きい定期船まで連れていくでしょう。定期船が去ぬるまで見送った。上弓削でも下弓削でも学校から全部見送りに行きましたね。あの時分は。（出兵が）多いときは、二日たったらまた行くようなときもあった。一日おきくらいには行きよった。それから、もう、兵隊に行くような人がおらなくなったのか、終戦前には見送りもしなくなった。

御代島丸・福盛丸・鷹島丸

昔、あの時分はフクセイ丸いうんとタカシマ丸とかいう船が尾道から今治まで通うてました。ミヨシマ丸は新居浜まで行っていました。兵隊さんが松山に行く時はミヨシマ丸に乗ったり。どこの駐屯地に行くのかによって船が違う。見送るん言うても、あの頃、フクセイ丸の出発は朝９時半ごろでしたか。午後２時半に尾道行きが帰ってくる。で、タカシマ丸は朝８時半ごろに出て午後３時ごろに帰ってくる。尾道まで去ぬるのに。今治行くのがひと便と、尾道行くのがひと便と。ミヨシマ丸は大きな蒸気エンジンの船。子どもの時分にみたら、大きな船。石炭炊いて煙真っ黒に吹きながら来た。朝10時に出て午後２時半に帰ってきた。

（７）海について⑥　肥船のこと

みんな畑やらんようになって肥を使わなくなってから、松山さんに処理してもらうようになった。船に肥を積み、佐島や豊島のずっと沖の方で流す。松山さんの権利を買うたのが上村さん。現在の汚水処理場ができるまでしていた。車で回って肥を集めて、10トンほどの肥船で生名島の処理場へ運んだ。上村さんも松山さんも梅林回漕店のあたりから船を出していた。

（８）山について①　オオタニグチのジュウニンヤマ

昔は松がたくさんあった。今は松くい虫にやられて雑草のような木が生えてきている。引野３組で山を持っていたのは１軒か２軒だけ。ひとところ、10人くらいの組で、古法皇山（ふるほうさん）のふもとに共同山があった（ジュウニンヤマという言い方をしたようだ）。地区から離れた場所。地名はオオタニグチとか言った覚えがある。山の登りかけのところ、近くにアブロウスとか何とかいう所があった。共同山の広さは３反か４反ほど。自分の山のところでは平日でも拾えたが、日曜日に東の人と相談してなんぼかのお金を払って拾わせてもらったらしい。３組のものは２人くらいずつ順番に取りに行った。

ジュウニンヤマの代表者は川中さん。川中さんの名前で登記されているらしい。引野にはようけ分けてある田んぼがあったが、川中さんはそこの田をひとつ持っていた。現在は他県へ転出。

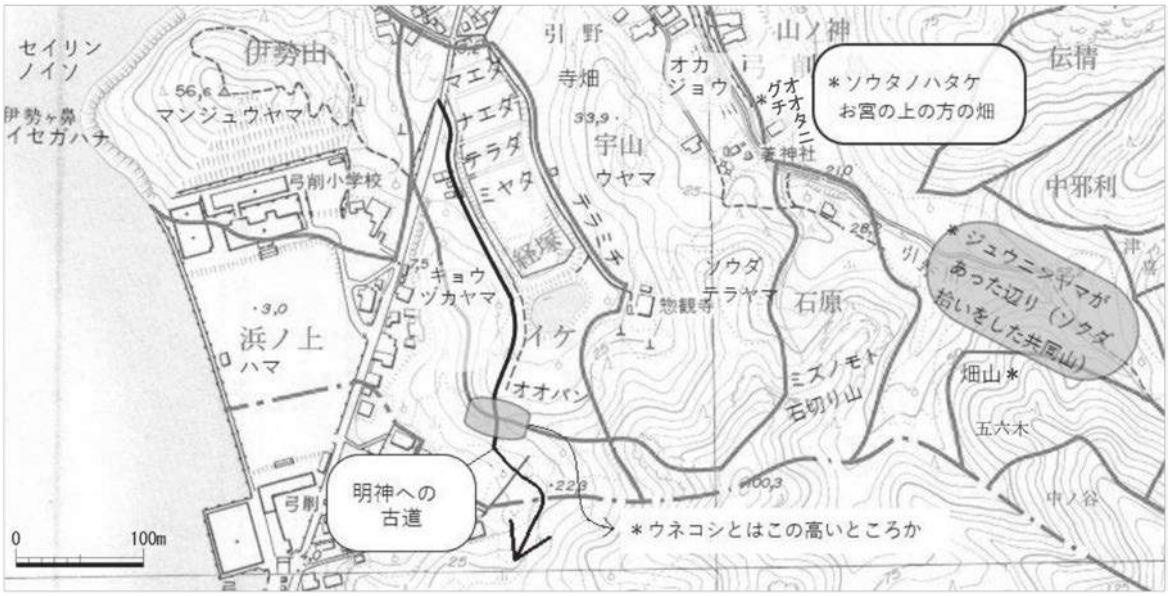

図５－13　引野地区の通称地名（３組関係部分のみ）
・小字＝明朝体、通称地名＝ゴシック体。小字境は線で表示し、大字境は破線で表示
・今回の調査で新たに聞き取った通称地名には＊を付す

（９）山について②　ミズノモトの石切り山

石切山

最初、ミズノモトの石切り山は濱部さんという人が始めた。ここらの人はみんな濱部さんの山に働きに行ったようです。会社と言うよりも個人が大将になってやっていた。ここでは専業で農家をする人はいなかった。石山へ働きにいって日曜日やなんやらに畑をしよったです。石灰を作る工場にもいっていましたね。石灰は少しは畑に入れただろうけど、肥料が無い時代は、おもには水田に石灰を入れていました。

濱部さんが辞めたときに、ジョウガモトさん（上弓削のひとか）が後を継いだ。上の砂や泥が落ちる。石切り場が悪い。掘りにくい。儲けにならないので止めた。それでも下弓削の方はかなり遅くまでやっていたように思う。

昭和になって、石山の賃金が安いからということで因島の工場は最近になって行き出した。わたしらの父親も艪押して５、６人が組で造船所へ渡っていきよったです。わたしらは尋常高等小学校を卒業して因島の日立造船へ見習い工として入りました。因島の造船所で３か月かなんぼか見習い工の生徒らが因島から、土生から、と全部寄って。見習工の学校があったんです。そこで習って。それから現場配属。２年くらいは２週間に１ぺんくらいはその学校に行っていました。船を造りました。昔は・・・今のように機械がないから、もう、何でもかんでも手で運んだり背中に負うて運んだりしながら。ははは（笑）。

石粉の工場と石灰工場

森久さんは石を砕いて粉にする工場。左官が使うカンス（寒水石か）とか、ムギとかなんとか精

米するときに入れる石粉やら作っていました。森下さん（住友）は石灰にする。石山から石を索道で降ろしてきよった。この下でカマヤいうて、カマへ石炭入れて石を入れて燃やして、石を焼いて水をかけて灰にする。

（10）山について③　伊勢山の畑

もともと伊勢山は今よりも大きな山だったが、山の南に弓削小学校を建設し、南東に県道を敷設したことで大きく削られた。県道は山の緩やかな斜面を掘割のように通っている。尾上さんによると昔は小学校の運動場の真ん中まで山裾があった。小学校の頃、伊勢山の他所の家の畑を作り小作料を払った。昔で言う加地子。ムギを３分の１納める。みんなそのような形。尾上さんが聞いた話では、これらの畑はもともと３組の人々が所有していた。それがおそらく大正時代に質に入り人手に渡った。結果として元所有者はかつての所有地を借りる態で耕作したのではないかとのこと。３組で伊勢山の畑を持っているのは５軒ほどあったが、１軒は南側に畑があり、学校の敷地にほとんど取られた。そういうわけで３組で伊勢山に畑を持っている人や登記は少ない。今は畑を作っても食べていくことができないので作らない。竹と雑草が生えている状態。

（11）３組の戸数

昔は30軒ほどあった。満州からの引き揚げの人はいなかった。戦中から終戦まで神戸や大阪から疎開してきて、そのあとは職がないためまた戻った人が多い。

（12）３組の信仰生活

①３組のお寺

３組のお寺は今治でした。先祖は今治じゃないかと思う。わたしが聞いた話では、昔・・・小早川ですか。それが伊予の小松を攻めて、捕虜としてサイザキ（三原市幸崎か）の方へ連れて帰りしなに船が沈んで、あちこちバラバラで寄った（あたりの島に寄りついた）ところがムラになったんじゃないか、いう話をしていますが、よう分からんです。昔は、11月の御取越（親鸞忌日）には今治へお経を聞きに行った。みんなでお金出し合うて、５、６人が艚ォして行きよったらしい。

②代僧と集会所

昔は代僧するひとがおったんです。お寺で免状か何かもらったのか、袈裟をかけて葬式なんかはしていた。代僧の人は３組の人でふだんは百姓仕事。お寺を構えているわけではないので、代僧だけでは食べていかれんです。正月の初参りとか彼岸のときに来てお経を読む。お礼を包んで渡していました。ちょっと向こうの空き家は、昔の集会所。お堂として仏壇が置いてあった。そこで代僧のひとがやれ彼岸じゃ、やれナントカじゃいうてお経を上げて拝んでいた。地区のひとが集まって声を合わせた。正信偈やら阿弥陀経やら。代僧の人は子どもにちゃんとお経を教えて

くれました。日曜日に集会所に寄って習っていました。今、わたしと同じ世代が３人ほどいますが、その人らはたいてい拝んでいるでしょうね。それより若い人は参っていないのでは。わたしは毎晩正信偈を勤めている。散歩して帰って、拝んでからご飯を食べる。母が晩々に参っていた。それにつられて自分も。父は年取ってからは参っていました。

代僧の人が亡くなって次の代僧まで途切れたから、集会所に寄らんようになった。今治から住職が自動車で来てくれるようになって、代僧はいなくなった。

時代が変わって家ごとにお寺が替わった。うちと他に１軒、因島のお寺に替わった。今治まで拝みに行くのに遠いでしょう。今、今治のお寺の檀家は５軒です。

（13）思い出について

戦争の記憶

・終戦は12歳。空襲警報があると学校は行かなくてよかった。警戒警報のときは学校行っていました。１回、飛行機が来て畑の中に逃げたことはあった。ダーッと伏せて。防空壕はない。空襲おうてから防空壕掘りだした。県道の掘割のところの山際のところ、桜の木の下のあたりに防空壕を１つ掘った。けっこう深い大きな穴。そこに逃げよったです。戦闘機に襲われたのは２へん。因島の日立の工場がやられたとき、工場に行くついでにバラバラと（弓削島が）やられた。学校行きしなに機銃掃射。それから空襲なったら学校来んでもええ、て言われました。

・８月15日は学校へ集まり運動場に座らされた。ラジオの放送が始まる前に起立。そして玉音放送。聞いたが意味が分からない。校長先生が泣きながら意味を説明した。大きい子らはまだ午後から授業があるけど、小さい子らはいっぺん帰っとったけど、全部集まれって呼び戻されて。運動場へみんな座って。放送聞く間は立っとったが、校長先生の話聞くときは座れと言われて、座っていました。

（本田佳奈）

５．明神地区

調査概要

実施日：平成30年３月14日（水）

場　所：明神集会所

話者（敬称略）

大西　　昇（昭和21年生、男）

濵田　　静子（昭和３年生、女）

東谷　加代子（昭和22年生、女）

東谷　益澄美（昭和17年生、男）

松本　　重則（昭和22年生、男）

写真５－10　聞き取り調査の様子

（１）地名について（図５－10参照）

● **ミョウジン（明神）**

地区の名称。今は約50軒だが、「江戸時代は明神７軒組といわれて」おり、その７軒分の家屋がある狭い土地を「ミョウジン」と呼んでいた。自性寺に当時の記録が残っているとのことだった。今回の調査では、７軒のうち、「濵田屋」「塩屋」「桝金屋」「大工屋」「南屋」の５つの屋号を聴取することができた。

● **イセガハマ（伊勢ケ浜）**

潮が引くと浜になっていた。昔は明神からイセガハマまで往復すると、穴タコ・マテ貝・カニやモバがよく獲れ、自家用にしていた。

● **ハト（波止）**

趣味や移動に使用していた木造船を繋いでいた。

● **タコマツイワ（タコ松岩）**

海岸にあった岩で横に「石の波止があった」。昭和25年頃に埋め立てられ、岩は今では道路になっている。

● **カゲヒラ**

オクホの山側の辺りが谷になっている。陰になって、「昼越えんと陽が当たらん」。

● **イシヤマ（石山）**

カゲヒラの反対側。「住友の手伝いで」「森下さん」が管理をして石灰の採掘をしていた。話者によっては、カゲヒラとイシヤマを区別せず、どちらもイシヤマと呼んでいた。

● **ツチトリバ**

建設用の壁土を採掘していた。

● **ホウジヤマ（北條山）／ヤマガミサン（山神さん）**

小高い丘をホウジヤマと呼んでいた。頂上には墓所があった。ホウジヤマ講が今も続いている

が、参加者が減少したため今後も継続できるかどうかは分からない。明神で一番広い畑の真ん中で、松が植わっており休憩所のようになっている。昔は子ども達が夏休みに集まって一緒に勉強していた。

ホウジヤマからは因島がよく見え、村上水軍がイセヤマからホウジヤマに狼煙を上げ、因島に送っていたという伝承が残っている。

● **ヤグマ**

戦前生まれの話者は「ヤグマ」と呼ぶが、同じ場所を戦後生まれの話者は「日比」と呼んでいたという。ヤグマには広い田があり、太田・明神・下弓削の３地区の住人が深坂の池から取水して耕作していた。

● **ゴオラ**

水量は少なかったようだが、左右は畑。イチジクを植えていた。「水があるとイチジクがよくできる。」「川いうもんじゃなかったけど」、「昔はよく洗濯に行っていた。」

● **ゴリンシ（ゴリンイシ？）**

呼び名だけが伝わっている。地図上の位置は確認できた。慶雲庵のことか。

● **オタビショ／ムラマツサン（村松さん）**

村松神社。ここの沖に藤原佐理が漂着したと伝えられている。もともとは「１段低かった」ため「大潮になると（海に）浸かりよった」こともある。現在の神社は地区の「昭和１桁（生まれ）の人らが」苦労して埋め立てたものだという。

（２）海について

①モバ（藻葉）

モバは、浜や海で採取して畑で肥料として使用していた。船と畑の両方を持っている住民は、波止に船を繋ぎ明神から生名の間の沖まで行って自由にモバを採っていた。話者の記憶では、モバを採るのは数軒くらいだった。竹の竿を十字にしてモバをからめとり、「モバを船いっぱいにして帰って」きていた。

東谷益：モバはここらでアマモというんです。細い。

大西：そこ（浜）に（数日）置いておくと熱が出て堆肥になります。

　　必要な時に採って作物を植えるところに埋めておく。

②モバ（藻葉）番

船を持っていない人には、モバや漂流物を浜で採集する権利が１日１家族ずつ順番に割り振られていた。これを「モバ番」と呼んでいた。話者の記憶では、「山日」よりも長く続けられたという。

大西：モバ番とかいって、今日は藻葉とか流れてきた材木とかそういうものを拾ってもいいよという順番があった。順番の棒があって、自分とこが終わったら明日はあなたとこですよと

明神中回っていた。

モバは、「ガンジキで掃いて」浜で１日乾燥させると湿気がとれる。それを「イグリ（カゴ）に入れて畑に持って行く。」イグリは、「紐を長くして両天秤で」運んでいた。「それを畑で肥料にしとった。」採ったモバが少ない場合は、「乳母車のような感じのもので畑に運んで」そこで堆肥にしていた。

③漁り

明神からイセガハマまでの浜は、タコがよく獲れた。

大西：朝早く光を用意しておいて、ガラスの箱で見ながらタコを突いたりする。

（３）山について

①山日

山日は毎月１日と15日だった。その日は、地区の住民は誰でも松葉とツングリを自由に採ることができた。松葉はクロマツの葉のことで、年中落ちていた。松葉はガンジキという熊手のような道具で寄せ集めた。一本一本は松葉と呼ぶが、それが束になったものが「ソクダ」である。ソクダは縄でくくりつけて背中に背負って運んだ。松葉の採集は早いもの勝ちで、「１時間で登って帰る」必要があった。これは女性の仕事で、地元出身者は山の中で要領よく頭の高さまでソクダを積み上げていた。他所から嫁いだ人は教わりながら試行錯誤を繰り返したが、一度に多く運ぶことができず苦労したとのことだった。

②「シャクドー」（索道）

採石所が稼働していたころは、山頂近くのカゲヒラから海岸まで「２本の鉄」を渡し、イシヤマで採掘した石炭を「トロッコ」に積んで運搬していた。石炭はその後船に積替えて四阪島まで運んでいた。また、持山から薪用に松を伐採して運ぶ時に、シャクドーを使用することもあった。話者の記憶では、シャクドーは60年前になくなった。

（４）里について

①塩田

話者の記憶では、かつての塩田は「もう学校だった」ため塩田そのものを見たことはないという。しかし、塩田の跡については証言を得られた。

○近くにある自分の畑を掘ると「塩田の跡らしき硬いもの」がある。

○「（集会所のすぐ上の）苗場には土を盛っていますけど、地下水が出るのは下が硬いからだと思う。」

○「（苗場付近にみかんの木を植える時に）１メートルぐらい掘ったら黒い叩いたような層が出てきた。ひょっとしたらここで昔塩田でもしよったんかなと思った。」

②苗立て場

明神地区には、水田はなかったが１ｍ×1.5ｍくらいの大きさの苗立て場が６～10軒分１か所にあった。正式な図面があり「畑と一緒ですから区切りはあります」とのことで各個人が細長い土地を所有しているが、一見すると「境はほとんど分からんです」とのことだった。ここである程度の大きさになるまで稲を育ててからヤグマの田に植え付けに行っていた。苗立て場には今も水が湧いている。場所はやや高台にあるが、大潮の時は潮が入ってくることもあったそうだ。

③牛飼い

下弓削の住人が牛を飼っていた。田植えの時期には、明神の各住民が賃金を払って耕してもらっていた。耕地は広くなかったので牛１頭で十分だった。肥料は、人糞とモバを使用していた。

④トラック

ヤグマで収穫した米は、下弓削の個人業者に委託してトラックで運送していた。そのため、明神地区の住民は、ヤグマでの収穫の時期を予めその個人業者に知らせていた。費用は、各個人が負担していた。

⑤水害（大潮・台風）

昭和25年９月13日の「キジア台風の後」に「役場からきて」水門を作った。それ以前は水害に見舞われることがあった。

○「（村松神社は）１段下で、大潮になったら浸かりよった。」「床下まで。どうにもならんようになって、（昭和１桁生まれの地区の住民が）土を運んできて埋め立てしたんですよ。」

○「高潮になると、（海水が）ここの道（集会所横）ぐらいには入りよったかのおう。」

「（台風の時には）浸水してここら（集会所付近）も船が浮かぶ。」

○「普段は山からの水の方が強いし、大潮の時は海からの水が強いから。」

「井戸水が塩味になりよった。」

「今護岸したから来ないけど、ここらの畑は潮が来たら作物が枯れよった。」

⑥村井戸

昔は、「村」で共同使用する井戸があり、「村井戸」と呼んでいた。話者の記憶では、村井戸は明神地区で維持管理しており消防用のホースの洗浄や農業用水として使用されていた。生活用水は各戸で井戸を掘って確保していた。

○「村の男の有志が出て大きな穴掘って、また、それが崩れそうになると大きな土管を入れたりする作業をしよったよね。」

○「苗床の横に大きな井戸があるんですよ。それからスタートして更に上に２つありますよ。大

きな井戸は水が枯れたことないですよね。」「石山の筋かのう。」「あそこは水道（みずみち）じゃね。」

⑦水不足

大西：昭和60年に広島県の沼田川から海底を通して給水が始まったですけど、もうそれ以前は水不足で弓削中断水だった。

生活用水を確保するため、「昔は弓削中穴だらけにして」井戸を掘っていた。その井戸からポンプで取水してバケツに入れ、台所の水瓶に移して使用してた。

大西：大体地区の人が今日は井戸の奉仕作業ということで出てきて。出てきたら、その家は昼ごはんなんかをお接待する。お金なんか払わんよ。反対に必要な時はお互い様で協力しよった。

その後、井戸掘りは専門のボーリング業者に依頼するようになっていった。上弓削にも業者がいたが、「間に合わなくて」尾道か三原の業者に依頼をすることが多かった。話者の記憶では、専門業者は「水道（みずみち）」に詳しく水道を推測しながら穴を掘っていたという。

（５）生活について

①昔の職業

祖父の代（明治・大正時代）は、「船をもって荷物を運搬していた」「（農作物を）昔は今のように販売する人はいなかった」と記憶されている話者もいた。男性は日立造船所や石山の石灰採掘所で働き、女性は自家用作物を栽培していた。米・麦・除虫菊を今治農協に卸すこともあったが、全体の量としてはわずかだったそうだ。

②内職

モバの運搬等に使うイグリは基本的に各家庭で編んでいた。話者の記憶では、イグリは主に藁で作っていたが、かずらを間に入れて補強していたそうだ。祖父は縄を編み、祖母はムシロやゴザを編んでいたことを記憶している者もいた。自分で編めない住民は、他家から購入していたが、話者の知る範囲では、地区外に売ることはなかったという。

③風呂

風呂がない家もあったので、「もらい風呂」で近所の家の風呂に行っていた。集会所の建物の横には、明神地区が管理する「共同の風呂」があった。五右衛門風呂だったので、一人ひとり順番に入浴していた。風呂の燃料には、浜に流れ着いた材木を使用していた。

④神社・講

明神地区に宮総代がおり、「年間50軒が（各戸）６千円の積立をしている。」６千円の内訳

は、村松神社に２千円、著神社に千円、弓削神社に３千円。大三島講・ホウジヤマ講・馬神講・お薬師さんの講があった。

〇ホウジヤマ講

今でもホウジヤマ付近で畑を耕作している明神地区の20軒くらいが参加している。年に１回、神主を呼んで祈祷してもらう。

〇馬神講

大西：昔えらい武将（太田義光）がこの弓削に来て、馬に乗っていて息絶えたところがこの辺りということです。

弓削高等学校にあって、学校が管理していた。高校ができてほっといたら、校長先生が３代続けて現役でなくなってしもうて、これは馬神さんを（グラウンドの奥の方に）放置していてなんか祟りがあるんじゃないかということになって、（馬神さんを移して）毎年２月の立春の時にご祈祷してお静かにという感じです。

（６）思い出について

東谷益：夏場泳いできて、水をかけずに（村）井戸の中にこっそりと入ったりした。

大西：小さい頃（昭和20年代）は、結構海からあれもこれも流れてきて、時にはヤシの実が流れてきてた。

（江藤千晴）

６．下弓削地区

調査概要

実施日：平成31年２月12日（火）

場　所：中都・浜都集会所

話者（敬称略）

菊本　洋迪（昭和14年生、男）

白玉　健治（昭和12年生、男）

中山　脩一（昭和８年生、男）

写真５－11　聞き取り調査の様子

下弓削地区について

下弓削地区は上島町の行政・経済の中心でありもっとも大きな地区である。南北の島の間に土砂が堆積して形成された陸繋砂州であり、満潮時には小舟が往来したという東西の水路の伝承や〔宮本1969〕、北の潮音寺と南の山王さんの間に渡しがあったという伝承がある（通称地名ワタリ）〔海老澤編2007〕。低地の排水を処理するため長さ86メートルもの池が造られていた（長池、イナイケ）。ツツミ（小字堤）、クシ（久司）に塩田施設（塩穴・塩山）があった（応長元年田畠・山林・塩浜以下相分帳、と函68・京函29・ヨ函74：数値は京都府立総合資料館（現在の京都府立京都学・歴彩館）によって付された文書番号を示す）。小字堤の塩田は明治９年『畝順帳』にも確認されており、江戸時代から存続した可能性もある。また、下弓削港は梶取や船頭が塩荷を出荷した港であり、浜途明神（浜戸宮）・法皇社（弓削神社の前身とされる）は田畑数段を有し、島の中心的な祭祀の場だったと想定される〔山内1985〕。

なお、以下には隣接する藤谷地区の聞き取り調査内容も含む。

（１）地名について（小字ごとに表記）

○参考までに平成19年の早稲田大学地名調査の成果を併記する。

○今回新規検出した地名に＊印を付す。

○地名についての説明は（２）～（６）に記載する。

堤（ツツミ）・大山（オオヤマ）

- **カマヤ＊**

網代（アジロ）

- **アジロヤマ**

嵩下（ダケシタ）

- **ナガイケ＊**
- **オドリバ**
- **ワキ**

山王（サンノウ）

- **タカミチ**
- **ワタリ**

寺奥（テラオク）

- **アラシガオカ**

久司（クシ）

- **ワタシバ**
- **ナカト**
- **ワタリ**
- **ハモトグチ**
- **ハモト**
- **キタハモト**
- **ミナミハモト**
- **テンジンバラ**
- **カマノクチ**
- **カマトコ**

使っていない小字の呼び名

中山：（明治９年『畝順帳』を見ながら）今はあまり小さく言わない（小字で呼ばない）です。私たちが小さい時はここに書いてるように堤（小字）っていいよったんですよ。木元（小字）は明神（地区）、大山（小字）は石山の下の方なんですが、本当いわんです。明治９年頃には嵩下、大山、寺奥（すべて小字）とかといいよったんでしょう。戦前戦後ぐらいにはいうてなかった。真ん中のあたりは中都（地区名）です。この久司（小字）いうのが浜都です。その横の山王（小字）は中都。今でもこの山王いう地名はある。小高い山。久司（小字）という地名は全然知りません。

菊本：資料を見ると明治にはあったと書いているけど、僕は全然知らんです。

（２）海について

①海の地名

中山：鎌田にはカブトとかエンコイワいう岩があるけど、（海の岩の名前は）あんまり聞かんなあ。岩がない。明神のほうに一本松があったろう。どういいよったんかな。岩は名前が付いていたと思うよ。今は影も形もないけど。

②島の分断の言い伝え

中山：いつ頃の話か分からないのですが、ここ（下弓削）を境にして弓削島が２つに分かれていたと年寄りから聞いたことがあります。山王さんの北側にある野見昭さんのところ。潮音寺の道の下に小さいお堂があってお地蔵さんを祀っています。その間に渡しがあったと聞いています。

③塩田の痕跡　黒く固い土

中山：せとうち交流館と白玉良通さんの後ろ、あそこは海を埋め立てたんです。白玉さんとこか

図５－14　下弓削地区の通称地名

・小字＝明朝体、通称地名＝ゴシック体
・今回の調査で新たに聞き取った通称地名・名称には＊を付す
・小字境は省略し、大字境は破線で表示した

ら役場に近い方が塩田。地図（明治９年『畝順帳』）を見て想像するのは、明治の時代まで堤（小字）に塩田が残っていたんでしょうね。私のところ（潮音寺と山王さんの間）なんですが、塩田の跡がはっきり分かります。塩田作る時におそらく赤土、粘土をやったんでしょう。それがかなりの深さがあります。それは尖った鍬で掘れば掘れるんです。硬い

けど、せんべいのよう。ポロポロもげる。何年も前、町が下水道を完備する時に、２メートルぐらい掘って本管を埋めた。その時もユンボでこつこつ掘っていきました。黒くて硬い。私の所は下水道工事をする前から家の中を掘ったら硬いのが出てきて、それ以上は手で掘れなかった。といっても、水が抜けないわけでもない。うちらのところは地層が１メートルぐらいしかない。夏は植えた花が枯れる。私が思うにここ（下弓削）で（島が二つに）切れていて、その跡を塩田にしとったと思うんです。下水工事をした時に調べていたらどこまで塩田か分かったのでは（平成５年に公共下水道工事着工）。

白玉：学校や引野は塩田だった。引野は畑仕事していて硬くて掘れんと聞いている。

④カマトコ

中山：カマノクチ（塩を焚いたところ）という地名は知らんなあ。カマトコは浜都の砂浜。今はコンクリートで防災の壁をやってますが、その前はせいぜい低い石を積んでいた。その前に広い砂場があって、私らが小さい頃は土と石でかまどを築いてイワシなんかを大きな鍋で煮た。大きなくどを作って釜を置いて。そこをカマトコじゃいいよったです。伊達さんとこまでずっと砂浜。南海地震（昭和21年）か何かで地盤沈下。砂浜がなくなった。膝まで浸水。二へんくらい入って来た。

菊本：南海地震の時はよく覚えていない。ほかにも何回か大きな台風とか高潮でやられた。その時は潮がかなり中の方まで入ってきた。

⑤長池（ナガイケ、イナイケ）

中山：堤（小字）の塩田跡は私たちの時代には畑になっていた。役場の前の駐車場の辺りは長池があった（早稲田調査では同じ場所をイナイケと聞き取っている）。細長い池。水を調整するための池だと思います。上弓削では潮溜といいよるけどね。大雨が降った時に、干潮の時は海に流れるけど満潮の時は海に出ない。そのためにここで一時溜めておく。しっかりバルブで閉めていたのではなく、木の蓋があって潮の満ち引きによって蓋が開いたり閉まったりする。上に蝶番が付いて下はブラブラ。潮が引いたら水の圧力で開くようになる装置（悪水溜か）。深坂の池には作夫さんがいました。手当ては出ていなかったのでは。深坂の池はさらったりしよったけど長池はどぶ池じゃったから何にもしよらんかった。ドブドブの土。蟹がいた。

写真５－12　長池跡（町役場駐車場と道路）
近くに住む女性（写真右）もイナイケと呼ぶ。40～50年前に埋め立てられたとのこと。

⑥石灰山の経営と出荷

中山：長池の辺りは石粉を作りよった。

白玉：四阪島の銅の精錬所に石灰を出した。

写真５－13　石灰山（平成30年３月久司山より撮影）

写真５－14　石灰山産出の石灰
（平成31年２月せとうち交流館にて撮影）

菊本：石灰のもとになる石を山から取ってケーブルで降して石灰を作って出荷。それが弓削島の産業。中学生頃までやっていたんじゃないかな。（下弓削地区の森下氏が石山を経営。昭和47年に休山。引野地区尾上氏より教示）。

白玉：精錬所の公害の問題もあったんじゃないかな。煙が佐島や生名や弓削の畑に悪いいうて。

中山：森久（もりきゅう）いう石粉会社だった。仲本鉄工所の所に山から直接ワイヤーで石を降ろしよった。シャクドウ（索道）と言っていた。コンテナのような容器に石を積んでその重みで自動的に下に降りていく。空のコンテナが上がっていく。上と下に人がいてブレーキをかける。今のバイパスの入口にカミジママネジメントの事務所があるでしょう。ここに石を焼くところがあった。カマヤいうてまるい釜が３つくらいあった。仲本鉄工所とカミジママネジメントの事務所の辺りにワイヤーで石を降ろしていた（もう１か所は藤谷の海岸）。戦前からやりよりましたよ。いつ頃始まったのかは分かりません。

白玉：釜の大きさは直径４～５メートル。子どもには大きく見えた。釜の火で芋を焼いたら「ガスが出るから死んでしまう」いうて怖いおじさんに怒られよった（笑）。

中山：コークスとか石炭とか石とかを釜に入れて燃やしていた。だからガスが出る。森下工務店（有限会社弓削鉱業所）のあたりに石灰倉庫があった。石粉にするのと直接船に積み込むのと両方ありました。船で積み出すのにトロッコの線路を引いてました。トロッコのまま船に渡してひっくり返して船に積んだ。

（追記：石灰の粉は爪の先くらいのきれいな石。下弓削地区の西側の浜は石灰の砂だった。きれいだと言って持って帰る人もいた。昔は弓削神社の浜は鳴き砂だったとのこと。）

⑦海上交通

――この辺りから渡し船に乗って、近くの島の遊郭に行ったという話を聞いたんですが。

白玉：遊郭は因島の家老渡に行ったらあった。引野から真っすぐ渡ったら行けた。

菊本：昔は交通が悪かった。ここから尾道に行く機帆船は岸壁に着けないから、お客さんを小さな船に乗せて漕いで行きよった。サンパンいうてたくさん人が乗れる底の平らな、箱型の船。回漕店のおっさんが連絡船に漕いで行きよった。女性は着物を着ているから小船から連絡船に移るのは大変なことだった。

白玉：佐島の渡しで、船がひっくり返って一人子どもの犠牲者が出たことがあった。

中山：今は橋ができてあっという間に佐島に行く。前は町営の渡船が佐島と役場の前から出ていた。それより前は伝馬船。戦前の話ですが、佐島には小学校がなかった。なかったというより小さな教室が一つあって（分校）、２年生までは佐島で勉強して３年生から弓削小学校に来よった。渡りたい時は赤い旗を上げて来てもらうんですよ。子どもは無料だったと思います。

⑧モバ採り

白玉：藻葉は採り放題だった。藻葉はイモ畑によく効くんよ。

中山：海は自由じゃったですね。戦後、食糧難の時はみんな籠を持って海に行きよった。後になって漁業権がどうのこうのいうて。海はみんなのものなのに、と言うたり思ったりしましたね。魚とか牡蠣、ツボなんかは獲るのは自由でしたね。

（３）山について

①境界の目印：ババ（ウバメガシ）と石

――芋坂、立畠、恵後、隠谷という地名（検地帳記載の地名）は聞いたことありますか。

中山：カクレダネ（隠谷）といいよったですね。（地図を見て）ここはイモサカ（小字芋坂）って書いてるんですか。ここはイモガサコといいよったですね（立畠、恵後は知らない様子）。

中山：弓削の山は全部松山。冬の間に山の手入れをする。松は育てて他の雑木は伐る。そんな作業をしよりました。弓削ではババを境界線として残しよった。これが境ですよ、と。今もババは残っているが手入れをしないので境が分からない。ババはドングリが落ちて生えてくるから、どのババが境なのか分からない。

菊本：昔は境に大きな石を置いた。石とババで境が分かった。今は雑木が生えて分からん。

中山：上弓削は赤松です。下弓削はほとんどが黒松。しかし赤松と黒松とのあいのこのような松が多いです。松茸は赤松でなければ生えない。下弓削でも松茸の生える場所は何か所かあった。今は全然ダメになっていると思います。下弓削なら日比には赤松がある。それもわずかな場所。私も親父に付いて行きよった。商船の寮の山の北側にも出よったです。毎

年同じ場所に生える。山は持主のものだけども採るのは先着順（笑）。朝４時ごろに起きて早よ行ったもん勝ち。狩尾、引野のお宮の上、明神の高校の山にも行った。

②山日

中山：上弓削は今でもあるようだけど、道普請いうのがあった。それぞれ用具を持ってきて今日はここからここまでの道を直しましょうとか、溝を直しましょうとかやりよったんです。

菊本：山日もあった。山日は毎月日が決まっていて山に行く。松葉（ソクダ）を集めて持って帰って、ご飯を炊いたりするんです。だから山に行ってもいつもきれいだった。山日は明治の頃にできたように聞いています。山日は下弓削だけでしょう。よう知らんけど。

白玉：確か十日ごとじゃったと思う。上弓削は個人の山の松葉は他人には取らさんかった。

中山：昔は木を焚く以外に燃料がなかったから、山を持たない人のために山日を作ったと聞いています。北側の山は月の１・10・20日に行っていい。南側の山は５、15、25日に行っていい。分けとったんです。両方に行くとすれば、５日経てば拾いに行ける。刃物で木を切ってはいけない。枯れた木の株は取ってよい。誰でも、子どもでも大人でも自分で持てるだけ拾って帰れる。山の持ち主にはお礼はしない。そんなことが戦後までずっと続いていましたね。松ぼっくり（つんぐり）も取っていい。私らも学生時代は、松原の松ぼっくりを拾って売っていました。商船の官舎の奥さんらが買った。寮生は取りに行かない。

白玉：プロパンガスや電気釜が出てきてから一変したなあ。山がいっぺんに荒れだした。

服部：かまどに拝んだりしないんですか。かまどの神様に。

中山：ここ（集会所）の隣りに荒神さんがあるんですがいわれは分からない。お祀りもしない。荒神さんはかまどの神様。いまでも荒神さんを祀る家はありますね。

③３人の山番さん

中山：山には山番がいて帳面（地図）を持って「ここが誰の山」いうて。精通しとったです。

菊本：畑の境や山の境が分からなくなった場合、監査人のように見てもらってました。

中山：あのころで60歳くらいの下弓削の人。その方が長年しよった。２人ぐらい知っている。

菊本：名前は忘れたのお。昔じゃから地元の有力な人が頼みよった。その人も断りきれない。行政から指名されたわけでもない。

中山：浜都の人がやりよったんだが、ヤーコウジと言いよったが名字はよく分からん。「なんとかオジ」とか言うじゃないですか。おそらく百姓しながらやりよったんじゃろうけど。子どもの頃だからお礼をしたかどうかよう分からん。ボランティアぐらいじゃないかな。戦前の昭和15、６年ぐらいまでいた。戦後はいなかった。ヤーコウジさんの前にももう一人いて、ヤーコウジさんの後はハマグチさんがしよった。浜都の人かどうかよう知らん。時には不届き者も現れて勝手に木を切ったりすると聞きました。山番さんが一日一回山を回って来て、捕まったらいかんから、というようなことを言いよりました。北側と南側、

一日で全部回れないから部分的に回りよったんじゃないかな。山番が止んだ後も山番さんは日を分けて入ってた。山で行き会うたという人もいた。持山の境が分からなくなると解決してくれた。

④狭小な個人所有林

中山：特に下弓削は個人の山が狭い。山の頂上から下に線がくるように畑が三角形になる。底辺が２メートルぐらいのところもある。役場から図面をもらっても自分の山がどこか分からんのです。畑もそう。幅の狭い畑がたくさん。戦後の農地改革で、昭和22、３年ごろ農地委員会というのがあった。他の町村では交換分合で自分の土地を１か所にまとめて耕作するようになった。弓削はそれが全く進んでいない。山も畑も昔のまま。イノシシが出れば（自分の土地だけの）せまい柵を作るわけですよ。

菊本：イノシシが出始めたのは10年前ぐらい。山犬の被害はない。

白玉：生口島の山が焼けた時、イノシシがこちらに泳いでやって来た。

中山：生口島にイノブタを飼っていてそれが逃げてきた。それが因島に渡り、弓削に来た。最近では魚島にいる。イノシシは海を泳ぎます。弓削でも農業振興でレモンの苗木を買いなさいと言うけど、まず狭い畑をなんとかしないと。

⑤松のこと

菊本：昔話ですが、定光寺が海沿いにあったんですよ。もう少し上へ上げようということになって丁度松があるところが一番いいので伐ることにしたら、松が50メートルほど移動していたという話です。「いざり松」といって有名なんです。

白玉：いざり松の子孫をそこの松原に植えてある。僕らが小さい頃は200年か300年たった松があったがのお。子どもが５、６人おらんと幹に手が回らんかった。松くい虫やなんかで枯れてしもうた。

中山：弓削総合庁舎に松の根の輪切りがある。中学生が描いた絵もある。黒松。嘘か本当か分からないけど、ここらの松は枯れたら中が空洞になるけど聖松は空洞になってなかった。芯まで詰まっていた。明神の高等学校の辺りにタコ松いうんがあったらしいけどね。

菊本：中山さんが松原の松を管理していた。松の専門家。

白玉：今の松原の松は小さい。戦前の松が一本もない。台風でバッサリ倒れてそれから植えたからせいぜい50年ぐらい。わしらが小学校の時は、３倍ぐらいのがいっぱいあった。

中山：戦後やっと飯が食えるようになって、忘年会で一級酒が飲めるようになって、庭に松でも植えだした。その松が大きくなって伐らないかんようになった。松を掘って植えるということがあった時代です。山から掘ってくる。

菊本：戦前の松は国のために役に立った。戦時中に油がいるでしょう。松の根っこを傷付けて松根油をとるんです。

中山：戦前はどの松も油を採るために、カンカンを取り付けてましたよ。

（４）里について

①商船学校の田んぼのこと

中山：弓削商船ができる前の田んぼを作ったことはあります。私らが小さい時はここから向こうは畑。弓削神社から学校が建っているところは全部田んぼ。深坂の池は埋め立てて半分になっています。小川さんの家の所に２メートルぐらいの道路がありましたが、そこまで全部池。池の上には田んぼはありませんがどういうわけか井戸があります。ヤクマの山の中腹辺り。下弓削、太田、土生、明神の者だけが耕作してました。一つの家で畳何枚分ぐらいの面積。正月用のもち米を植えていました。平生はお米のご飯なんか食べられない。芋と麦しかない。供出もできません。戦争で２年ぐらい勝った勝ったといっていた時代、朝鮮米（細長い米）が入って来てました。それを一握り自家用の麦に入れていました。裏作で麦を作った。

白玉：それでも田んぼがある人は一握り。うちら田んぼがないんじゃけんうらやましかった。深坂の池は水が十分あったが２回ほど干上がった。日照りがあったらお手上げです。

中山：ほとんど麦でしたね。山のてっぺんまで畑だったんです。

白玉：昭和19年から22、23年までは食糧難。大変だった。芋と麦ばっかり。イモ掘り、麦刈り。ムギの穂が大嫌いじゃった。穂がたくさん溜まるのをのける。それが首に入って痛かった。イナゴも一生懸命取った。焼いて砂糖醤油の代用品をつけて食べた。クマゼミも羽ちぎって焼いて喰ってみるかと白い所を食べた。うまくない（笑）。学校も農繁期は１週間ぐらい休みでした。

②寺社について

檀家になっているお寺は自性寺、潮音寺、定光寺。太田・土生は定光寺。

③高道のお堂

中山：山王さんはここです。（集会所からすぐ近くに）お宮の跡があります。どこかに合祀したわけではないと思います。建物はない。小さい祠と鳥居の石がある。鳥居は倒れている。

白玉：ここの大夫さんを呼んで山王祀りを何年か前まではやりよった。今はしていない。お祀りの季節は忘れた。子どもの頃からあったが何を祀っているのか分からない。馬を飼っとって死んで埋葬したと子どもの頃に聞いた。山王さんは中都地区全体ではなく周りの人だけのお宮です。昔は５、６軒しかなかった。前は納屋よりちょっとましぐらいの大きな建物があった。

中山：白玉さんが言っている建物は妙見さんという呼び名。その頃、前田さんか宮本さんか、どなたが建てたか分かりません。私たちが小さい時はありました。山王さんか妙見さんか分

かりません。妙見さんは日蓮宗の関係じゃないかと思う。潮音寺にも妙見さんというお堂があって、両方の妙見さんに旧暦２月午の日（初午）に部落の人が集まって、拝んでお接待を配ったりしよったです。私は潮音寺が近いので潮音寺に行きました。高道（タカミチ）のお堂が妙見さんか山王さんのお堂だったのか分かりません。山王さんのお祀りをしよったのはそれ以前だったのではないかと思ったり。私が越智さんから聞いた話では、今の山王さんの周りの家で次々不幸ごとが続いて復活したんじゃないかと思います。小さい時はへその神様という石があった。今はあるかどうか。

白玉：山王さんのお祀りは一時途絶えて、また復活。

中山：私が小さい頃はお宮かお堂の中で遊んだ。小さいお宮が後ろにあって前が拝殿じゃった。瓦葺き。いつも戸を閉めていました。満州帰りの濱浪さんが入る家がないので何年か住んどった。濱浪さんは私と親戚なのでよく知っています。３兄弟で大連に行って戦後長男が山王さんに入った。次男は多田家の後に、三男は白玉家の下の家に入った。

菊本：弓削には小さなお堂（地蔵堂）がたくさんある。周りの数軒が世話をしている。山王さんもそうじゃないかなあ。（山王さんは八十八ヶ所のひとつになっている）

ワタリを打つ：弓削神社の秋祭り

――（早稲田大学調査の下弓削地区の地図を示し）ここにワタシバ、ナカト、ワタリと書かれています。今もそう言いますか。

中山：ワタシバは使っていませんがナカトは使っています。山王さんの下の方からここを渡っていたんでしょうね。オドリバもある。今は公民館で踊っています。公民館ができるまではこのオドリバで盆踊り。今はお神輿さんの御旅所になっています。弓削神社の秋祭りで神輿やだんじりが巡行する間を「ワタリを打つ」と言う。太鼓や鐘をゆっくり打ったり叩いたりするやり方が未だに残っています。「やーっしょい」と言って両手を挙げて、60メートルくらい行く。15分くらい。昔の道は高さがあって狭くて危ないとかで、ゆっくり行かないといけなかったんじゃないかな。今は通りやすくなったけれど、太鼓の叩き方は昔のまま。松本商事さんから松下さんのところまで。

白玉：昔はもっと勾配がきつかったように思う。

菊本：山王さんの山の周りずいぶん土を削って平らにしたんでは。

中山：タカミチはもっと高かったんじゃないかな。タカミチの「やよみ亭」（ＮＰＯ法人）、明治の頃はあそこでお店をしていた。どうして石段の上の高い所でお店をしていたのかと思っていた。道路を改修するたびに掘ってお店が高くなったのかなと思います。これは想像ですけど。

④家畜のこと

中山：牛は飼ってないです。戦後ヤギは飼ってましたけど。ヤギは自家用で乳をとる。牛乳がな

い時代です。戦前戦後は皆そうだったんじゃないですか。どの家でもニワトリを５、６羽飼っていた。お見舞いを熨斗に入れる代わりに卵を持って行った。

菊本：ウサギも食料になりよった。ウサギの皮は家によっては飾っとたとこもあったけどねえ。

中山：どこからか業者が来よったんか、役場の関係やったのか、役場の裏で屠殺。皮しか取らない。肉はもらいました。戦前の話です。あの頃はアンゴラウサギを飼いなさいと。毛がぎょうさん生えるウサギ。毛皮は軍隊に行きよったんでしょうね。世話は子どもの仕事です。学校から帰ったら草取りに行っていた。池の草や土手の草。山に行ったらかずらの葉っぱ。

中山：牛は１頭飼ってました。耕耘機の代わりに牛に鋤付けて耕しよった。小さいのを買って大きくして農作業に使うような恰好でした。死ぬまで飼うのか僕らもよく分からんけど。

（５）生活について

大谷地区の草刈り山

中山：大谷にわたしとこの畑があった。大谷は明治の頃までは草刈り場だったんです。今は雑木だろうけど昔は木がなくて草ばかり。戦後、山火事が発生すると「また大谷か」と。大谷の草山を山焼きしていた記憶はない。個人で手入れしていたんじゃないですか。明治の終わりか大正のころ、おふくろはおじいさんと朝３時頃出て行って草を刈って担いで帰った。大谷の源太夫（小字）や真処（小字）まで。歩いて２時間はかかったかなあ。私が生まれる前の話です。２か所畑があったんですが、今のように機械がないから牛を飼いよった。牛小屋が随分遅くまでありました。他の家で飼っていたか分かりません。今考えればトラックも無い時代、よく大谷まで草刈りに行きよったなと思います。

肉はなかなか食べれなかった

菊本：わしが小学生の時分、中谷の肉屋に行ってちょこっと肉を買ったぐらいでほとんどない。

中山：それはあんたとこは良かったけん。我々貧乏人は牛肉を食べた覚えないもん。捕鯨船が鯨を捕ってきて、鯨のステーキが食べれてすごいなと思ったくらい。捕鯨船が因島のドックに入った時に分けてくれた。オバイケくらいのそれほどいい肉ではなかった。戦後、鎌田に牧場があった。

（６）思い出について

①濱根岸太郎さんのこと

中山：自分らの自慢もありました。浜都出身の濱根岸太郎さんという方が濱根汽船（今の尾道造船）を始めた。大変苦労をして大きく成功した方。その方が弓削の教育にも町にもいろんなものを寄付してくれた。２代目もその精神を引き継いで学校やお寺に私財を投じてくれた。弓削の学校には他所にない珍しいものがたくさんあった。

白玉：小学校のグランドピアノは有名だった。本居長世が弾きに来て校歌を作ってくれた。

中山：当時は濱根校舎というとったらしい。映写機も寄付。月に１回は野口英世なんかのフィルム映像を観ていた。無声で先生が解説してくれた。理科の実験室もあって標本がいっぱい置いてあった。運動場の前に鉄塔のサイレン塔もありました。

②戦争の記憶

中山：私らの１級上は工場か作業場に連れて行かれて勉強なんか全くなし。学校の運動場を耕して芋や麦を植えてました。私らはそんなことはしなかったけど学校にも来るなと言われた。だから、毎日遊びよ。８月15日以前の話です。因島の工場があったために艦載機が高知県の土佐沖から来るんですよ。警戒警報が鳴る。次に空襲警報が鳴る。そして敵機来襲。空襲警報が鳴ったら、防空壕に入らなにゃいけん。

白玉：わしら警報が出たら帰れと言われて帰りよった。

菊本：因島に艦載機が来て生名から高射砲を撃つんですが全部届かないんです。それが見えるんです。５歳か６歳ですから面白がって見てました。

中山：今でも覚えているけど、米軍の飛行機が停泊中の修繕船めがけて撃ってくるわけですよ。弾が海に落ちるショックで魚が浮いて寄りつく。大きな魚も浮いてきてそれを拾いに行きよった。今日も寄ってこないかな、と。子どもはのんきだった。

白玉：師範学校出のええ先生もおったけど、あだ名付けたような先生も。全部召集されて兵隊に行ってしまって。

中山：あの当時（戦後）は都会も焼野原になっているから先生も自分の田舎に帰ってくるしかなかったのかと思います。旧制中学を中途で辞めた方でも先生になれたし、逆に専門学校や有名な学校を出た先生も弓削に帰ってきた。グレードの高い先生も何人かおられた。戦争が終わってからすぐに学校に行かなくてはならなくなった。だけども小学校に行っても教科書もない。先生だけ１冊教科書があって黒板に書いていた。万葉集の歌を書いてその説明をしてくれた。すごい先生だなと思った。弓削は学校があったけど今治や松山の方は学校が焼けてた。松山駅を降りたら道後が見えるぐらい何もなかった。６年を卒業して松山に受験に行ったけど校舎がない。土地だけ。材木を並べて校舎を造っていた。

白玉：国語なんかの教科書を墨でよく消した。意味が解らないくらいたくさん消した。

（本田佳奈）

７．日比地区

調査概要

実施日：平成30年６月14日（木）

場　所：中都・浜都集会所

話者（敬称略）

石田　芳枝（昭和３年生、女　上弓削地区出身）

岩瀬　久江（昭和11年生、女　日比地区出身）

大野　雪香（昭和８年生、女　佐島出身）

写真５－15　聞き取り調査の様子

日比地区について

明治９年『畝順帳』（地籍図）によると日比地区には山肌を拓いた畑地が広がり、その畑地に包み込まれるように３つの田地が点在した。場所は小字日比の平地に２か所、小字天満の通称オオニレダに１か所である。最も古い田の記録は応長元年（1311）であり、日比に正平内、弥江太、藤平太、下惣官、源進の四名各60歩の田があり、楡田には預（預所か）所有の規模「小付中」の田があった（田畠・山林・塩浜以下相分帳、と函68・京函29・ヨ函74：数値は京都府立総合資料館（現在の京都府立京都学・歴彩館）によって付された文書番号を示す）。これらの田は明治９年当時の田地に一致すると思われる。日比の田は庄園経営を支える希少な水田であり近世以降も存続したが、昭和29年の台風被害の影響により耕作が止んだという〔海老澤編2007〕。その後、周辺の畑を含めて国立弓削商船高等専門学校の白砂寮（昭和45年落成）の敷地となり〔弓削町役場1986〕、小字天満の方の田も消滅した。

日比地区の最も古い畑の記録は文治５年（1189）であり、日比には成正名１反半及び大、時永名大、国清名２反小及び２反半と５か所の畑があった（作畠検注取帳、よ函４）。明治９年『畝順帳』には小字御立の山林に広大な畑地が拓かれ、今回の聞き取りでも戦前～戦後の活発な耕作を確認した。しかし中・近世史料には「御立」の名が検出されないことに注意を要したい。

また、今回参加いただいた話者２名は戦後に小字楡田の谷奥の山林開拓を経験した。寛永13年『下串村検地帳』・元禄２年『下弓削村検地帳』には「にれだ」「にれだおく」という畑があり明治９年『畝順帳』では小字楡田の一帯は畑地だった。つまり、開拓組合は70年以上放棄され山林となった場所を再び拓いたことになる。山林の切り拓きと放棄の繰り返しは弓削島の山林利用の特徴と考えられる。開拓者の証言は貴重である。

（１）地名について（小字ごとに表記）

○参考までに平成19年の早稲田大学地名調査の成果を併記する。

○今回新規検出した地名に＊印を付す。

○地名についての説明は（２）～（９）に記載する。

御立（オタテ）

- **オタテノハタケ＊**
- **オタテノハナ＊**
- **ミサキ**
- **コカ**
- **コニレダ**
- **マツガハナ**

日比（ヒビ）

- **ヒビノハマ**
- **カゲヘラ**
- **シミズヤマ**

才ノ木（サイノキ）

- **ナカザキ＊**

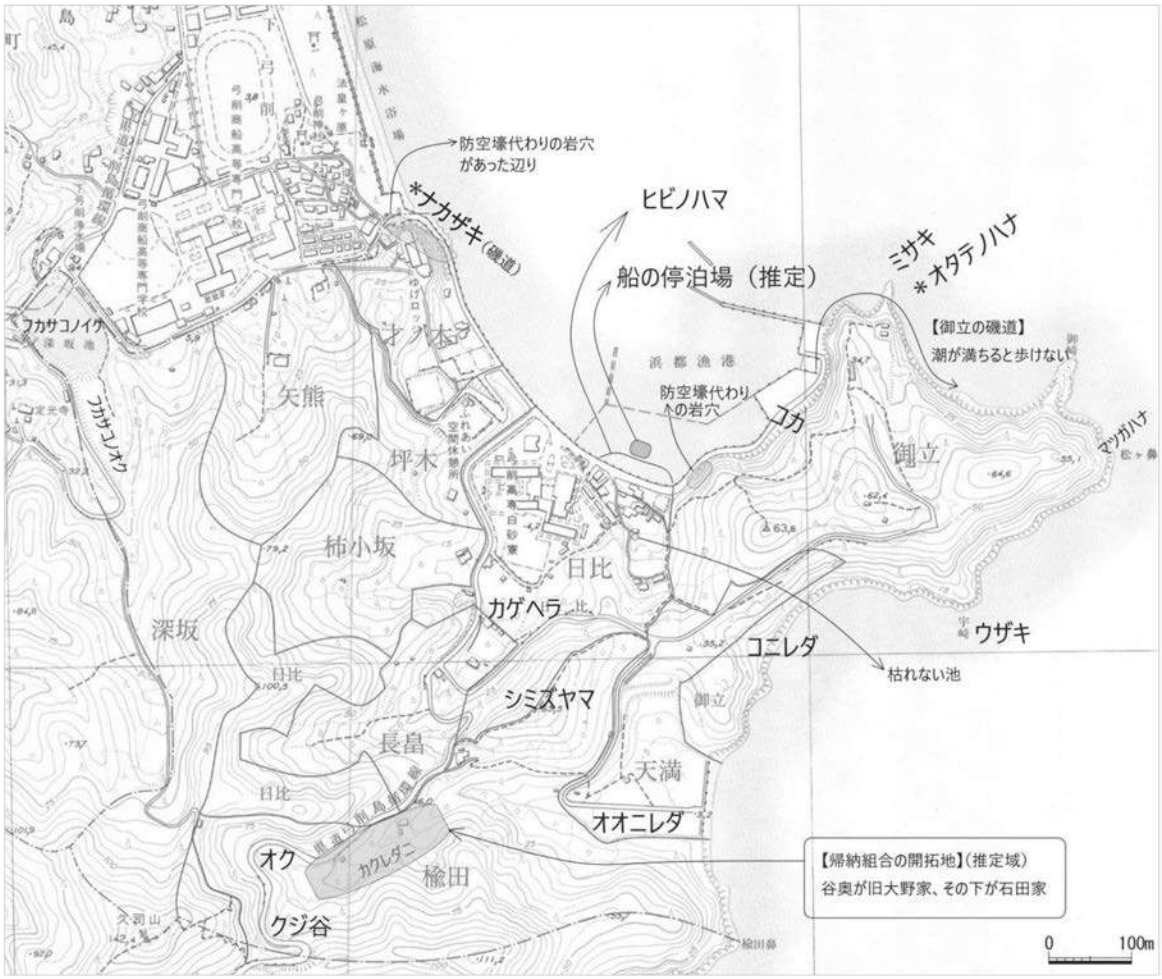

図５－15　日比地区の通称地名

・小字＝明朝体、通称地名＝ゴシック体

・今回の調査で新たに聞き取った通称地名には＊を付す

・小字境は線で表示し、大字境は破線で表示した

深坂（フカサコ）

- フカサコノイケ
- フカサコノオク

榆田（ニレダ）

- カクレダニ
- オク
- クジダニ

天満（テンマン）

- オオニレダ

（２）海について

①御立（おたて）

日比地区の集落の裏手に突出した岬があり小字御立（おたて）という。竹林家の建つ辺りからが日比の海岸（砂浜）のはじまりだった。砂浜をずっと行ったところをミサキと呼んでいた。ミサキの上にある山のことがオタテ。オタテにはミカン畑。ミカンの前はイモや色々なものを作っていた。岩瀬さんによると戦時中の商船学校の生徒は裸足でオタテに行き耕作した。彼らは海軍の重要な予備員であり厳しい教練が課せられていたが絶対的に食糧が不足した。寮生240名の食糧確保のため、オタテの荒地を借り麦やカボチャを作った〔弓削町役場1986〕。

②ミサキの磯道

ミサキは潮が引くと岩場が深く続く。波も両方から打ち寄せた。危ない。この辺りは子どもが遊ぶ場であり、親はよく注意して泳ぐよう言った。岩瀬さんは姉の畑がミサキの先にあったことから、よくこの道を往った。ツボガイ採りにも行った。ミサキの上の方（陸）には的場さんが納屋を持っていて、おおかた一町ほど畑を作っていた。大野さんによると、この磯道は朝早く干潮のときに行った。潮が満ちれば歩くことが出来ず、めったに行かれない道だったと記憶している。オタテへは陸から行く道もあった。石田家（集落の実家）の横から行ったという。

③ウザキ　マツガハナ

――南の方にある「ウザキ」「マツガハナ」という地名を聞いたことがありますか？

石田：ウザキは聞いたことがない。マツガハナは夫がよく釣りに行った。わたしも若いときに一度か二度、山道をずっと行ってお花を取りにいったことがある。正月のお生花（せいか）に活けられるような、スッと芯の通ったいい松が生えていた。一人行くの恐ろしいような感じがして、今はもう行かない。

岩瀬：お寺の花を取りに行った。どういうんかな。あまり大きくならない小さな花。長持ちするのでお寺にお供えする。お墓をきれいにするためにみんな取りに行った。

大野：この辺りにはツワもよく出る。

岩瀬：道路が整備され行きやすくなった。今でもツワ取りに行く。

④ヤシャラ貝

ヤシャラはピンクや薄い水色のツボ（巻貝）。美しい色。きれいな水が注ぐところにいた。そういう場所でないと棲まないらしい。今は見かけなくなった。

⑤塩について

石田：戦後塩の配給がなかったときはこの辺でみな潮（海水）を持ってきて干した。わずかに白い塩が取れる。一度作るところを見た気がするが自分で作った記憶はない。

大野：佐島の実家に家で作った粗塩があった。弓削島が塩浜だったというのは聞いたことがあるが、自分で作ったことはない。

（３）山について

日比地区の水田は、他の地区の住民が出作し地元の人が所有する面積はごくわずかだったようだ。日比の人々は、畑地に食糧生産を依存したという。（２）で述べたように地区の東にあるオタテ（御立）は、主たる畑地となった。

①松の葉採集と利用（ソクダ）

島の林野面積は616ヘクタール（昭和55年現在）。耕地の約２倍の広さでありそのほとんどを天然林の松（自生）が占める〔弓削町役場1986〕。宮本常一は「おそらくもとは木も良く茂っていたものと思われるし、その木の中には広葉樹が多かったと考えられる。それが島をこれまでに木を少なくしたのは製塩のための伐採であったと思われる」と述べている〔宮本1969〕。島では海浜や山の松林で落ちた葉を用具で掻き集め、炊事などの焚き付けの燃料に用いた。松葉採集と利用は全国に民俗事例がみられるが、中世にもマツバかきの事例が見られる。洛中洛外図（歴博甲本）には松尾社で松葉かきをする男が描かれ、謡曲「高砂」や室町期成立のお伽草子「小男の草紙」では松葉を背負って帰る男が描かれる。また、慶長期の京都北野天満宮では、京都所司代前田玄以の取次葛西太兵衛長重が「木の葉かく事」を禁じる法度を出し、加えて北野社に対し13石もの松の葉の供出を命じた。松葉は流通する消費物品として統制・管理されていた可能性がある〔瀬田編2015〕。製塩のため大量の燃料を要した弓削島庄においてどのような燃料管理が行われたか不明であるが、16世紀前後の京都では石単位の松葉需要が発生していた。参考までに付しておきたい。

写真５－16　松の植生が目立つ久司山山頂付近。樹冠の隙間が多く日光がよく通る（平成30年３月撮影）

②嫁いで初めて知った山日の辛さ

松の葉採集の慣行は地区ごとに異なる。上弓削では山日はなく各自が所有する山で松葉かきをした。日比では「山日」といって月に１回か年に数回、地区の住民が所有の有無を問わず山林に入り、松の落ち葉を集めてよい日があった。どの山に入っても構わなかったので、特にその山の呼び名や持ち主を覚えていないという。岩瀬さんの記憶ではたいていオタテに行った。石田さんは自宅の上のほうだったという（集落の元家か開墾地の家か不明）。

大野：私が嫁いだころ（昭和32年）、お姑さんは夜中の２時頃行くものだと言っていた。

石田：まず自分の場所を取る。撫でるもの（松葉を掻く道具）をそこに置いて場所取り。昭和24年に嫁に来たが、実家の上弓削では山日はなかった。上弓削では自分の山をきれいにする。嫁ぎ先では朝早くから取りに行かされ、もう。どうしようかと。ソクダ集めや束ね方は親に教えてもらっていたが、競争してソクダを取ったことはない。一番大変なのは、人と競争して自分が欲しいだけ先に取るということ。みな慣れているので自分がウロウロしているうちに、あっという間に取って行く。難しい場所は何とか取れる程度しかない。山日は辛かった。

大野：わたしが嫁に来た頃（昭和32年）は、お宮さん（弓削神社）の松林の落ち葉はお金を出して買う人がいた。きれいにしてくれるので、あれがありがたかった。おそらく下弓削の人ではなかったか。今は他所の人（業者）がトラックで来て大勢で掻いて持って帰る。

（４）開拓について　日比地区の帰農組合

①戦後の緊急開拓事業実施要領

第二次世界大戦後、155万町歩の耕地開拓と1402万石の食糧増産を目標とする緊急開拓事業実施要領が定まった。これにより全国各地の開墾予定地に戦災者・失業者・海外からの引き揚げ者らが入植した。しかし開拓は容易なものではなく昭和28年には入植者の過半数が営農不振で離農する。政府は事態を解決するために昭和32年に開拓営農振興臨時措置法を制定し、第一次営農振興対策を実施。38年以降は第二次開拓営農振興対策を実施し、開拓者の営農安定と離農対策に取り組んだ。弓削島では昭和23年に開拓農業協同組合が設立された。[(1)]

②開拓と放棄を繰り返した楡田の山林

山口県の周防大島では、サツマイモを作るために松山を伐ると段畑跡が現れることがあり、この段畑を再び拓いたという〔宮本1971〕。日比地区の開墾地である小字楡田は未開の原始林ではなく、中・近世史料に畑地が多数確認される。明治９年『畝順帳』でも小字楡田の大部分は畑地となっている。少なくとも70年以上放棄され山林となった後、帰農組合によって再び拓かれた。旧態の段畑の形跡があったかどうかは不明である。また、早稲田大学の調査では大野・石田家が入植した一帯にオク・カクレダニという通称地名を付している〔海老澤編2007〕。話者３名がこれらの地名を認識しているかは不明である。カクレダニは中・近世の史料に見えるが記載の耕地

面積が大きい。おそらく日比地区のカクレダニではなく藤谷地区の小字隠谷を示すものと思われる。

③日比の帰農組合

日比ではおもに大野家と石田家が開拓をおこなった。岩瀬さんの実家の林家も弓削町から楡田の土地をもらい開拓した（組合への加入は不明）。今は手入れをしていないため全部山に戻っている。大野家は満州から引き揚げ一家だった。大野さんの義父は小学校を満足に通うことができなかったが、満鉄（満州鉄道株式会社）の上層部で働いており、現地では同郷人の世話役だった（石田さんの夫も満州で世話になった）。戦後は農協の組合長や弓削島の帰農組合長を務め、様々な事業に関わった。岩瀬さんは大野家の姉妹から満州での怖い体験談を聞いたという。大野さんが嫁いだ昭和32年にはある程度畑が作られ、イモやムギの収穫があった。

④入植の経緯と山の拓き方

石田さんは20歳で結婚。夫は兵隊から帰ってきたばかり。次男坊で畑一つない。子どもが生まれ、昭和22年ごろに帰農組合が出来たので入らせてもらい、22～23歳頃から開拓生活に入った。お金を低金利で20年貸してもらい８反の山を買った。自給自足をしなければ生活ができなかった。石田さんの夫は役場に勤めており、開拓は幼い子どもを抱えた石田さんの役割。義父は一生懸命働く嫁をかわいがってくれ、開墾をよく手伝ってくれた。最初の３年ほどは満足に作物が取れなかった。その間は夫の収入で家計を支えた。開墾地の払い下げと役場の俸給。そのおかげで食べることができたという思いがある。帰農組合は昭和44年ごろに解散した。

「山もあれだけ開墾したのに全部荒らしてしまって。それを眺めております。わたしが一人だけ現地に住んでいるから。」

<u>木の伐採</u>

石田：開墾する前は山。政府が山の持主に強制的に売りなさいと言うことで組合員は山を買うことができた。わたしの家は８反ほどの山。それをぐるーっと、ずっと畑にした。こんな大きな松、抱えきれないくらいの大きなマツを伐った。

大野：畑の付近に伐った株がありました。今でも残っている。

写真５－17　石田家の旧開拓地（平成31年２月撮影）

火入れ

最初のころは火を入れるのが大変だった。怖かった。義父が一緒に焼いてくれたので心強かったが。火を入れる、ということが難しい。大きな木の切株も火を入れると始末をしやすくなったようだ。焼け土になれば土壌も変わる。２人で少しずつ場所場所を拓き、火を入れ、畑を作っていった。

地ならし

開墾グワで山の土を拓く。石や小さな木の根っこがどんどん出た。石は石捨て場へ寄せたが木の根は捨てるのはもったいない。かためて重ねておき、切って風呂炊きにした。

大きなマツの木も伐ったが、その松がまあ、大変な大きさの切株。根っこが腐るのを待つ。少しずつ切株の周りを削り、どこに切株があったのか分からないほどきれいに取り去った。このとき削った木くずも風呂炊きにした。

⑤開拓地の作物　ソバ・ムギ・サツマイモ・除虫菊・ミカン

開墾した畑に作物がきれいに出来るまで３年かかった。木を伐って、焼いて、刈った草を肥料に入れて。いろんな堆肥を入れて土壌を改良。拓いたばかりの土は酸性。酸性で良いのはアジサイくらいで作物は育たない。アルカリ性になるように土壌改良をした。最初の年はソバを育てた。ソバは酸性でも育ってくれる。茎は肥料になる。拓いて２年は必ずソバを蒔いた。白い花がキレイに咲いた。そのようにして、段々と、ちょっとずつ伐り拓いて畑が増えていった。収獲したソバの実の粒は乾かし、石臼で摺ってソバを食べた。味がおいしかったかどうか定かではない。昔の石臼は挽きが粗かったので、今ほどの味ではなかったように思う。

２年たつとソバ、ムギ、イモ（サツマイモ）の順に段々と種類を増やした。除虫菊も植えるようになった。ムギは６月、イモは11月に収穫した。除虫菊は梅雨時に収獲するが、雨が降るとなかなか乾かず困った。開墾した畑は徐々にミカン畑に切り替えていった。

⑥開拓地の井戸

開墾地は近くに水源がない。畑は水やりをする必要はなかったが生活用水の確保が大変だった。そのため開拓の家は必ず井戸を掘った。浅い井戸なら自分で掘れるが石田家ではどこを掘っても出てこず困った。井戸掘り専門の人を頼み掘ってもらった。職人は２人。土生の人たちではなかったか。職人さんは地形を見てくれる。そして１メートル何ぼかという値段で、掘りながら土管を入れていく。80センチくらいの白いコンクリの土管をおおよそ10～12本入れた。１回掘っても水が出ず、２回目で成功した。

岩瀬：ちょっと岩盤が出るようなところまで掘る。泥水が出ないようにそこまで掘ると聞いたことがある。水が出る道があってそこまで掘るのではないか。

石田：掘っても水が出ないので、大野さんの家へもらい水。２回目の井戸は掘りながら石を積ん

だ。土管を６つも入れた。最初は石垣で築いて、危ないのでコンクリで舗装。そのうちに蟹がわいていた。今は使っていない。上水道が来たのは本当にありがたい。

大野：うちはおじいさん（義父）が自分で石垣を築いて掘った。いい水が出た。

⑦開拓地の電気

石田：私が昭和24年に日比に嫁に来た時、まだ電気は来ていなかった。ランプ生活。何と暗いものかと。里の上弓削では小さいころから電気がついていた。困ったなあって。

大野：ランプは油が悪いのでホヤが真っ黒になる。毎日ホヤ掃除。わたしも電気のない生活してた（実家は佐島の裏手にあり電気が来るのが遅かった）。

岩瀬：割れるんよね、あれヘタにしたら。石油でしよったよね。

石田：道もなかったから畑のなかに電柱を立てていって。電気がついて、あ～よかった、と思ったら、今度は開墾。現地へ行ったらまた電気がない。ランプ生活。昭和26年の中頃についたと思います。帰農組合長の大野さんのおじいさんが国に申請して、申請して、やっと。トヤマ（？）の江ノ折についてそれからずっと僻地につけてくれた。子どもが昭和27年にできて。長男が数え年３つ初めくらいのとき。息子は初めて電気を見て、明るいね～って、喜んで。「お母ちゃん、どうやって消すの？フゥフゥいうたら消えるの？」と。忘れもせんですよ。なんともいえん思い。可愛そうに思ったのを覚えていますよ。「フウフウせんでもええんよ。」っていったら「よかったねえ―！」って、可愛いらしい顔して。忘れもせん。あの、親の思い。

大野：電気ついたときの、あの明るさ。

石田：うれしかったよねえ。

大野：僻地いうか、家が３軒とか５、６軒しかない。そういう所はなかなかしてくれなかった。

⑧農栄丸で出荷

開拓地では段々イモが取れるようになり、供出に出すようになった。イモは11月の初めに収獲できる。11月の中～下旬にかけて２～３回、農協へ出した。供出したイモは農協の農栄丸が運搬した。船は久司浦の人が委託されていた記憶があるという。当時は砂浜が広く、その中ほどの浅瀬に農栄丸が停泊した。ちょうど商船学校の寮の日比よりのあたりの遠浅である。築港はなかった。農栄丸にアユミ（アユミ板）を掛け、その上を渡って船にイモを積み込んだ。

アユミ板

アユミは船に積まれている。幅が50センチほど、長さは４、５メートルくらいの一枚板。長さは船によって様々だった。継いだものは見たことない。（手を広げて）こんなごっつい。アユミは片方を船に留め、片方は砂浜にぽっと置くだけ。アユミの片方には船に固定する紐が付いていたようだ。石田さんはアユミが怖かったという。揺れるアユミの上を歩くだけでも怖いのに、

14、15キロのイグリを担いであがる（サスと呼ばれる天秤棒にイグリを２つ付けて運搬）。若いときは20キロ担いだ。

運ぶ道具　イグリ、サス、オウコ

岩瀬：イグリは夏の農閑期に家々で作った。昔のワラは茎が長く編むことができた。

大野：ぜんぶ母親の手作りだった。

石田：サスはウロンギ（ブロウン木）で作った。やわらかくしなやか。雨に濡れても大丈夫。他に運ぶ道具はオウコ（オウゴ・オウク）。ムギや束ねたソクダをグッとさして担いだ。大きなものはオウコでないと運べない。（オウコは２メートルほどの棒の両側をとがらせて運ぶものを両端に突き、肩で担う）。またソクダ束ねるのも難しくて・・・。そういう時代に仕事してきて、今は天国のよう。なんとありがたい世の中じゃなあと。つくづくありがたいです。

（５）荒仕事（あらしごと）

日比では山仕事やきつい労働のことを「荒仕事」と言う。開発とは自然を人間の都合のよい状態へ造り変えることであり、入植者の身体には激しい労働負荷がかかる。聞き取り調査中、このようなことを伺った。「シモ（下弓削）の人はアラシゴトようせんでしょう。アラシゴトとはきつい仕事のこと。山仕事や百姓仕事のこと。日比の人はアラシゴトをするから山でソクダを採れる。シモの人は平地が多いから、（仕事が）やさしい。やさしい言うか・・・（日比と比べて）楽でしょう。」本来、地区ごとの暮らしの辛さは比べようはないものの、これが日比に暮らす人々の実感である。

（６）山の産物

①キノコ

現在は生（お）えてしまっているが（木々が成長してしまっているが）、昔はソクダをよく採っていたので山がきれいだった。その頃はキノコもよく採れた。

岩瀬：キノコといえばコショウ。

石田：ズルナバ。何と言えばいいのか。ズルズルしたもの。松茸も採れた。家から下る細い道の右側にずっと赤松が生えていた。夫は採れる場所を知っていた。役場へ出勤する８時前くらいにちょこちょこっと山に入って松茸を４、５本採ってきた。採った松茸を入れる袋がないから幼稚園の娘のカバンに入れたこともあって。娘は汚れると言っていやがって（笑）。こないだも思い出話に言われましたもの。それぐらい弓削でも採れていたんです。それが何十年前か、どうしたことか影も形もなくなった。山を掃除しないし日光も入らないから採れなくなったのだろうか。キノコはどこの山で採っても良かった。

岩瀬：松茸あるとこ教えてくれんわね。

石田：シミズ山はこの森岡さんの家の下。赤松が生えていて松茸がよく採れた。今は全然赤松が生えていない。
大野：アケビはうちの畑の上のところにあった。今はもうない。
石田：昔は狩尾の山のほうにいっぱいあった。日比にもアケビはあった。

②ハータナ（イタドリ）
石田：子どものころは剥いて食べた。昔はおいしいと思ったけど、今はどうだか。今食べると「えー（そこまでおいしくない）」という感じですか。
大野：美味しく炊く人もいた。水でさらして炊く。どこでも生えていた。ハータナは春、荒れたところにはどこにでも生える。

（７）里について
①旧道と田
明治９年の『畝順帳』によると、現在の弓削商船高等専門学校と白砂寮の敷地には水田があり、この辺りには隣の地区へ通う２つの道があった。浜辺の道と山手の道である。浜辺の道は潮が満ちると歩けないため、山手の道を使った。
石田：昔は商船学校の寮のところは下あたりが水田だった。上の山手にサエン（菜園か）があり、その下が水田。
岩瀬：砂浜からすぐ上は畑。そしてそこを通る道をナカザキといった。ナカザキとは堀があったような変なかたちのところ。潮が引いて砂浜になったらそこから歩いて帰った。
大野：潮が満ちたら歩けない。今のフェスパ（ホテル）のあたりから山の上の道を歩いて帰った。今のような日比の道路は全然なかった。

②学校への旧道と壕（ほり）
岩瀬さんによると、弓削神社からカーブを回ったナカザキの辺りに、大きな洞窟のようなものが３つあり恐ろしかったという。奥行きのある壕で戦争の頃は空襲の時に防空壕にも用いた。小字御立のほうにも防空壕があった。ちなみに戦時中は隣の因島の日立造船が米軍機の爆撃をよく受けた。そのため弓削島でもイモヅルをかけて日の丸（掲揚した国旗か）を隠した。

③道普請
石田：帰農組合で10日間、手弁当で道普請。農道を県道にするための道路の下ごしらえ。車が通れる幅までは自分たちで造りました。出来た道はそのあと町道・県道になった。
石田：みんな割り当てで、道を広げるために自分の畑や山の土地を提供して。大野さんらが何度かお願いに行ったと思うんです。子どもを置いて一生懸命造った。江ノ折から鎌田まで。全部。わたしは上の竹薮から下の日比までしたのは覚えている。そして、今の県道ができ

た。下ごしらえまで自分たちでして、そして国に請願して、やっと動いてくれた。もとは帰農組合の道普請です。昭和28、29年・・・それくらい。何年もかかった。一度にはできませんから。昭和31年位まで、４、５年かかったのでは。元を造るのが。車が一台通れる幅を造って。農道をとにかく作ってくださいと。最初は町道でした。

大野：昭和32年、私が（嫁に）来た時はまだ石田さんところの細い道を歩きよったよ。あの裏手の藪のところ。もう鎌田から牛乳の車が通りよった（すでに鎌田方面からの道幅は自動車が通れるまで広げていたという意か）。

石田：ああ、そうだったか。そうしたら35年くらいまで（道普請が）かかった。

大野：まだ農道もなかった。

石田：土の道路は雨が降ったらバーッと穴ができて大変だった。舗装は町道になってから。県道になったら立派なアスファルト。あら、良かったなあと思ったけど、何年に県道になったかは忘れました。最初の道普請は自分らが一生懸命つらいことした。覚えています。

④神社とお寺

日比のお宮（氏神）は弓削神社。日比はほとんどの家が自性寺の檀家。本山は京都の東福寺。寺院が所有する土地は寺屋敷という。日比の宅地は自性寺の寺屋敷を借りる家が多い。海岸沿いの少し上がったところはほとんど寺屋敷だという。昭和32年頃の賃料は年間３千円ほどだった。

⑤田と池

今回話を伺った３家は田を持たず田に関することは分からないとのことだった。日比地区の田は下弓削地区の人が耕作し、地元の人々は畑を作ったという。地元では日比の田のことをオヤナシダと呼んでいたようだ。「親なし」とは水がないという意味なのか、詳しいことは分からない。下弓削地区の弓削高専の敷地はかつて多くの田地が広がり、深坂の池があった。日比の田には深坂のような池はない。湿田だったのだろうか、とのこと。岩瀬さんの実家の前には２つ田があり水を引く池があったという。

涸れない池

岩瀬：小さい頃竹林さんの家の横の池は涸れないと聞いた。馬が足を洗った池だと聞いた（弓削島庄代官太田義光愛馬の伝承か〔弓削町役場1986〕）。うなぎを取った。名前は知らない。

大野：昔は低かったから潮が入った。

岩瀬：大潮のときは潮が入らないように閉めた。昔は小さい仕掛けだったが埋め立てをして日比公園が作られたときに大仕掛けができた。大雨の時は上から水が流れ落ちあふれてしまうので、池の仕掛けを開ける。最近では小潮でも潮が入るようになった。少し水路が開いて

いるだけでも入る。開け閉めは大野家がしていた。

⑥二つの井戸

田んぼの上側（場所未確認）に井戸があった。上の方は飲水、下の方は風呂水などに使った。

⑦牛馬などの畜産

牛馬を飼う家はなく、入用のときはよそから馬が来ていた。田んぼを耕す時のことは詳しくは分からない。日比ではブタやヤギ、トリ、ウサギなどを飼育していた。

⑧肥料　モバ・堆肥

モバ

日比ではモバ採りをする人はおらず畑に入れることもなかったという。大野さんの地元である佐島ではモバを畑に入れた。夏の土用の入りの大潮が引いたときに伝馬船でモバを採りに行った。大潮でなければ採れないという。潮が満ち上がるまで待ち、満ち上がったら船でモバのある場所へ向かう。潮が引いたらモバを採る。浜の砂の上にモバを干した。機械船を持っている人は久司浦まで採りに行ったという。昔は海に色々あったがモバも含めてなくなってしまった。

堆肥

岩瀬：日比の人はヤギ小屋で使った敷草を重ねて堆肥に使っていた。

石田：とても良かった。それが唯一の肥料。臭かったよねえ。ミカンには草を入れるだけ。昔は人糞を担いで溝を掘って野菜にかけていた。人糞はアンモニアなので葉物野菜に効く。溝に入れる。姑さんからしなさいと言われたけれど、あれが嫌いで。開拓に行ってからはあまりしなかった。そのうち大きな穴を掘って蓋をして貯めていた。汲み取りはなかった。

大野：担いだまま杓で撒いていた。

石田：上手にねえ。かけていた。ムギにかけた。トイレの大（人糞）と小（尿）は分かれていた。小水ばっかりは水肥え。大に小を少し混ぜたり。わたしは薄めてかけるのが嫌いで。葉にかけると枯れるので野菜の周りに溝を作って、その溝にていねいに小水をかけた。

岩瀬：母親がようしよった。ほかに葉物のよいのは硫安かな。化学肥料。きついんよね。白いような。雨がちょろちょろ降る日がいい。小降りになったらかけるのがいいと。

（８）生活について

①食べ物　イモ・ムギ

戦中～戦後（昭和15～30年）、政府は食糧管理法のもと米穀供出制度を実施。食糧危機に対処すべく米・麦などの主要食糧を強権的に統制し、一定の主要食糧を消費者へ配給した。このため生産者は自家消費基準を差し引いた生産量をすべて出荷することとなった。昭和22～26年までは

米の代替物としてイモ・雑穀なども供出した。田地が少なく米が取れない弓削島において供出は困難を伴った。

②食べ物　イモ（サツマイモ）

イモは戦前から戦後にかけての主食だったが、いまのイモとは全然違う。とくにコウケイ（高系14号か）は多く生産され出荷した。とくに戦後は政府から生産の割り当てが来てコウケイばかり作らされた。コウケイは皮がうすピンク。味はそれほど良くないが一株にたくさん実がつく。コウケイを供出に出し、アメリカ（品種「七福」の俗称[(2)]）という白い実のイモを自家用にした（アメリカはコウケイより甘かったが一株の収穫量が少なかったようだ）。

イモは搗いてカンコロにした。昔はよくおばあさんが海に（砂浜に）コモを敷き、その上にイモを干していた。少しでもおいしく食べられるようにカンコロに小豆を入れて食べた。

③ムギ

主食はムギ（大麦）に米を混ぜて炊いたもの。ムギには実から皮が剥がれにくいカワムギと剥がれやすいハダカムギがある。日比ではほとんどがハダカムギだった。皮を剥がしたものはマルムギ。マルムギをさらにこねれば（圧を加えて平らにすれば）サクラムギ（押し麦）[(3)]。食べるのはマルムギばかり。サクラの方がやわくて食べやすいが、なかなか食べさせてくれなかった。

④ご飯を炊く

ご飯は朝一回一升炊いた。コメとムギの割合は２対８。一回沸騰させてよます（火を止めて十分水をすわせる）。そして、すこし水を足して本炊き。二段階で炊く。マルムギは２時間かけて炊いた。マルムギは炊くとものすごく量が増える。食べるものがない時代、ちょっとでもふける（多く炊きあがる）ように。そういう仕方をして家族に食べさせた。おくどさん（竈。鍋や釜を火にかけて煮炊きをするところ）は、かまを外せば自然と火が消える。うまいこと出来ていた。熾火（おきび）はしない。その都度マッチで火をつけた。焚き付けのマツバは山日で集めた。

石田：今の時代は「（健康のために）運動、運動」というけど、昔は食べるために動いているから、それだけで十分運動になる。食べにゃならんから動く。運動なんて全然要らなかった。

大野：マルムギはムギそのものの味わいがある。実家ではマルムギだけを炊いた。わたしの母親は（他を混ぜたら）おいしいない。そういってマルムギだけを夜中の２時から２時間がかりで炊いた。マツバを炊きつけにする。それから薪を入れて２時間。ちょっと水足して、蒸す、そして水を足す。子どもも多くて毎日炊くんじゃから・・・、それはもう。（家事の合間に）子どもは泣くし（笑）。それで２時間。明け方の４時ごろに「でけた～」とみんな起こされて。

⑤そのほか

大阪方面に出て帰ってくる人が多かった。今は出ると戻らないが昔は親が子に世間を見せ、世間を知らせるために外へ出した。男性は船員が多かった。そういう人は他所から嫁を連れてきた。

（９）思い出について　浩宮徳仁親王の来島

石田：昔の弓削島の歴史のことで浩宮さま（今上天皇）が来られたのは覚えています。国民宿舎に泊まられた。日比にはお宮さん（弓削神社）に来られて。

岩瀬：定光寺を見に来たんよね。国の重要文化財だから。

石田：皇紀二千六百年のときは小学６年生（昭和15年紀元二千六百年奉祝典のこと[(4)]）。上弓削から狩尾まで行って、旗を振って大祝い。提灯を配られてそれを持って行列。夜、船で沖を通るというので提灯をつけて、浜都の裏の狩尾の上で旗を振った。昭和天皇だったのでは。

（本田佳奈）

８．太田地区

調査概要

実施日：平成30年３月13日（火）

場　所：太田集会所

話者（敬称略）

岡　　英捷（昭和17年生、男）

山本　　克己（昭和16年生、男）

山本　壽美子（昭和16年生、女）

写真５－18　聞き取り調査の様子

（１）地名について

● **オオタ（太田）**

太田地区の中心集落で28軒ある。もともと塩田だったが、弓削商船正門前付近の「太田屋敷」に居住にしていた住民が、疫病を避けて全戸移住したのをきっかけに埋め立てて宅地を造成したと伝えられている。明治９年の『畝順帳』では、すでに宅地になっている。今回の調査では、現在の太田集落から「塩がまさん」を祀っている「山手の方まで」が全て塩田だったことを話者の一人が末永等元村長から伝え聞いていた。

山本壽：（集会所に来る時に）さっき階段を上がって来たでしょう。そこまでが塩田だった。塩がまさんという神さんがこの下にある。そこまでが塩田だったと聞いています。

写真５－19　「塩がまさん」からの眺望

手前は「塩がまさん」。その下には海岸沿いの県道まで太田集落が続いている。
かつてはこの場所から、「塩がまさん」の真下まで広がる塩田を一望できただろう。

山本壽：「大きな海岸道路は全部埋め立てじゃけん。太田でもその中道が本通りじゃったんじゃけん。バス停があってここ（太田集会所）へ上がって来るまでの四つ角の通り。四つ角に『幸の神』の石がたっているところの道が本通り。そこまでは全部海じゃったんじゃけん。」

● **ジゾウサン、オミサキサン、サイノカミ**

それぞれ、集落内に祀られている祠等の名称である。

● **（サシマ）ワタシ**

太田集落の西側は佐島に面している。海岸沿いの埋め立て地に県道弓削島循環線が通っており、北は下弓削集落に、南は土生集落に交通している。平成８年に弓削大橋が開通したことで、太田地区と土生地区との境界付近から佐島に陸路移動できるようになった。橋のなかった昔、太田集落の人々は佐島にある農地への移動や通学に渡し船を利用しており、「佐島渡し」と呼んでいた。ワタシは、渡し船が出る場所を指すこともあり、現在の弓削大橋の袂の付近に相当する。ここから、佐島の三ッ小島までを佐島渡しが往来していた。

岡：橋の下から三ッ小島まで、艣漕ぎで行っていた。今フェリーのすべりになっているところが砂浜だった。砂浜から砂浜へ艣漕ぎで渡りよったということ。

● **オオバトとコバト**

波止の呼び名。オオバトは今でも残っている。昔は住民が所有の船をオオバトの中に係留していた。

● **アジロヤマとアジロハマ**

山本壽：（アジロヤマは）山というより丘ですけどね。

山本克：昔は（アジロヤマは）全部畑じゃった。

山本壽：今漁協がある所（下弓削地区）が、アジロハマでその上の山がアジロヤマ。

山本克：アジロハマには大きなフェリーが着きよった。今でもすべりが残っている。今治から尾道に行く船が着きよった。

● **土生地区の地名**

「マルヤマ」は検地帳にも記録されていることから古い地名であることが分かっている。また集落の南東の丘陵の土生地区側は「マルヤマ」と呼ばれていることが、土生地区での聞き取り調査で確認されている。しかし、今回の聞き取りした太田地区の話者には認知されていなかった。「マルヤマ」の下で県道（本道）や土生集落に近い「カンコロヤマ」については聞いたことあるという話者がいた。

山本壽：わたしらは、山の名前より畑の名前で呼んでいた。ニギリハマの畑って呼んでいた。（ニギリハマがあるのは）橋のところ。トイレがあるところ。観音さんかなんかがある。

山本克：太田から橋に行ける道がある。そこら高台。浜じゃないけど、通称ニギリハマ。

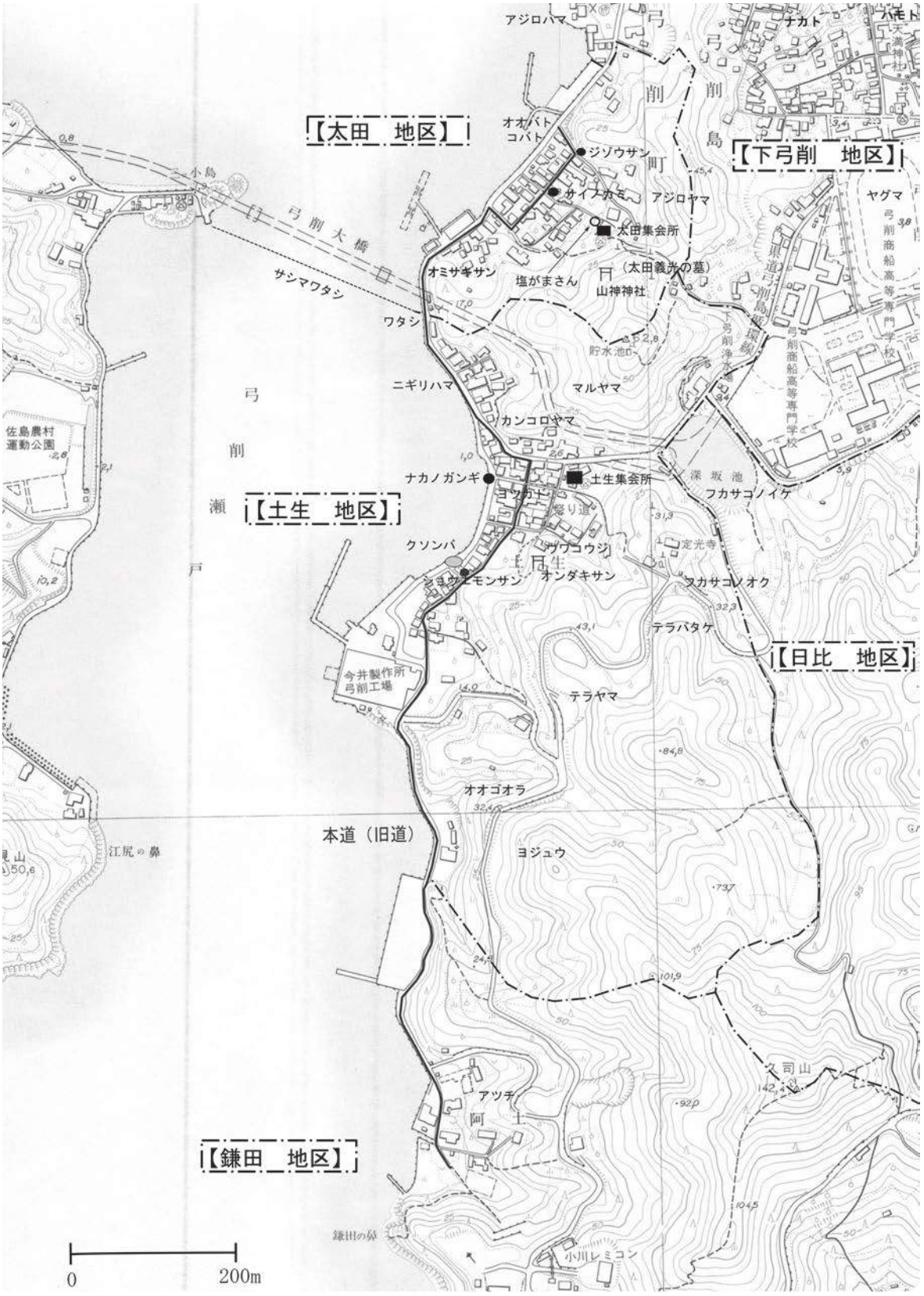

図５－16　太田地区と土生地区の地名

（２）海について

今回の聞き取りでは、海は交通路として語られることが多かった。太田地区には漁師はいなかった。

①船

太田には船を持っている家が数軒あり中には釣り船もあったが、本格的な漁のために使うことはなく、遊びや佐島（の農地）への移動で使うことが多かった。話者の子ども時代は、麦を船で田熊まで運び、うどんやそうめんと交換していた。田熊に行くと子どもはお菓子等を買ってもらった。

船は「オオバト」の中に留め、家の前にすべりや雁木があった。艪は樫でできており、大工をしている住民の中には自分で艪を作る者もいた。数年に一度ソクダを使って船底を手入れしていた。

岡：（船は）遊びに使う人は多かったけど、仕事に使う人は少なかった。
百姓で佐島に行く人は１軒か２軒ぐらいかのう。釣り船は５、６軒あったかのう。
何年に１回砂浜に上げて、船の底をソクダでたでりよった。

②佐島への交通

山本壽：（艪漕ぎの渡し船の時代は）定時はなかって、声を出して呼びよった。
岡：私らは、泳いで渡っていた。
山本壽：（船頭は）普段は交代交代しよったんですが、海が荒れた時は、二人でしよりました。
岡：佐島の中学生がその伝馬で（弓削島に）渡りよった。その後は、役場前から三ッ小島まで機械船渡しがあった。橋が開通するまで続いた。
機械船になってから、定時便になった。平成８年の橋ができるまでは。最後は、車が２台ぐらい乗れるフェリーになった。

③モバ（藻葉）

モバは自由に採ることができた。必要とする住民がモバを乾燥させて畑に入れていた。話者には農業経験がなく、肥料としては下肥が一番なのでモバを採らない住民の方が多かったと話していた。

（３）山について

話者の記憶では、昔は全ての山が薪山で久司山の方に薪を採りに行っていた。決められた山日の日には他人の所有する山に入ることができた。山日は月に数日あった。山日には、黒松の葉を集めてソクダにし、風呂焚きの燃料にしていた。山では狩猟はしていなかったがアケビはよく採っていた。話者が子どもの頃にはよその地区から手伝いの「おじさん」が来て、山や畑の木材の伐採を手

伝ってくれた。

岡：昔は松の葉っぱや枝をとってきていたから山がきれいじゃった。

ソクダもとりよったけん、山がきれいじゃった。だからアケビもよう採れよった。狩尾の山によう採りに行きよった。まだ熟れていない青いアケビは、米ぬかの中にいれて熟しよった。それをおやつ代わりに食べよった。

山本壽：山とか畑とか木を切ってくれる人がおりました。

山に手伝いに来てくれるおじさんには、朝も食事を一緒にして山に行っていました。

（４）里について

①水田

太田地区内には水田はなかった。太田地区の住民は下弓削（ヤグマ）か佐島のタケンナ（竹ノ浦）の水田を持っていた。話者は当時子どもだったため詳細は記憶していなかったが、下弓削と佐島とでは、水田耕作の慣行がかなり異なっていた。

岡：農繁期に稲刈りに３、４日学校から休みもらって手伝いに行きよった。小学校の頃かのう。

○下弓削（ヤグマ）の水田

ほとんどの住民は下弓削に水田を持っていたが、現弓削商船が「高等専門学校となって、（水田を）野球場として広げた」ため、現在は埋め立てられている。水源となっていたフカサコノイケ（深坂池）も「半分になっているんです。埋め立てて」整備されている。

ヤグマの田の面積は広く、水利上の理由から固定した土地を耕作せず、４軒程度で大きい田を分割して毎年耕作する場所を変えていた。

山本壽：かなり広いさら地だったんで、４軒ぐらいが毎年田んぼを代わるんです。

同じところだと水の来るのも違うし。

大きめの田を４軒で分けて、順番に移動していく。

（分割した境界の）印はあります。小さな畦はあったけど道はなかった。

大八車に苗を積んで運んでいたこと、湿田で麦を作っていなかったこと、牛を使っていなかったことが話者の記憶に残っていた。

○佐島（タケンナ）の水田

タケンナの田は三ッ小島の横の池の下にあり、そのすぐ下には潮が入っていた。ここには、太田集落の２軒と佐島の住人が日帰りで田を耕作しに来ていた。ここでは、各住民が決まった土地を耕作していた。話者の記憶では、太田集落の住民は手漕ぎの船で自宅近くの浜からタケンナに移動していた。

山本壽：船を持ってましたから。父親が手漕ぎで行って、佐島の田んぼの下に着くようになっていましたから。

下弓削のハモト（浜都）で一軒牛を飼っており、ここの「おじさん」に個人で牛を借りて耕作を手伝ってもらっていたことが話者の記憶に残っていた。「３～４枚くらい」で「そんなに広くない」田だった。牛を佐島に連れてくる時は個人所有の船では小さかったため、佐島渡しで移動していたという。

山本壽：佐島の方で田んぼする時は、牛を借りておじさんも一緒に行っていた。昔は渡しがあって乗せて渡っていた。自分とこの船は小船ですから。渡しに牛を乗せて、私らは自分とこの船に乗って渡っていた。

おじさんがちゃんと付いているので（牛は）怖がりません。小さなタラップもあって。

佐島で収穫した稲穂は自分の船で太田に持ち帰り、板を渡して船から運び出し自宅の敷地内で三角に組んで干していた。

②太田集会所

太田集会所は、潮音寺の末寺のお堂を借りて半世紀前に建設したものである。古老の記憶では、お堂には名前がなく「立派な階段もあって、屋根もあって」「お座敷もあったし」人も住んでいた。敷地内の六地蔵は「もともと野ざらし」だった。

昭和30年頃までこの集会所で葬式をしてから土葬していたが、佐島に「焼き場」ができてから火葬をするようになった。

山本壽：昔は土葬でしたから。下から担いで来て、真ん中に置いて、皆がここで３回まわっていた。

太田義光の墓所の裏手に、以前は弓削神社の分身の「山ノ神」という「立派な神社」があったが、「壊れて」しまい再建できなかったため、ご神体を太田集会所に安置している。そのため年に１回、10月６日に弓削神社の宮司が太田集会所で祀りを行っている。

（江藤千晴）

９．土生地区

調査概要

実施日：平成30年３月13日（火）

場　所：土生集会所

話者（敬称略）

能地　實（昭和12年生、男）

原田　篤（昭和10年生、男）

写真５－20　聞き取り調査の様子

（１）地名について（図５－16参照）

今回の調査では、「東寺百合文書」に記載されている「**クソハマ（クソンバ）**」「**エノオリ**（鎌田地区）」の地名が継承されていることを確認できた。塩田については、鎌田地区に復元された塩田は話題になったものの土生地区内にある塩田の記憶やそれに直接由来する地名は新たに採取できなかった。しかし、土生では里の土地を掘り返すと「黒くて硬い土」の層が現れるため「井戸水を入れてコメをやった」との証言から、もともと里の広範囲が塩田だったことは確かである。

土生・太田・日比の３地区の境界線を延長すると深坂池付近で交わる。この池は行政区域としては大字日比に属しているが、どの地区の住民も「**フカサコノイケ**」は重要な水源として認識しており「土生の土地」「土生の地名」だと話していた。

太田地区との境界の丘陵に「**マルヤマ**」「**カンコロヤマ**」がある。マルヤマは、太田地区の話者には知られていなかった。そのすぐ下の県道付近の観音堂が安置されている高台は「**ニギリハマ**」と呼ばれており、かつてそこから佐島の三ッ小島まで「**佐島渡し**」があった。昔の村の「**ホンドオリ**（本道）」は、土生バス停付近から一区画内陸寄りだった。この本道は太田地区から土生地区を経由して鎌田地区の「阿土（アツチ）」まで通っている。

中心集落の南側の山手に来名戸神社があり、土生地区では「**オンダキサン**」と呼ばれている。「オンダキサン」の祭り道と本道の交差点は「**ヨツカド**」、そこから海に出た階段を「**ナカノガンギ**」と言った。土生には何か所か船の荷物の上げ下ろしに使用する雁木があったが、「ナカノガンギ」と呼ばれていたのはこの集落中央の雁木のみであった。

住民の言う「昔の庄右衛門屋敷」は日常的には「**ショウエモンサン**」と呼ばれており、その前の浜は「**クソンバ**」という通称が用いられていた。「東寺百合文書」の「**クソハマ**」である。

「フカサコノイケ」から久司山遊歩道を登った辺りに「**フカサコノオク**」があり、その南西の山地形は「**テラバタケ**」「**テラヤマ**」と呼ばれている。この「テラ」の由来は話者の記憶になかったが、地図上で確認するとすぐ近くに定光寺があった。

鎌田地区との境の丘陵の川は「**オオゴオラ（大川原）**」、その上の山地形は「**ヨジュウ**」と呼ば

れている。

（２）海について

土生地区には漁師がおり、松山まで行って魚を卸すこともあった。また、佐島への移動や島内の木材の運搬等にも昔から船が日常的に使用されていた。

原田：その頃大きな漁師は土生地区にしかおらんかった。

ノリ（の養殖）でも土生が３軒、下弓削が１軒、ほかはなかろう。

ここが（鎌田地区の）**コエノオリ**。ばあさんの山があった。ここで木を切ったら、下に降ろして、船に載せて庄右衛門さんのところまで運びよった。

①漁業

船を持っていた人の家の前には個人の雁木があった。終戦前まで「うたせ」で漁をする親船は、アンカー（錨）で沖に係留しておき、小型の船で艜を使って移動していた。そこに「出買い」の船が来て、釣った魚を買って行った。動力にエンジンを使うようになると、「エビコギ」といって、夜エビを獲りに行ったり遠方の市場まで魚やエビを売りに行けるようになった。

原田：帆があって、横に柱があって。

能地：「張り出し」いよった。

原田：風が吹いたら速かった。松山の方まで行ってたんよ。うちの親がうたせ船しよったけん。

時期によって松山の三津浜の方まで（魚を獲りに）行っていた。

原田：昔は「出買い（でがい）」というて、船がやって来て、魚を買うて尾道の市場に持って行きよった。

能地：時には車エビやオウドウエビいうんも獲れよった。かなり獲れよったよ。

船がエンジンになってから、値がえかったら尾道や糸崎の市場まで（釣った魚を）朝早く持って行きよった。

②漁場

昔の自治体と同じ範囲に漁場が定められていた。特に鎌田沖の**トヨシマダシ**は漁業資源の宝庫だった。春はタイとフグが獲れ、冬場にはノリがあった。昔は定置網ではほとんどタイだけを獲っており「マス網」と呼んでいた。権利は弓削の漁協が持っていた。護岸工事をする前は、浜の方でもヒラメがよく釣れた。

能地：四阪島辺りは宮窪の漁場やし、豊島、高井神の方に行くともう魚島の漁場になるから。魚島と高井神が一緒になって漁協あるし、弓削にもあるし、生名と岩城は一つになってあるし。

原田：弓削の漁協は、春から夏先には魚。冬場はノリ。

（トヨシマダシの）この磯は船で出ていかないと。磯の周りが魚の宝庫で。豊島が見える

方向と、別の方向の重なる所で漁場を見つける。この磯を囲むように定置網をしている。

能地：弓削の桟橋でも、コイワシやイカナゴが湧いてきたら、ヒラメもよく釣れよった。昔、護岸工事してない時は、かなり浜が出てたから。今は護岸工事をして埋め立てているから、そう浜が出てこんようになった。

③佐島渡し

弓削と佐島の個人が交代で運営していた。渡し料は安く、逆潮でも運航していた。もともと子どもが泳いで渡れるほどの狭い区間だった。昭和20年頃は、佐島の小学生は３、４年生になると弓削島の校舎に通学していたため、学生の利用が多かった。子どもの事故をきっかけに手漕ぎの渡し船は廃止になったという。

能地：佐島におる時は、大きな声で『渡しよお』とおらばんといけんかった。

原田：佐島に帰る人は、船に遅れたらいかんから走ってた。一人ぐらいじゃったら来んかった。時々悪さして、船が少し出かけたら、『渡しよお』と呼んで逃げよった。

原田：ある時、時化た時沈没して、子どもが一人死んだ。それでやめた。それからは、下弓削（の人が）。

役場の前から三ッ小島までエンジン船で運んだ。

（３）山について

冬に薪用の松の枝を伐採しに自分や親せきの持山に行っていた。黒松も赤松もあったが、黒松の方が多かった。枝がよく肥えて松ヤニが多量に付いている松を「肥え松」と呼び、枝を切って使用していた。黒松と赤松では、黒松の方が「葉っぱがいい」そうだ。赤松があったため、松茸も「ちょっとは」あった。

土生地区の「山日」では採集できる資源を日にち毎に分けていた。５のつく日が山日なので、その前日に採集する場所の「アテ」をつけて山日に使用する道具を置いて準備兼場所とりをする住人もいた。

原田：ここは山日があって決まっていた。５の付く日はどこの山でも松葉とかツングリを自由にとってよかった。

能地：松カサのことをツングリという。焚きつけにいい。松葉で火を付けていた。

10の日は、枯れ枝をとってもよかった。

松茸は昔はあった。生える場所を知っている人はかなり採って来よった。

見つからんように採りにいかんと、見つかったら採られてしまうけん。

（４）里について

①祭り

○来名戸神社

大祭は９日祭（クンチサイ）と言われ、毎年10月９日に行われる。

原田：神さんの宿であるトウヤの家まで行くが、決まってこの道は通る。**ウワコウジ**といよった。神社からこの道を通ってこのヨツカドまでは行く。これは必ず決まっていた。「だんじりとか出ないので、土生地区単独でできるから」その年によって日にちは変わる。昔は神輿も出ていた。弓削神社は10月後半の日曜日。

（５）生活について

①地区の連絡手段

電話がなかった時代は、学校からの連絡は地区から地区に口頭で伝えていた。佐島や鎌田にも直接伝えに行っていた。終戦後に各地区にマイクと電話が設置された。土生地区は個人の家だった。

原田：料金は局に問い合わせて（自分の分を電話のある家に）払って帰る。因島に電話しても１時間もそこらかかった。それぐらいつながらんかった。葬儀の時は大変だった。いろんなとこに連絡するのに。そこに何時間も座って待っていた。

②風呂

風呂を同じ家で毎日沸かすことはなく、３軒くらいで順番に沸かして入りに行っていた。風呂で使用した薪は火消壺に入れて「残り炭」として使っていたため、山で炭焼きをする必要がなかった。

能地：風呂の薪で火が消えたらすぐに出して水をかけて、炭ツボに入れていた。

原田：風呂の残り炭を火鉢に入れていた。

風呂を沸かす時、井戸水を汲んで入れるのが大変なので、三軒くらいが順番に沸かして入っていた。もらい湯かな。

（６）思い出について

原田：弓削は、戦時中、空襲にあうので都会に行っていた人が帰ってくるのが多かった。戦後も、引揚者が多かった。

子どもの頃は、ツングリを取ってきて売って金に換え、貯めて野球ボールを買ったりしていた。

①戦時中

戦時中は、友団会という少年団があった。高等科は登校日に学校のグランドで芋を作ったり佐島渡しの辺りに防空壕を掘ったりしていた。尋常科にはそのような活動はなかった。学校が休みの日には山にツングリを拾いに行った。

能地：ひどい時は、学校の弁当も全部芋の煮っころがしじゃった。

原田：弓削では、冬になると弁当にこうこ（漬物）がのっていた。びっくりした。因島ではそんなもんなかった。

原田：学校に行くのも友団で並んで行きよった。集まるところも決まっていて、遅い子どもがいたら呼びに行きよった。３・４年生が使い走りさせられる。

能地：昔のドンゴロスの袋にいっぱい（ツングリを）拾うて帰らないと（友団会の）上級生が許してくれんかったんよ。

終戦前は、各地区の公会堂やお宮で授業があった。土生地区では、国民学校の小学校低学年の男子は来名戸神社、女子は公会堂に集められた。小学校の５・６年生は、下弓削地区の弓削神社（浜都の松原のお宮）で勉強した。

佐島と太田・土生地区の子どもは仲が悪かった。今ではけんかもよい思い出である。

能地：対岸でどなりあいしよった。佐島（の子ども）は「そうきゃあ」「ほうきゃあ」というんよ。弓削の人（子ども）は「のうや」というんよ。

②戦後

物資のない時代に、塩やひしおといった自家用の調味料をつくっていた。

原田：小さな皿に薄く潮を入れて、天日で干しよった。何日かしよったら白く固まりよった。あの頃は、麦でひしおを作りよった。味噌とは違って、魚を焼いてそれに付けて食べたりしていた。どろどろじゃった。（ひしおの材料は、）麦と麹と塩と大豆。ひしお付けて麦飯食ったらうまかった。

（江藤千晴）

10. 鎌田地区

調査概要

実施日：平成30年６月13日（水）

場　所：土生集会所

話者（敬称略）

亀島　廸男（昭和18年生、男）

亀島　正弘（昭和26年生、男）

お二人は兄弟である。父親は鎌田から神奈川県横浜市へ転出して一家を成し、終戦後鎌田の開拓へ入った。

写真５－21　聞き取り調査の様子

鎌田地区について

史料を見る限り、鎌田地区における水田の所在は小字鎌田のみと考えられる。応長元年（1311）田畠・山林・塩浜以下相分帳には、「カマタ」の田地が見える（と函68・京函29・ヨ函74：数値は京都府立総合資料館（現在の京都府立京都学・歴彩館）によって付された文書番号を示す）。しかし、東風や台風などに直面する土地条件にあって水田の維持が難しかったのだろうか。近世に入ると水田の姿が消えており（寛永13年『下串村検地帳』・元禄２年『下弓削村検地帳』）、明治初年になって再び水田が確認される（明治９年『畝順帳』）。これらの水田はカブトダ・ウエダ・ナカダ・シモダという通称地名で呼ばれていたが、後日運動場となり、現在は荒地となっている〔海老澤編2007〕。一方、もっとも古い畑地の記述は文治５年（1189）作畠検注取帳であり、「アツチ（阿土）」の畑地三百歩が記載されている（よ函４）。中世から現代に至るまで、鎌田地区一帯（鎌田・江ノ折・阿土）で畑作が営まれた。

また、鎌田地区の山林は「ものすごくきれいだった」と語られるほど拓き尽くしていたが、鎌田地区には旧家がなく他所からの入植や他所から出作する家が大半だった。また、他地区にはない牛飼の慣行もあった。

（１）地名について（小字ごとに表記）

○参考までに平成19年の早稲田大学地名調査の成果を併記する。

○今回新規検出した地名に＊印を付す。

○地名についての説明は（２）～（６）に記載する。

阿土（アツチ）

- **オリュウダニ**

甲（カブト）

- **カブトノヤマ**
- **カブトノハナ**
- **カブトイソ＊**
- **ウシコロビ**
- **サンボウヤマ**
- **トイシタダシ＊**

江ノ折（エノオリ）

- **コエノオリ**
- **クドレ**
- **クシヤマ**
- **セキジュウジヤマ＊**

鎌田（カマダ）

- **カメシマノダンダンバタケ**
- **ナカイケ**
- **カブトダ**
- **ウエダ**
- **ナカダ**
- **シモダ**
- **シオドメ**
- **カミイケ**
- **マルイケ＊**
- **ナガイソノヤマ**
- **ナガイソ＊**
- **オオイワ＊**

（２）海について

①海浜地名　ナガイソ

地元に伝わるイソの名前はあまりない。ここは（地図を示して）鎌田のナガイソです。ここでタイ網をしていた。ラクダのくびれたようなところにロープをかけて船をつないで。碇をして、二艘で沖へずっと網を入れていく。ロクロを巻いて網をしよった。鎌田には１軒タイ網の網元があった。梅林という人。バイリン、バイリンと呼んでいた。大敷網言うんか、マス網（定置網）。もうバイリンは網元はしていない。

写真５－22　鎌田の浜の波消しブロックと防波堤
かつてはここに船を付け、モバ干場があった。
写真奥はナガイソとオオイワ

今は定置網は北舛、杉山、丸一、岡島、貴田、藤田…６軒あるんか。定置網は鎌田の沖だけ。網の場所は何年かごとに回していくらしい。現在は鎌田でそういう漁業をしている人はいない。

②海浜地名　オオイワ

ナガイソの手前。ひよる（潮が引く）とずっと磯が出て亀の甲羅のような岩がでる。オオイワとかなんとか昔はいいよったけど。３つ岩が出る。亀の形のように続く岩とあとひとつ。亀の頭と甲に見える。人工的につくったんじゃないかと思える。見た瞬間人の顔のようにも見える。完全に潮が引けば濡れないでこの岩まで行ける。昔は、アワビやサザエがいた。

③海浜地名　カブト：豊富な磯場

・（地図を示して）ここ全体はカブト。この周りはねえ、タコはたくさんおるんですよ。自分が好きだけんね、毎日スーツ着て潜りに行く。多い時は15、16キロ獲れた。タコは干したり、湯がいてぬめりを取る。刺身か天ぷらか酢の物。ほとんど生では食べない。ナスビとタコの煮付やタコ飯にした。一昨年まで行きよったけど腰を悪くして行かなくなった。
・今の時期（６月）はアワビとサザエ。いまはもうサザエはおらん。
・それと９～10月頃になればベラ。カブトの辺りずっと磯になっている。朝早く起きて、暗いうちにベラ（ギザミ）をかきに行くんです。冬場、潮が引くと磯の海岸の砂にベラが取り残されて。潮が引くと砂が上がってくるからね。畑で鍬するみたいにミツメ鍬でガっと掻く。寝よるギザミがウワァっと出てくる。いっぺんに10匹くらい。それを拾う。そこには水ないですからね。もう、みんなで磯沿いを競争。ここらは（カブトの上、西側の海岸沿い）砂浜。だいたい石の中に巣をつくりますから。
・ベラとはギザミのこと。松山ではギゾと呼ぶ。赤と青がいる。赤がオス、青がメス。小さいベラは全部赤。メスは途中から青に変体。ベラは塩焼きが一番おいしい。だいたい15㎝くらい。ギザミはずっと釣れてました。子どもの頃は自然で採れた竹にスジをつけて針と鉛でするくらいで、今みたいにいい竿で投げるんじゃなくして20匹は釣っていた。

④塩田のこと

・塩田の記憶はない。塩田があったと最近聞いた。塩田があったという話はちょっと知らない。
・塩を自分らで作った記憶はないですね。物心つく頃は、土生の北川さんが煙草屋と塩屋さんをやっていた。普通の家みたいなとこなんですけど専売公社の仕事ですよね。親父に頼まれて学校帰りに煙草とか塩を買っていた。島根さんとこは食料品。

⑤モバのこと　モバ拾いとガラモ曳き

モバ（藻場）とは沿岸の浅いところに生育する沈水性の海草や大形海藻の群落である。アマモは波の静かな沿岸や内湾の砂泥地に生育する（ヒルムシロ科）。ガラモは外海沿岸の岩礁地帯に

図５－17　鎌田地区の通称地名

・小字＝明朝体、通称地名＝ゴシック体。小字境は線で表示し、大字境は破線で表示した
・今回の調査で新たに聞き取った通称地名には＊を付す

生育する（ホンダワラ類）。様々な生物が藻の表面に付着し魚の豊富な食べ物となる。藻場は稚魚を外敵から守る。クロダイ、スズキ、メバルなどは初期の段階を藻場で過ごし、ギンポやハゼ類の仲間は藻場で終生過ごす。生態系を維持し豊富な漁場を揺籃した（日本大百科全書）。

・ナガイソのほうにモバがあった。子どもの頃は潮が引くとたくさん生えていたけど。今見ないね。ここ（地図ナガイソの廸男家よりやや西側）にちょっと、去年まではあった。今年は分からん。ちょっと平べったいやつ（形状からしておそらくアマモ場）。今ごろの時分は（６月ごろ）アオリイカが卵を産み付ける。
・ナガイソのモバは広くないからそう取らない。昔はね、これ（港）から親父と船に乗って流れ藻を一緒に取った。今頃（６月）よね。モバが切れて流れだしたころにモバ拾い。プラスチックのゴミがなかったからモバを拾い上げることができた。ガラモは茶色い空気袋がついたようなもの。生えとるんでなしに、切れた、流れたものを拾って。特に決まりなかったんじゃないかな。鎌田では他所から取りに来るのは聞いたことない。
・昔はガラモ曳きにいって畑に入れた。イモに非常にいい。塩分がちょうどええ塩梅じゃったらしい。かなり長い竹でモバ取り用のハサミを作る。長男が船の番して親父がハサミで巻き上げて採った。ハサミ用に親父が山に植えた竹が増えすぎて大変（笑）。家の前の浜辺に干した。完全に干さないで半がわきで畑へ入れる。昔のガラモはわりと良かったんですよ。モズクが付きよったんです。今は付いていないしベタベタする。ガラモ自体がなくなった。
・いま割とアカモク（ホンダワラ科。葉の両縁は羽状に切れ込む体長１～３メートル）が有名だけど、今のアカモクはズルズルして畑に入れられない。

⑥鎌田の避難港

みんなここの部落のもんは船もっていたけどね。漁師船じゃけど。伝馬船ですね。一丁艪。昔は木船。どこで買ったのか。弓削で造っていた所は記憶にない。新造ではなく中古。因島まで買い物も全部艪押していったんですよ。おかげで６人兄弟、女の子以外はたいがい艪がこげる。

台風が来たら家の前に付けとってもぐるっと回して阿土と鎌田の間の港に退避させた。陸にはあげられない。今みたいに情報がないのでうっかり台風なんかで船を沈めたことがある。家の下に付けとったら波と風がきて何回か沈んだ。

（３）山について

①ものすごくきれいだった鎌田の段畑

昔は山の全面が畑。ものすごくきれいでしたよ。今、山の松が生えていない限りは、全部畑でしたから。その頃の写真も持っている。ほんとうに、どう言ったらいいのか。きれいに整地されている。山のてっぺんには木が生えているけれど周りは全部畑。その頃には日立造船に行っていない人はほとんどが畑仕事していた。

②江ノ折の山

江ノ折ももものすごく畑の拓けたところ。今は草ぼうぼう。山本さんや立川さん、３～４軒はあった。ここ（地図を示し）に山本さん。途中下弓削から出てこられた。立川さんはすぐ上。立川さんのお孫さん、80歳近いが元気で今でもミカン園を作りに来よります。こっちの地区（場所不明）からずっと自転車で来ています。久司山の展望台の下、炭焼き小屋か何かこの辺なかったですか。アンテナの所から降りていったところ。ここの山（ミカン山か）が残っているけどね。

③山日

月に何回か山日があった。マツバを採る日、枝を採る日など、採る物が決まっている日もあった。マツバは焚き物。クドさんに焚いたり。枝は風呂を沸かす。誰の山でも入ってもいい。とにかく山日には山に入る。清掃にもなったんでしょうね。昔は山がきれぇんかったんですよ。

④山の産物

・松茸はたくさんではないが採れた。松茸は赤松に生える。うちの親父も生える場所知ってたけど教えてくれえんかったな（笑）。それぞれの家でどこで採れるか知ってるけど絶対教えてくれないものね。だからたまたま行ってあったらラッキーよ（笑）。
・イクチナバというキノコはひんぱんにありました。軒下につるして乾燥させて食べていたみたいですね。上等なシイタケとかはない。
・ズルナバもわりとおいしかった。なめこみたいなもの。ちょっとシイタケみたいな形。わたしたちはキノコ怖いけんはっきり分かるものしか食べない。
・山ブキ（蕗）はおふくろが採って調理してくれました。畑に生えるものではなくゲシ（岩石または地などのきり立ったところ）に生える。山の持ち主が採るなということもなかった。
・ハータナはイタドリ、スカンポのこと。瀬戸田（生口島）ではボッコン。酸っぱく瑞々しい。やわらかい。今はどこでも生えているが昔は楡田（日比地区）くらいにしか生えていなかった。春先、学校帰りに道がないような所で採った。葉が開いていない新芽を採る。お腹すくから折って食べたり束にして持って帰った。食べ過ぎると毒になるらしい。

⑤セキジュウジ山（久司山の別名）

久司山を鎌田の子ども同士では「セキジュウジサン（ヤマ）に行こうか」と呼んでいた。なぜそう呼ぶのか分からない。中学生のころ久司山という名を初めて知った（日比の話者はセキジュウジという名を知らなかった）。秋口にキノコ採り。山遊び。なにしていたんかな。

⑥久司山古墳

昔の古墳なのか村上水軍の見張り用なのか。通り道のと道の反対側の200メートルくらい奥にもう一つ。半分くずれとる。子どもの頃よう行きよった。掘ったらなんか出てくるんじゃないか

と話を膨らませて入ったりした。遊び場というよりちょっと怖いようなところ。

（４）亀島家の鎌田入植

・父は横浜で指物の細工師（机やたんすなどを作る職人）。船乗りのお兄さん（ヨシマツ）を頼って横浜に行った。だから今でも従兄弟が横浜にいる。母の出身は新居浜で祖父と親父が大工。何の関係で知り合うたかはよう分からんけど。僕（廸男さん）と兄は横浜で生まれた。おふくろの親戚頼って松山に疎開して空襲に遭うた。戦後すぐ着のみ着のまま鎌田へ帰ってきて、親父は指物師から180度仕事を変えて百姓しだした。父は左利きじゃった。道具はほとんど自分で作っていたと思います。

・親父はシナ事変（1937～1945年の日中戦争）に行った。大怪我して死んだいう公報が入ってお墓の穴掘って（親父の亡きがらを）待っとったら、生きとったから他のもんがその穴に入ったいう話は聞いた。背中に１尺くらい（約30㎝）の刀疵がずうっとあったね。

・本家は母屋、納屋と大きな納屋。建屋が３つ。タバコを乾燥させる室（むろ）みたいなのがありました。本家に同居しないで仮小屋のようなところから開拓を始めた感じ。農業で食べられんから出稼ぎで日立造船に。兼業農家。仕事帰ってから、今まで作った畑を縮小しながら、みかんとか農作物を作っていた。

・はじめはムギとイモ。後になってタバコで生計を立てた。それから除虫菊。タバコは割と厳しい。何アールの畑に何本植えるか、けっこう（決まりが）きつかったらしい。好きな本数を植えられなかった。専売公社の方へ申告したんでしょうね。農協が船で集めて伯方へ持っていった。イモは半乾きにして一丁艣の伝馬船で持っていった。

・鎌田にはうちが入ったのと同じ時期、たまたま産婆さんがいた。アカイユウさん。僕（廸男さん）の下はその人に取り上げてもらった。土生にも産婆に行ったのでは。僕が物心ついたころには明神に住み替えていなかった。

（５）里について

①居住者・田んぼ・池

・鎌田地区では梅林、亀島の本家、石岡、中西さんの４軒が古い家ではないか。祖父は伯方島の方から入った。他の家も多少出入りがある。他の地区や他所の島の人が土地や作業小屋を借りて畑や酪農をしていた。

・鎌田はもともと他所の人が畑を作りに来ていたところ。我々は後から住んで開墾した。

・田んぼの脇に新川さんの小屋があった。田を買って（借りて？）岩城村から作りに来ていた。何年か住んでいた時期もあった。

・下弓削の村瀬さんという人は田んぼの持主。もともとは村瀬さんが作っていた（ようだ）。

・復元した塩田があるところ、運動場に整備した頃は高校生が野球場に使っていた。野球選手も減って使わなくなって。できればまたグラウンドにしてほしいんじゃけど。残念なのはグラウ

ンドが土置き場になってるんですよね。

・昔は運動場全体が田んぼ。ここの池は枯れない。湧いている。この部屋（土生集会所）くらいの小さい池。その代わり台風が来たら潮がかかる。だから田んぼをやめた。用水路から潮が上がってくるんですよ。潮が満ちるとボラも上がってきました。ウナギも釣れた。中池という名前は憶えていない。私たちが使っていた池じゃないから分からない。

・本家の下に丸池があった。道路を挟んでこの辺り。今は竹が生えている。農業用ではないか。雨が降ったら溜るくらい。湧くことはない。夏になれば干上がるかなという。

②牛のこと

・牛を飼っていたのは亀島家２軒、石田さん、森本さん。たいがいの家が飼っていた。飼っていた牛はオスでタマを抜いていた（金抜き）。耕運機の代わり。鋤をすかせる。畑仕事のためで田を鋤いたことはない。イモ掘りは家族一家出て、１人が牛の鼻を引いて、親父が鋤をもって、あとのもんはイモをひらって行くいうような作業。

・頼まれて江ノ折へ牛を連れていった。自分も手伝いに行った。他所の土地に牛で鋤をかけて畑のイモを掘る。牛の雇われは一日なんぼの賃金で頼まれたのではないか。江ノ折以外へ行ったことはない。備後のおばさん（村中さんか）の家に頼まれて行ったことがある。江ノ折の中腹くらいに作業小屋と畑があった。中段くらいに。商船学校を作った小林善四郎さん（初代校長）の娘さんが学校の先生をしよったけど、叔母さんと江ノ折の畑に行きよったんですよ。

・牛を動かすのは声をかけよったのう。「ホイホイ」とか。左、右の指示の掛け声とかあったような気はする。牛の鼻を引いた記憶はあるが詳しく覚えていない。

③馬喰（ばくろう）さん

・馬喰さんが来る。子牛を買って育てて、ある程度大人になるまで農作業して大きくなったら交換する。馬喰をしていたのは佐島から来ていたオカノコウサクさん。みんなが百姓しよる頃はその人が専属でしていました。どっちも徐々に離れていって。もう百姓も兼業農家になるし、その人も専業の仕事はやめて。自分たちが知る限り、この人一人。

・馬喰さんは牛が少し大きくなると鼻輪を通しに来る。木製の鼻輪。血が出ますでしょう。それを、味噌を鼻に塗って牛が舐めるようにするというのは聞いた。それも一回で済ませていた。やがて金抜きをする。牛の足に紐をくくって倒して抜いて、あとは灰を塗ってそれで終わりじゃと。薬塗りよったみたいですけどね。去勢したのは土生の人。中学校の理科の先生だった有田先生がした。畜産科を出ていたらしい。

④牛の放牧

・鎌田はいっとき乳牛屋さんが入って、７、８頭飼っていた。ナカウラさんの後14～15年は飼っていたのでは。子どもが大きくなるまでおったけんのう。よその人の土地をかって（借りて又

は買って）牧草地にして放牧。役牛は放牧しない。小屋につないで草をやる。一部は交流ではなくバッテリーを使って電柵の枠をして、その中で放し飼い。
・因島から岡野さんと村上さんが来ていた。そこを作業場として。それは鎌田の私たちが住んでいるところです。

⑤東風（コチ）　台風

現在の鎌田地区は亀島家４兄弟の４世帯のみである。「他に土地がなかったしね。親が開拓して買った土地を、家立てるんならという訳で分けてもらった。それぞれ他所に土地を買っても良かったんじゃけど、まあここに。昔の畑を家に（地目を）変えるのは大変。そういう風にしてくれたし。日当たりもええけど台風の時とお互い年を取った時が心配。鎌田はこの山で（地図を示し）コチの風が止まる。松原の海水浴場がすごい荒れている時は、鎌田は大丈夫なんですが、吹き返しの西風、南西の風がまともに当たるから、もう波がすごい。でも８・９割東風の風。みんな鎌田のええとこしか見てない。台風の時いっぺん来てみいと（笑）。ここは灘の波消しブロックをしてくれてますよね（写真５－22）。あれで防波堤越えますからね。砕けたんがドーンと来る。防波堤から波が見える。通路にずうっと水たまりができる。兄貴の家は目と鼻の先ですからね。台風と満潮が重なったら大変。」

⑥神社

鎌田は土生と同じ来名戸神社。地区の行事の運営や集会所は土生・阿土・鎌田で共同。

⑦寺のこと

・他の家がどこの出身か分からない。どこの檀家かも知らない。
・本家の檀那寺は瀬戸田（生口島の瀬戸田町。浄土真宗）。祖父母が亡くなるまで仏壇はなかった。墓所は定光寺（臨済宗）。本家の叔父は定光寺の住職と懇意だったので定光寺へ墓所を置いたのだろうか。
・うちの両親の墓も定光寺。盆と葬式は瀬戸田から坊さんが来た。名前は憶えていない。おふくろが亡くなった時もここから佐島へ連絡してくれた。

⑧旧道　江ノ折・日比への道

・今の遊歩道は昔からあった道。展望台が出来ると同時に遊歩道になった。
・昔はこう、グルっとじゃけんねえ。これしかなかった。江ノ折への道は親元の家の周りを下って畑の間を行く。県道じゃなくて農道。手を広げたくらいの狭い道。
・子どもの頃は今の県道が少し確立していました。一部は舗装されていなかった。自分らが若い頃は自動車がぎりぎり通るくらいの道。37、38年前はなんとか道の形ができていた。
・商船学校までは遠足のコース。それ以外は日比へはあまり行かなかった。

・江ノ折への山路はあった。今散歩道に舗装されていますけど昔は農道。ほんまに狭い、この机の幅しかない、歩いて行くくらいの道。狭いけど舗装。山の合間を縫うような道。江ノ折に４つ上の先輩がいて、ときどき学校からこっちを通って一緒に帰った。一人だったらさみしくて通れない。夏歩いたら涼しいですよ。
・ここはオオゴオラ。谷になって竹藪がグワッとなっている。丸一（網元）のとこから竹藪。この道までつながっていた。
・私たちは（地図のように）上から見たことはないが、エノオリ、コエノオリ、ニレダと順に呼んでいました。江ノ折の次はコエノオリがあるんじゃと。ツガネという山は聞いたことはない。

⑨新道　小学校への道
・鎌田から引野の小学校まで歩いて１時間。だいたい５キロくらい。今のところに自分の家を建てて､長男が小学校１年生のとき。アスファルトの道を汗びっしょりかいて真っ黒になって帰ってくると可哀想だなあと思った。自分の時はそう思わんかったけれど。ずっと歩いて帰りよったからね。帰り道に怖いなあというようなことはなかった。

⑩害獣　イノシシ、タヌキ
・家の周りに耕運機かけたように（イノシシが掘りかえしている）。特に雨あがり。最近見かけないがいなくなったわけではない。突然来る。匂いですかね。イモ植えてひと月して根が張り出したら、フェンスを突き破って入る。イモもなっていないのに掘り返して。畑を荒らしたらイノシシが来るいうけど、あれ、逆じゃねえ。草を刈ったら必ずイノシシが来る。畑が荒れれば視界が悪くなるので来ないのでは。生名島は野犬が元々多いからイノシシの出る数が少ない。今でもスポレク行くところに野犬が必ず３匹おる。
・イノシシも橋ができてから渡ってきたのだろう。阿土の能地さんは漁師だがハンターもしていて、何10か所か罠をかけている。今シーズン、４月の時点で16頭。かかるときは集中してかかる。単車で毎日罠をかけたところを見回り。佐島に上島町のジビエの処理場がある。
・最近は鎌田からタヌキがいなくなった。たくさんおって、一週間のうちに２、３匹見ていたけど、今はほとんどみていない。裏の畑に出ていた。ミカンの木の下に人がむいたように皮が散らばっている。誰が来たんじゃろうかいう感じ。タヌキがむいて食べたあと。かぼちゃやスイカもフェンスをしていないと持っていく。

（６）生活について

①電気・水道・電話
亀島廸：電気が通ったのは自分が小学校６年生か中学校１年生のころか。今から62、63年前。そのときの20ワットの裸電球が眩しかったのをものすごく覚えている。電気が来るから急

いで家を建てた。

亀島正：わたし（弟）が３つのとき。建ってもまだしばらく来ていなかったから。それまではランプ生活。子どもたちがホヤ磨き。毎日灯油ですすけるもんじゃから。子どもが学校から帰ってからホヤ磨き。うちの兄貴が10歳、わたしが３歳。やっぱ４歳くらいまでランプ１つの生活。覚えています。ごはん食べたら、居間にランプを持っていっていましたからね。みんなが集まるところへ持っていって。ほかの地区はあったんですよ。ここ（鎌田）は離れていましたから。大谷も遅かったと思う。

・電話がつく、水道がつく、下水道がつくというたら、もう、わたしらの子どもの頃から考えたら夢みたいな話です。しかも、ケーブルテレビでしょう。もう、こんなところに住んでも、今は全部ありますから。夢みたいな話。ぜいたくしすぎて夢がなくなったもんね。ハハハ（笑）。

・電話なんかも一番最初ついたときは３軒くらいで共同でしたからね。電話はあるけど誰かつかっていたら使えない。電話が着く前は、緊急のときは土生地区の島根さんとこに歩くか自転車で行ってかけていた。島根さんとこがこの地区唯一の電話がありましたから。グルグルっと回して交換士が出よった時代ですから。

②土生の店

鎌田には店がなかったので土生へ買い物。小まい部落に三軒店があった。昔は配給制度があったでしょう。島根さんの店で帳場みたいなのがあって、米や酒の配給を受けていた。

③昔の農具

・昔はいろんな機械があった。本家でじっちゃんが唐箕をグルグル回すのを見よった。竹の棹をクルクル回して叩いて殻と実を選別する。菊の穂先を落す機械とか。

・ムギの脱穀機は昔風のハンドル。農協が貸していた。一軒一軒順番で持ち回り。

・出荷もした。浜に農協の船が来てイグリいうてんびんでサスでかいてから。全部親父が船に積み込んだ。

④食べ物のこと

・ムギブネは木製の脱穀麦の大きな入れ物。部屋の中にあった。１年食べるために何石も要った。農協に少しずつ持って行って搗いてもらうかハッタイ粉にもしてもらった。

・イモツボも持っていた。屋敷の床の下にツボを掘って収穫した１年分のイモを貯蔵。玄関の下に取り窓をつけて要る分取り出す。それは食べ用。種用は畑に土に埋めて親父が何ぼか貯めとって時期になったら掘り出して。ほんというと、その頃はムギとかイモいうのは主食でしたからね。覆うように稲わらしいて、真冬になったら寒いから。

・学校行くのにしょっちゅうイモで胸焼け（笑）。その代わり帰ってきてひもじい思いしとった

らイモ炊いてくれてたからね。だからコメは食べれなかったけどイモだけは十分食べらしてもろうた、いうか。

・その頃のイモはおいしいものじゃないんですよ。農林なん号とかいう、黄色いイモが多かったです。昔のイモは食べられたもんじゃない。そのかわりこんな大きくなる。すごく。農林４号とかなんかそういう名前。赤イモよりも大きい。鳴門金時とかあんなおいしいものじゃない。ただほくほくとした感じ。あま～く食べれるんは、イモを炊いた釜の底に残った蜜みたいなこげ。あれがおやつみたいなものでおなかいっぱい食べた。赤イモよりも出荷用に作った黄色いイモが多かった。

・クズイモはカンコロいうてスライスする手回しの機械で日干しにしてね。それも出荷していました。今でいう潰したあんこみたいな。

・最初の頃は100パーセント麦飯。小学校・・・・中学校くらいで、七・三とか半白（ぱく）とか。半白までなかなかいかなかった。もう、年に１、２へんですね。米ばっかり食べられたのは。当時の語り草でね。誰か死んだら（冠婚葬祭なら）御馳走喰えるかな、というような（笑）。

⑤上だけ白米の弁当

亀島正：それでも学校時代の弁当は米だけ炊いてもらわれんかったか？麦の記憶ないけど。

亀島廸：いや、あのね。見栄えをよくするために下に麦のご飯敷いて、上に米を置いてた（笑）。

亀島正：ああ　そうだったかのう（笑）。

亀島廸：サラリーマンの子どもは米。百姓の子どもはほとんど麦。見栄えをよくするために弁当箱の下に麦敷いて上へ米。私と長男は十離れていたけれど、その長男が高校のとき私は小学校上がるくらい。長男が独りご飯（弁当）要るときは、釜の中に麦といて入れて、その上に米を入れた弁当箱を置いて一緒に炊いた。上にたまった麦をちょっとスライス（取り除け）しながら炊いていた記憶がある。８人兄弟だから１回一升以上炊くんですよ。弁当がさすがに全部ムギでは（という親の思い）。米の量を多く見せるために、麦と混ざらないように、少しだけ米を炊く。そうやって米だけの弁当を（長男に）持たせてやっていたんだと思います。

⑥物々交換

たまに因島の漁師の魚とイモやマメ、タマネギなんかと交換。あまりいい魚じゃない。エソが多かった言うてた。どういう駆け引きをしてたかは分からない。エソは１メートル以上ある大きな魚。白子の煮つけはおいしいが身は白身でポロポロ。フライにしたらおいしいがホネがましい（骨が多い）。今はじゃこ天かすり身くらいにしか使わない。この辺でもルアーで十匹位釣れる時がある。歯が鋭く何でも食らいつく。釣ったキスを引き上げると食らいついている。

⑦自家製の食糧

漬物や味噌は全部自家製。ダイコンの醤油漬や塩とぬかで十斗樽に漬けた。味噌は前の年に菌を確実になおして（保管していて）ムギを蒸してそのムシロの上に広げると前の菌がつく。大豆を蒸かして半分くらい搗いて昔の大きな樽に保存。

⑧病院

亀島廸：当時弓削には医者が２、３軒。因島病院が大病院。昔は病院が多かった。自分が夜、下腹がうずうてたまらんから、あくる日仕事休んで。一晩中苦しんだ。親父が坂道背負うてくれて、医者まで行った。因島病院行ったら盲腸が破裂寸前。このあたり（鎌田）や大谷、狩尾。中心地から離れるほど不便だったと思う。

（本田佳奈）

11. 狩尾地区

調査概要

実施日：平成29年11月１日（水）

場　所：狩尾集会所

話者（敬称略）

尾野村　敦視（昭和19年生、男）

村上　　善重（昭和２年生、男）

写真５－23　聞き取り調査の様子

（１）地名について

①海上の地名

● **コママエイワ**

「六別當」の南の海岸線にある特徴的な岩に付けられた名前。

● **マエイワ（マエワ）**

「六別當」の南の海岸線にある特徴的な岩に付けられた名前。「サキイワ」より海に面した岩を指す。

● **サキイワ**

「六別當」の南の海岸線にある特徴的な岩に付けられた名前。「マエイワ（マエワ）」より海岸部に面している。

● **コヤカケイワ**

狩尾地区の「ハト（波止場）」より南部にある海上に頂部のみを出した岩。

● **ウシノセ**

狩尾地区の波止場より南部にある海上に頂部のみを出した岩。「コヤカケイワ」の西部にある。

● **ミョウトイワ（メオトイワ）**

狩尾地区の波止場より南部にある海上に頂部のみを出した岩。「ウシノセ」の南西部にある。

● **ジュウバコイワ**

狩尾地区の波止場より南部にある海上に頂部のみを出した岩。「ミョウトイワ（メオトイワ）」の西部にある。

● **ニマイイワ**

狩尾地区の「一本松」の南部にある岩。

②海岸の地名

● **クズレ**

狩尾地区北部の海岸の「小岳鼻」周辺に付けられた地名。

● **オキウラ**

「クズレ」より北部の浜浦に付けられた地名。

● **オダケ**

「小岳鼻」のある尾根に付けられた地名。

● **カクオジ**

「オダケ」の沖にある突起した岩に付けられた名前。

● **イッポンマツ**

「ハト（波止場）」より東に見える、海岸線の端には、かつて大きな松が生えており、「イッポンマツ（一本松）」と名が付けられていた。その場所より北側の海岸線は、地形上、「ハト（波止場）」から見ることは出来ない。また、名の由来となった松は、松くい虫の被害にあい、現存していない。

③山間部の地名

● **ダンジリヤマ**

狩尾地区北東部にある山。立石山。

● **コジキヤマ**

狩尾地区北東部、「ダンジリヤマ」より更に北東部にある山。

● **フルホウサン**

狩尾地区西部にある山。

● **イシノヨコ**

「ダンジリヤマ」の下部にある大きな石の横側に付けられた地名。秋になったらアケビがたくさん採れた。

④里の地名

● **カイコン**

「クズレ」の西部、「オダケ」の南西部の山の斜面にある地名。「オオクボ」とも呼ばれる。

● **カミユゲバタケ**

狩尾地区の集落東部、「ハト（波止場）」の東部にある山の斜面に付けられた地名。上弓削畑。

● **スミヤネ**

狩尾地区の集落東部、「カミユゲバタケ」の北部にある山の斜面に付けられた地名。上の方は笹が群生しており、刈りに来る人がいた。炭屋根。

● **マツバラバタケ**

狩尾地区の集落東部、「ハト（波止場）」の北部にある山の斜面に付けられた地名。松原畑。

● **オクノタニ**

狩尾地区の集落北部にある山道の東側にある地名。

● **ヒラキ**

狩尾地区の集落北西部にある迫の東部斜面に付けられた地名。

● **シンビラキ**

狩尾地区の集落北西部にある迫の西部斜面に付けられた地名。

● **ヒランタネ**

狩尾地区の集落北西部にある迫の西部、「ヒラキヤマ」の西向かいの斜面に付けられた地名。

● **ヒラキヤマ**

狩尾地区の集落北西部にある迫の西部、「ヒランタネ」の東向かいの斜面に付けられた地名。

● **フジタネ**

狩尾地区の集落南西部にある、「ミタアライ」の西部に付けられた地名。藤谷。

● **ミタアライ**

狩尾地区の集落南西、「六別當」より更に南西部の迫に付けられた地名。

（2）海について

・狩尾地区の海岸線には、突出した地形や特徴的な岩などに名が付けられており、「コママエイワ」「マエイワ」などがある。
・狩尾地区沿岸部の海中には岩が二つ並んでいる地点があり、「ミョウトイワ（メオトイワ）」と呼ばれている。また、同様に二つの岩が並んだ地点を「ニマイイワ」と呼んでいる。前者が、干潮時に海上に姿を現すのに対し、後者は海上に姿を現すことはない。
・漁場となっている場所には、目印となるものに名が付けられている。例として「コママエイワ」の沖には「ウシノセ」、「イッポンマツ」の沖には「ニマイイワ」、「オダケ」の沖には「カクオジ」がある。
・「ハト（波止場）」のある地点より沖には漁礁が設置されている。以前は廃バスを漁礁として沈めていたが、２年程で姿を消すため、現在はコンクリート製のアパート状の漁礁を設置している。なお、アパートには貝殻が付けられている。
・狩尾地区には、船の所有者が、話者を含めて３人おり、小魚や蛸などを獲っている。
・塩化ビニールの筒を加工（片面を８分割し、中へ入れ込む）した、蛸壺のようなものを作り、７本程度を並べ、海中に仕掛ける。蛸は、大きいものでは３kg程のものがとれる。また、繁殖期には、雌蛸の入った筒の周りに雄蛸が付いていることがあり、雄蛸を逃がさないよう、引っ掛けてとることがある。
・蛸は年700匹程度とれるが、売ることはなく、殆どが、近隣住民や釣り人などに配るという。
・「コママエイワ」の沖には「オオマス」「コマス」呼ばれる定置網を仕掛けている。鯛やハマチなどの魚がとれるが、場所によって漁獲量や種類が一定しないため、漁業者の中で、クジで網の

設置場所を決めている。３～４年前は下関の方から弓削島までトラフグも来ていたが、現在は、広島で水揚げされるため、弓削島まで来ることは少なくなっている。

・戦後の一時期に集落内で塩づくりが行われていた。少なくとも昭和23年頃は製塩を行っていたという。場所はハト（波止場）の周辺で、畑に赤土（後にコンクリートを使用するようになる）を入れ、たたき固めた所に、テンビン（桶を担いだ状態）で海水を汲み上げて撒き、日光による乾燥で海水を濃縮させていた。濃縮された海水（鹹水）は、釜（五右衛門風呂よりやや浅い程度の深さ）で煮詰め、塩を精製した。塩田を使用せず、直接海水を釜へ汲み入れ煮詰めることもあったという。

・塩田は小規模なものであり、暑い時期に行われていた。塩田として使用する畑は、個人所有のものを借り、集落の人間が全員で作業を行った。

写真５－24　狩尾地区の海岸線（波止場より南西部　平成29年11月撮影）

（３）山について

・狩尾地区の山林は、ほとんどが松で構成されている。

・地区内の松林は、固有林が多く、小字「六別當」などに存在する。

・松林の内、「オンマツ」は、切り出して、家屋の建材にしていた。腕のいい大工がおり、曲がった松も上手く加工して建設していた。

・松以外の植生としては、杉や檜があり、檜は谷間に生えている（植えられている）。これらは、売ることを目的として伐採される。

・松葉や松材は、束にして、風呂焚きに使用した。これを「ソクダ」という。
松くい虫が発生した頃から、松林が減少し、「ソクダ」もあまりみられなくなった。

・弓削中学校の生徒がアケビを採りに来ていた。佐島から採りに来る人もいた。学校帰りにお宮の

ところに鞄の中身を置いて、鞄だけを持って、鞄にアケビをいっぱい入れて、本を手に持って帰る。他に遊ぶところがないため、秋祭りになったらアケビ採りを行っていた。アケビを採る際は、収穫したアケビを入れるためのカンギを編み、蔓の上を移動していたという。

・昔は弓削島には松茸が大量に自生しており、特に狩尾地区は島で一番多かった。それを収穫し、売って金を得ていた。その金で好きなものを購入しており、学校の備品のスパイクなどは使用せず、自身が購入したものを使用していた。今はイノシシがみんな食べてしまうという。松茸は、減少し収穫出来なくなった。

・松は黒田肇（ハジオジ）さんという大工がおり、松材を上手く組んだり、曲がった松も上手く真っ直ぐ切り出して家の棟などに使用された。その人の建てた家は、構造が一緒であり、誰が建てたのかが分かるという。

・松林は地区全体に分布し、ヤマキリサン（松の木を切る人）が切り出して棟木などの建材に加工していた。

・昔は松林の下草を綺麗に刈るなど手入れをしていた。刈った草は、飼育している牛に与えていた。

（４）里について

・小地名「スミヤネ」の上には、笹が多く生えており、上弓削の住民も刈りに来ていた。土地の所有者は不明であり、刈り取られた笹は、牛草や畑にも用いられていた。

・狩尾地区の内、北側を「オカガリョウ（上狩尾）」、南側を「シタガリョウ（下狩尾）」と呼んでいる。「オカガリョウ」の家々は真言宗願成寺の檀家、「シタガリョウ」の家々は、内北側５軒は臨済宗自性寺の檀家であり、南側５軒は、自性寺より分かれた潮音寺の檀家となっている。葬式は引野地区にある惣観寺の田中住職と合同で行っている。

・地区内の祭礼は、毎年10月７日に行われる。地区内の20軒の家より、「オカガリョウ」・「シタガリョウ」から各５人（計10人）の「トウニン」を決め、更にその内から、各１人ずつ（計２人）の「トウヤ」を決めた。その際、前回「トウヤ」になった人は選考より外されるという。

・「オカガリョウ」の住人は、狩尾地区にある山ノ神神社と上弓削地区にある高浜八幡神社の両方の祭りに参加する。狩尾の祭日は10月７日と決まっている。上弓削地区の祭りは10月15日の一番近い土・日曜日と決まっている。上弓削地区は岩城島の祭礼にも大夫が行くため、人口の減少に伴い、祭りの運営がうまくいかなくなってきた。そのため、祭りの日をずらすことは出来ないか相談を受けたことがあるが、山ノ神神社の祭りの日はずらせないといったという。

（５）生活について

・因島三庄町の家老渡には、かつて遊郭があり、引野地区には船の渡し役がいて、そこから因島まで遊びに行く人がいたという。引野地区より因島までは、船では５分程で着いたという。

・下弓削には、青年クラブ「同志会」があった。祭りのだんじりを運行したりした。

（６）思い出について

・浩宮徳仁親王が大学を卒業する折、中世瀬戸内海水運史の研究のために弓削島に来島した。その際、浩宮さまは狩尾にも立ち寄った。集会所近くの駐車場には記念碑が建てられている。警察が５人くらい来ていたが、浩宮さまが手をのけてくださいと言って、皆と握手してくれたという。ロッジに泊まっていた。尾道から普通の高速艇で普通のお客さんと一緒に来た。因島までは広島県警、それからは愛媛県警が警護をしていたという。帰りは伯方島へ寄った後、大三島へ向かったという。

・村上さんは昭和13､14年の頃に満州へ渡った。父親は満州鉄道に勤務しており、話者自身も満州の学校に通った。シンキョウ（長春）に暫く居住した後、リョウヨウ（シンヨウ）の平和通りへ移った。そこでは長く住むこととなった。

・昭和20年８月15日に自身の所属する軍隊が解散。解散した場所に恵まれており、シベリア抑留は免れた。その後は自分の服を売るなどして生活。当時勤めていた職場は、行けば解雇を通告される状態であった（退職金は貰えたようだ）。

・昭和23年、屋根なしの貨物船に乗って日本へ帰国した。

（安田　豊）

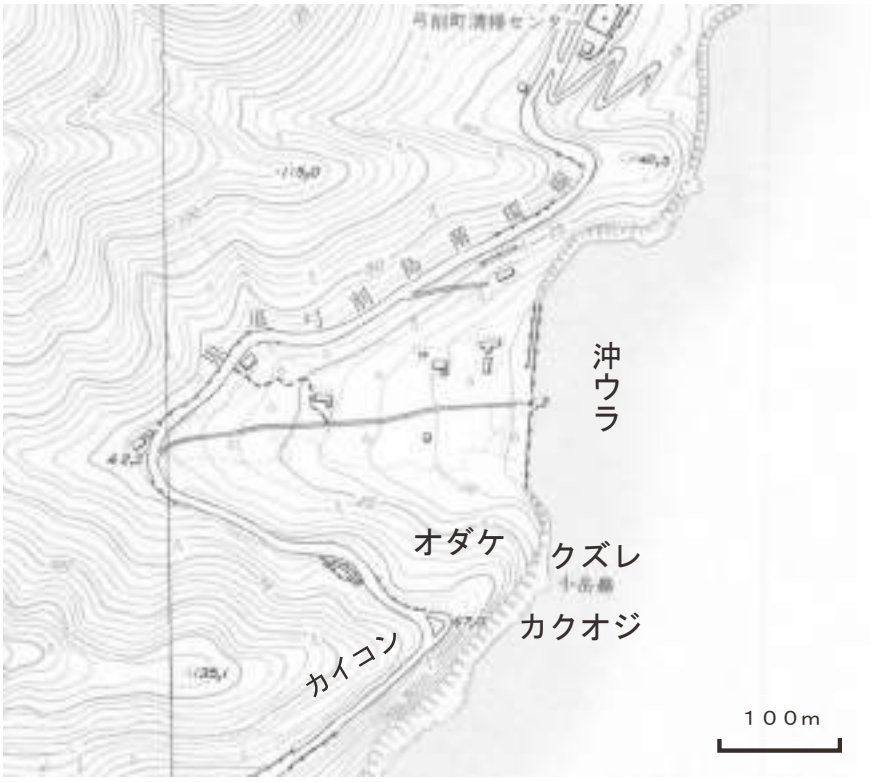

図５－18　弓削島地名等分布図　狩尾地区１

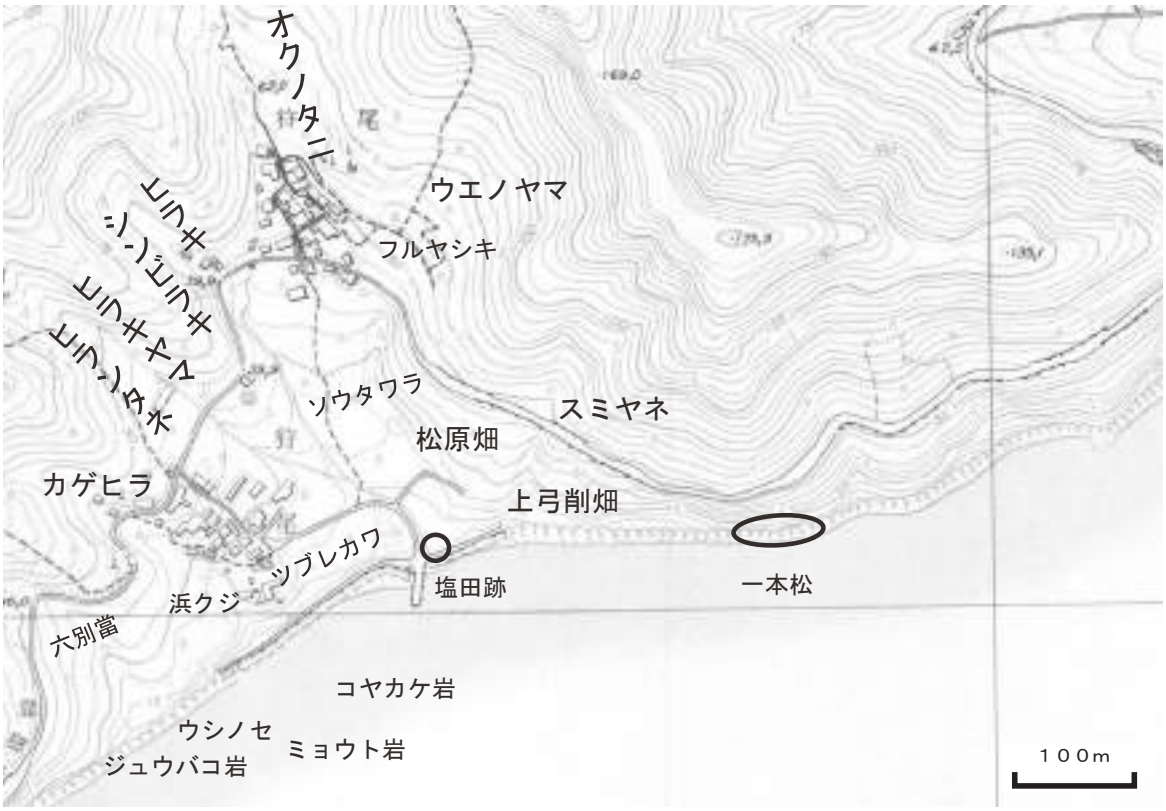

図５－19　弓削島地名等分布図　狩尾地区２

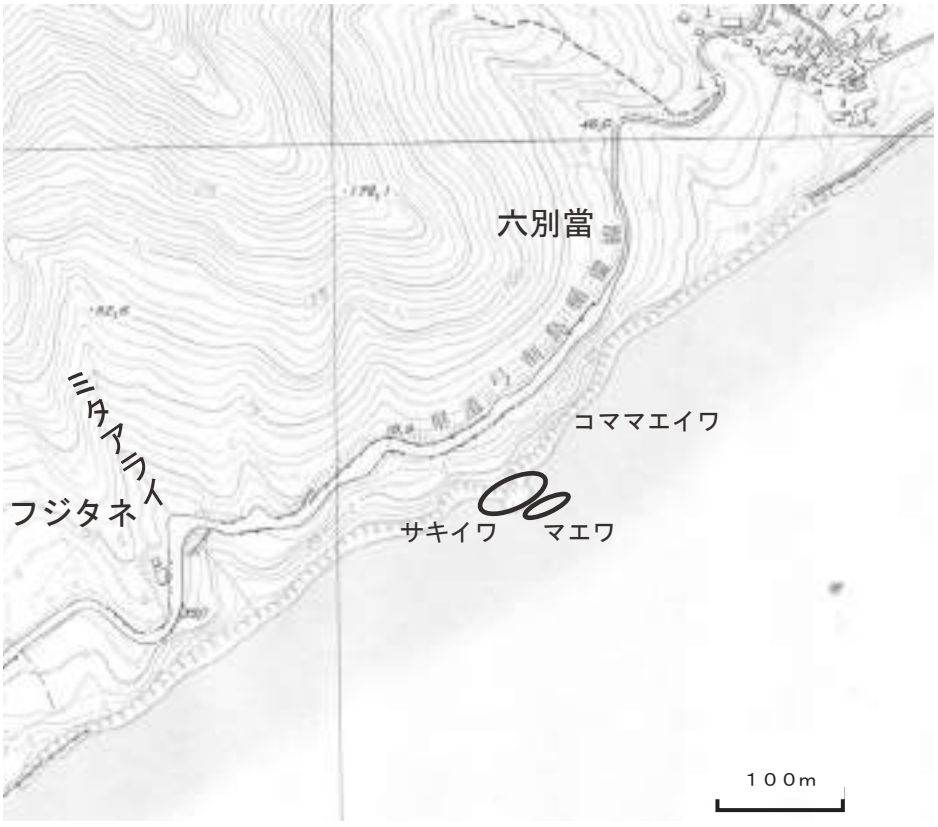

図５－20　弓削島地名等分布図　狩尾地区３

12. 大谷地区

調査概要

実施日：平成30年６月14日（木）

場　所：大谷集会所

話者（敬称略）

長田　　良子（昭和８年生、女）

澤田　多加子（昭和31年生、女）

濵本　　和美（昭和26年生、女）

益田　　弘文（昭和７年生、男）

長田さんは久司浦で生まれ３歳で大谷へ移った。益田さんも久司浦生まれで船員生活を終えた後、両親が住む大谷へ戻った。澤田さんは長田さんの娘であり、濵本さんは長田さんの妹である。

写真５－25　聞き取り調査の様子

大谷地区について

庄園時代、島の東海岸の急峻な山林は主力の畑作生産地帯として拓かれ、庄園経営を支えた。大谷地区（大谷・津原免）では助成、有重、重国、友貞などの平百姓とその下作人が集落を形成したと考えられる。大谷は預所分、津原目は地頭分として管理された時期があった〔山内1985〕。寛永13年『上串村検地帳』には「つはらめノ岡麦有（麦作可能の意か）下畑四畝六歩」とあり、元禄２年『上弓削村検地帳』には丸山（小字大谷のうち）に下々外畑１所、津原目浜・津原目上に下々外畑13所がみられる。明治30～32年の迅速図には小字大谷・沖浦に集落はなく小字津原免に３軒確認される。史資料を見る限り17世紀半ばから20世紀初めまでの大谷地区は津原免が生産の主体だった。そして昭和11年ごろ、小字大谷・沖浦には三人組（３戸の小作人）の再開発が入り、昭和22年に大谷開拓共同組合（26戸前後）の開拓が始まった〔愛媛県農林水産部農地拓植課編1971〕。このように大谷地区は山林開拓と放棄を繰り返した。連動して集落の形成と放棄があったと推定する。今回の話者の方々は大谷地区最後の開拓の経験者である。

（１）地名について（小字ごとに表記）

○参考までに平成19年の早稲田大学地名調査の成果を併記する。

○今回新規検出した地名に＊印を付す。

○地名についての説明は（２）～（７）に記載する。

百貫島（大谷地区の北東にある島）

- **ヒャッカンジマ**
- **ナガイソ＊**

井手（久司浦地区）

- **イテノタニ＊**
- **サザイワ＊**
- **オオダケ**
- **オオダケノハナ**
- **カガミイワ＊**
- **イワヤ＊**

大谷（オオタニ）

- **ミヤマ（三山）**
- **カモリ＊**
- **クドイワ＊**
- **アカイワ＊**
- **カメイワ＊**
- **マルヤマ**
- **ジショウジバタケ**
- **ヒナタビラ**
- **シュウトメヤマ＊**
- **ヨメナカセヤマ＊**
- **クジラミチ＊**
- **オクノタニ**
- **オツウノイワ＊**

眞処（マドコロ）

- **オオタニノハナ＊**
- **アベヤマ**
- **フルイチバタケ＊**

津原免（ツハラメ）

- **イッポンマツ＊**
- **チンゴイワ＊**
- **コツバラメ＊**
- **オオツバラメ＊**

芋（イモ）

- **コジキヤマ**

源太夫（ゲンダユウ）

- **フルエ**

大平（オオヒラ）

- **タテイシヤマ**
- **ダンジリヤマ**

影平　狩尾（狩尾地区）

- **サヤントコエ**

小字未確認

- **オキウラ＊**

  サヤントゴエの話のなかで出た地名。場所不明。
- **オダケ＊**

  サヤントゴエの話のなかで出た地名。場所不明。

山之神（狩尾地区）

- **ヤマノカミ**

向（久司浦地区）

- **オオテイヅキ**
- **ヤナザコ**
- **アカハネ**

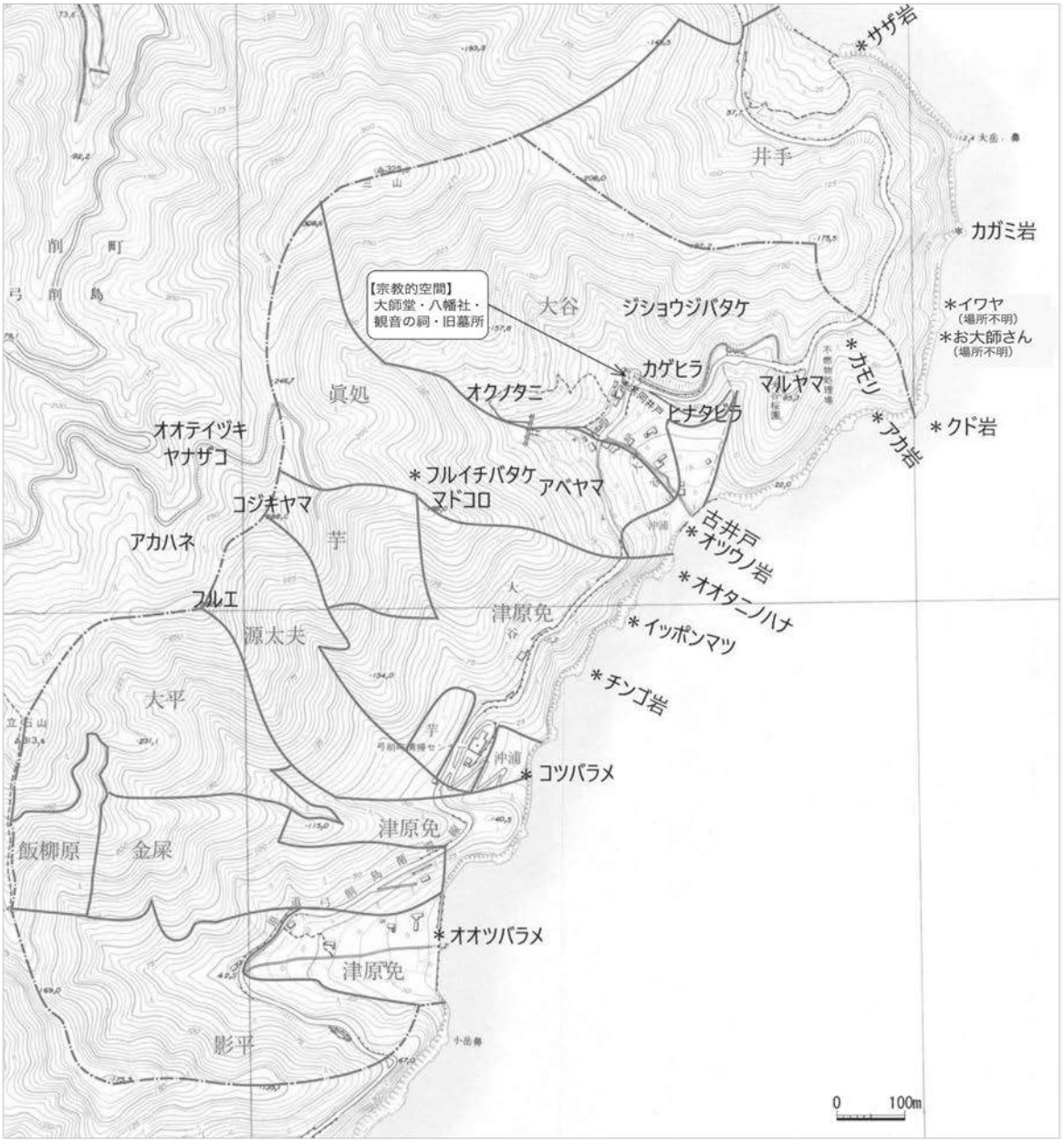

図５－21　大谷地区の通称地名

・小字＝明朝体、通称地名＝ゴシック体
・今回の調査で新たに聞き取った通称地名には＊を付す
・小字境は線で表示し、大字境は破線で表示した

（2）海について

①海浜地名　久司浦地区小字井手

大谷の人々にとって、隣接する久司浦地区の小字井手の海岸線も生活圏にある。南から順にイテノタニ、シマジリと谷が続く。そしてシマジリから久司浦に変わるところにカタヤマがあって、そこがデンジュウ。そしてシマジリより北にはツルバマ、ウマタテがある。オオダケの下にはサザイワとカガミイワ。カガミイワは鏡のかたちになっている。

②海浜地名　小字井手から大谷・沖浦まで

オオダケ（大岳）は桜公園の向こう側にある（場所未確認）。オオダケの向こう側にイテノタニ。小字井手のうちで唯一開けた谷であり海に面している。イテノタニの浜のすぐ東側にはサザイワと呼ばれる連続した岩礁があり、それより南下してオオダケのハナ、カガミイワ、イワヤ、カモリ、クドイワ、カメイワ、オツウノイワ、オオタニノハナと岩場が続く。カガミイワとイワヤの間にはお大師さんがあったが、いつの間にか無くなっていたという。

カモリとアカイワ

旧不燃物処理場の下をカモリという。カモリは魚釣りの目印。大谷の辺りは黒い岩が多いがカモリの岩だけ何となく赤い。そのためカモリの裾あたりはアカイワとも呼ぶ。（話者の会話の途中、「カモリは元々アラゴにしとるところ」という話があった。）松がたくさん生え、クヌギも生えていた場所。クヌギからシイタケを採った。もう少し上の方には松茸も出ていたと聞くとのこと。

カメイワ

桜公園（マルヤマ）の下のイソにある亀の形の岩。満潮でも出ている。澤田さんが子どものころは満潮になるとカメイワから海に飛び込み遊んだ。

クドイワ

カモリの沖の方にクドイワ。（長田さんがしばらく考えて思い出した）。クドイワは漁に行く時に使う。マスアミをするときに、頭がちょっと出ている部分にくくってあった（船の係留、もしくは網のロープをくくり付けたという意味か）。

オツノイワとおいしい水が湧いたカワラの古井戸

長田：ちょうど、そこのハナ（オオタニノハナか）の下のあたり、ちょうどあの山の下側、オツウノイワがある。オツウさんいう人がな、ずうーっと、昔、わたしらが分からんころ、うちのおじいさんらが開拓に入ったころ、そんなひとらが山番しよった、って。夫婦で山番しよって、その奥さんがカキを打つ（採る）のに、その岩でないと打たんいうて、それを

オツウノイワいう名前がついたらしいです。わたしは知らない人。おじいさんが開拓に入った時おりには、もう・・・あの。どういうんですか。その人がおったもんかどうか、の。海岸に古井戸があるやろ。海岸の・・・カワラの（浜の砂礫の意か）。ここ（集会所）からまっすぐ下りたところの、まあちょっと左手に。あれが、どういうんか・・・。うちのおじいさんらが開拓に入ったおりには、もうその井戸があったという。今でも使える。飲み水にはならんけど。ちょっと潮が差すけんねえ。今でも使えるのは使える。いつ、だれが掘ったのか。わたしらのおじいさんらも知らない。

この古井戸はおいしい水が湧いた。長田さんたちが共同で掘った村井戸ができるまで、大谷の人々は古井戸の水を家まで担いで登った。濵本さんは沖浦の家まで担いで上がったことを覚えている。現在は危ないので井戸枠をはめているが蓋はしていない。昔は井戸枠も蓋もない道からスレスレの高さで、波が打ち上がれば潮がかかった。

コンクリの波よけ堤防が完成したあと、どういうわけか古井戸に潮が差すようになった。堤防が海水を止めるものと思いきや、潮が差す。水筋が変わったのか、以前よりも陸（おか）に潮が上がってくるようになったのか。理由は分からない。益田さんが暮らした久司浦地区田林の井戸もコンクリの堤防が出来てから潮が入るようになった。長田さんによると、ハラのみいばあと呼ばれた女性は洗濯しても白くならないとよくこぼしていた。洗濯直後は分からないが、衣替えの時期に取り出すと黄ばみに気づく。そのような変化があった。

段階的に造られた防波堤

大谷に一番最初に防波堤ができたのは昭和20年代。長田さんは18歳くらいで子どもは産まれておらず、石垣を積む手伝いにいった。その後、台風で潮が上がるのを防ぐため、石を築いた上にコンクリを打ち防波堤を造り直した。

船着き場のこと　農協の農栄丸とアイミかけ

大谷集落の真下の浜には船が着いた波止などの港の施設はなく、浜辺に突っ込むように船が着いた。船にアユミ板（アイミ、足バタ・バタ板）を橋のようにかけて農産物を積み込み農協の農栄丸で出荷した。今でいうバタ板。バタをかける。荷を運び入れることを「アイミかけ」とも言った。潮が上がる折は長くアイミをかけ、潮がさげとるときは短いアイミをかけた。波で揺れるのでアイミの上から落ちる人もある。長田さんもよく農栄丸の積み込みにいった。バウンドする上下の揺れと、いのうた荷のバランスを取れば落ちなかったという。

③小字大谷から影平までの通称地名

オオタニノハナら南に、イッポンマツ、チンゴイワ（その岩の上でカキを打つのにはちょっと抵抗を感じる、とみなさん大笑い）がある。チンゴイワはよく魚が釣れる場所。毎週といってよいほど尾道から釣り客が来る。清掃センターのところから降りられる。下りたところはコツバラ

メ。コツバラメよりさらに南にオオツバラメがある。

④ギザミ取り

濵本：孫にちょっと海行こうや、と連れていくんよ。「俺は家でゲームするほうがいい、いやや」て（笑）。「今日はようひよっとるけえ（潮が引いているから）ギザミ取りに行かんか」いうて。いつも自分が行って掘るところじゃけ、ああ、ここは（ギザミが）出るわと分かる。孫に「ぜったい、ばぁ、あそこと思うが掘ってみい」（とうながす）。出たらもう夢中になって。最近は部活が忙しいけん、頼むから付いて来ていうても、付いて来てくれない（笑）。

（3）山について

①小字井手から大谷までの地名

三山（みやま）　久司浦と大谷の境の山

濵本：むかし学校行っとるころ、あれは久司浦の三山なのか、大谷の三山なのか、子ども同士でケンカしたことあった。あれは久司浦の山じゃ、いや、あれは大谷の山じゃ、と。「何が見えるか、そっちから」と。今考えれば久司浦の山なんじゃろうか。ハハハ。三山の上の方はむかしは松の木がきれいにあったんじゃけど、今はなくなっとる。

ヒナタビラ[(5)]（カゲヒラか）

お大師さんのお堂のある丘の上の方に、きれいに畑があった。ヒナタビラはヨメナカセヤマ、シュウトメヤマとも言った。嫁さんがもうこっち（ヒナタビラ）は日がかげって、向こう（里のほう）は、まだ太陽があかあかとついている。「早う戻って」と怒られたという。このような謂れを濵本さんと益田さんは知らない。澤田さんによると、ヒナタビラには久司浦の人の畑があった。久司浦から来るまでに時間がかかる。日は早く落ちる。1日でできる仕事が半分ほどしかできなかったのではないか、とのこと。

オクノタニ

砂防ダムの上の谷をオクノタニ（オク）といった。澤田さんによると、オクには長田家の畑があり、ジャガイモなどを育てていた。その畑の向こう側、オクの上のほうに焚き物取りの場所があり、カアネエ、つるさんと呼ばれた女性と一緒に木を伐りに行った。長田さんもその場所を覚えているが地名は思い出せないとのこと。

フルイチバタケとアベヤマ

長田さんの感覚ではフルイチバタケはヒナタビラの向こう側（谷筋を挟んで向かい側の斜面）にあった。長田さんと澤田さんはフルイチバタケを知っているが、濵本さんは何となく聞いたこ

とがある程度。フルイチバタケはアベヤマの隣にあり、カアネエやその他の女性たちがよく作っていた。ちなみにアベヤマとはアベさんが持っていた山。長田さんによると隣に鯨さんの畑があり、さらにその隣にはトキ（オキか）さんの畑があった。

②小字眞処（マドコロ）から影平までの地名

マドコロ（長田さんは聞いた覚えがあるが思い出せないとのこと）

ダンジリ山とサヤントゴエ

清掃センターの上の方にダンジリ山（狩尾地区の調査ではダンジリ山は立石山を指す）。オオツバラメの上の山でダンジリの形にも見えなくもないという。人が通れる道もなく昔から車道もなく、話者４名はこの山について詳しく知らない様子だった。狩尾越えの道（サヤントゴエ）で、大谷から見て右がダンジリ山となる。

（４）大谷の開拓

①昭和11年の開拓　三人組

久司浦生まれの長田さんは、３歳の頃祖父母（時本早之介夫妻）とともに大谷に来た。大塚ツネジロウさん（沢津出身）、益田玉之介さんの三人組で開拓を始めた。だれも大谷を開拓する人はおらず、三人組は山林所有者に上地を借り、加地子を払って山を拓いた。小作という形であっても自分の土地を持つことが三人の願いだったという。当時の山林所有者は不明とのこと。益田さんが以前見た大谷の土地関係書類には自性寺と個人の土地が入り組んでいた。

②昭和20年以降の入植

昭和22年時点で大谷地区は12戸に増えていたようだ。同年開拓組合が結成され新たに14戸が入植した（平均８反配分）。『愛媛県開拓史』には「肥料にするための海中での藻刈り開拓者で一般農民からの資金借り入れができず」とある（藻刈り開拓者の詳細は不明）。母体の集落を持つ日比開拓や商店・港に近い鎌田開拓に比べ、中心地から５キロ離れた大谷地区は困難が伴った。昭和31年以後は７戸の組合員が離農し、その代替に６戸が新規入植した。

長田：鯨さん、吉村さん、益田さん。益田家の向こうにわたしのおじいさん（時本早之介）のお兄さんが一緒に。益田兼一さん。増岡さんはおったけど、そこにカアネエが入った。

澤田：古い順から言うと、増岡さん、両益田、時本、中川のおばさん。大塚さんが２軒。中川のおばさんは久司浦のタカサワ家の人。うちらはよう可愛がってもろうたな。

長田：現在の集会所の近くに鯨さんの家。この家には大きな柳の木があった。現在の集会所が立つ前には山下のおじさんと呼ばれる一家がいた。益田家が入った。それからここ（益田さんの意か）のおじいさんとおばあさんが２番目に大谷に開拓に来た。

益田さんの記憶では子どものころ（昭和10年代）は大谷集落の下のほう（小字沖浦）を拓いて

おり、集会所周辺（小字大谷）はそれほど畑が作られていなかった。徐々に上のほうへと開墾を進めたようだ。

③長田家の入植

亡くなった長田さんの夫は北九州市若松のクキノウミ（洞海か）造船所に勤めた。そのため、一家は八幡山手町に暮らしたが、昭和31年頃、弓削島に戻った。子どものためならどんな苦労でもできる。性根を入れて開拓に入った。松を伐って土地を拓いた。ネザサがものすごい生えていたという。当時はまだ大谷地区に電気は来ておらず、しばらくランプ生活だった。澤田さんの３つ下の妹が生まれた頃（昭和34年）、初めて電気がついた。

長田：背中に子ども（澤田さんのこと）負うてね。開墾すると、雪みたいに（土ぼこりがする）。休憩時間に、背中から降ろしてお乳飲ます折に頭を見たら、頭に泥がね。かわいそうに思うてね。除けてやりより…。そういう開拓をわたしらもしたんです。

澤田：わたしは墓所の上側を開墾しよるとき手伝うた覚えがあります。わたしらが物心ついたときは、畑はぜんぶできとった。きれいでしたよね。荒らしとるところもなかった。

濵本・益田：荒らしとると言えば、今もそこらへんは耕作放棄で荒れとる（笑）。うちらが小さいころはこんなに草なんか生えていなかった。

④ムシロバタを立てて開拓したおば

長田さんのおば（中川のおばさん）は久司浦地区出身で澤田さんたちを可愛がってくれた。

長田：おばさんがこの向こうの山（場所は聞き取らず）を開拓する折に、ムシロバタいうてね、ムシロを棒にこう、くくりつけて。両へりに竹をあれして、真ん中に竹を打って。陰をこしらえながら開拓した。それを自分で日記（開拓に関する思い出や記録のこと）に書いて、県へ出して表彰されたいう話です。

山の斜面を切り拓けば一面に日が照り付ける。開墾の重労働に加え日射が体力を消耗させる。おばさんが拓いた山は西日が照りつける場所だった。ムシロバタを地面に差して立てておけば、自分の分だけ陰ができる。そのようにして暑さをしのぎ、日没まで働いて山を畑へ作り変えていった。おばさんの作文を表彰したのは県の開拓関係部署と思われる。ちなみに『愛媛県開拓史』（『弓削町誌』にも転載）には大谷地区の沖カネ子さんの作文「開拓25年を振返って」を掲載している。

⑤開墾地で育てたもの

ソバ、アワ、ヒエなどを作った。大谷はコメはできないのでムギも作った。油を取るためのゼラニウムや、除虫菊、カミノリと呼ばれるイモも作り供出した。カミノリは実を摺るとベチャベチャになる。ノリに用いると聞いた覚えがある。黄色い花が咲き、実はしょうがや朝鮮人参のような形。15センチほどの大きさだった。ミカンはよく採れ、農協が買い集めた。

⑥山火事

山の利用には火入れの作業がある。時として不慮の延焼が起こった。そのような時は辺り一帯の人々が一斉に駆け付け鎮火を試みた。濵本さんが子どもの頃、大人とともに百貫島でカキ打をしていると、大谷の山が火事になった。

濵本：お前らここにおれ。あとで迎えに来ちゃるけん、って。いつ消えるとも分からない山火事を消すために大人たちは帰る。子どもばかり残されて、そんな恐怖感があるだろうか（笑）。

それほどまでに山火事は緊急の一大事だった。ちなみにこの時の船は艣漕ぎではなく機械船だった。艣では大谷にすぐには帰れない。ちかごろ澤田さんも濵本さんも百貫島には行かないが、最後に行った時は大雨、大嵐で死ぬような目にあった。

（５）里について

①大谷の信仰空間と旧道クジラミチ

大谷集会所の前の道路を50メートルほど久司浦方面に行くと、道路に囲まれた三角形のサエン（菜園）がある。かつてこのサエン周辺には建立年代不詳の観音様（柳の大木の二股にあった）、大師様、大きな木の鳥居の八幡社、墓所があった。大谷地区の信仰空間である。また八幡社の奥から始まる道がありクジラミチと呼ばれていた。クジラミチは三山の東の尾根筋を越える久司浦への山道（明治30年迅速図記載）に合流した小道と推測される。この地は信仰空間であり、大谷集落の入り口であり、集落と外の世界の境界地点だった。集落形成の要所だったことが伺える。

長田：澤田家の下の方に桜の木がある。その桜の木の下には自分たちが掘った井戸がある（おそらく共同井戸）。井戸はちょうどサエン（菜園）の角になるが、その下に大きな柳の木があった。幹は大人一人で抱えきれないほどの太さで、二股に割れていた。その割れ間に観音さまが祀ってあった。柳の木がいつ植えられたのか、私のおじいさんたち（三人組）も知らない。

その柳の木の前をとおりすぎると、お大師さんがあった。さらに行くとすこし登りになる。益田さんの家の畑の上をあがって行く、のぼり道があった。その道はクジラミチと言った。そのクジラミチの下側のほう、益田家の畑のあたりに、両手で抱えきれないほど太い木の鳥居とお宮があった。八幡さまといった。上弓削地区の高浜八幡神社の関係ではないか。鳥居とお宮さんがあったころ、秋にお祀りをした（現在は６月第３日曜日の大谷祭。このお宮・鳥居・お祀りのことは益田さんも記憶している）。

<u>砂防ダム工事のため現在の場所へ移動</u>

砂防ダムをつくるときに、作業用の自動車が出入りすることもあり、新しい道を作った。ちょうどお宮さんがある場所に道ができるため、お宮さんは元々あったところから、いったん集会所

の裏側へ移した。けれども裏側にいては集落が見えない。神さまに守ってもらわなければならないのだから、ということで、裏側から集会所の中へ移した。十何年間集会所にあった。現在は元の場所の手前（井戸の横）へ戻った。６月15・16日にお祀りをする。奉斎は大谷出身の沖忠雄さん。大きな祭礼は高浜八幡神社の宮司亀山さんが奉斎する。

②お大師さんのお接待

島四国とは瀬戸内海の島々に見られる民間信仰で、島内を四国に見立て八十八ヶ所の札所を巡礼する。弓削島では４月中旬（もとは旧暦３月21日）の日曜日を島四国の日としており、多くの巡礼者が島内を巡る。札所では地元の人々は「お接待」として飲食で巡礼者をもてなす。

大谷地区の大師堂は八番札所熊谷寺にあたる。大谷には他に11の札所がある〔弓削町役場1986〕。大師堂ではこれまでごはんと筍を支度し接待してきた。地区では多人数の料理をするための道具もそろえた。お接待の準備はたいへんだが元気の源でもあった。平成30年からはひとまず食事のお接待を終え、お菓子の接待へと変えることにした。

③３方面への旧道（久司浦・上弓削・下弓削方面）

島北部の東海岸側は南北を走る旧道があった。北の久司浦地区から南の狩尾地区まで、三山－コジキヤマ－立石山の稜線の中腹を往く道である[(6)]。この道はさらに立石山から西の稜線の中腹を往き（狩尾の奥を経由）、西海岸の上弓削にいたる。これらの旧道は大谷が外の世界とつながる主要道だった。

狩尾地区から上弓削地区への峠は鞘安峠（サイアントウ・サヤントウ）といった。大谷ではサヤント越えという。この峠の場所は古法皇山と立石山の稜線の鞍部、上弓削と狩尾の境界地点と考えられる（小字山ノ神）。弓削島庄代官太田義光が愛刀を埋めたとされ、天保15年（1844）勧請の島内霊場三十三ケ所の二十五番札所（御岳山清水寺）があり、現在は島内霊場八十八ケ所の十九番札所（立江寺）がある〔弓削町役場1986〕。早稲田大学の聞き取り調査によると、天候不良で上弓削から塩荷を出港できない場合、この道を使って塩を狩尾の波止へ運搬し出荷したという。明治30～32年の迅速図には大ツバラメの浜から鞘安峠へ上る道が付いている。長田さんが語る「ツバラメのサヤント越え」とは恐らくこの道であろう。大谷の人々にとって、サヤント越えは上弓削や下弓削方面への道だった。

その１　サヤントゴエ　上弓削地区への道

長田：狩尾から山越えの道はサヤントゴエ。狩尾の港へ出て。上弓削に塩田があった。それを京の方へ運んだ。そういう話はわたしも聞いたんじゃけどな。それで、浩宮さま（今上天皇）が来た折は、そういう話を狩尾で聞かれて帰ったいうことです。サヤントゴエは道路でなくて道。

澤田：ああ、そういえば昔、狩尾行ったりするのに。

濵本：わたしらはその道を通って沖浦（小字）に下りて学校に行きよった。山格好（やまがっこう）して、雨降りよるのにスネのおかくらいまで濡れる。今も道残っとる。

澤田：あの狩尾のところ、下へ降りていく・・・。

――学校へ行く時はいっぺん狩尾へ出て、そこから山を越えたんですか？

長田：狩尾のほうへ越えず（行かず）に山伝いに上弓削へ出て行った。こんな山道。これくらいしかない（狭い）道。ちょうど（大谷の）墓所の横を狭い道を通って行く。いまはジャングルになっとるけどあそこ。こう…よこ、よこ、とずっと（中腹を行く）。火葬場（弓削斎場）のほうからずーっと丘を通っていく。

――オオツバラメ（小字津原免）には出るんですか？

長田：はい。上弓削の狩尾の山を越えて・・・。

濵本：それはずっとの分じゃろ。うちらが山切りに行きよるころ、そこの道に下りて、途中まで道ができていた。オキウラ（小字沖浦）のところ。そこからはふつうの道通りよった。

長田：だけどあれは、ツバラメのサヤントゴエ、言いよったんじゃけど…どういうあれか、わたしらははっきり分からん（濵本さんはご存知ない様子）。

澤田：その、どういうんか。オダケのちょっと向こう側。まあ、狩尾よりのとこから下狩尾へ抜ける道があったろう。その道を通って学校にも行った（長田さん曰くその道がサヤントとの事）。

濵本：小学校４年生まで歩いて行きよった。４年生になって自転車乗らしてくれるようになって。その頃にはこの道ちいときれいく広くなった。こんな舗装ではないけど。上弓削の方へその道を通って学校へ行くのが近かった。子どもの足で２時間。

澤田：６時半には家を出た。学校に着くのは遅刻したり、雨が降ったら途中で土砂崩れしたり。やっと着いたら「狩尾、大谷の人は危ないから帰ってください」って（笑）。着いたばっかりで泣く泣く帰った。狩尾までは同級生が一緒、そこからは１人。今みたいにこんな明るくなくて、左と右の木が覆ってドームのようになっている。暗くて。そこを泣く泣く、ねえ。怖いから制服の上着で頭を囲うようにして帰った。昔はよく雪が降ったりしていたから、まあ、そういうときはお母さん（長田さん）が毛布を持って迎えに来よったねえ。背中に負うて帰ってくれよりました。

濵本：今はバスが送り迎えしてくれる。昔話しよるようなもんじゃ（笑）。

④旧道その２　下弓削への道

長田：買い出し行くにも下弓削まで行った。そんな山道だから車も通らない。エンボ言うたりイグリ言うたりするんですけど、ワラで大きな入れ物を編んで、荷物入れてサスでかついで。ずらんようにサス（１本の棒）に栓を２つ付けて。それでイグリいのうて、背中に子ども負うて、アズマさんらも子どもいのうて、片っぽのイグリに子どもを入れて、もう片っぽのイグリに荷物入れて、わたしたち帰ってきよったんです。車もなんも通らない。

下弓削までは子ども背負って片道１時間ちょっとかかった。

⑤大谷の気温

温度はよそと全然ちがう。他所よりも大谷の方がはやく陰る分、温度が下がる。日が陰るのは他所とは40分ほど早いと感じるという。大谷では朝日は海の真向かいに昇るが、夕日が沈むすがたを見たことはない。太陽は西の山へ沈む。

濵本：３時半には日が隠れる。この山の向こうに行きよって「明るいし陽も出てるから大丈夫」と帰ってきたら薄暗くなっとる。ええ、こりゃ怒られるわって思いながら帰ってた。

澤田：ちょっと日が陰ったら、ほんまに寒い。朝はものすごく寒い。

濵本：夏で網戸にしとったら十分。だけど最近は道が良くなったから玄関だけは鍵を閉めるようになった。やっぱり怖い。今までそういう恐怖はいっこもなかった。

（６）生活について

①飲み水のこと

大谷は水に苦労した。川は雨が降れば流れる程度の水量。水が溜まる場所もない。昭和34年旱魃などでは井戸が枯れた。掘っても掘っても出てこない。海際の古井戸だけは枯れず、汲んだ水をオカの上の家まで運び上げた。昭和35年に補助事業で各戸に貯水槽が設置された。益田さんの記憶ではほぼ全額補助金によるものではなかったかとのこと。天水をろ過しサイフォン式で利用する設計で３メートル角のコンクリ製の規格品だった。バラスは砂浜から住民が運び上げた。貯水槽は台所の下に設置したという（時本家は井戸があったので未設置）。町水道が通るまでこの貯水槽が大切な役割を果たした〔愛媛県農林水産部農地拓植課編1971〕。

②端午の節句のちまきと柏餅

今回の聞き取りの合間に、手作りのちまきと柏餅をいただいた。長田さんが県外から帰省した長男のために用意したもの。妹さんから「しばの葉取ってきてくれたんじゃけん作ってあげたら」と促されて用意した。ちまきはしっかりとカヤでしばられており、餅は３枚の葉に包まれている。カヤを解き最初の大きな葉を開くと、トゲトゲの葉が現れる。このトゲトゲの葉を開くと、別の葉に包まれたもちが現れる。もちの餡は空豆と小豆の２種類。普通ちまきには餡を入れないが時本家の祖母や母親たちは餡を入れた。カヤの結び目や葉の包み方が美しい。

写真５－26　柏餅（葉はボテシバか）

写真５－27　ちまき

包む葉の順番

１枚目餅をつつむ。ボテシバ（サルトリイバラ）。ボテとは餅のこと

２枚目ツバドングリ（クヌギ）。

３枚目サイモリシバ（ホオか）。イチジクを代用することもあり

時本家ではこの３種類の葉を巻き、釜茹でにした。この方法が餅を巻きやすく、湯が餅に入りこまない。葉を集めるのが大変だが、近ごろは婿たちやその同級生などが取ってきてくれる。

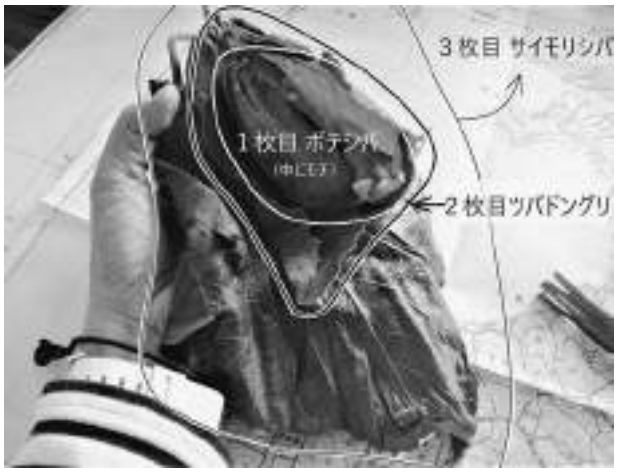

写真５－28　ちまきの餅を包む３枚の葉

ちまきのいわれ

神功皇后は忍熊王の叛乱に遭い、菰の葉で埴土を包み粽として奉り、方災除けを戦勝祈願した（方違神社公式ＨＰ）。長田さんはこの神功皇后伝説に因んでちまきを作ると聞いているようだ。

（７）思い出について

①1981年（昭和56年）、浩宮徳仁親王の来島

今上天皇はかつて学習院大学文学部史学科に在籍し、中世の庄園制度および瀬戸内海の交通を研究した。1981年７月に弓削島に来島し、全島の弓削島庄故地を巡見した〔弓削町役場1986〕。

巡見の一行は久司浦の伝十展望所から島の最北端島尻を見学した（島尻には預所の網庭や塩穴があった）。濵本さんは姉の長田さんをバイクに乗せ、伝十まで連れて行った。一行は伝十から東海岸経由で狩尾へ入った。濵本さんと長田さんも狩尾へ追っかけた。長田さんもほかの人たちと一緒に握手してもらった。皇族（とりわけ未来の天皇）が小さな弓削島の歴史を学びに来るということは、前代未聞の出来事だった。一行を追ったひとびとは、はからずとも塩の庄園時代の

痕跡を未来の天皇と共に巡ることとなった。

②コウロク（合力）　相互の労働扶助

澤田：子どものころ、ミカン時期（農繁期）になると学校は休み。コウロクいうてそこここへ助け合い。子どもながらにわたしらも手伝い。ここの畑耕すのに「今日は○○さんところ」「今日は○○さんところ何人でしよう」と。わたしが中学１年生のころ（昭和44・45年）、台風９号で前の家があっという間に吹き飛んだ。ものすごい台風。当時は大谷も人数が多かった。みんな家を修理するのに、近所の人らで「今日はこの家を助けに行こう」とかいうて。わたしも手伝いしました。お父さんお母さんが夜なべして泥をおろして、壁土をつくって。壁土をお団子にしてポーンと投げてよこして。大人が塗るのを手伝いました。

③子どもの帰り道は焚き物を背に

澤田：昔は１軒に子どもが５、６人いた。遊ぶものは何もないから魚釣りや山に行く。子ども同士、遊びのなかにそれぞれ家の手助け。山に行ったら風呂の焚き付けを集めた。年上のひとが小さい子の背中に負えるだけ木をくくってくれて。みんなで背負いよって帰った。マツボックリ（松ぼっくり）もよく拾ったよね。

④おじいさんが語った百貫島ナガイソの伝承

長田：百貫の沖には島尻を向いた方にナガイソがあるんよ。そこは急にフカリ（深い所）がある。昔、献上品を持っていきよった船が沈没して。そのフカリに玉…真珠か何か知らんけど、玉が落ちて。そしたらそこにはフカがものすごうおるんだって。取ってくれる人がいないから、その玉誰か取ってくれんかな言うたら、鞆の女の人が「旦那さんいなくなって子どもと２人連れじゃから、子どもの面倒見てくれるんじゃったら取りにいく」と。そしたら「子どもの面倒みさせてもらう、お願します」いうて。ほっで、短刀もって海に入って。フカに知られたらいかんから、自分の乳房を切ってその中に玉を入れて上がってきた。百貫島にはそういう伝説がある。わたしらのおじいさんから寝物語に話してもらいました。夜はランプだけでなんにもない。おじいさんは目が不自由な人じゃったけんのう。寝物語にそういうことがあった、いうて。お地蔵さんが祀ってある、いうてね。ほじゃからあそこに地蔵さんが祀ってあったわな。

濵本さんは何十年も前、愛護班か何かの活動で家老渡フェリーの小さい船を借り、みなでこのお地蔵さんを見に行った。するとあるべき場所からなくなっていた。どのような台風でも流されたことはなかったので持ち去られたのだろうか、とのこと。

⑤一人で艪をこぎ、釣りへ

大谷には専業の漁業者はなく、おのおの艪船や船外機を所有している。長田さんは艪漕ぎの船で釣りをするのが好きだった。４、５年前まではよく一人で行っていた。最後に行ったのは１年ほど前。澤田さんと濵本さんに手伝ってもらい陸に上げた船を３人がかりで降ろした。船は海水浴場の貸船くらいの小さいものでフローリング（揺れる）しない仕掛けをつけ、生け場（生け簀）もこしらえてもらった。座って艪を動かすので独りで出かけられる。

長田：あの、ストレス、たまるでしょ（笑）。気分転換によう行きよった。今は全然（行かない）。こう…（艪を押すしぐさで）片手で押してね。左で。私は左きき。右で釣り糸をひっぱって。そしたら、艪ォこぎこぎ、下手でも、歌、唄いたい。魚が喰やあ喰うていい。喰わにゃ喰わんでええ（笑）。それでもう気分転換。

それでもたいがい釣って戻ってきた。グチを百匹近く釣ったこともある。釣り場はとくに呼び名はない。ただ自分の勘で島立て（山見と同義）し、その場所を当てる。

長田：だいたい見えるところぐらいまでの沖に出る。沖出たら、百貫島とこちらのオダケいう、あそこのあれが一直線になるぐらいまで出ていく。そうするとどういうん・・・。浅いところに、イソが分かるんよね。自分の手で、こう、（水中に降ろすしぐさで）ナマリが石に当たると、ああ、これはあれやな、と思うて（ナマリを）上げて放りよると、スーっと下へフカリ（深い所）いく。急にフカリがある。そしたら（そこで）グチが釣れる。

⑥大切なこと

長田：いろんなあれですよ。85歳にもなると、85年間のいろんな波乱万丈の（笑）。でもみんな健在で元気でね、暮らされれば一番いいけど。畑を取るか人間取るかいうたら、人間取らにゃならんでしょう。いろんなこと辛抱して（病などで困っている人に）手を貸すようにね。家族のもんがね。なんぼ貧乏しとってもそれが一番じゃ思います。わたしは。

小括

大谷地区は島の中心地から遠く、気候・水利・急峻な山林など集落の存続が難しい土地条件にある。地名を手がかりにこれらの特徴的な土地条件や集落形成の痕跡を聞き取ることができた。

厳しい開拓の中で協働の精神が涵養された。とりわけ婦人学級（家政等の生活水準向上の活動）が活発で全国開拓婦人部の表彰を受けた〔愛媛県農林水産部農地拓植課編1971〕。40年近い島四国のお接待はこのような活動が基層ではないか。長田さんは３歳で大谷に入植した。祖父は寝物語に大谷の古い話を話して聞かせた（オツウノイワ、カワラの古井戸、柳の二股の観音様、百貫島のフカリの伝説など）。同じ孫でも年下の濵本さんにはその経験がないという。開拓地は子どもには心細い場所であろう。祖父の語りは大谷という土地と幼女の心をつなぎ、暮らす場所への慕わしさを育むものだったのかもしれない。長田さんは、山番のおつう夫婦が祖父と同時代の人物であるように話されたため、こちらが確認をする場面もあった。これは長田さんの記憶が曖昧なのではなく祖

父がそのように話したのだろう。民話は少し前に起こった出来事として世間話の態で語られる。長田さんが受け継いだ話は民話であり、かつ昭和初期以前の大谷を探るための手がかりでもある。

なお、本稿にはこちらの質問が足りず未整理となった箇所がある。調査で得た地域の情報をできるだけ多く歴史資料として発展させるため削除せず記載した。

（本田佳奈）

13. 百貫島

調査概要

実施日：令和元年11月29日（金）

場　所：児玉幸治郎宅

話者（敬称略）

　児玉　幸治郎（昭和８年生、男）

写真５－29　聞き取り調査の様子

実施日：令和元年11月29日（金）

場　所：久司浦集会所

話者（敬称略）

　浦野　　京一（昭和22年生、男）

写真５－30　聞き取り調査の様子

領家・地頭相分絵図に「邉屋路小島」「網庭・地頭預所等分」として見える（と函153：数値は京都府立総合資料館（現在の京都府立京都学・歴彩館）によって付された文書番号を示す）。他の和与状などでは「邉屋路島」であり、邉屋路「小島」とはない。

寛永13年『上串検地帳』に「ややち嶋麦あり」（海老澤編2007、232頁）とある。邉屋路小島であれば、江戸時代初期まではこの呼称が用いられ、下々山一畑があって、検地の対象であった。弓削所属という意識は中世以来継続されていた。いつ「邉屋路島」が百貫島になったのかはわからない。

百貫島の語源については、大阪の富裕な商人の娘が九州から戻ってくる時、旅にて死亡、その弔い費用に百貫が必要だったから、あるいはこの島で墓を作る土地を銭百貫で買ったから、などの説がある。銭一貫を15万円とすれば、百貫は1500万円程度か。銀百貫で買ったとする説明は銀一貫が125万円とされているから１億2500万円となって、銭の方が現実味がある。

海上保安庁の百貫島燈台は石造で「明治二十七年五月十五日点燈」という銅板プレートが掲げられている。海上保安庁によれば、明治26年、弓削島の村田氏他15名が所有する百貫島の土地を国が買い上げ、国有地とした。16名の共同名義であれば弓削島共有地であったものか。翌年燈台が完成し、以後は昭和19年まで、逓信省灯台局管理、ついで昭和23年まで運輸省灯台局、昭和23年５月以降は海上保安庁用地となった。昭和34年までは有人燈台で、燈台守の３家族程が住んでいた。地番

は弓削百貫で、郵便番号は794－2503、上弓削に同じである。

燈台が使用する水は運搬によるものと、天水利用だったと思われる。燈台への通路、登り口に水道栓があったようだが、天水を導水したような水道管や溝が残っている。わずかな自給用の畑地が燈台周囲にあったかもしれない。空中写真をインターネットで見ることができる。年によって植生も大きく異なっているが、耕地の所在まではわからない。燈台は弓削・尾道ほか本土から水・食料を運搬した。定住には不適であった。漁民が小屋掛することができたかどうかは不明であるが、国有地になる前は可能だっただろう。

燈台時代を回顧した、時本氏の文章が残されている。島に最も近い久司浦や田林の人たちが燈台関連の仕事に就くことが多く、郵便船が週に一回ほど配達し、職員も買い出しに弓削に来ることがあった。島全体が海上保安庁所有地で立ち入りには許可が必要だから、一般の人が立ち寄ることは原則としてない。

定住生活の経験者は見つからず、地名はほとんどわからなかった。しかし、「すばな」という地名のみが判明した。洲鼻であり、洲の状態になっている長洲がある鼻の意味である。この洲は島の半分近く、何百メートルも長さがあって、大潮干潮時には鯨の背のような長い洲が海上に頭を出した。弓削本島からも陸地化した岩がよく見える。定置網があるから、山見に使用した地名があるはずだが、聞き得ていない。

児玉：食料、水、郵便局、燃料、タンクに何日分か積んで、艪漕ぎでえっちら・えっちら往復。一人漕ぎで小一時間。行くときは上げ潮、満ち潮。帰りは引き潮の時。エンジン付きの船になったのは戦後30年過ぎてからじゃなかったか。今じゃったら久司浦から20分。

浦野：艪もけっこう速いんで。まっすぐ楽に進む。２人で交代、30分で交代だったか、１時間交代だったか。細長い船だから艪をこいでも船がバタンバタン振らない。一丁艪しかこいだことない。

西側が磯があってつけやすかった。

児玉：島にいたのは３家族４人。久司浦の人で時本治（たもつ）さんとか。

昔あの辺、例えば久司浦（クジラ）の人、自分で船で行って定置網。立網、タコツボ。ここら辺の人はカキをうちに行きました。岩牡蠣。す鼻、ずーっと遠浅、浅うなってね。干潮の時はでた。魚類は豊富。ボラとかヒクチ（シクチ）、ここらへんのボラは臭い、百貫のボラは臭いがない、漁業組合がクジラの百貫のボラはえぇねぇといって買う。べら、ギザミ、メバル。それなんでもここら辺より大きい。大きなギザミじゃったですねぇ。横島、尾道、因島の箱崎の漁師も行きよったんじゃないかな。広島県の漁師も来よる話はしましたね。近海のノリはやったんじゃないですか。百貫沖。

坊地の洲は砂があるのでプランクトンが多かった。いろんな魚が生息する。

大きなビワの木があるんじゃ。少々炎天が続いても、みかんは枯れるけどビワは枯れん。何

回かいったけど子どもの時。こまい防波堤で石積み。たてのツナ取り石。

多くの人の記憶にビワが出てくるのは理由がある。ビワの実がなるのは梅雨の頃。キスが釣れる時期だった。

浦野：遊びで行ったことがある。食う潮まで待ちおったら遅うなる。トキロ、といった。サカ（逆）潮でも２人でこげばもどれる。

中学生、２・３人、どんどん漕いでいった。キスが船にぶつかるぐらい。釣りの船が至る所、近所にいた。いぶり・さす、持ってあげた。キスゴ。グチっていう。ものを入れて担ぐ「さす」。それで運ぶ。船が沈みそうになるぐらい。

家に帰ってからは母親の仕事。七輪で焼いて、酢漬け。

島の西の石わらは船を付けいい。今の船のタラップの道、そこにイワ虫がいる。魚の餌。タラップの北に磯がある。洲鼻はタコが多い。サザエも大きなサザエ。東の鼻で船から飛び込んで取った。北側にはあんまり魚はおらん。泳いだ後水道タンクの栓をひねって水浴び。すごく叱られたことがある。

ビワの時以外はあんまりいかん。遠いけんなぁ。百貫にいかんでももっと近くでええとこ、いっぱいある。遊び。

生活者は網を設置する漁業者で、彼らは弓削からも因島からも、尾道方面、どこからでもきた。

浦野：田島、横島がきて、刺網を入れる。弓削漁業組合があるから、入漁料を取れるんじゃないか思うで。

浦野：タナバシからオオタナバシへいくところ、尾崎漁協と書いてある。吉和漁協の東側が尾崎。石が二本、奉納したのかなぁ。番屋があって、百島（ももしま）から来ていた。網入れて大人がいっぱい。風呂に入れてくれるってきた。

今はのり網があって、そこに入った魚が跳ねている。燈台は無人で太陽電池。尾道海上保安部。前は発電だったから、尾道からアブラ。

児玉：燈台のある上は行くと怒られる。「遊びでくるのはどうもならん」、行かんかった。転勤でくるくる替わる。人のえぇ時は見せてくれる。

児玉：外部者が入るとセンサーで自動的にマイク、「くるな、入るな」、おらばれる。

おそらく中世の弓削本島との関わりも同じで、艪漕ぎ、大潮の満ち潮で行って、引き潮で帰った。暖かい時期なら宿泊もできる。その場合は桶に水を持っていった。豊漁の時期を見計らって、ときおりいって、魚を運搬した。水や米があれば、船での長期滞在に同じだから、島での滞在は可能だった。領家方・地頭方の網庭（場）になっているのだから、数日の滞在は当然にしたであろう。

（服部英雄）

百貫島回顧（時本治氏による回顧録　2014年５月）原文のまま引用

2014年から引き算すると66年も昔の昭和23年～26年の頃の話しとなり、86歳という年を重ねてきた現在の私の記憶に残っていることは曖昧なことも多く、先ずその点はお許し下さい。

当時この小さな島には、台長さんと私とたしか当時50歳代後半の用務員夫婦の計４名で暮らしていました。１週間に１回ぐらいで食料品・日用品・灯台の備品等の買い出しに弓削島の上弓削にある農協のお店まで櫓を手漕ぎする船で片道２時間位かけて行っていました。百貫島に帰り着くと、買い出して荷物を住まいまで担ぎ上げることも大変で、その後船を島の根っこまで引き上げて風雨さらされても陸との唯一の交通手段を維持管理するためカバーや網で固定しておく作業も結構大変な作業でした。

灯台の宿舎はそれぞれに３家族別々に宿舎はあり、飲料水は雨水を溜めるタンクがあり、それに雨水を溜めて濾過して飲料水や生活用水に使っていました。頼り無さそうに思われるかもしれませんが、水不足で困るということはまったくありませんでした。

灯台の東側には野菜を作る畠があり、用務員のおばさんが四季折々の野菜を作ってくれていたり、南側の斜面にはビワの木が沢山あり、毎年大小の実を実らせ、とても甘くて美味しかった記憶があります。灯台の北側、尾道に向いた方では冬から春にかけての大潮で干潮の時にはタコ・ナマコ・ワカメ・ヒジキ・大きな流れ牡蛎が良くとれたり、魚も良く釣れていたことなどは唯一思い出すと顔がほころぶ思い出です。逆に一番辛い思い出は秋から冬にかけてのシケの続く天候に巡り合わせた時の事です。一週間毎の買い出しが出来なくなった時の思い出です。それは夏から秋にかけての台風シーズンにも同じような体験をします。こうなると孤島に生活していることを痛感させられます。食料品も乏しくなり、三家族が一緒に食事することもしばしばで、弓削島は見えるけど自然の猛威の前にはただひたすら波が治まるのを待つ日々の気持ちは言葉にしても文字にしても体験者以外には理解してもらうことは出来ないと思います。それでもまだ私や用務員のご夫婦は弓削島久司浦出身でなんとか不便な生活もそれなりに頑張れたのではないかと思いますが、他の土地から赴任され、子供さんの学校の関係で因島に家族を置いて単身でこの百貫島で勤務されていた台長さんの心中は今思い出しても察しかねる思いが込み上げて来ます。

この百貫島での勤務の後、岡山県の六島灯台の勤務も経験しましたが、そこには村もあり、徒歩15分で港にも行けたり、その２年後にも愛媛県の佐田岬灯台にも勤務しましたが、かろうじてそこも陸続きではありましたし、最終勤務地の足摺岬も陸続きの灯台でしたから百貫島の勤務体験は振り返ると大きな試練ではありましたが、あの島での勤務体験があったからこそ『灯台守り』（この言葉ももう無くなりましたが…！）としての職務を全うできたようにも感じます。ただ「懐かしいから行ってみたいですか？」と聞かれると、『いいえ！』と言う返事になります。瀬戸内海に浮かぶ珍しい形の小島は旅の人には美しい景色であっても、戦後間も無い頃、日本が復興するまでの貴重な輸送機関であった海運業の従事者の安全を祈り、与えられた仕事に責任や使命を感じながら従事してきた体験者としてはもうその地を回顧することも辛いのです。

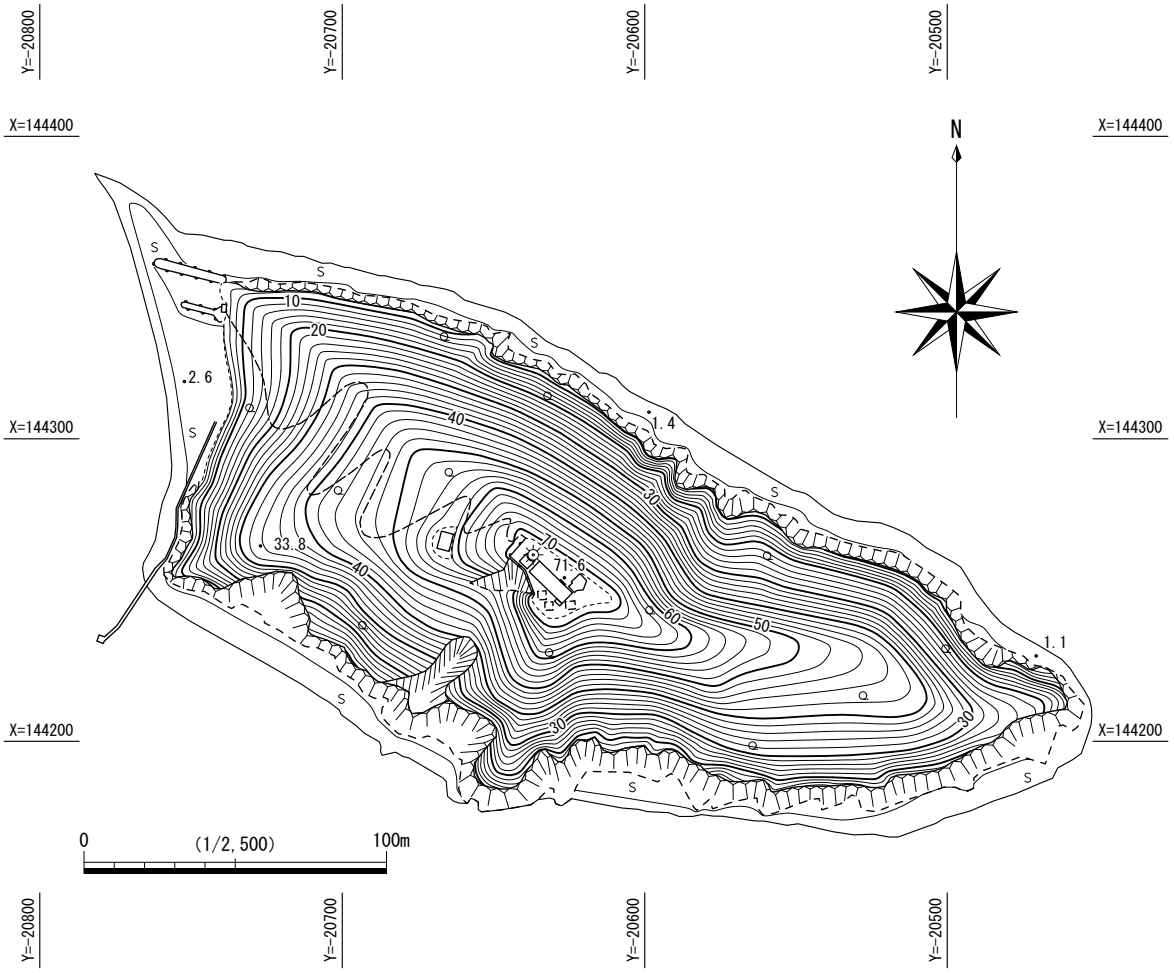

図５－22　百貫島地形測量図（S＝1/2,500）

(1) 弓削町の開拓については『愛媛県開拓史』『弓削町誌』に記載されるが各地に設立された組合の詳細は不明。昭和23年の県開拓事業農業協同組合連合会の創立総会で副会長９名が選出されたがこのうち１名は弓削町の波切秀一氏である〔愛媛県，1971〕

(2) 日本いも類研究会ウェブサイト「高系14号」「七福」の項
（https://www.jrt.gr.jp/var_s/zai_07.html）（https://www.jrt.gr.jp/var_s/pre_03.html）（2019年10月21日確認）

(3) 『日本大百科全書（ニッポニカ）』「精麦」の項（ジャパンナレッジ2019年10月21日確認）

(4) 『国史大事典』「紀元二千六百年奉祝典」の項（同上）。昭和15年11月に神武天皇が橿原で初めて即位した年から二千六百年にあたるとして全国で奉祝行事を開催した。

(5) 今回の調査で話者から「ヒナタビラ」と示された場所は早稲田大学の調査では「カゲヒラ」と記載し、「カゲヒラ」の下を「ヒナタビラ」と記載している。一般的に「ヒナタビラ」とは日射条件がよい山地と示すものと考えられるが、今回聞き取った「ヒナタビラ」の場所は日がもっとも早く陰る山畑である。「カゲヒラ」の方が妥当と思われる。再確認が必要である。

(6) この道は平成３年の図面では消えている。

【引用・参考文献】

愛媛県農林水産部農地拓植課編　1971『愛媛県開拓史』

海老澤衷編　2007『ジャポニカの起源と伝播　伊予国弓削島荘の調査』早稲田大学水稲文化研究所

瀬田勝哉編　2015『変貌する北野天満宮』平凡社

竹内理三編　1981『角川地名大辞典　38　愛媛県』角川書店

日本塩業大系編集委員会編　1974『日本塩業大系　史料編　古代・中世１』日本専売公社

松永直也　2002「地形図弓削島を読む」『弓削商船高等専門学校紀要』第24号、弓削商船高等専門学校

宮本常一　1969『私の日本地図６　瀬戸内海Ⅱ　芸予の海』同友館

宮本常一　1971『私の日本地図９　瀬戸内海Ⅲ　周防大島』同友館

山内　譲　1985『弓削島荘の歴史』弓削町

かやの木創房編　1998『弓削民俗誌』弓削町

弓削町役場　1986『弓削町誌』

図５－23　弓削島旧小字名地図（S＝1/25,000）

（弓削町発行『弓削民俗誌』附図「弓削町旧小字名地図（弓削島）」を基に作成）

写真５－31　弓削島遠景（昭和30年頃）

写真５－32　下弓削地区（石灰山より　昭和前期）

写真５－33　久司浦地区（昭和40年頃）

写真５－34　沢津地区（昭和30年頃）

写真５－35　上弓削地区（昭和31年頃）

写真５－36　引野地区（昭和40年頃）

写真５－37　明神地区（昭和40年頃）

写真５－38　日比地区（昭和30年頃）

写真５－39　土生地区（昭和25年頃）

写真５－40　狩尾地区（昭和30年頃）

第６章　石造物調査の成果

１．芸予地域および上島町域における石造物の概要

（１）備後地域における石造物の動向

愛媛県の今治市・越智郡地域における石造物については、愛媛県教育委員会による『しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査報告書』において総括的に報告されている〔愛媛県教育委員会2002〕。この報告書は村上水軍が活躍した時代の歴史文化に関する総合調査の成果であり、埋蔵文化財（遺跡・遺物）・石造物・建造物・美術工芸品・古文書・民俗・歴史地理という諸分野により構成されている。石造物編では、今治市と越智郡を合わせた当時の16市町村を対象に、残欠を含む6,700点以上の石造物を悉皆的に調査し、報告されている。この報告書において、今治市附属寺にて「大工念心」銘のある石塔残欠が新たに確認された。念心は、広島県三原市佐木島にある県指定文化財の和霊石地蔵磨崖仏や、現在の三原市に所在した沼田庄内にある万性寺の宝篋印塔残欠、同じく沼田庄内の米山寺の小早川家墓所にある宝篋印塔群20基の内の１つにも銘を残しており、14世紀前半頃の芸予地域において、国境を越えて活動した石工として注目されている。

このように芸予地域における石造物については、広島県備後地域に関する理解なくして研究を進めることはできず、とりわけ「石のまち」と呼ばれる尾道市は重要である。尾道は自然の水道が良港をもたらし、水運の交通路として栄えた瀬戸内海地域の中でも好位置にあった。嘉応元年（1169）には、大田庄（後の高野山領）の倉敷地に指定され、年貢積み出し港の機能を持つようになった。また江戸時代には、諸国を回船した北前船が寄港し、各地の商品や人が集まる港町となり、大きく発展して瀬戸内海の中心的な港町となった。尾道は石造物の素材となる良質な花崗岩を産出し、その石材を材料に石細工を生業とした数多くの尾道石工が登場し、その石造物は尾道水道を通って遠隔地まで運搬されるようになった。そのため、石造物の研究は尾道の歴史を解明するために重要な意義を有している。このような歴史的背景もあり、尾道の石造物は国・県・市指定文化財の数が非常に多い。

年代や製作者などが刻銘された石造物も尾道市内では豊富に見られる。是光吉基氏は、広島県内の中世有紀年銘石造物を集成し、石造物の編年について論じただけでなく、その分布状況の特質に対しても解釈を示した。是光氏は芸備地方の中・南部における石造物の多さに対し、一部を除く芸備北部の地域ではその数が非常に少ないという点を指摘し、沿岸地域と山間地域における大きな差違を認めた。そして、造塔思想が山間部では広く普及しなかったこと、石造物に適する良質な花崗岩が備北では希薄であったことなどが広島県内における石造物の地理的偏在性の要因と解釈した〔是光1976〕。また是光氏は、文政５年（1822）に書かれた『知新集』において、広島城下町を含めた瀬戸内海沿岸地域において活発に活動した尾道石工の存在に着目した。『尾道の石造物と石工』においては、尾道市内外に分布する室町時代から昭和初期にかけての年代や尾道石工の名が

刻銘された石造物が集成され、詳細な報告が行われた〔尾道市歴史文化まちづくり推進協議会編2016〕。そのなかで、近世に多くの石工が出現し、特に19世紀代から石工が爆発的に増加する傾向にあることを明らかにした。その歴史的背景の一つとして、文化・文政・天保期が、数多くの尾道石工を生みだし、スタイルが固まる成熟期であり、弘化・嘉永・安政年間が尾道石工の作品が遠隔地に広がる安定期であることを示した。二つめの背景として江戸時代後期が尾道商人の躍進が顕著な時期であり、石造物の寄進者として発注を増加させたことを挙げた。そして三つめには各地の神社に頻用される狛犬がいわば尾道石工のブランド品となり、鳥居などに比べて耐久性を求められないことから発注が増加したことも背景として指摘した。

（２）上島町内における石造物

上述のように尾道石工の名は広島県外にも広がっており、上島町内でも各所で確認することができる。弓削島の下弓削地区にある弓削神社の狛犬には「石工尾道　山根惣八作」の銘があり、上弓削地区の高浜八幡神社の狛犬にも「尾道市　友井石材店」の銘がある。また、岩城島の岩城八幡神社の鳥居や生名島の生名八幡神社にも尾道石工の銘をもつ石造物が存在するなど、町内各島にその活動の痕跡が残されている。『しまなみ水軍浪漫のみち文化財報告書－石造物編－』では、上島町（報告書刊行当時は弓削町・魚島村・生名村・岩城村）内の石造物調査を、弓削島庄総合調査事業指導委員会の委員であった故児島公尊氏（当時は岩城村役場住民生活課課長補佐）が担当しており、各町村合わせて759点の石造物について報告した。上島諸島及び魚島群島における石造物の詳細な報告が行われたのはこの調査が初めてであり、本報告の石造物分野の調査における基礎資料にもなっている。上島町の石造物を代表するものとしては、国指定重要文化財となっている魚島の亀井（亀居）八幡神社宝篋印塔が挙げられる。地元では、戦国時代の武将である篠塚伊賀守（篠塚重広）の供養塔と伝えられてきたもので、良好な状態で保存されている。昭和16年、文部技官であった大岡實氏が岩城島の国指定重要文化財である祥雲寺観音堂の調査を行った際、魚島に渡って調査を実施し、その後重要美術品の指定を経て、昭和29年３月に国指定重要文化財となった（本章第６節参照）。魚島村発行の『魚島村誌』では、島内の宝篋印塔や五輪塔に加え、亀井（亀居）八幡神社の鳥居や石狛犬などの石造物に関しても紹介されている〔魚島村2004〕。

上島町指定文化財である石造物は、岩城島にある浄光寺の板碑や宝篋印塔、宝蔵寺の板碑、赤穂根島の塩垂比丘（しおたれびく）の碑と、岩城地区に集中している。これらについては、先述のしまなみの報告書や『岩城村誌　下巻　現代編』において報告されている。なかでも、塩垂比丘の碑は、高さ120cmを測る花崗岩の一石造りで、角垂状の笠があり、下部の龕部に仏が四面に半肉彫りされているもので、他の石塔の形式には類例が見られないものとされている〔岩城村誌編集委員会編1986〕。また、塩垂比丘の碑には、享和３年（1803）に著された『伊予古蹟志』に祥雲寺観音堂などとともに紹介され、現在は風化して痕跡がみられない碑文が記録されている。

（曽根大地）

２．石塔形式各論

（１）はじめに

本書において弓削島の中世石造物を総括的に検討した黒川信義氏（本章第４節）はその総数（一石五輪塔、石仏を除く）を113点とカウントしており、内訳は五輪塔・宝篋印塔・層塔・笠塔婆・板碑の５形式となっている。

中世の石塔形式としては、五輪塔と宝篋印塔がその双璧となる。このうち五輪塔は平安末期、宝篋印塔は鎌倉中期にそれぞれ出現し、鎌倉後期には日本中に遍く分布するようになった。層塔は古代から存在し、軸部と屋根（笠）を別石で彫造するものが多かったが、中世には両者を一石で彫造する大和系の層塔が主流となる。なお、上記した弓削島の石造物では、中世石塔の主要形式の一つである宝塔を欠いていることが特徴である。宝塔は金剛界曼荼羅に描かれた塔形で、金剛界大日を表す器物（三摩耶形）である。これに対し、本来胎蔵界曼荼羅を表す五大種字が刻まれている五輪塔は、胎蔵界大日の三摩耶形である。以下では本書において検討対象となっている石塔の各形式について、その概要を説明する。

（２）五輪塔

五輪塔の原理

五輪塔は、その名が示すように５つの部材から構成されており、下から順に「地輪」「水輪」「火輪」「風輪」「空輪」と呼ばれる（図６－１）。このうち風輪と空輪は、一石で彫造されることが多い。密教では、宇宙はこの「地・水・火・風・空」で成り立っていると考えられている（五大思想）。したがってこれらの要素を全て兼ね備えた五輪塔は、密教における宇宙観そのものを表している。なお、五大を種字（仏を表す梵字）で表記すると、「ア・バ・ラ・カ・キャ」となる。

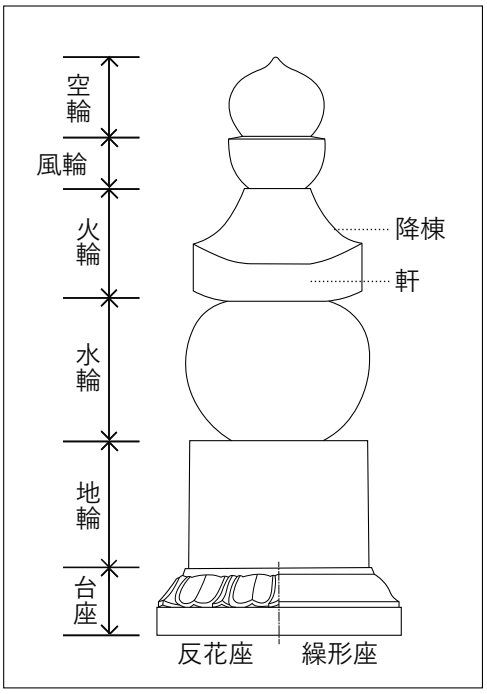

図６－１ 五輪塔概要図

なお、意外なように感じられるが、造形物としての五輪塔はインドや中国ではなく、日本が発祥である。石塔としては釈尊院五輪塔（岩手県）が仁安４年（1169）銘で、最古となり、これに次ぐものとして中尾五輪塔２基（大分県）がそれぞれ嘉応２年（1170）と承安２年（1172）銘を有する。このように12世紀後半に日本で石造五輪塔が出現する背景しては、紀伊根来寺開山の覚鑁（1095－1144）の影響が大きいとされている。覚鑁はその晩年に『五輪九字秘密釈』を著したが、この書の中では胎蔵界大日を表す五大種字を阿弥陀九字真言と同体と解

釈した。この覚鑁による五輪九字同体説により、本来は大日の象徴であった五輪塔が、当時隆盛を迎えていた浄土教の信者によって阿弥陀の象徴とみなされるようになり、五輪塔は極楽往生を願う人々によって墓塔や供養塔として広く造立されるようになった。

五輪塔の定型化

五輪塔はその出現当初においては、軟質石材である凝灰岩を素材として使用していたが、平安末期になると素材に硬質石材の花崗岩を使用するようになる（地域によっては安山岩）。また、五輪塔は正応３年（1290）に死去した叡尊五輪塔（西大寺奥院五輪塔）を祖型とする律宗系五輪塔によって一種の定型化がなされる（写真６－１）〔山川2019〕。こうした潮流は律宗の西国への布教活動に応じて瀬戸内地域にも広がり、具体的には愛媛県内においては野間馬場五輪塔（写真６－２）や覚庵五輪塔（いずれも今治市）などがこの律宗系五輪塔の範疇に入る。これらの五輪塔に関しては、大和などを出自とする、いわゆる「中央石工」（本章第６節参照）の関与が想定される。

写真６－１ 西大寺奥院五輪塔（叡尊塔）

写真６－２ 野間馬場五輪塔

（３）宝篋印塔

宝篋印塔の祖形

宝篋印塔は、屋根（笠）の四隅に隅飾と呼ばれる馬耳状の突起があり、形態上の最大の特徴となっている。日本の宝篋印塔の場合、屋根軒の上は階段状（段形）となっているものがほとんどで、また軒下や基礎の上も段形となっているものが多い。また、屋根の上には相輪を立てる（図６－２）。

紀元前３世紀にインドのマウリア朝第三代の王であった阿育王（アショーカ王）は、戦争や政争

で多くの人命を奪ったことを悔い、滅罪のために釈迦の遺骨（舎利）を納めた塔８万4000基を製作して全国に配った。これを阿育王塔と呼ぶ。また10世紀後半に中国呉越国（浙江省）王であった銭弘俶は阿育王の故事に倣い、金属塔８万4000基を製作して中国各地に奉納した。これを銭弘俶八万四千塔（銭弘俶塔）と呼ぶ（この銭弘俶八万四千塔の一部は、日本にももたらされている）。なお銭弘俶塔の場合、塔内に納められたのは舎利ではなく「宝篋印陀羅尼」と呼ばれる短い経文であった。後に日本においてこうした形式の塔を宝篋印塔と呼んだのは、この宝篋印陀羅尼に因んだものと思われる。

銭弘俶塔は金属塔であったが、中国南部の福建省泉州周辺には石造の宝篋印塔（写真６－３）が集中的に分布している。広大な中国大陸にあって、宋代の石造宝篋印塔が分布するのは、泉州周辺のごく狭い地域に限られる〔中日石塔研究会2007〕。その理由に関しては明確ではないが、泉州は東アジア最大の貿易都市であったことから、その周辺に南伝仏教のコミュニティが存在し、南伝仏教＝東南アジア系の造形的特徴である隅飾を有する多層石塔（阿育王塔や、それを模した銭弘俶塔の形式）が集中的に造立された可能性は指摘し得る。いずれにせよこの地域の石造宝篋印塔が、日本の石造宝篋印塔の成立に関係した可能性は高い〔山川2008〕。

日本における石造宝篋印塔の造立は1230年代の京都に始まる。また1260年前後には大和において複数の様式の宝篋印塔が造立され、1290年代にはその周辺地域においても宝篋印塔の造立が始まる。

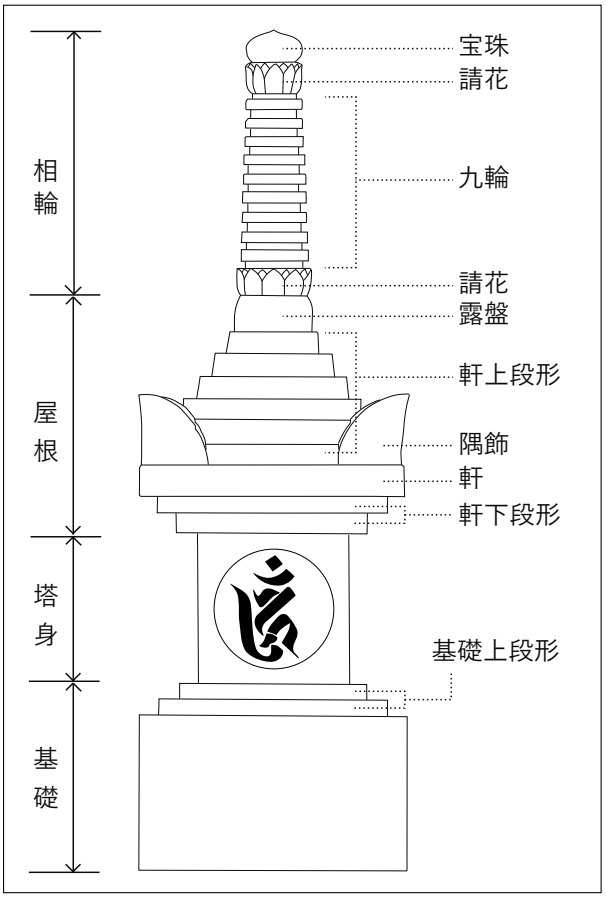

図６－２ 宝篋印塔概要図

写真６－３ 中国石造宝篋印塔（泉州開元寺塔）

越智式宝篋印塔と「関西形式」宝篋印塔

広島県中西部から愛媛県にかけて、「越智式宝篋印塔」と呼ばれるやや特異な様式の宝篋印塔が分布している。その特徴は、塔身の下に請座を設ける点である。愛媛県下においては、正中２年（1325）造立の長円寺跡宝篋印塔（写真６－４）や、これと近い時期に造立されたとみられる大山祇神社宝篋印塔（中央塔／写真６－５）があり（いずれも今治市）、両塔は共に４ｍを超える大型塔である。越智式宝篋印塔の場合、請座の下（基礎の上端）は段形ではなく反花となるが、この越智式宝篋印塔から請座を省いたものがいわゆる「関西形式」宝篋印塔である（写真６－６）[(1)]。主な特徴は基礎の側面に輪郭を巻き、内に大きく格狭間を彫る点、さらに先述の通り、基礎の上は段形ではなく反花とする点などである。この「関西形式」宝篋印塔は、鎌倉末期から南北朝期以降、西日本一体に広く分布するようになる。

なお以上に紹介した越智式宝篋印塔や、そこから派生した初期の「関西形式」宝篋印塔に関しては、いわゆる「中央石工」の作例であるが、この点については別項を設けて記述する（本章第６節）。

写真６－４ 長円寺跡宝篋印塔

写真６－５ 越智式宝篋印塔（大山祇神社中央塔）

写真６－６「関西形式」宝篋印塔（大山祇神社右方塔）

（４）層塔

層塔の特徴

層塔は、軸部と屋根（笠）を交互に積み上げ、最上部の屋根に相輪を立てるシンプルな石塔である（図６－３）。層数はいずれも奇数で、三・五・九・十三という５つの型式がある（十一重のものはない）。屋根、軸部ともに下から「初層・二層・三層…」と数える。このうち初層軸には種字や仏像が彫られるケースが多いので、「塔身」と呼ばれることもある。層塔は、日本では最も古い石塔の形式で、平安中期までの日本の石塔は、おおむね層塔のバリエーションに入るものである。

なお、層塔は中国では広く分布しており、また朝鮮半島にも多くの作例が残る。古代日本には、朝鮮半島を経由して渡来したものと思われる。

古代の層塔

滋賀県の石塔寺三重層塔（写真６－７）は白鳳期にさかのぼる作例とされ、日本最古の石造層塔である。「阿育王塔」と呼ばれているが、この呼称はすでに平安期から存在したことが文献上で知られており、また天平勝宝３年（751）に造立された奈良県の竜福寺層塔銘文中に「阿育□塔」とあるので、これらの古代層塔は造立時には「阿育王塔」と呼ばれていた可能性が高い。阿育王塔といえば、一般的には宝篋印塔形式が想起されるが（先述）、わが国古代において、それは層塔形式

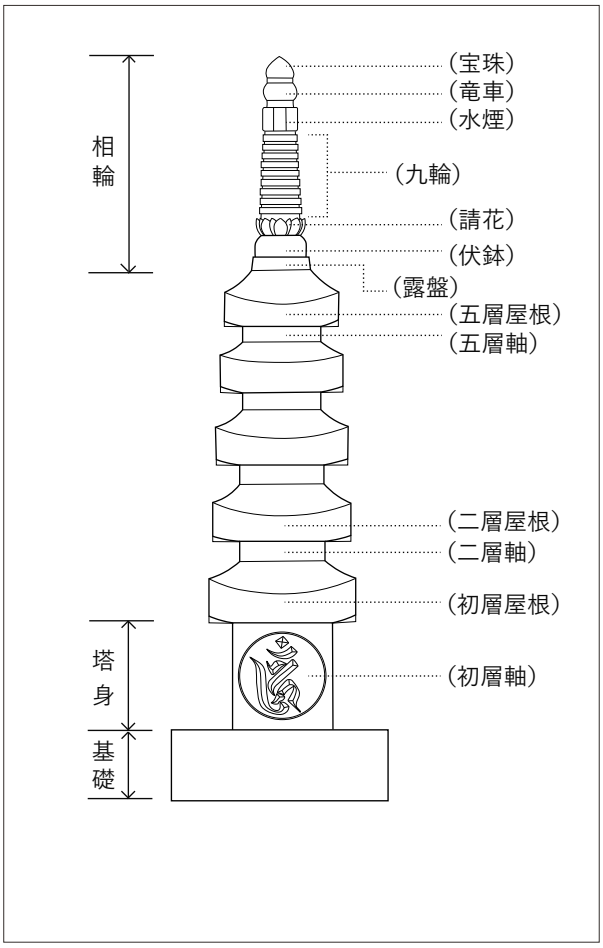

図６－３　層塔概要図

写真６－７　石塔寺三重層塔

であった。

古代層塔に多く見られる特徴としては、屋根と軸部を別石とするほか、屋根は軸に対して軒の出が大きく、また降棟や軒に反り（照り）はみられない、といった点が挙げられる。なおこうした古代層塔の特徴は、鎌倉中期までの京都周辺の層塔に多く引き継がれている。

大和の層塔（中央石工の作例）

屋根と軸部を別石構造とする層塔では、九重を超えるものはバランスを取ることが困難なため造立が困難だが、平安末期に造立された於美阿志神社層塔では、屋根と軸部を一石で作り出すことにより、より多層構造（十三重）を可能とした。さらに種字は初層軸のみに配し、この部分を明確に塔身として規定している。こうした様式は、宋人石工の伊行末によって延応２年（1240）に造立された大蔵寺層塔や、同じく行末が建長５年（1253）頃に造立した般若寺十三重層塔（写真６－８）（いずれも奈良県）において踏襲され、以後の日本の石造層塔の標準的な様式となった。なお、弓削島周辺の作例として、生口島光明坊所在の十三重層塔（広島県）は大和を本拠とする大蔵派石工・心阿が永仁２年（1294）に造立したものである（写真６－９）。

写真６－８　般若寺十三重層塔

写真６－９　光明坊十三重層塔

（５）笠塔婆

笠塔婆とは、方柱状もしくは板状の塔身に仏の種字や像容を刻み、宝形造の屋根（笠）と宝珠を載せた形式の石塔である（図６－４）。供養に用いられた事例が多いが、標石（町石）として製作されたものもある。奈良県般若寺の笠塔婆２基は、弘長元年（1261）に伊派石工の伊行吉が両親のために造立したもので、笠塔婆の標準的作例である（写真６－10）。

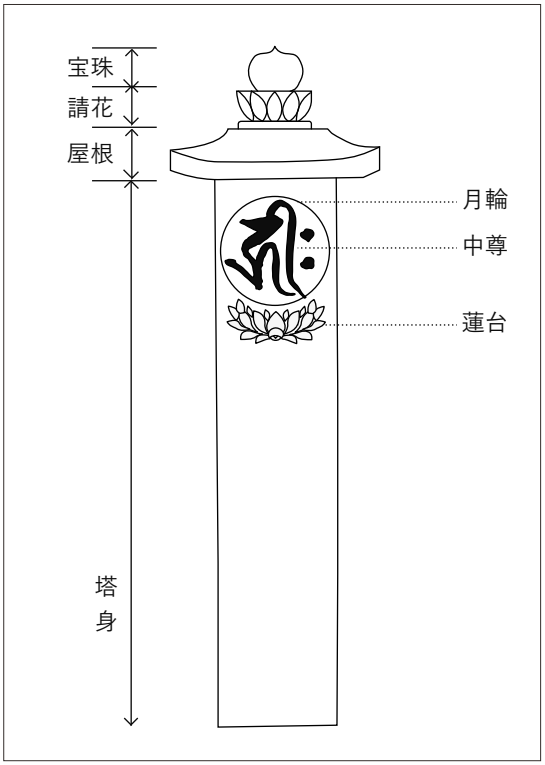

図６－４　笠塔婆概要図

写真６－10　般若寺笠塔婆

（６）板碑

板碑は、板状石材の上半に仏（種字もしくは像容）を刻み、下半には銘文（願文・偈文・願主名など）が彫られる石造物である（図６－５）。通常の石塔が立体的な表現となるのに対し、板碑は絵画的な表現が特徴となる。とはいえ板碑は仏塔の一種であり、単なる碑文とは異なることから、「板石塔婆」や「青石塔婆」などとも呼ばれることがある。全国的に様々な種類の板碑が分布するが、典型的な作例としては頭部を山形とし、二条線を刻み、額部を設ける。そしてその下に枠を設けて、塔身とする。また基板に挿入したり、あるいは土中に直接埋めるため、根部は舌状となっている。なお、板碑は日本固有の形式であるが、その起源についてはまだよくわかっていない。

（山川　均）

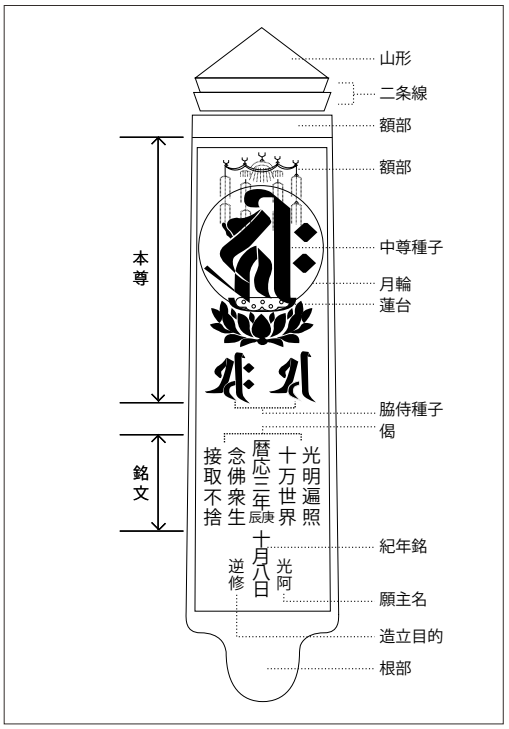

図６－５　板碑概要図

３．弓削島における石造物の実地調査成果

（１）はじめに

弓削町誌の中の「第８編　文化財・文芸・観光」では、旧弓削町内の石造物をいくつか紹介している〔弓削町1986〕。主として中世から近世にかけての石造物についての解説である。未指定の文化財であるが、弓削島庄総合調査事業で調査の対象とした東泉寺の凝灰岩製層塔、鯨池上の畑の板碑、願成寺の２基の近世宝篋印塔がその中で取り上げられている。このように、残存状況が比較的よく、住民の目に触れやすい石造物は、地域の歴史を伝える文化財として広く認識されている。

弓削島をはじめとした上島町域での石造物の悉皆調査は、故児島公尊氏によって精力的に進められた。その成果は「しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査報告書－石造物編－」の中に掲載され〔愛媛県教育委員会2002〕、それを基に本事業の石造物調査を実施した（図６－６）。児島氏は、本事業の指導委員会委員として石造物調査で中心的な役割を果たされたが、志半ばで他界された。本報告で紹介している多くの中世石造物は、現地にて児島氏とその所在を確認したものであるが、新発見の資料も見られる。これまでの成果を基に「弓削島庄の信仰を示す層塔・宝篋印塔・五輪塔・板碑等の調査」として開始した本調査で発見した上弓削地区の笠塔婆はその一つである。今後の調査の進展によって、弓削島の中世石造物の数量が増加することが十分想定される。

ここでは、本調査において弓削島で確認された中世石造物の一覧（表６－１、一石五輪塔・石仏を除く。黒川・有馬作成）およびその写真（写真６－11～15、黒川撮影）を掲載し、各調査地区での石造物調査の成果概要をまとめる。掲載した石造物のほとんどが残欠であり、それらから完全な形の石塔を復元することは容易ではない。しかし、中世の信仰、交易、集落および弓削島庄の展開を復元するための文化財として、それらの石造物の重要性が否定されるものではない。近年、一石五輪塔は中世から近世への移行期における葬送墓制上で重要な石造物と位置付けられている〔狭川編2020〕。石仏の検討も含めて、今後の調査研究に期待したい。

なお、代表的な石造物の考察については、本章第４節を参照していただきたい。

（２）久司浦地区の石造物

久司浦地区では、東泉寺およびその周辺（鯨池上の畑）で中世石造物が確認された。

東泉寺は、「東寺百合文書」にみられる「薬師寺」の後身と考えられている。東泉寺の地目で境内地とされる場所に五輪塔の地輪（01－05，09：表６－１および写真６－11～15の番号）・水輪（01－02，03，07）・火輪（01－04）、宝篋印塔の基礎（01－08、三面格狭間）・笠（01－01）、層塔の基礎（01－06－01）・初層軸部（01－06－02）・屋根（01－06－03～06）がある。一方、地目で墓地とされる場所に１基の五輪塔火輪（01－10）がある。確認された中世石造物の多くが本堂、庫裏の周辺に分布している。

東泉寺境内地の北側には凝灰岩製の層塔（01－06）が安置されており、さらにその奥には同じく凝灰岩製の五輪塔の水輪（01－07）が見られる。この凝灰岩製層塔と五輪塔は、元から境内にあっ

たものではない。これらは、昭和48年（1973）に東泉寺境内から参道を100ｍほど下りた寺屋敷と呼ばれる場所で道路工事中に出土したもので、そのため損壊が激しい〔弓削町1986・愛媛県教育委員会2002〕。造立時期は、いずれも14世紀初頭と推定されている。層塔は、最上段屋根と相輪を欠いている。なお、歴代住職墓地にあるものを含めて、境内地および墓地では８基の花崗岩製一石五輪塔が見られる。

東泉寺の北には、かつて水田耕作に利用されていた鯨池がある。現在、鯨池の南半分は埋め立てられており、鯨池公園として整備されている。鯨池の周辺は畑地が広がっているが、その一角に田頭井戸と呼ばれる古井戸がある。その傍に14世紀末から15世紀初頭に造立されたと思われる花崗岩製の坐像板碑（02－01）が見られる。この場所は古くから田頭屋敷と呼ばれており、この板碑は承元年間に伊予国壬生川から来島した宇多源次兵衛明利の供養塔と伝えられている。

（３）沢津地区の石造物

かつて、沢津地区の集落の東側の高台に小庵があったとされる。現在、ここは無住であり、ゆげ島四国第87番札所長尾寺となっている。その周辺は沢津集落の墓地であり、集合墓には１基の五輪塔水輪（03－01）がある。また、その集合墓には、７基の花崗岩製一石五輪塔や多くの石仏が見られる。

（４）上弓削地区の石造物

上弓削地区は、鎌倉時代には大串方と呼ばれていた場所であり、ここに地頭の居館がおかれていたと推定されている。上弓削地区では、主として願成寺で石造物調査を実施したが、その西の海に近い集落のお堂や畑地でも中世石造物を確認した。

上弓削集落には日切地蔵を祀ったお堂があり、その前にある小堂には笠塔婆の塔身（05－08）、笠（05－09）および宝珠（05－10）が安置されている。いずれも結晶質石灰岩製であり、塔身には放射後背のある地蔵が半肉彫りされている。小堂の内外には、周辺から寄せ集められたと考えられる五輪塔の水輪（05－03，05～07）と火輪（05－01，02，04）、13基の花崗岩製一石五輪塔が見られる。五輪塔水輪および火輪には凝灰角礫岩製のものがあり、風化が激しい。また、上弓削集落内の畑地では、２基の五輪塔水輪（04－01，02）が見られる。その畑の東に位置する小堂内に２基の花崗岩製一石五輪塔がある。集落内では他に五輪塔の地輪（07－01、08－02）や火輪（08－01）が見られる。

上弓削集落から寺道を山側に向かうと願成寺がある。願成寺は、現在弓削島にある唯一の真言宗寺院である。「東寺百合文書」に登場する鎌倉時代からの名刹で、大串方の中心的な寺院であったと考えられる。中世石造物は境内およびその周辺で確認された。

願成寺山門の北を通る道の傍らには井戸が見られ、その隣に五輪塔の火輪（06－01）が安置されている。花崗岩製であり、四方に薬研彫りで四門が刻まれている。また、境内の大師堂の前のお堂の中に花崗岩製の宝篋印塔の笠（06－02）があるが、下をコンクリートで固めているため、全容は

分からない。さらに、本堂の南（大師堂の東）には集合墓地が見られ、その中には造立時期が16世紀末から17世紀初頭と思われる２基の花崗岩製宝篋印塔（06－03，04）がある。同じ集合墓地内には、五輪塔の水輪（06－05，08，09，12）や火輪（06－06，07）とともに笠塔婆の笠（06－10）および塔身（06－11）が見られる。笠塔婆は結晶質石灰岩製であり、塔身には放射後背のある地蔵が半肉彫りされている。日切地蔵笠塔婆（05－08～10）との共通点が多く、造立時期は16世紀後半頃と考えられる。なお、願成寺の歴代住職墓は本堂の南西の墓地内にあり、それらの五輪塔（06－15～19）の中には中世に製作された部材も散見される。願成寺では他に、墓地に２基の五輪塔火輪（06－13，14）があり、本堂・庫裏の東には五輪塔の地輪（06－20）と火輪（06－21～25）を１基の石塔として組み直されたものが見られる。一方、境内地、墓地およびその隣接地には55基の花崗岩製一石五輪塔がある。

（５）引野地区の石造物

引野地区では、主として伊勢山東側の墓地、ゆげ島四国第75番札所善通寺および惣観寺で中世石造物を確認した。

伊勢山東側の墓地は引野集落の南にある伊勢山の東側斜面に位置し、五輪塔の火輪（09－01～03）と地輪（09－04）が見られる。また、ゆげ島四国第75番札所善通寺には五輪塔の水輪（10－01）がある。

惣観寺は、引野集落の南東に位置する引野池の東の高台に位置する。元は安養山青林庵（松林庵）といわれ、引野池を挟んで西にある経塚山の上の平地にあった。明治３年（1870）に上弓削地区にあった普門山惣観寺と青林庵が合寺し、現在の安養山惣観寺となった。惣観寺の墓地には五輪塔の地輪（11－01，02）と火輪（11－03）がある。また、18基の花崗岩製一石五輪塔も見られる。さらに、経塚山の南に位置するゆげ島四国第74番札所甲山寺にも石仏とともに４基の花崗岩製一石五輪塔がある。

（６）明神地区の石造物

明神地区の県立弓削高等学校の北東には慶雲庵がある。慶雲庵には44基の花崗岩製一石五輪塔があり、その多くは集合墓に安置されている。また、慶雲庵から少し下りた場所にあるゆげ島四国第71番札所弥谷寺のお堂の中には、１基の花崗岩製一石五輪塔がある。

（７）下弓削・藤谷地区の石造物

下弓削地区では、ゆげ島四国第69番札所観音寺および潮音寺で中世石造物を確認した。

ゆげ島四国第69番札所観音寺は、下弓削集落の北西に位置する。そのお堂の外には２基の五輪塔火輪（12－01，02）が見られ、お堂の中には１基の花崗岩製一石五輪塔がある。

潮音寺は、下弓削集落にある小高い丘の上に位置する。参道脇の２つのお堂には合計３基の五輪塔火輪（13－01～03）がある。また、墓地の西側には２基の五輪塔水輪（13－04，05）がある。こ

れらの五輪塔の残欠の中には、六甲花崗岩製のもの（13－01，05）が見られる。潮音寺本堂の傍には六地蔵が祀られており、その前には３基の五輪塔地輪（13－06～08）がある。なお、潮音寺の参道脇および墓地では、29基の花崗岩製一石五輪塔が見られる。

藤谷地区では、石灰山（石山）の南麓に位置する自性寺において宝篋印塔の笠（14－01）、五輪塔の火輪（14－02～05）・水輪（14－06）が見られる。宝篋印塔の笠（14－01）は花崗岩製であり、軒上で５つ、軒下で２つの段が作られている。また、墓地には40基の花崗岩製の一石五輪塔がある。なお、境内には明治２年（1869）に弓削神社境内から移された道鏡塚がある。

同じく藤谷地区にあるゆげ島四国第28番札所大日寺のお堂の中には１基の花崗岩製一石五輪塔がある。また、ゆげ島四国第29番札所国分寺の近くでも１基の花崗岩製一石五輪塔が見られる。

（８）太田地区の石造物

太田集落の山側には、ゆげ島四国第60番札所横峰寺がある。そこには太田集会所があり、その前にあるお堂には花崗岩製の宝篋印塔の笠（15－01）が見られ、軒上に６つ、軒下に２つの段が作られている。また、そこから少し下った塩釜神が祀られた場所には凝灰角礫岩製の五輪塔の地輪（16－01）がある。

太田集会所の上には、太田義光の塚と碑がある。地元では「おおたいもんさん」として親しまれている。塚には銘文があり、右の行には「ホウトク二年トラ三月廿七日」、中央の行には「太田義光塚」と刻まれている。左の行には「メイジ十八年トリ」の文字が見られ、塚はその頃に造り替えられたのであろう。宝徳２年（1450、寅年ではなく午年）頃は、すでに弓削島庄では年貢収取の実はあがらなくなっていた。当時は、村上右衛門尉やその子息と思われる村上治部進が庄の所務職を受けていた時代に当たる。明神地区の県立弓削高等学校の下には、「馬神さん」と呼ばれる石碑があり、太田義光の愛馬の塚であるとも伝えられている。なお、太田義光碑は、明治34年（1901）に造立されたものである。太田義光塚の奥にある墓地では、１基の花崗岩製一石五輪塔が見られる。

（９）土生地区の石造物

土生地区では、定光寺および集落内のお堂で中世石造物を確認した。

定光寺山門近くの集合墓地では、１基の五輪塔水輪（17－01）および２基の火輪（17－02，03）が見られる。また、墓地には２基の五輪塔の火輪（17－04，05）がある。さらに、定光寺では集合墓地および歴代住職墓地にあるものを含めて、72基の花崗岩製一石五輪塔が見られる。

定光寺から下った土生集落内のお堂では、２基の五輪塔水輪（18－01，02）および１基の五輪塔地輪（18－03）とともに２基の花崗岩製一石五輪塔が見られる。

（10）大谷地区の石造物

大谷地区のゆげ島四国第８番札所熊谷寺のお堂の中には、２基の五輪塔火輪（19－01，03）および１基の宝篋印塔相輪（19－02）がある。これらは後世に１基の石塔として組まれており、接合部はコンクリートで固められている。

（有馬啓介）

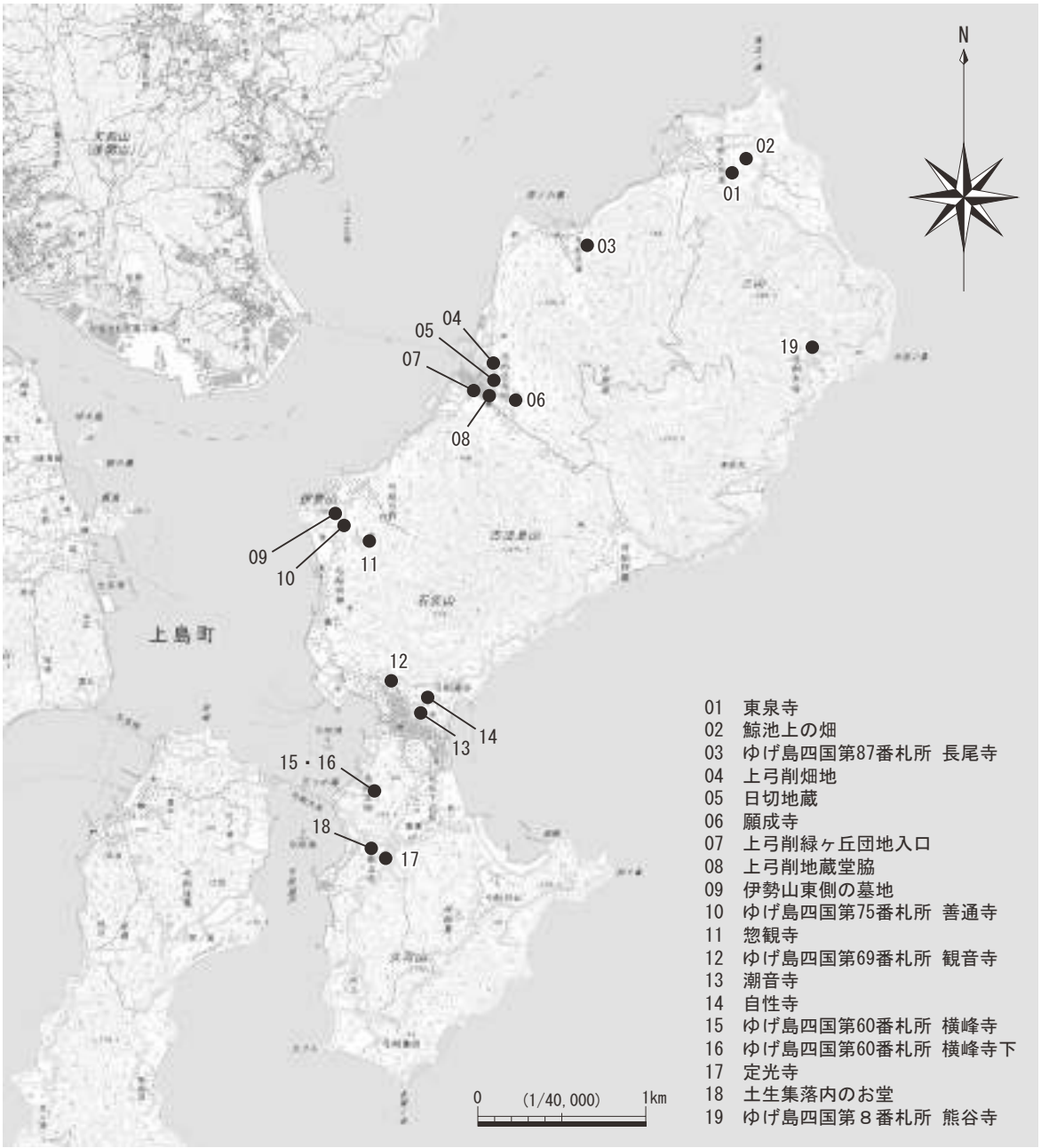

図６－６　弓削島における中世石造物の確認箇所分布図（S＝1/40,000）

表６－１　弓削島の中世石造物一覧

	場　　所	番号	種　別	部　位	材　質	高(cm)	幅(cm)	高/幅比	(×10^{-3}) 帯磁率	備考
01	弓削久司浦 東泉寺	01	宝篋印塔	笠(本堂裏)	花崗岩	23.8	29.0	0.82	3.56	軒上5段,軒下2段
		02	五輪塔	水輪(本堂裏)	花崗岩	19.0	29.6	0.64	0.034	
		03	五輪塔	水輪(本堂裏)	凝灰角礫岩	−	25.8	−	1.25	
		04	五輪塔	火輪(本堂裏)	凝灰角礫岩	14.0	27.0	0.52	1.62	
		05	五輪塔	地輪(境内)	花崗岩	22.0	30.0	0.73	0.352	
		06-01	層塔	基礎(境内)	凝灰岩	21.0	61.0	0.34	0.112	
		06-02		初層軸部(境内)	凝灰岩	49.0	43.9	1.12	0.24	
		06-03		屋根(境内)	凝灰岩	20.0	46.5	0.43	0.242	
		06-04		屋根(境内)	凝灰岩	17.5	43.8	0.40	0.086	
		06-05		屋根(境内)	凝灰岩	−	50.0	−	0.107	
		06-06		屋根(境内)	凝灰岩	17.5	41.0	0.43	0.046	
		07	五輪塔	水輪(境内)	凝灰岩	33.0	44.0	0.75	0.117	
		08	宝篋印塔	基礎(境内)	花崗岩	21.7	31.5	0.69	2.87	
		09	五輪塔	地輪(境内)	花崗岩	−	27.8	−	2.65	
		10	五輪塔	火輪(墓地)	花崗岩	16.5	25.6	0.64	2.10	
02	弓削久司浦 鯨池上の畑	01	坐像板碑		花崗岩	94.5	32.0	2.95	2.23	
03	弓削沢津　墓地 (ゆげ島四国第87番札所　長尾寺)	01	五輪塔	水輪	花崗岩	17.7	25.6	0.69	1.96	
04	弓削上弓削畑地 (弓削上弓削234番地の畑)	01	五輪塔	水輪	花崗岩	18.7	24.6	0.76	0.794	
		02	五輪塔	水輪	花崗岩	21.2	27.6	0.77	1.85	
05	弓削上弓削 日切地蔵	01	五輪塔	火輪	凝灰角礫岩	14.0	22.0	0.64	0.817	
		02	五輪塔	火輪	凝灰角礫岩	9.0	20.0	0.45	1.02	
		03	五輪塔	水輪	花崗岩	28.0	36.5	0.77	1.45	
		04	五輪塔	火輪	花崗岩	14.2	22.0	0.65	2.42	
		05	五輪塔	水輪	花崗岩	19.4	29.0	0.67	2.10	
		06	五輪塔	水輪	花崗岩	18.0	24.0	0.75	1.63	
		07	五輪塔	水輪	凝灰角礫岩	17.5	24.0	0.73	1.00	
		08	笠塔婆	塔身	結晶質石灰岩	22.0	13.4	1.64	0.000	地蔵立像
		09	笠塔婆	笠	結晶質石灰岩	9.8	17.9	0.55	0.000	
		10	笠塔婆	宝珠	結晶質石灰岩	23.6	14.3	1.65	0.000	
06	弓削上弓削 願成寺	01	五輪塔	火輪(入口)	花崗岩	27.0	41.0	0.66	3.42	梵字(四門)
		02	宝篋印塔	笠(境内)	花崗岩	−	42.0	−	3.36	軒上6段,軒下不明
		03-01	宝篋印塔 (左)	基壇(集合墓)	花崗岩	19.0	49.5	0.38	2.24	
		03-02		基礎(集合墓)	花崗岩	30.0	34.3	0.87	1.54	
		03-03		塔身(集合墓)	花崗岩	18.0	17.5	1.03	2.67	
		03-04		笠(集合墓)	花崗岩	30.5	32.6	0.94	1.55	軒上6段,軒下2段
		03-05		相輪(集合墓)	花崗岩	62.0	15.0	4.13	2.05	
		04-01	宝篋印塔 (右)	基壇(集合墓)	花崗岩	17.0	48.0	0.35	1.89	
		04-02		基礎(集合墓)	花崗岩	31.0	35.6	0.87	2.68	
		04-03		塔身(集合墓)	花崗岩	19.0	19.4	0.98	2.63	
		04-04		笠(集合墓)	花崗岩	30.2	34.2	0.88	1.72	軒上6段,軒下2段
		04-05		相輪(集合墓)	花崗岩	61.5	15.8	3.89	2.89	
		05	五輪塔	水輪(集合墓)	火山礫凝灰岩	17.5	20.6	0.85	0.17	

	場　　所	番号	種　別	部　位	材　質	高(cm)	幅(cm)	高/幅比	[×10^{-3}] 帯磁率	備考
		06	五輪塔	火輪(左) (集合墓)	花崗岩	14.1	21.7	0.65	0.669	
		07	五輪塔	火輪(右) (集合墓)	花崗岩	20.5	32.1	0.64	2.35	
		08	五輪塔	水輪(集合墓)	花崗岩	20.8	28.2	0.74	2.77	
		09	五輪塔	水輪(集合墓)	凝灰角礫岩	15.7	24.7	0.64	0.585	
		10	笠塔婆	笠(集合墓)	結晶質石灰岩	9.1	16.6	0.55	0.010	
		11	笠塔婆	塔身(集合墓)	結晶質石灰岩	23.0	13.4	1.72	0.003	地蔵立像
		12	五輪塔	水輪(集合墓)	花崗岩	22.4	29.9	0.75	2.65	
		13	五輪塔 (左)	火輪(墓地)	花崗岩	14.5	23.2	0.63	0.497	
		14	五輪塔 (右)	火輪(墓地)	花崗岩	14	24.5	0.57	0.619	
		15-01	五輪塔 (手前)	地輪(墓地)	花崗岩	33.0	27.0	1.22	2.93	
		15-02		水輪(墓地)	花崗岩	24.0	30.6	0.78	1.80	
		15-03		火輪(墓地)	花崗岩	14.0	27.6	0.51	2.63	
		16-01	五輪塔 (左１)	地輪(墓地)	花崗岩	18.5	20.1	0.92	3.02	
		16-02		水輪(墓地)	花崗岩	19.0	23.2	0.82	1.58	
		16-03		火輪(墓地)	花崗岩	16.5	21.1	0.78	2.76	
		16-04		空風輪(墓地)	花崗岩	15.7	16.5	0.95	1.15	
		17-01	五輪塔 (左２)	地輪(墓地)	花崗岩	27.0	28.5	0.95	2.47	
		17-02		水輪(墓地)	花崗岩	22.3	27.1	0.82	1.17	
		17-03		火輪(墓地)	花崗岩	17.3	26.0	0.67	1.73	
		18-01	五輪塔 (右２)	地輪(墓地)	花崗岩	26.5	27.3	0.97	1.30	
		18-02		水輪(墓地)	花崗岩	23.5	28.2	0.83	1.93	
		18-03		火輪(墓地)	花崗岩	20.0	26.8	0.75	2.07	
		18-04		空風輪(墓地)	花崗岩	30.0	16.5	1.82	2.22	
		19-01	五輪塔 (右１)	地輪(墓地)	花崗岩	26.3	28.0	0.94	2.41	
		19-02		水輪(墓地)	花崗岩	21.0	28.5	0.74	1.70	
		20	五輪塔	地輪(本堂裏)	花崗岩	−	26.8	−	0.088	
		21	五輪塔	火輪(下１) (本堂裏)	花崗岩	19.0	28.9	0.66	1.61	
		22	五輪塔	火輪(下２) (本堂裏)	花崗岩	15.0	25.1	0.60	1.63	
		23	五輪塔	火輪(下３) (本堂裏)	花崗岩	15.5	24.2	0.64	1.57	
		24	五輪塔	火輪(下４) (本堂裏)	花崗岩	14.0	23.0	0.61	1.51	
		25	五輪塔	火輪(下５) (本堂裏)	花崗岩	10.0	20.0	0.50	1.92	
07	上弓削緑ヶ丘団地入口	01	五輪塔	地輪	花崗岩	17.5	27.0	0.65	1.22	
08	上弓削地蔵堂脇	01	五輪塔	火輪	凝灰角礫岩	11.5	25.4	0.45	0.273	
		02	五輪塔	地輪	花崗岩	17.0	23.0	0.74	1.59	
09	弓削引野 伊勢山東側の墓地	01	五輪塔	火輪	花崗岩	16.1	24.8	0.65	1.35	
		02	五輪塔	火輪(下)	花崗岩	13.0	24.2	0.54	2.50	
		03	五輪塔	火輪(上)	火山礫凝灰岩	13.0	21.0	0.62	0.685	
		04	五輪塔	地輪	花崗岩	18.8	26.4	0.71	2.39	

	場　　所	番号	種　別	部　位	材　質	高(cm)	幅(cm)	高/幅比	〔×10^{-3}〕帯磁率	備考
10	弓削引野 ゆげ島四国第75番札所　善通寺	01	五輪塔	水輪	花崗岩	21.0	28.1	0.75	0.36	
11	弓削引野 惣観寺墓地	01	五輪塔	地輪(左)	花崗岩	21.5	30.6	0.70	3.04	
		02	五輪塔	地輪(右)	花崗岩	20.4	26.7	0.76	2.37	
		03	五輪塔	火輪	花崗岩	16.5	25.0	0.66	1.70	
12	弓削下弓削 ゆげ島四国第69番札所　観音寺	01	五輪塔	火輪(左)	凝灰角礫岩	15.0	21.0	0.71	1.74	
		02	五輪塔	火輪(右)	花崗岩	15.5	26.0	0.60	2.54	
13	弓削下弓削 潮音寺	01	五輪塔	火輪(参道脇)	花崗岩	14.2	21.7	0.65	2.29	六甲花崗岩
		02	五輪塔	火輪(参道脇)	花崗岩	14.3	23.4	0.61	2.16	
		03	五輪塔	火輪(参道脇)	火山礫凝灰岩	18.2	24.7	0.74	0.829	
		04	五輪塔	水輪(墓地)	火山礫凝灰岩	21.7	26.7	0.81	0.829	
		05	五輪塔	水輪(墓地)	花崗岩	15.5	23.0	0.67	2.35	六甲花崗岩
		06	五輪塔	地輪(左) (地蔵堂)	花崗岩	21.6	26.4	0.82	1.34	
		07	五輪塔	地輪(中) (地蔵堂)	花崗岩	20.9	26.5	0.79	3.40	
		08	五輪塔	地輪(右) (地蔵堂)	花崗岩	19.4	26.7	0.73	1.00	
14	弓削藤谷 自性寺墓地	01	宝篋印塔	笠	花崗岩	27.6	33.1	0.83	0.259	軒上５段 軒下２段
		02	五輪塔	火輪(左)	花崗岩	−	25.9	−	2.00	
		03	五輪塔	火輪(右)	花崗岩	25.0	34.7	0.72	1.15	
		04	五輪塔	火輪	花崗岩	14.0	23.0	0.61	0.455	
		05	五輪塔	火輪	花崗岩	15.0	24.1	0.62	1.70	
		06	五輪塔	水輪	火山礫凝灰岩	13.0	21.0	0.62	1.15	
15	弓削太田 ゆげ島四国第60番札所　横峰寺	01	宝篋印塔	笠	花崗岩	27.6	33.6	0.82	4.42	軒上６段 軒下２段
16	弓削太田 ゆげ島四国第60番札所　横峰寺下	01	五輪塔	地輪	凝灰角礫岩	11.8	20.2	0.58	0.246	
17	弓削土生 定光寺	01	五輪塔	水輪(集合墓)	花崗岩	23.8	31.5	0.76	2.00	
		02	五輪塔	火輪(集合墓)	花崗岩	9.4	21.5	0.44	2.74	
		03	五輪塔	火輪(集合墓)	花崗岩	16.5	21.6	0.76	1.25	
		04	五輪塔	火輪(墓地)	花崗岩	13.8	22.0	0.63	2.56	
		05	五輪塔	火輪(墓地)	凝灰角礫岩	8.0	21.0	0.38	0.379	
18	土生集落内のお堂	01	五輪塔	水輪	花崗岩	18.0	23.6	0.76	1.82	
		02	五輪塔	水輪	花崗岩	20.1	26.1	0.77	1.70	
		03	五輪塔	地輪	凝灰角礫岩	14.5	23.7	0.61	1.69	
19	弓削大谷 ゆげ島四国第８番札所　熊谷寺	01	五輪塔	火輪(下)	花崗岩	18.0	29.6	0.61	0.089	
		02	宝篋印塔	相輪	花崗岩	11.0	9.7	1.13	2.62	
		03	五輪塔	火輪(上)	花崗岩	13.6	22.5	0.60	1.13	

東泉寺 01－01

東泉寺 01－02

東泉寺 01－03

東泉寺 01－04

東泉寺 01－05

東泉寺 01－06

東泉寺 01－07

東泉寺 01－08

東泉寺 01－09

東泉寺 01－10

鯨池上の畑 02－01

87番札所（長尾寺）03－01

上弓削畑地 04－01

上弓削畑地 04－02

日切地蔵 05－01

写真６－11　弓削島の中世石造物（１）

日切地蔵 05－02

日切地蔵 05－03

日切地蔵 05－04

日切地蔵 05－05

日切地蔵 05－06

日切地蔵 05－07

日切地蔵 05－08

日切地蔵 05－09

日切地蔵 05－10

願成寺 06－01

願成寺 06－02

願成寺 06－03

願成寺 06－04

願成寺 06－05

願成寺 06－06，07

写真６－12　弓削島の中世石造物（２）

願成寺 06－08

願成寺 06－09

願成寺 06－10

願成寺 06－11

願成寺 06－12

願成寺 06－13，14

願成寺 06－15～19

願成寺 06－20～25

緑ヶ丘団地入口 07－01

上弓削地蔵堂脇 08－01

上弓削地蔵堂脇 08－02

伊勢山東側の墓地 09－01

伊勢山東側の墓地 09－02，03

伊勢山東側の墓地 09－04

75番札所（善通寺）10－01

写真６－13　弓削島の中世石造物（３）

惣観寺 11－01

惣観寺 11－02

惣観寺 11－03

69番札所(観音寺)12－01

69番札所(観音寺)12－02

潮音寺 13－01

潮音寺 13－02

潮音寺 13－03

潮音寺 13－04

潮音寺 13－05

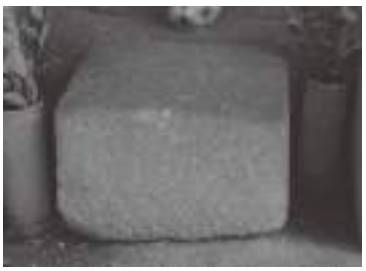
潮音寺 13－06

潮音寺 13－07

潮音寺 13－08

自性寺 14－01

自性寺 14－02

写真６－14　弓削島の中世石造物（４）

自性寺 14－03

自性寺 14－04

自性寺 14－05

自性寺 14－06

60番札所（横峰寺）15－01

60番札所（横峰寺）下 16－01

定光寺 17－01，02

定光寺 17－03

定光寺 17－04

定光寺 17－05

土生集落内のお堂 18－01

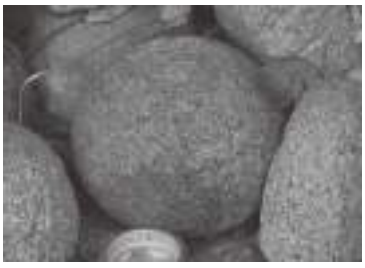
土生集落内のお堂 18－02

土生集落内のお堂 18－03

８番札所（熊谷寺）19－01

８番札所（熊谷寺）19－02

８番札所（熊谷寺）19－03

写真６－15　弓削島の中世石造物（５）

４．石材から見た弓削島の中世石造物

（１）はじめに

弓削島の石造物調査は、平成11年５月「瀬戸内しまなみ海道」の開通に伴い、愛媛県が主体となって平成12年度から平成13年度の２年間にわたり「しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査」として総合的な調査を行った一巻として報告されている。その中で、故児島公尊氏（当時岩城村役場住民生活課課長補佐）のご功労によるところが大きく、弓削島ほかの悉皆調査報告を完遂できた。本報告は、これら蓄積された基本データに基づいて再調査を行い考察を付け加えたものである。

弓削島の中世石造物（一石五輪塔、石仏を除く）を分類すると、五輪塔、宝篋印塔、層塔、笠塔婆、板碑の５種類があり、それぞれの部材点数は、113点を確認した（表６－１）。

これらの石造物は寺院、墓地、お堂の中など19地点に安置されているが、16世紀以前のものはほとんどすべて寄せ集められた部材で、空風輪、宝篋印塔塔身は確認できず、完全な形の石塔として組み上げられた石塔はほとんどなかった。紀年銘など文字が彫られたものもなく、五輪塔火輪に梵字が施されているものが１点確認された。中世石造物のこのような現存状況から代表的な石造物の事例を取り上げ、同一の石材文化圏における石造物を参考に考察する。

（２）種別ごとの造立割合

五輪塔75%、宝篋印塔14%、層塔５％、笠塔婆５％、板碑１％である（図６－７）。

弓削島に分布する中世石造物は、東泉寺層塔などを除きすべて寄せ集められたものであり、石塔の基数を数えるのは困難なため、部材数から種別ごとの造立割合を求めた。

五輪塔と宝篋印塔で約９割を占めている。層塔は１基で５％、板碑は同じ１基でも１％である。これは残された屋根の４点が、調査範囲内点数（113点）に対し加重が大きいことを示している。

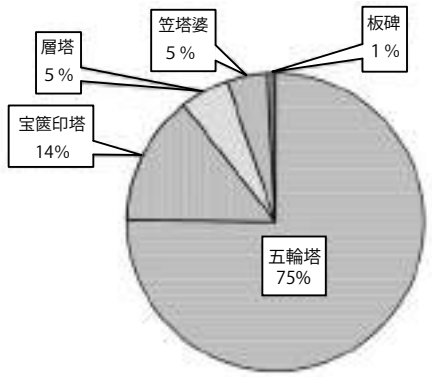

図６－７　種別ごとの造立割合（部材数）

（３）花崗岩製五輪塔と宝篋印塔の割合

弓削島における花崗岩製五輪塔と宝篋印塔の割合は五輪塔が84%である。他の芸予地域と比較すると、三原市で71%〔舘鼻2009〕、竹原市で76%〔舘鼻2009〕、尾道市瀬戸田町で79%〔舘鼻2009〕、弓削島を除く上島町と今治市で89%〔愛媛県教育委員会2002〕である。三原市から離れる

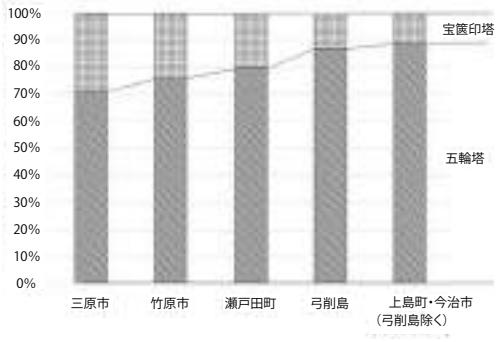

図６－８　花崗岩製五輪塔と宝篋印塔の割合

に従って宝篋印塔の割合が減り五輪塔の割合が増加する結果となっている（図６－８）。

これは小早川氏惣領家の本拠地である沼田川下流域は花崗岩が豊富で、小早川氏を中心にその支族が宝篋印塔を多用したという背景が影響していると思われる。

（４）石材別の造立割合

弓削島の石造物は、花崗岩75%、凝灰角礫岩・火山礫凝灰岩14%、凝灰岩６%、結晶質石灰岩５%である（図６－９）。中世・近世を問わず特に花崗岩の使用割合が多いことがわかる。

瀬戸内海沿岸は花崗岩地帯が多く、中国地方に分布する山陽帯の花崗岩製の石造物が多く、広島県側の石材文化圏の影響が色濃く浸透していると言えよう。

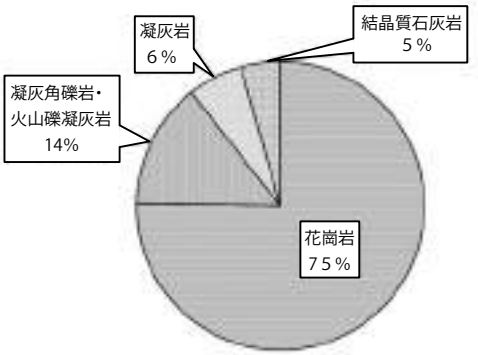

図６－９　石材別の造立割合

一方、高縄半島の西岸から芸予諸島に山口県産の角閃石安山岩製石造物（中世末～近世）も分布しているが、弓削島においては皆無であった。

（５）弓削島に搬入された中世石造物の石材産地

弓削島における中世石造物の石材産地は、愛媛県の凝灰岩（伊予の白石）、広島県の花崗岩、香川県の凝灰角礫岩・火山礫凝灰岩、岡山県の結晶質石灰岩、兵庫県の花崗岩であり、瀬戸内海沿岸各地から運び込まれたものが殆どである（図６－10）。

弓削島の地質も広島花崗岩帯（白亜紀）に属しているが、当地で生産した可能性は低い。石灰岩も江戸時代末期から盛んに採掘が行われていたが、石造物に使われるのは近代に入ってからのもので、数も限られている。

図６－10　弓削島に搬入された中世石造物の石材産地

（６）石造物の石材別造立時期

13世紀末から14世紀前半頃に伊予方面から、凝灰岩製層塔、五輪塔（東泉寺）が搬入された。弓削島における石造物の初出である。

14世紀末あるいは15世紀初頭以降、芸備方面から花崗岩製板碑（鯨池上の畑）、花崗岩製五輪塔（願成寺）、宝篋印塔（東泉寺）の搬入があり、花崗岩製石造物の造立は今日まで続く。

15世紀中頃から16世紀中頃まで、凝灰角礫岩、火山礫凝灰岩製五輪塔が、香川県西部（西讃地域）から搬入されている。愛媛県には15世紀初期の段階から搬入されているが、弓削島では半世紀ほど遅れて登場する。

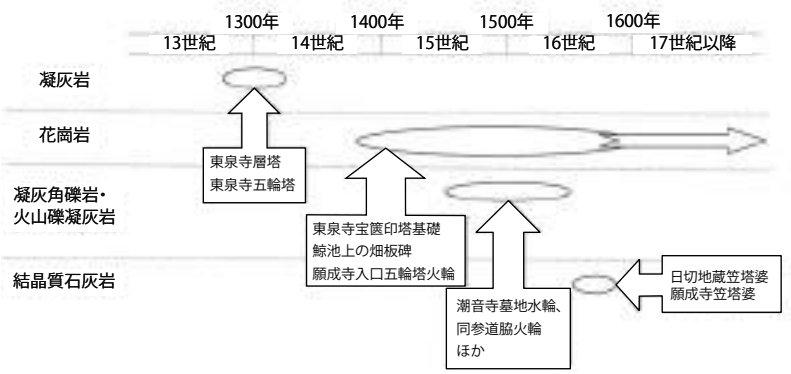

図６－11 石造物の石材別造立時期石材産地

16世紀後半には、備中方面から結晶質石灰岩製笠塔婆が搬入されている（図６－11）。

（７）石材判定

石材の判定は、肉眼観察（目視観察）を基本とするが、苔、地衣類や環境（湿度、温度、化学物質など）による表面の状態や風化などにより、判断を誤る可能性も大きい。そこで補完的に帯磁率測定を実施した。

また、石材産地同定は、肉眼観察や帯磁率測定だけに限定せず、同様の形態的特徴を有する石造物の分布状況なども考慮した。

（８）帯磁率測定

帯磁率とは、磁化のしやすさを表す指標で、岩石や石造物などに磁場をかけると、それに誘導される磁化の強さをその比で表したものである。

誘導される磁化Ｊと磁場Ｈの関係は、Ｊ＝ＫＨで表現され、Ｋが帯磁率である。

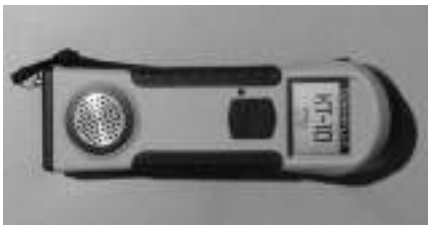

写真６－16　帯磁率計

簡単に言うと、磁石が付きやすいか付きにくいかを数値で表したもの、つまり磁鉄鉱が多いか少ないかを示したものである。数値が大きければ磁鉄鉱が多く含まれ磁石が付きやすく、帯磁率も高くなる。「率」で示されるため単位はなく、大きさ（帯磁率の高さ）を表すため［$\times 10^{-3}$］（マイナス３乗）で表記する。因みに［マイナス３乗］とは1000分の１のことである。

帯磁率測定器は「ＫＴ－10（カナダ製）」（写真６－16）を使用した。

（９）弓削島における花崗岩製石造物の帯磁率

表６－１に帯磁率の項を設けており、図６－12は、そこから花崗岩製石造物の部材を帯磁率の低いものから高いものの順に並び替えたグラフである。

測定値は0.034～4.42×10^{-3}で幅広い。「尾道・三原地域など広島県南部の花崗岩製石造物の帯磁率」を見るとわかるようによく一致している（図６－13）。

特に、東泉寺水輪（01－02）は、有色鉱物の少ない石材を用いており帯磁率は0.034×10^{-3}と弓削島の石造物の中で最も低い。出来映えも良くなく造立の時代は不明だが、信仰の対象となっていた可能性もあり本報告で取り上げた。在地石工による製品の可能性もある。

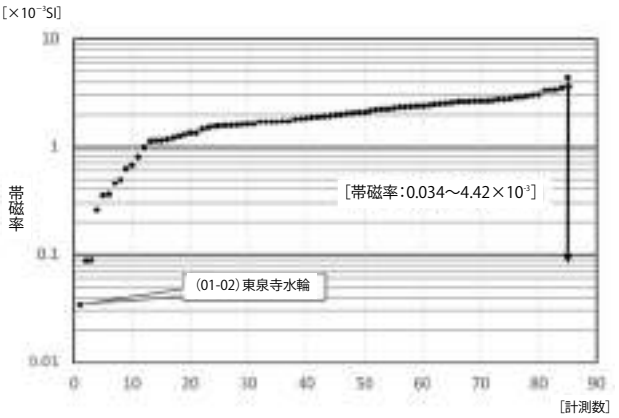

図６－12　弓削島における花崗岩製石造物の帯磁率

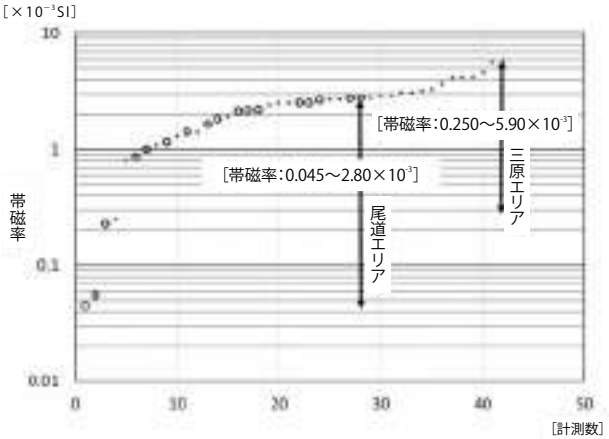

図６－13　尾道・三原地域の花崗岩製石造物の帯磁率

（10）肉眼観察による石材の特徴および分布

①花崗岩

Ａ．広島県南部の花崗岩

中～粗粒黒雲母花崗岩である。カリ長石は白色～淡桃色を呈し、わずかに発錆が見られるものもある（写真６－17）。弓削島の花崗岩製中世石造物の４分の３に該当する。

これらは尾道市周辺または三原市周辺の山陽帯花崗岩の可能性が極めて高い。弓削島では、83点を確認している。

尾道市周辺の花崗岩と三原市周辺の花崗岩を区別するのは容易ではない。特に、尾道市向島と三原市沼田川の石造物に使用された石材は、どちらにも１cm程度の淡桃色の斑晶を含むものがあり肉眼観察のみでの見極めは豊富な経験などが必要である。また、帯磁率の値も大きな違いはないが、尾道市周辺の花崗岩の方が、三原市周辺の花崗岩よりも低い傾向にある（図６－13）。

なお、筆者は近年試行的に放射線量測定と帯磁率測定を併用することで、両者を区別することが可能という結果を得ているが、ここでは省略する。

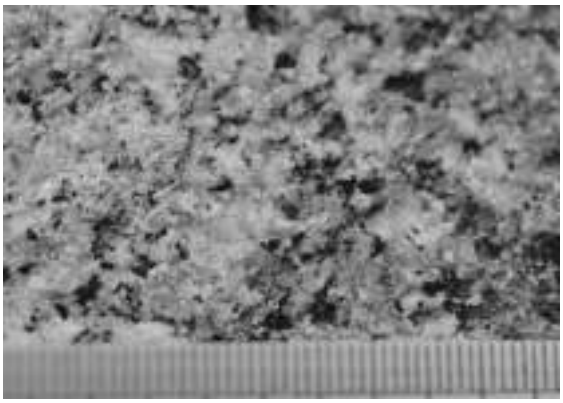

写真６－17　花崗岩製石造物の岩相

Ｂ．六甲花崗岩

潮音寺の参道脇に火輪（13－01）があり、同墓地には水輪（13－05）がある。

一般的に「本御影」と呼ばれる中～粗粒黒雲母花崗岩で、淡桃色のカリ長石が特徴的である（写真６－18）。

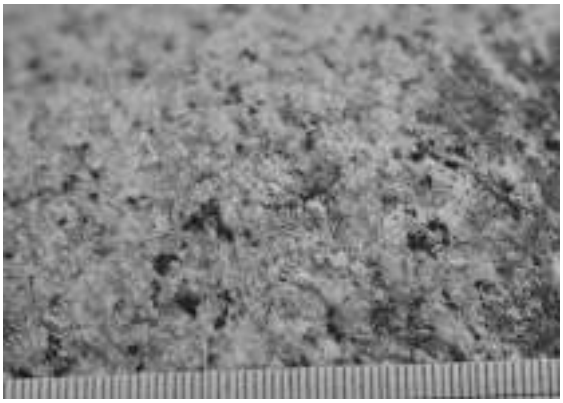

写真６－18　六甲花崗岩製石造物の岩相

兵庫県を流れる住吉川の上流で採取された石材を川や谷筋の小道を使って海岸までおろしたが、住吉川河口の住吉浜は浅瀬で運搬に適する港がなかったため、隣の御影浜から船に乗せ、ここから運び出されたことから御影石の名称が付いたと言われている〔西山2011〕。

近年は、ブランド石材の代名詞ともなり白御影、黒御影、赤御影などと名付けられ価値を高めている。白御影は、稲田石など白色の顕著な花崗岩のほか大理石にも、黒御影はハンレイ岩や安山岩などにも名付けられるなど高級感を醸し出している。ここでは本御影を六甲花崗岩で統一する。

六甲花崗岩製中世石造物は、瀬戸内をはじめ青森県、高知県、宮崎県、長崎県（五島列島や対馬を含む）など広域に分布を広げ、中世からブランド性の高い石材であったと言えよう。

ａ．東泉寺宝篋印塔基礎

石材は、細～中粒の黒雲母花崗岩で有色鉱物（雲母）はやや多く、石英は灰色のため、他の花崗岩製石造物に比べやや黒く見える。淡桃色のカリ長石（１cm程度の斑晶）がまばらに見えるのが特徴的である。帯磁率は、2.87×10^{-3}で広島県南部の花崗岩の可能性が高い。

上部繰形座は背が低く３面区画内に格狭間を刻み１面（裏面）は素面としている。３面格狭間は沼田川（三原市）周辺をはじめ芸予地方に多く見られる形態である。一方、周辺にはその他の部材（基壇、塔身、笠、相輪）は見あたらず、当初からここに置かれていたかどうかは不明で周辺から持ち込まれた可能性も否定できない。

基礎の緒言は、高さ21.7cm、幅31.5cm、側面高さ16.5cm、輪郭（框）幅は上3.0cm、下3.0cm、右3.5cm、左3.5cmである。

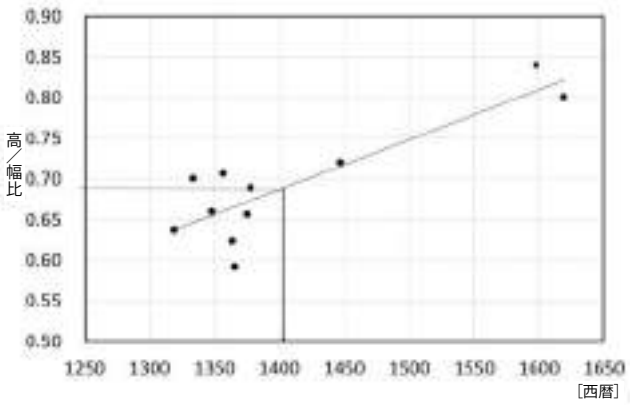

図６－14　小早川領内の宝篋印塔基礎編年（１）

この宝篋印塔の造立年代を推定するにはいささか無理が生じるが、そこを敢えて以下のように推定する。基礎全体の高／幅は0.689である。これを小早川領における在銘宝篋印塔（上部反花式）の高／幅編年グラフ（図６－14）の回帰曲

線から読みとると、15世紀初頭頃となる。繰形座と反花座の違いも影響している可能がある。

基礎側面高／幅は、0.523で、小早川領における在銘宝篋印塔（上部反花式）の側面高／幅編年グラフ（図６－15）の回帰曲線から、16世紀初頭となっている。

格狭間の外側の円弧幅が極めて小さく作られているのでこれに注目してみよう。

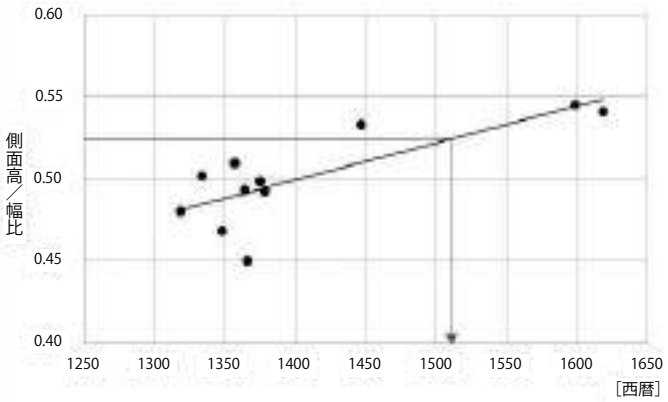

図６－15　小早川領内の宝篋印塔基礎編年（２）

この手法は、三原市仏通寺開山塔（15世紀初頭）［写真〔舘鼻2009〕］、同徳寿院貞治５年（1366）銘宝篋印塔、同米山寺伝小早川春平宝篋印塔（基礎に「本明」と印刻されていることから、これは小早川貞平の法名［永和元年（1375）没］）〔三原市史民俗編調査班編1979〕などに見られる。このうち２例の格狭間を東泉寺宝篋印塔基礎の格狭間と重ね合わせると、よく一致し14世紀末～15世紀初頭の宝篋印塔と共通していることがわかる（図６－16）。

図６－16　東泉寺宝篋印塔との格狭間比較

当時の沼田川流域の本郷地区は小早川氏本拠地であり、商業都市として栄えていた。沼田川流域における小早川氏と密接な関係の中で、同一系統の石工らにより製作された可能性が十分考えられよう。

基礎からの宝篋印塔全高復元を試みるに当たり、大三島大山祇神社念心銘宝篋印塔、三原市米山寺念心塔の比率を参考した。

宝篋印塔の寸法は基礎下端から笠上端までの軒高が基準となる。軒高の２分の１が笠幅となり笠幅に１～２寸を加えたものが基礎幅となる。今回基礎幅は笠幅に１寸を加えた。笠の軒幅下端を底辺とした逆正三角形の頂点を塔身下端と一致

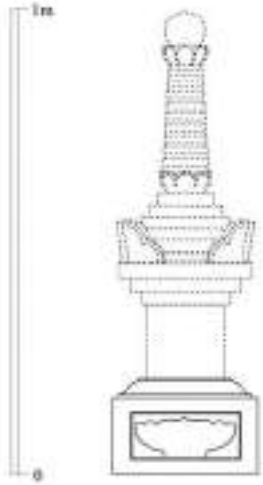

図６－17　東泉寺宝篋印塔　復元図

させる。笠の軒上端から笠上端までの高さは、軒幅の２分の１である。因みに、全高は棟高の３分の５倍であることから、復元すると約１mの３尺塔の宝篋印塔であったと推測する（図６－17）。造立の時期は、14世紀末から15世紀初頭と思われる。

ｂ．鯨池上の畑板碑

カリ長石は白色から桃色で中粒の黒雲母花崗岩である。結晶粒に沿って風化が進行し石材表面は荒れた状態である。

帯磁率は、2.23×10^{-3}で広島県南部の花崗岩の可能性が高い。

現状では、高さ94.5cm、幅32cmので、額部が張り出し前面に二条線を刻む。塔身部に座像を半肉掘りし、下部は埋没している。板碑の後ろに同石材の板碑断片が半分埋没した形で斜めに置かれている。平成27年３月の調査（児島公尊、藤川雅邦、有馬啓介）では、地下43cmが埋没し、後ろの断片は35cmまで整形されていたことが記録されている。この状況から推測すると何らかの理由で折損したため、上部を板碑として建て直したものと考えられる。復元すると全高は約170cmの板碑であったと考えられる（巻頭図版８－１）。

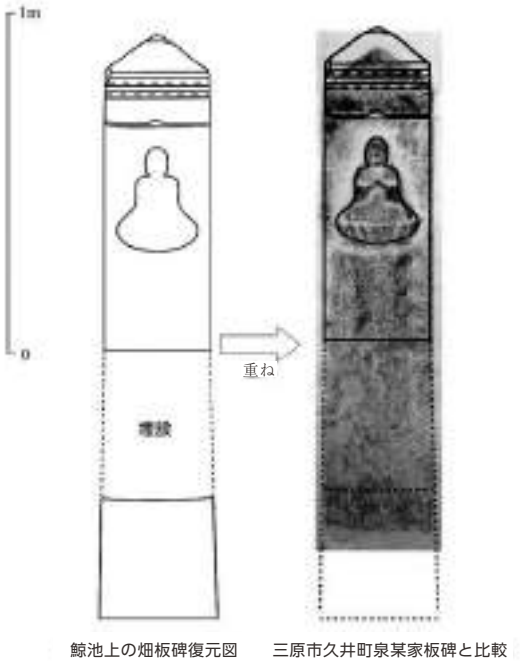

図６－18　鯨池上の畑板碑

三原市久井町泉板碑（全高1.43m、下部幅28.5cm、額部幅26.5cm）に、類似の花崗岩製板碑がある〔蔵橋2007〕。これを、当板碑と重ね合わせてみると、二条線および三角部の位置がずれるものの額部から下は像容（阿弥陀座像）を含めほぼ同寸である（図６－18）。

弓削島の周辺には、岩城島浄光寺板碑、同宝蔵寺板碑、同讃岐屋の丘板碑（２基）、佐島西方寺板碑（２基）があるが、鯨池上の畑板碑はこれら周辺の板碑の中では最も古く、造立の時期は、14世紀末から15世紀初頭で東泉寺宝篋印塔基礎（01－08）と同じ頃と思われる。

ｃ．願成寺入口五輪塔火輪

石材は、中粒の黒雲母花崗岩で桃色のカリ長石は極めて少なくほとんどが白色である。また、１cm程度の有色含有物（雲母など微細粒鉱物）がわずかに見られる。帯磁率は3.42×10^{-3}で広島県南部の花崗岩の可能性が高い。

四方に、薬研彫りで四門（東方：発心門「ラ」、南方：修行門「ラー」、西方：菩提門「ラン」、北方：涅槃門「ラク」）を刻している。梵字にやや固さが感じられるが、軒の真反りの緩やかな形状を残している（図６－19）。

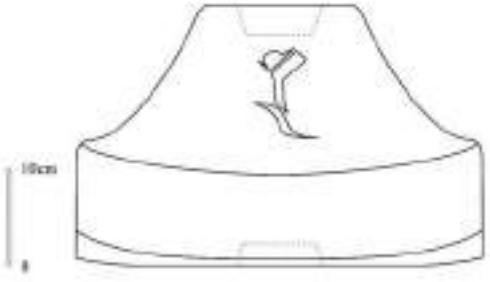

図６－19　願成寺入口火輪

火輪から五輪塔全高復元を試みる〔西山2011〕。五輪塔の寸法は地輪下端から火輪上端までの高さである棟高が基準となる。この棟高の２分の１が地輪幅となり、地輪幅から１～２寸を減じたものが火輪幅となる。地輪高さは白銀比（裏目）により算出し、空風輪を九寸とすると、全高は、約1.3mの四尺三寸塔の五輪塔であったと推測する（図６－20）。

造立の時期は、14世紀末から15世紀初頭で東泉寺宝篋印塔基礎（01－08）と同じ頃と思われる。

ｄ．願成寺近世宝篋印塔

願成寺の集合墓地内に２基の宝篋印塔がある。大師堂寄りの宝篋印塔（左）および奥側の宝篋印塔（右）は、それぞれ基壇、基礎、塔身、笠、相輪すべてが揃っており、この２基は、ほぼ同寸でほぼ同時期に造立されたものと思われる（図６－21、巻頭図版17－２）。

帯磁率は左右の各部材1.54～2.89×10^{-3}とほぼ均一で、広島県南部の花崗岩であろう。中世末期から近世初頭にかけて芸予地域に多く目にする宝篋印塔である。

格狭間によく特徴が現れている。格狭間の花頭形は中軸の突起は低く直接弧を描きながら左右に開き、茨は中央に寄り格狭間の約半分の所まで来ている（写真６－19）。

三原市宗光寺に元和５年（1619）銘の中台付き宝篋印塔（写真６－20）があり、この格狭間と酷似している。笠の隅飾突起なども酷似していることなどから、造立の時期は、16世紀末から17世紀初頭と思われる。

図６－20　願成寺入口　五輪塔復元図

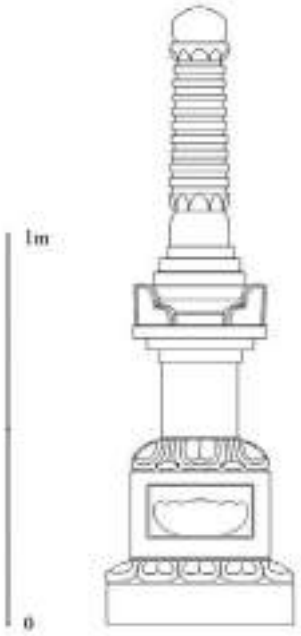

図６－21　願成寺右宝篋印塔

写真６－19　願成寺左宝篋印塔

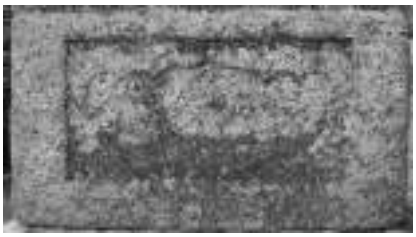

写真６－20　宗光寺宝篋印塔

Ｃ．弓削島における花崗岩製五輪塔の様相

弓削島における花崗岩製五輪塔が全体の60.2%を占めており、その内訳は地輪16点、水輪19点、火輪31点である。これら部材が中世に作られたものか近世に作られたものか区別がつきにくいもの

が少なくない。そこで各部材の高／幅比率と願成寺墓地の近世初頭の五輪塔（歴代住職墓）部材の高／幅比率との比較を行う。ただし、事例数（母集団）数が少ないため十分な統計の結果が得られていないことを前置きしておく。

ａ．花崗岩製五輪塔　地輪の高／幅比

一般的に、地輪は時代が下るに従って幅に対する高さが増してくると言える。石材が違えば使用する工具も異なり、時代の違いによっては、各部の比率、細部手法などが異なるのは理解できよう。地輪に刻む文字数が増えるようになれば高さが増してくる。

願成寺近世五輪塔は、地輪の高／幅比が0.9以上あり、その他の地輪は0.82以下である（図６－22）。「広島県における中世末～近世初期五輪塔の地輪の高／幅比の推移」〔蔵橋2007〕によると、17世紀に入るとバラツキ始め、寛永期には高／幅比が増し0.9を超えるものが出現する（図６－23）。近世になると地輪の高／幅比が大きくなる傾向となる。

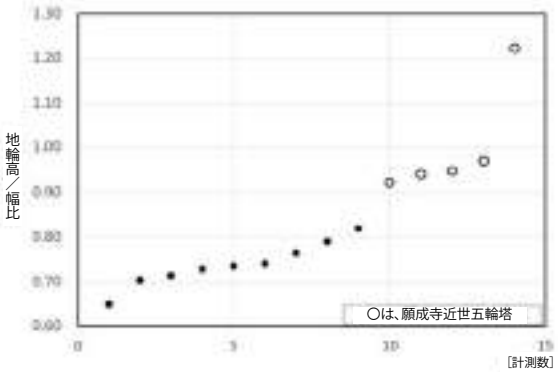

図６－22　花崗岩製五輪塔地輪の高／幅比

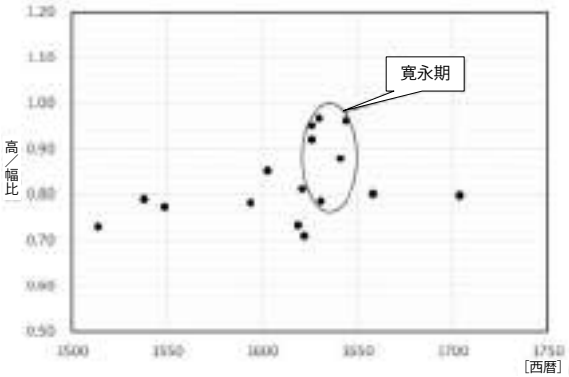

図６－23　広島県における中世末~近世初期五輪塔の地輪高／幅比推移

ｂ．花崗岩製五輪塔　水輪の高／幅比

島内各所で水輪のみを散見する。そもそも芸予地方の花崗岩製五輪塔水輪には紀年銘を記したものがないので、単体での年代判別は容易ではなく、中世と近世の区別もつきにくい。一般的には、最大径の位置や側面の曲線の形状などから造立年代を推定するが、高／幅の比率を見てみよう（図６－24）。願成寺近世五輪塔水輪の５点中４点は0.78～0.83と高い値を示している。やはり水輪は背が高いものは近世である。

ｃ．花崗岩製五輪塔　火輪の高／幅比

花崗岩製五輪塔火輪の高／幅比を見ると、願成寺の近世火輪は0.75～0.78と高い（図６－25）。また、高いグループには定光寺五輪塔火輪（17－03）、自性寺五輪塔火輪（右）（14－03）が含まれているが、これらはいずれも軒が厚い。願成寺墓地五輪塔（歴代住職墓）には、中世の火輪が含まれているが、総じて近世五輪塔の火輪は背が高く軒が厚い。

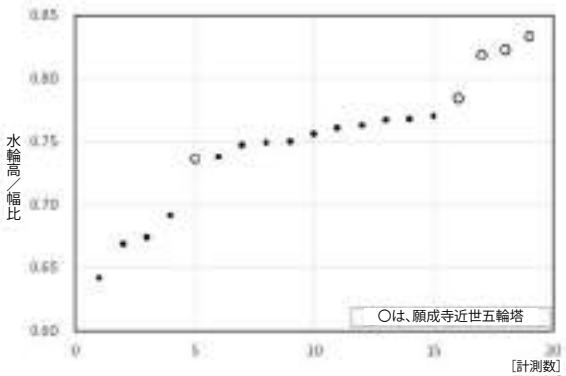

図６－24　花崗岩製五輪塔水輪の高／幅比

火輪の大きさ（幅）に注目すると、願成寺入口五輪塔火輪（06－01）が幅41.0cmで最大であり、次に大きい自性寺墓地火輪（14－03）34.7cmと比べ抜き出ている。高／幅比は0.66と他の火輪との違いは見られない。14世紀末から200年の間火輪の高／幅比はほとんど変化していない。

弓削島における五輪塔は、「各部材の高／幅比が高ければ近世である」という十分条件を満たしていることになる。

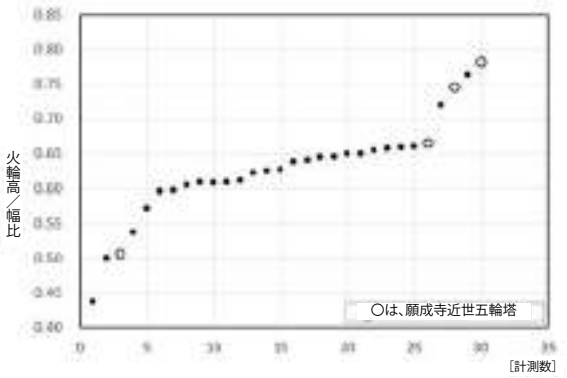

図６－25　花崗岩製五輪塔火輪の高／幅比

②火山砕屑岩

火山から噴出された火山砕屑物が固着してできた堆積岩で、取り込まれた岩石の粒径によって凝灰岩（粒径４㎜以下）、火山礫凝灰岩（粒径４～32㎜）、凝灰角礫岩（32㎜以上）に分類される。なお、近年は粒径の境界を32㎜と４㎜のかわりに64㎜と２㎜を用いる研究者も多い。一方、粒径の境界は人為的で、石造物としての使用事例から、遠藤亮氏は含まれる礫の粒径２㎜以下を凝灰岩、粒径２～６㎜を火山礫凝灰岩、粒径７㎜以上凝灰角礫岩と規定し〔遠藤2005〕、柏徹哉・松田朝由両氏は弥谷山南麓に立地する牛額寺奥の院石切場跡、弥谷寺石切場跡などの石材を砕屑物の粒径およびシルトの量によって、それぞれＡ，Ｂ，Ｃに細分化した〔柏・松田2002〕。後にこれら石材は一括して「天霧石」と呼称され讃岐ジオパーク構想の中でもこの石材名で紹介されている。

ここで取り扱う火山砕屑岩のうち凝灰岩は「伊予の白石」〔森1998〕と呼ばれる愛媛産の凝灰岩を指し、凝灰角礫岩・火山礫凝灰岩は香川県西部の天霧山南麓の「天霧石」と呼ばれる石材を指す。どちらも新第三紀中新世の石材である。

Ａ．凝灰角礫岩、火山礫凝灰岩

凝灰角礫岩は、４㎜から32㎜の角礫（流紋岩、安山岩など）を含み（写真６－21，６－22）、火山礫凝灰岩は、４㎜以下の細粒角礫（流紋岩、安山岩など）を含む石材（写真６－23，６－24）である。これらは今から約1400万年前の大規模な火山活動によって出来た堆積岩で、この石材を使用した中世石造物は、15世紀から香川県外への搬出が行われ16世紀後半頃まで続いている〔松田2011〕。

風化が激しいため殆ど墓地の隅などに追いやられていることが多いが、香川県のほか瀬戸内海沿岸地域、徳島県、高知県、和歌山県、長崎県（五島列島）など広範囲に分布するポピュラーな石材であったことがうかがわれる。

弓削島では、水輪６点、火輪８点、地輪２点の合計16点を確認している。帯磁率は0.166～1.74×10^{-3}である。

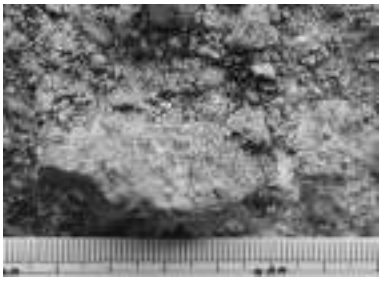

写真６－21　凝灰角礫岩
願成寺五輪塔水輪

写真６－22　凝灰角礫岩
弥谷寺露頭

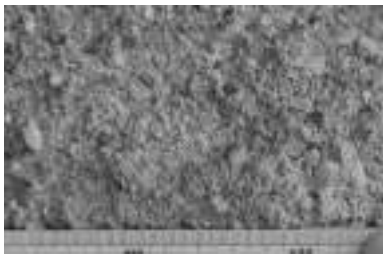

写真６－23　火山礫凝灰岩
潮音寺五輪塔火輪

写真６－24　火山礫凝灰岩
善通寺市十五丁露頭

Ｂ．凝灰岩

凝灰岩（写真６－25，６－26）は、粒径が４㎜以下のものである。

興居島層群に属する松山熔結凝灰岩〔松本ほか1964〕と考えられる。

石材は、発泡しておりこれは溶岩が熱い状態で固まりガスが吹き出した痕跡である。角のある硬い礫が混ざるなど流れの速い火砕流の状態で形成された熔結凝灰岩（弱熔結）と推定できる。ガラス質の基質に白色の斜長石（花崗岩類の粒）が混ざり、炭化物（木炭片）を含むことがある。この石材は、森章氏により「伊予の白石」と名付けられた〔森1998〕。

凝灰岩製石造物の分布は、愛媛県内に集中し、香川県、山口県（平生町般若寺）、広島県（世羅町田打）、岡山県（矢掛町）、兵庫県（姫路市円教寺）の瀬戸内地方、大分県（別府市野口原）、和歌山県（有田市浄妙寺）など広範囲に至っている。

弓削島では、東泉寺に層塔（01－06－01～06）、五輪塔水輪（01－07）の部材７点を確認している。帯磁率0.046～0.242×10^{-3}と低い。

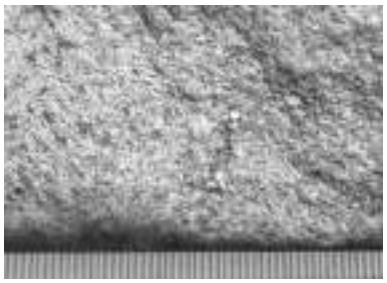

写真６－25　東泉寺層塔

写真６－26　東泉寺層塔
（拡大：底辺５㎜）

ａ．東泉寺凝灰岩製層塔

東泉寺境内に凝灰岩製層塔（最上段屋根と相輪を欠く）がある（図６－26、巻頭図版７－２・３）。凝灰岩製層塔は、愛媛県内で残欠も含めると30基以上、広島県で２基確認している。いずれも自由な設計による個性豊かなものばかりである。

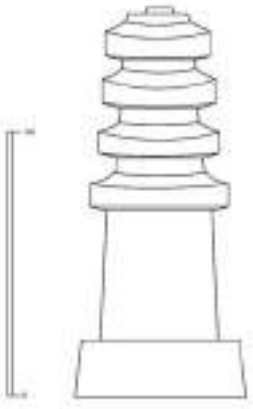

図６－26　東泉寺層塔
〔長井2015〕を再トレース

愛媛県における凝灰岩製層塔は、在銘最古のものが伊予市宮下長泉寺文永２年（1265）層塔（全高1.6m：相輪上部を欠く）であり、13世紀中頃から14世紀頃までの約150年間にわたり造立されたものと考えられる。また、紀年銘を有するものは、五輪塔とともに伊予市に集中しているのも興味深い。

これらに共通する幾つかの特徴は初層軸部に見いだすことができる（図６－27）〔黒川2004〕。

・下部の幅に対し上部幅を若干小さくとる内転びタイプ
・上部に首を作り出すタイプ
・四隅に隅切りを入れるタイプ

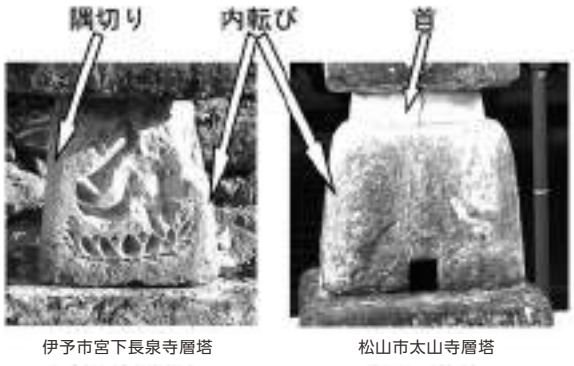

図６－27　凝灰岩製層塔の特徴

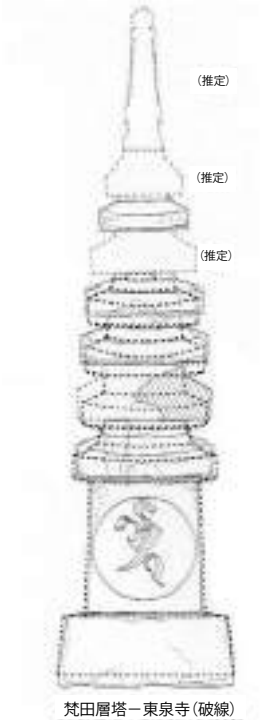

図６－28 梵田層塔との比較

これらを組み合わせたものもある。もちろん例外もある。東泉寺層塔のように基壇断面においても初層軸部のように内転びとするものも見られる。

相輪は伏鉢と請花の間に首およびその上に突帯を設け請花を鉛直に立ち上げるものが多く見られる〔黒川2005〕。

西宇和郡伊方町梵田層塔の初層軸部・基礎の形状がよく似ている。東泉寺層塔と比較するため、初層軸部の高さを揃えて復元図〔海邉2011〕と重ね合わせると（84%縮小）、初層軸部、４層目の屋根の高さまで良く揃い、逓減率なども似ていることがわかる（図６－28）。

造立は梵田層塔よりやや時代は下って14世紀初頭と推定している。筆者は大きさなどから、梵田層塔は七重層塔、東泉寺層塔は五重層塔と考えている。

ｂ．東泉寺凝灰岩製五輪塔

凝灰岩製五輪塔の特徴は、空輪と風輪を別石で作ることである。花崗岩製五輪塔などと比べると、空輪、風輪が特に大きい。地輪は背が低く火輪は軒が厚く反りは緩やかな真反りである。

弓削島では五輪塔水輪（01－07、巻頭図版７－３）の存在が確認されるのみである。側面は綺麗な円弧を描いたほぼ球形である。造立時期は、東泉寺凝灰岩製層塔と同じ14世紀初頭と推定される。

写真６－27
日切地蔵笠塔婆

③結晶質石灰岩

石灰岩がマグマの熱を受けると接触変成作用で再結晶し結晶質石灰岩（大理石）となる。主な構成鉱物は方解石で、石灰岩に含まれていた不純物が取り除かれた優白な結晶となり、一般的に小米石と呼ばれる所以である。岡山県西部から広島県にかけ、古生代石炭紀（約３億年前）から二畳紀（約2.5億年前）に堆積した石灰岩層がある。中でも高梁市備中町付近の結晶質石灰岩は、五輪塔、宝篋印塔、笠塔婆、石仏などの石造物の石材として利用され岡山県外にも多く搬出している。結晶質石灰岩は内陸で産出する石材であり、例えば高梁川などの河川を川船で下り倉敷辺りで海船に載せ替えて運搬したと考えられる。

写真６－28　長遠寺墓地

結晶質石灰岩製笠塔婆は、備中地域における日蓮宗寺院で日切地蔵笠塔婆（写真６－27）と同形態のものを数多く見ることができる。その特徴は塔身が四角柱で、笠上端には線刻された露盤を設けている。宝珠は球形の頂部をわずかに尖らせたものと突起を強調し円錐状にしたものとがある。

岡山県における結晶質石灰岩製笠塔婆の原型は、総社市清音軽部大覚寺暦応５年（1342）銘の大覚大僧正自筆題目塔であり、続いて、岡山市中区円山比丘尼妙善応永18年（1411）銘題目塔［136cm］（図６－29）が知られている。その形態は、高梁市などの笠塔婆（題目塔）に反映され、特に高梁市備中町長遠寺墓地の一角には結晶質石灰岩製笠塔婆の部材が、五輪塔、宝篋印塔とともに数多く集められている（写真６－28）。

図６－29　大光院題目塔

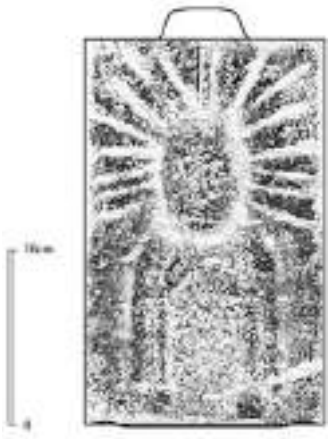

図６－30　日切地蔵　笠塔婆塔身

上弓削日切地蔵（05－08～10）および上弓削願成寺（06－10，11）は、高梁市備中町の笠塔婆と同石材、同形態である。なお、日切地蔵の宝珠（05－10）は、塔身、笠に比べ一回り大きいことから、さらに一個体あったものと推定できる。

日切地蔵および願成寺笠塔婆の塔身は、どちらも放射光背を持つ地蔵を半肉彫りしている（図６－30）。地蔵を彫った結晶質石灰岩製笠塔婆は管見の限り弓削島以外では未確認である。日切地蔵および願成寺のどちらの笠塔婆も基礎は失われている。

（11）まとめ

弓削島における中世石造物の数は決して多くはない。全島で確認した部材の総数は113点であった。また、ほとんどが寺院、墓地、お堂などに集められており、組み合わせることが出来る状態ではなかった。

このような状況の中で、石材に注目して弓削島における中世石造物の様相を見てきた。

石造物の初出は13世紀末から14世紀初頭までの間に、松山方面から凝灰岩製層塔、同五輪塔が東泉寺（弓削島の北部）に搬入された。半世紀ほど空白期間をおいて、14世紀末から15世紀初頭にかけて、広島県南部から花崗岩製五輪塔、宝篋印塔、板碑が東泉寺、願成寺など弓削島の北部に搬入された。つまり、15世紀初頭までは弓削島の北部（東泉寺、鯨池上、願成寺）にしか石造物は造立されていなかった。

15世紀中頃から弓削島全域に造立されるようになり、中世終焉期まで、花崗岩製五輪塔、宝篋印塔に加え、香川県西部から凝灰角礫岩・火山礫凝灰岩製五輪塔、六甲花崗岩製五輪塔、結晶質石灰岩製笠塔婆など瀬戸内海沿岸から搬入された。

16世紀末から17世紀初頭にかけて、願成寺には花崗岩製宝篋印塔（２基）および住職墓とされている五輪塔（５基）が完形に近い形で残されている。

一方、高縄半島の様相と異なるのは、14世紀の初め頃、今治地域で多く見られるような高縄半島産の花崗閃緑岩製石造物（例えば長円寺跡越智式宝篋印塔、野間神社越智式宝篋印塔、馬場五輪塔、西山興隆寺宝篋印塔など）や16世紀末から17世紀初頭にかけて高縄半島西岸から南予地方に分布している山口県産の安山岩（平野石）製石造物は、弓削島では全く確認できなかったことである。

なお、今回の報告では、一石五輪塔、石仏など（17世紀以降の近世石造物）は省略したが、これらの石材は、広島県南部の花崗岩が殆どで、和泉砂岩製石仏や豊島石（香川県）製石祠などを確認した。

今回の調査は故児島公尊氏のご尽力をはじめ、地元の皆さまにご協力いただいたことに深く感謝の意を表したい。

（黒川信義）

５．弓削島の中世石造物と弓削島庄の展開

（１）はじめに

弓削島には、年代や人名などの銘文が刻まれた中世石造物はないが、北端の久司浦には、弓削島庄が展開した鎌倉時代～南北朝時代の造立と推測される層塔や宝篋印塔等の一部が残っており、庄園解体後にあたる中世後期の石造物が島内各地に残存している。本節では、いくつかの石造物に注目しながら、文書史料にみえる弓削島庄及び庄園解体後の展開と、中世石造物の関わりについて考察してみたい。

（２）久司浦東泉寺の凝灰岩製層塔と鎌倉時代後期の弓削島庄

弓削島の北端部久司浦地区は、中世の鯨（クシラ）方の地名を受け継いだところである。久司浦に位置する現臨済宗東福寺派の東泉寺は、応長元年（1311）の田畠山林塩浜以下相分帳（「東寺百合文書」と函68・京函29・ヨ函74。以下「東寺百合文書」については、函名と京都府立総合資料館（現在の京都府立京都学・歴彩館）によって付された文書番号のみを記す）の地にみえる薬師寺の後身であろうといわれている。

東泉寺の一角に位置する層塔（01－06）は凝灰岩製で、本章第４節で黒川信義氏は「伊予の白石」と呼ばれる凝灰岩であることを指摘している。黒川氏は、伊予の白石製の石造物は愛媛県松山市北条、同太山寺周辺、伊予郡松前町、伊予市、東温市などで数が多く、東端は新居浜市西の土居、北端は大三島に分布し、県外では、大分県別府市、山口県柳井市、広島県世羅町・三原市沼田・福山市、岡山県矢掛町、兵庫県姫路市、香川県高松市でも見られることを指摘している〔黒川2011〕。森章氏は、愛媛県松山市太山寺の西の経が森山腹に同一又は酷似した石の露頭が見られることなどから、経が森山腹に伊予の白石の石切丁場があった可能性を推測している〔森1998〕。

伊予の白石製の層塔は、弓削島内では他にみられず、また、近隣の島嶼部でも遺品がほとんどみられないことから、弓削島における本塔の造立には、何らかの歴史的な背景があったことを推測させる。ここで興味深いのは、黒川氏によれば、本塔の造立時期は14世紀初頭と推測されていることで、同寺には同じく14世紀初頭と推測される伊予の白石製の五輪塔水輪（01－07）も残存している。

13世紀末から14世紀初頭にかけては、弓削島庄で大きな動きのあった時期である。庄園の侵略を進める地頭小宮氏に対し、正応３年（1290）、東寺供僧は、同氏の非法を六波羅探題に訴え、後に幕府により地頭職は没収。東寺は、新たに補任された地頭の藤原房子と乾元２年（1303）に下地中分を結ぶ一方、弓削島庄内では加治木頼平・法橋栄実ら在地性の強い雑掌が、東寺供僧を巻き込んで互いに争った。その後、正和３年（1314）には庄の百姓等が弁房承誉の非法を訴え逃散している。

とりわけここで注目したいのは、弁房承誉の活動である。彼は正和２年（1313）６月からその姿を史料上に表す人物（正和２年６月日領家方百姓等申状（ル函23））で、定期的に弓削島に来島し、恣意的な支配を行っているとしてしばしば百姓等から東寺に訴えられているが、その訴えの一

つに、農繁期になると百姓の牛を自らの居住地である「当国（＝伊予）小山」に連れ帰って使役したり（同）、弓削島で生産した塩は京に運上すべきところ、塩の価格の安い「伊与国道後」で塩を買い取らせ、その塩で年貢納入をすませようと強いることが記されている（元亨４年９月日百姓等申状（な函80））。山内譲氏が「海賊的悪党」と評しているとおり、その活動は海と関わりが深いことが特徴的である。

弁房承誉の根拠である伊予小山は、先述した正和２年の百姓等申状によれば、弓削島からは「遼遠海路取渡」の地にあり、別の史料では、彼の居住地は「伊与大山」（正和３年９月日領家方百姓等連署書状（さ函７））とも述べられている。筆者はかつて、松山市北条（旧北条市）の禅宗寺院宗昌寺に残る文明18年（1486）11月27日付宗昌寺寺領坪付をもとに、宗昌寺領の条里制耕地の現地比定を行った結果、同史料の宗弘里六坪・七坪に「小山ノ本」の小地名が見え、北条エリアの中央部、松山市中西外の松尾神社がある旧小字「小山の間」の丘陵に現地比定でき、その南側には旧小字「大山」という丘陵もあることから、この地域が弁房承誉の本拠地と推測できることを指摘した〔土居2004〕。小山・大山の北側には、立岩川の旧流路が確認でき、旧河口は現北条港と接続している。この推測が事実ならば、鎌倉時代末期、弁房承誉は風早平野と弓削島の間を機動的に往復できる海上機動力を有し、弓削島庄の現地支配を展開したものと考えられる。弁房承誉の本拠と推測される「伊予小山」＝現松山市中西外は、伊予の白石の石切場の可能性がある太山寺経が森からは直線距離で13kmと比較的近距離にあり、前述したとおり、松山市中西外を含む風早平野は、伊予の白石の石造物が数多く残る地域の一つである。

また、承誉が百姓等に塩の買い付けを強いた「伊与国道後」は、現在のいわゆる松山市道後地区のみを指すのではなく、和気郡以西の七郡を示す広域地名であると考えられる〔川岡2005〕ことから、その具体的な場所は定かではないが、風早郡は和気郡に隣接しており、承誉が本拠とした風早郡からさほど遠くない場所で塩の買い付けを強いたとも考えられる。しかし、この海路は弓削島百姓等にとっては必ずしも容易な航海ルートではなかったようで、先に述べたとおり、弓削島百姓等が「伊与国道後」へ塩の買い付けを強いられた際、「彼道後者、難道無極悪所也、自京上道遙難道也」と海路航海の困難さを訴えている。伊予道後と弓削島との海路は、弓削島から京都に上る海路よりも遥かに「難道」だというのである。東寺に対して窮状を訴えた申状であることから、相当に誇張されている可能性もあるが、当時、弓削島の百姓等にとっては、伊予中央部－弓削島間の海上交通は決して日常的なものでなかった実態を反映したものと考えられる。

弁房承誉の本拠地に伊予の白石の石造物が数多く造立され、弁房承誉の勢力は弓削島で地域支配を行うだけの海上機動力を有していたことと、鎌倉時代末期の弓削島－伊予中央部間は百姓等にとっては「難道」と称され日常的な海路でなかったであろうことを考え合わせると、東泉寺の凝灰岩製層塔や五輪塔は、弁房承誉ゆかりの勢力又は弁房承誉に強いられた百姓等によって弓削島に持ち込まれ、東泉寺近隣の「寺屋敷」に建立されたという推測も可能性の一つとして考えられるのではないだろうか。正和３年７月、備後国の常石八郎が代官職を称して弓削島に入部した際、「弁殿」＝弁房承誉の代官ケス四郎と常石八郎は「薬師堂」において問答している（正和３年９月日領

家方百姓等連署書状（さ函７））。本史料にみえる「薬師堂」は、東泉寺薬師堂（文明12年建立、上島町指定有形文化財）の前身とみてよいと思われるので、弁房承誉の勢力と現東泉寺との関わりも見て取れる。

ただ、東泉寺の層塔が14世紀初頭の造立とすると、弁房承誉の活動から若干年代が先行する可能性も否定できない。栄実や加治木頼平・地頭小宮氏といった弓削島庄をめぐる諸勢力と、伊予中央部の直接的な関わりは文書史料からは直接明らかではないが、もし東泉寺層塔の造立年代が弁房承誉の活動より遡るとすれば、彼が弓削島支配に進出する前提となるような、弓削島と伊予中央部の何らかのつながりを示している可能性もあろう。東泉寺は承元年間に河野氏支族の宇多源次兵衛明利（得能入道浄泉房）が行基作の薬師仏をもたらして建立されたとの伝承があるのは、風早平野の河野郷を出自として伊予中央部に勢力を伸ばした河野氏との関わりを示唆するようで興味深い。

（３）久司浦東泉寺の花崗岩製宝篋印塔残欠と南北朝時代の弓削島庄

久司浦の東泉寺には、花崗岩製宝篋印塔の基礎も残されている（01－08）。黒川氏は、石材、格狭間の形態、基礎寸法の比率から唯一、南北朝終焉期の宝篋印塔（14世紀末～15世紀初頭）と考える。

14世紀半ばから、弓削島で勢力を伸ばしていたのが小早川氏一族である。弓削島における小早川氏一族の活動については山内譲氏、能島正美氏らの研究があり〔山内1985・能島1999〕、両氏の成果を参照すると、康永２年（1343）４月、幕府は伊予国守護細川頼春に「小早川備後前司（貞平）、同庶子等并当所住人民部房、四郎次郎以下輩」を弓削島から退去させ、支配権を東寺に打ち渡すよう命じている（康永２年４月28日室町幕府引付頭人奉書案（ノ函10））のを皮切りとして、観応・延文年間には特に沼田小早川氏の小早川宣平の子、小泉氏平が濫妨防止の対象となったものの、応安４年（1371）には小泉氏平の子宗平が、請負料30貫文という極めて少ない額で、弓削島の所務請負代官になっている。

14世紀末から15世紀初頭は、ちょうどこの小泉宗平が東寺の年貢徴収を請け負っていた時期にあたる。宗平は所務請負代官となった後もわずかな年貢の未進を繰り返し、応安６年（1373）には年貢の滞納を弁明、応永11年（1404）には山地（山路）氏らの悪党とともに押妨を繰り返していることを東寺に訴えられている（応永11年５月日東寺雑掌頼勝申状案（ト函80））。

東泉寺の宝篋印塔残欠は山陽帯、中でも尾道から三原あたりに分布する花崗岩で、３面に格狭間を配し１面を素面とするなど小早川領内の宝篋印塔と通ずる形態を有し、同一系統の石工らにより製作された可能性を黒川氏は指摘している。宝篋印塔自体が五輪塔と比べて造立数が少ない石塔であり、安芸国における小早川領の宝篋印塔を詳細に検討した舘鼻誠氏は、小早川家とゆかりある寺は、宝篋印塔を建てることで小早川家の縁に支えられていることを視覚的にも示していたことを指摘している〔舘鼻2004〕。小泉宗平が弓削島のどのエリアを拠点としていたのかは定かではないが、島内にほぼ類例のない当時の宝篋印塔残欠が残されていることは、東泉寺（薬師堂）が所在した久司浦に、宗平が支配を及ぼしていた可能性を示唆するように思う。いずれにしても、弓削島に

おいて小早川氏一族が活動していた時期の数少ない遺品の一つとして価値が高い。

（４）石造物の分布と庄園解体期以後の弓削島

今回の調査により、弓削島内には室町期以降から17世紀初頭の造立と推定される花崗岩製や凝灰角礫岩製の五輪塔残欠、花崗岩製宝篋印塔等が各地に残っていることが判明した。これらは庄園解体期以降の造立であることから、直接弓削島庄との関わりを示すものではない。個々の残欠についての考察は他節に譲るが、ここではその分布の様相に着目してみたい。

これらの石造物のほとんどは、墓地や寺院・小堂の中にまとめられており、もともと造立された位置に現存しているものは少ないと思われるが、かといってあえて他集落へ移動させることも考えにくく、ある程度造立当時の立地を反映しているものと思われる。これら供養塔と思われる石造物は、集落と全く隔絶して造立されることも考えにくく、中世後期から近世初頭における島内の様相を示す文書史料がほぼ確認できない状況の中、石造物の分布の様相を考察することで、当時の集落の所在や規模ならびに宗教的活動等を推測する検討材料の一つとすることも可能であろう。

これまで、中世前期の弓削島の田畠や集落の所在については、文治５年（1189）作畠検注取帳案（よ函４）、応長元年（1311）田畠山林塩浜以下相分帳（と函68・京函29・ヨ函74）、正和２年（1313）４月公田方田畠塩浜分年貢等済物注文（と函70）、同年４月名田方田畠塩浜分年貢等済物注文（と函71）等を素材として、網野善彦氏、山内譲氏、安藤文昭氏、苅米一志氏らによって考察が行われており〔網野1980、山内1985、安藤1999、苅米2005〕、概ね以下の成果が得られている。

○文治５年に行われた検注によれば、弓削島の全域で畠地が切り開かれており、久司浦・沢津・上弓削、大谷・津原免、引野・明神・太田、楡田・日比・中畠などの地域に濃密に分布している。

○応長元年に地頭方が提出した相分帳によれば、弓削島庄の田地は、太田・日比・楡田・鎌田と下弓削、明神・引野、島の北側の久司浦・沢津など、主に島の西岸に分布している。

○田畠が濃密に分布している地域は一定規模の集落の存在が想定され、高浜八幡神社や薬師寺（東泉寺）・願成寺といった寺院の所在も集落の指標となる。

一方、髙橋傑氏は、愛媛県立図書館所蔵の寛永13年（1636）検地帳及び元禄２年（1689）検地帳を素材として、17世紀中期及び後期における弓削島の景観の変遷について考察している〔髙橋2007〕。

12世紀末及び14世紀初期における景観復元の成果と、髙橋氏が復元した17世紀における集落復元の間には３世紀ほどの開きがあり、中世後期の石造物の分布状況を面的に検討することで、この年代の隙間を僅かでも埋めることが可能と考えられる。このような観点から、髙橋氏が整理した寛永期における弓削島の屋敷数と、本調査における中世後期から近世初期にかけての石造物分布状況を対比させたのが表６－２である。以下、弓削島北部（旧上串村・旧上弓削村域）、弓削島南部（旧下串村・旧下弓削村域）に分けて状況をみていきたい。

表６－２　寛永検地帳及び元禄検地帳における弓削島各集落の屋敷数と中世後期から近世初期石造物の分布状況

		寛永屋敷数	元禄屋敷数	中世後期から近世初期石造物の残存状況
弓削島北部	久司浦	23	23	花崗岩製五輪塔残欠４、花崗岩製宝篋印塔残欠１、花崗岩製坐像板碑１、凝灰角礫岩製五輪塔残欠２
	沢津	9	15	花崗岩製五輪塔残欠１
	上弓削	70	76	花崗岩製五輪塔残欠37、花崗岩製宝篋印塔残欠11、凝灰角礫岩製五輪塔残欠５、火山礫凝灰岩製五輪塔残欠１、結晶質石灰岩製笠塔婆残欠５
	上狩尾		3	
	大谷（東岸）			花崗岩製五輪塔残欠２、花崗岩製宝篋印塔残欠１
弓削島南部	引野	20	33	花崗岩製五輪塔残欠７、火山礫凝灰岩製五輪塔残欠１
	明神	11		
	下弓削（藤谷含む）	31	33	花崗岩製五輪塔残欠11、花崗岩製宝篋印塔残欠１、凝灰角礫岩製五輪塔残欠１、火山礫凝灰岩製五輪塔残欠３
	土生	9	24	花崗岩製五輪塔残欠６、凝灰角礫岩製五輪塔残欠２
	太田			凝灰角礫岩製五輪塔残欠１、花崗岩製宝篋印塔残欠１
	旧大田（小川）	7	5	

（髙橋傑2007表３に筆者加筆・修正）

まず、弓削島北部では、寛永期に最も屋敷地の多い集落は西岸の上弓削、次いで弓削島北端西岸の久司浦と続くが、中世後期の石造物で最も残欠の残存数が多い集落は上弓削、次いで久司浦であり、弓削島北部においてこの両集落が拠点的な集落であった状況は、中世後期から近世初期の間にまで遡ることが想定できる。特に、鎌倉時代から「東寺百合文書」に登場する上弓削の願成寺では、五輪塔と比べても数が少なく、造立者の層に違いがあると考えられる宝篋印塔の残欠が集中して残っており、中世後期から近世初期の弓削島北部において、石造物を用いた供養や宗教活動における拠点的な場であったことが推測されよう。また、久司浦の東泉寺では、戦国時代初期の文明12年（1480）銘の瓦が伝えられているが、同寺境内に残る多くの石造物は、この瓦とあわせ、中世後期における同寺の宗教的活動の一端を伝えるものと考えられる。

目を弓削島北部の東岸に転じてみると、中世前期においてはシマシリ・大谷・津原免・狩尾等で多くの畠地が開かれていたことが検注取帳案で判明し、神社「嶋屋」が島尻に、同「岩屋」が津原免に所在したと推定され〔苅米2005〕、一定の集落の存在もうかがえるところであるが、寛永期にあっては弓削島北部東岸には全く屋敷地がみられない。しかし、大谷では、中世後期から近世初期の花崗岩製五輪塔残欠が若干みられることから、同地には小規模の集落が存在していたものの、寛永期には廃絶していた可能性があろう。

続いて弓削島南部に転じてみると、寛永期において最大の屋敷地が所在したのは下弓削の31件で、次いで引野の20件、明神11件、土生９件と続くが、中世後期から近世初期の石造物の残欠が最も数多く残るのも下弓削の集落で、次いで土生、引野と続いている。中世後期から近世初期の間に

おいても、弓削島南部全体の中で、下弓削集落が最大の拠点的集落であったことが推測される。下弓削内の潮音寺（寛永検地帳では長音寺）、自性寺（寛永検地帳では自姓寺）、引野の惣観寺（寛永検地帳では清林庵）、土生の定光寺（寛永検地帳では浄光寺）はいずれも臨済宗東福寺派で、潮音寺は初代住持が永禄３年（1560）の遷化、自性寺は天文２年（1533）の建立と伝え、土生の定光寺観音堂には寛正４年（1463）の墨書銘が残っており、いずれも禅宗の地方展開がみられた室町期以降の建立と推測されている〔苅米2005〕。弓削島南部の各寺院に残る中世後期から近世初期の石造物は、当時の活動を裏付けるものとなろう。

また、日比・楡田・鎌田等は寛永検地帳では屋敷がみられないが、中世後期石造物の分布も確認できないことも共通している。

このように、弓削島南部においても、寛永年間の集落の様相は、概ね中世後期から近世初期の間にまで遡ることが可能と考えられる。ただ、寛永期の屋敷地分布と中世後期から近世初期の石造物分布には一部に一致しない場所もある。一つは東寺百合文書に「女牛」としてその名が見え、寛永期にも屋敷11軒を数える明神において中世後期から近世初期の石造物が確認できないこと、また、寛永期には髙橋氏が旧大田と推定した小字小川のエリアに屋敷があるのに、小字小川には中世後期から近世初期の石造物は確認できず、逆に、寛永期においては屋敷の存在を髙橋氏が推定しなかった太田に、中世後期から近世初期の石造物が確認できたことなどがあげられる。

このように、中世後期から近世初期の石造物分布は概ね寛永期の集落の所在地や規模と同様の傾向を示すが、一部に寛永期との相違や、中世前期の集落の様相との相違も見受けられ、中世後期から近世初期にかけての独自の集落のあり方の一端を伝えている可能性がある。こうした石造物の分布は、中世城郭の分布と重複するエリアもあればそうでないところもあり、さらに複合的な視点から、弓削島における中世後期から近世初期にかけての集落の実態や海上交通との関連を検討することが今後の課題である。

（５）おわりに

以上、本節では文書史料にみえる弓削島庄及び庄園解体後の展開と石造物の関わりについて考察した。庄園存続時の石造物が島内にはほとんど残存していないことと、その全てが無銘であるため、本節での考察は断片的かつ間接的なものにならざるを得なかったが、黒川氏・山川氏の考察とあわせて参照することで、弓削島の石造物の歴史的価値をより立体的に捉えられるように思う。

いずれにしても、弓削島の各地に残る中世から近世初期の石造物は、弓削島庄が展開した時代、ならびに庄園解体後に近世へと向かう弓削島の地域社会の歩みの一端を反映した貴重な歴史的資料であり、今後も永く保存が望まれる。

（土居聡朋）

６．弓削島周辺における中央石工の作例について

（１）はじめに－「中央石工」について－

ここでいう「中央石工」という用語は、野村隆らが論文中で使用している概念で〔野村2002〕、中世前期、西大寺の系列化に置かれた律宗系石工らを典型例とする。ここで簡略に再定義を行うならば、「優れた石彫技術を有すると共に、比較的統一された様式を共有する石工集団。大和や京都、近江に活動拠点を置き、特定の宗派や僧侶の下で活動を行った。大和を出自とする大蔵派石工や伊派石工はその典型である」ということになるだろうか。なお、この中央石工と対になる概念として、「地方石工」がある。

（２）弓削島周辺の中央石工の作例とその評価

図６－31は、弓削島周辺における中央石工の作例分布を示したものである。今治から尾道・三原に至る、いわゆるしまなみ海道に沿ってまとまって存在しており、全国有数の中世石造物の優品が集中する地域となっている。その背景として「大和西大寺真言律宗の、西国への教権拡大に伴い動

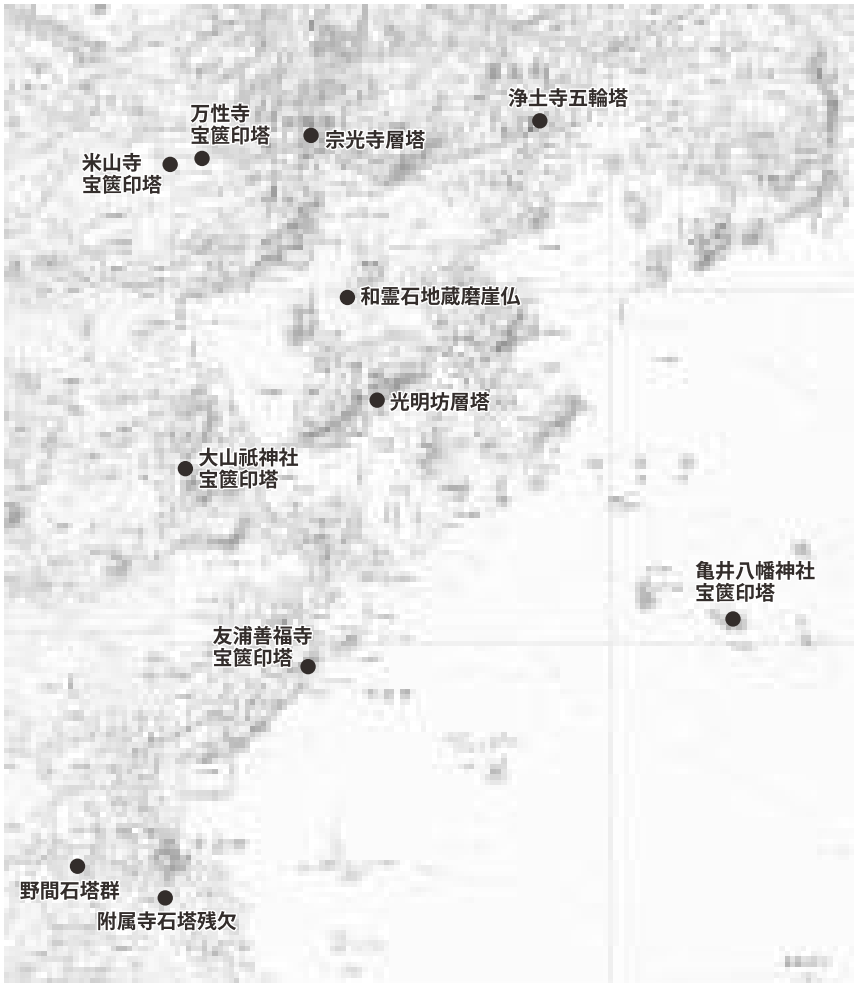

図６－31　弓削島周辺における中央石工の作例分布図
（国土地理院1:200,000地勢図「岡山及丸亀」「広島」を縮小したものに加筆）

員された西大寺系石工集団」〔野村2002〕の存在が挙げられているが、具体的には尾道浄土寺を復興した西大寺僧の定証や、今治出身で東大寺戒壇院に属する律僧の凝然が石造物造立を指揮した可能性が指摘し得る〔山川2015a〕。この際、檀越となっているのは、後述のように在地領主の小早川氏や河野氏であったと考えられる〔山川2015b〕。

たとえば正安２年（1300）に造立された佐木島（三原市）所在の和霊石地蔵磨崖仏（写真６－29）の願主は「平朝臣茂遠(2)」、すなわち在地領主の小早川茂遠である。和霊石地蔵の作者は念心という石工であるが、小早川家の菩提寺である米山寺宝篋印塔群のうち最古の元応元年（1319）銘の宝篋印塔はこの念心の作で、檀越は当然、小早川氏である。ちなみに本塔は基礎上面が反花となり、側面に格狭間を配する「関西形式」宝篋印塔（先述）である。また同じように小早川氏の本貫地である沼田庄内にある万性寺(3)にも宝篋印塔の塔身が遺存しており、「大工念心」の名が刻まれている。本部材に紀年銘はないが、念心と小早川氏との関係を示唆する事例である。

なお、この万性寺にはかつて七重層塔が２基存在したが、うち１基は近世に宗光寺に移転された（『芸藩通史』／写真６－30）。この宗光寺七重層塔は紀年銘を欠くが、万性寺に残された層塔(4)には永仁２年（1294）の銘があるので、宗光寺層塔もこの年に造立されたものである可能性が高い。この宗光寺層塔を製作したのは心阿という石工であり、同年には生口島光明坊十三重層塔（写真６－９）を造立している。先述のように万性寺には念心銘の宝篋印塔塔身があるので、小早川氏の本願である沼田庄内万性寺には念心と心阿の作例が共存したこととなる。このことは念心のみならず、その先代ともいえる心阿もまた小早川氏と関係があった可能性を示す。

念心の作例としては、以上のほか大三島大山祇神社宝篋印塔（３基のうち左方塔／写真６－31）に「大法橋念心」の銘がある。全高が３ｍを超える大型塔で、文保２年（1318）の造立である。大山祇神社には３基の大型宝篋印塔が並立しており、中央塔（写真６－５）は越智式宝篋印塔（先述）、右方塔（西塔）はそれから請座を省いた「関西形式」宝篋印塔である（写真６－６）。これら３塔は、いずれも念心が文保２年前後に造立したものとみなされる。なお、念心の名と紀年銘が刻まれている左方塔（東塔）の場合、塔身下は反花ではなく段形であり、基礎側面は素面で格狭間は入らない。このように大山祇神社宝篋印塔３基は意識的に様式を変えているものと思われるが、同時期にこうした３つの様式が併存したことを示す事例とも評価できる。さらに大山祇神社は河野氏の氏神なので、念心は小早川氏の他に河野氏にも関わっていた可能性がある。

写真６－29　和霊石地蔵磨崖仏

このほか、附属寺（今治市郷本町）で近年発見された宝篋印塔塔身には「大工念心」銘と正和元年（1312）の紀年銘が刻まれている。さらに異なる面には「予州／国府」の文字が彫られており、本塔と伊予国府とが何らかの関係にあったことを示唆する[5]。

以上のように、12世紀末にこの地で活躍した心阿の段階、その檀越となった在地領主は必ずしも明確ではないが、心阿と入れ替わるような形でこの地で活動を開始する念心の場合、小早川氏および河野氏との関係は比較的明瞭に指摘し得る。この場合、石工の背後に西大寺流や戒壇院流律宗の存在を想定するならば、彼らは布教活動に際し、小早川氏や河野氏など有力な在地領主を檀越に据えたものと想定してよいだろう。

写真６－30　宗光寺七重層塔

写真６－31　大山祇神社宝篋印塔（左方塔）

（３）亀井八幡神社宝篋印塔

魚島は、同じ上島町に属する弓削島からは海上およそ14kmに位置する面積1.36㎢の孤島である。この島の亀井（亀居）八幡神社境内に、１基の花崗岩製宝篋印塔が立つ（写真６－32）。基壇から相輪まで完存しており、台座下端から相輪頂部までの高さは198cmを測る[6]。切石組２段の基壇（当初からのものと思われる）の上に繰形座を置き、基礎側面は輪郭を巻いて内に格狭間を刻む。基礎の上は２段の段形である。塔身は四方「ア」字という変則的な配置である。屋根段形は軒下２段、軒上６段、隅飾は２弧で輪郭が付く。傷みやすい相輪も、露盤から宝珠まで完存している。

この亀井八幡神社宝篋印塔（以下「亀井塔」と略する）には銘文は彫られておらず、石工名や具体的な製作年はわからない。一方、野村隆は本塔が今治市宮窪町（大島）所在の友浦善福寺宝篋印

塔（以下「友浦塔」と略する／写真６－33）と形状が酷似していると指摘している〔野村2002〕。友浦塔と亀井塔の部材構成は基本的に同一であるが、友浦塔では切石組基壇が２段であり、また亀井塔にある繰形座は、友浦善福寺塔には見られない。規模は、友浦塔の場合本体の高さが212cmなので、こちらが五寸大きい（六尺五寸塔）。また、塔身は胎蔵界四仏の種子が刻まれており、「ア」字を四方に配する亀井塔とは異なる。さらに友浦塔の場合、基礎背面に銘文があり、造立年は嘉暦元年（1326）、願主は「養通」であることが判明する。

友浦塔の実測図を入手していないので、亀井塔との詳細な比較は今回はできなかったが、上掲の野村の見解を参照の上、両塔の写真を比較すると、両者は確かによく似ていることがわかる。とすれば、紀年銘を欠く亀井塔の造立年は、友浦塔に近い鎌倉末期を想定するのが妥当であろう。

写真６－32　魚島亀井八幡神社宝篋印塔

写真６－33　友浦善福寺宝篋印塔
（高橋晋也氏撮影）

（４）亀井塔の作者と願主

今回の報告者の１人である土居聡朋氏は、友浦塔の製作者に関しては「念心もしくは念心ゆかりの石工集団」を想定している〔土居2017〕。以下、この見解に関して両塔とは別の作例も含めて検討を加える。友浦塔および亀井塔の様式は、上述の「関西形式」宝篋印塔の基礎上の反花を２段の段形に変えただけのものである。そこで念心作の「関西形式」宝篋印塔として米山寺宝篋印塔を取り上げ、両塔の実測図を並置してみたのが図６－32である。原図の実測者が異なるので一定の留保が必要ではあるが、屋根や塔身の形状はかなり似ていることが本図からわかる。また亀井塔に見られる繰形座は、先に本稿において念心の作とした大山祇神社宝篋印塔（越智式・中央塔／写真６－

５）においても用いられている。石塔に繰形座を用いるのはあまり一般的ではないので、これも念心の作例に見られる属性といえなくもない。これらの事実を総合すると、友浦塔の作者を念心もしくはそれに近い製作集団とみる土居氏の見解には妥当性がある。また野村が指摘するように友浦塔と亀井塔は酷似していることから、亀井塔の作者もまた、念心もしくはそれに近い製作集団（中央石工）と考えるのが妥当だと思われる。

なお友浦塔の願主について、土居氏は「小早川氏一族」の可能性を示唆している〔土居2017〕。それは、本稿でも述べてきたような念心と小早川氏の密接な関係も根拠となるが、その他に康暦元年（1379）、小早川宗平が友浦塔のある大島の地頭職を預け置かれたこと、さらに和霊石地蔵磨崖仏の願主である小早川茂遠の代官(7)が正和３年（1314）に海賊を追補したことを幕府に賞されている（すなわち鎌倉後期において、小早川氏がすでにこの海域の管理を行っていた）ことも根拠としている。亀井塔の場合はこうした史料による裏付けは欠くが、同じ伊予海域の離島であり、作者もおそらく同一だと考えられることから、その造立には小早川氏もしくはそれに近い在地領主層の関与を想定してよかろう。

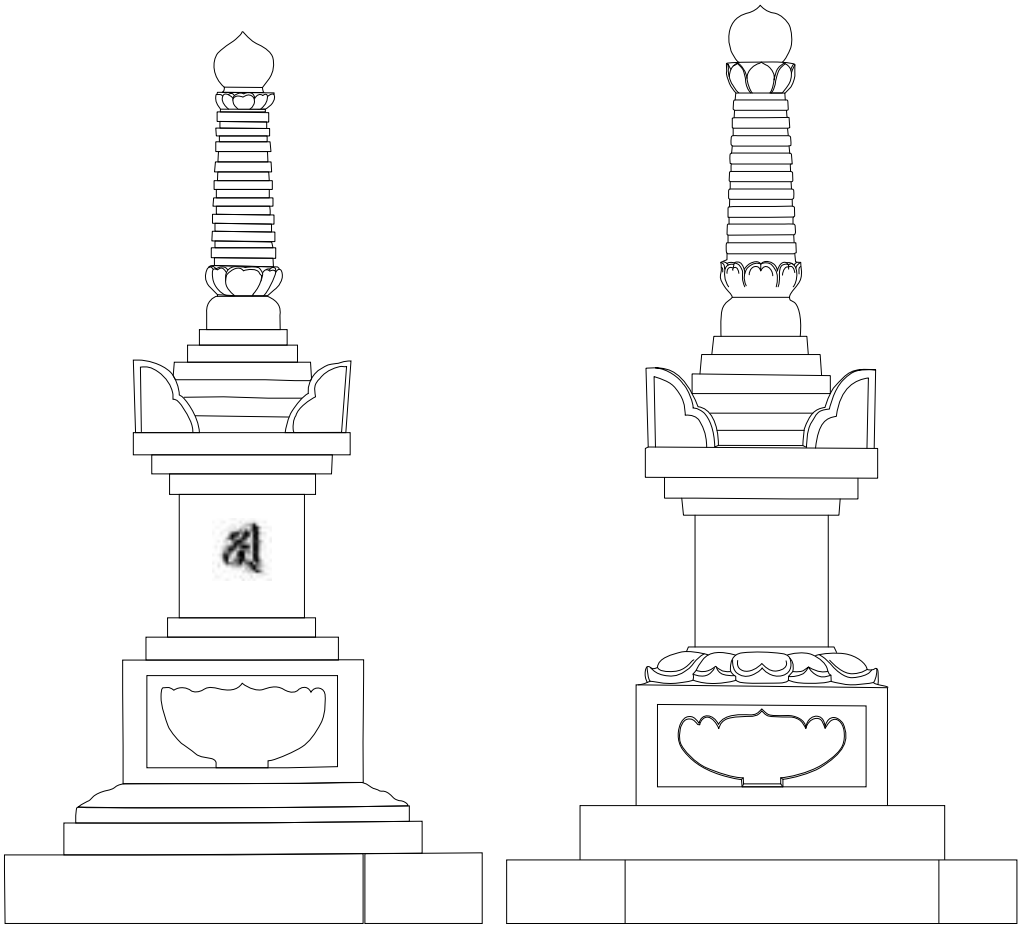

亀井八幡神社宝篋印塔（1/20）　　米山寺宝篋印塔（1/20）

図６－32　亀井八幡神社宝篋印塔と米山寺宝篋印塔（Ｓ＝1/20）
（左原図：長井2015、右原図：三原市史民俗編調査班編1979をそれぞれデジタルトレース）

（５）小結

以上、上島町域に含まれる魚島所在の亀井八幡神社宝篋印塔については、念心もしくはそれに近い製作集団（中央石工）が鎌倉末期に造立したものであること、さらに願主としては小早川氏、もしくはそれに近い在地領主層を想定した。

一方において、本書の主題となる弓削島においては、中央石工の作例は見当たらない。これを本来あったものが失われたとみるのか、あるいは何らかの事情によって弓削島においては中央石工の活動がなかったのかとみるのかによって見解は分かれるであろうが、前者の解釈を取ろうとする場合、中央石工による作例の断片すら見当たらない点は不審である。

また後者の見解を取ろうとする場合は、本稿で紹介したような在地領主と中央石工との関係、さらに中央石工が離島部において石塔や石仏を造立する背景についてさらなる考察を深めることが必要である。この作業を通じ、弓削島において中央石工の作例が存在しない理由が明確になるものと思われる。一見迂遠なようだが、これは今後石造物から中世弓削島の特性を探ろうとする場合、避けて通れない作業となるだろう。

（山川　均）

７．まとめ

弓削島における石造物調査班は、石材の鑑定を併行しながら石造物の分布調査を実施し、また芸予の他地域における石造物との比較や関連する文献資料の解釈を通じて弓削島庄における石造物造立の背景を検討した。今回の調査では五輪塔、宝篋印塔、層塔、笠塔婆、板碑という５形式の石造物を含む113点について、それぞれの位置と現状が記録された。故児島公尊氏が先駆的に進めた石造物の調査段階から認識されていたことではあるが、旧状をのこす石造物がごくわずかで、多くは部材の状態であることをまずは再認識することとなった。

それでも今回の調査によって、弓削島の中世石造物に関する新たな知見も多く得ることができた。例えば、黒川信義氏が詳述したように、久司浦地区にある東泉寺の宝篋印塔は、その基礎にのこされた格狭間の検討によって、仏通寺開山塔をはじめとする広島県三原市の諸例に酷似することが判明し、造立の時期として14世紀末から15世紀初頭が想定されるようになった。また同地区鯨池上の畑の板碑も三原市久井町泉の板碑と大きさ、刻面、石材がほぼ同じであることがわかり、東泉寺宝篋印塔の基礎とほぼ同じ時期の所産であることがわかった。とりわけ黒川氏の熟練した肉眼観察と帯磁率測定を駆使した石材鑑定は有効で、上記２例の由来を含めて、弓削島の花崗岩製中世石造物の４分の３に相当する83点が尾道市周辺または三原市周辺の山陽帯花崗岩製である可能性が示されている。上弓削地区の日切地蔵と願成寺の笠塔婆も今回の調査において初めて確認された石造物である。それらの石材は結晶質石灰岩であり、黒川氏はこれが岡山県備中方面で産出する石材であり、上記２例が高梁市備中町長遠寺墓地の笠塔婆と同石材、同形態であることを示した。これらは16世紀後半の石造物と考えられる。さらに、これらの石造物に先行して松山方面からもたらされた溶結凝灰岩製の層塔、五輪塔水輪が東泉寺で確認され、その時期が14世紀初頭と判断された。一

方、15世紀中頃以降は、山陽帯花崗岩製に加え、六甲花崗岩製あるいは香川県西部産の凝灰角礫岩・火山礫凝灰岩製石造物がみられるようになり、瀬戸内東部との関連性がうかがえるようになるという。このように黒川氏が示した石材に視座をおいた検討成果は、弓削島における石造物の年代や地域間関係にも重要な指標を与えることとなった。

この石造物の石材を通じた地域間関係については、土居聡朋氏がその歴史的背景を「東寺百合文書」の内容と照合しながら検討した。その結果、14世紀初頭の時期が与えられる東泉寺の松山溶結凝灰岩製層塔・五輪塔は、「伊予小山（現、松山市中西外）」に本拠を置いた弁房承誉の勢力が関与し、もたらされたものと推測した。また14世紀末～15世紀初頭に位置づけられる東泉寺の山陽帯花崗岩製宝篋印塔は小早川氏一族が造立母体であると指摘した。弁房承誉、小早川氏一族のいずれもがその横暴さを東寺に訴えられており、その立場のものが信仰の対象を造立したと解釈できるところが興味深い。また土居氏は近世文書に記録された弓削島各地区の屋敷数と中世後期から近世初期に属する石造物の残存状況を比較検討し、寛永期における集落の所在地・規模と中世後期から近世初期における石造物の分布・数の対応性を検討した。その結果、一部、相関性を欠くものの、おおむね同様の傾向を示すことがわかり、中世後期から近世初期の集落と石造物分布との関係にまで論及することができた。

以上の成果は、弓削島庄と伊予、弓削島庄と備後、あるいは弓削島内という、いわば狭域を対象とした検討によるものであった。これに対し、山川均氏は「中央石工」という近畿系の高級石工集団に着目し、今治から尾道・三原にかけて分布する中央石工の作例について検討を加えた。山川氏は、すでに土居氏が今治市大島所在の友浦善福寺宝篋印塔を「念心もしくは念心ゆかりの石工集団」の作とする見解を妥当とし、上島町魚島の亀井八幡神社宝篋印塔も念心もしくはそれに近い中央石工による作と考えた。一方、弓削島では中央石工の手による石造物は発見されていない。その結果、しまなみ海道に沿って分布する中央石工による石造物が、あたかも弓削島を取り囲むように分布することを明らかにした。山川氏が述べるようにそれらが微塵も見られないということは不思議であり、この点についてはその存否を今後の悉皆的な実地調査で明らかにする必要がある。しかし、本来存在しないということが明らかになれば、中央石工の動向が弓削島庄の特質を解明することに大きく寄与することとなろう。

以上のように、弓削島および周辺地域における中世石造物の実地調査ならびに造立の歴史的背景に関する検討を進めた結果、弓削島庄存立期に石造物が多様な動態を示し、それに応じた歴史的な背景を有していたことが明らかとなった。なお、今回の調査では膨大な数にのぼる一石五輪塔や石仏などの近世石造物に関しては分布地域を把握したのみで、詳細な検討を加えることができなかった。庄園解体後の弓削島は、塩業も一時衰退し、苦難の水田経営に移行することが夙に知られている。庄園体制と塩業から免れた各村落が必要とした信仰の対象と考えるならば、新たな石造物への期待、造立の背景など大いに関心がもたれるところであり、近世石造物に対するまなざしも必要といえよう。弓削島の石造物に関する今後の継続的な調査研究が期待される。

（村上恭通）

（１）「関西形式」は、川勝政太郎によって定義された概念である〔川勝1957,pp.228-238〕。ただし本例の場合、考古学用語としては「形式」（form）ではなく「様式」（style）と呼ぶべきである。本稿では「「関西形式」宝篋印塔」と表記することとする。なお川勝政太郎は越智式宝篋印塔について「関西形式の一地方色」と評価しているが、本稿で述べているように越智式宝篋印塔と「関西形式」宝篋印塔は同時に瀬戸内地域で出現している。

（２）かつて願主名は平朝臣茂盛と読まれていたが、福井万千や佐藤亜聖により、「茂遠」と読み直された〔福井2014、佐藤2012〕。

（３）土肥実平（小早川家の祖）の創建と伝わる（『芸藩通志』）。

（４）本塔は戦前に大阪の某家の所蔵するところとなり、現地には現存しない。

（５）附属寺のある場所は旧風早郡河野郷の周辺であり、河野氏の本拠地である。よって附属寺宝篋印塔の願主を伊予国府の在庁官人クラスの人物と想定した場合、その最も有力な候補となるのは河野氏である。

（６）台座（高さ10cm）を除くと、高さは188cmとなるので、設計寸法はおそらく六尺塔である。

（７）越智郡高市郷代官景房（「六波羅御教書写」『愛媛県史　資料編　古代・中世』所収）。

【引用・参考文献】

網野善彦　1980「平安時代末期～鎌倉時代における塩の生産」『日本塩業大系　原始・古代・中世（稿）』日本専売公社

安藤文昭　1999「復元から見る「塩の荘園」弓削島の実像」『史学論叢』29

岩城村誌編集委員会編　1986『岩城村誌　下巻　現代編』岩城村

魚島村　2004『魚島村誌　合併版』

愛媛県教育委員会　2002『しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査報告書－石造物編－』

遠藤　亮　2005「中世讃岐の石切場」『中世讃岐の石の世界－生産・流通・信仰－』讃岐石造物研究会

尾道市歴史文化まちづくり推進協議会編　2016『尾道の石造物と石工』尾道市日本遺産調査報告書、尾道市

海邉博史　2011「兵庫県から来た石造物」市村高男ほか編『石造物が語る中世の佐田岬半島－運び込まれた各地の石材－』岩田書院

柏　徹哉・松田朝由　2002「香川に分布する凝灰岩石造物の概要」『二上山凝灰岩の石切場と石造物－生産地と消費地－』石造物研究会第３回研究会資料

苅米一志　2005「荘園社会における生業の展開と宗教支配－伊予国弓削島荘の網庭を素材として－」『史境』51

川岡　勉　2005「「道前」「道後」地名の歴史的考察」『地域創成研究年報』１、愛媛大学地域創成研究センター

川勝政太郎　1957『日本石材工芸史』綜芸舎

蔵橋純海夫　2007『広島県の古石塔』

黒川信義　2004「伊方町内における石造物の概要と特徴」『伊方の石造物調査報告書Ⅰ』伊方町教育委員会・町見郷土館

黒川信義　2005「伊予における南北朝時代以降の凝灰岩製石造物について」『中世讃岐の石の世界－生産・流通・信仰－』石造物研究会

黒川信義　2011「伊予の白石で造られた石造物」市村高男ほか編『石造物が語る中世の佐田岬半島－運び込まれた各地の石材－』岩田書院

是光吉基　1976「芸備地方における中世石造物の研究－とくに有紀年銘石造物について－」『瀬戸内海地域の宗教と文化』雄山閣

是光吉基　1999「広島県内における石造物研究の現状と課題」『考古学から見た地域文化－瀬戸内の歴史復元』渓水社

狭川真一編　2020『中世墓の終焉と石造物』高志書院

佐藤亜聖　2012「和霊石地蔵磨崖仏」『日本石造物辞典』吉川弘文館

髙橋　傑　2007「弓削島における景観と生業の変遷」海老澤衷編『ジャポニカの起源と伝播　伊予国弓削島荘の調査』早稲田大学水稲文化研究所

舘鼻　誠　2004「安芸国小早川領の宝篋印塔の編年試案－米山寺の宝篋印塔を素材として－」藤木久志・蔵持重裕編『荘園と村を歩くⅡ』校倉書房

7．まとめ

舘鼻　誠　2009「中世武士団安芸小早川領域における石塔の基礎的研究－宝篋印塔・五輪塔を中心に－」『2005年度～2008年度科学研究費補助金　基盤研究（C）研究成果報告書』

中日石塔研究会　2007「中日石造物の技術的交流に関する基礎的研究－宝篋印塔を中心に－」『シルクロード学研究』Vol.27

土居聡朋　2004「伊予国宗昌寺領故地における中世後期景観の復原－文明十八年宗昌寺々領坪付を素材として－」服部英雄編『中世景観の復原と民衆像－史料としての地名論－』花書院

土居聡朋　2017「友浦善福寺の宝篋印塔について」『広島県文化財ニュース』231

長井數秋　2015『愛媛県内の鎌倉時代の主要石造塔』愛媛考古学研究所

西山昌孝　2011「兵庫県から来た石造物」市村高男ほか編『石造物が語る中世の佐田岬半島－運び込まれた各地の石材－』岩田書院

能島正美　1999「小早川一族の芸予海島への進出－「しまなみ海道」を中心として－」『伊予史談』315号

野村　隆　2002「西国の石造美術三態」『史迹と美術』724

福井万千　2014「広島県三原市和霊石地蔵磨崖仏－小早川茂遠と念心－」『広島の考古学と文化財保護－松下正司先生喜寿記念論集－』

松田朝由　2011「香川県から来た石造物」市村高男ほか編『石造物が語る中世の佐田岬半島－運び込まれた各地の石材－』岩田書院

松本征夫・宮久三千年・石橋澄・山内斉・松本幡郎　1964「愛媛県高浜付近の松山熔結凝灰岩」『岩石鉱物鉱床学会誌』第52巻第５号

三原市史民俗編調査班編　1979『三原市の石造物』三原市

森　章　1998「四国の五輪塔の系譜〔伊予の白石の五輪塔〕」『史迹と美術』690号

山内　譲　1985『弓削島荘の歴史』弓削町

山川　均　2008『中世石造物の研究－石工・民衆・聖－』日本史史料研究会研究選書２

山川　均　2015a『石塔造立』法蔵館

山川　均　2015b『歴史のなかの石造物』吉川弘文館

山川　均　2019「石造物」『図説新版歴史散歩事典』山川出版社

弓削町役場　1986『弓削町誌』

第７章　美術工芸品調査の成果

１．概説

本調査は、弓削島内の寺院や神社などに所蔵される古代・中世の仏像・仏画や師子狛犬などの存在を明確にし、弓削島庄との関連などについて明らかにすることが目的である。調査は予備調査を含め15回（神社５か所、寺院16か所）行った。調査の対象は、弓削島庄が存在した平安時代から室町時代までの、いわゆる古代・中世の遺品を主体に行ったが、弓削島の特徴をより明確にするため、周辺の島々についても調査の範囲を広げ、弓削島との比較検討を行うこととした。なお、弓削島に存在する美術工芸品については、合併前の弓削町時代に東泉寺の木造薬師如来像が町文化財に指定（昭和51年２月21日）されている。その後、平成13年10月16日に「しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査」で東泉寺の調査が行われたが、全体的な調査は今回がはじめてである。以下、各寺院や神社に現存する美術工芸品（絵画・彫刻・工芸品）について、調査の概略を記すことにする。

まず、絵画については鎌倉時代以前のものは見出せなかったが、願成寺（真言宗）において室町時代前～中期とみられる絹本著色の釈迦十六善神像、不動明王二童子像、弘法大師像の仏画が確認できた。いずれも真言宗寺院に欠くべからざる仏画で、その作域もなかなか優れており、保存も一部を除き比較的良好であり、寺にとって、とりわけ重要な什物であることを物語っている。願成寺は「東寺百合文書」に記載される古寺であるが、江戸時代前期に焼失したと伝えられる。これらの仏画が、焼失前の願成寺と直結するかどうかは、明確にできないのは遺憾であるが、弓削島における数少ない中世仏画として貴重な存在であることはいうまでもない。仮に焼失前の願成寺伝来とすれば、中世における東寺領の中での真言宗寺院のあり様の一端を窺うことができよう。なお、自性寺（臨済宗）で室町時代前期頃の絹本著色釈迦十六善神像が確認できたが、顔料の剥落があり、詳細を窺えないのが惜しまれる。

彫刻については現段階において、平安時代前～中期に遡る作例を見いだすことができなかったが、平安時代後期とみられる仏像が２体確認されたことは貴重な成果であった。特に、定光寺（臨済宗）の観音堂に安置される木造阿弥陀如来坐像は定朝様を示し、その作域は極めて優れており特筆される。平安時代後期、12世紀頃の中央作風を示した優作といえよう。長尾寺の木造如来形坐像は破損が著しいが、穏やかで優美な面相はやはり平安時代後期の特徴を示している。これらの仏像が造像当初から弓削島に存在したかどうかの判断は難しい。当初からの存在とすれば、弓削島と中央との関係を窺う上でまことに興味深いが、それはともかく平安時代後期に遡る古像が見出されたことに、あらためて弓削島の歴史の古さを感じることができるであろう。

次いで鎌倉時代であるが、弓削島が東寺領の庄園となり、京都との交流が生まれた時代である。この時代の仏像は数体確認できた。まず、東泉寺（臨済宗）の木造薬師三尊立像は漆箔や彩色などを施さない素木像で、しかも、中尊の薬師如来立像は頭髪が渦巻状をしており、嵯峨清涼寺の中国

伝来の釈迦如来立像を模した珍しい像である。東泉寺は「東寺百合文書」の中にみられる「薬師寺」に関わる寺院とされることから、仏像の伝来とともに、その制作背景には大いに関心がもたれる。つぎに、願成寺の木造阿弥陀如来坐像は真言宗寺院にふさわしい、弥陀定印を結んだ像で、小像ながら作域がすぐれ、鎌倉時代に遡る。つぎに、自性寺（臨済宗）の木造阿弥陀三尊立像は来迎形式で臨済宗寺院の本尊としては珍しい。弓削島における浄土教思想の展開など、その成立背景には様々のことが考慮され、弓削島の歴史を考察する上でまことに興味深い。潮音寺（臨済宗）の木造地蔵菩薩坐像は左足を踏み下げた像である。面相部は目を吊り上げ厳しく表し、面奥・体奥とも厚くし、大衣を肩前で吊り上げ、力強く写実的な表現の鎌倉時代後期の作で、弓削島の地蔵信仰を知る上で興味深い。

以上簡単にみてきたが、この期の弓削島の仏像はそれほど多くはない。しかし、伝来や造立の背景、造像技法などにおいて個性的な作例がみられ、弓削島の仏教文化が幅広く展開した時期と言えよう。なお、弓削島における鎌倉～南北朝時代の彫刻として興味深いのは高浜八幡神社と弓削神社（古くは浜途明神・浜戸宮）の師子狛犬である。両神社はともに「東寺百合文書」に記される古い歴史を持つ神社で、作域の優れた師子狛犬の存在には留意する必要があろう。

工芸品では自性寺において、室町時代の懸仏（但し像本体のみ）を見いだすことができた。懸仏は本地垂迹説に基づき成立したが、多くは神社に奉納されるものである。しかし、明治時代初期の神仏分離により、その殆どは神社と由縁のある別当寺などに移される例が多い。自性寺の懸仏の伝来は不明であるが、弓削島における神仏混淆の実態を知る資料として貴重といえよう。

江戸時代の絵画、彫刻、工芸品については、今回の調査の主目的が古代・中世であったことから、十分に行うことができず概略のみを記すとともに、今回の調査で実施できなかった島内の小庵や神社についても今後に期待したい。

なお、弓削島の仏像・仏画などの位置づけを明確にするため、弓削島周辺の佐島、生名島、岩城島、魚島の寺院調査も行った。平安～室町時代の仏像が複数確認され、鎌倉時代には、すでにこれらの島々で仏教が根付き、いくつかの寺院が建立されていたことが推察される。今回調査の仏像の中には鎌倉時代の優作が複数確認され、興味深い。ただ、室町時代の作や地方作的な作風を示す仏像がいくつかみられることは留意されよう。

（武田耕道）

２．絵画

（１）室町時代

①釈迦十六善神像　１幅　　願成寺（上弓削）　写真７－１
絹本著色　縦82.3cm、横37.0cm
室町時代

図様と彩色

画面中央に蓮華座に結跏趺坐する釈迦如来を大きく描き、その向かって右脇に普賢菩薩、左脇に文殊菩薩を配する。その手前に僧形の法涌菩薩と菩薩形の常啼菩薩が、そして、最も手前には笈を背負って合掌する玄奘三蔵と赤肉身の深沙大将が居並ぶ。さらに、それらを取り囲むように、武装した十六善神が左右に八体ずつ分かれて配される。截金を用いず金泥のみによる加飾や、朱や白群・白緑といった具色を主とした彩色が用いられる。

品質・構造

絹本著色、掛幅装、１副１鋪。

銘記

巻留に墨書「十六善神　浄泉山願成寺」。
表装裏面に墨書「奉修補十六善神　一幅
諸檀中為除災與楽
右施主田頭平助崇員
同名泰治良
同名三良右衛門
并惣檀中
勧化沙門現住貫道
誌之
于時宝暦六丙子
霜月廿一日
予州弓削島願成寺
什物」

保存状態

画絹の亀裂とヤケが激しい。顔料の剥落あり。

伝来

本図は当寺庫裏内に他の掛軸とともに保管されている。願成寺は「東寺百合文書」に記され、鎌倉時代にはその存在が確認できるが、江戸時代前期に焼失したと伝えられる。本図が焼失前のものか、焼失後に寺に入ったのかは不明。ただ、本図の裏書に宝暦６年（1756）とともに「願成寺」の修理銘があり、江戸時代中期以前には願成寺に所蔵され、以後伝来したことは確認できる。

説明

１　釈迦十六善神像は、国家安穏、除災招福を祈願して大般若波羅蜜多経を転読する大般若会の本尊として奉懸され、十六善神は特に大般若経を守護する護法善神とされる。なお、残念ながら、中世にまで遡る大般若経は確認されなかった。

２　鎌倉期以降の大般若会の全国的な隆盛とともに、釈迦十六善神像も多数描かれたが、本図も定型化された図様を見せる。金泥による加飾や具色を主とした彩色は、時代の下降をうかがわせ、室町時代（15－16世紀）頃の作とみられる。

（長井　健）

②不動明王二童子像　１幅　　願成寺（上弓削）　写真７－２
絹本著色　縦57.2㎝、横27.3㎝
室町時代

図様と彩色

中央の不動明王は、裳を着け、条帛をまとい、激しく燃えさかる迦楼羅炎を負って岩座の上に立つ。顔は右に向け、右手に三鈷剣、左手に羂索を執る。頭髪は総髪で、左耳前に弁髪を垂らす。

退色が著しいが、肉身はおそらく群青で塗られていたであろう。両目は見開かれ、上の歯で下唇を噛むように描かれる。不動明王の両脇には、向かって右に赤肉身の制多迦童子、左には白肉身の矜羯羅童子が従っている。剥落が激しく細部は詳らかではないが、制多迦童子は、体をくの字に折り曲げて左を向き、右手に金剛棒を持ち、左手は屈臂して胸前で金剛杵を握る姿、矜羯羅童子は右手に蓮茎を執り、左手は独鈷杵を胸前に持って、不動明王を見上げている姿と思われる。

なお、二童子は一般的には、向かって右が矜羯羅童子、左が制多迦童子となるが、本図では逆になっている。頭髪の線や瓔珞などに截金を用いず、金泥のみで表される。

品質・構造

絹本著色、掛幅装、１副１鋪。

銘記

巻留に墨書「不動明王」。

保存状態

長年の燻染などによるものか、画面全体の損傷が目立つことが惜しまれるが、後補は見られない。画絹の亀裂も激しい。

伝来

本図は当寺庫裏内に他の掛軸ともに保管されている。江戸時代以降の製作とみられる木箱の蓋表に「不動明王、地蔵尊、弘法大師」の墨書があり、地蔵菩薩像、弘法大師像とともに納められている。

説明

１　金泥のみによる加飾などは、時代の下降をうかがわせるが、迦楼羅炎の躍動的な表現は見どこ

ろがある。総じて優れた作域を見せており、室町時代前期（15世紀）頃の作と思われる。

２　本図のような容貌の不動明王は、９世紀に空海が請来した図様に基づく。これに対し、巻髪で左目をすがめ、左右の牙を上下に出すなどの像容を成す、10世紀初期に天台宗の安然や真言宗の淳祐により確立した「不動十九相観」に基づく像があるが、本図はその点で古様と言える。

（長井　健）

③弘法大師像　１幅　　願成寺（上弓削）　写真７－３
絹本著色　縦82.1㎝、横38.0㎝
室町時代

図様と彩色

顔を右に向け、襟元の開いた茶色の法衣の上に袈裟を着けて、胸前で捻った右手に五鈷杵を、念珠を握った左手を左膝の上に置き、牀座に坐す弘法大師空海の姿が描かれる。足下には浄瓶と木履が置かれる。画面上部には３つの色紙形を区切り、右と中央の色紙形には賛文が記される。

肉身部は、頭部のみ墨線で描き起こすが、その他は細朱線で表される。衣文は肥痩のある朱線で表す。肉身部は白土、衣部は薄茶、五鈷杵は金泥が塗られる。

品質・構造

絹本著色、掛幅装、１副１鋪。

銘記

巻留に墨書「願成什物　弘法大師」。

保存状態

画絹のヤケと劣化、顔料の剥落あり。

伝来

本図は当寺庫裏内に他の掛軸ともに保管されている。江戸時代以降の製作とみられる木箱の蓋表に「不動明王、地蔵尊、弘法大師」の墨書があり、不動明王像、地蔵菩薩像とともに納められている。

説明

１　本図は、やや粗い絹目や、落ち着いた色調、衣文の形式的な表現などから、室町時代（15－16世紀）頃の作とみられる。

２　この図様は「真如親王様」と呼ばれ、空海が入定直前に高弟の一人である実恵に請われて、同じく高弟の真如親王（平城天皇第三皇子）が描き、空海自ら開眼したという伝承に基づいており、高野山・御影堂に安置した「根本御影」がその原本とされる。真如親王様は、大師像の典型的図様として広く流布したが、愛媛県内では四国八十八箇所霊場第52番札所・太山寺所蔵の画像（愛媛県指定有形文化財）が四国に伝わるものでは最古の作（13世紀）として知られる。

（長井　健）

④釈迦十六善神像　１幅　　自性寺（藤谷）　写真７－４
絹本著色　縦109.5cm　横55.0cm
室町時代

図様と彩色

図の中央に蓮台上に坐す釈迦如来が描かれる。釈迦は裳と内衣を着け、その上に唐草文などが描かれた大衣をまとう。大衣は両膝にかかり、さらに下部に長く垂れる。右手は肩前に、左手は腹前に置く（印相不明）。頭部は肉髻を低くして、髪際線は額中央部で下に湾曲する。二重の光背を負う。その下部に文殊・普賢菩薩を配し、その周辺に法涌・常啼菩薩、深沙大将、玄弉三蔵などが確認できるが、他の諸尊は判別できない。釈迦の両側に十六善神が描かれる。図上部には天蓋及び湧雲がみられる。彩色は釈迦如来の衣には朱が施され、襟の線は切金で縁取る。十六善神の肉身部は朱色が塗られる。そのほかは明確にできない。

品質・構造

絹本著色、掛幅装、２副１鋪。

保存状態

図の全体にわたり顔料の剥落がある。

伝来

当寺本堂内に保管される。当寺は聖一国師の勧請開山と伝え、天文２年（1533）に再建されたが、享保の初め頃に火災に遭い多くを焼失したという。享保７年（1722）に古林智教禅師により復興された。本図が焼失前から所蔵されていたか、その後に所蔵されたのかは不明である。平成24～26年にかけて修理が施された。

説明

１　顔料の剥落が全体的に及び一部を除き詳しい図様や彩色などは明確にできない。

２　釈迦如来の肉髻を低くすることや両手の構え、大衣の端が蓮台に大きく垂れ下がることなどから、中国・宋画の影響が考えられる。

３　釈迦如来の大衣の細かな文様、諸尊の目が鋭く描かれ、力強い面相表現や衣文線・肉身線も淀みなく引かれるが、やや絹目が疎らなことから室町時代前期（15世紀）頃の制作と思われる。

４　釈迦十六善神は大般若会の本尊とされることから、本図が制作当時から弓削島に存在したとすれば、中世の仏教行事の一端を知る貴重な仏画である。

（武田耕道）

３．彫刻

（１）平安時代

①阿弥陀如来坐像　１躯　　定光寺（土生）　巻頭図版25－１・２　写真７－５

木造　漆箔　像高52.3㎝

平安時代

形状

地髪・肉髻とも粒状の螺髪を彫出。肉髻を大きく造る。肉髻珠（亡失）、白毫相（水晶）、三道相を表す。耳朶は環状貫通する。大衣・裙を着ける。大衣は偏袒右肩にまとい、右肩に衣の端が少しかかる。右手は屈臂して胸前に置き、左手は左膝上に安じて、共に第一・二指を捻じる来迎印を結ぶ。右足を外にして蓮台上に結跏趺坐する。光背は二重円相光の外に船形を作る。台座は蓮華座、敷茄子、反花、岩座で構成される。

法量（単位：㎝）

像高52.3、髪際高44.0、頭頂～顎17.9、髪際～顎9.9、耳張13.0、面張9.0、面奥13.4、肩張15.9、臂張30.8、胸奥12.8、腹奥13.5、膝張40.4、膝高（左）7.5、膝高（右）7.5

品質・構造

ヒノキ材、割矧ぎ造り。漆箔。彫眼。頭体の躯幹部一材製。両耳後ろを通る線で前後に割矧ぎ、内刳し三首下で割首。両肩から先の体側部に別材を矧ぐ。右腰脇に三角材、マチ材。両脚部は横一材で内刳。左袖口矧ぎ付け。左手首先を挿し込む。右腕は肩・肘・手首で矧ぐ。裳先は横木別材を矧ぐ。内刳りは平滑。

保存状態

右腰部のマチ材は後補か。裳先後補。左手第三・四指先欠損。肉髻珠亡失。肉身部の漆箔後補。台座・光背は後補。

伝来

本像は寛正４年（1463）に建立された定光寺観音堂（重要文化財）内に三十三観音像とともに安置されている。定光寺（臨済宗東福寺派）は上島町弓削土生に位置する小高い丘陵地に所在し、勧請開山は応長元年（1311）に遷化した東福寺７世大智海禅師と伝える。ただ、この観音堂は阿弥陀堂であったとの伝来もあり、さらに文献的な資料にも欠けることから、本像の詳しい伝来を現段階で明らかにすることは難しい。

説明

１　丸顔で頬の張りもふくよかで細く刻まれた眼の表現とも合わせ、優美な印象を与える。面奥・体奥も薄く、さらに両膝は低く、そこに流麗な数状の衣文が浅く刻まれている。こうした像容は天喜元年（1053）、大仏師定朝により造立された宇治・平等院鳳凰堂の阿弥陀如来坐像に倣うもので、いわゆる定朝様といわれる。

２　定朝様の像は、11世紀後期から12世紀にかけて全国的に数多く造られ、その作例は枚挙にいと

まがないが、本像もそのひとつである。それらの遺例には作域の差があるが、本像の頭部に刻まれた小粒の螺髪は整然とし、それは後頭部にまで及び極めて丁寧である。膝前の流麗な衣文、そして、体背面の大衣にみられる皺を薄く滑らかに表し、その質感に自然さが見られ、その彫技がすぐれていることが指摘できる。平安時代後期、12世紀の作と考えられる。

３　像容の面からみると、宇治・平等院鳳凰堂の阿弥陀如来坐像は両手を膝上に置いて弥陀定印を結ぶ。この印相は中国から密教が伝来するとともに、わが国に伝えられたもので、密教的な阿弥陀如来といえよう。一方、本像のように来迎形式となるのは、平安時代後期頃から確認されることが多く、それは浄土教の広がりとともに、全国的に数多く造られた。本像もそうした浄土教の隆盛の中で造像されたであろう。

（武田耕道）

②如来形坐像　１躯　　長尾寺（沢津）　写真７－６・７
木造・漆箔　像高54.3㎝
平安時代

形状

地髪の上に大きく肉髻を造る。小粒の螺髪は後頭部まで細かく刻む。髪際線は額中央部で僅かに上に湾曲させる。肉髻珠、白毫相（亡失）、三道相を表す。耳朶は環状貫通。眼は水晶が嵌入されていたものと思われるが亡失。裙と大衣を着ける。大衣は左肩から背面をおおい、右肩に少し懸け、右腋下をとおり腹前から左肩に懸ける。右手を屈臂して肩前に上げ、掌を前に五指を伸ばす施無畏印を示す。左手は肘から先、手頚まで欠失。左足を前に結跏趺坐する。台座・光背を失う。

法量（単位：cm）

像高54.3（現状）、髪際高47.8（現状）、頭頂～顎17.0、髪際～顎9.5、耳張12.5、面張9.8、面奥12.9、肩張26.5、臂張30.5、胸奥14.4、腹奥16.2、膝張42.0、膝高（左）7.5、膝高（右）8.0

品質・構造

ヒノキ材。割矧ぎ造り又は寄木造り。漆箔。頭体の幹部を耳後の線で前後に矧ぎ、内刳りし、三道下で割首とする。両頬を通る線で割矧ぐ。左肩から先は三材を矧ぎ合わせるが肘から先は欠失する。右肩から先は別材で、上膊部、前膊部、手頚で矧ぐ。右腰部は亡失。両脚部は横一材を矧ぐ。裳先は亡失。

保存状態

像の躯幹部と脚部が分離。左手、腹部前面、左右の腰部が欠損。裳先部後補。全体的に損傷が著しい。

伝来

本像は「弓削島四国八十八ケ所霊場」87番・長尾寺の御堂内に安置されている。「島四国八十八ケ所」が、いつ頃始められたのかは明確ではないが、下弓削・高道大師堂（65番三角寺）の石造弘法大師像に「文化甲年」とあり、文化元年（1804）頃には、その存在が明かとなる。こうした四国

八十八ケ所の「写し霊場」は各地でみられるが、江戸時代中期頃にその例が多いことから、弓削島の「島四国八十八ケ所」も、その頃と考えられる。長尾寺に安置された時期は不明。

説明

１　左手が欠失していることから、尊名は直ちに判明できないが、施無畏印を結ぶ右手は当初と判断されることから釈迦如来、あるいは薬師如来と一応考えることができるが、ここでは如来形坐像とする。

２　面奥・体奥とも薄くし、丸顔で頬の適度な豊かさと頭部の細やかで丁寧な螺髪の表現など、穏やかで優美な面相から平安時代後期（12世紀）と考えられる。

３　両脚部は朽損・虫損がかなりあり、その全体像は把握しがたいが、やや太く疎らに衣文が刻まれ、頭部の細やかで丁寧な螺髪や面相部の均整の取れた表現とはやや異なる。

４　両頬を通る線で割矧ぐが、これは当初は彫眼像で後世に玉眼を嵌入するための所作と思われる。現状では水晶は亡失する。

５　右肩後部や面相部の一部に金箔が確認できることから、かつては漆箔が施されていたことが分かる。

６　無住の小さな堂に平安時代の古像が存在することは、弓削島の古い仏教文化を知る貴重な一例である。

（武田耕道）

（２）鎌倉～南北朝時代

①薬師三尊十二神将立像　15躯　　東泉寺（久司浦）　巻頭図版８－２　写真７－８・９

木造　素木　像高（薬師）79.5㎝、（向かって右像）50.5㎝、（向かって左像）50.6㎝　十二神将像（33.0～36.5㎝）

鎌倉時代（薬師三尊立像）

形状

（薬師如来）頭髪は地髪・肉髻とも正面を中心にして渦巻状に線刻する。後頭部背面の中央あたりは素髪とする。肉髻は低く作る。肉髻珠（朱色を塗る）、白毫相（木製）、三道相を表す。耳朶は環状貫通・鼻孔を穿つ。裙を着け、覆肩衣、大衣を偏袒右肩にまとう。右手は屈臂し、施無畏印（現状、手の上下を逆にする）、左手は垂下し掌を上にし、五指を伸ばす。光背を付けて蓮台上に立つ。台座は当初か。

（向かって右像）髻を結う。天冠台上部と天冠台下部の後頭部は素髪。天冠台下部の前面は疎ら彫り。鬢髪は耳前に垂れる。冠台の紐は一条。金銅製の宝冠を釘で打ちつける。白毫相（木製）、三道相を表し、耳朶は環状不貫。鼻孔を穿つ。裙を着け、上半身には条帛と天衣をまとう。腰を僅かに右（内側）に捻る。右手は垂下し、五指を軽く握る。左手は屈臂するが肘から先は亡失する。左足を僅かに前に出す。光背を付けて岩座上に立つ。

（向かって左像）髻を結う。天冠台上部と天冠台下部の頭部は素髪。天冠台下部の前面は疎ら

彫りとし、鬢髪は耳前に垂れる。冠台の紐は一条。金銅製の宝冠を釘で打ち付ける。白毫相（木製）、三道相を表し、耳朶は環状不貫。鼻孔を穿つ。裙と上半身には条帛と天衣を着し、腰を僅かに左（内側）に捻る。左手は垂下して、五指を軽く握る。右手は屈臂するが、肘から先は亡失。右脚を僅かに出し、光背を付けて岩座上に立つ。

法量（単位：cm）

（薬師如来）像高79.5、髪際高73.8、頭頂～顎15.1、髪際～顎9.5、耳張11.3、面張9.8、面奥12.0、肩張23.5、臂張25.8、胸奥14.1、腹奥15.0、裾張19.2、足先開（内）7.2、足先開（外）14.1、台座高24.5

（向って右像）像高50.5、髪際高44.8、頭頂～顎12.1、髪際～顎6.1、耳張7.4、面張5.5、面奥7.4、肩張14.5、臂張17.5、胸奥8.4、腹奥9.5、裾張13.1、足先開（内）8.5、足先開（外）12.5、台座高11.6

（向って左像）像高50.6、髪際高44.7、頭頂～顎11.7、髪際～顎5.6、耳張7.1、面張5.4、面奥7.1、肩張15.1、臂張16.7、胸奥9.1、腹奥9.5、裾張11.6、足先開（内）7.6、足先開（外）12.1、台座高11.3

品質・構造

（薬師如来）ヒノキ材。割矧ぎ造り。素地。彫眼。両耳の後ろと両肩の中央を通る線で前後に割矧ぐ。背面に背板一材を寄せる。両体側部を矧ぐ。両頬を通る線で割矧ぐ。右手は肘と手頚の中央部で矧いで、手首先を矧ぐ。左手は上に仰ぎ五指を伸ばし、掌の上に薬壺を乗せる穴を穿つ。袖口で手頚を差し込む。両足先を矧ぐ。足枘は体幹部の前面材と共木で彫出する。体部背面腰のあたりに横に鋸目。頭髪、眉、口髭、顎髭には墨、口に朱が塗られ、両眼の白目部分には白色、瞳には墨が塗られる。

（向かって右像）ヒノキ材。寄木造り。素地。彫眼。頭部は両耳後ろを通る線で前後に矧ぐ。体部は後襟の線で前後に矧ぐ。頭部を体部に差し込む。躯幹部に両肩から先を別材で矧ぎ寄せ、右手は手頚で矧ぎ、左手は肘より先は亡失。両足先は別材で矧ぐ。体部背面の両腋あたりに横に鋸目を入れる。体部背面両肩に懸かる天衣には鑿目を残す。なお頭髪・眉・口髭・顎髭に墨、両目に白色、口唇に朱が施される。

（向かって左像）ヒノキ材。寄木造り。素地。彫眼。頭部は両耳後ろを通る線で前後に矧ぐ。体部は後襟の線で前後に矧ぐ。頭部を体部に差し込む。躯幹部に両肩から先を別材で矧ぎ寄せ、右手は肘から先は亡失し、左手は垂下し五指を握る。両足先は別材で矧ぐ。体部背面両肩に懸る天衣には横に鑿目を残す。なお頭髪、眉、口髭、顎髭に墨、両目に白色、口唇に朱が施される。

保存状態

（薬師如来）衣部に虫損。後頭部の一部に虫損。右手上下逆に接合。（向かって右像）髻後補。左手前膊より先亡失。宝冠後補。持物亡失。（向かって左像）髻後補。右手前膊より先亡失。宝冠後補。持物後補。

伝来

薬師三尊は室町時代後期建立の東泉寺（臨済宗東福寺派）薬師堂の厨子内に安置される。「東寺百合文書」、応長元年（1311）の文書に、クシラ（久司浦）に免税畠合計240歩を薬師寺が所有し

ていたと記されている。このことから、久司浦に薬師寺という寺院が鎌倉時代末期以前に存在していたことが判明する。真言宗であったという薬師寺を継承したのが東泉寺であると考えられている。なお、当寺の沿革を記した『東泉温知録』には「薬師三尊十二神将は行基菩薩作で、かつては密宗寺院で嘉暦年間河野家により開基、あるいは応安年間細川家により経営、また河野家一族の浄泉法師が開基した」との記事がみられる。江戸時代前期に臨済宗として再興され現在にいたる。本像は「東寺百合文書」に記される薬師寺の本尊を引き継いだ可能性がある。昭和51年２月21日に町文化財に指定された。

説明

１　薬師如来は頭部の肉髻を低く造り、緊張感がみられる頬の張り、やや厳しさを示した眼の表現、腹前に刻まれたU字形の数条の衣文も柔らかく写実的に表現されることから鎌倉時代後期の作とみられる。台座、光背の一部も当初とみられる。

２　薬師如来は頭髪部が京都・嵯峨清凉寺の釈迦如来像（宋・雍熙２年［985］）を模した渦巻状の髪（括りは刻まない）で薬師如来像としては数少ない。

３　薬師如来の頭髪の形状、素地仕上げ、簡素な衣文、両菩薩の体部背面の天衣に鑿目を残すことなどから、なんらかの薬師信仰に基づく造立と思われる。例えば病気平癒を祈願するため、短期間で制作された「一日造立仏」の可能性が考えられる〔奥2019、西木2014〕。

４　三尊とも素地仕上げであることから本地仏として造立された可能性もあるが、近隣には該当する神社は見当たらない。

５　薬師如来は両頬の線で割矧ぐが玉眼を嵌入した痕跡がないことから、頭部に納入品を納めている可能性がある。

６　薬師如来の背面の腰あたりに横に鋸目がみられる。これは『東泉温知録』に「當寺七世定室契禅師、生縁ハ伯州也、契ハ舜山ノ師匠也、宝暦年中薬師堂ヱ修補ヲ加ヱルト云云。室契禅師偶金剛ノ仏舎利一粒ヲ得テ尊像ノ胸間ニ納メ南海沈ノ宝珠一顆ヲ以テ尊像ノ掌中ニ置キ奉ル等ノ来歴判然トシテ尊像ノ胸間ニ銘在セリ云云、」とあり、胎内に仏舎利を納入する際の所作と思われる。

７　両脇侍は日光・月光菩薩であるが、両者の尊名比定は当初の持物を亡失しているために難しい。日光・月光菩薩とも溌剌とした面相表現などから、薬師如来像と同じく鎌倉時代後期の作とみられる。

８　随侍する十二神将像12躯（像高33.0～36.5㎝）は古色が全体に塗られ、詳細は不明であるが、造像年代は三尊よりも下るものと思われる（江戸時代か）。

（武田耕道）

②阿弥陀如来坐像　１躯　　願成寺（上弓削）　写真７－10・11
木造　漆箔・彩色　像高26.0㎝
鎌倉時代

形状

地髪の上に大きく肉髻を造る。粒状の螺髪はやや大きめに彫出。肉髻珠（亡失）、白毫相・三道相が刻まれ、耳朶は環状で不貫。鼻孔を穿つ。裙を着け、大衣を偏袒右肩にまとう。両手は腹前において弥陀の定印を結び、右脚を前にして蓮台上に坐す。船形光背。五重蓮台。

法量（単位：cm）

像高26.0、髪際高22.2、頭頂～顎8.4、髪際～顎4.6、耳張6.8、面張5.0、面奥6.6、肩張13.0、臂張16.0、胸奥7.8、腹奥9.1、膝張21.1、膝高（左）3.8、膝高（右）4.0

品質・構造

ヒノキ材。寄木造りか。漆箔・彩色（現状）。彫眼か。底板が貼られるとともに、後世の厚い彩色のため、木寄については明確にしがたい。肉身部漆箔。衣部及び頭部は群青塗り。両手首は別材。像底は底板の下に四角形の薄い枘を設け、台座上面にあてがう。

保存状態

裳先亡失。肉身部の金泥、頭髪部、衣部の群青は後補。台座・光背は後補。

伝来

本像は願成寺（真言宗醍醐派）の大師堂内に安置されている。願成寺は「東寺百合文書」の応長元年（1311）の文書に「大串に免税畠合計６反、免税塩穴18を所有していた」とあり、鎌倉時代末期の応長元年以前に当寺の存在が明らかとなる。しかし、江戸時代前期の元禄から宝永年間頃（1688～1711）に上弓削に大火が発生し、全村が壊滅状態となり、当寺も焼失したと伝える。現在、当寺安置の仏像の中で、明確に鎌倉時代とみられるものは本像のみで、焼失前の願成寺に安置されていたか、どうかの判断は難しい。

説明

１　髪際線はほぼ水平で、細く表した両眼、頬の肉取りも適度で、穏やかな印象を示す。両膝は低くし、数条の衣文は明瞭に力強く流麗に刻まれる。適度な肩の張りは小像ながら堂々とした印象を受け、やや大粒の螺髪と体奥が厚いことから制作は鎌倉時代前期と考えられる。

２　願成寺は弓削島では唯一の真言宗寺院である。本像が弥陀定印を結ぶ、いわゆる密教系の阿弥陀如来であることから、真言宗寺院として矛盾しないことは、寺の歴史を知る上でも貴重な存在である。

（武田耕道）

③阿弥陀三尊立像　３躯　　自性寺（藤谷）　写真７－12・13・14

木造　金泥塗り・彩色　像高（阿弥陀）76.3cm、（観音）49.5cm、（勢至）50.0cm

鎌倉～南北朝時代

形状

（阿弥陀如来）肉髻を低く造る。頭髪部は大粒の旋毛の螺髪を刻出。肉髻珠（木製）、白毫相

（木製）。鼻孔を穿つ。耳朶は環状貫通。三道相を表す。下半身に裙、上半身には内衣の上に覆肩衣を着け、その上に大衣を偏袒右肩にまとう。右手は屈臂し、肩前において第一指と第二指を捻じ、左手は垂下し掌を前にして同じく第一指と第二指を捻じ、蓮台の上に立つ。

（観音菩薩）毛筋を表した高い髻を結ぶ。金銅製の宝冠を付ける。両耳後ろから銅製の垂髪が両肩に長く垂れる。胸前には金銅製の胸飾を付ける。白毫相、三道相を表す。耳朶環状。裙と条帛、天衣を着ける。天衣は左手の前膊部にかかる。両手を腰の前に差し出して、蓮台（亡失）を捧げ持ち、少し前傾して蓮台上に立つ。光背を付ける。

（勢至菩薩）毛筋を表した高い髻を結ぶ。両耳後ろから銅製の垂髪が両肩に長く垂れる。胸前には金銅製の胸飾を付ける。白毫相、三道相を表す。耳朶環状。裙と条帛、天衣を着ける。天衣は左手の前膊部にかかる。両手を胸前で合掌し、少し前傾して蓮台上に立つ。光背を付ける。

法量（単位：cm）

（阿弥陀如来）像高76.3、髪際高71.0、頭頂～顎13.8、髪際～顎8.1、耳張9.6、面張8.0、面奥10.7、肩張20.4、臂張21.3、胸奥10.3、腹奥12.0、裾張16.6、足先開（内）4.2、足先開（外）10.9、台座高44.2

（観音菩薩）像高49.5、髪際高41.8、頭頂～顎13.5、髪際～顎5.3、耳張5.7、面張5.1、面奥6.4、肩張12.0、臂張13.9、胸奥6.7、腹奥7.5、裾張10.2、足先開（内）2.6、足先開（外）8.0、台座高25.5

（勢至菩薩）像高50.0、髪際高41.2、頭頂～顎13.5、髪際～顎5.6、耳張6.0、面張5.0、面奥6.2、肩張12.5、臂張12.8、胸奥7.1、腹奥7.4、裾張11.0、足先開（内）3.2、足先開（外）8.2、台座高25.1

品質・構造

（阿弥陀如来）ヒノキ材。金泥・彩色。玉眼。体幹部は両肩先まで含む一材で彫成か。頭部は耳前を通る線で割矧ぐか。右袖・左袖、両手首、両足は別材を矧ぐ。厚い金泥塗りのため、詳しい木寄は不明。衣部は茶色地、肉身部は金泥塗り、頭髪部は墨を塗る。

（観音・勢至菩薩）ヒノキ材。金泥・彩色。玉眼。観音・勢至ともに頭体幹部を一材で彫成か。両肩から先は別材。両頬を通る線で割矧ぎ玉眼を嵌入か。厚い金泥、彩色のため詳しい木寄せは不明。前膊部から先別材。両足、天衣は別材。衣部は朱・緑青で彩色、肉身部金泥塗り。

保存状態

（阿弥陀如来）右手第三・五指欠損。肉身部の金泥、衣部の彩色は後補。（観音）右手に懸る天衣亡失。（勢至）宝冠の一部亡失。光背の上部欠損。

伝来

本像は自性寺（臨済宗東福寺派）本尊として本堂の厨子内に安置される。自性寺の勧請開山は聖一国師とし、天文２年（1533）に福田和尚の再建と伝える。江戸時代中期の享保の初めに火災に遭い、多くを失うが、享保７年（1722）に古林智教禅師により再興されたという。再興された時期以前に制作された本像が、どのような経緯で安置されたのかなど、その伝来は不明。

説明

１　阿弥陀如来の溌剌とし、やや厳しさを示した面相、大粒の旋毛の螺髪、腹前から膝に向かい数

条の衣文はやや深く刻まれている。両脇侍像も張りのある頬と眥を上げ、厳しく刻まれた眼は生き生きとし写実性に富んでいる。鎌倉時代末期～南北朝時代の造立と考えられる。

２　阿弥陀如来の木寄せや耳の形状、背面にみられる衣文処理などから地方作と看取されるが、両菩薩にみられる面相部の表現は地方作とは思えない力強さがある。

３　両菩薩の肩に懸る銅製の垂髪は当初とみられ貴重である。

（武田耕道）

④地蔵菩薩坐像　１躯　　潮音寺（下弓削）　写真７－15・16・17
木造　彩色か　像高　51.0cm
鎌倉時代

形状

頭部円頂形で髪際線を表す。白毫相、三道相を表す。耳朶は貫状貫通する。裙、覆肩衣、大衣を着す。覆肩衣は左腹部でわずかに外側にめくり、右腹部で下方に弛みをつけて大衣に差し込み、大衣は左肩から背中部を覆い、右肩に懸けて右腋下をとおり、腹前、膝上から左肩に及ぶ。左肩前で吊り環を造り、大衣の一部を吊り上げる。右手は屈臂して第一・三・四指（いずれも欠損）を捻じるか。左手も屈臂し、掌を上にして五指を伸ばす。右手には錫杖を持ち、左手には宝珠を乗せていたものと思われるが、いずれも亡失。右足を内側に曲げ坐し、左足は垂下する。

法量（単位：cm）

像高51.0、頭頂～左足先69.0、髪際高46.5、頭頂～顎16.2、髪際～顎11.5、耳張13.0、面張10.1、面奥14.3、肩張27.1、臂張30.5、胸奥17.0、腹奥18.1、膝張39.5、膝奥30.1、膝高（右）8.0、膝高（左）8.5、地付～左足先18.0、台座高35.0

品質・構造

ヒノキ材。寄木造り又は割矧ぎ造り。彩色か。玉眼。頭体幹部は前後二材を矧いで内刳し、三道下で割首とする。体幹部前後の材から、それぞれ２本の束を造りだし、像内で結着する。両肩から先は別材。右手肘先から手頚までは別材で矧ぐ。左手は肘から先と手頚で別材を用いて矧ぐ。両脚部は横一材。左膝前の脛の下から先に縦に足首までを別材で矧ぐ、膝前部は丁寧に内刳りがほどこされる。肉身部、体部とも現状は下地及び木地をみせる。船形光背・蓮台とも後補。

保存状態

右手全指先欠損。左手第二・三・四・五指先欠損。腹前、左脚部に大きな欠損。宝珠亡失。台座・光背は後補。

伝来

本像は現在、潮音寺（臨済宗東福寺派）本堂に隣接する小堂内に安置されている。潮音寺の創建は東福寺第七世の大智海禅師の法の継承者によるとされる。過去帳によれば、初代住職は覺陰了公首座で、永禄３年（1560）に遷化している。寺伝では本像は三原市和田の地蔵菩薩と一木二体の像と伝えられている。かつては新仏が出た家では、三原の和田地蔵に参詣する風習があったという

が、その後、この風習は毎年６月24日に本像に参詣して施餓鬼供養が行われるようになった。

説明

１　面奥・体奥ともに厚くし、眥を上げて厳しさを表した眼、口元はキュッと閉じて引き締まった面相表現を示す。左肩前に作られた吊り具は細やかに丁寧に造られている。頭髪の生え際は段差を僅かにつける表現など極めて写実的な表現がみられ、その制作年代は鎌倉時代後期に遡るとみられる。

２　本像は体幹部の前後の二材の左右に、２本の束を彫り残して連結されている。ただし、通常造られる前面材中央の像心束が見られないが、これは後世に切除されたとみられる。前後束、像心束を造る技法は主として院派仏師が用いた造像技法で、各地に作例が数多く残されている。本像もその点において興味深い〔山本2007〕。

（武田耕道）

⑤師子狛犬　一対　　高浜八幡神社（上弓削）　巻頭図版14－１・２　写真７－18・19

彩色　像高師子54.6cm、狛犬53.8cm

鎌倉～南北朝時代

形状

名称については「獅子狛犬」とするのが一般的だが、歴史的な用語としては「師子狛犬」が正しいので、こちらを使用する。

向かって右方に開口で無角の「師子」、左方に閉口で有角（但し亡失）の「狛犬」という空想上の霊獣一対を配する。両像とも両耳を垂れさせ、たてがみは総状のものを体部に密着させ、両前肢は手前側（拝者側）を後ろに引き、奥側を前に出し、腰を落として蹲踞するという組みあわせで、左右の変化は少ない。

法量（単位：cm）

	師子	狛犬
像　高	54.6	53.8（角亡失）
面　幅	10.2	11.5
肩　張	27.1	26.1
前肢張（外）	25.9	27.3
鼻先～腰	54.2	52.7

品質・構造

ヒノキ材、玉眼嵌入、彩色。両像とも頭体根幹部は頭部から腰にかけて斜めの一材から彫出し、面部に一材を当てて内刳り、玉眼嵌入。胸部下に両前肢、腰部両脇に両後肢を矧ぎ、両肢先を各矧ぐ。尾は別材（後補）。サビ漆、現状褐色塗り（後補）。

保存状態

両像の尾、表面彩色　以上後補。狛犬頭上の角　亡失。

伝来

当社本殿の御簾の前に安置される。高浜八幡神社は延久５年（1073）に河内源氏第２代の源頼義（988～1075）が八幡神を勧請したことに創まるという。祭神は応神天皇（八幡神）。

説明

１　仏を守護するものとしての「師子（ライオン）」を置く方法はインドに発し、中国・朝鮮を通ってわが国にもたらされたが、やがて平安時代初めに「師子」と、それに対するものとして「狛犬」と呼ぶ別の獣の組みあわせが考え出された。以来、わが国では師子狛犬の一対が神仏を守護するものとして神社仏閣に置かれた。本像はそのような流れに属する。

２　両像ほぼ同じ大きさであり、開口・閉口、角の有・無を除いて、形の上では師子と狛犬の差はほとんどない。尾は後補のため考察外にするとして、鷹揚な構えの動勢は鎌倉時代に成立した一般的なつくりに則っているのだが、師子と狛犬の体勢を違えることがなく、さらにたてがみや耳の形に差異を設けるような小変化もないので、その分、制作時期はやや下るかと見られ、鎌倉時代末期～南北朝時代の作と判断される。

３　木造（ヒノキ）、一木造り、彩色という技法である。師子狛犬の木寄せ法は、大きくいって二種類に分けられ、そのひとつは二つの縦材を胴の中央で寄せる方法、もうひとつは斜めにした一材から頭部・胴部をつくり出す方法である。前者が一般的であるが、本像は後者に属し、比較的類例の少ない技法によっている。

（伊東史朗）

⑥師子狛犬　一対　　弓削神社（下弓削）　巻頭図版22－２　写真７－20・21
木造　彩色　像高　師子59.5cm、狛犬61.4cm
鎌倉時代

形状

開口する師子と閉口する狛犬の一対で、狛犬の頭上の角は亡失している。両耳は、師子が垂れ、狛犬は立て、両前肢は師子が左方をわずかに後ろに引き、右方をわずか前に出すのに対し、狛犬は右方を大きく前に出し、左方を後ろに引くという変化を見せている。たてがみは、両像とも頭頂からオールバック風に長い総を垂らし、胸部には瘤を連ねる筋肉表現がある。また、尾は師子分が当初のものなのが貴重で、ヤツデの葉のように大きく広げる。

法量（単位：cm）〈計測は武田耕道〉

	師子	狛犬
像　高	59.5	61.4（角亡失）
面　幅	14.0	16.2
肩　張	29.5	27.5
前肢張（外）	27.0	25.5
鼻先～腰	51.0	48.1

品質・構造

ヒノキ材、玉眼嵌入、彩色。両像とも、一材を斜めに木取した材（師子は一材、狛犬は上下二材を矧ぐ）を基本として、面相部（玉眼嵌入）、両前肢、両後肢、尾を矧ぐ。表面に朱色を塗る（後補）。

保存状態

狛犬の尾、表面彩色　以上後補。狛犬頭上の角　亡失。

伝来

当社本殿に安置される。弓削神社は弓削氏の祖神である饒速日命を祭神とする。永享３年（1431）社殿を再建。寛政２年（1790）弓削宮と称したが、明治４年（1871）に弓削神社と称される。

説明

１　向かって右方に開口で無角の「師子」、左方に閉口で有角（但し亡失）の「狛犬」が向かい合う空想上の霊獣一対である。

２　木造（ヒノキ）、彩色という技法である。一般的に師子狛犬にある二種類の木寄せ法の内、本像は、斜めの材から頭部・胴部をつくり出す方法で、高浜八幡神社像とともに比較的類例の少ない技法によっている。

３　本像の大振りの動勢は高浜八幡神社と同じく鎌倉時代風であるが、左右相称性を破るところが見られ、よりいっそう変化に富み、こちらの方に古様があるといえる。表面の朱色が観照を妨げているが、鎌倉時代後半の特色があると考えられる。

（伊東史朗）

４．工芸品

（１）室町時代

懸仏残闕

①阿弥陀如来坐像　　１躯　　自性寺（藤谷）　写真７－22
金銅造　像高5.5cm
室町時代

形状

頭部は地髪の上に低い肉髻を造る。素髪。髪際線は額中央部でやや下げる。白毫相・肉髻珠は表さない。三道（二筋）が僅かに窺える。眼を細く刻む。裙を着け、大衣を偏袒右肩にまとう。大衣の両肩に数条の衣文を刻む。腹前で弥陀定印を結ぶ。木製の円形台座上に趺坐する。体背後に光背を付ける。

法量（単位：cm）

全高5.5、像高4.7、頭頂～顎2.2、膝張3.5、面奥1.7、肩張2.8、胸奥1.5、膝奥2.0、台座幅4.0、台座奥2.0

品質・構造

金銅製。半肉像。台座を含めた一鋳造。

保存状態

鏡板が亡失。光背は一部欠損。木製の台座後補。

伝来

本懸仏は自性寺本堂の脇壇の千手観音坐像を納めた厨子内に安置されている。懸仏は主に神社に奉納されるが明治初期の神仏分離で別当寺などに移されることが多い。本懸仏も関係の神社から移されたとみられるが、明確な記録はない。あえて推測するならば、当寺から、ほど近い弓削神社が想定の範囲のひとつとして挙げられる。弓削神社は、古くは浜途明神、浜戸宮として鎌倉時代にはその存在が知られ、その後、法皇宮とも呼ばれ弓削の道鏡に関わる神社として古い歴史を持つ神社である。自性寺と弓削神社との関係は、かつて弓削神社に建立されていた法皇塚（道鏡塚）が明治２年（1869）に自性寺境内に移されたという。さらに、自性寺には道鏡の位牌や道鏡の念持仏といわれる小仏が安置されるなど、道鏡信仰を通して両者の間になんらかの関係が存在したことが考えられる〔田村2002〕。

なお、弓削神社所蔵の延宝５年（1677）の棟札裏面に「茲時延寶第五丁巳歳八月十八日、海江山下、銕錐嚢宗甫謹記焉」とあり、この棟札を自性寺（山号が海江山）の僧侶が書き留めたことが判明する。これらのことから、本懸仏が弓削神社から自性寺に移された可能性は考えられる。

説明

１　懸仏とは円形に造られた銅板の表面に仏像などを取り付け、その上部に吊るための金具を造り、神社などに奉納されるものである。懸仏の起源については平安時代中期頃から始まる本地垂

迹説に基づき、各神社の祭神の本地仏が定められ、やがて鏡面に神像や仏像などが線刻された鏡像が造られた。その後、円形の鏡（銅）板の上に薄肉の仏像などを取り付けた懸仏がみられるようになり、次いで鋳造された仏像などが取り付けられ、より立体化していく。懸仏は特に鎌倉～室町時代に盛行したが、その多くは神社に奉懸されることがほとんどである。しかし、明治時代初期の神仏分離により、鏡像や懸仏は神社から取り除かれて、関係の寺院に移される例が全国的に多くみられる。本懸仏は弓削神社から移された可能性がある。ただし、その時期は明確ではない。

２　本懸仏は銅製の光背が確認できるが、残念ながら本来存在していたであろう円形の鏡板は亡失し、後世に造られた木製の蓮台に安置されている。

３　頭部をやや大きく造り、腹前に置く両手の位置とも相まって安定した像容を示している。制作年代は阿弥陀像の形状や造像技法などから室町時代前期頃と思われる。

（武田耕道）

②薬師如来坐像　　１躯　　自性寺（藤谷）　写真７－23・24
金銅造　像高4.5cm
室町時代

形状

大衣を偏袒右肩に着け、右手を肩前に上げ、左手は膝上に置いて、小さな球形状のものは薬壷とみられるので、薬師如来とみられる。大衣、裙に浅く衣文が刻まれる。木製の台座に安置される。

法量（単位：cm）

全高5.5、像高4.5、膝張3.0、面奥1.2、肩張2.5、胸奥1.5、膝奥2.0、台座高1.0、台座幅3.3、台座奥1.7

品質・構造

金銅製。半肉像。台座を含めた一鋳造。

保存状態

鏡板部が亡失。木製の台座後補。

伝来

前掲①阿弥陀如来懸仏残闕に同じ。

説明

面相部をみると眼が細く刻まれるが、やや不鮮明で、口の表現など全体的にその造形は先の阿弥陀如来像に比べ、やや力強さに欠けるといえよう。したがって、その制作年代も阿弥陀如来像よりは下るといえるが、やはり室町時代とみられる。

（武田耕道）

５．江戸時代および弓削島周辺の美術工芸品

（１）江戸時代の美術工芸品（一部、江戸時代以外を含む）

今回の調査は弓削島庄が存在していた古代・中世の美術工芸品の調査を主眼としたので、江戸時代については、その補完的な意味での調査となった。

①絵画

各寺院の調査のなかでは、願成寺で江戸時代の仏画数点を確認することができたので、その概略を記す。まず、絹本著色地蔵菩薩像（縦77.2㎝、横33.0㎝）は図下部に大きく波打つ海波が描かれ、その中央に岩があり、さらにその上に蓮台が置かれる。その蓮台上に円頂形で右手に錫杖、左手に宝珠を持つ、地蔵菩薩が大きく描かれている。地蔵菩薩は六道に迷える人々を救う仏として古くから信仰されているが、特に江戸時代には庶民的な仏として数多くの石造の地蔵菩薩が造られた。絵画作品は意外と少なく、本図は作域的にも優れ、江戸時代の弓削島での地蔵信仰の一端を知ることができる。江戸時代中期頃の作であろう。

光明曼荼羅は２幅あり、いずれも紙本著色で、図の下部に胎蔵界大日如来、上部に金剛界大日如来を配する。胎蔵界大日如来は、肉身が金色で頭に宝髻を結い、両肩に髪を垂らし、胸に瓔珞、腕に臂釧を付け、条帛と裙をまとい法界定印を結び蓮華座の上に結跏趺坐する。ここから放射状に五色の線が上方へと伸びる。金剛界大日如来も頭に宝冠を被り、智拳印を結び、蓮華座の上に結跏趺坐し、周囲に23字からなる光明真言を１字ずつ円に囲んで巡す。ほぼ同じ図様だが、一方（縦63.2㎝、横31.8㎝）に図下部に「霊雲寺妙極印施」と記し、描写も精緻であるが折れや剥落があり、傷みが目立つ。他方（縦60.0㎝、横25.4㎝）はそれを受けて新たに制作されたものであろうか。

つぎに、星曼荼羅（縦91.8㎝、横47.3㎝）は北斗曼荼羅とも云われ、真言宗寺院に多い三重の四角い区画を取る方形式である。紙本著色で内院の中央上部には海上にそびえる二龍王が巻き付いた須弥山上の円相内に釈迦金輪が描かれ、三段に分けて九曜星、さらに輔星が加わる北斗七星が配されている。その外に十二宮、外院には二十八宿を描いている。箱蓋裏墨書に「價彩色地銀貳拾目／表具銀二拾五目」、「旹　寛政七卯年／十二月廿六日現住瑞昶求之」とあり、寛政７年（1795）に描かれ、購入時の価格も判明する。また、箱小口面の貼り紙に「星供養／カケジ」とあり、実際に星供養の際に掛けて使用していたことを思わせ、弓削島唯一の真言宗寺院の活動の一端を窺ううえで興味深い。

つぎに、紙本著色真言八祖像・８幅（縦76.3㎝、横41.8㎝）は真言密教の教えが空海に授かるまでの重要な８人の祖師を描いたものである。いずれも低い牀座の上に龍猛、龍智、金剛智、不空、善無畏、一行、恵果、空海が描かれ、図の上部に色紙形で３区画に分けて賛を記すが、左右２区画の傷みが大きいことが惜しまれる。江戸時代後期の作とみられる。

つぎに、紙本著色十王図は10幅が揃っており貴重といえよう。各幅（縦98.1㎝、横40.1㎝）に死者を裁くという冥界の十王が図の上部に大きく描かれ、その下に地獄の様子が克明に描写されている。おそらくお盆の行事の時などに掲げられ、多くの人達の目に触れていたに違いない。江戸時代

後期の作とみられるが、当時の弓削島の庶民信仰が窺われ興味深い。東泉寺の紙本著色仏涅槃図は縦181.0㎝、横158.0㎝と大きな画幅である。涅槃図は釈迦入滅の２月15日に行われる涅槃会の本尊とされる。この涅槃図は『東泉温知録』に「享保四己亥（1719）二月十五日彩色涅槃像竪九尺横六尺何人ノ筆ナルコト不詳、当寺担家組頭田邉太郎兵衛喜捨スル者也」に該当するものであろう（法量の相違は表装部分を含むためか）。制作年が判明するとともに彩色もよく残り、江戸期の弓削島の涅槃会の盛大さが想像される。

（髙嶋賢二・武田耕道）

②彫刻

弓削島の寺院は真言宗の願成寺を除けば臨済宗寺院である。臨済宗寺院では本尊の他に達磨大師像、開山像などが安置されているが、その多くは江戸時代の作とみられた。その中で、自性寺の曲禄に坐し、払子を持つ聖一国師像（像高43.0㎝）、達磨大師像（像高30.0㎝）が注目された。自性寺は、密教系の大日如来坐像や千手観音坐像なども安置されており、寺の歴史を窺う上で興味深い。つぎに注目されるのが惣観寺（臨済宗東福寺派）の木造阿弥陀三尊像である。中尊の阿弥陀如来立像（像高60.5cm）は下半身に裙、上半身には覆肩衣の上に大衣を偏袒右肩にまとい、来迎印を結んで蓮台の上に直立する。阿弥陀如来に向かって右の勢至菩薩立像（像高41.5cm）は胸前で合掌し、蓮台の上に立つ。向かって左の観音菩薩立像（像高41.5cm）は両手を腰の前に差し出し、蓮台上に立つ、いわゆる来迎形式の阿弥陀三尊像である。阿弥陀如来の頭髪は如来像の一般的な螺髪ではなく、地髪・肉髻とも渦巻状に刻む。これは嵯峨清凉寺の中国伝来の釈迦如来を模したもので、東泉寺・薬師如来立像と同様で興味深い。面相部は口元を引き締め、両眼も厳しく表し、鎌倉時代の作風を見せるが、腹部から足元にかけての衣文表現は、頭部の均整の取れた表現とは異なる。観音・勢至の両菩薩は来迎の様子を写実的に表現している。３尊とも正面のみの判断では、江戸時代前期頃の作とみられるが、なお後考をまちたい。願成寺の本尊・木造阿弥陀三尊像は中尊の阿弥陀如来坐像（45.1㎝）は弥陀定印を結び、両脇侍の観音菩薩立像は両手で蓮台を捧げ持ち、勢至菩薩立像は胸前で合掌する来迎形式を示している。本尊を弥陀定印、脇侍を来迎形式とするのは珍しい。願成寺は江戸時代前期に上弓削に発生した火災により、多くが焼失したと伝えられることから、江戸期頃の復興像とみられよう。定光寺の木造聖観音菩薩立像（像高54.0㎝）は一木造りで、古色が塗られている。右手を垂下し、左手は屈臂して胸前で蓮茎を持ち、板光背を背に蓮台の上に立つが、像と蓮肉を共木とすることや宝冠の形状から、古様を摸した像と見受けられた。なお、自性寺に地蔵菩薩などが安置された厨子があり、その裏に安永８年（1779）とともに「大燈國師點眼地蔵尊」との朱書が確認され興味深いが、小像のため詳しくは今後に期したい。

（武田耕道）

（２）弓削島周辺の美術工芸品

今回の調査は弓削島の美術工芸品の調査を主眼としていたが、調査を進めていく中で、古代・中世に遡る仏像・仏画が複数確認されたことは興味深く感じられた。しかも、その中には中央作風を示した定光寺の阿弥陀如来坐像などの存在には改めて留意しなければならないと実感したのである。つまり、このことが弓削島のみの特徴と結論づけて良いかどうかの判断が必要となり、周辺地域の佐島、生名島、岩城島、魚島の寺院にも調査の範囲を広げ、弓削島の位置づけを試みることにした。ここでは古代・中世を中心に、その概要を記すことにする。

まず、生名島・正福寺（曹洞宗）の木造阿弥陀如来立像（像高54.5㎝）は来迎印を結び、大きな肉髻、ふっくらとした頬に細く刻まれた眼など穏やかな面相を示している。また腹前から膝に向かって浅く流れるように衣文が刻まれ、裙の裾を少し持ち上げることなど平安時代後期の阿弥陀如来の像容を示している。また、岩城島・長法寺（単立）の木造阿弥陀三尊像は中尊の阿弥陀如来坐像（像高69.4㎝）は寄木造りまたは割矧ぎ造り、玉眼、漆箔で来迎印を結ぶ。脇侍の観音菩薩（46.7㎝）は跪坐し両手を腹前に置いて蓮台（亡失）を捧げ持つ。勢至菩薩（47.0㎝）は観音菩薩と同じく跪坐し、両手を胸前で合掌する。両像とも寄木造り、または割矧ぎ造りで玉眼、漆箔の像である。髻を高く造り阿弥陀如来と同じく溌剌とした面相表現である。両菩薩は、やや前傾し来迎の様子をなかなかリアルに表し、写実性が看取され、阿弥陀如来の生き生きとした面相表現とともに、これら三尊は鎌倉時代前期の優作として貴重な存在といえよう。同じく岩城島・円満寺（曹洞宗）の木造阿弥陀如来立像（像高57.8㎝）は寄木造り、玉眼の像で来迎印を結ぶ。大きな肉髻と豊かに頬が張り、細く眼が表される。腹前から膝には浅く流麗に衣文が刻まれ、裙の裾は短く足首までとし、両袖は真っ直ぐに下に垂れる。面奥・体奥とも薄くするなど平安時代後期の特徴がみられるが、やや厳しさを示した面相や裙の裾に折り畳の皺を表すこと、さらに玉眼が嵌入されることなどから鎌倉時代前～中期頃の造像かと思われる。

同じく岩城島・浄光寺（浄土宗）の木造阿弥陀三尊像は、平成24年11月から平成25年３月にかけて修復が施され、肉身部の金泥や頭髪部の彩色などが取り除かれており、現状は素地を見せている。「修復報告書」および「調査報告書」によれば、木造阿弥陀如来立像（像高90.4㎝）は来迎印を結び、木造観音菩薩立像（像高58.4㎝）は両手を前に差し出し、腹前に置いて蓮台を捧げ持つ。木造勢至菩薩立像（像高58.6㎝）は右足を前に踏み出して胸前で合掌する。中尊は平安時代後期の優雅な雰囲気を残した鎌倉時代（13世紀前半から半ばを上限）の作とみられている〔㈱さわの道玄2013、村田・高梨2017〕。魚島・道福寺（真言宗）の木造地蔵菩薩立像（像高76.8㎝）は接合部が離脱して尊容を大きく損ねているが、原容は実に見事な鎌倉時代中期頃の造像である。右手に錫杖、左手に宝珠を持ち、蓮台上に立つ通形の地蔵菩薩で、寄木造り、玉眼・彩色の像である。溌剌として写実的な面相部、腹前から足元に刻まれるU字状の衣文、面奥・体奥とも厚くして、堂々とした姿態表現を示す。また、衣部には細緻な金泥の文様が施されている。なお、道福寺には南北朝時代頃の木造阿弥陀如来立像（像高58.0㎝）も安置されている。

つぎに、室町時代であるが、注目されるのが岩城島・祥雲寺（曹洞宗）の木造聖観音菩薩坐像

（像高35.7㎝）で、永享３年（1431）に建立された観音堂（重要文化財）内に安置されている。裙と大衣を通肩に着し、頭部は髻を結い、宝冠をいただく。右足を上に結跏趺坐し、両手は左手を下に右手を重ねた法界定印を結ぶ。このような姿態表現は禅宗に於ては宝冠釈迦像とされる場合があるが、本像は聖観音菩薩として伝来している。両膝にみられる厚く対称的な衣文、左肩前の屈曲した特徴ある衣文、さらに、胎内にみられる像の心束、前後束などから院派仏師の作とみられる。造像年代は観音堂の建立時とほぼ同時期の室町時代（15世紀）とみて大過ないであろう。院派仏師は室町幕府や禅宗寺院と関わり活動範囲を広げていくが、芸予諸島の中に院派仏師の作が新たに見いだされたことは禅宗や河野氏に関わるものかと思われ、興味深い〔山本2007〕。岩城島・宝蔵寺（曹洞宗）の木造地蔵菩薩立像（像高89.0㎝）は右手に錫杖、左手に宝珠を持つ通形の像容を示すが、大きな鼻や唇を厚くし堂々とした像で、室町時代末期の作とみられている〔㈱さわの道玄2014〕。なお、魚島・道福寺に先記した地蔵菩薩とは別に享徳４年（1455）の台座銘の木造十一面観音立像（像高45.6㎝）と光背裏に享禄３年（1530）銘の木造薬師如来立像（像高27.7㎝）が確認された。

以上は、弓削島周辺島々の寺院調査の結果の概要である。平安～室町時代の作が10体ほど確認された。その中で長法寺・阿弥陀三尊像、道福寺・地蔵菩薩像などには中央作的な印象がみられ注目される。なお、室町時代頃の仏像が数体確認でき、この点において弓削島とはやや異なる様に思われた。また、来迎形式の阿弥陀如来が複数確認され、弓削島周辺の阿弥陀来迎思想の広がりを知ることができた。中世仏画については現段階では見出せなかった。

（武田耕道）

【引用・参考文献】

石田尚豊・田辺三郎助・辻惟雄・中野政樹　監修　1987『日本美術史事典』平凡社
愛媛県教育委員会　2002『しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査報告書－美術工芸品編－』
奥　健夫　2019『仏教彫像の制作と受容』中央公論美術出版
高野山霊宝館編　2003『伽藍御影堂と弘法大師信仰』高野山霊宝館
㈱さわの道玄　2013「修復報告書」
㈱さわの道玄　2014「地蔵菩薩立像修復報告書」
関根俊一編　1997『仏尊の事典』学習研究社
高浜八幡神社　2018「高濱八幡神社（旧郷社）案内」
田村豊幸　2002『海江山自性寺と弓削道鏡』（原田惠慈編）
東泉寺　1894『東泉温知録』
難波田　徹　1990『日本の美術・鏡像と懸仏』至文堂
西木政統　2014「鎌倉時代の特異な薬師立像と一日造立仏との関わりについて」『哲学』132、三田哲学会
浜田　隆　1984「弘法大師像の成立と展開」『密教美術大観』第４巻、朝日新聞社
村田信夫・高梨純次　2017「調査報告書」
山本　勉　2007『日本の美術６・南北朝時代の彫刻』至文堂
弓削町役場　1986『弓削町誌』
弓削町役場　1988『ふるさとの生いたち－ゆげの文化と歴史－』
弓削町　1990『東泉寺新温知録』

写真7－1　願成寺・絹本著色釈迦十六善神像

写真7－2　願成寺・絹本著色不動明王二童子像

写真7－3　願成寺・絹本著色弘法大師像

写真7－4　自性寺・絹本著色釈迦十六善神像

写真7－5　定光寺･木造阿弥陀如来坐像（頭部）

写真7－7　長尾寺･木造如来形坐像（頭部）

写真7-6　長尾寺･木造如来形坐像

写真7－8　東泉寺･木造薬師三尊十二神将立像

写真7－9　東泉寺･木造薬師如来立像（頭部）

写真7－10　願成寺・木造阿弥陀如来坐像

写真7－11　願成寺・木造阿弥陀如来坐像（上半身）

写真7－12　自性寺・木造阿弥陀三尊立像（三尊の比率は現状と異なる）

写真7－13　自性寺・木造勢至菩薩立像

写真7－14　自性寺・木造観音菩薩立像

写真７−15　潮音寺・木造地蔵菩薩坐像（側面）

写真７−16　潮音寺・木造地蔵菩薩坐像

写真７−17　潮音寺・木造地蔵菩薩坐像（頭部）

写真７−18　高浜八幡神社・木造師子狛犬（狛犬）

写真７−19　高浜八幡神社・木造師子狛犬（師子）

写真7－20　弓削神社・木造師子狛犬（狛犬）

写真7－21　弓削神社・木造師子狛犬（師子）

写真7－22　自性寺・金銅阿弥陀如来懸仏

写真7－23　自性寺・金銅薬師如来懸仏

写真7－24　自性寺・金銅薬師如来懸仏（裏面）

第８章　建造物調査の成果

１．定光寺観音堂（巻頭図版26－１・２、図８－１、写真８－１～５）

規模形式

正面三間、側面二間、宝形造、本瓦葺

建築年代

寛正４年（1463）（墨書銘）

特色

定光寺は、弓削土生に所在する臨済宗東福寺派の寺院である。境内に独立して所在する観音堂は、解体修理時に発見された墨書により寛正４年（1463）の建立であることが知られ、重要文化財に指定されている。

3.09m（約10尺）四方の正方形平面、宝形造、本瓦葺の小規模な仏堂である。正面と背面はそれを三間に割り、中央間は脇間の２倍の長さとする。正面中央間を桟唐戸、脇間を連子窓（復原）とする。側面は二間に割る。背面と両側面は横板壁（向かって右側面前方間は板戸）である。低い廻縁を設け、内部は一室の板敷きであり、鏡天井を張る。堂内の背面後方に通り仏壇を設ける。

柱はすべて角柱で、室町時代らしい大きな面取りを施す。内外ともに内法長押を廻し、頭貫を通す。頭貫には渦巻きのある唐様（禅宗様）の大きな木鼻を突き出す。その渦巻きは彫りが浅くて小さく、室町時代の特色をよく示す。台輪がないので、木鼻は頂部が大きくせり上がる鳥兜型である。

柱上の組物は大斗だけの簡素な形式であり、その大斗間に通実肘木を入れる特殊な形式を見せる。全国的に中世の類例は珍しい。そのような簡素な組物では常識的に中備は入れられないが、中備として正面と背面の中央間だけに絵様肘木（花肘木）を飾る。その絵様肘木は、大斗だけの単純な組物に比べて極めて大振りであり、絵様肘木を受ける斗と一木から成形している。そして、その絵様肘木に通実肘木の全高が含まれる、変則的な納まりを呈する。その絵様も特殊である。大きな渦巻きを施し、それに沿って斗側に袖切りのような画線を加え、その画線から下方に斗側に向けて若葉を彫っており、類例は全くない。なお、堂内の背面側の絵様肘木（仏壇上のもの）については、渦巻きの片側を陽刻としており、意匠的に極めて高度な技巧を見せる。この技法も珍しいものである。

軒は一軒の疎垂木であって、中央間を４枝、脇間を２枝とする。垂木には、室町時代までの建築の特徴である反りをつけている。疎垂木であるが、垂木上に木舞を打たず、横板の野地板を直接に受けている。また、茅負が垂木上端と仕口で組み合わせてあるが、通常、茅負は垂木上端に載せて釘打ちするだけであるので、和様の納まりとしては異様である。唐様の大疎垂木の技法を取り入れたものと考えられる。

この観音堂は、木鼻と中備の絵様肘木および垂木・茅負の仕口だけに唐様の意匠を見せるが、全般的に和様を基調とした仏堂である。角柱を用い、大斗だけの簡素な組物を使っており、室町時代に全国に多数建てられた小規模な仏堂の典型例であると考えられる。そうした室町時代の小規模仏堂は耐用年限が短く、その現存例は全国的に極めて少ないため、本例は建築史上において貴重な遺構である。その当初材の残存状況は、同時代の同規模の建築と比べて極めて良好である。この点については、他地域では当時は耐用年限の短い松材が多用されたのに対し、本例では多様な樹種の堅木が使われているからであって、建築用材の時代的地域的な変遷についての資料ともなる。また、極めて簡素な組物に比して大振りで華やかな絵様肘木が目立っており、この仏堂の装飾意匠の中心となっている。その絵様肘木の意匠は独創的であって、愛媛県の他地域のみならず全国においても類例がないものである。

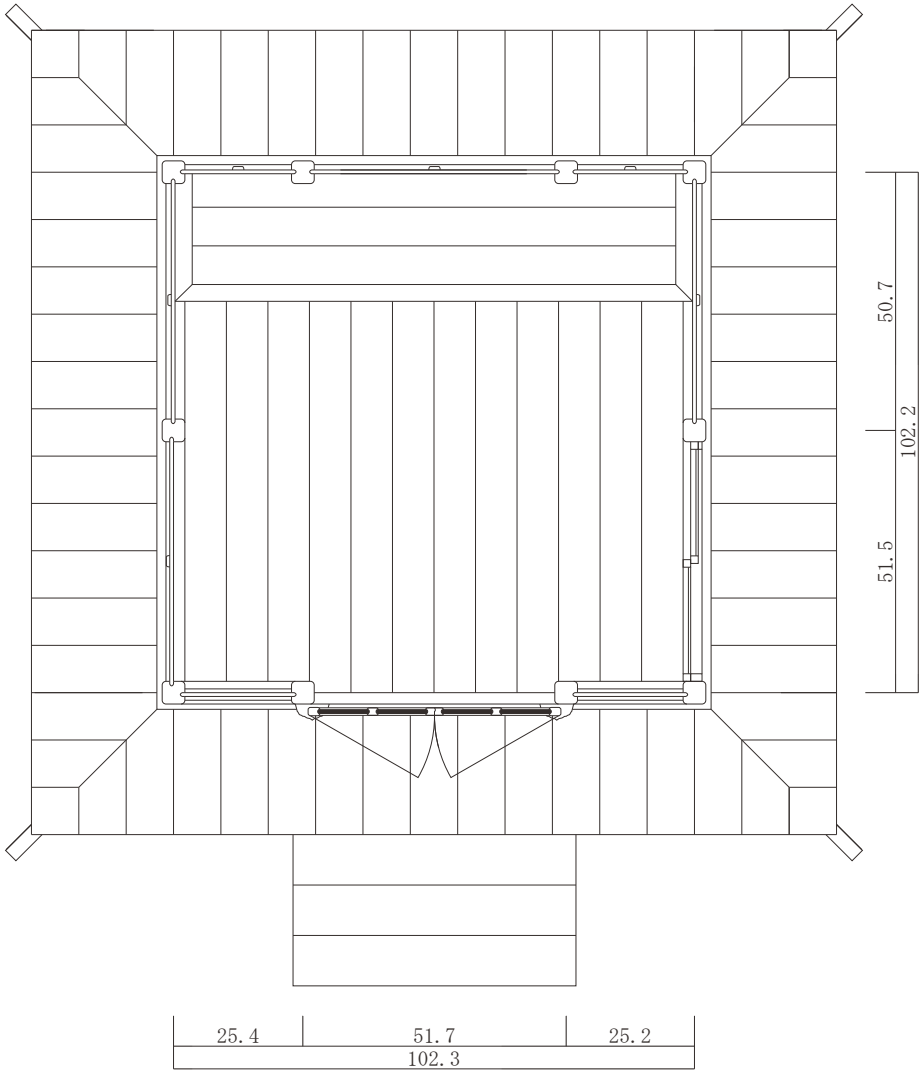

図８－１　定光寺観音堂平面図（S＝1/45）単位：寸
（三浦正幸ほか　2002に掲載の平面図を基に作図）

写真８－１　定光寺観音堂全景

写真８－２　定光寺観音堂木鼻と大斗

写真８－３　定光寺観音堂絵様肘木

写真８－４　定光寺観音堂絵様肘木（内部後方）詳細

写真８－５　定光寺観音堂軒

２．東泉寺薬師堂（巻頭図版９－１～３、図８－２、写真８－６～16）

規模形式

桁行三間、梁間三間、寄棟造、本瓦葺

付、厨子　１基、一間厨子

付、平瓦　１点、「文明十二年庚子五月廿三日、大願主浄泉房」の篦書銘のあるもの

付、棟札　１枚、「奉再建仏日山東泉禅寺壱宇、享和癸亥六月日」の記のあるもの

建築年代

文明12年（1480）（瓦篦書銘）

特色

東泉寺は、弓削久司浦に所在する臨済宗東福寺派の寺院である。東泉寺の本堂である薬師堂の現状は、寄棟造平入の内陣（正堂）の正面に入母屋造平入の外陣（礼堂）を接続させている。外陣は明治17年（1884）の近代の建築であるが、内陣は室町時代の建築であって、当初は内陣だけの独立した仏堂であった。内陣の建築年代は、別途保存されている平瓦の篦書銘によって、文明12年（1480）であることが分かる。上島町指定文化財である。

薬師堂内陣は、桁行三間、梁間三間の方三間堂であって、寄棟造平入、本瓦葺である。現状では、背面に一間通りの下屋を設け、そこを仏壇としているが、背面下屋は昭和期の新造である。また、内陣を前方二間と後方一間に間仕切っているが、その間仕切りやその前後の格天井は19世紀のものであって、当初の内陣は三間四方の一室であった。享和３年（1803）再建の棟札があるが、これは薬師堂に隣接して本堂（庫裏と一体化した堂庫裏）を建築した時の棟札である。その時に薬師堂にも改造が行われたものと考えられる。さらに明治17年に薬師堂の移設および外陣の新築が行われており、その際に薬師堂に対して以上のような改造が行われたものと考えられる。また、同時に、内法長押より下方の円柱の表面の削り直し、須弥壇の造り直し（一部に古材再利用）などが行われている。内法長押も同時期のものである。内陣正面の柱間装置は全くないが、その折に撤去されたものと考えられる。また、現状では一軒の繁垂木であるが、繁垂木であることから当初は二軒だったと考えられる。

以上のような後世の改造を受けているが、主要な構造は創建当初のまま残されている。柱・木鼻・台輪・組物・中備・隅木持送り・垂木などは当初材であり、室町時代中期の建築として保存状況は極めて良好である。創建当初の状況は、三間四方の独立した仏堂であって、内部は一室となっていた。その背面の壁際に須弥壇を設け、現存する一間厨子を安置していたと考えられる。

柱は総て円柱であって、頂部に丸みの強い粽を施し、頭貫を落とし込み、柱天に台輪を置く唐様（禅宗様）である。頭貫は渦巻きを彫る木鼻を突き出し、その上に台輪先端を出して繰型を施す典型的な唐様である。

組物は平三斗であるが、外部ではその巻斗から桁にかけて極めて大振りな拳鼻を付けて、虹梁尻に見せ掛けた形式としている。しかし、内部に虹梁はなく、単なる装飾であって、独特な意匠であ

る。組物の肘木は、室町時代の通例よりかなり長く、先端部は小さめの円となっており、形状は13世紀の和様肘木に近いが、上角に唐様の笹繰を施す。大斗と巻斗は扁平で、室町時代の好みである。中備には蓑束を使う。その蓑部分は大振りで、室町時代の瀬戸内海地方の好みである。組物と中備をまとめて通実肘木を渡す。

軒は、一軒の平行繁垂木であって、垂木には室町時代までの建築に特有の反りがある。隅木の持送りは若葉の彫刻であって、瀬戸内海地方の室町時代の各種建築に好まれて用いられた意匠である。

現状では背面の下屋に安置されている厨子は、薬師堂と同時期の造立と考えられる。正面側は当初のままであるが、背面は下屋に組み込まれたために大きく改造されている。円柱に長押と台輪を取り付けただけの簡素な造りで、面取りの角柱を方立とし、桟唐戸を建て込む。

この薬師堂は、円柱を用い平三斗の組物を使うなど、一定の格式を備えており、地方寺院の本堂として建てられた、室町時代の小型仏堂の典型例である。また、唐様を基調としており、室町時代の愛媛県地方における唐様建築文化の広がりを示すものである。肘木の形状や大振りの拳鼻などは独特であって、地方色を示すものと考えられる。

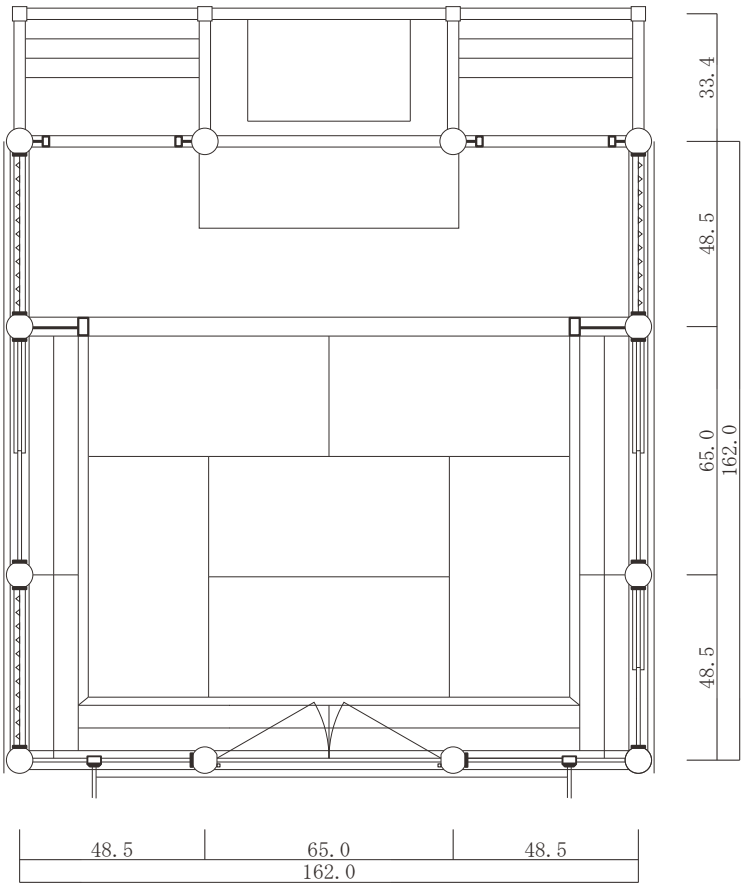

図８－２　東泉寺薬師堂平面図（S＝1/60）単位：寸

（三浦正幸ほか　2002に掲載の平面図を基に作図）

写真８－６　東泉寺薬師堂全景

写真８－７　東泉寺薬師堂木鼻

写真８－８　東泉寺薬師堂組物

写真８－９　東泉寺薬師堂蓑束

写真８－10　東泉寺薬師堂隅木持送

写真８－11　東泉寺薬師堂内部

写真８－12　東泉寺薬師堂厨子

写真８－13　東泉寺薬師堂内部組物

写真８－14　東泉寺薬師堂厨子桟唐戸

写真８－15　東泉寺薬師堂須弥壇

写真８－16　東泉寺薬師堂享和棟札

３．まとめ

定光寺観音堂は寛正４年（1463）の建立であり、東泉寺薬師堂は文明12年（1480）の建立であって、ともに室町時代中期の小型仏堂である。定光寺観音堂は、現存例が全国的に乏しい、特に小規模かつ簡素な仏堂として貴重である。

定光寺観音堂は、わずかに唐様を混入するだけで、ほぼ和様の意匠で纏められている。その一方、東泉寺薬師堂は、唐様を主体として和様を混入した建築様式を見せており、同時代の瀬戸内海地方の流行を示している。両者の建築様式の差異は、当地方の室町時代における建築文化の多様性を示している。その一方、定光寺観音堂においては、独創的で大振りな絵様肘木を用い、東泉寺薬師堂は肘木の形状や大振りな拳鼻の使い方などに独自性が見られる。そのような独自性をもつ点で両者の作風に共通性も窺える。したがって、定光寺観音堂と東泉寺薬師堂は、当地域の室町時代における優れた建築文化を顕示するものと評価できる。

（三浦正幸）

【引用・参考文献】

三浦正幸ほか　2002『しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査報告書－建造物編－』愛媛県教育委員会

第９章　民俗調査の成果

１．上島諸島の民俗的位置付け

（１）上島および芸予諸島の民俗文化形成と伝播

愛媛県と広島県にまたがる芸予諸島およびこれに連なる上島諸島は、瀬戸内海島嶼の中にあって、幾つかの特徴的な民俗文化の風土を形成してきた。今日でこそ、瀬戸内海という海域はひとまとまりの地域概念として定着しているが、そうした理解が浸透するのは思いの外に新しく、明治後期のことであるとされる。西田正憲氏は周囲を瀬戸＝海峡によって囲まれた海域が一つの内海として認識されたところに、瀬戸内海という概念が成立すると言う。瀬戸内海の用語は、地理的概念のThe Inland Sea（内海）の訳語として近代に作られたもので、そもそもは海域全体を意味する用語自体がなかったと見られている。そして、こうした瀬戸内海観が形成されたことで、人々の景観認識において、この内海地域を同質の区域と捉えることに疑問を感じさせなくしたと指摘している〔西田1999〕。

こうした瀬戸内海地域の等質的な理解は、民俗文化の理解においてもうかがわれる。近代社会の鉄道輸送を中心とした陸上交通の発達に対し、近世までの社会では内海航路の時代が長く続いた。したがって、このことを指標とした瀬戸内海の理解が文化の領域研究においても大きく評価され、「環瀬戸内海」文化という価値観を一般化させたと言えよう。しかし、一方では「環瀬戸内海」という包括的な理解の中に埋没してしまった地域文化が存在してきたことも事実である。芸予諸島や上島諸島の付近もその一つである。

すなわち、瀬戸内海地域の民俗文化について考えようとするとき、そこには少なくとも三つ物差しを当てはめる必要がある。先ず一つが、環瀬戸内海文化という海域沿岸文化としての視点であり、民俗学や地理学の立場より地域的な文化特質について説明されてきた。こうした視点を受けて大林太良は、日本文化を大きく東西や南北などに分ける大区分の下位区分として瀬戸内海を一つの文化領域として考えることの可能性を指摘するとともに、それは、この地域がすべて等質であることを示すものではないことも指摘している。そして、場合によってはその内部に、さらに小さな文化領域の区分設定が可能であるという〔大林編1991〕。この小さな文化領域を文化の伝播ルートとして考えると、瀬戸内海を東西および南北に島伝いに伸びるルートが存在し、それは第二、第三の物差しとして捉えられる。

このうち東西の文化ルートは、主に近世以降の北前船など上方と瀬戸内の各地域を結ぶ島伝いの沖乗り沿岸航路の発達に伴って歌舞伎や地芝居の上演や常設の農村舞台などが、各地に不連続に連続して設けられることによって形成されたものと考えられる。例えば、海運業の盛んな村々の社寺に掲げられた船絵馬の多くは、上方で制作されたものが購入されており、東西ルートとの関連をうかがわせる。盆行事における盆飯の民俗は、小豆島から塩飽諸島を経て上島町魚島に至る地域に細

長く分布していた。しかし、これらの民俗事象は、いずれも明確な文化領域を形成するには至らず、伝播ルート上に点として分布するに止まる。

この東西の文化ルートに対して交差する形で、瀬戸内海を横断する南北の文化ルートが第三の物差しとして何本か存在し、四国と山陽筋を結んだ民俗文化の交流を生み出してきた。文化領域として考えるならば、東西ルートよりもこの南北ルートの方が領域的なまとまりをもっていると見られる。その中で、瀬戸内海のちょうど真ん中に位置し、南北の文化ルートの要ともなるのが芸予の島々の民俗である。通称「しまなみ海道」と称される西瀬戸自動車道がつなぐ芸予諸島とその周辺島嶼、およびこれに続く広島県東部の備後地方や愛媛県東部の東予地方が、歴史的にも古くから「芸予民俗文化圏」という、一つにまとまった文化領域を形成してきたと考えられる。同時に、東西ルートよりも古い文化要素を多く含んで形成される南北ルートである「芸予民俗文化圏」の特質を通して弓削島を中心とした上島地域を捉えることは、そこにかつての弓削島庄の時代に連なる幾つかの中世的な民俗要素の名残を見出すことも可能であると想定される。

（２）芸予民俗文化圏の構成要素と上島諸島の民俗的位置

民俗文化の領域を設定しようとしたとき、幾つかの指標となる民俗事象の分布を重ね合わせ、そこから共通する一つの文化領域を導き出すのが一般的な手法と言える。しかし、その構成要素の大部分は、実は近世以降に成立した民俗であることが多い。そこで、より基層的な民俗と考えられるのが生産活動に関する儀礼であり、特に正月の予祝儀礼の一つである「田打ち正月」についての分布を概観することで、芸予地域の民俗文化のまとまりについて確認しておきたい。

田打ち正月の儀礼は、これを元日に近い正月２日を中心とする大正月行事の枠内で行われる地域と、正月11日を中心として実施する小正月行事（15日）の一環として行われる地域に二分される。弓削島を含む上島諸島や芸予諸島の芸予民俗文化圏の地域は、このうちの後者に当たり、一般に「地祝い」と称してきた。また、11日に実施する地域の広がりを、四国・中国地方各県の民俗資料調査報告書や県別民俗地図、さらには主な市町村史誌の報告から大まかな分布領域を探ってみると、かなり明確な分布傾向を読み取ることができる。すなわち、四国地方は基本的に２日に行われるが、11日に行う地域が一部徳島県の東部に部分的に分布するほかは、愛媛県東部の新居浜市・西条市・今治市・松山市の北部（元の風早郡および元の和気郡北部）および上島町を経て、さらには芸予諸島から山陽筋は広島県東部の備後地方一帯、岡山県の備中・備前地方から美作地方を経て山陰へ至り、島根県東部の出雲地方および隠岐地方、鳥取県西部の伯耆地方へと続きながらも特徴的・限定的な分布を示している。一方、鳥取県も因幡地方では２日となり、兵庫県では田打ち正月の行事は盛んとは言えないなどの、大雑把な分布傾向を窺うことができる。特に愛媛県においては、年頭の予祝儀礼をめぐる民俗分布は、極めて偏在的な分布の見られることは、図９－１に示したとおりである。部分的には、二つの儀礼が入り混じった重複構造の地域もあるが、田打ち正月の儀礼そのものが希薄である地域を除く中四国は、おおむね大正月に引き寄せられて正月２日に実施することの多い四国地方と11日に行うことの多い中国地方に二分されることになる。

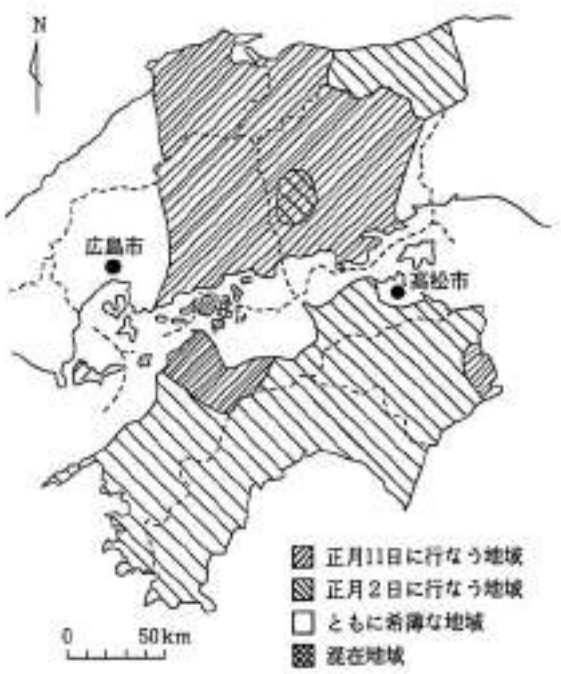

図９－１　中･四国の田打ち正月分布概念図

これを四国および瀬戸内海地域の視点から見ると、愛媛県東部から芸予諸島・上島諸島地域の特異性と中国筋との関係の深さがはっきりと浮かび上がってくる。このことからも、しまなみ海道を介した芸予地域が、四国本土とは異質な存在として古くから一つの文化領域を形成してきたことがうかがえる。また、それは大正月よりも小正月に基準を置いた、その点ではより古層とも考えられる民俗文化の基準がこの地域に存在してきたことを示唆している。それは、中国筋から芸予地方への文化流入のみではなく、四国と連続することで逆の文化交流も形成した。こうした芸予諸島地域のおかれた民俗文化の構造を踏まえたうえで、上島地域の特徴的な民俗文化について、以下に概観しておくこととする。

ところで、一度形成された古い文化領域は、その後の文化形成を規定する傾向の強いことが、大林太良などの東・西日本の文化領域の形成過程の研究などによって指摘されている。そうであるならば、弓削島のほか上島地域やこれを包摂する芸予諸島地域には、その後も共通した民俗文化が再生産されて存在することになる。例えば、この地域の祭りの民俗に関しても、中世的な要素である「宮座」や「トウヤ制度」の存在を示すことができる。以下、弓削島および佐島の氏神祭祀習俗の分析を通して、弓削島庄の時代との何らかの関連が想定される民俗文化資源についての掘り起こしを行っておくこととしたい。

２．弓削島および佐島の神社と中世的祭祀

（１）弓削島庄諸神社の近世・近代

鎌倉時代末期の弓削島庄に関する史料の中に、当時この地域に存在した社寺に関する情報が含まれる。庄域は大きく串方（現、下弓削地区）・大串方（現、上弓削地区）・鯨方（久司浦地区）に三区分されるが、それぞれに浜途明神（浜戸宮）（現、弓削神社）・八幡宮（現、高浜八幡神社）・客宮（現、著（ちゃく）神社）・島屋宮（現、大森神社）が存在した。これらの弓削島諸社と隣接する佐島の八幡神社においては、芸予民俗文化圏の特徴に加えて、他にも幾つかの中世的要素を含む祭祀が継続されており、周辺地域には見られない興味ある祭礼文化や祭祀儀礼を形成している。

しかし、これら諸社に関する歴史的な史料は少なく、その姿を復元することは困難であるが、ひ

とまず近世の状況について概観しておきたい。以下、貞享２（1685）年８月にまとめられた「今治領内寺社明細言上書」には、当時の弓削地域の氏神レベルの神社の状況として以下のように記載される。

※上弓削村氏神八幡宮神殿拝殿有之社敷拾弐間ニ拾六間也松林有之、下弓削村但馬太夫、上弓削村佐左衛門

※下弓削村氏神法皇宮神殿拝殿有之社敷二百間ニ七拾間有神木、右社敷ニ不残有之松也、

※佐島村氏神八幡宮神殿ハ壱間ニ壱間半拝殿弐間ニ参間、社敷六間ニ五間宮山峰ニ有之松林御座候、右代々私神職相勤申候、佐島村右近太夫

これにより、この三社がそれぞれの村の氏神として祭祀され、一定の規模の境内地と社殿を構え、専任の神職・社家を置いていたことが理解される。また同書によると、上弓削村の八幡宮および下弓削村の法皇宮はともに上弓削村の真言宗願成寺が別当寺として機能し、遷宮に関して権限を発揮する遷宮別当を務めていたが、毎年の例祭などにおける権限は確認できない。なお、近世後期になるとこれら氏神の三社に関与する社家は法皇宮こと弓削宮が４家、上弓削の八幡宮が４家、佐島の八幡宮が２家と増加し、小社であった久司浦の大森大明神にも社家が置かれている（「神道葬祭聞見集」ほか）など、地域における社家の分立が進んでいる。

（２）トウヤ制度

弓削島・佐島の各神社の例祭は、神主以下の複数人員が置かれた専任の神職が中心となって斎行されたが、合わせて氏子の中より祭りの主宰者であるトウヤ・トウモトを定めて執り行うトウヤ制度に基づいて行われてきた。トウヤは、神職を補佐しつつ氏子の代表者として祭祀の中枢を務めるが、これに介添え役のトウヤが付随することがある。以下、弓削島のうち下弓削地区の氏神である弓削神社の場合を中心に記しておく。

弓削神社の例祭は、近代以降は昭和14年まで９月16日から19日までの４日間にわたり行われていたが、昭和15年より10月14日から17日（後に１日後ろへずらす）となり、現在は10月の第三日曜日の前後（金曜日から日曜日の３日間）に行われる。氏子範囲は下弓削の５部落となっているが、かつては明神・引野を含んだ７部落で構成された。しかし、明神・引野が著神社を氏神として氏子分離したので、昭和14年以降は残り５部落を太田（おおた）・土生（はぶ）、浜都（はまと）、中都（なかと）、嶽下（だけした）（岳の下）の４地区に区分してトウヤ（杜家）・ヤッコ（奴）・ミコシ（神輿）・ダンジリ（段尻）の役割分担をなしていた。このうち、トウヤの担当地区が祭祀の準備から執行に至る中心的な役割を担うトウグミ（杜組）で、この中より祭祀の主宰者である杜家１名を籤取にて選出し、例祭および正月の百手神事の主宰に当たった。しかし、昭和48年より祭祀組織が再編成されたことにより、太田・土生・嶽下グループと浜都・中都グループに二分されることとなり、それぞれがトウヤ・ダンジリとヤッコ・ミコシのいずれかの役割担当となるように編成され直して今日に至っている。

このうち杜家の担当地区では、トウヤのなり手を募り、希望者は弓削神社の社務所へ申し出る。例祭の10日ほど前に締め切られ、希望者が一人の場合はその者に任されるが、複数いる場合には神

前でミクジ（神籤）を引いて決定する慣わしで、これをクジトリ（籤取）と称してきた。ミクジは、神前に奉ったコヨリ籤を引く。しかし、大戦後はトウヤの希望者も激減し、受け手のない年もできるようになった。そのため、部落役員や宮総代が協議のうえでここぞと思う家に目を付けて依頼したこともあったが、慣習的に経費が掛かるとされてきたために、希望者は減少の止む無きに至っている。そのため、かつてのようにトウヤを引き受けると畳の表替えや襖の張替をするなどのことはなくなり、賄の料理も地区として対応するなどの簡素化も進んでいる。とはいえ、トウヤを務めあげることへの社会的評価はまだ高いものがある。

トウヤが決定すると、トウヤの受け持ち地区であるトウモトにおいて祭りを執行するための集まりが催される。部落長および部落委員、祭典委員が出席し、協議のうえでトウヤを補佐して祭りの運営に当たるトウジ（杜司）と副トウジ各１名と会計２名を選出して祭りの執行体制が整うこととなる。また、トウモトにおける基本的な役割分担は、「弓削神社例祭行事録　杜家用」および「弓削神社例祭行事録　杜司用」（章末に資料として収録）が作成されており、基本役割を記した２種類の帳面に基づいて役割が分担され、必要な品物が調達される。前者は杜家が参列する神事・行事の流れを中心に記述するのに対し、後者はその年の祭礼を実施するために必要な準備事項や準備物、購入物などトウモト地域を統括するために必要な情報がまとめられている。また、杜家用の行事録については、祭り日程が10月に変更された段階で修訂を施して作成された別冊も残されている。

こうした弓削神社の杜家地域による諸行事の記録が「氏神祭典役割人別帳」「杜家番役割」「杜家役割雑費控帳」「弓削神社祭典行事録」「弓削神社秋季大祭杜家行事記録帳」などとして、昭和６年より現在までほぼ揃って帳箱の中に残されている（写真９－１・２）。記載された内容について準備や行事に関する比較的まとまった記載のあるものから、現在の役割担当に変更された昭和48年の祭典行事記録を要約して以下に示しておく。

「昭和48年度　弓削神社祭典行事録」

10月１日、杜家決定、杜家帳箱を受領

２日、集会所にて部落長・部落委員・祭典委員が協議し、杜司・副杜司・会計２名を決定

写真９－１　弓削神社杜家帳箱

写真９－２　昭和前期の弓削神社杜家行事記録

５日、杜家にて祭礼諸行事につき打ち合わせ
10日、神社および杜家の掃除、笹立て、しめ下ろし、神輿番榊下ろし
12日、五合餅十重、酒六升、白米二升を神社へ持参
13日、午前６時、総氏参り

すなわち、トウヤの決定後、その年のトウモトにおいて役割分担が決定され、打ち合わせを経て神社の清掃（煤取り）と特定の場所へのシメオロシ（注連下ろし）が行われる。笹竹を二本立てて注連縄を張り渡す。このとき、神社の井戸へもシメオロシを行うが、これは芸予諸島地域の特色でもある。また、神輿を担ぐ役割の本加輿丁の家にもシメオロシを行って榊を刺すことも、弓削地域の特色である。

さて、祭りを主宰するトウモトの組織を地区別に担当し、その地区の中から主催者としてのトウヤ（杜主）と祭礼行事を取り仕切る杜司・副杜司を定める下弓削地区・弓削神社に対し、上弓削地区・高浜八幡神社では、トウニン（当人）組織の構成を集落単位に定めた負担金割合である上弓削６、久司浦３、沢津１の基準に準じてトウヤが割り当てられた。同様に、祭りの運営に当たるトウニンも上弓削は８組より籤取式よって18人、久司浦は６組より15名程度、沢津は４名を選出していた。そして、トウヤの担当地区では、トウニンの中からトウヤの亭主を定め、主宰者として全体を統括する仕組みが形成されていたが、平成27年より久司浦地区は大森神社をもって分離している。また、佐島の八幡神社では、前年の祭りの終了時に氏子全体の中から順に15名のトウヤを籤取によって選出しておき、祭りが近づくとさらに籤取によって主宰者としてのトウモトを選出する。

このようにして、氏子地域の中から地区別に定めたり、地区ごとの比率に基づいて一定の人数を全体から選出したり、全体から定まった人数を選出することで、その年の祭りの運営に当たる組織が出来上がるトウヤ制度が形成されてきた。「弓削神社例祭行事録」によると、この組織を「杜（とう）」と称していたようであり、現状ではこの「杜」の組織が随分と大きくなっている。一方で、高浜八幡神社のトウニン、佐島八幡神社のトウヤが「杜」に相当する祭祀集団として位置付けられるが、こちらはその構成人数が限定されている。氏子地域の戸数規模の大きさや村落構成の在り方が影響しているとも考えられ、神社間におけるトウヤ制度の仕組みは少しずつ異なっている。

（３）湯立て神事と里神楽

弓削神社では、秋祭り初日（現在は10月第３日曜日の前々日）の早暁３時に祭りの始まりを告げる「祭告祭」が行われ、杜家と杜司・副杜司は礼服着用にて参列し、正式参拝を行った。その後、４時（現在は６時）より「総氏参」とて、氏子各戸が初穂を持って参拝する。

続いて、社頭で「湯立神事」が行われる。弓削神社では、大釜に湯を沸かし、先ず神酒を注ぎながら「さらさらと沸く湯は元の水にこそ水は湯となり玉と散りぬる／かき流す大山元の五十鈴川千代万世に御名は残さじ」の唱え言を三度唱える。次いで両手に笹を持って湯をかき回しながら「かき流す大山元の五十鈴川千代万世に御名は残さじ／さらさらと沸く湯は元の水にこそ水は湯となり玉と散りぬる／産土の宇豆の広前に湯を点てて玉の湯こして御前に参らす」と三度唱えながら散ら

して祓いを行う。さらに、「また溜まる宇豆の広前に湯を点てて玉の湯こして御前に参らす」と三度唱えながら柄杓で湯を汲み取り、神前に供える。

佐島の八幡神社では、拝殿の御拝前に注連竹を立てて五徳を置いて火を焚き、平釜を据えて湯を沸かし、米と神酒を三度に分けて入れ、舞を舞って両手の笹で湯をまき散らす。その後、柄杓で湯を掬い、桶に三回汲み入れて、これを神前に供える。

さて、上島地域にどのような経緯で湯立ての行事が入ってきたかは不明である。神楽の要素が残存しているようにも考えられるが、この地域の神楽に、湯立ての演目が存在した痕跡はない。弓削神社に嘉永６年（1853）の神楽本が、「神祇書」と名付けられて残っているが、演目構成は以下のようである。すなわち、「神集祝詞・祝詠・御神楽・手草・妙現・造化・しめ口・四天幷大麻（大魔）・鼻長（吉丸）・所堅・榊舞・弐天・小弓狩・折敷舞・神迎・荒神・児屋祢命（岩戸）・祝詞」の構成となっている。四国本土の高縄半島先端部、今治地方にかつて分布した十二神祇神楽の構成とは異なり、大三島の大三島神楽や広島県尾道市瀬戸田町（生口島）の名荷神楽など芸予諸島東部の神楽と演目構成に近いものがうかがえる。また、生口島の生口神社の例祭（祇園祭）においては湯立神事も行われており、上島地域との共通した祭礼文化が形成されている。

（４）中世的祭祀としての夜殿式・宮座式

例祭神事の後、神幸祭の前後に弓削島と佐島の氏神社のみで行われる特殊神事が、夜殿式（夜殿祭）と宮座式である。このうち夜殿式は、上弓削の高浜八幡神社および佐島の八幡神社では、例祭神事の後、神輿渡御に先立つ宵宮神事として行われる。高浜八幡神社では、夜殿祭として「楽、祓式、夜殿祭祝詞、神楽歌、神宝祝詞、散米行事、手草舞、神楽歌、四方殿、御神歌、浦安舞、御神酒、御霊うつし」の手順で執り行われる。手草の舞は神楽舞ではなく、神職が太鼓を打ちながら神歌を歌う。神楽歌も明治天皇御製から取られており、宵宮神事として昭和年代に集約的に整えられた形式である。（写真９－３）

また、佐島の八幡神社では、トウヤの亭主であるトウモト以下その年のトウヤおよび区長・神社総代が左右に分かれて列座対面し、神事の中で杓取りの子供が上座より神酒を注ぎ、相対した者同士が同時に飲んでいく。こうして上座から下座へ、また下座から上座へと一通り飲み終わると杓取りが交代し、今度は逆に下座から上座へ、上座から下座へと神酒を注いで飲んでいくなど、列座形式が採られている。続いて、拝殿で散米行事が行われる。

これらに対し弓削神社では、戦前・戦中まで宮座式の前日の夜に夜殿祭が行われていた。「例祭行事録」では、例祭３日目の夜７時より、トウヤの亭主と杜司・副杜司は礼服にて、杜中の男子８名程度は着袴にて神社へ出向き、来賓の村長・氏子総代・区長とともに参列していた。戦後は実施の時期が変更され、昭和21年より秋祭り初日に移行となった。現在の神事は、修祓、献饌、祝詞奏上、玉串拝礼、奉幣の儀、撤饌、神酒拝戴の順で行われ、秋祭りの宵宮神事の意味合いを持っている。瀬戸内海島嶼では、広く宵宮をヨミヤ（宵宮）・ヨイノモウシ（宵の申）・ヨイノムシなどと称しているが、一部ではヨドともいう。夜殿も本来は宵殿の意であろう。これが弓削島・佐島では

夜間の神事であることから夜殿となったものと見られる。なお、夜殿祭のあと、洗米・神酒・御神楽が授与される。

ところで、一方の宮座式はいずれの場合も秋祭り神事の最後に位置付けられており、祭りを締めくくる行事との認識で共通している。高浜八幡神社では、「宮座式要領」として関係者の役割を以下のように成文化している。

当人行事

一、当人のうち四名は二人一組になり当屋の主人を基準に左右に分れ次のことを順よく行うこと。

（一）半紙八つ切りを配る。

（二）肴（イリコ二匹を腹合わせにする）を配る。（写真９－４）

（三）土器を配る。

（四）御神酒を下り上り執配し、（参拝者は両人から一献ずつ受ける）最後に当屋の主人の前で向い合い互に三献交す。（写真９－５）

二、当屋の主人挨拶、肴をすすめる。

三、次からは、宮司が神殿から下げ当屋の主人に運ぶ。前回同様当人は二人一組で当屋の主人を基準に次のことを行う。（写真９－６）

（一）一夜作りをよく掻雑（かきまぜ）て配る。

（二）餅二台の内、一台は当屋の主人に渡し、他の一台は控室に下げ切って配る。

（三）御供（ごくう）（御飯の突抜き）を配る。（それぞれの八寸膳に八個ずつ入れてあるものを箸で少しずつ配る）

四、当人総出で、本殿より御膳を下げて、氏子役員の呼名に従い、宮司から御守、御手草、御神楽の三体を受けて参拝者に配る。

すなわち、その年の祭りを奉仕したトウニンたちが一同に会し、また神社総代や地区役員など氏子たちが集まった中で、神前でトウヤの亭主を中心に左右に列座した座席の形態がとられて行事が行われることが、大きな特徴である。形態的には、畿内の宮座に見られる長床神事の座列に似ており、宮座式と呼ばれる所以かも知れない。

八つ切りの半紙に二尾のイリコを腹合せに配り、左右それぞれに上座から神酒が土器に注がれていく。次に一夜作りの甘酒を、トウヤの亭主より順に箸で数粒ずつ配っていく。餅は、三方一台を亭主に下げ渡し、もう一台は切り分けて参列者に分与する。次いでゴックウ（御供）が配られる。御供は、ツキヌキとも称し、飯を炊いて突き抜きで押し抜いた径３㎝、高さ４㎝のものが作られる。さらに本殿より膳（折敷に餅・めざし・菓子・みかんなど）を下げて参列者に配られ、御守（紙の神札）、御手草（洗い米（よね））、御神楽（お供米（くま））が授けられる。（写真９－７・８）

他方、弓削神社では、かつては極早朝より御供米番2名が出て神饌米を炊き、押し抜きの御供を調製した。「例祭行事録」によると、トウヤの亭主が参列したトウヤの関係者より中座頭を２名選定して座を設定するなど、列座に重きを置いている様子がうかがえる。トウヤの亭主や杜司・副杜

司のほか、トウ（杜）の構成員である杜中男子が礼服又は着袴にて参集し、列座しての宮座式が挙行された状況が見えて来る。トウの構成員に限定された宮座形式の行事が本来の形とも見られる。

また、佐島の八幡神社では、夜殿祭同様に左右に列座した両側の人員による対面した神酒の拝戴儀礼が行われるなど、宮座式への参加者は限定的である。すなわち、15名のトウヤと区長・神社総代・宮司が左右に分かれて列座し、小中大と三種の木盃で上座から下座、下座から上座、さらに杓取りの子供が入れ替わって同様に都合12回にわたり神酒を飲んでいく。

写真９－３　高浜八幡神社の夜殿祭

写真９－４　腹合わせに並べられた肴（イリコ）

写真９－５　高浜八幡神社の宮座式

写真９－６　神前に供えられた
ゴックウ、餅、一夜作りの甘酒

写真９－７　酒器と突き抜き

写真９－８　高浜八幡神社の宮座式で
神前に並べられた供物と授与品

この夜殿祭・夜殿式と宮座式については、この弓削島・佐島のみで行われている特殊神事で、他地域での事例は知られていない。全体的に形式化されてしまっている部分もあるが、限定された参加者による列座形式を採ることなど、中世宮座の構成要素を引き継いでいるようにも解せられる。弓削島庄時代との関連は明確ではないが、何らかの繋がりを想定させる貴重な民俗文化資源と言えよう。

（５）秋祭りにおける行事構成の変化

弓削神社の秋祭りは、かつては９月に４日間にわたる祭り行事で構成されていたが、昭和15年よりひと月遅らせて10月の実施となり、大戦中の19年には短縮して行われ、20年には湯立式を取り止めている。そして戦後の21年より期間が３日に短縮され、22年からは例祭式を初日に行う現在の構成に変化しているなど、表９－１にまとめたように、実施日程や順番に祭り構成の変化が見られる。明治末期から大正前期頃に神社がそれまでの慣例を基にして作成したと考えられる社司用の「弓削神社例祭行事録」（資料）によると、総氏参、湯立神事、神輿洗、御出祭（御霊移し）、御立祭（宮出）、御旅所祭、杜元奉幣、御入祭（宮入）、幣帛供進式（例祭）、夜殿祭、宮座式の順に例祭神事が４日間に亘って実施されている。弓削神社では、昭和以降に毎年の杜元地区が例祭の実施記録を作成し「杜家帳箱」にて保存している。現在保管される記録文書は昭和６年が最古であるが、これに記載された行事は例祭行事録に倣って実施されている。

表９－１　弓削神社の祭りにおける行事構成の年次変化

	例祭行事録	昭和６年	昭和21年	昭和22年	昭和56年	平成28年
一日目	総氏参 湯立神事 神輿洗 御出祭	総氏参 御湯立 神輿洗	総氏詣 湯立式 夜殿祭	総氏詣 湯立式 例祭 夜殿祭	総氏参 湯立神事 例祭 夜殿祭	総氏参 湯立式 例大祭 夜殿祭
二日目	御立祭 御旅所祭 杜元奉幣 御入宮	御立祭 御旅所祭 杜元奉幣 宮入	御神幸	神輿渡御	宮出 御旅所祭 杜元奉幣 宮入	神輿神事 御旅所神事 杜家神事 宮入
三日目	幣帛供進式 夜殿祭	幣帛供進式 夜殿祭	例祭 宮座式	宮座式	宮座式	宮座式
四日目	宮座式	宮座式				

弓削神社の杜家帳箱保管資料により作成

さて、表９－１に示した弓削神社例祭における行事構成の年次変化の一覧表によると、構成要素として大きく変化したのが、夜殿祭の位置付けである。例祭行事の基本となる「例祭行事録」や戦前の祭礼記録では、４日間にわたる秋祭りの３日目の夜に設定されていたが、戦後は例祭初日の夜へと移動している。一方で、高浜八幡神社では、「氏参り→大祭式→夜殿祭→おたち・おいり→宮座式」の順で展開され、聞き取りの範囲では変化もない。佐島の八幡神社では、「湯立て式→総氏参り→夜殿式→神輿渡御→宮座式」の順に展開される。いずれも、夜殿祭は古くより初日の夜に行われており、逆に宮座式の前夜であったという伝承もない。では、弓削神社の行事構成と他の二社の行事構成とのズレは何を示しているのであろうか。

近代以降、現在までの例祭行事の構成要素から見ると、近世以降に始まったと見られるのが、神輿渡御に関する祭事や行事であろう。したがって、より古い要素によって祭りを組み立てると、総氏参り・湯立式・例祭・夜殿祭・宮座式にトウヤの神事を加えた組み合わせとなる。

また、「例祭行事録」に見る弓削神社の神事は、明け方未明というよりは深夜から始まる仕組みが読み取れ、夜間を中心とした中世的な時間構成による祭祀の名残を伝えており、この点も興味深いものがある。さらには、いずれの神社においても、シメオロシ・シメアゲという祭りの標示物としての注連竹の設置と取り除けの民俗、水源地（井戸）の重視と神事の前に湯立式や散供、散米行事による「祓え」が幾重にも付随することも、弓削島地域の特性を考える上で興味深い民俗文化資源を構成する要素と言えよう。

（森　正康）

資　料

弓削神社所蔵文書「弓削神社例祭行事録　杜司用」

百手神事

一月七日

當日早朝杜元ニ於テ的大中小参個弓六張及矢二十四本調製

亭主ハ禮服着用射手六名以上〔射手ハ着袴事〕ヲ随ヘ神社へ出仕シ神職ノ指揮ヲ受ケ百手神事ヲ行フモノトス

籤取

九月一日

元杜家ヨリ通知シ杜中希望者神社へ出仕ノ上行フモノトス

杜屋定マレバ杜中全部集合ノ上各役割ヲ為スモノトス

杜人役割左之通〔総テ杜人ハ徽章ヲ付クル事〕

一杜司　　壱名　　宮番
一副杜司　壱名　　十六日昼　　弐名
一小使　　弐名　　仝　　夜　　弐名
一受付　　弐名　　十七日昼　　弐名
一御辛櫃　四名　　仝　　夜　　弐名
一賽銭箱　弐名　　十八日昼　　弐名
一床几持　参名　　仝　　夜　　弐名
一太鼓　　弐名　　十九日昼　　弐名
一塩振　　弐名
一御旅番　弐名　　外ニ十八日夜御供米番弐名定ムルコト

九月八日　　神社すゝ取
　當日午前八時ヨリ杜中総出ニテ社頭ニ参集シすゝ取祭執行後杜司ハ杜中一同ヲ指揮シテ神社内外大掃除祭器具一切洗物御神燈全部張替井戸替へ社務所ヲモ掃除
其他神職ノ指示ニ従フベシ
入用器具〔當日杜家モ神社仝様大掃除スル事〕
一大はんぎり　弐個　　一になひ　　三荷
一鍬、熊手、すゝはき竹及笹
一正麩　五銭　　一箒　八本　　手箒四本、竹箒四本
一木綿　五尺　　一はけ　　三個
一井戸替用器具
尚〔十二日注連卸シ用意トシテ捻リ藁六十四、日向皿三百、小しめ二十四連、幣串六十四、荒薦等〕
前記割役外十七日杜元振舞ニ付料理番壱名、手伝男一名、女五名
　　豫撰シ置ク事
酒ノ注文用意　　タイゴ　開　百二十尾　　塩　百二十尾
　　アジ又ハセイゴ塩漬　弐百尾
　酒
一、約二升　　十二日　注連卸シ振舞
一、五升　　十六日　氏参
一、一升　　御神輿洗
一、八升　　宮番御旅番
一、約一斗　　十七日　振舞ノ時
一、五升　　宮座式
一、四升　　本加輿丁
一、五升　　段尻番

一、一斗　　青年会
一、参升　　御道具番
　　計約五斗参升
一金参円弐拾銭　　奴行列
一金五拾銭　　本加輿丁
一金五拾銭　　段尻番
一金壱円　　青年会
一金五拾銭　　御道具番
　　計金五円五拾銭
元杜家名　明神　大森、嵩下　田窪、中杜　宮原、濱都　土井

　　注連卸
九月十二日　　神饌杜中負担
　当日早朝ヨリ藁一把宛持寄り〔便宜上買入テモ宜シ〕注連卸準備ニ取懸ル事、諸準備整ヒ次第神職ニ案内スルコト
新調スベキ品目
　一大注連　一　　神社前注連石
　一大中小注連　　三六　　神社境内各所
　一小注連　　二四　　本加輿丁　　八　　杜元及神社用
　一笹竹　　四八　　本加輿丁　　一六　杜元及神社用
　一幣串　　一尺二寸　　六拾四本
　一捻り藁　　六拾四個
　一御杖　　三尺　　六本
外ニ準備品
　一箸(青竹)　　弐百本
　一日向皿　　参百個
　一コン盛　　二百尾乃至弐百五十尾
　一荒薦　　一帳　　長六尺　巾四尺五寸〔六つニテ極上等〕
　當雑品諸経費杜中負担
　杜元ニ於テ注連卸執行後神職振舞ノコト
　亭主及杜司ハ礼服着用相伴ヲ務ム

九月十五日　　餅搗
　餅米　　一斗　　鏡餅五重〔四升〕
　残六升ニテ「イタガネ餅」　三百五十個程調製スル事〔餅米代神社負担〕

米五升　　御供米として神社へ持参の事

九月十六日　　総氏参
午前二時御神酒五升持参
仝　三時祭告祭執行亭主及杜司ハ禮服着用正式参拝、其他奉仕者ハ着袴ノ事
総氏参自午前四時至午前八時、参拝者中部落役員優遇スルコト、亭主挨拶ニ出ルコト
一コン盛持参ノ事〔但シ二三十尾〕
午前八時御湯立準備　　神事執行役一同下向、宮番ハ留ル事
一榊又ハ樫ノ枝五尺位ノモノ四本、午後二時ニ神社へ持参スルコト
本日午後四時ヨリ神輿洗、御酒壱升渡スコト
　　御出祭
午後六時亭主禮服着用、杜中男子四名以上参社御出祭参列スベシ
一一コンモリ拾六尾程持参ノコト
御出祭後神輿飾付及御道具ノ手入飾付ヲ為スベシ
　　献立
一頭付焼物　〔チヌ〕　　一差身　　〔ボラ〕
一酢物　　〔ハゲ、ココリコンニャク〕　一吸物　　〔チヌ〕
一ヒタシ　　〔青物〕　　一　ハゼ　　〔ハモ〕
一煮付　　〔イカ、豆腐〕
一平　〔サトイモ、カンピョウ、ゴンホウ、ヤキトーフ、魚又ハハンペン、シイタケ、コブ〕
一ツマミ煮　〔テンプラ、コーヤトーフ、ハス、マキスシ、湯出玉子、果物、ハンベン〕
　　十七人乃至二十人前位
◎外道具持及杜中手伝食事約廿五人
　宮座其他準備買物
　　海苔二帖　　糀　　一枚
　　菓子昆布　三筋　　上菓子　百二十個
　　菓物　　百弐拾個
　神社に於購入す
　煮シメ、ナマス、サカナ　　計二十五人

　　御立祭
九月十七日
午前四時亭主及御道具持担当者ハ禮服着用社参スルコト
午前四時(五時)御宮出シ拝殿前ニテ清祓式、
　渡御順序

奴行列、御道具、神輿、祭主亭主氏子総代及役員一般

天神原御小憩、朝神饌供進祭執行

御辛櫃及賽銭箱ハ便宜上先ニ運搬スルモ差支ナシ、其間注意ヲ要ス

御旅番ハ〔二人〕ウスベリ火鉢等準備スベシ

祭典執行後御旅御膳配付ノ為メ必要人員ヲ選出スベシ

杜元奉幣御幸　　神饌御初穂　杜中負担

御旅所祭典執行後亭主及杜中男子ハ杜元御幸ヲ奉迎スル事

杜元祭典執行後神職氏子総代区長ヲ振舞フコト

午後二時杜元御立、午後三時御旅御立ノ旨便宜ノ方法ヲ以テ一般周知サスコト

仝日午後六時御入宮、亭主ハ御神爾移シ清メ迄留ルコト

九月十八日　　幣帛供進式

當日午前九時亭主ハ礼服着用参社、式ニ参列スルコト

尚直会式ニモ参列ノコト

仝日　　夜殿祭

午後七時迄ニ亭主及杜司〔礼服〕杜中男子八人位〔着袴〕参社シ神事始メニ奉仕、尤モ時刻前ニ

村長・氏総・区長へ案内スルコト

受付二名奉仕スルコト

一コンモリ弐拾尾程入用

夜殿神事済次第御洗米御神酒御神楽ヲ授与

九月十九日　　宮座式

當日午前二時御供米番二人ハ神饌米ヲ炊キ出シ神職ノ命ニ依リ「ツキヌキ」ヲ調製スルコト

午前九時迄ニ亭主及杜司〔禮服着用〕、杜中男子ハ〔禮服又ハ着袴〕社参シ宮座式ノ準備シ、

一方氏子総代、区長、部落役員ニ宮座式ノ案内スベシ

午前十時ニ執行スルコト

亭主ハ参列者内ヨリ中座頭二名撰定ノ上座ヲ作ル事

跡取片付御膳其他洗滌シテ以テ祭典終了

宮座式必要品

一神酒　　五升　　太鼓台奉納者共ニ

一一コンモリ　　若干　　杜司見計ニ依ル

注意

祭典中杜人ハ総テ社用ニ注意周到ニシテ妄リケ間敷所為致サザル事

【引用・参考文献】

愛媛県教育委員会編　2002『しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査報告書－民俗編－』愛媛県教育委員会

大林太良編　1991『瀬戸内の海人文化』（海と列島文化第９巻）小学館

かやの木創房編　1998『弓削民俗誌』弓削町
西田正憲　1999『瀬戸内海の発見』中公新書
三村泰臣　2004『広島の神楽探訪』南々社
森　正康　2002「芸予地域の民俗文化構造とその特質」地方史研究協議会編『海と風土－瀬戸内海地域の生活と交流－』雄山閣

第10章　総括

１．弓削島庄の歴史的展開

（１）庄園領主と地頭

弓削島庄は、伊予国越智郡弓削島に所在した庄園である。庄域は、現在の愛媛県越智郡上島町所属の弓削島そのものであるが、一部周辺の小島嶼（現在は百貫島と呼ばれている）も含まれる。その弓削島は、広島県と愛媛県にまたがる芸予諸島の東端に位置する、面積8.68㎢、周囲約20㎞の島である。

保延元年（1135）６月３日伊予守藤原忠隆請文（「東寺文書」無号之部３）が史料上の初見である。立庄の事情は定かでないが、同年９月に伊予国留守所下文が弓削島住人等に下され（「東寺百合文書」テ函３。以下「東寺百合文書」については、函名と京都府立総合資料館（現在の京都府立京都学・歴彩館）によって付された文書番号のみを記す）、塩浜・田畠の所当官物が免除された。初期の庄園領主は、源氏尼真性という女性であるが、その人物像は明らかではない。真性は承安元年（1171）に庄を養女藤原綱子に譲渡した（こ函９）。綱子は、五条大納言とよばれて平氏政権とのつながりが深かった藤原邦綱の女で、安徳天皇の母建礼門院徳子の乳母となっていた女性である。

綱子はさらに庄を後白河上皇に寄進し、上皇（名目上はその持仏堂である長講堂）を本家、綱子を領家とする体制ができあがった。本家職はのちに他の庄園群とともに後白河上皇の女宣陽門院覲子内親王に譲られ、宣陽門院はさらにそれを、延応元年（1239）に供僧供料庄として東寺に寄進した（「東寺文書」楽）。一方、綱子の保持していた領家職の行方は定かでないが、平氏の滅亡とともにその実態を失ったものと推測される。

在地領主としては、平安末期に開発領主の子孫と覚しき「下司平氏」の存在が確認されるが、承久の乱後には、武蔵七党の一つ西党の一族小宮（日奉（ひまつり））氏が新補地頭として入部した。同氏は、武蔵国多西郡小宮の地（東京都あきる野市とその周辺）を本貫とする武士で、庄での史料上の初見は、延応元年である（と函３）。地頭職はその後、三分の二と三分の一に分割されて相続されたが、小宮氏は在地支配の過程でしばしば東寺と相論を引き起こした。正嘉三年（1259）には和与が成立したが、和与状によると、地頭が百姓名から加徴米、塩などの収穫物を徴収することをめぐって対立が生じていたことがわかる（ヒ函８）。正嘉の和与以後も地頭の非法は続き、相論は結局幕府の法廷に持ち込まれた。永仁４年（1296）には、三分の二・三分の一両地頭に対して幕府の裁許が下され、地頭小宮氏は、庄園支配に咎ありとして、職を没収され、所帯を収公された（マ函10）。

小宮氏のあと、新たに地頭職を得たのは、鎌倉将軍久明親王の母房子である。東寺はこの新地頭との間で下地中分の交渉を進め、乾元２年（1303）ころには和与が成立した（マ函16）。和与の条

件は、田畠・山林・塩浜等の下地については三等分し、三分の二を領家分、三分の一を地頭分とすること、庄内の網場三カ所については、島尻（しまじり）を預所（領家）分、釣浜浦を地頭分とし、辺屋路島については、所出物を折半するということであった。これによって島の北部の鯨方（現在の久司浦周辺）と南部の串方（現在の下弓削周辺）が領家分、中央部の大串方（現在の上弓削周辺）が地頭分となった。なお、この下地中分の状況を示す差図が「東寺百合文書」の中に残されている（と函153、巻頭図版３－１）。

（２）塩の生産と輸送

鎌倉初期の文治４年（1188）から翌５年にかけて行われた検注によると、本庄は、３町３反180歩の田地と、26町３反180歩の畠地からなっていた（と函１、ヨ函２）。このうち畠地については詳細な検注取帳が残されている（よ函４）。それによると、庄内の畠地は大きく二つの部分に分かれていた。ひとつは百姓名とでもいうべき部分で、ここでは恒光以下22人の名主級百姓が畠地を分割保有して経営を行っている。名ごとの面積は最高が１町９反120歩、最低が２反180歩であるが、大部分は、６反～１町にほぼ均等に分割されている。もう一つの部分は末光名とよばれる下司名で、ここでは、13町余の畠地が100余筆に細分化され、下作人とでもいうべき小百姓によって下作されている。

またこれとは別に、本庄では名ごとに150～200歩の塩浜が付属していて、そこでは製塩が行われていた。具体的な製塩方法は明らかではないが、中世段階の製塩方法としては、自然のままの遠浅の砂浜海岸を利用して、海水がひいたあとの塩分の凝固した砂を集める初期入浜とよばれる方法や、満潮面より高いところに砂をしきつめて人工の砂浜を作り、原料海水を人力でくみあげて砂面に散水して塩分の凝固した砂を得る揚浜式の方法があったことが知られている。本庄の場合、発掘調査によって、高浜八幡神社境内や大田林で揚浜式塩田の跡が確認されている。

いずれにしても製塩の過程では、塩分の凝固した砂に海水を注ぎ、塩分の濃い海水（いわゆる垂塩）を得るための塩穴、さらに垂塩を煮沸して塩を得るための塩釜、その燃料を供給するための塩山などが不可欠であるが、弓削島では、砂浜海岸の各所に塩穴が、山間部の各所に塩山が所在していたことが確認される。このようなことから本庄においては、貢納物の中心は塩で、延応元年の所当等注文によると（と函３）、合計120石余の塩の納入が定められており、米や麦の額をはるかに凌駕している。本庄が塩の庄園とよばれる所以である。

これらの塩は、名主級百姓から選ばれた梶取、小百姓から選ばれた水夫の乗り込む100石積前後の船によって瀬戸内海を海上輸送された。彼らの航海の詳細は明らかではないが、おそらく、瀬戸内海を山陽沿いに東に向かって航行し、備讃瀬戸をぬけ、播磨灘を経由して大坂湾に入ったはずである。大坂湾からは淀川を遡り、やがて淀（京都市伏見区）に到着する。ここは、平安時代以来大規模な魚市の置かれたところであり、問丸がいて、瀬戸内海の海産物の多くは、ここで取引きされた。弓削島塩の場合も、のちにはここで換金されることが多くなる。換金されなかった塩は、淀で陸揚げされ、「鳥羽の車力」と呼ばれる、京都の南郊鳥羽に拠点を置く運送業者によって京都まで

輸送された。弓削島を出て京都に届くまで、約一ヵ月かかるのが普通であった。なお、このような塩年貢は、鎌倉末期以降次第に銭納化されていった。

（３）悪党と農民

鎌倉時代の末期になると、庄園の現地には、新しいタイプの庄官が姿を見せるようになり、彼らはしばしば百姓から悪党と呼ばれた。地頭小宮氏との裁判のために鎌倉まで出かけて勝訴を勝ち取った加持木頼平、新しい地頭との間で下地中分の交渉を精力的に進めた栄実らにも、自らの利益を貪欲に追求しようとする姿勢が見られたが、そのような姿勢を最も端的に示しているのが、弁房承誉（べんぼうじょうよ）である。承誉の活動は多岐にわたるが、百姓から責め取った塩を京都へ運ばないで、代わりに伊予国本土で買い取った安価な塩で年貢の納入をすませるというようなことを行った。このような承誉の活動の特徴は、海上機動力を駆使して商業的利益を追求しようとするところにある。これを海賊的悪党とでも呼ぶことができよう。

一方、承誉の「非法非例」に対抗して、百姓たちもさまざまな動きを示した。例えば、正和３年（1314）には逃散を敢行し、田畠の耕作を放棄して庄園を立ち退いた（さ函７・し函13）。また、古老百姓が上洛して東寺の境内において庄官と直接対決するということなどもあった（ヨ函203）。このころ村の中には、百姓たちが自分たちの利益を守るための惣百姓という組織ができていて、これを背景にして百姓たちは非法代官たちと戦ったのである。

南北朝・室町時代になると、庄園の現地には、安芸国の小早川一族や伊予国の村上氏などの海上勢力が進出してきた。東寺はこれらの勢力を取り込んで、彼らに年貢の納入を請負わせる方式によって何とか年貢を確保しようとするが、次第に年貢収取の実はあがらなくなった。結局、東寺領としての弓削島庄は寛正４年（1463）を最後に史料上から姿を消すことになる（む函53）。

いうまでもないことながら、東寺領庄園としての実体が失われることが、島の人々の生活をかえてしまったわけではない。また、弓削島をはじめとする瀬戸内海の島々の歴史的役割が失われることもなかった。そのことは、最後の年寛正４年から18年前の文安２年（1445）に作成された「兵庫北関入船納帳」を見ればよくわかる。これは、１年間に兵庫北関に入関した船舶の記録であるが、そこには、弓削籍の船が、特産品の塩などを積んで26回にもわたって入関していることが記されている。この様子をみると、庄園の解体期にある弓削島が、塩の庄園から瀬戸内海水運の拠点の一つとして変貌を遂げつつあることがわかる。

現地には、庄園時代の名残がいろいろな形で残っている。史料上に姿を見せる寺社のうち現在もその後身が確認されるのは、願成寺・薬師寺（現在は東泉寺）・浜途明神（現在は弓削神社）・客宮（現在は著（ちゃく）神社）・八幡宮（現在は高浜八幡神社）・島屋宮（現在は大森神社）などである。また庄園の基本台帳とも言うべき「作畠検注取帳」、「田畠山林塩浜以下相分帳」などに見える地名のうち、かなりの部分を今も島内各地で確認することができる。

（山内　譲）

２．弓削島における歴史的景観の成立

（１）はじめに

世界記憶遺産・東寺百合文書による弓削島庄中世景観の復元は、塩業（塩浜・塩穴）、漁業（網場）、農業・牧畜業（水田・畑・肥料採取地、牧）、林業（山林）ほかの各生産業が主たる課題になる。元禄２年（1689）検地帳に基づく近世景観復元も課題である。景観復元では寺社の位置確定が重要になるが、これについては第４章第４節（山内譲氏論考）を参照していただきたい。

弓削島は海の世界にある。魚や塩が特産になる。今次の調査では、海や山に視点を置いた。これまでの早稲田大学水稲文化研究所による調査（以下、早稲田報告とする）では、調査主体が水稲研究所だったから、その視点は水田・稲作にあった〔海老澤編2007〕。例えば、水田のない邉屋路島＝百貫島は調査対象になっていないし、収集地名も山間部、海岸部が希薄である。今回は、山野河海からの視点を重視した。基本史料である東寺百合文書の世界では、東寺の支配、収入の視点が主になる。牡蠣や荒和布（アラメ）、蛸、魚が年貢になるのは島ゆえである（済物注文、と函71：以下、文書番号は京都府立総合資料館（現在の京都府立京都学・歴彩館）のものによる）。しかし、漁業に関する史料は案外に少ない。寺院は精進料理で、魚は食べない。淀市場にて塩とともに銭にした。

（２）塩田（塩浜・塩穴）

日本の中世以前の塩浜には、いくつかのタイプがあったと考えるが、当初弓削島の塩浜は自然依存の部分が多かったと推定した。世界には陸封された塩湖がある。塩浜も原理は塩湖に同じで、海の水（塩湖の場合は塩分を含む水）を封じ込めて、太陽の光で鹹水（かんすい）を作る。浜床を造成して、漏水防止を図る。単なるプールでは効率が悪いから、砂を入れて鹹水を作った。確実に塩を生産できたが、広大な遠浅干潟があるわけではないから、塩浜の規模は小さい。弓削島の塩浜・塩穴は広大な干潟を持つ瀬戸内型の大規模塩田とは異なる製塩法で、近代以降は他との競争に敗れて衰退した。

①各地における中世製塩の概要・塩焼浜

筑前国鳥飼浜・塩屋の松・塩焼浜

文永・弘安の様相を描く『蒙古襲来絵詞』には、筑前国鳥飼浜・「塩屋の松」が登場する。鳥飼潟は博多湾・樋井川河口干潟である。この干潟の南に接した田島に文正２年（1467）「当宮領田嶋村内塩浜四町」があった（周防国興隆寺文書）。鎌倉時代・文永以前に塩屋と塩焼浜が所在していた。近世の正保３年（1646）福博（福岡博多）惣図に塩焼浜が描かれている（写真10－１・２、福岡市博物館所蔵）。干潟の中に、一部低地があった。この低地形は陸地化・市街地化した現在の等高線からも読み取ることができるし、豪雨災害を受けやすい。大潮満潮時には海水が来るが、半月後の大潮満潮までは陸地になったから、天然乾燥で鹹水を得た。ここを低い堤防で囲めば、塩浜の効果が高まった。さらに漏水を防ぐために低地の底に漏水防止のための措置がなされたと推測する。

写真10－１　福博惣図（部分）

（福岡市博物館蔵）

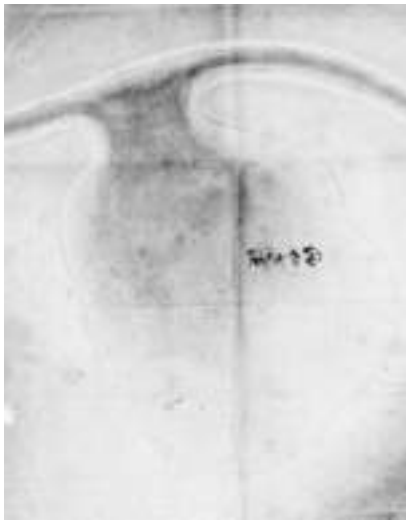

写真10－２　塩焼浜（10－１の拡大）

（福博惣図　福岡市博物館蔵）

長門国正吉郷塩焼浜と塩塚

長門国正吉郷には絵図が残る（写真10－３、有光家文書、山口県文書館所蔵）。絵図には塩塚が描かれている。筑前国鳥飼浜に同じく潮入り干潟で塩が生産されていた。

関連文書が龍王神社文書・嘉暦２年（1327）２月12日惣公文物部武久請文案（旧乳母屋神社文書・『山口県史』史料編中世４〔山口県編2008〕）で、「彼干潟者為塩焼浜、毎年地子塩拾石云々」とある。

「塩を生産していて、弘安年間（1278～1287）には、１町５段の塩焼き免田として、免租地であった。しかし、次第に衰退した。むかしの塩塚18のうち、７は形のように砂を置いてある。塩屋は１軒、今もあるが、塩を焼いてはいない。残る塩塚（11）は塩を焼く体制にはない。」

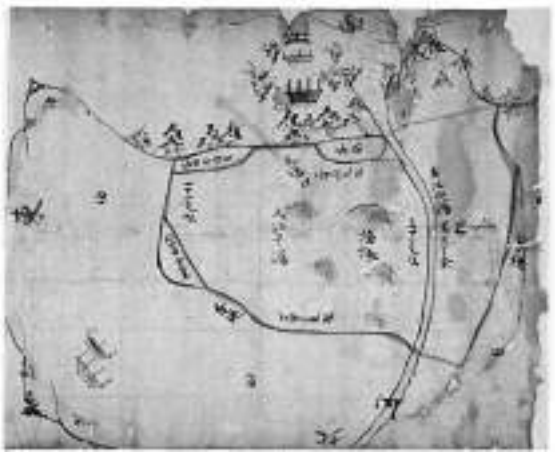

写真10－３　長門国正吉郷入江塩浜絵図

（山口県文書館蔵）

正吉郷の旧地である下関市永田には、小字「汐入」がある。これらの塩田も大塩満潮時に遡る塩水を貯める。海浜砂丘を利用しつつ低位堤防と樋門を作り、塩田にしたものだろう。自然の太陽光のみでは乾燥を促進できないので、砂を入れ、塩塚ができていた。

伊勢・御塩殿神社

伊勢神宮に付属する御塩殿神社（伊勢市二見町）には御塩浜、御塩焼所がある。当初は直煮法だった可能性もあるが、塩浜方式である。塩浜の場所自体は固定されてはおらず移動があるようだ

が、古式は伝える。塩入河川に取水口をもち、７月土用（立秋前18日）に塩入れし、７日間ほどで鹹水を得、８月に鉄鍋で焼き、粗塩を得、さらに冬に焼いて堅塩を得た〔二見町史編纂委員会編1988〕。土用・立秋は猛暑の盛りである。この時期に塩を得た。

②弓削島の塩浜・塩穴

塩作りと太陽

東寺百合文書に、「当嶋御年貢塩者、令弁進八九月中者、先例也」（正和３年・1314・９月領家方百姓等申状、し函13、後半はさ函７）、「於御年貢者、塩六百俵・大俵、淀津定、二箇度、七月参百俵・九月参百俵」（正和５年閏10月18日沙弥蓮願請文案、な函72－１）とある。太陰太陽暦（旧暦）での７月から９月は、太陽暦（新暦）ではおよそ８月から10月になるから、塩は盛夏に生産され、秋口に年貢として納められた。この正和３年には代官が新儀に正月から７月に責取り、しかも、京都に運上しなかったとして、非難されている。

梅雨は五月雨であって、旧暦５月から降って、６月まで続いた。嘉元３年（1305）と推定される雑掌栄実書状（エ函118）に、「六月中まで雨ふり候て、塩を不焼候」とあるから、西暦換算の1305年７月22日（ユリウス暦）まで雨が降った。とくに異常な長雨というわけではなく、通常の年でも６月中に塩を得ることは困難だった。

文永６年（1269）11月４日守清請文案（ル函５－１）によれば、守清は塩４石を納める代わりに「塩手米」として米３斗５升を借り、それを納入した。11月に借りれば６月に、12月に借りれば７月に返すのが通例だった。守清は、「塩（４石）は６月までにまちがいなく作り、返します。もし、返せなければ、字乙犬という14歳（数え、満年齢なら13歳）になる、「をなこ」（女子）を取り流してもよい」、といっている。乙犬はおそらく娘であろう。もし、流してしまえば、乙犬が遊女に売られることは確実である。守清は追い込まれていた。６月（太陽暦の７月）にさえなれば、塩はできると考えていたのだろうか。それとも５月中には作ろうとしていたのだろうか。文永７年６月30日はユリウス暦1270年７月19日で、四国の梅雨明けは西暦７月中・下旬である。西暦７月中旬までに製塩を終えることはむずかしかっただろう。守清女子には悲惨な定めが待っていた可能性が高い。製塩業にも不安定な側面があった。

※　『実躬卿記』徳治元年（1306）２月６日に「今日彼岸中日」とあった。その日はユリウス暦1306年３月21日であり、春分だから、太陽暦との誤差はない。

桜井英治氏によれば、塩の流通は兵庫北関入船納帳・文安２年（1445）によると、月別では７月が最も多く（全体の15％）、ついで５月、９月、８月となる〔桜井2004a・2004b〕。冬は少ない。梅雨時の６月も少なかった。単価は備後塩・小島塩・三原塩で値段が異なるが、いずれでも２・３月が最も高価で（備後塩で石当たり650文、三原塩で330文）、夏に向かって次第に下がり、６月も下がるが７月にはいったん上昇、夏を過ぎて下がり、10月・11月に最安値となって（それぞれ500文、250文）、再び上昇していく。生産量が多い夏が最安値であるが、梅雨時には生産量が減る。なお、旧暦（太陰太陽暦）では閏月が入る年があるので、年によっては梅雨明けすぎても６月

が継続する年もある。例えば2020年（令和２年）は旧暦では４月と閏４月があって、４月が２度あった。新暦７月16日は旧暦５月26日で、新暦７月30日は旧暦６月10日である。

塩は太陽によって生産された。月に２度の大潮・その満潮時に海水が進入する場所に塩浜を設けた。海水の上昇限界地点に低い堤防があれば、次の大潮までは海水をプールできた。半月の間、海水を貯水できるから、この間に夏の太陽光で海水の塩分濃度を濃縮できた。砂などの濃縮を促進させる媒体を投入した。これによって鹹水を得た。薪は高価で、資源に限りがあったから、十分な濃さを確保し、燃料を節約し、煮沸して塩を得たのである。「塩浜」、いわゆる入浜の部分が最初にできた原始形態で、揚浜に移行するのは後発形態ではなかろうか。

弓削島庄の塩穴

弓削島庄の塩浜の所在地を書き上げたものは、応長元年（1311）７月の田畠・山林・塩浜以下相分帳である（写真10－４）。この文書は百合文書の中に３点ある（と函68、京函29、ヨ函74）。いずれも「但参分一帳」とある。３点は非常によく似ているが、実は同じ内容ではなく、方位付（付東、付西など）がすべて異なっている。３点は写しではなく、応長に３通の別文書が作成された。筆跡も異なる。相分に当たって３案が作成されたらしい。

写真10－４　田畠・山林・塩浜以下相分帳（ヨ函74）（京都府立京都学・歴彩館 東寺百合文書ＷＥＢから）

塩穴は田地分にはなくて、畠地分にある。名ごとの記載の最下段に記される。ヨ函74の場合、「（朱合点）恒光　（朱合点）二反二十ト（分）付東　（朱・藤谷）山三分一　付南　（朱・クシ）　塩穴十二分」である。塩穴の記述を以下に、冒頭部分のみを列記する。山はすべてが三分一であるから、参考に＊を付して地名のみを書いた。

塩穴　（朱クシ合点）十二分　＊藤谷
同穴　（朱クシ合点）六　＊カクレ谷
同穴　（朱クソハマ合点）三　＊クソハマ
同穴　（朱クシ合点）四一分　＊垂水
同穴　（朱ヒキノ合点）三　＊比季野
同穴　（朱女牛合点）一一分　＊木本
同穴　（朱ツツミ合点）四一分　＊ツツミ
同穴　（朱女牛合点）二一分　＊クツレ
同穴　（朱クシラ合点）六二分　＊大マヤマ
同穴　（朱クシラ合点）九一分　＊高江（高松）

同穴　（朱ツリハマ合点）七一分　＊ヲフトシ

さらに続く塩穴地名を以下に記す。
ツリハマ　フルエ　大串　串　フナツサキ　大串　サカリ　女牛　串　ハフ　女牛　ヒキノ　女牛　大串　ヒキノ　クシラ　クシラ　クシラ　シマシリ　嶋尻　嶋尻　三水　ツリハマ　タナハシ　三水　三水　フルエ　高浜　タナハシ　大串　大串　サカリ　タカハマ　タナハシ　タナハシ三水　嶋尻（シマシリ）　ツルハマ　クシラ　タナハシ　串　三水

以上の百合文書に記された塩穴の所在地のうち、以下は位置がわかる。
クシ（久司）、クソハマ、引野、女牛（明神）、ツツミ、ツリハマ（ツルハマ）、大串、串、ハフ、クシラ、嶋尻、三水（沢津）、タナハシ、高浜
※　クソハマは土生の浜にクソンバ、ツツミは下弓削の小字堤。
なお、女牛大串は、女牛と大串に、タナハシ三水もそれぞれにあったと考える。

数を見ると
クシ（６筆）33　クソハマ（１筆）３　引野（３筆）11　女牛（＊明神）（５筆）15
ツツミ（１筆）４　クシラ（＊久司浦）（６筆）32　ツリハマ（ツルバマ・釣浜）（４筆）17
フルエ（２筆）８　大串（５筆）21　フナツサキ（１筆）５　サカリ（２筆）９　ハフ（ハマ）（１筆）11　シマシリ・嶋尻（４筆）19　三水（＊沢津）（５筆）23　タナハシ（５筆）15　高ハマ（２筆）８

このうち数が多いのはクシラ32、クシ27、三水23である。聞き取り調査で浜床が推定できた場所に一致する。明治段階で最も塩田面積が広かった引野は11である。むしろ、女牛（明神）が15で多い。合わせて26である。

つぎに、除塩浜穴として以下が列記される。塩浜穴六、二十四、二十のように書かれ、一分・二分表記は一つもない。数は個別の名につくものより圧倒的に多い。
（除塩浜穴）数
願成寺＝大串６、岩屋＝高ハマ24、厳島＝高ハマ20、八幡宮＝サカリ７、伊勢＝女牛７、
公文給＝タナハシ14、預給＝タナハシ13
※　ヨ函74では、公文給はタナハシ三水となっているが、他の２通からタナハシとした。
高ハマには２筆44も塩浜穴があって、岩屋や厳島の除分に当てられている。
中世の塩浜分布は北部、北西部が多かった。東部・南部の海岸は砂利が多く、製塩に適した砂浜は少なかった。
※　３通はいずれも筆跡は異なる。「預給」とあるべきものが「預法」と記されていた（ヨ函

74）。写し誤りであろうが、現地ではなく、京都にて３通が作成されたことを暗示する。

３通ともに「付」の方角を除いて、数は一致し、塩穴の位置はほとんど一致している。数字をどう読むのか。数字が二文字ある場合、上の文字は一から十一である。下の文字は一か、または二である。おおむね二文字は少し間隔がある。上の数字が塩穴の数、下の数字は端数的なもので、一分と二分があった。「参分一帳」であるから、三分一または三分二を意味するだろう。

研究史での塩穴数の誤認

これまでの研究はこの六二分を塩穴の数が62だと解釈していたらしく、『愛媛県史　地誌Ⅱ（東予西部）』〔愛媛県史編さん委員会編1986〕では弓削島全体で2860穴、三水では162穴あると記述している。しかし、近世以前の日本にて、六二と書かれていたなら、六十二（62）ではない。62であるなら、かならず「六十二」と書き、「六二」とは書かない（六二と書かれていれば、ふつうは６と２か、あるいは６の２倍か。四三星〈しそうぼし〉は北斗七星のことで、その四と三）。書き上げられた中には「同（塩）穴十一一分」もあって、これは十一プラス一分であると解される。

見て行くと「同穴四」のように、分がついていないもの、そして、「同穴四一分」のように、分がつくものの、２タイプがあり、それ以外はない。後者は一分か二分かのどちらかで、三分以上はない。頭の数字が所在数の基本である。

この考えにより数え直す。上掲『愛媛県史』は弓削島全体で2860の塩穴があったとしたけれど、分の読みを改めて計算しなおすと、名の分が234穴、除塩浜穴が91穴になる。弓削島の製塩適地が『愛媛県史』がいう3000近くもあったとは考えられない。合わせて300強が妥当な数である。

正和２年（1313）４月の公田（名田）方田畠塩浜分年貢等済物注文（と函70、71）によれば、畠地分年貢塩を負担する名主は大名小名合計22人で、塩浜は200歩か150歩か100歩かのいずれかで、合計すると3650歩ほど、およそ１丁だった。塩田といっても、それぞれは１反にも及ばない小規模だった。これは除分を含まないから、この約１丁に234穴があった。つまり、塩浜１反に23前後の塩穴があって、一人当たりでは10余の塩穴があった。鎌倉時代は目安として１人が10強の塩穴を持っていたことになる。

分が示す２種の数字の後段については、塩穴の形状がそもそも分け得るものであったとは考えにくいので、取分を３分割していると考える。塩穴は塩浜穴とも表現されている（除分）。沼井（ぬい）の原形の施設を塩穴・塩浜穴と呼んだのかもしれない。

中世文書の塩穴は近代の塩浜・浜床に一致

明治９年（1876）畝順帳に記載された塩田は、引野２か所、下弓削１か所のみであった。引野は弓削では近代最大の塩田で、中世以前に起源を持つ。正嘉３年（1259）２月の領家地頭和与状（ヒ函８）、永仁４年（1296）の関東裁許状（マ函10）では、「一　比季野浜事」という項目が論点になっていて、地頭日奉茂忠および小宮景行と雑掌明鑒が連署する前者では、「比季野（引野）浜」は領家分であると確認され、後者では争点になっている。この相論で論点になった浜は引野のみで

ある。引野には「比季野浜分大俵塩八俵」が賦課されていて、他の浜から産出される大俵塩80俵、草手塩45俵、膳所塩12俵（大俵塩７俵７斗５合分）、名別８俵塩96俵（大俵57俵４斗５合）とは区別されていた（と函70）。引野の浜は他とは異なる扱いを受けていた。

引野では過去の掘削工事（水道工事）や電柱工事で、基盤に凝固面、つまり浜床が確認された。

久司浦、沢津（＊今回、民家の床下の貯蔵穴にて浜床を確認、早稲田報告にも聞き取り）、明神、タナハシ（発掘調査）、高浜（発掘調査）でもまた、塩田・浜床の存在を推定できた。いずれも応長相分帳ほかに登場していて、中世以前に起源を持つことが確認できた。中世文書の塩穴分布は地下の遺構「浜床」として、今日に継承されていた。

寛永段階の塩浜の様子

寛永13年（1636）５月４日の上串村検地帳（愛媛県立図書館所蔵、早稲田報告に翻刻）によれば、「塩浜荒塩御年貢出ル由」という注記は20の居屋敷に注記されていて、別に「御蔵屋敷六間・六間」があって、「御蔵一間　塩なや一間」と記されている。また、田畠都合57町６反９畝26歩の内訳に２反８畝26歩が「塩浜屋敷塩御年貢出ル由」と書かれている。

子年（寛永13年）５月６日の下串村検地帳（同上）によれば、塩浜と記載されたのは明神村の惣右衛門一名で、その規模は28間・８間の７畝14歩であった。また、「塩浜荒塩御年貢出ル由」という注記は26の居屋敷に注記されている。また、御塩倉屋敷（４間・４間、２間・５間）があった。塩田従業者として年貢負担者が、近世初期には上串村で20、下串村で26家族分あったといえる。

鎌倉時代の製塩従事者は応長元年の相分帳（前掲）では参分一帳で51名（全体は重複分があるので不明）、正和２年の注文（前掲）では22名で、これは中分後の数となる。傾向としては鎌倉時代の方が製塩従事者の数は多い。

入浜と揚浜

今回聞き取り調査で確認した塩田は、いずれも大潮満潮時には自然状態で塩水に冠水する位置にある。それを引き入れ、溜めておいて、太陽光で自然に濃厚な灌水にした。蒸発を促進させるため砂を入れた。一方、発掘調査の成果によれば、浜床面は標高2.1～2.2m（大田林、13C代までに形成）、2.28m（高浜八幡神社、11C代～13C代）、2.45m（島尻、13C末～14C末以降）である。潮位については弓削島周辺のデータはないが、松山の場合、最高潮位は2019年９月が標高2.07mである。浜床の方が高い。引き水の水路に上がってくる塩水を柄杓で塩田に撒く揚浜式である。水路からの浜床面は50㎝ほどはあった。

百姓起請文（と函33）によれば、「当嶋塩浜高塩ニくつれ、うせて候こと、あるいは畠荒やとなりて候所、麦秋物ゝうせて候」とあるので塩浜および畠は高潮位、異常気象に弱かった。入浜、揚浜に共通するのだろうが、自然状態に近い入浜の方が被害は甚大であろう。

地籍図で確認できた明治期の塩田にも、入浜式（大潮満潮時海面以下）の面積がかなりあっただろう。今後も浜床の田面標高を計測することによって、入浜式・揚浜式両者の割合が判明すると考

える。入浜式は省力化が可能で、自然発生的であるが、揚浜式の方が管理保全が容易であったかもしれない。

塩田の技術

領家方百姓等申状（ル函23）に「一　当嶋習、以塩浜為業、塩浜習以牛為博士」とある。牛は塩浜では有益であるという意味であろう。牛を使用したように読めるが、もし、製塩中（鹹水製作中）に牛を塩田に入れると、大小便をする。塩に尿が入れば製品にはならない。塩田の築堤や地ならしの段階で牛に作業をさせ、効率的に造成を進めたのであろう。

永仁４年12月20日の関東裁許状（白河本、「東寺文書」64）に「一　山林事」「右、充給百姓等済年貢塩之處、地頭任雅意伐取之旨」とあって、この場合の山林は、塩浜百姓に配分されたものとわかる。煎熬のための燃料供給林である。

山林と塩浜の位置が同じだったり、近接したりしている例は、クソハマ、ヒキノ（比季野）、ツツミがあるから、そうした場所なら燃料を容易に得られたが、藤谷、カクレ谷、津原免、カリオ、カマタのように距離の遠いところに山が付くこともあった。こうしたところは牛や人力で薪木を運搬した。

焚き詰めて塩を得た。中世塩浜があった島尻には地名「浜床」の北側に薪山という小字がある。弓削島では戦時中には薪を燃やして自家用塩を採ったという。弓削では燃料さえあれば、そうした方法も行った。今も「弓削の塩」はそうした方法のみで製塩されている。

隣接する豊島や佐島にても、弓削本島にても、製塩土器が発見されている。製塩土器は古代で終わる。中世には鍋での煮沸になって、製塩土器は廃れた。製塩技法の変化、塩田形態の変化に対応するもので、小規模な古代の製塩法と拡大された中世の製塩法には技術の違いが大きくあっただろう。

平安期、久安６年（1150）百姓等解（セ函１）では「塩百四十二籠」「塩百五籠」とあって、俵が見えない。長寛２年（1164）の段階、下司平助道解（セ函４）でも「籠」が基本単位となっている。当時俵も併用されていた可能性はあるけれど、上申文書では「籠」であった。鎌倉時代になると「俵」が主流だが、正和２年の済物注文では俵と「小籠」が併用され、俵は一俵が「三斗籠定」とされたものもあるし、籠は「一斗五升定」と書かれたものもある。籠の方が小さい。ともに端数があるらしく、どのように運搬したのかもわからない。

製塩土器から鍋、籠から俵と、次第に多くの量が生産できるようになったものか。

（３）田畠

①名田名畠

中世の弓削島の水田は少なかった。文治５年段階と応長段階に詳しい史料が残されている。

文治４年（1188）段階で水田は３丁３反半、除田があって、定田は１丁４反、３斗代と４斗代があった（と函１）。

正和２年済物等注文（と函70、71）では、田地所当米を出すのは、串、波歩（土生）、小鎌田、大田、比季野、女牛、山女、木下、比々（日比）、鯨、比季野、石熊、鎌田、荒鎌田、二礼田（楡田）で、最大の面積が鯨にあった正作の５反であった。おおむね明治９年畝順帳で水田があった場所に一致する。土生（波歩）、大田の人たちが耕作していたこの水田は深坂池によって灌漑されていた（現在の国立弓削商船高等専門学校敷地）。串は中分絵図の串方になる。引野には３か所水田があった。上弓削には大櫛田池など２つの池によって灌漑される広大な水田があったが、この注文のどの田に対応するのかはわからない。鯨は鯨池によって灌漑される久司浦（鯨）の水田である。以上は明治段階では溜池灌漑であった。ほか鎌田にも日比にも明治にはわずかながら水田があった。女牛（明神）の水田は畝順帳では確認できない。山女、木下、石熊は現在の場所に比定できない。

文治５年（1189）に桑検注がなされている（旧「と函」、桑検注目録、『塩業大系』、『愛媛県史』に収録されているが、現在行方不明で、東寺百合文書WEBにはない。『大日本古文書』東寺文書之三、424頁、写真を掲載）。桑は373本あった。「大木当定」、すべて大木で、当、つまり枯れ木ではなく、葉が生い茂っていた。

畠は見作26丁３反半、得畠24丁８反60歩だから主要耕地である（ヨ函２）。名の耕地が一か所にまとまっているものもあるが（国清は四筆すべてハザマ）、それは例外で、ふつうは離れた畠地で組み合わされていた（友貞はメウチ（＊明神）とツハラメ（＊津原目）ほかだった）。

末久名がある。預末久免とあるので（文治５年・上掲）、末久は預（預所）だったと考える。預末久免はわずか５反しかないけれど、応長の末久名は13丁４反もある。そのうちに下司給畠が１丁５反あるから、末久は下司でもあった。なお前掲（ヨ函２）では下司免は１丁５反であった。

末久名の畠は、実は貞成名ほか多数の名から構成されている。その耕地は大串、ヒゝ、大田、三水、タナハシ、ツリハマ、大谷、ツハラメ、カリヲなど、現在も耕地がある場所に、この名の畠地は散在していた。

大谷という地名は和与絵図に見えている場所を指そう。ただし、字名は弓削島に２か所ある。１か所はその東海岸の大字大谷で、もう１か所は引野川の上流である。前者は明治の畝順帳で人家の周辺にわずかな畑地がある。後者は山林で耕地はない。前者は現状ではある程度耕地があるが、明治期以降の入植で苦労して切り開いた土地とのことである。

応長・正和の段階になると、田地は所当のかかる田が１町７反半30歩になっている。所当麦のかかる畠は11町８反320歩で、文治より大幅に減っている。中分後の数字とすると田は大きく増えた。

島で耕地は少なく、飢饉になる年もあった（「相当飢饉之年而」、年欠９月26日雑掌了縁注進状、ト函202、了縁は正嘉ころの人物）。

前掲永仁４年関東裁許状では、「一　時永名内池成新開田五段事」が争われている。雑掌教念は時永名のうちと主張し、地頭広行は自名と主張した。水田を拡大するために５反の新開田を潰して、池にしたようだ。

②正作

文治５年作畠検注取帳（よ函４）の預・末久名（ヨ函２、検注取帳目録）に３筆ほど正作がある。名の分でも貞正や近弘に正作がある。応長相分帳には正作が頻出する。手作地（直営田）をさし、とくに領主の手作をさすことが多い。前掲正和２年の済物注文に鯨、小比季野、石熊に正作があった。「為正作間、不付斗代、仮令石代」とあるように年貢はかからないが、反当１石ほどの生産力の高い水田であったし、鯨のものは５反あって、弓削の水田としては広かった。

正作は御という敬称がついて、御正作と呼ばれることが多く、地名の場合だと「みしょうさく」で「しょう」が「そう」音になって、関東では「みそうさく」「みそさく」となる。寛永帳・元禄帳には、「にかうさく」「にしよさく」という地名が多くあって、すべて畑である。「にかうさく」はわからないが、「にしよさく」ならば類例がある。

※　塩業大系（562頁）でも早稲田報告でも「にかうさく」「にしよさく」とも同様に読まれていて、県立図書館写真版を見ても、そう読める。

田遊びの歌詞に御正作をニソウサク、ニショウサクというものがある。新井恒易『農と田遊びの研究』では、御正作の転訛が記述されているが、「地頭殿・ジョウケン殿のニシヤウジャク」、「院主のニソウサク」、「地頭ほかの二升作」、「二庄作」、といった例があった〔新井1981〕。

地名ではミソウサク、ミソサク、ミソザクとなることが多く、表記は味惣作、三相作などさまざまになる（「みそさく考」『景観にさぐる中世』〔服部1995〕所収）。本来の語義が忘れられると、「御正作」表記が継承されることの方がまれで、ミ音はニ音に置き換えられることが多かった（ニ音、ミ音の混同・置換の事例は、陵の転訛とされるミサンザイ・ニサンザイ古墳、ほか）。

よって、検地帳地名「にしよさく」は「みそうさく（＝御正作）」だった可能性を想定し、「にこうさく」も同様の変遷があったかと考える。

位置が記された正作は上記のほか田畠・山林・塩浜以下相分帳（応長元年７月日、と函68）では田地として、大田、鯨、小比季野などにみえる。また、「一　畠地分」としても「正作　二反小付西　＊土居上　山三分一付中」とある。畠と山にも正作があったらしい。

（４）山林

明治畝順帳では山林と松林が区別されている。ほとんどが松林で島の中心部や南半分に山林はない。燃料山は松林で、松の葉などを束にしてソクダとし、これを燃料にして、まかなうことができた。松林以外の山林はまとまったものでは北部の字大谷と、沢津の字大判之木のみであった。わずかな面積になるが、引野の伊勢山や、狩尾の字山之神、六別當などにも山林はあった。建築材を採るにはあまり適していなかったのではないか。

（５）網場漁業

中世の漁業に関する資料は網場を示した中分絵図である。ここにみる網庭は釣浜・嶋尻・邉屋路小島、新網庭が大谷で、無網庭とあるのが津原目である。現在は海苔の養殖網になっているので、

中世漁業につながるイメージは持ちづらい。しかし、こうした箇所に建網（定置網）が設置されていた。

東寺は寺院で、殺生禁断だから、東寺も精進料理であって、魚が境内に入ることはなかった。東寺に寄進された年の延応元年（1239）12月の所当等注文（と函３）では公物分として「白干のたい百こん夏分・あましをのたい百こん冬分、かきをけ八、あらめせうせう」、預所得分として「白干のたい百こん夏分・あま塩のたい百こん冬分、かきをけ十、あみ二帖、あらめせうせう」などが記されている。白干は塩につけないが、夏、京都に送る間も腐敗はしなかったのだろうか。

嘉元４年（1306）秋季評定引付（ル函21）に、

一　網庭年貢、自元於所務者無相違上者、早速可進済年貢事

一　於網庭者、自元所務無相違之上者、□□物□者、早速可被進済候哉

とあるように、東寺は網庭からの年貢京進を要求している。

一　二俵於魚市被押事（年貢条々事書・ヒ函277）

年貢運上船、於淀津被押止之由（定厳書状・な函213）

とあるように、塩俵は淀津・魚市に送られている。また、問丸申詞（と函36）によれば、塩は１俵別に200文で塩屋商人が買い取っている。同様に魚の干物、合物も淀で換金された。

前掲永仁４年関東裁許状における雑掌教念の主張によれば、網は往古より預所進止であって、４帖のうち１帖は預所得分、１帖は地頭自名分、２帖は沙汰人百姓にあてがわれて、神祭以下の沙汰をしてきたが、地頭が横領していると訴えた。地頭側の小宮頼行代官広行は、網は殺生の業であるから、行遍僧正が寺務の時に停止して、塩浜にした。ほかの３帖は久行法師の例に任せて沙汰をしている、と主張している。

弓削島の網庭の利権は、延応元年（1239）東寺に施入される以前の段階に起源があって、それが継承されたものである。寄進当時も網は２帖で、１帖は地頭に押領されているとある。東寺以前の領主に由来する権益を、東寺が継承したもので、地頭側は最初から網庭の利権を持つ。中分の経緯で東寺も裁判を有利に進める上で主張した利権であった。

荒布（アラメ）は、建治元年（1275）10月３日および建治２年（1276）９月19日の年貢塩等送文（教王護国寺文書101、う函２）に見えて、毎年150把が梶取によって京送されている。

釣浜・嶋尻、大谷は沿岸漁業となる。今次の調査で海岸の岩や瀬につけられた地名を多く収集できたが、網を設置する場合の山あて（山見）にもこうした地名が利用されたことであろう。

邉屋路小島（百貫島）での網庭は維持管理のためには宿泊が必要で、水は桶で運び、食料も運搬する必要があったけれど、潮に乗れば往復は難しくはなかった。沿岸の網に比べれば、人が来ない分、魚が大型で魅力があった。

寛永13年上串村検地帳に「ややち嶋麦あり」（早稲田報告232頁）とある。邉屋路小島（邉屋路島）を指すのであろう。江戸時代初期まではこの呼称が用いられ、下々山一畑があって、検地の対象であった。１筆しかないから共有地（入会地）ではないかと考える。明治にも所有者が16名いたが、共有で登記されていた可能性がある。耕地もあって収穫時期には小屋掛されて収穫物の消費、

運搬が行われたらしい。この島を領有することで、島の周囲の網庭にて、備後や讃岐の他地域漁民権益を排除することができた。その監視もあったから、一定の定住期間は必要であったと考える。

（６）名地名

中世の名と同じ地名が残る場所はほとんどない。

前掲文治５年作畠検注取帳（よ函４）に国延、国光、有重が、そして末久名の中に延武が見える。応長相分帳に延武（太田）、国光、有重が登場する。延武は現在沢津にある小字延竹が該当しよう。文治にはヒヤウセカタウという地名に延武があるが、位置は不明。国光は久司浦の沢津よりに国道（くにみち）があって、所属する耕地は三水（沢津）にあった。遺称かもしれない。

文永６年（1269）の塩未進注文（文永７年ヨ函13）にも見える国延は、寛永13年上串村検地帳に見える「くにのぶ」（早稲田報告240頁）が遺称か。

近世には「のふたけ」のほか「ありしげ」も地名に残っていた。寛永13年上串村検地帳および元禄２年上弓削村検地帳に「ありしげ」（早稲田報告250・251頁、174頁）、「のふたけ」（早稲田報告181頁）が見える。

寛永「むねひさ」（早稲田報告239頁）、元禄「かねふさ」（早稲田報告194頁、塩業大系487頁）、「きくよし」（早稲田報告190頁、塩業大系493頁）は名らしい地名である。中世史料には見えないけれど、地頭方の名の遺称かもしれない。

寛永帳・元禄帳の記載順でいえば、「くにのぶ」は城山に続く。「ありしげ」は久司浦のあたりらしい。のぶたけ地名は検地帳では「深さこ」の後にも出てくる。二郎大夫名という地名が近世にあったけれど（早稲田報告181頁）、これも沢津に小字治郎太夫として現存する。

（７）身分の記載

寛永13年上串村検地帳と同子年（寛永13年）５月６日の下串村検地帳（愛媛県立図書館所蔵、早稲田報告に翻刻）によると、上串村に宗右衛門、源三郎、源四郎、下串村に藤右衛門という人物がいる。彼らには他と異なる身分呼称が付されていた。この検地帳を通じて、こうした記載は彼ら４人のみである。上串村の宗右衛門は９筆もの土地を所有しており、うち居屋敷は４間・６間の24歩、藤右衛門は４筆を有しており、そのうち１筆は居屋敷で８間６間の１畝18歩だった。藤右衛門の屋敷の規模は他の百姓、例えば同じ村の弥五郎や弥八郎が15歩、24歩にすぎないことと比べれば、大きな家だったといえる。宗右衛門の屋敷は中級の百姓クラスかもしれない。源四郎は２筆、源三郎は１筆の土地所有だった。下串村の場合、この身分呼称の人物は彼一人なのだが、藤右衛門が代表で年貢納入者になり、その元に数家族がいたことも想定される。宗右衛門、藤右衛門の子孫はその後大いに発展したと考えられ、島の各地に移り住んだ末裔たちが、島での産業に寄与したと推定できる。

（８）補論　弓削島荘と弓削島庄について・荘園か庄園か

荘園・庄園という両様の漢字表記がある。教科書・一般書を含め、荘園の文字が圧倒的に多い。庄園は誤用だと教えられ、そう思い込む人もいるけれど、反面、一般社会にては荘園を「そうえん」と読む人が圧倒的に多い。じつは「そうえん」と読むのが至極当然で、これを「しょうえん」と読むことは、漢字の読みからは無理がある。

中国語で「荘」「庄」は同音同義である（ともにzhuāng、呉音で「ショウ」、漢音で「ソウ」、『漢字源』）。しかし、日本に伝わり長年運用されて来た「荘」「庄」は、日本では別字だった。両者が同一の文字として置換される例はなく、「荘」は「そう」で、「庄」は「しょう」、発音も意味も異なって、別字とされてきた。別荘は別庄とは置換されない。庄屋も荘屋にはならない。

「荘」園説の根拠は、「庄」は「莊」の俗字であり、正字は「荘」であるという点にある。『五体字類』をよくみれば、「荘」がいきなり「庄」になるわけではなく、「疘」という字を経て「庄」になったようである。この字は奈良時代の正倉院文書によく使われているから、当時の学者が「疘」の正字は荘であるから、荘と表記することが正しい、と考えたことはそれなりに理由はあった。

だが「権門勢家荘園」あるいは「新立荘園」、「記録荘園券契所」の言葉について原典に当たって実際に使用されている文字を確認すると、ことごとく「庄園（庄薗）」ばかりである。古代・中世人が、荘こそが庄の正字だと認識・意識していたのならば、もう少し荘の用例があっても良さそうである。

庄をソウと発音する例はない。庄を含む熟語でソウと読む例もない。荘の方も通常、ソウとしか発音しない（荘重、荘麗、荘飾）。荘と接続する二字熟語で、ショウと発音するものも、皆無ではないが少ない（荘厳はソウゴンともショウゴンとも発音されるけれど、もんそ・文書、そりょう・所領、そし・庶子のようにsyo音・so音の置換に由来しよう）。今日では荘と庄の混用はない（アパートの何々荘を□□庄と書くことはない）。

諸橋轍次『大漢和辞典』では庄は荘の俗字、とするが、引用された史料は、

荘司・『中右記』永久２年（1114）５月３日・大蔵卿荘司

荘園：『類聚国史』83・弘仁13年（822）

十二月甲寅河内国諸家、荘園往往而在、土庄数少、京戸過多

なのだが、まず、『中右記』は「九条古写本」、「内閣文庫本」ともに大蔵卿庄司であり、刊本『史料大成』（４）、『大日本史料』もまた「庄司」の文字で活字にしている。『類聚国史』も刊本『国史大系』は「庄園」で、『尊経閣善本影印集成』３巻161頁は該当部分が欠損で、「諸□園□而」であった。諸橋らの典拠は見つけることができないし、見ることのできた『中右記』影印本では、ことごとく「庄」「庄司」となっていた。

荘が庄の正字であるとする定説は『日本国語大辞典』も踏襲しており、「荘」を用いて「荘園」の意とするが、典拠は『宇津保物語』（近江のさう）、『源氏物語』（栗栖野のさう）と、カナ表

記のみである。「みさう」であれば「かのこきみさう」（鹿子木御庄、僧綱申文裏文書）、「にたのみさう」（新田御庄、正木文書）などがあるが、ミショウと発音したか、ミソウと発音したのかはわからない。

庄屋を荘屋と書く例はほとんど見たことがないが、庄屋は庄園に由来するもので、そのことは下司給とならんで庄屋給が登場することで明らかである。

荘の俗字・異体字に、疘がある。glyphwiki（ユニコード）やATOKでは、疘は荘と同じ字だが、庄と荘は別字だとしている。語義や発音に即して、この見解が正しいと考える。

巷間では古い時代には荘園として荘字を用いていたという。しかし、『大日本古文書（編年文書）』では天平10年（738）に山口庄、櫟本庄が（編年文書２－100頁）、神護景雲元年に東大寺庄庄官（５－652頁）、坂田庄（天平宝字６年正月15日、15－173頁、５－143頁）がみえる。字形の通りに翻刻されているが、その字は一見「疘」のようだが、やまいだれというよりはまだれの次の第一画が垂直に入る。荘字たる疘ではなく、庄の異字ではないかと推測する。

日本での漢字用例では地名（本荘・本庄、荘川・庄川、荘内・庄内など）に派生例があるけれど、調べた範囲ではいずれもみな、江戸時代には「庄」字を使用していた。

（服部英雄）

３．弓削島庄総合調査の成果

（１）弓削島庄総合調査の意義

伊予国弓削島庄は、「東寺百合文書」に代表される豊富な中世文書を有し、瀬戸内海に浮かぶ島嶼の庄園である特異性から、これまで多くの研究者によって調査研究が積み重ねられてきた（第４章第１節参照）。弓削島庄は、延応元年（1239）に後白河上皇の皇女宣陽門院が東寺に寄進したことから東寺領庄園となった。そのため、東寺関係文書の中にその記録が遺されることとなった。

東寺領として最も早く成立した庄園は伊勢国川合庄であり、延暦22年（803）に桓武天皇が本田66町を東寺に勅施入した。平安時代後期、東寺は律令政治の崩壊とともに衰退した。しかし、鎌倉時代になると弘法大師信仰の高まりと経済的基盤である庄園経営によって復興が図られた。この時代には宣陽門院、後宇多上皇、後醍醐天皇によって多くの庄園が東寺に寄進された。東寺領庄園の数は全体で80にも及ぶが、その多くが鎌倉時代に東寺に寄進された庄園である。庄園は東寺の経済を支え、中世寺院としての東寺が確立した。代表的な東寺領庄園として、丹波国大山庄、若狭国太良庄、播磨国矢野庄、備中国新見庄などが挙げられるが、弓削島庄も先述の理由から東寺領庄園の研究において重要な位置を占めている。平安時代末期の解状に、「最亡狭少之地」（「東寺百合文書」セ函４。以下「東寺百合文書」については、函名と京都府立総合資料館（現在の京都府立京都学・歴彩館）によって付された文書番号のみを記す）や「狭少最薄之地」（こ函８－２）と表現された弓削島庄は、田地はごくわずかで、畠地を中心に百姓名が形成された。所当の米や麦は塩手

米、塩手麦として百姓に貸与され、百姓は塩を年貢として納めた。

弓削島庄は島嶼の庄園であることから、庄域が明瞭である。領家・地頭相分絵図（と函153）で描かれている弓削島およびその北東に位置する百貫島（辺屋路島）が弓削島庄の庄域である。弓削島の北東部に位置する鶴浜（釣浜）から津原免にかけての沿岸、そして、百貫島周辺は魚が豊富であり、領家方や地頭方の網庭となっていた。海からの視点で塩の庄園である弓削島庄の非農業民（多少の農業にも携わる海民）の活動に注目した網野善彦氏は、『日本塩業大系』の中で「東寺百合文書」について、「製塩を営む島の、中世の実態をこれほど細かく知りうるのは、いまのところ日本でこの史料のみといっても、決して過言ではない」と評価した。さらに、網野氏は中世塩業史料の伝来・残存状況に触れた後に、「現存する古文書のこの偏差を埋め、中世社会の真実をつかみとるために、民俗・考古・地理等の各種史料の援用はもとより不可欠なことである。（中略）しかし反面、この偏差の存在とその性格を謙虚に深く認識することによって、われわれは逆に、文献史料のもつ限りない貴重さと、その活用のための真の道筋をつかみとることができるはずである」と記している〔網野1974〕。弓削島庄総合調査の意義は、網野氏のこれらの言葉に集約されている。庄園遺跡は、貴族や寺社の大規模な私的所有地に遺された当時の人々の生活・生産・信仰などのあらゆる活動の痕跡である。東寺領庄園であった弓削島およびその周辺には今もなお庄園時代の「記憶（活動の痕跡）」が歴史文化資源として様々な形で遺されており、学際的な総合調査を実施することによって、弓削島庄の実像を明らかにし、有機的に復元できるのである。

以下に、中世の瀬戸内海が果たした役割と本総合調査の成果を総括し、本報告書の結びとしたい。

（２）弓削島庄と中世の瀬戸内海（図10－１）

日本列島最大の内海である瀬戸内海は、古くから海上交通の大動脈としての役割を担ってきた。平安時代末の平氏政権は、瀬戸内海航路を整備し、日宋貿易を推進した。その結果、九州・瀬戸内海地方と京都との交流も活発化した。

庄園で生産された米、塩、魚介類などは海上輸送され、中世の畿内（中央）の人々の生活は瀬戸内海地方に大きく依存していた。中世前期の瀬戸内海は、主として年貢の輸送路としての役割を担っていた。瀬戸内海の「海の道（水運）」がその周辺の庄園を発展させたともいえる。高野山領備後国大田庄、蓮華王院領安芸国沼田庄などは田地を主体とした大規模庄園として著名であるが、弓削島庄のように塩を年貢や地子とした塩の庄園も瀬戸内海沿岸各地に存在した。中世後期になると、瀬戸内海の「海の道」を利用して、商品化された物資が各地に運ばれた。このようなことから、中世の瀬戸内海沿岸各地には、次第に年貢や商品の積み出しや荷揚げを行う港町が整備された。特に、堺・兵庫（現在の神戸市）・室津・牛窓・鞆・尾道などは拠点的な港町として繁栄した。

古くは大輪田泊と呼ばれていた兵庫には中世になると兵庫南北両関が設置され、瀬戸内海の物資が集まり、京都への中継地として栄えた。「兵庫北関入船納帳」（以下、「入船納帳」と略記）

図10－１　弓削島庄とその周辺図（S＝1/250,000）

は、文安２年（1445）１月から翌年１月までの１年余りの間に東大寺領兵庫北関を通過した主要な船舶の積荷に対する関料等を詳細に記載した台帳として有名である〔林屋編1981〕。「入船納帳」には、弓削島に籍をおく26隻の記録が見られる。その26隻の積載品目および積載量（総量）をみると、備後3,513石、豆20石、赤鰯180石であり、備後が全体の95％近くを占めていることがわかる。備後は備後塩のことであり、弓削島周辺の岩城島・伯方島・生口島・因島から兵庫北関に入港し京都方面に向かった船舶の積載品目の多くにも備後の文字が見られる。塩の産地は瀬戸内海沿岸各地に分布しているが、「入船納帳」によると塩の総積載量の半数を備後が占めていることがわかる。

尾道は、嘉応元年（1169）に大田庄の倉敷地となったことが契機となり、中世の瀬戸内海を代表する港町として急速に発展した。前面に尾道水道を有する尾道は、瀬戸内海の中央に位置することから交易船の中継地や物資の集積地となり、商業や海運業の中心地となった。米などの穀物をはじめ、筵（備後表）、塩、中国山地で産出された金（かね）（鉄）など、島嶼部を含む瀬戸内海沿岸部や内陸部の産物が尾道に集積された。弓削島庄で生産された塩も、尾道あるいは鞆といった遠距離交易の拠点的な港町を経由して、京都に運ばれたと思われる。

また、生口島の瀬戸田はこの時代の芸予諸島を代表する港町である。生口島と高根島の間の海峡は瀬戸田水道と呼ばれ、瀬戸田港はその恩恵によって発展した天然の良港である。「入船納帳」によって、当時の港町瀬戸田の繁栄ぶりを窺うことができる。「入船納帳」には、瀬戸田に籍をおく68隻の入港の記録が見られ、積載品目の大部分は備後であった。その他に、米、麦、豆などの穀物や鉄が見られる。中国山地は砂鉄の産地であったことから、安芸国方面で生産された鉄が瀬戸田に集積され、ここから大型船で京都方面に運ばれたと考えられる。さらに、「入船納帳」には、鉄を積載した10隻の船の記載があり、その船籍地と船数は尾道６隻、瀬戸田３隻、備前国の郡（こおり）１隻である。この10隻のうち郡に船籍をおく１隻以外の９隻には備後が積載されており、「塩の道」と「鉄の道」が海上で重複するのである〔今谷1988〕。

現在の弓削島の港湾には、東海岸に浜都漁港、西海岸に北から鯨漁港、上弓削漁港、弓削港がある。弓削瀬戸に面した西海岸は、東海岸に比べて波が穏やかであり、小さな低地が点在する。瀬戸内海中部を東西に結ぶ航路は、中世までは本州の陸地沿いを航行する地乗り航路が主流であったが、江戸時代になると造船・航海技術が発達し、瀬戸内海の中央を航行する沖乗り航路に移行する。上島諸島周辺の航路は、鼻栗瀬戸、岩城、弓削瀬戸、鞆を経由した。江戸時代の今治藩の参勤交代では、上弓削村の庄屋田頭家は島本陣として利用された。寛永期に弓削島で最も大きな集落を形成していたのは上弓削であり、下弓削、久司浦がこれに続き、この傾向は元禄期も同様である〔髙橋2007、第６章第５節参照〕。これらの地理的要因、中世および近世以降の歴史的展開を考慮すると、中世の久司浦、上弓削、下弓削には弓削島庄の拠点的な集落が形成され、港町的な様相を呈していた可能性が高い。下弓削地区の岳の下発掘調査地では、13世紀後半から14世紀前半にかけての時期に位置付けられる多量の吉備型土師器が出土している。これは、弓削島庄が備前・備中・備後の瀬戸内海沿岸部の地域経済圏の中に含まれたことを明確に示す資料であり、当時の盛んな交易を物語っている（第３章第４節参照）。今後の発掘調査によって、広島県福山市の草戸千軒町遺

跡や同県尾道市の尾道遺跡のような中世の港町がこの周辺で確認され、中世民衆の生活文化が明らかにされることが期待される。その港町こそが京都まで続く「塩の道」の出発点となるのである。

（３）塩浜調査の成果

塩浜の調査は、弓削島の西海岸の高浜八幡神社境内と沢津集落、北端の大田林と島尻海岸、東海岸の弓削神社境内で実施した（第３章第２・３節参照）。５か所の調査地のうち、弓削神社境内発掘調査地を除く４か所で塩浜の整地層である浜床を確認した。浜床が確認された弓削島の西海岸および北端は、「東寺百合文書」の応長元年（1311）の田畠・山林・塩浜以下相分帳から弓削島庄有数の製塩地であったことがわかる（と函68・京函29・ヨ函74）。これらは、浜床面の標高が現在の大潮の高潮の潮位よりも高いことから、揚浜式塩田の浜床であると考えられる。浜床層やその上下層に含まれる炭化材や貝類の放射性炭素年代測定結果および出土土器の年代観などから、高浜八幡神社境内発掘調査地の浜床は11世紀代から13世紀代にかけて、大田林発掘調査地の浜床は13世紀代以前、島尻海岸発掘調査地の最も古い年代の浜床は13世紀末から14世紀末以降に形成された可能性が高い。

高浜八幡神社発掘調査地の浜床層の直下では、浜堤堆積物で構成されない人為的に造成された浜床の基盤層が確認された。この種の浜床の基盤層（真砂土層）は今回の調査では高浜八幡神社発掘調査地でのみ見られ、浜床層で観察される砂粒は細かく、浜床が非常に精緻に構築されている。一方、茨城県那珂郡東海村の村松白根遺跡で見られるような鹹水槽（沼井）跡や釜屋跡は、現在のところ本庄の調査では発見されていない〔芳賀ほか2005、皆川ほか2007〕。また、製塩の燃料は背後の塩山（塩木山）に依存した。浜床構造の相違とともに製塩施設の立地の解明は今後の調査の課題としたい。

明治17年（1884）の弓削島では、引野浜、明神浜、堤浜の３浜が塩田として経営されていた〔愛媛県文書課編1887〕。地域住民を対象とした聞き取り調査では、これらの塩田の操業が口承伝承されていることを確認した。引野浜があったとされる伊勢山の北側ではツボケやシオトリノミズヒキといった塩田（塩浜）に関連したと考えられる施設の名称が残っている（第５章第４節参照）。今治藩政の記録を集めた「国府叢書」延宝５年（1677）の運上銀の覚に「弓削島 塩1248俵　津倉浜（大島）塩200俵」とあり、弓削島は今治藩有数の塩の生産地であった。しかし、中世以来弓削島の海岸部に広く分布していた揚浜式塩田は、江戸時代中期から後期にかけて、新たに開発された入浜式の塩田法が普及すると規模を縮小し、別の用途に転用されていったと考えられる。第１次塩田整理によって、明治44年（1911）に堤浜の塩田が廃止され、弓削島の塩田は姿を消した。

（４）寺社調査の成果

①中世の建造物が遺る東泉寺と定光寺

「東寺百合文書」にみられる寺社は、その多くは現在の弓削島に所在する寺社の前身である（第４章第４節参照）。これらの寺社は本事業の中心的な調査対象となった。

弓削島では、建築年代が室町時代中期、すなわち庄園時代末期と推定される２棟の建造物が確認されている。これらは東泉寺薬師堂と定光寺観音堂であり、いずれも小規模な仏堂である。定光寺観音堂は、木鼻と中備の絵様肘木および垂木・茅負の仕口だけに唐様の意匠を見せるが、全般的に和様を基調とした仏堂である。解体修理時に発見された墨書から、観音堂は寛正４年（1463）の建立であることが知られている。一方、東泉寺薬師堂は、唐様（禅宗様）を基調として和様を混入した建築様式を見せており、同時代の瀬戸内海地方の流行を示している（第８章参照）。文献資料調査では、明治27年（1894）に東泉寺13世の高橋士雲が寺にあった記録を調査して歴代の住職ごとにまとめた編纂物である「東泉温知録」や天保期に作成された「今治藩領弓削島絵図」を基に江戸時代から明治時代にかけての薬師堂の変遷を追っている。その中で、明治17年（1884）の薬師堂を本堂とする配置への変化は、ある意味で中世の薬師堂を中心とする姿への回帰であるとしている（第４章第３節参照）。また、上島町内の岩城島にある祥雲寺観音堂も唐様を基調とした中世建造物である。尾道の天寧寺塔婆および瀬戸田の向上寺三重塔（いずれも広島県尾道市）は、唐様が取り入れられた建造物の代表例である。14世紀以降、庄園制の展開とともに、商業や運輸組織、商品流通が発展し、瀬戸内海沿岸には港町が整備され、地方都市が形成された。港町は、年貢や商品の積出港として、さらには日元貿易、日朝貿易での寄港地として経済的に繁栄した。唐様は鎌倉時代末期に中国元朝から移入された建築様式であり、瀬戸内海地方の中世建造物はこの地域の当時の繁栄を如実に示すものである。

東泉寺境内では発掘調査を実施しており、出土土器と炭化材の放射性炭素年代測定の結果から弓削島庄の成立段階である12世紀中頃から13世紀にかけての時期に東泉寺の前身である薬師寺がこの地に創建された可能性がある（第３章第３節参照）。また、東泉寺境内には14世紀初頭の造立と推定される凝灰岩製層塔と五輪塔の残欠が見られ、東泉寺の北に位置する鯨池の近くには14世紀末から15世紀初頭にかけての時期の造立と推定される花崗岩製坐像板碑が見られる（第６章第４節参照）。さらに、東泉寺薬師堂の厨子内には鎌倉時代後期の作とされる木造薬師三尊立像が安置され、本像は「東寺百合文書」にみられる薬師寺の本尊を引き継いだ可能性がある（第７章第３節参照）。このように東泉寺およびその周辺には多くの中世の文化財が存在し、領家方の中心地であったことが想像できる。なお、東泉寺の東にあるデンジュウ（伝十）を越えると、島尻のミョウジンビラキと呼ばれる場所がある。そこには久司浦集落の大森神社の前身である島屋宮跡があり、今もその存在は地域の人々によって伝承されている（第５章第１節参照）。

定光寺観音堂には、定朝様を示す木造阿弥陀如来坐像が安置されている。定朝様は、大仏師定朝によって造立された宇治平等院鳳凰堂の阿弥陀如来坐像に見られる穏やかな面相と膝に浅く流麗に刻まれた衣文、体の薄い奥行などが特徴であり、平安時代後期に全国的に流行した仏像の様式である（第７章第３節参照）。

②大串方の願成寺とその周辺

14世紀初頭に行われた下地中分で地頭分とされた大串方の中心寺院であった願成寺は、上弓削集

落の東の高台に位置する。願成寺周辺には、大乗坊、長楽寺、長寛寺、惣観寺があったとされる。現在、その場所は畑地や宅地などに変わっているが、寺院名が地名となって伝承されている（第５章第３節参照）〔海老澤編2007〕。

江戸時代の元禄期から宝永期にかけての時代に発生した上弓削の大火によって、願成寺は焼失したとされる。願成寺境内で実施した発掘調査では、この上弓削の大火に関係する遺構は確認されなかった。しかし、造成土からコビキＡ痕を残す中世の平瓦が出土しており、願成寺は庄園時代からこの地に所在した可能性がある（第３章第３節参照）。また、願成寺山門の近くでは、14世紀末から15世紀初頭にかけての時期の造立とされる花崗岩製の五輪塔火輪が見られる。さらに、願成寺の集合墓地では結晶質石灰岩製笠塔婆の塔身および笠が確認された。これは備中方面からの搬入品であると考えられ、上弓削集落内にある日切地蔵を祀ったお堂にも同じ石材を用いた笠塔婆の塔身、笠および宝珠が確認されている。いずれの塔身にも放射後背のある地蔵が半肉彫りされている。これらの笠塔婆の造立時期は16世紀後半頃と考えられる（第６章第４節参照）。笠塔婆は中世から近世への過渡期に該当する石造物であり、当時の石造物の生産・流通、信仰の一端を窺うことができる。

③高浜八幡神社と弓削神社の中世的要素

高浜八幡神社は「東寺百合文書」にみられる八幡宮の後身であり、弓削神社は同書に登場する浜途明神（浜戸宮）の後身であると推定されている。八幡宮は庄園時代の大串方（地頭方）にあり、浜途明神（浜戸宮）は串方（領家方）にあった。

高浜八幡神社と弓削神社の本殿には、庄園時代の作と考えられる木造師子狛犬がある。両像とも大振りの動静は鎌倉時代風であるが、弓削神社の師子狛犬は左右相称性を破るところが見られ、よりいっそう変化に富んでいる。前者は鎌倉時代末期から南北朝時代にかけての時期の作と判断され、後者には鎌倉時代後半の特色があると考えられる（第７章第３節参照）。これらの師子狛犬は、造像以来この地に安置されてきた可能性がある。

また、高浜八幡神社、弓削神社および佐島の八幡神社でみられる中世的祭祀として夜殿式（夜殿祭）と宮座式が挙げられる。これらは弓削島と佐島の氏神社で行われている特殊神事であり、全体的に形式化された部分もあるが、限定された参加者による列座形式を採ることなど、中世宮座の構成要素を引き継いでいると考えられる（第９章参照）。この夜殿式と宮座式は、愛媛県下では弓削島と佐島にのみ伝承されているものである。宮座式には、いわゆる長床の行事との類似性も窺えるが、畿内的な明確さを備えた宮座の存在を指摘することは困難である〔森2002a・2002b〕。

石灰山の南麓の藤谷地区の自性寺では、室町時代の作と考えられる２躯の懸仏が確認された。これらは金銅製の阿弥陀如来坐像と薬師如来坐像である。自性寺と弓削神社との関係を示す可能性のある工芸品であり、弓削島における神仏混淆の実態を伝える資料である（第７章第４節参照）。

（５）弓削島庄関連歴史文化資源の調査と今後の展望

弓削島庄総合調査は、平成28年度から令和２年度にかけて実施された。庄園遺跡としての弓削島庄を理解するために７分野から構成される総合調査の体裁をとった。多くの調査分野で構成された学際的な調査を行うことによって、様々な形で地域に遺る弓削島庄関連歴史文化資源を顕在化（収集・記録）することを目標として事業を遂行した。塩浜、「東寺百合文書」にみられる事象・寺社・地名、景観、口承伝承、石造物、彫刻、建造物、祭祀などが主要な調査対象となった。これらの調査対象について、弓削島庄を構成する歴史文化資源としての位置付けを行うことが、先述の顕在化の作業である。

中世の弓削島庄に由来する歴史文化資源は、地域住民によって時代や生活の変化に合わせながら継承されてきた。一方で、長い年月を経て、人々の記憶から忘れ去られた歴史文化資源もある。

今次の総合調査でその喫緊性を感じさせたものが、地域住民を対象とした聞き取り調査（歴史地理調査、第５章参照）であった。昭和30年代頃までは、現在よりも人と土地・海との関係が密接であった。歴史地理調査では、その時代を生きた地域住民から大字や小字のみならず、ホノギと呼ばれる最も末端の狭小な土地につけられた多くの名称を聞き取ることができた。「東寺百合文書」に登場する弓削島庄の地名や景観については、現在の弓削島に継承されているものが少なくない。また、半世紀ほど前まで成年男子は艫漕ぎの船を操り、弓削島と百貫島の間を往来した話も聞くことができた。しかし、生業と生活習慣の変化によって、人々と土地・海との関係は疎遠になり、将来、このような中世的な要素を聞き取る調査を実施することは難しくなるであろう。

埋蔵文化財調査では、中世の弓削島庄の主要な所出物であった塩の生産の場である塩浜と「東寺百合文書」に登場する祭祀信仰の場であった寺社を中心に発掘調査を実施した。いずれも小規模なトレンチ調査であったが、これらから庄園時代の遺構や遺物が確認されたことは大きな成果であった。しかし、遺跡としての詳細な性格を述べるまでには至っていない。特に塩浜の調査については、塩穴（沼井）や釜屋跡などの遺構が未確認であり、今後も継続した調査を実施する必要がある。また、下弓削地区の岳の下発掘調査地周辺に庄園時代の集落や港が存在したことが想定され、弓削島で遺構がもっとも良好に残る中世城館跡である上弓削地区と沢津地区の境界に位置する城山跡（とみ山）では、詳細な築城年代を特定するために主郭や堀切（切岸）などでの発掘調査が必要である。さらに、庄園の経営管理施設であり、現地の拠点施設であった庄所（庄家）の調査も重要である。このように、庄園遺跡は極めて多様な要素で構成されているため、今後も長期的な展望に立って継続的な調査計画を策定することが望まれる。

「東寺百合文書」は、現在京都府立京都学・歴彩館に所蔵されているが、東寺領庄園であった弓削島庄の故地である弓削島やその周辺地域には、今もその時代の記憶が遺跡として遺されている。総合調査の実施によって、それぞれの歴史文化資源を相互に関連づけて、一体的に捉え、庄園遺跡としての弓削島庄遺跡の価値を理解することが可能となった。今次の総合調査の成果を基に、歴史文化資源を国民共有の財産である文化財として保存・継承し、地域と共にその活用を実践したい。

（有馬啓介）

【引用・参考文献】

網野善彦　1974「解題」日本塩業大系編集委員会編『日本塩業大系　史料編　古代・中世（一）』日本専売公社

網野善彦　1978『中世東寺と東寺領荘園』東京大学出版会

新井恒易　1981『農と田遊びの研究』明治書院

今谷　明　1988「鉄を運んだ船」新日本製鐵㈱広報室編『続 鉄の文化史－日本の軌跡と東西の邂逅－』東洋経済新報社

海老澤衷編　2007『ジャポニカの起源と伝播　伊予国弓削島荘の調査』早稲田大学水稲文化研究所

愛媛県史編さん委員会編　1986『愛媛県史　地誌Ⅱ（東予西部）』愛媛県

愛媛県文書課編　1887『明治17年愛媛県統計書』向陽社

尾道市教育委員会　2011『尾道の歴史と遺跡－中世－』

桜井英治　2004a「中世における物価の特性と消費者行動」『国立歴史民俗博物館研究報告』113（古代・中世における流通・消費とその場）、国立歴史民俗博物館

桜井英治　2004b「それは何の価値か－差額の意味を探る－」『歴博』124、国立歴史民俗博物館

髙橋　傑　2007「弓削島における景観と生業の変遷」海老澤衷編『ジャポニカの起源と伝播　伊予国弓削島荘の調査』早稲田大学水稲文化研究所

芳賀友博・寺内久永　2005『村松白根遺跡１』茨城県教育財団文化財調査報告　第250集、財団法人茨城県教育財団

服部英雄　1995『景観にさぐる中世－変貌する村の姿と荘園史研究－』新人物往来社

林屋辰三郎編　1981『兵庫北関入船納帳』中央公論美術出版

二見町史編纂委員会編　1988『二見町史』二見町役場

松下正司編　1994『よみがえる中世８　埋もれた港町 草戸千軒・鞆・尾道』平凡社

皆川　修・井上琢哉　2007『村松白根遺跡２』茨城県教育財団文化財調査報告　第284集、財団法人茨城県教育財団

森　正康　2002a「祭祀組織とトウヤの祭り」『しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査報告書－民俗編－』愛媛県教育委員会

森　正康　2002b「芸予地域の民俗文化構造とその特質」地方史研究協議会編『海と風土－瀬戸内海地域の生活と交流－』雄山閣

山内　譲　1985『弓削島荘の歴史』弓削町

山口県　2008『山口県史　史料編　中世４』

弓削町役場　1986『弓削町誌』

報告書抄録

ふりがな	ゆげじまのしょうそうごうちょうさほうこくしょ
書　　名	弓削島庄総合調査報告書
副 書 名	
巻　　次	
シリーズ名	上島町教育委員会埋蔵文化財発掘調査報告
シリーズ番号	7
編著者名	（編者）有馬啓介、曽根大地（著者）青木聡志、有馬、伊東史朗、井上淳、江藤千晴、大上幹広、黒川信義、曽根、髙嶋賢二、武田耕道、土居聡朋、長井健、服部英雄、本田佳奈、三浦正幸、村上恭通、森正康、安田豊、山内譲、山川均、パリノ・サーヴェイ株式会社、株式会社パレオ・ラボ
編集機関	上島町教育委員会
所 在 地	〒794-2520　愛媛県越智郡上島町弓削佐島583番地　　TEL 0897-77-2128
発行年月日	2020年12月28日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	コード 遺跡番号	北　緯	東　経	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
たかはまはちまんじん 高浜八幡神 じゃけいだいはっくつ 社境内発掘 ちょうさち 調査地	えひめけんおちぐん 愛媛県越智郡 かみじまちょうゆげ 上島町弓削 かみゆげ 上弓削	38356	―	34° 16′ 60″	133° 12′ 45″	20180806 ～20180905	6㎡	保存目的調査
おおたなばしはっくつ 大田林発掘 ちょうさち 調査地	えひめけんおちぐん 愛媛県越智郡 かみじまちょうゆげ 上島町弓削 くじら 久司浦	〃	―	34° 17′ 26″	133° 13′ 39″	20160509 ～20161014 20190527 ～20190913	22㎡	保存目的調査
しまじりかいがんはっくつ 島尻海岸発掘 ちょうさち 調査地	えひめけんおちぐん 愛媛県越智郡 かみじまちょうゆげ 上島町弓削 くじら 久司浦	〃	―	34° 17′ 08″	133° 13′ 58″	20190527 ～20191127	21㎡	保存目的調査
さわづちくしおはま 沢津地区塩浜 ちょうさち 調査地	えひめけんおちぐん 愛媛県越智郡 かみじまちょうゆげ 上島町弓削 さわづ 沢津	〃	―	34° 17′ 02″	133° 12′ 55″	20190323 ～20190324	約6㎡	保存目的調査
とうせんじけいだい 東泉寺境内 はっくつちょうさち 発掘調査地	えひめけんおちぐん 愛媛県越智郡 かみじまちょうゆげ 上島町弓削 くじら 久司浦	〃	―	34° 17′ 13″	133° 13′ 37″	20190925 ～20191025	2㎡	保存目的調査
がんじょうじけいだい 願成寺境内 はっくつちょうさち 発掘調査地	えひめけんおちぐん 愛媛県越智郡 かみじまちょうゆげ 上島町弓削 かみゆげ 上弓削	〃	―	34° 16′ 29″	133° 12′ 46″	20191025 ～20191111	2㎡	保存目的調査
じょうこうじけいだい 定光寺境内 はっくつちょうさち 発掘調査地	えひめけんおちぐん 愛媛県越智郡 かみじまちょうゆげ 上島町弓削 はぶ 土生	〃	―	34° 15′ 01″	133° 12′ 16″	20191111 ～20191119	6.25㎡	保存目的調査
ゆげじんじゃけいだい 弓削神社境内 はっくつちょうさち 発掘調査地	えひめけんおちぐん 愛媛県越智郡 かみじまちょうゆげ 上島町弓削 しもゆげ 下弓削	〃	―	34° 15′ 10″	133° 12′ 32″	20181108 ～20181207	4.8㎡	保存目的調査
だけ　したはっくつ 岳の下発掘 ちょうさち 調査地	えひめけんおちぐん 愛媛県越智郡 かみじまちょうゆげ 上島町弓削 しもゆげ 下弓削	〃	―	34° 15′ 27″	133° 12′ 21″	20170802 ～20170823	2㎡	保存目的調査
じょうやまあと 城山跡 （とみ山）	えひめけんおちぐん 愛媛県越智郡 かみじまちょうゆげ 上島町弓削 かみゆげ　さわづ 上弓削・沢津	〃	―	34° 16′ 48″	133° 12′ 52″	20170522	―	保存目的調査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
高浜八幡神社境内発掘調査地	製塩 社寺	中世	塩浜（塩田） 浜床	土師器、須恵器、獣骨、貝類	塩浜の浜床とその基盤層を確認した。出土遺物および自然科学分析結果から、浜床は11世紀代から13世紀代までの間に形成されたと考えられる。
大田林発掘調査地	製塩	中世	塩浜（塩田） 浜床	土師器、須恵器、瓦器、貿易陶磁器、鉄器、鉄滓	塩浜の浜床は、出土遺物および自然科学分析結果から13世紀代以前に形成されたとみられる。近世以降、塩浜跡地は水田耕作に利用されたとみられる。
島尻海岸発掘調査地	製塩	中世	塩浜（塩田） 浜床	土師器、須恵器、瓦器	複数の浜床層を確認した。自然科学分析結果から、最上層の浜床は15世紀以降に、最下層の浜床は13世紀末～14世紀末以降に形成された可能性がある。
沢津地区塩浜調査地	製塩	—	塩浜（塩田） 浜床	—	民家床下の貯蔵穴壁面において塩浜の浜床を確認した。この浜床面の標高は、島尻海岸で検出された最下層の浜床面の標高に近い。
東泉寺境内発掘調査地	社寺	中世	柱穴 土坑	土師器、須恵器、瓦器、瓦質土器、貿易陶磁器、陶器、土製品、瓦、鉄器	７つの遺構面を確認した。Ⅷ層(31層)から12～13世紀代頃の多量の京都系土師器皿、和泉型瓦器椀、東播系須恵器こね鉢、白磁四耳壺などが出土した。
願成寺境内発掘調査地	社寺	中世	柱穴 土坑	土師器、瓦	地山直上の12層からコビキA痕を遺す硬質の平瓦が出土した。同層から採集した炭化材の放射性炭素年代測定では、13世紀末～14世紀末の年代値を得た。
定光寺境内発掘調査地	社寺	中世	柱穴	土師器、瓦質土器、瓦、鉄器	遺構および遺物包含層から15世紀後半～16世紀頃の瓦質土器が出土した。定光寺観音堂は、寛正４年（1463）に建立されたと推定されている。
弓削神社境内発掘調査地	社寺	—	—	—	厚い円礫層を確認したが、中世の塩浜は検出されていない。「東寺百合文書」によると、弓削神社の北に位置する「クシ」には塩浜が存在した。
岳の下発掘調査地	集落	中世	—	製塩土器、土師器、須恵器、瓦質土器、貿易陶磁器、土製品、鉄滓	自然堆積層（海砂層）から中世の吉備型土師器が多量に出土した。周辺に庄園時代の集落や港が存在したことが想定される。
城山跡 (とみ山)	城館	中世	曲輪 堀切 石垣	—	長軸約30m、短軸約15mの主郭の北・東・南側に堀切が見られ、主郭の南西および西斜面に石垣を確認した。築城年代の決定のために発掘調査が必要とされる。

要　約	中世の弓削島庄の詳細調査を実施した。本調査では、庄園遺跡としての弓削島庄遺跡を理解し、その実態を明らかにするために、庄域である弓削島、その北東に位置する百貫島（辺屋路島）および周辺地域を主たる調査対象として７分野で構成される総合調査の体裁をとった。 塩浜の調査では、弓削島の西海岸の高浜八幡神社境内と沢津集落、北端の大田林と島尻海岸で塩浜の浜床を確認した。これらの塩浜は平安時代から中世にかけて形成されたもので、浜床面の標高から弓削島庄では主として人力で海水を汲みあげて採鹹地に散水する揚浜式製塩が行われていたと考えられる。 寺院の調査では、「東寺百合文書」にみられる薬師寺（現在の東泉寺）および願成寺で埋蔵文化財調査を実施した。庄園時代、東泉寺は鯨方、願成寺は大串方の中心寺院であり、応長元年(1311)の相分帳には両寺が登場する。発掘調査の成果から、この時代には、すでにこの地において両寺は信仰の拠点としての役割を担っていたと想定される。また、建築年代が寛正４年（1463）の庄園時代末期と推定される観音堂が遺る定光寺では、発掘調査によってその時代の遺物が確認された。さらに、同寺観音堂には平安時代後期、12世紀の作と考えられる定朝様を示す木造阿弥陀如来坐像が安置されている。定光寺は「東寺百合文書」にみられない寺院であるが、これらのことから弓削島庄の歴史において重要な位置を占めていると考えられる。 今回の弓削島庄総合調査の実施によって、点在する歴史文化資源を相互に関連づけて一体的に捉え、庄園遺跡としての価値を理解することが可能となった。

愛媛県越智郡上島町
弓削島庄総合調査報告書

（上島町教育委員会埋蔵文化財発掘調査報告第７集）

2020年12月28日発行

編集・発行　愛媛県越智郡上島町教育委員会
〒794-2520 愛媛県越智郡上島町弓削佐島583番地

印　　刷　佐川印刷株式会社
〒791-8018 愛媛県松山市問屋町６番21号